

調査研究資料 No.140

2023



戦後職業訓練関係資料集

《昭和20年～昭和33年》

〈上〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

戦後職業訓練関係資料集

《昭和 20 年～昭和 33 年》

〈上〉

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校基盤整備センター

序

本調査研究の目的は、職業能力開発の基礎情報として価値のある資料を収集し、整理し、公開することである。

調査研究資料第30号として昭和54年度に「職業訓練関係資料集」(Ⅰ)(大正6年～昭和12年)が発行され、調査研究資料第36号として昭和56年度に「職業訓練関係資料集」(Ⅱ)(昭和13年～昭和16年)(上・下)が発行されている。

今回、第30号、第36号に編集者の一人として尽力された 当校名誉教授である 田中萬年氏のその後の継続研究により、昭和20年～33年の期間における情報収集と編集作業を経て、発行可能な状況となった。

この調査研究資料は、職業訓練指導員の養成の手引書として用いられている「職業訓練における指導の理論と実際」の「職業訓練原理」の基盤資料や職業訓練指導員研修の副教材資料として、また各種の職業能力開発制度構築の参考資料としても役立つと思料される。

今後の職業能力開発の将来の発展と行政判断の厚みを増すためにも、この職業訓練関係資料集は有益であり、職業能力開発関係者に役立てていただくことを祈念している。

令和六年二月

職業能力開発総合大学校

基盤整備センター

所長 高井 宏幸

研究チーム

原案	佐々木 輝雄	職業訓練大学校 元教授
編集	田中 萬年	職業能力開発総合大学校 名誉教授
企画	新井 吾朗	職業能力開発総合大学校 能力開発応用系 准教授
事務局	砂田 栄光	基盤整備センター 企画調整部企画調整課 統括マネージャー

まえがき

本資料集の原案は、職業訓練大学校職業訓練研究センターにおいて昭和54年と56年に刊行された『職業訓練関係資料集』(Ⅰ) (大正6年)昭和12年Ⅴ、及び(Ⅱ) (昭和13年)昭和16年Ⅴ(上・下)の編集者である故佐々木輝雄教授の遺作となつた「戦後職業訓練関係年表」である。戦後も既に75年を超え、当時の資料の散逸、亡失が進んでいる。現段階において収集可能で、当時の職業訓練の全体像が分かるように重要な資料を本資料集にまとめた。

本資料集によつて戦後の職業訓練の実情を解明する意味は、現下の「職業能力開発促進法」においても中核は職業訓練であり、この業務を困難な状況の下で日々真摯に取り組んでおられる方々が、本資料集で明らかにする過去の活動を知り、学ぶことによつて今日の業務への誇りと、明日の仕事への自負を持つて戴くことができるかも知れないと考えると、ころにある。

また社会的には、職業訓練は社会問題、労働問題、あるいは教育問題と密接な関連があり、それらの要点との歴史的関係を明確にするための課題に応えようとするものである。戦後の職業訓練は上記のような様々な学問によつても研究されてきたが、それらはいくまでもその学問領域の論理によつて整理されているのであり、職業訓練の立場から職業訓練の実態と職業訓練を取り巻く諸問題を総合的・俯瞰的に考察するときの職業訓練の独自の意義とは言えないと考える。換言すれば、佐々木教授が「職業訓練の現実には産業経済、労働、教育、社会福祉政策の……緊張・対立関係の中にある」、と述べたことの証拠の提示だといえよう。

例えば、近年SDGsが推進されているが、その目標8の「働きがいも経済成長も」は、まさに職業訓練の目的であり、一貫して追及してきた課題であることが分かる。さらに、目標4の「質の高い教育をみんなに」の日本語のタイトルでは見落とされるが、「教育」の原語である“Education”の概念は「教育」と言うよりも「能力開発」"developing the

powers”の意味であり、その4の下位目標にある「働きがいのある職業につながる技術を身につける機会を得ること」は、誰もが領くように正に職業訓練の課題であつたと言えるからである。

また、昨年から進められている「リスキリング」は、これを訳せば「技能化」と言えるが、その目標の多くは本資料集で明らかかなように戦後の困難な時期に職業訓練によつて模索されていた。これらのことを明確にするためには、先人が施策・実践した職業訓練の遺産を掘り起こさねばならない。このことによつてSDGsやリスキリングの重要な課題を職業訓練が担つてきた事業であることが明らかとなる。

その中には、国民一丸となつて戦後復興を果たしてきた一翼である職業訓練の実践から見落とされた意義があり、それは今日の状況を打開する時のヒントを与えてくれるかも知れないと考える。

かてて加えて、本資料集がわが国の戦後史研究を更に深めるための素材になれば幸いと考える。それは、岩手県が「労働文化の発祥は職業補導から」と提起した(昭和24年3月)ように、職業訓練が文化としてわが国でも議論されて欲しいとの期待があるためである。

なお、本資料集は、佐々木教授の年表を原案として資料を収集し、その後発掘した資料も追加している。本資料集には未だ不備、欠落があると思われるが、それは後学者に補遺を託したい。

最後に、谷口雄治名誉教授にはGHQ資料“Labor Division Manual”『労働課便覧』の翻訳にご協力戴いた。その他、ご氏名を挙げないが資料収集のためにご協力戴いた少なくとも少ない研究者、及び東京商工会議所、日本商工会議所、雇用問題研究会、法政大学大原社会問題研究所図書室、明治大学図書館、東京大学社会科学研究所図書室、労働政策研究機構図書室、そして各地の国公立図書館・公文書館に大変お世話になつた事に篤く御礼申し上げます。

二〇二三年一〇月

田中 萬年

目次

序	まえがき	1
凡例	……	(3)
解説	……	(5)
上巻資料目次	……	(24)
第I編	G H Q 勸告・「日本国憲法」関連資料編	1
第II編	閣議・次官会議決定、審議会答申、民間団体建議編	33
第III編	行政組織編	137
第IV編	法令編	199
IV 1部	一般労務・職業指導関係	213
IV 2部	公共職業補導関係	225
IV 3部	技能者養成関係	298
IV 4部	監督者訓練関係	304
IV 5部	「職業訓練法」関係	1
(以下中巻)		
第V編	通牒・通達編	1
V 1部	一般労務・職業指導関係	67
V 2部	公共職業補導関係	242
V 3部	技能者養成関係	327
V 4部	監督者訓練関係	……

(以下下巻)

第VI編	国際的宣言・勸告編	1
第VII編	統計編	……
VII 1部	一般労務・学校教育関係	33
VII 2部	公共職業補導関係	58
VII 3部	技能者養成関係	68
VII 4部	監督者訓練関係	75
戦後職業訓練関係年表	……	110
資料索引	……	……

凡 例

- 一、法令の日付は公布の日とし、規則は『官報』掲載の日付とした。
 - 二、原義書及び案文の場合、訂正文を転載した。
 - 三、原資料が表・様式等を省略しているものはそのまま記したが、編者が省略したものは(編注・略)と記した。
 - 四、旧漢字は原則として現代的な新字体に改めた。
 - 五、原資料や神奈川県を通達集における手書きの資料で、略字体は現代的な新字体に改めた。
 - 六、番号・記号については原文の字体を変更した箇所もある。
 - 七、送り仮名は原文のままにした。
 - 八、判読不能文字、不明文字及び空白部は□で表した。
 - 九、誤植と思われる文字には(ママ)を付した。
 - 一〇、紙面レイアウトの都合上、資料末文及び図表またはその前後する部分を入れ替えた箇所もあるが、(編注)で確認頂きたい。
 - 一一、法令を除き、各資料(年表の項目を含む)の出典を最後に『〇〇』、『△△△』の略号で付したが、その名称は次の通りである。
但し、一資料のみの転載については当該資料名を資料末に記した。
- 『三法』…参議院労働委員会専門員室『労働三法改正に関する各方面の意見』、昭和26年。
- 『十年史』…労働省職業安定局『職業安定行政十年史』、雇用問題研究会、昭和34年。なお、「戦後職業訓練関係年表」の「十年史」は同書の「年表」に掲載されている項目の転載である。
- 『二〇年』…『資料・戦後二十年史 5』海後宗臣編『教育・社会』、日本評論社、一九六七年。
- 『33年』…山見豊『昭和33年職業訓練法の成立過程』、職業訓練大学校調査研究資料第2号、昭和47年度。
- 『五十年』…鈴木英一・平原春好編『資料 教育基本法50年史』、勁草書房、一九九八年。

- 『百年史』…文部省『学制百年史』、ぎょうせい、昭和47年。
- 『ILO』…ILO東京支局、『ILO時報』。
- 『TWI』…労働省職業安定局『TWI研究』、雇用問題研究会。同研究会所蔵。
- 『安定』…工藤誠爾『職業安定法解説』、泰流社、昭和23年。
- 『市場』…労働省職業安定局、『労働市場年報』。
- 『意見』…日本経営者団体連盟『日経連失業対策意見』(第一・第二)、昭和23年・24年、東京大学社会科学研究所蔵。
- 『解説』…渋谷直蔵『職業訓練法の解説』、労働法令協会、昭和33年。
- 『閣議』…国会図書館ナビ「昭和前期閣議決定等収載資料及び本文」。
- 『神公報』…『神奈川県公報』。
- 『神綴り』…神奈川県『職業訓練関係通ちよう綴り』、(日欠…掲載最終通達は昭和32年11月30日)。
- 『神類集』…神奈川県『職業訓練関係例規通達類集』、(日欠…掲載最終通達は昭和34年7月15日)。
- 『勸告』…労働省編『ILO条約・勸告集』(第1版・第2版・第3版)、労働行政研究所、昭和30年・36年・39年。
- 『監督』…労働省労働基準局『労働基準監督官年報』。
- 『基準』…労働省労働基準局『労働基準』。
- 『技通』…労働省労働基準局福利課『技能者養成関係通牒集』(日欠…掲載最終通達は昭和30年9月26日)。
- 『規定』…木村力雄『労働基準法における技能者養成規定の制定過程について(資料)』、職業訓練大学校調査研究資料No.8、昭和48年度。
- 『業界』…東京商工会議所『労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査』、昭和26年。東京商工会議所経済資料センター蔵。
- 『行政二』…労働省『労働行政史』第二巻、労働法令協会、昭和44年。
- 『行政三』…労働省『労働行政史』第三巻、労働法令協会、昭和57年。
- 『近代』…近代日本教育制度史料編纂会『近代日本教育制度史料』、講談社、昭和39年。
- 『経済』…松尾弘・山岡喜久男編『戦後日本経済政策史年表』、勁草書

房、一九六二年。

『憲法』…国会図書館ウェブ「日本国憲法の誕生」

『広報』…労働省職業安定局『職業安定広報』

『雇用』…渋谷直蔵『戦後日本の雇用失業とその対策』、労働法令協会、昭和33年。

『産業』…文部省『産業教育百年史』、ぎょうせい、昭和61年。

『事業』…労働福祉事業団十年史』、昭和42年。

『失対一』…厚生省勤労局『失業対策資料第一輯』、昭和21年3月。

『失対二』…厚生省勤労局『失業対策資料第二輯』、昭和21年9月。

『失対三』…労働省職業安定局『失業対策資料第三輯』、昭和22年。

『時報』…労働省『労働時報』。なお、「年表」の「時報史」は同誌第2巻4号より始まる「労働行政日誌」（昭和24年1月より記述）に掲載されている項目の転載である。

『週報』…産業労働調査所『労働週報』。

『条約』…永井憲一監『教育条約集』、三省堂、一九八七年。

『審議』…国会図書館ウェブ「憲法審議録」。

『成立』佐藤達夫『日本国憲法成立史』（第二・三・四巻）、有斐閣、一九六二〜一九九四年。

『戦後』…田中萬年『戦後職業訓練のカリキュラム基準に関する研究』、職業訓練大学校指導科、一九八四年。

『占領』…「資料日本占領 2」竹前栄治・三宅明正・遠藤公嗣『労働改革と労働運動』、大月書店、一九九二年。

『対日』…竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』、日本評論社、昭和45年。

『中央』…中央労働委員会事務局監修『中央労働時報』。

『通信』…『勤労通信』・『職業通信』・『労働市場通信』・『労働市場弘報』（注）。

『通達Ⅰ』…労働省職業訓練局『職業訓練関係法令・通達集（Ⅰ）』、雇用問題研究会、昭和43年。

『提要』…労働省職業安定局『職業補導提要』（上・下）昭和27年。

『デジ』…国立公文書館『デジタルアーカイブ』。

『統計』…労働省大臣官房労働統計調査部『労働統計年鑑』。

『東商』…東京商工会議所『事業報告書』。

『日経』…日本経営者団体連盟『日経連事業報告』。

『日商』…日本商工会議所『事業報告書』。日本商工会議所資料センター蔵。

『年鑑』…労働省職業安定局失業対策課『失業対策年鑑』。

『年表』…岩波書店『近代日本総年表』第二版、一九六八年。

『判例』…日本経済団体連合会『労働経済判例速報』。

『必携』…労働省職業安定局職業補導課『補導事務必携』、雇用問題研究会、昭和24年。

『福祉』…労働福祉事業団法令・通達集』、昭和33年。

『ユネスコ』…日本ユネスコ国内委員会編『ユネスコの提唱による条約・勧告集』、昭和38年。

『要覧』…労働大臣官房総務課『労働行政要覧』。なお、「年表」の「要覧誌」は同誌の「労働行政日誌」に掲載されている項目の転載である。

『連繫』…望月哲太郎『高等学校技能連携制度の解説』、第一法規、昭和43年。

『労政』…労務行政研究所『労政時報』。

（注）戦後初期の厚生省勤労局または労働省職業安定局による広報紙・誌の発行状況は次の通りである。

『勤労通信』第1号、昭和21年11月1日発行（第4号まで）。『職業通信』に改称、第5号、昭和22年6月1日発行（昭和22年8月1日第6号から（財）職業協会編集から職業安定局編集発行となる）。次に、同タイトルの新『職業通信』第1号、昭和23年7月1日（毎月2回発行を明記）8頁となる。『労働市場弘報』に改称、第17号、改称昭和24年6月1日（12頁に増頁）。第17号、昭和25年1月1日で終刊。『職業安定広報』が昭和25年2月より発行される。

ISSN 1340-2404

調査研究資料 No.140

2023

THE INSTITUTE OF RESEARCH AND DEVELOPMENT
POLYTECHNIC UNIVERSITY

はじめに

本資料集は敗戦直後から昭和33年5月2日に成立した「職業訓練法」が7月1日に施行されるまでの職業訓練関係資料をまとめたものである。ただ、本資料集に表れる「都道府県」という用語には今日とは異なる限定がある。それは、この時期は沖縄県は未だ米国の統治下に置かれていたために、その対象には入っていないことである。従って、沖縄県に於いては本資料集は該当しないことを考慮しなければならない。沖縄県は本資料集よりもより困難な状況であったろうことに思いを馳せねばならないと言える。

右のように、この時期の前半（'51・9・8対日平和条約締結以前）は連合国最高司令官総司令部（GHQ）の占領下であり、実質的にはその執行機関を構成したアメリカの政治理念で施策されていた面を見逃せない。このことは、アメリカ職員の観念がわが国に影響を及ぼしている筈であることを考慮しなければならないことを意味している。そして、その観念は平和条約締結以降にもわが国の政策に波及していることが推測されることである。

さて、新「日本国憲法」の下での行政が始まるまでは戦前の法体系により運営されていた。公共職業補導は「職業紹介法」、企業内訓練は「工場法施行令」の「徒弟」条項である。これらの旧法は「職業安定法」〔四—二—一〕と「労働基準法」〔四—三—一〕の成立で廃止された。なお、企業内訓練の場合、戦時下においては実体的には「工場法施行令」よりも「工場事業場技能者養成令」によりわが国の企業内訓練は運営されていたと言えるが、同令は戦後（昭20・10・11）に廃止された。

戦後は狭小し、荒廃した国土に復員軍人、引き揚げ者等と大量の失業者があふれ、国の最も重要な施策が失業者対策であり、そのために公共職業補導が重視された。それは戦前の軍需産業を支援する職種から衣食住をまかなう職種に転換され施策された。一方、工場は壊滅状態であつ

たので、戦禍の影響が少なく、外貨獲得の旨もある伝統産業職種から整備された。

やがて、隣国で発生した朝鮮戦争（'50・6・25）対策とした米軍の「特別需要」〃特需〃を引き金として国内の経済が回復基調に乗ると、職業訓練の職種は公共、企業とも重工業関係職種へと転換する。

その後の経済成長により、学校教育への国民の期待も次第に高まり、職業訓練受講者と対策のあり方も変化してくる。公共職業補導では当初は失業者を対象としていたが、新規中学校卒業者を対象に技能者養成が期待され、受講対象者としては企業内訓練との類似性が生じる。こうして、経済成長による産業界の要望と受講者の変化に合わせた施策が必要となる。

このような過程で公共職業補導と企業内訓練との連繋が認識されるようになり、次第に「職業訓練」の言葉も使用される。そして両者を統合する「職業訓練法」〔四—五—一〕制定の機運が起こる。本資料集はこのような戦後直後より「職業訓練法」が制定されるまでの過程の資料を提供する。

なお、本資料集の資料と、既に刊行されている各種の資料集における同一の資料との差異がある箇所は、本資料集では可能な限り原典、あるいは原典に近い資料からの忠実な転載を原則とした事による。

一、本資料集の構成

まず、本資料集の構成と編集方針について素描する。

第I編のGHQ勸告・「日本国憲法」関連資料編は、戦後わが国の様々な政策の根幹ともなるGHQの命令・勸告・指示等と「日本国憲法」の制定過程における労働問題、職業訓練問題に関連した事項を取り上げている。

わが国は戦後から、サンフランシスコ平和条約締結まではアメリカの間接統治下にあり、そのGHQの指令等の中に労働問題としての職業訓練に関する施策も包含される。つまり、職業訓練もGHQによるわが国

の民主化政策の承認の下で進められたと言える。

ここで、GHQの担当官は、英語によりコミュニケーションを取っていたはずであり、その時の用語の概念を検討することが必要となる。例えば、GHQ文書の職業訓練に関しては、日本人の感覚とは異なる整理があることが分かる。それは徒弟制度に傾斜しているものと、公共職業補導を中心に解説する資料の両者に分かれる。

例えば、初期の「労働諮問委員会最終報告書」(一一一五)は徒弟制度についての解説は詳しいが、公共職業補導については論じられていない。ここには、何か職業訓練に関する日米間の感覚の差異があるように思われる。そこで、GHQの勧告等の指示文書だけではなく、労働問題に関する日本統治の方針を知る必要がある。このため、GHQが纏めた『労働課便覧』を全訳し、「Vocational Training」が説明されている章を掲載した(一一二一)。

『労働課便覧』の「Vocational Training」の指針が記されている章は、「労働力と雇用」の章であるが、この章は「職業安定法」関係の業務についてであり、わが国の公共職業補導について解説されていることになる。それは殆どすでに施策されていると言える。ただ、この職業訓練に関連する指針を見ると、雇用問題におけるGHQの職業訓練に対する考え方が分かり、後に紹介するわが国の職業訓練に対する観念との齟齬が垣間見られる。

なお、同便覧での企業内訓練についての指針は「労働基準法」に関する「賃金及び労働条件」の章に節として「労働基準」があり、この中に「Apprentice ship」についての規程や基準を整備すべしと簡単に記しているのみである。これらもすでに便覧の刊行時には施行されているものである。このことは、GHQの対日労働政策は、公共職業補導を技能者養成よりも重視していたと言える。

「日本国憲法」に関しては、マッカーサー草案については国民の権利、義務条項の中の労働関連条項と教育関連条項を、また特に重視すべき日本人起草の憲法草案を紹介した。その中で、GHQは日本人が起草した憲法改正案の中で憲法研究会の最終案である「憲法草案要綱」(一一一六)

のみを唯一参考にしたので、この「憲法草案要綱」が完成するまでの案の経過を掲載した。

ちなみに、「憲法改正案要綱」では「戦争」の文字が忌避されていたため、後の各種の研究者から「平和憲法草案」との評価があるが、同時に同案は「教育」の文字が忌避され、労働問題が重視された草案であった(一一一五)ことに注目すべきと思われる。

第II編の閣議・次官会議決定、審議会・民間団体の答申・建議編は、政策の方向を定める建議・意見等を整理した。その第一は閣議及び次官会議の決定等であり、第二は審議会等の答申・建議であり、三つ目は民間団体の意見・具申である。これ等はその後の政策に大きな影響を及ぼしたと思われる。

この中にこれまで余り公開されていなかった、日本経営者団体連合会(二一六六)、日本商工会議所(二一三九)、東京商工会議所(二一七八)の建議等を転載することができ、経営者側の職業訓練に対する見解をやや詳しく知ることも可能になった。

本編には、右の類に極めて近い、国会に提案した法律の趣旨についての政府の説明も入れた。「労働基準法」の国会提案説明(二一一六)では、特に新憲法の第二十七条第二項に基づいていること、「職業安定法」の国会提案説明(二一二二)では、憲法の職業選択の自由を保障する為であること、「職業訓練法」の国会提案説明(二一九〇)では、経済の興隆と労働者の自立のためである事等が表明されているが、憲法との関係の説明はなかった。

「労働基準法」で注目すべきは新憲法では「勤労の権利」となっていたが、検討が始まった当初の案は「労働保護法」であり(昭21・3・13)、最後は「勤労基準法」ではなく、「労働基準法」との名称を付していることである。

なお、その後の政策を左右する極めて重要だと思われる起案文や雑誌記事もここに掲げた。その第一は、職業安定局が昭和22年に起草した職業補導事業の拡充計画(二一二〇)である。この案には後の総合職業補

導所、及び失業保険制度も提起されており、公共職業補導事業の政策を知る上で参考になると考える。これは時期的に見て、「職業安定法」制定を見越した職業補導事業に関する認識の共通化のための案であったと推測される。

第二は、『職業安定広報』の昭和26年10月号に掲載された「経済興隆策を中心とする職業補導事業の転換」〔二一四六〕である。この論は、新たな対策としての「職業補導の根本方針」を6点示していた。その中で最も大きな「根本方針」は訓練の対象者を失業者から新規中学校卒業者に転換した事であろう。これは「職業安定法」の理念とは逸れる方針を示していると言え、重要な政策転換が示されたことを示している。

右の論文以降、新規学校卒業者を対象者とした公共職業訓練が、高度経済成長策の下で転職者訓練が重視されるまで推進されることになる。

この方針により、この論文に代わる審議会の建議等が出されない下で、法令の訂正も無く、公共職業補導の実態が技能者養成策に移行していくのである。法令の改正なしで行った「職業補導の根本方針」の設定は極めて重要であると言える。この方針による公共職業補導所の実態と法令との齟齬を解消することが「職業訓練法」の制定であったとも言える。

第三は、『職業安定広報』臨時増刊号（昭28・10）に掲載された「職業訓練の現況と問題点」〔二一五七〕である。本論はタイトルのように、「職業訓練」の用語を用い、ILOの戦前（'39・6・27）の「職業訓練に関する勧告」に示された概念により学校教育をも含めた体系で整理して、その後の「職業訓練」の改革課題を示している。さらに、「職業訓練の現状と問題点」〔二一八六〕では、同じような立場で社会における技能者養成への要望に応えるように施策のあり方を示している。

また、職業訓練の営みは教育との関係が密接であるので、特に重要な教育と関連する事項を紹介している。このことは、GHQの施政下で顕著であり、これらの関係を繙く課題が残っている。例えば教育刷新委員会の第一三回建議〔二一三三〕がある。ここで提起された技能者養成等の受講者に大学進学のカレジットを与えよ、との建議は残念ながら文部省より拒絶される（佐々木第二巻参照）が、職業訓練と教育との関係を

考察するときの検討すべき重要理念の一つと言える。

ところが、景気的好循環を迎え、技能者養成工の定時制高校への通学問題を指摘にした経済界からの要望〔二一七六〕等に応え、文部省は「学校教育法」を改正し、技能連携制度が昭和36年に規定される〔四一―一五〕。これは本資料集の期間の範囲を超えるが、職業訓練にとって重要と考え例外的に掲載した。ちなみに、この制度のスタンスは、先に紹介した教育刷新委員会が建議した理念とは全く異なると言える。

第Ⅲ編の行政組織編は、行政組織及び審議会等の改廃や、その組織について規定した法令・規則が含まれる。これらは組織の構成、業務内容を整理・明記している。

戦後初期の職業訓練に関する行政は戦前から続く厚生省が担っていた。そして労働省〔三一―一七〕が厚生省から独立して設立された事で職業訓練の運営がより明確になった。このことによって、職業訓練の施策も更に充実することになる。

しかし、戦後初期の組織規程は法令になっておらず、また、施行日と公布日が大きく異なっている場合が多く、これまでの資料では混乱を来していたが、本資料集ではこれを官報によって公布日に統一して明確にした。なお、施行日はそれぞれの規程に記されている。

また、組織規程が法令になっても、その種類が時代と共に変化するの
で注意が必要である。

組織としては補導課の設置がいち早く規定され〔三一―二〕、公共職業補導の行政は戦後直後より活発に始まった。

なお、「職業安定法」下の公共職業補導所の設立は都道府県知事であったが、これとは別の総合職業補導所が設置されるようになる。それは「職業安定法」の改正〔四―二一三〕により、労働大臣が公共職業補導所を設置することができると規定したことにより始まる。この規定を用いて結核回復者のための兵庫公共職業補導所が設置〔三一―四一〕されている。これは後に兵庫総合職業補導所になっているが、同所の設置は総合職業補導所のモデル補導所となったと推測される。

この新たに福祉施設として設立した総合職業補導所は当初都道府県に運営を委託した。例えば、神奈川県との委託契約「五―二―五六」によって労働省との関係が読み取れる。同様な契約を各県と労働省は取り交わしたことが推測される。

総合職業補導所は具体的には、最初に昭和29年4月13日に啓成会総合職業補導所が設置され「三―四六」た。なお、総合職業補導所の設置については、最初の啓成会のみを資料に挙げ、以降の設置は年表に記すだけにしている。

この後各地に設置された総合職業補導所は、労働福祉事業団に都道府県から移管された「三―五九」・「三―六一」。この段階で、啓成会総合職業補導所と江東及び八王子総合職業補導所は独立したり、東京都に移管されている「三―五九」。

一方、先述のように、技能者養成の行政は遅れて始まった。

企業内訓練である技能者養成の行政の本格的推進は、技能課が鉱山課を変更して設置された昭和24年6月になる「三―三五」。「技能者養成規程」の制定「四―三―二」から二年後であり、行政としての取り組みが遅れたように思われるが、産業界の戦後の活性化がこの頃から本格化したと言えるのかも知れない。

ただ、昭和31年の労働省の組織改正「三―五四」に合わせ、技能課は給与課と合体されて福利課になった。この展開は、「職業訓練」制度への改編において、産業振興が課題となった時期の技能者養成の企業内訓練の位置づけが行政としては低下したと言える。この根拠は明確では無いが、次に述べる技能者養成に関する「監督行政」から民間への移譲を意味するのも知れない。

そして、「職業訓練法」の制定に向けての職業訓練関係部署の設置の端緒は昭和32年1月17日に労働大臣官房に職業訓練審議室を設置したことに始まる。以後、法の制定に向けての活動が始まる。

なお、本編に関する研究として、「職業訓練関係行政組織の再発足」（佐々木輝雄職業教育論集第三巻所収）もご参照されたい。

第IV編の法令編は、一般労務関係、公共職業補導関係、技能者養成関係及びTWI（監督者訓練）に分けて掲載している。また、参考までに、成立時の「職業訓練法」と関係法令を纏めて掲載した。

なお、職業訓練に関係する特に重要な学校教育関係の法令も一般労務関係に含めて掲載している。

ところで、戦中の公共職業補導は昭和13年の「職業紹介法」で運営されていたが、次第に軍事体制に組み込まれ、「機械工補導所」とも呼ばれるようになり、重工業関係職種が中心であった。戦後は戦後復興のための衣食住を重視した職種で再発足したが、「職業紹介法」は「職業安定法」に改正されて戦後の新たな体制の基本法となった。なお、GHQは「職業安定法」の制定を好意的に評価していた「一―一八」ことが注目される。職業補導の具体的な指示は主に通牒で行なっており、法令では大まかな施策に止まっていた。

一方、企業内訓練を管轄したのは昭和14年に交付された「工場事業場技能者養成令」であるが、これは「国家総動員法」（昭13年）の第22条に基づいていた。戦後「国家総動員法」は昭和20年12月20日に、「工場事業場技能者養成令」は10月11日に廃止される。そのため、大正5年に公布された「工場法施行令」の「徒弟」条項が「復活」することになった。ただし、企業の実態は訓練をする余裕はなく、施策は遅れて始まる。

法令の資料に見るように、企業内訓練の関係法令は多く、企業側から「監督行政」との批判が出た所かも知れない。

技能者養成は実体的には欧米の徒弟制度であり、GHQの「民主化政策」と企業側の徒弟制存続要望の狭間で、日本政府もその施策に戸惑っていたのではないかと推測される。そこには、「徒弟制」は封建的だ、との日本人独特の観念が災いしているようでもある。

そのことは「労働基準法」の議論の過程に現れている。つまり、技能者養成のタイトルの変転である。詳しくは木村力雄の『規定』に委ねるが、労働組合側の徒弟制反対と事業主側の存続希望の狭間に立ち、徒弟制は封建的であるという日本人的観念も手伝い、GHQの「民主化政策」を付度しつつ審議していることが垣間見られるのである。例えば、

最終的には69条になるが最初のタイトルは「徒弟使用者の制限」(昭21・5・10)であったのが、「所謂徒弟の禁止」(8・6)、「徒弟の禁止」(11・20)、「徒弟の弊害排除」(昭22・2・22)となつていくように、条文の変化は無くともタイトルが大きな変化をしている。特に最後の変更は、2・1スト禁止命令後の閣議で行われたが、GHQの労働政策の変化をみての変更であるように感じるのは説者のみであろうか。

そのような中で、技能者養成関係の法令案として、案文を何度も検討しながら法令として制定されていない技能検定に関する案(四―三―二〇)がある。これらの案が何故に成立しなかったのか、については原資料に添付されていず不明である。

監督者訓練関係は、「職業安定法施行規則」の改正により行われた。具体的には公共職業補導中の「職場補導」を改正して昭和25年4月に始まった「四―四―一」。

最後に、公共職業補導と企業内技能者養成を統合した「職業訓練法」がどのような体系になったかを見るために職業訓練関係法令を掲げた。

第V編の通牒・通達編は一般労務関係、公共職業補導関係、技能者養成関係及びTWI(監督者訓練)に分けて掲載している。なお、職業訓練と重要な関連がある学校教育関係の通達についても一般労務関係に掲載している。

特に、現存している通牒・通達が少ない下、公共職業補導所関係では神奈川県が纏めていた『職業訓練関係例規通達類集』及び『職業訓練関係通達ちよう綴り』は極めて貴重な資料集であった。神奈川県には身体障害者職業補導所及び総合職業補導所が設置され、これ等の補導所に関する本省とのやりとりも少なくなく、参考になる。また、転載資料として労働省発信の通達のみでなく、神奈川県の労働部長から県下の各施設長宛に発せられている通達も転載したが、これらも本省の指示に関連して出されているはずであり、同様な指示は各都道府県でも行われていたと思われる、当時の実態を明らかに出来る。

さらに、政府の政策との整合性に関して県レベルの施策を知る為に、

関連する神奈川県の条例等をも特別に転載した。このことにより、これまで明らかでなかった職業訓練と学校教育制度との関係も後述するように明らかにすることができた。

また、労働福祉事業団が総合職業補導所を管轄した昭和32年以降の同事業団の主要な関連通達も掲載した。

なお、職業訓練の運営が各種の論文等でその方向が示される場合がある。それは、先にも紹介した雑誌の論文であり、通達に相当する極めて重要な論文(五―二―三二)等を通達編に収めた。

本編には、特異な発展を示した監督者訓練(TWI)についても纏めている。ちなみに、TWIは"Training Within Industry"の略であるが、これが何故に「監督者訓練」ということは、TWIの次に有った"for Supervisor"が省略されていたのである。この規定化の端緒は昭和二十四年の「職業安定法」の改正(四―二―三)により「補導員」を設置して監督者訓練の推進であった。

なお、監督者訓練は主として事業所・企業の現場監督者に対する訓練であったため、行政の指示によるその効率化を図る事が考えられたと思われる。すなわち、下達制度が今日のように整備されていなかった当時、直接雑誌に公開することによる広報は企業への浸透として有効であったと考えられる。そのため、『TWI研究』誌には通達の意味を含むような貴重な論文が掲載されているが、これらをこの通達編に再掲した。

第VI編の国際的宣言・勧告編は、国連、ILO及びユネスコの条約・勧告等を掲げた。わが国も先進国へ進むためには国際的な基準を満たすべく、当然ながら職業訓練の分野でも様々な国際規定を充足する施策を検討して来た。しかしながら、職業訓練に関するわが国と国際的な観念には差異があることを理解しておかねばならない。

一つは、わが国の公共職業訓練のような観念が欧米では無いと言うか、極めて薄いと云えることである。その為、国際的な規定ではわが国の公共職業訓練の施策が明確に表れない。このわが国との差異は、国際的には職業訓練が労働権として位置づけられているためであり、例えば、失

業者の労働権を保障することは当然であるからであろう。ところが、わが国の公共職業訓練は障がい者や失業者対策としての社会事業、ないしは福祉事業として整備、発展してきた経緯との差異と推測される。

他面では国際的な職業訓練とは徒弟制度を指す事が多いことである。このことは欧米では徒弟制度が現代においても機能しているのであり、その徒弟制度は学校教育との連繋が整備されている特色がある。また、わが国での事業内技能者養成が新入社員であることに対し、欧米では訓練の受講者が就職希望者であることもわが国との大きな差違であると言える。つまり、その修了生は訓練を受けた企業に限らず、他の企業に就職することが可能である。

ここで、「世界人権宣言」〔六一―三〕は永井憲一監修の資料集からの転載であることを付言しておかねばならない。その理由は同宣言の英語文「the right to education」を「教育を受ける権利」ではなく「教育への権利」と訳している唯一の資料集であるからである。この訳の妥当性は、次に「職業訓練」の使用過程」で述べるように、「education」の概念と伴に、「vocational training」との関係をどのように理解するかという点において重要であり、本資料集ではこの面からも永井の資料集の翻訳が有効と考えこれを借用した。

なお、原文が英文の『勧告』等は総て横組みに統一した。そのため、原資料の漢数字は算用数字に変換した。

本編では、本資料集の編集対象時期を超えているが、極めて職業訓練の理解に重要な関係のあるユネスコの技術教育に関する勧告〔六一―八〕を掲載した。ユネスコの勧告においてもILOの勧告と同様な職業訓練の位置づけを行っていることが分かる。

第七編の統計編は、学校卒業者の統計と労働問題の基本的統計、公共職業補導関係、技能者養成関係及び監督者訓練関係に分けている。

当時の職業訓練関係は、『学校基本調査報告書』のような基本調査が定まっていなかったため、公開の様式もいろいろと多様であるが、特徴的な資料を選択して掲載した。これらも並べて見ると当時の職業訓練の実態

が垣間見られる。

戦後職業訓練関係年表は、掲載資料と合わせて関連する重要な項目も加味して並べた。なお、資料検索の便宜を図るために、掲載した資料には資料番号を付し、関連項目にも出典を付した。

本年表によって、社会の動きと職業訓練に関する事項の進行とそれらの関係を総合的に把握できると思われる。

資料索引は掲載した資料の名称を簡略化せずに並べた。

二、戦後職業訓練の状況

以下では、戦後の職業訓練に内包する課題、及び職業訓練を取り巻く課題についての特に重要な資料の関連性を簡単に素描する。

(1) 「職業訓練」の使用過程

先ず、「職業訓練法」の制定過程を解明する前に、そもそも「職業訓練」の用語が何故に使用されたのか、の疑問を解かねばならない。なぜなら、法令はいきなり制定されることはなく、その前兆があったはずである。この時期までは公共では「職業補導」であり、事業所内では「技能者養成」または「徒弟制」だったが、そのような中で、「職業訓練」がどのように使用されてきたかの過程を本資料集に紹介した資料によって解明する。その前に、「職業訓練」は「職業」と「訓練」との複合語であり、この要素の言葉を見なければならぬ。それらの意のわが国での用語は、「なりわい(生業)」と「ならず(慣らす)」であった。

「職業」は既に明治より広く使用されていたが、職業に関連して「訓練」が使用された最初は、満州事変が長引く中で、働く意欲を無くした失業者を労働力として利用するために昭和11年に設立した「失業者更生訓練施設」である。ここでは、体力を付けるための労働作業と精神訓練を厳格に服させていた。

さらに昭和17年には勤労働員体制の一貫として国民勤労訓練所が、翌年

には地方勤労訓練所が設立された。ここでは「精神訓練」を重視し、体操、教練、各種作業（タガネ打、農耕等）、勤労作業等により身体的錬成を行っていた。これらの勤労訓練所も戦後は職業補導所として再発足した施設もある。

戦後は、失業者更生訓練施設に類似した「失業者特別指導訓練」が施策され（二一六〇）、精神訓練は無いが、土木作業、ほ装作業、コンクリート作業、石割作業等に関する訓練を実施していた（五一―一五二）。また、「訓練」を用いた用語として、「作業訓練」が用いられていた。これは「職業補導の手引」（五一―二一六）に詳しいが、いわゆる授産所的な共同作業施設に行われた職業訓練であるといえる。

さらに、日経連も失業緩和策として「技能再訓練」を用いた（二一六）ように、産業界では「訓練」が利用されていたようである。

さて、「職業訓練」の用語は戦前の一九三九年にILOが採択した“Recommendation concerning Vocational Training”を「職業訓練ニ関スル勧告」と訳して『労働時報』に紹介したことが最初であろう。わが国では「徒弟」養成、「技能者養成」又は「職業補導」が使用されていた時代であった。

戦後は、昭和20年10月27日に改正された「厚生省官制」において勤労局の業務の一つとして「職業訓練」を記していた（三一―二）ことが初出のようである。これはILOの「職業訓練」をイメージしたのかも知れないが、実態は職業補導であったはずであり、そのため、翌年の厚生省分課規程では「職業訓練」は消えていた（三一―八）。

戦後復興としての産業振興のためには人材の養成が必須であるが、わが国では戦前まで現場監督者の養成方法が無かったこともあり、GHQの援助の下にTWIを導入し、これを監督者訓練として普及を始めたことが職業に関する「訓練」の使用が定着したとも言える。その監督者訓練を職業安定局は『職業通信』に「職業訓練の新分野」として紹介した（昭23・9・15）ことが、「職業訓練」の最初の使用と言える。ここで注目すべきは、この段階で既に監督者訓練は職業訓練の一分野であることを表明し、「職業訓練」の用語はより広汎な分野を包含している認識

を示唆していたことである。

そして、GHQが纏めた『労働課便覧』（一一―二一）の中で、“vocational training”が位置づけられた。この語はGHQ担当官が日本側官僚と折衝するコミュニケーションで利用した筈であり、昭和24年頃には日本側官僚はこれを「職業訓練」と解して労働省内で使用するようになった事が監督者訓練の紹介から推測される。ただ、同便覧の職業訓練の内容については日本の公共職業補導についての整理が主であった。

ここで、同便覧を理解すると、職業訓練を考察するとき、“Education”の概念も併せて検討すべきことが重要と言える。

例えば、同便覧は「職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。」としているように、新憲法が規定する教育、労働、職業選択等の国民の権利は職業訓練によって完結すると整理していることに表れている。これは、シェイが、「教育基本法」の折衝の過程で「教育は、人間を特別な職業の訓練に適合させながら、その職業の枠内で優れた個人的、社会的生活を達成させ易くする精神、意思、感情について修養を分かち与えることを目的とする。」と提言した（'46・12・5）説明と類似した観念だと言える。

右のように、GHQの提言では職業訓練を考察するとき“Education”の概念も検討されるべきことが重要となることを示している。

また、'49年9月に「職業補導会議」を行ったと『ILO』は紹介しているが、国際的に「職業補導」の言葉はなく、日本側の意識であろう。ただ、翌年6月に労働課長エーミスは同第33回総会でヒプラーと同じテーマで報告したが、同報告では「職業訓練」は公共職業補導制度についてであり、ここでの「公共職業補導所」とは、原文では“public vocational training centers”であったように（二一―二二）、GHQ側も日本側との折衝で職業補導を職業訓練と理解するようになっていた可能性が高い。

なお『労働課便覧』では「労働力と雇用」の章においてTWIの情報提供について触れている。

このようなGHQとの折衝の結果だろうか、日本側でも言葉の変化が表れ、ILOがアジア地域を対象に行った「Working Party on Apprenticeship」を「職業訓練講習会」と紹介した(二一五五)。この「職業訓練」の使用は国際的状況を見た外務省の意識であったと考えられる。ここで、わが国での技能者養成・企業内訓練に対しても「職業訓練」が用いられるようになったと言える。このことは、この頃になると政府内において「職業訓練」の用語が公共職業補導、事業内技能者養成の両者に対して違和感なく使用されていたことが推測される。

また、ILO東京支局が「成人職業補導勧告案」と紹介した(昭25・9)ILO勧告第88号(六一四)の原文は「Vocational Training (Adults) Recommendation」であったが、後に翻訳刊行した『勧告』集では「職業訓練」としていた。このことは、「vocational training」を最初は「職業補導」と理解したが、定義としては「職業訓練」を用いた(54・5・31)ことを示している。

これらのように、用語の相互理解が進み、「技能者養成」を担当していた労働基準局も、昭和26年6月には技能者を確保する意義を「技能訓練」の言葉で説明した。さらに、このことは強く意識され、昭和31年10月1日には「職業訓練における技能者養成の立場」と解説したのである。このような整理は、昭和28年10月の『職業安定広報』の特集「職業訓練の現況と問題点」(二一五七)に結集されていた。注目すべきは、GHQの各種文書では「Vocational Training」の定義に学校は入っていないかったが、『職業安定広報』の論文の「職業訓練」には先のILOの定義とも言える学校を含めた概念図であったことである。

そして、「総合職業補導所の運営要領」では「職業訓練」の用語でその後の職業訓練の業務を整理して(五一―一六三)、新たな業務を構想していた。

以上のように、様々な人材育成の制度をILOの「Vocational Training」の定義に合わせ「職業訓練」の用語に統一しようとの認識が次第に労働省内、さらに政府内で醸成されていたと推測される。そして、昭和32年8月27日の臨時職業訓練制度審議会の設置に進んだと言える。

ここで付言すれば、渋谷も『解説』で記しているように、「Vocation」は「天職・天稟」の意があったことが顧みられなかったのは残念であった。

ところで用語として検討すべきこととして、「職業訓練法」以後は「教育」の文字は職業訓練関係法令には使用されていなかったが、この時期には教育と共に関連する様々な用語が使用されていることである。職業訓練の実態は教育と近い関係として捉えられていたと言える。

「Education」の概念から当然なことであるが、米国教育使節団報告書は、日本の民主主義を保証するために熟練した労働者が重要だとしていた(四一―一)。この理念を受けたのか、「教育基本法」は第7条に、勤労の場所において行われる教育は奨励されなければならないを規定(四一―一四)した。そして、職業教育並びに職業指導委員会が「各種工業に於ける見習い工教育計画基準案」を具申(二一―二一)した。

また、後に紹介するように「職業安定法」は職業補導所として学校教育法適用の各種学校を指定したのである。

ちなみに、「教育訓練」なる言葉は、日経連が昭和25年5月に使用した(二一三七)のが最初のものである。(例外として、昭和25年4月14日に「教育訓練」が記された施設が卒業式を行っている。)やがて、昭和三五年に経済審議会が答申した「国民所得倍增計画」によって公的に「教育訓練」は規定され、昭和49年の「雇用保険法」で利用されることになる。

このようなわが国の状況に関連して、「Education」の訳をどのように理解するのか、と言うことが課題となる。同時にそれは、「Training」との関係とも係わる。このことは、英英辞典でみると両者が極めて密接に関係する概念で説明されているからである。わが国の国語辞典では「教育」と「訓練」とは全く別物のように定義されていることは大きな差異である。

なお、本資料集の目的からは逸れるが、長谷川平蔵が佃島で始めた囚人の社会復帰支援のための「人足寄場」事業(一七九〇年)は刑務所における刑務作業として近代化以降も引き継がれていた。戦後はその指導

は職業補導と呼ばれていたが、次第に刑務作業に関する雑誌論文等では「職業訓練」も使用されるようになった。そして、受刑者に対する職業訓練を適正、組織的に実施するため、訓練の内容方法を規定した「受刑者職業訓練規則」が法務大臣訓令（昭31・3・17）により制定された。この規則が戦後の法令で「職業訓練」が使用された嚆矢と言える。

また、調達庁長官が駐留軍施設の労働者へ実施する職業訓練の規定を作成した（昭32・10・23）のが二番目かも知れない。

この様な整理をすれば、「職業訓練」の公的利用は「職業訓練法」が三番目ということになる。

以上のような「職業訓練」用語の関係者への滲透と併せて、次に素描する職業訓練関連業務が進められた事になる。

(2) GHQの指令・指示

戦後初期はGHQの間接統治下による施策が講じられていた。その政策の方針としてGHQが整理したものと言える『労働課便覧』により、当時のアメリカの政策を理解出来る。労働政策としての職業訓練もその中にあるのは当然である。

ただ、『労働課便覧』での「職業訓練」は前述のように公共職業補導についての解説に偏し、企業内訓練についてはTWIについての解説は少しあるが、技能者養成については「徒弟制」の言葉でプログラムの監督を強化するように指針を記していただけである。

なお、徒弟制の戦前の実態への批判的見解が提起された（「一一一五」）が、これは伝統産業における旧態への批判だと思われる。即ち、戦時下では「工場事業場技能者養成令」で統率されていたし、戦後の実態は企業内訓練はほとんど運営されていなかったと言えるからである。

しかし、経済科学局が「労使協議会雇用部会」を開催（昭24・1・28）し、「不足している技能者の積極的養成に努力することが日本産業復興の鍵である。」と述べ、職業補導事業の積極化を指摘している。また「技能者の養成について……国家は……援助しなければならぬ。」と理解を示していた。（「一一二〇」）。

日本側には素直に理解しにくいこのようなGHQの提言等を考慮して、日本側はGHQの「民主化」政策の遂行という観念にとらわれ、GHQへの付度が無かったか、気になる点がある。それは、アメリカには徒弟法が現存しており、GHQは徒弟制に反対していた訳ではなかったにも関わらず、徒弟制度への批判という国内動向から技能者養成制度確立への過剰な気配りを感じられるからである。

特にわが国の技能者養成は欧米と比較したとき、形式は似ているが、制度として欧米とは全く異なるのでどのように考えるべきかその方策の設定に悩んだであろう。このことは後に紹介する「労働基準法」の技能者養成条項検討の紆余曲折に現れているのではないかと思われる。

ただ、『労働課便覧』刊行以降もGHQの技能者養成関係顧問が来日しており（'50・10）、対日指導が皆無だったとは言えない。また、労働省は昭和26年7月に『米国に於ける技能者養成の紹介』を翻訳出版している。この翻訳した資料集は徒弟制をはじめ各領域の代表的人物の論考を収集したものであり、その後、徒弟制度を含んでの議論がなされたと思われる。

とは言え、GHQは相対的に日本の労働政策を好意的に見ていたようだ。例えば、ILO第32回総会（'49・6・30）で労働課長チェスター・W・ヒプラーは「日本における労働情勢に関する報告」を報告したが、労働行政全般にわたって好意的に報告している。

なお、ILOへの復帰にはGHQの担当官もILO総会で援護しており、特に'50年の報告（「一一二二」）では極めて好意的に日本の労働事情を報告している。このことにより、わが国のILO復帰が促進されたと推測される。ただ、この報告での「職業訓練」は職業補導事業についてであり技能者養成については紹介されていなかった。

(3) 「日本国憲法」・案の職業訓練の位置づけ

わが国の憲法ではドイツの「基本法」のように職業訓練が規定されなかった。先ず、日本人が起草・提案した職業訓練に関連する憲法改革案を次に見てみよう。

政党案としては日本共産党の「技能を獲得する機会を保障される」、及び「仕事につく権利」、「失業の防止の保障」案（昭21・6・29）が職業訓練に少し近かった。

憲法改正案の中では、憲法研究会の第三次案が重要である。なぜなら、同研究会の最終案は、多様に出たわが国内の憲法改正案の中で、GHQが唯一参考にした案であるからである。同案では、「労働能力ヲ維持：…スルタメ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ」（一一五）を特に注目すべきである。同案は、「教育」の文字を忌避していたが、教育がなくとも、労働能力を習得するためにはその基礎となる学習は必要であり、それも併せて保障する、ということになるからである。そして、労働能力を習得することは正に職業訓練と言えるからである。

残念ながら、その他の憲法改正案で勤労権、労働権を記している案でも、職業訓練につながる用語を用いた提案は出ていない。

また、マッカーサー草案では、学問の自由と職業選択の自由が同じ条文中で同等に規定されていた（一一八）が、これは「日本国憲法草案」では分離され（一一一四）、両者が切り離されたことも、職業問題が学問と無関係とする後の風潮を派生することになった要因だと言えよう。なお、同案では働く権利が保障されていたが、職業訓練については明確で無かったらしいがあったと言える。

国会に出された政府の憲法案（一一一四）に対して、「勤労」を森戸辰男が批判した（昭21・7・30）ことは無視され、政府の憲法案では戦前の「勤労」が使用された（一一一六）。「勤労」は「労働」とは異なり、そこからは労働者の職業能力の習得の論理は発展しなかった。

ところで、「職業安定法」の制定は、憲法22条の「職業選択の自由」を保障するためであり、国会提案では公共職業補導はこの施策として位置づけられていたことが強調されていたこと（二一一二）は注目すべきと言えよう。

一方、「労働基準法」の国会提案では「新憲法は、その第27条第二項」に依っていることを明言し（二一一五）、技能者養成に関しては徒弟制の悪弊を廃して産業の必要性に応えること（二一一六）を明言している。

しかし、技能者養成が憲法27条の「勤労の権利」とどのように係わるのか明確で無いことが、其の後の職業訓練が発展しなかった一因かも知れない。

技能者養成が関係あるとすれば、第三項の「児童はこれを酷使してはならない。」であろう。なぜなら、戦前は「工場法施行令」の「徒弟」条項が、年少者である徒弟の保護のための規定であり、「工場法」を改正したのが「労働基準法」であり、労働者の保護の理念は継承されているからである。ただ、「児童」の言葉は中学校終了者には使用しないと思われ、児童は働けないはずであり、この仮説には矛盾もある。

このような職業訓練への不明確性は、憲法26条に「教育を受ける権利」が規定されたことによる教育への国民の信奉となつて、シェイが提起した“Education”観（46・12・5）とは異なる日本の教育観が醸成されたことと対照的だと言えるかも知れない。

残念ながら「世界人権宣言」は少し遅れる（48・12）ので、宣言を参考に出来ず、その規定のように職業訓練が労働権に明確に位置付かなかったことが悔やまれる。

なお、「職業訓練法」の国会提案（二一九〇）では憲法との関連についての説明はなかった。

(4) 社会・産業・技術の展開への対応

職業訓練は様々な問題に係わるが、先ず、社会の情勢に対して職業訓練が関わってきた課題を紹介したい。

戦禍による社会の壊滅状況から少しづつ脱出し始めるため、「失業」対策の言葉に「雇用」対策が盛り込まれる。先ずは昭和22年9月に新設された労働省職業安定局に雇用安定課を設置（三一二〇）すると、雇用安定課長は「職業補導の今後の問題」を訓示し（昭23・9・15）、翌月日本経営者団体は「雇用拡大並びに技能再訓練」（二一一二六）の提言を発表した。

GHQは（昭24・1・28）「労使協議会雇用部会」を開催し「不足している技能者の積極的養成に努力することが日本産業復興の鍵である。」

と述べる〔一―二十〕。

具体的には、失業者の中でも最も困窮する人が障がい者であるが、最も緊要な対策として、身体障がい者の施策が講じられる。先ず、次官会議は官公庁への採用を申し合わせ（昭22・6・30）、暮れには職業安定について通達する。翌年（8・1）に『職業通信』に障がい者の職業補導が発表される。

この施策には福祉的観念も係わる。それは、神奈川県立厚生職業補導所〔五―二―一〕の所名が極めて象徴的である。この補導所は「職業安定法」で職業補導事業が確立する前に設立され、その内容を見るとその後設置される職業補導所と全く差違が無い。この施設は傷痍者職業補導所〔五―二―五〕として整備されたことが分かる。

国も戦前の傷痍軍人職業補導所を傷痍者職業補導所〔三―五〕と名を改めて展開したのであった。身体障害者公共職業補導所を東京、大阪、福岡に設置したのは昭和23年11月11日になるが、これは戦前から続く施設の認定という形式をとったものと言える。

さらに、「職業安定法」が制定され、「職業訓練法」下で統一的に規定された〔四―五―六〕。身体障害者職業補導所は、国が設置し、例えば神奈川県との契約書〔五―二―五九〕に見られるように都道府県に委託した。

このように、公共職業訓練は福祉的観点も強く、見方を変えればわが国の公共職業訓練は障がい者に対する職業訓練が一般失業者対策の職業訓練よりも速く成立していたことも関係があると言えよう。

また衆議院は、障がい者の保護を決議し（昭24・5・13）、その職業補導について座談会を行い（6・1）、「身体障害者福祉法」が制定され（12・26）、ILOの勧告〔六―四〕を受けると、身体障害者雇用促進協議会は労働大臣宛に「身体障害者職業更生援護対策要綱」を提出した（昭27・1・29）。閣議は身体障害者雇用促進中央協議会の設置を決議（4・1）し、4月14日に発足した。同協議会は政府に要望を提出する。

やがて職業安定局長は公共職業補導所の利用促進を通達し〔五―二―二七〕、一般の補導所での障がい者の職業補導も推進した。以後、専用

補導所の増設も進み、身体障害者職業補導所長会議を行い（昭28・11・6）、指導の充実のために記録を指示した〔五―二―四一〕。このように、障がい者に対する対策の整備は他の分野よりも速く、綿密に追求されたと言える。

併行して、失業者対策の公共職業補導が進んだが、日本経営者団体連盟も失業緩和策〔二―二六〕の提言や、失業対策委員会等に「失業対策に関する意見」を具申した〔二―三五〕ように、失業者対策が、経済界にとっても重要な対策であったことが窺える。

やがて、経済的復興を果たすと、失業対策審議会は総理大臣に「雇用・失業対策」について意見を提出〔二―六一〕（昭29・9・28）する。そして、翌年7月に総理は経済審議会に「経済自立と完全雇用」の施策を諮問した。さらに、閣議は12月に「完全雇用の達成」をめざした経済計画を樹てた〔二―七〇〕。ここに、公共職業補導においても技能労働者の育成が目指されたのだった。

このような社会の進展と併行して技術革新も進み、同時に技能も発展するが、此れ等の新技術・新技能に対応できる労働者、技能者が要望されるのは必然である。もちろん、労働者側も時代に遅れない知識、技術・技能の習得欲求が高まる。仕事の素養の習得を支援することが職業訓練の役割であるが、その施策として多用な制度・方法が求められることになる。

ただ、「失業」とは異なる概念が内包されている「転職」用語が登場する。それは昭和32年9月20日の「特需等連絡対策会議」であった。ここには行政の政策転換が労働者の失職をもたらすという政策的失業の意味が込められている。このような政策の転換がもたらす失業者のための職業訓練を「転職訓練」とする概念が明確になるのはやがて来る石炭鉱が整備される過程においてであった。

一方、産業の発展の為の職業訓練としては企業内の熟練工の養成が重要な課題である。しかし、「徒弟制度」への批判が労働組合や一般の社会に強く、新たな時代に合わせた技能者養成制度の必要性が、産業界からだけでなく労働組合の側からも要望される。

このための法令が「労働基準法」の下で整備された「技能者養成規程」である。ただ、この規程は英語では「Apprentice ship」と報告されていた。このためか、「技能者養成規程」審議の委員長だった末弘厳太郎は「新徒弟制度と呼ばれるべき」と解説している（昭23・11・30）ように、制度の実態についてGHQアメリカの制度と共鳴していたと言えるかも知れない。しかし、ヨーロッパでは訓練要望者を対象にしているのに対して、わが国では新入社員として雇用した社員に対する訓練だったことが最大の差違であった。

技能者養成策は政府にとっては中小企業支援としての課題でもあり、この対策の要望が東京商工会議所より出される（二一六四）。続けて日経連も支援の要望を提出する（二一六六）。

技能者養成はさらに産業界全般の発展の為に重要であり、日経連は「従業員の教育訓練について」を発表（二一三七）した。さらに、「技能者養成制度改正に関する意見」を提出（二一四八）し、技能者養成がより容易に実施できるように提言した。それは、「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」（二一七六）に連なり、教育訓練全般の中での位置づけとして要望される。

戦後復興をみて、昭和31年8月に「雇用安定法」の準備を経て、9月には「雇用対策基本法案」をまとめる。そして11月の失業対策審議会の答申（二一七七）ではいよいよ「雇用対策」が答申される。さらにすみ、失業対策審議会は雇用審議会に改編された（昭32・4・5）。

ここで、社会、技術の発展が職業訓練に直接的に及ぼす影響は、基準の変化であろう。この側面については後述する。

その他、他の省庁所管の資格取得の認定を受ける職業補導所等が資格授与の省庁より認定されていることも年表に紹介している。

(5) 学校教育との関係

職業訓練は労働問題として施策されながら、学校卒業者がその職業訓練の対象者でもあり、またその営みの形式が類似しているため、教育と対比されることが多い。経済回復に併せて進学希望も高まり、次第に高

学歴化へと進む社会に於いて、職業訓練はこの問題に直面する。

「職業訓練法」成立時の参議院の附帯決議にある（二一九三）ように、学校教育と職業訓練との関係を考えることは第三者としては自然な発想である。しかし、現実の職業訓練対策としては簡単ではない。

それは、戦後初期には両者の連携が模索されていた。先ず、職業教育並に職業指導委員会が昭和22年1月21日に第一回総会を開催したが、同委員会は文部、厚生両省の共管だった。同委員会は翌年4月30日に「職業指導員並びに相談員の養成計画」を、6月には「職業教育並びに職業指導行政機構の刷新拡充計画」を意見具申し、そして「各種工業に於ける見習い工教育計画基準案」（二二二二）を具申しした。このように、当初は両省での協力が目指されていた。

このような中で、「職業安定法」では、各種学校を公共職業補導所として認定することを明確にした（五一一一一一二）。連携については「職業補導の手引き」にも明確に指示していた（五一一一一一二）。これに関連して文部省は、「各種学校の取扱いについて」（五一一一一一二）で職業補導所も認定した。これを受けて例えば神奈川県は（五一二一一一四）により職業補導所等を各種学校に認定した。このことをより明確にして職業補導の基準である「補導事務必携」（五一二一一二二）にも明記している。この後、今日に至るまで様々な委託が行われている。

しかし、この問題は「労働者教育」の概念の問題と関連し、ひいては教育―訓練の連繋の問題を困難にすることになった。

その経過は、最初に労働省が労働者教育諮問委員会を設置（三一二一）したことに始まった。この設置に文部省からの異論が出たのかは定かではないが、労働省は「者」を付けない労働教育審議会令（三一三二二）を、文部省は「者」を付けた労働者教育審議会令（三一三六）を制定してその区別を図った。そして、労働省労政局と文部省社会教育局の共同通達（五一一一二五）の発出で労働、文部両省の労働者教育に関する協力を謳うことになった。しかし、このことは職業訓練に混乱をもたらした。

つまり、右の共同通達は労働者教育に関してであり、職業訓練を担当

しない労政局、技術教育を担当しない社会教育局の共同通達であるにもかかわらず、この通達が、労働、文部両省の協力よりも職業訓練と職業教育との「分担」の観念を増大させることになったのである。

具体的には、「学校教育法」の改正により、職業補導所は各種学校から除外されることになった〔五―一―三二〕。これを受けて、神奈川県は先の指定を廃止した（昭28・2・17）。学校制度の日本的整備を背景に公共職業補導との連繋は破断したと言える。

一方、技能者養成と学校教育との関係は、先ず教育刷新委員会が技能者養成工に大学進学のカレジットを与えるように建議した〔二―二三〕が、文部省はこれを受け入れなかった（佐々木輝雄、第二巻参照）。この問題は後に再発する。

労働者教育審議会の活動については不明であるが、労働省が設置した労働教育審議会は昭和26年に廃止している〔三―三八〕。ただ、設置していた労働教育課は、通達により労働教育について指示している〔五―一―三六〕。そして国民一般にも啓蒙を図った〔五―一―三八〕が、十分に浸透せず、労働組合の問題に内向した〔五―一―五八〕と言えよう。問題は、これらの「教育」に職業訓練が入らないことであった。

ところで、わが国の失業者の概念は当時は欧米とは逆で、中高年者の世帯主が主に対象であった。社会福祉が充分でなかった戦後当時は失業した世帯主は家族の為に日雇い〔五―一―一四〕に就いて家計を支えなければならなかった。しかし、子弟を高校にやれない親は「わが子だけには」の思いで、職業補導所へ通わせたと考えられる。このような実態を政策に取り込んだのが「職業補導の根本方針」〔二―四六〕であり訓練対象者を中学校卒業者に具体化させるための方策であった。逆に言えば、実的にはすでに中高年者よりも年少者が多数を占めていた〔七―二―五〕ことを応用した施策であった。

ただ、社会が発展すると、様々な境界がダブることになる。その一つが企業内の訓練生が定時制高校に通学する問題である。経済界から定時制高校に通う訓練生の学習の二重負担を除去するようにとの要望が強くなり、〔二―七一〕、労働省も通達〔五―三―四七〕で定時制に通学す

る者の教習内容の二重負担を避けるように指示した。

文部省も、「学校教育法」を改正して〔四―一―一五〕、技能者養成の一部を高校の単位と認定するようになり、技能連携制度が確立した。しかし、その理念は教育刷新委員会の建議〔二―二三〕の思想とは全く異なっていたことは明らかだった。

このように、「職業訓練は学校教育をも含む」との国際的な定義とは異なったわが国の職業訓練体系が形成されて行った。

(6) 国際的規程への対応

わが国も先進国に並ぶ為には、国際的規程の承認、またはその規定の遵守が課題となる。特に人権としての職業訓練の位置づけは「世界人権宣言」〔六―三〕と、この文化的側面を詳細に論じた「人権規約」〔66・12・16〕の規定に合致するかが問われるであろう。勿論、前者の労働権にある「失業に対する保護の権利」との条文には「職業訓練」の用語は無いが、職業訓練の意味が明確に含有されている。

これは失業しないための入職前訓練だけではなく、失業しないための技術革新に遅れない労働者への再訓練、及び、もし失業した場合のその者の再就職のための職業再訓練を含むと考えられる。このことは、後者の規約では同様に労働権で「職業の指導及び訓練に関する計画」と明確に規定されていることから類推される。

このように、職業訓練は人権としての位置づけが国際的には明確になっていると言えよう。

このような人権宣言等に対しては、「職業安定法」では「各人に、その有する能力に適当な職業に就く機会を与えること」によって、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図る〔四―二―一〕が明記されたことで形式を保った。しかし、「技能者養成規程」〔四―三―二〕では使用者に養成工の労働能力を高めることを明確には課していないかった。

それでも、具体的にはILOの各種勧告に遅れないような施策を追求することは先進国を目指すわが国として必至であった。

この意味では実態的にわが国の職業訓練制度は国際的水準を満たしていたであろう。また、ILOの開催する職業訓練関係の会議にも積極的に参加し、その成果を国内に普及していた。

国際労働機関の総会が、その第46回会期において、職業訓練に関して採択した勧告の「職業的訓練を与えるために学校またはその他の教育機関で提供されるすべての形態の教育に適用される。」との規定は職業訓練側からは十分に追求していたと言える。

ただ、この理念にある「すべての形態の教育に適用される」はわが国の社会通念では想定外であり、日本の行政の縦割りに縛られた形式となった。この問題は「職業訓練」の用語に関して先に紹介した“Education”の概念との相違に関わるように思われる。この点が、“Education”と「教育」的観念のわが国とは異なる発想になるのかも知れない。つまり、GHQが示した理念の面での“Education”と“Training”の関係のように進まず、今日まで解決を見ていないと言える。

ところで、新たな「職業訓練勧告」(六一七)ではそれまでの職業訓練と徒弟制度の勧告が別々であったのを統合し、更に監督者訓練を加味して新たな体系として整理している。この枠組みは、「職業訓練法」の構想に類似していた。

(7) 職業訓練制度の整備

職業訓練の体制はその時々の課題となる対象者別により検討されるが、この時期は主として戦後復興の重要性の観点からなされ、やがて経済成長をめざしての課題が意識されたと言える。最初に全体構想を見よう。

① 職業訓練の拡充計画は、公共職業補導所の場合、先ず地方長官宛に出された「五一二一六」。この予算案は閣議に提案された「二一一三」が、これは都道府県の方針に委ねたものであった。政府としても全体的な経済緊急対策の下で全国的な拡充計画を立てた「二一一二〇」。ここでは各県への総合職業補導所の設置も構想する等、その後の職業補導運営の基本方針であったと推測される。

職業安定局は職業補導事業の拡充を掲げたが、しかしながら、緊縮財政の下で、職業補導所の縮小を余儀なくせられる「五一二一一」ように、戦後の厳しい状況は続いた。そのような中でも、公共職業補導は少しづつ拡大してきた。

また、新たな総合職業補導所を都道府県の中心施設とする考え方が出され(昭31・4・1)、この運営要領「五一二一六三」が設定される。また、総合職業補導所は技能者養成の施設として認定される(四一三二九)等、将来の「職業訓練法」制定の前兆をも示していた。総合職業補導所の運営は設立された労働福祉事業団に都道府県から移管される。

一方、技能者養成施設の拡充策も練られたが、設立は民間企業の判断であり、それは特に中小企業への助成のあり方が求められた。そして「職業訓練法」の制定へと連なったのである。

② (身体)障がい者対策は公共職業補導の役割として最も速く整備が進んだが、当初は戦前の施設の継続として進んでいた。

規程としては神奈川県「厚生職業補導所」(五一二一一)が戦後最初の整備であろう。

国も、一般の職業補導所が整備されるよりも速く戦前の施設を引き継いで身体障害者職業補導所を整備した(三一二九)。

障がい者職業補導所への対策も一般の補導所よりも配慮されていた(二一五二)・(五一二二八)。

③ 失業者・転職者対策の公共職業補導は、戦災を免れた施設設計232ヶ所を改修して再発足させた。行政組織としての立ち上げも早く、昭和20年10月31日には補導課を設置した。翌年2月15日には閣議で職業補導の実施を決定している。

当時の実態をみると、月別入所の補導生は4月とは限らず「七一二一九」随時入所・随時修了の様相を呈しており、失業者発生の実態に合わせていることが分かる。

やがて、夜間職業補導が実施(五一二一五一)され、昼間は生活の糧を得るために労働しなければならない就職希望者の受講の道を拓いたが、実際は昼間に就職活動をしている失業者が受講していたのかは明らか

かではない。

学ぶ者としての立場からは職業補導生は学校の学生・生徒と同等に扱われるべきだが、旅客運賃の学割制については認められ〔五―一―三四〕ている。ただ、後に紹介する「追補導生」が除外されたのは訓練期間が明確で無いためと推測される。

④ 知識階級対策の公共職業補導は、失業者対策の一環として初期より考慮されていたが、近年のホワイトカラー対策に近い。先ず中央失業対策委員会がその対策を答申した〔二―一八〕。この後には特に知識階級として特別視した対策は管見では発見し得ていない。

⑤ 年少者・学校卒業者対策としては、技能者養成は戦前から（前期）中等学校卒業者を対象としていたので、変化は起きていない。

しかし、公共職業補導は「特需」景気を受けた産業界の活性化を背景に、対象者を失業者から新規中学校卒業者に移行するという「職業補導の根本方針」を定めた〔二―四六〕。この方針は、戦後当初より18歳以下の入所生が19歳以上よりも多かった〔七―二―一七〕という実態を応用した方針であり、産業界の要望に因應するため、と言える。

ただ、公共職業補導を管理する「職業安定法」の精神との乖離を止揚するために新たな法制が必要となり、そのために制定されたのが「職業訓練法」とも言える。そして、問題の背景として、職業訓練による能力開発の支援と、生活保障の支援との関係が問われることになった。

ちなみに、「養成訓練」の用語の初出は「港湾労働対策に関する意見」〔二―八二〕であるが、一般に広く普及することとなったのは昭和38年以降に「転職訓練」との対比で用いられたことによる。

⑥ 女性・婦人対策の公共職業補導は、やはり失業者対策の一環として早くから意識された。先ず昭和21年2月には東京に婦人職業補導所を設置した〔三―一五〕。組織としては労働省に婦人少年局を設置し独立した〔三―一七〕が、女性の職業補導所は各地に設置される。

女性の中でも母子家庭の職業生活は困難であり、労働省は特別の就職援護を指示した〔二―六三〕。

⑦ 指導者・指導員対策として戦前に設立されていた機械技術員養成

所、幹部機械工養成所は戦後は引き継がれなかった。ただ、幹部機械工養成所は施設として職業補導所に転換した。また、戦前の東京機械技術員養成所であった都立工業専門学校技術専修科の募集に対して協力を紹介している〔五―三―二〕ように、初期には関係があったようだ。ただ、後には技能者養成指導員の資格は無いとしている〔五―三―二二〕。

技能者養成では、担当する指導員の資格検定制度と、試験制度が整備され〔四―三―五〕、具体化が始まる。

公共職業補導では、通達で示していたようだが、最初に纏めた「職業補導の手引」〔五―一―一六〕に規定された。

また、事業場における監督者も生産現場における指導者であるが、次に論じる。

⑧ 在職者対策の訓練は、「職業訓練法」第二〇条に記されていたが、拡大実行されるには至らなかった。明確に位置づけられるのは昭和44年の（新）「職業訓練法」からである。

なぜなら、戦後の公共職業補導は既に明らかな様に、失業者・離職者⇨求職者対策という理念で整備されているからである。また、企業内技能者養成は欧米と異なり、わが国では新入社員員の養成であるからである。つまり、在職者訓練の業務は本来は公共職業補導の施策にも技能者養成の施策にも無かった。

このような中で、在職者訓練は特異な制度として公共職業補導との関係で次第に整備されるようになった。それは、監督者訓練として整備される。そして、その監督者に対する「追指導」が実施された〔昭26・8・25〕のが、在職者訓練の新たな形式とも言える。

ところで、在職者の職業訓練は昭和33年法では重視されなかったが、その検討は、さらに技術革新が進むと必然的に問題となり、2年後には新たな整備が模索される必然性が有ったと言える。そのために「再訓練」という用語の下に各種労働者の訓練制度を整備すべき答申〔昭35・3・24〕が出されたのである。

⑨ 訓練内容的対策は基準の教科としての施策になるが、公共職業補導の場合は通達により指示され、適宜に冊子に纏められ〔五―一―一六〕

・〔五―二―二二〕、及び『職業補導基準』（昭31年）公刊された。公共では訓練期間が次第に長期化する傾向があることがわかる。しかし、基準性のあり方に変化はない。訓練期間の長期化は、職業補導の修了生に對する「追指導」（五―二―四七）の施策としても具体化された。

公共職業補導では、社会の復興が進む中で訓練の時間と期間の延長が施策され、新たな職種の基準が整備される。そして、社会の進展と伴に新たな役割を担った総合職業補導所が設置され、多様な社会の期待に応える施設も構想された。

事業内技能者養成に関しては、教科基準の枠組みは戦前の技能者養成を引き継ぎ、「教習事項」の告示によって指示された。ただ、その基準性は、初期には養成工の保護の面から、期間は最長（3年または4年）を示し、教科内容は最低限を示していた。この基準性が大きく変更されたのは、昭和26年5月4日の「教習事項の基準改正」（四―三―一五）である。この告示で教習内容が事業主による裁量に任せられるようになった。また、坑内労働を伴う技能者養成は、「労働基準法」の改正で容認された（四―三―一八）。このように訓練職種の拡大が進んだ。

特に付言しておくべきことは、「職業訓練法施行規則」（四―五―四）別表二の「専門課程」の基準は一年制で示されていることである。また、企業内訓練の別表第三は、従来の技能者養成の教習事項のままであった。訓練基準は翌年に全面改正され、「専門課程」は二年制となった。この時、第三表の企業内訓練の基準も公共職業訓練と同様の教科枠組みに統一され改正されたので、訓練法下の基準研究のためには昭和34年の改正基準以降を見なければならぬ。

訓練内容に関してはテキストが重要な教材になるが、戦後を反映して公共職業補導の「公民」の教科書が最初に公刊された（昭23・7・15）。本テキストは有名な研究者により編集されていることが注目される。ただ、次の改訂版からは新たな基準で作成され、編者も変わっている（昭30・4）。以後、各職種専門の教科書が発行される（年表参照）が、しかしながら、総てのテキストの発行には届かず、代用教科書の指定（五―二―七二）等でまかなった。

技能者養成用としては、審議会での編集方針の議論が昭和25年1月23日に始まり、昭和28年3月31日より刊行が始まったようである。また、指導員用としては「技能者養成指導員指導書」の刊行が昭和25年12月31日に始まった。

⑩ 指導方法的対策は学科指導と実技指導では全く異なり、実技指導の研究が少ない事による困難性がある。

実習の指導方法としては明確に統一した方法は無かったようだが、「技能者養成指導員指導書」は学科・知識と関連付けて指導することが指示されていた（『戦後』）。

また、公共職業補導では「作業指導票の作成利用について」（五―二―六七）が指示された。この実習の指導は、TWIの進展と伴にこれをモデルとして公共職業補導でも応用したと推測される。

なお、実習には災害が起こりうるが、補償のありかた（五―二―四〇）で指示された。

訓練の年間スケジュールの立案については「事業計画」として指示された（五―二―六二）。

⑪ 生活指導は、職業生活の指導であるが、最初に兵庫県の補導所が作業との関係について論じた（昭24・12・1）。労働省も昭和26年に公民科との関係でその重要性和指導のあり方として「明朗で自律的な生活をなし得るよう指導すべきである」と指示している（五―二―二五）。

技能者養成では、昭和26年に「技能者養成促進指導実施要目」を定め（五―三―二八）、「円満な人格を備えた労働者を輩出する」ためとしてその方針を示した。また、昭和29年には新たに「技能者養成教習指導要領」を出し（五―三―四三）、より詳細な指針を示している。

⑫ 技能検定は、職業訓練の制度が整備されると、実質的な訓練成果の評価が課題となり、その方策として検討される。それは訓練修了者の職業資格としての機能を持つからである。

公共職業補導では既に昭和24年10月1日に敦賀建築補導所が『労働市場弘報』で問題提起をし、昭和28年12月16日に「技能検定実施要領」が通達された。そして、翌年2月から全国的に実施しているようだ（七―

二一五」。

技能者養成では建築部会が昭和25年2月6日に実施について審議したのを皮切りに他の部会も審議し、昭和27年12月5日に問題の調査を労働省は実施した〔五―三―三八〕。ただ、その規則は検討されたが、交付されることはなかった〔四―三―二〇〕。この理由は原資料に添付されていず、明らかではない。

技能検定は次の「職業訓練法」の重要な一翼を担うことになる。

以上のように、職業訓練に関する様々な方法も「職業訓練法」の制定までには大枠が整っていたようである。

三、「職業訓練法」制定への動きと模索

右のような様々な動向が絡みながら、公共職業補導と技能者養成の統合化という課題が発生し、「職業訓練法」制定への準備が進んでいく。

公共職業補導と技能者養成との連繋意識の端緒は明確ではないが、昭和23年8月28日の両行政の連繋が認識されたことによるのかも知れない。

それは、公共職業補導の訓練期間の長期化、入所者の中学校卒業生への転換により、公共職業補導と技能者養成との類似性が表面化することによって具体化してきた。先に紹介した「職業補導の根本方針」による公共職業補導の実態と法令との乖離の解消も必要だった。

やはり、その実質的な背景は「特需」ブームの到来による景気の回復により戦後の混乱が収束し、公共、企業内訓練とも職業訓練の体制が整い、併せて起きた産業界からの要請が大きな要因であろう。

公共職業補導と技能者養成制度との連繋の最初の施策は公共職業補導所修了生に対する取扱いだっただけ〔五―三―三四〕。これはさらに進んで、両者の提携協力が指示された〔五―三―四四〕。しかし、ここまでは職業訓練全体としての体系化とまではいかなかった。

他面、先に述べたように、「Training」の言葉で両者の同義化が進んでいた。それぞれの営みがいずれも「Vocational Training」とする言葉の共通認識は統合化の大きな流れを推進したと推測される。このような流

れで、技能者養成も「技能訓練」との認識を示していた〔昭26・6〕。そのような両者の施策の意図が近づき、制度体系としても共通認識が図示化され〔二―五七〕、体系化が進んできた。

周知のように、経済成長が進むと進学率が高まる。中学卒者も就職者より高校進学者が増える。高校に進学できなかった中学卒者が学習意欲が無いわけではなく、高校と類似の企業内養成所・訓練所、又は公共職業補導所・訓練所を目指す者が出る。募集の対象者は企業内訓練は戦前より新制中学校卒業の年代であり問題ないが、公共職業補導では失業者よりも若年者・中学卒業者が大半になっていた〔七―二―七〕。

当時、高校進学率は向上しつつあり、公共職業補導においても4月入所生が85%であり、19歳以下の受講者が大半であった。これらは新規中学校卒業生であったと推測される。このように、公共職業訓練においても企業内の技能者養成と同様に中卒者が対象となっていた。

そのような中で注目される主張として、日本教職員組合が、教育研究集会の報告書で職業補導所への入所の推奨〔昭32・10・31〕や、技能者養成所の整備拡充〔昭33・6・30〕を提言していたことがある。残念ながらこのような主張は「職業訓練法」制定後は日教組からも教育界からも出ず、むしろ職業訓練への忌避〔批判〕が強まった。

ところで、労働組合をはじめとして世は「高校全入」が「正論」として強まる機運にあった。このような下で、中央産業教育審議会は、中堅産業人の養成についての建議〔昭32・11・22〕で、学校教育と産業界との連繋等を建議した。

ただ、右の建議について問題の背景を考察すれば、受講生が同じ高等学校と職業訓練との差別化の追求は法体系上必須であったはずである。すなわち、それは国会でも要望された〔二―九三〕「学校教育との、重複を避ける」ことの実体化であろう。

このような新たな問題の創出は、「職業訓練法」審議室長であった渋谷に、その打開案を法文に表そうと呻吟させたことと推測される。その学校教育との「重複を避け」という差別化は、職業補導〔四―二―一〕にも技能者養成〔四―三―二〕にも規定されていた、臨時職業訓練審議会

の答申〔二一八八〕にもあつた「知識」を「職業訓練法」案の目的から削除して、「必要な技能を習得させ」ること〔四一五一〕として技能のみを強調したことに現れている。

しかし、このように法の目的で知識を削除しても職業訓練の総てから知識を排除した訳ではなく、基準には規定していた〔四一五一四〕が、職業訓練のイメージとして大きな変化を表明した意味が有つた。ただ、「工業」系職種を重視しようとした「職業訓練法」であれば「知識」の目的からの削除は大きな問題であつた。

元来、義務教育、中学校以上の総ての学校制度修了者を受講者にするのが職業訓練であるが、「職業訓練法」を準備した渋谷もこの点の整理が充分ではなかつた。いや、職業訓練と学校教育との体系については職業安定局は既に表していた〔二一五五〕が、「職業訓練法」の法文にはそのままには規定できなかつたのである。そのためか、渋谷が『解説』に記した体系図では労働者、監督者及び管理者の区分を学歴別に捉えており、多様な夫々の職業訓練の実施時期が分かりづらい。公共職業訓練は失業者が重要な受講対象者である。しかし、渋谷が示した図では、公共職業訓練は中学校卒業者のみが進む図になっている。

失業者には学歴に関係なく誰もがなり得るし、現に高学歴者も受講している。例えば「知識階級労働者の職業補導」〔二一八〕とは簡単に言えば大卒者の職業訓練であつた。今日でも、訓練受講者は義務教育修了者以上としているのは当然である。職業訓練と学校との差別化のため、「知識」を忌避したことは「職業訓練法」の一つの大きな新たな問題となつた。

この様なことが渋谷が「関係各省間との事務の調整はなかなかの難事であつて、時には法案の作成すら絶望かと思われるような事態にも際会した。」と述懐している背景だったのであろう。「学校教育との重複を避け」る規定は職業訓練界にとつては極めて困難な課題であつた。

職業訓練の社会からの認識の問題は科学技術庁から「職業訓練法」の要である技能検定に疑義が表明された〔二一八七〕ことにも現れていた。このことは、当時のわが国の労働組合の連合体が技能検定に反対し、ひ

いては「職業訓練法」制定の反対にも連なることもあり、極めて煩わしい問題であつた。

ドイツのような職業訓練制度を意識しながら、全く理念が乖離している下で、職業訓練と学校教育との関連がドイツとは全く異なる「職業訓練法」が整備されたと言える。

ただ、わが国の労働組合が職業訓練には消極的であつた中で、土建総連がより積極的な法案を要望した〔昭33・2〕ことが、例外として注目される。

一方の技能者養成を担当する行政側も、「技能訓練」との言葉〔昭和26・6〕を“Training”の概念に近づけていた。とは言え、技能者養成審議会は当初は単独法の制定を主張していた〔二一五九〕。

類似の要請は日本商工会議所も生産性向上のために要望〔昭30・9・21〕し、土建総連も検討を始め〔昭31・10・22〕、続いて全国共同技能者養成協議会が単独法を要請した〔昭31・11・30〕。引きつづき、日本社会党も同様な提案を発表した〔昭31・12〕。そして、職業訓練審議室が設置され〔昭32・1・17〕、職業訓練の体系化が示される〔二一八六〕。

このように、政策として「職業訓練法」制定に動く中、技能者養成審議会も職業訓練についての審議を開始した〔昭32年12月4日〕。

そして、臨時職業訓練制度審議会が設置〔昭32・8・27〕され、「職業訓練制度の確立について」〔二一八八〕の答申となり「職業訓練法」の制定となつたのである。

「職業訓練法」は、渋谷が述べるように技能者不足に対処すること、技術革新に対応する技能水準の向上、中小企業対策としての技能訓練の強化という三つの課題をもって検討・制定された。このことと学校制度との関係について氏が解説した図はそぐわない趣があつたが、職業訓練は学校教育とは異なる事を明確にした図だったのかも知れない。

因みに、『近代日本総合年表』では一九六九年〔昭44・7・18〕に「職業訓練法公布」としているが、これは昭和33年の「職業訓練法」を廃止して新たに制定した新「職業訓練法」である。

補、職業訓練の課題

本資料集により、職業訓練が戦後復興に果たした意義と共に、国民に期待されてきたことが理解できると思われる。職業訓練を受講しての感謝の言葉が今日のネットにも見受けられるのはそのためであろう。今日では職業訓練は国民に根づいていてと考えられる。

しかし、全体的な実情は異なるようだ。令和4年10月7日に読売新聞オンラインが紹介した、愛媛労働局作成のPR動画「公的職業訓練 知って」とのタイトルが示しているように、職業訓練は国民全体には滲透していないようである。これらのことは、職業訓練を受講した人たちの意識では肯定的ではあっても、一般的には受容的では無く、寧ろ認識されていないのかも知れないと思われる。

職業訓練への国民の無関心が醸成されるのは、職業訓練が理解困難なためであろう。簡単に言えば、職業訓練とは学校を終えた人（新規学校卒業者という意味ではなく、在職者も離職者、失業者も含む総ての人である）が仕事に関して学ぶ制度であるが、この単純な事が、名称をはじめ職業訓練の対象者や受講条件等により、「複雑怪奇」の印象を与えているためと思われる。

このような国民の職業訓練への疑心という観念を溶解できるように、本資料集は戦後の此の時期の職業訓練の実情を俯瞰的、総合的に分析できるこれまでに無い史資料を提供していると考えている。それは、社会学、経済学、そして教育学によって捉えられた、それらの学問の補完的な職業訓練ではなく、働く人の、あるいは働くことを希望する人の生きること、働くこと、そして学ぶことを三位一体的に捉える職業訓練のアイデンティティーが存在することを認識できると言えるからである。端的に言えば、職業訓練の戦後日本史に於ける位置づけであり、その意義を再検討できる資料集になっていると考える。

その先に、佐々木教授が構想した「職業訓練学」形成の研究が進むものと言えよう。このことは、GHQが『労働課便覧』において、職業訓練が労働、教育に関する国民の権利を完結すると指摘していたことに通じると考えるとところである。そして、岩手県が「労働文化」として職業

補導が起点にあるとしたことに止まらず、職業訓練の論が文化の一領域として確立されるはずである。

この様な課題に因應する素材を本資料集は包含し得ていると確信するものである。各位のご活用と共に、ご講評をお願いするところである。

参考文献（凡例の出典文献に掲げていない文献）

- 大河内一男・金子美雄・有泉享・藻利重隆編『職業訓練』、有斐閣、一九六七年。
- 『神奈川県教育史 一九四五～一九七二 資料編（上）』、神奈川県立総合教育センターウェブ、二〇二二年。
- 佐々木輝雄「職業訓練の資料研究について―『職業訓練学』の形成をめざして―」、『第二一回職業訓練大学校研究発表講演会要旨集』、昭和58年。
- 佐々木輝雄職業教育論集、第二巻『学校の職業教育』、第三巻『職業訓練の課題』、多摩出版、昭和62年。
- 隅谷三喜男・古賀比呂志編『職業訓練発展史（戦後編）』、日本労働協会、昭和53年。
- 田中萬年『職業訓練原理』、職業訓練教材研究会、二〇〇六年。
- 田中萬年『働くための学習』、学文社、二〇〇七年。
- 田中萬年『「職業教育」はなぜ根づかないのか』、明石書店、二〇一三年。
- 田中萬年「混沌の戦後職業訓練法制」、『龍谷法学』第51巻第3号、龍谷大学法学会、二〇一九年。
- 田中萬年「"Education"は『教育』に非ず!」、語彙・辞書研究会第63回研究発表会資料集、二〇二二年。
- 村上有慶『技能連携制度の研究』職業訓練大学校調査研究資料第7号、昭和47年度。

上巻資料目次

第I編 GHQ勸告・「日本国憲法」関連資料編	1
一―一 五大改革を指令（マッカーサー、幣原首相に）	二―三 緊急就業対策要綱
一―二 第一次案（憲法研究会）	二―四 人口と失業対策について
一―三 職業政策二関スル件	二―五 定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱
一―四 第二次案（憲法研究会）	二―六 定着地に於ける海外引揚者援護要綱時間会議決定に関する件
一―五 第三次案（憲法研究会）	二―七 公共事業の実施に関する件（次官会議）
一―六 憲法草案要綱（憲法研究会）	二―八 知識階級失業者救済のための具体的方策
一―七 憲法改正案（政府乙案）	二―九 公共事業実施に関する件（閣議）
一―八 CONSTITUTION OF JAPAN（マッカーサー草案）	二―一〇 労働条件の基準に関する法律案
一―九 マッカーサー草案政府訳	二―一一 公共事業処理要綱
二―一〇 憲法改正草案要綱	二―一二 失業対策の概要
二―一一 米国教育使節団報告書	二―一三 職業補導施設費補助
二―一二 憲法改正草案	二―一四 公共事業に失業者を優先雇傭するの件
二―一三 日本公共事業計画原則	二―一五 労働基準法の説明
二―一四 帝国憲法改正案	二―一六 労働基準法の説明
二―一五 労働諮問委員会最終報告書	二―一七 中小工業振興大作要綱に対する意見
二―一六 日本国憲法	二―一八 経済緊急対策
二―一七 FUNDAMENTAL LAW OF EDUCATION（「教育基本法」GHQ訳）	二―一九 労働省設置要領
二―一八 日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勸告	二―二〇 職業補導施設の拡充に関する事項
二―一九 職業安定法国会通過に際しての声明	二―二一 各種工業に於ける見習い工教育計画基準案
二―二〇 労使協議会雇用部会	二―二二 職業安定法の提案理由
二―二一 Labor Division Manual（GHQ『労働課便覧』）	二―二三 労働者に対する社会教育について
二―二二 一九五〇年における日本の労働情勢（GHQ労働課長のILO報告）	二―二四 国際労働機関への復帰について
	二―二五 国際労働機関への復帰について
	二―二六 生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和方策
	二―二七 目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に関する答申
	二―二八 現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件
	二―二九 行政整理及び失業対策について
第II編 閣議・次官会議決定、審議会答申、民間団体建議編	33
二―一 厚生大臣要望事項	
二―二 失業対策トシテ急速措置スベキ事項ニ関スル意見	

- 二一三〇 行政整理による離職者に対する失業対策
- 二一三一 職業教育振興方策
- 二一三二 失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める
- 二一三三 答申第一号（失業対策審議会）
- 二一三四 建議（中央職業安定審議会）
- 二一三五 失業対策に関する意見（日経連）
- 二一三六 職業補導事業の拡充
- 二一三七 新労務管理に関する見解
- 二一三八 答申第二号（失業対策審議会）
- 二一三九 職業教育法の制定方要望
- 二一四〇 化成関係技能職種追加指定について
- 二一四一 地方別業種別経営者団体の労働関係法令改正意見
- 二一四二 労働関係法令の再検討
- 二一四三 行政の改革に関する件
- 二一四四 労働基準法改正について
- 二一四五 労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査
- 二一四六 経済興隆策を中心とする職業補導事業の転換
- 二一四七 技能行政の運営について
- 二一四八 技能者養成制度改正に関する意見
- 二一四九 技能行政運営上の各問題点の審議事項
- 二一五〇 経営者団体の行政官庁へ技能者養成制度に関して意見具申
- 二一五一 労働基準法の一部を改正する法律案
- 二一五二 身体障害者職業更生援護対策要綱
- 二一五三 技能行政の運営について
- 二一五四 官庁公共企業体地方公共団体等における身体障害者雇用促進に関する件
- 二一五五 国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明
- 二一五六 労働基準法改正意見書
- 二一五七 職業訓練の現況と問題点
- 二一五八 技能者養成規程改正案要綱
- 二一五九 技能者養成規程改正に関する答申
- 二一六〇 公共事業による失業者吸収措置の強化について
- 二一六一 当面の雇用、失業対策に関する意見書
- 二一六二 炭鉱失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について
- 二一六三 孤児・母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱
- 二一六四 技能者共同養成機関の助成方に関する要望
- 二一六五 技能者養成教育の振興に関する意見
- 二一六六 技能者養成機関の助成に関する要望
- 二一六七 答申第四号（失業対策審議会）
- 二一六八 石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について
- 二一六九 特需等対策連絡会議の設置について
- 二一七〇 経済自立五ヶ年計画
- 二一七一 一定制高等学校に学ぶ青少年の教育保護福祉対策要綱
- 二一七二 特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について
- 二一七三 国連軍引揚に伴う対策について（呉地区）
- 二一七四 石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について
- 二一七五 身体障害者の職業更生に関する意見
- 二一七六 新時代の要請に対応する技術教育に関する意見
- 二一七七 答申第六号（失業対策審議会）
- 二一七八 技能者養成振興に関する意見
- 二一七九 石炭鉱業、塩素、国連軍関係失業者多発地域対策について
- 二一八〇 失業者多発地域対策について
- 二一八一 勤労青少年教育対策要綱
- 二一八二 港湾労働対策に関する意見
- 二一八三 技能教育国内使節団報告書
- 二一八四 最近の産業経済及び雇用の情勢に対処する職業訓練制度の確立について
- 二一八五 駐留軍撤退に伴う離職者の対策について
- 二一八六 職業訓練の現況と問題点
- 二一八七 職業訓練要綱案に対する意見
- 二一八八 第一号答申（雇用審議会）

- 二一八九 職業訓練制度の確立について
- 二一九〇 職業訓練法案提案理由
- 二一九一 職業訓練法衆議院修正事項
- 二一九二・二一九四 失業者多発地域対策について
- 二一九三 職業訓練法参議院附帯決議
- 二一九五 勤労青少年教育の振興方策について
- 二一九六 「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」の取扱い等について

第三編 行政組織編

.....

137

- 三一一 厚生省分課規程中改正
- 三一二 厚生省官制中改正
- 三一三 厚生省分課規程中改正
- 三一四 失業対策委員会官制
- 三一五 職業補導所ノ名称及位置
- 三一六 厚生省分課規程中改正
- 三一七 労働省設置要領
- 三一八 厚生省分課規程中改正
- 三一九 厚生省分課規程中改正
- 三二〇 厚生省分課規程中改正
- 三二一 公共職業安定所官制
- 三二二 厚生省分課規程中改正
- 三二三 厚生省官制中改正
- 三二四 都道府県労働基準局管制
- 三二五 厚生省分課規程中改正
- 三二六 労働省設置準備委員会規程
- 三二七 労働省設置法
- 三二八 労働省設置法施行令
- 三二九 労働基準監督機関官制
- 三三〇 労働省分課規程
- 三三一 労働者教育諮問委員会設置要綱

- 三一二 厚生省分課規程中改正
- 三二三 技能者養成委員会官制
- 三二四 労働省分課規程中改正
- 三二五 労働省設置法施行令
- 三二六 職業安定組織における監察に関する件
- 三二七 厚生省分課規程中改正
- 三二八 労働省分課規程中改正
- 三二九 身体障害者公共職業補導所設置
- 三三〇 職業安定連絡委員会令
- 三三一 労働省設置法改正
- 三三二 労働教育審議会令
- 三三三 労働省設置に伴う関係省庁の整理に関する省令
- 三三四 労働省組織規程
- 三三五 労働省組織規程中改正
- 三三六 労働者教育審議会令
- 三三七 労働省組織規程中改正
- 三三八 労働省設置法一部改正
- 三三九 労働省組織規程中改正
- 三四〇 失業対策審議会令
- 三四一 公共職業補導所設置(兵庫)
- 三四二 労働省組織規程中改正
- 三四三 労働省設置法改正
- 三四四 労働省組織令
- 三四五 労働省組織規程
- 三四六 総合職業補導所を設置(啓成会)
- 三四七 共同作業所の設置
- 三四八 労働省組織規程の一部を改正する省令
- 三四九 総合職業補導所、共同作業所の設置
- 三五〇 失業保険施設設置の一部を改正する告示
- 三五一 労働省組織令の一部を改正する政令

- 三―五二 失業保険法中改正
- 三―五三 失業保険福祉施設の設置
- 三―五四 労働省組織令の一部を改正する政令
- 三―五五 労働福祉事業団法
- 三―五六 労働福祉事業団法に基く非常勤職員の指定に関し決定
- 三―五七 労働福祉事業団法施行令
- 三―五八 労働福祉事業団監理官監督規程
- 三―五九 労働福祉事業団が管理する福祉施設を定める件
- 三―六〇 労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正
- 三―六一 労働福祉事業団が管理する失業保険施設を定める政令中改正
- 三―六二 労働省設置法一部改正
- 三―六三 労働省組織令の一部を改正する政令
- 三―六四 労働省組織規程中改正
- 三―六五 労働福祉事業団法施行規則一部改正

第IV編 法令編

IV 1部 一般労務・職業指導関係

- 四―一一一 勤労配置規則
- 四―一一二 職業紹介業務規程
- 四―一一三 現下ノ経済危機ニ対処シ就業対策ニ付必要ナル措置ヲ講ゼントスルニ際シ健全ナル職業ノ確保ニ万遺憾ナキヲ期待方
- 四―一一四 教育基本法
- 四―一一五 労働省新設に伴う訓令
- 四―一一六 女子年少者労働基準規則
- 四―一一七 失業保険特別会計法
- 四―一一八 職業紹介法施行令等を廃止する政令
- 四―一一九 職業安定法施行規則中改正
- 四―一二〇 身体障害者福祉法
- 四―一二一 労働基準監察監督官規程中改正
- 四―一二二 職業安定法施行規則の一部を改正する省令

- 四―一一三 職業安定法施行規則の一部改正
- 四―一一四 失業保険法一部改正
- 四―一一五 学校教育法の一部改正

IV 2部 公共職業補導関係

- 四―二一一 職業安定法
- 四―二一二 職業安定法施行規則
- 四―二一三 職業安定法中改正
- 四―二一四 職業安定法一部改正
- 四―二一五 職業安定法施行規則一部改正

IV 3部 技能者養成関係

- 四―三一一 労働基準法
- 四―三一二 技能者養成規程
- 四―三一三 技能者養成規程中改正
- 四―三一四 技能者養成規程に基き教習事項に関する件
- 四―三一五 技能者養成規程中改正
- 四―三一七 技能者養成規程中改正
- 四―三一八 技能者養成規程第一三条の規定に基く教習事項に関する件中改正
- 四―三一九 技能者養成指導員資格検定期中改正
- 四―三二〇 技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件中改正
- 四―三二一一 技能養成指導官規程
- 四―三二一二 技能者養成規程中改正
- 四―三二一三 技能者養成指導員資格検定期中改正
- 四―三二一四 技能者養成指導員資格認定基準
- 四―三二一五 技能者養成規程に基き、教習事項の基準
- 四―三二一六 技能者養成指導員資格検定期規則
- 四―三二一七 教習事項の一部改正
- 四―三二一八 労働基準法の一部を改正する法律
- 四―三二一九 技能者養成規程中改正
- 四―三二二〇 技能習得者の技能検定の方法に関する規則(案)、技能習得者技能検定実施要綱

四―三―二一	技能者養成規程中改正	
四―三―二二	技能者養成規程第一三条の規定に基づく教習事項に関する件中改正	
四―三―二三	技能者共同養成費補助金交付規程	
四―三―二四	技能者養成規程の全部改正	
四―三―二五	技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令	
四―三―二六	技能者養成規程第一四条の規定に基づき、教習事項の基準を定める件	
四―三―二七	技能者養成指導員の検定の学科及び実技の規程	
四―三―二八	技能者共同養成費補助金交付規程改正	
四―三―二九	技能者養成規程の施設の指定	
四―三―三〇	労働基準法一部改正	
IV 4 部	監督者訓練関係
四―四―一	職場補導員規程	
四―四―二	職業安定法施行規則中改正	
四―四―三	職業安定法施行規則中改正	
四―四―四	職業安定法施行規則中改正	
IV 5 部	「職業訓練法」関係
四―五―一	職業訓練法	
四―五―二	職業訓練法の施行期日を定める政令	
四―五―三	職業訓練法施行令	
四―五―四	職業訓練法施行規則	
四―五―五	国が設置する身体障害者職業訓練所	
四―五―六	職業訓練指導官規程	

304

298

第I編 GHQ勸告・「日本国憲法」関連資料編

一九四五年一月一日

(二―二) 連合国軍最高司令官ダグラス・マッカーサー、幣原喜重郎首相宛

五大改革指令(抄)

- 一、秘密警察の廃止
- 二、労働組合の結成奨励
搾取と酷使から労働者を保護しかつ労働者の生活水準向上のための有力な発言権をうるための威信を獲得し、また児童労働のごとき弊害を矯正するにひつような措置を講ずることがかんようであろう。
- 三、婦人解放
- 四、学校教育の自由化
- 五、経済の民主化

『対日』

昭和二〇年一月二一日

(二―二) 憲法研究会

第一次案(抄)

- 三、人権
- 一、新政府樹立権
- 二、労働権ならびに労働権に基づく結社の自由、労働被保護権
- 三、休息権
- 四、養老、疾病、失業の際の被保護権
- 五、ただに労働者農民のみならず中産階級の生活権
- 五、^マ芸術、学術、教育の自由と保護との規定
- 六、男女平等の保証
- 七、民族的差別の徹廃・完全平等の権利保証

『成立』

昭和二〇年一月二八日

(二―三) 連合国軍最高司令部覚書

職業政策二関スル件

- (一) 官民を問わず労働条件に関して差別待遇を許容しないよう措置せよ
- (二) 朝鮮、支那、台湾人等で、日本にいるものの就業については日本人と同等の取扱

いかなされること

(三) 復員軍人に対し単に軍に軍にあつたことのゆえをもつて優先的取扱いをするあらゆる法律、命令、規則、条例の廃止撤廃を指示す
『行政二』

昭和二〇年一月二九日

(二―四) 憲法研究会発表

第二案(抄)

- 二、人権
- 一、新政府樹立権
- 二、労働権―同時に労働の義務を規定す
- 三、労働権に基づく勤労者の結社、運動の自由
- 四、国民の生活権
- 五、休息権
- 六、養老、疾病、失業の際の被保護権―広汎な社会保険制其の他
- 七、男女の平等
- 八、民族的人種的差別の撤廃
- 九、学術、芸術、教育、宗教の自由と保護
- 一〇、民主主義並に平和思想に基づく人格完成、社会道德確立の義務

『成立』

昭和二〇年二月一日

(二―五) 憲法研究会発表

第三案(抄)

国民権利義務

- 一、国民ハ法律ノ前ニ平等ニシテ出生又ハ身分ニ基ク一切ノ差別ハ之ヲ廃止ス
- 二、国民ノ言論ノ自由学術芸術宗教ノ自由ヲ妨クル如何ナル法令ヲモ發布スルヲ得ス
- 三、官吏国民ノ自由ヲ抑圧シ權利ヲ毀損スルトキハ之ヲ排斥追訴スルヲ得
- 四、政府憲法ニ背キ国民ノ自由ヲ抑圧シ權利ヲ毀損スルトキハ国民之ヲ変更スルヲ得
- 五、国民ハ法律ニヨルノ外逮捕監禁処罰サルコトナシ
- 六、国民ハ拷問ヲ加ヘラルコトナシ
- 七、国民ハ信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

八、国民ハ家宅ニ侵入サルコトナシ

九、国民ハ届出ナクシテ平穩ニ且ツ武器ヲ携帯セスシテ集会スルノ自由ヲ有ス

一〇、国民ハ民主主義達成ノ目的ノ為ニ結社ノ自由政治ソノ他一切ノ社会的団体的運動ノ自由ヲ有ス

一一、国民ハ請願ノ権利ヲ有ス

一二、国民ハ法律ノ定ムルトコロニヨリ国民提案及国民投票ノ権利ヲ有ス

一三、国民ハ出生及身分ノ差別ナク公職ニ就クコトヲ得

一四、国民ハ信仰及良心ノ自由ヲ享有ス

一五、神社仏閣教会ハ国家ヨリ分離セラル

一六、国民ハ労働ニ従事シソノ労働ノ量並質ニ応シテ報酬ヲ受クヘキ権利ヲ有ス

一七、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス国家ハ八時間労働制ノ実施労働者ニ対スル有給休暇制
勤労者ニ対スル療養所社交教化機関ノ完備ヲナスヘシ

一八、国民ハ老年病氣ソノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥ル場合生活ヲ保証サル

一九、健康及労働能力ヲ維持シ産婦ヲ保護シソノ他一定年令以下ノ労働ヲ禁止スルタ
メ国家ハ適切ナル施策ヲナスヘシ

二〇、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス

二一、男女ハ公的並私的一切ニオイテ完全ニ平等ノ権利ヲ享有ス

二二、民族、人種ニヨル差別ハ認メス

二三、国民ハ民主主義並ニ平和思想ニ基ク人格完成社会道德確立諸民族トノ協同ニ努
ムヘシ

昭和二〇年二月二六日

〔二——六〕 憲法研究会

憲法草案要綱(抄)

国民権利義務

一、国民ハ労働ノ義務ヲ有ス

一、国民ハ労働ニ従事シ其ノ労働ニ対シテ報酬ヲ受クルノ権利ヲ有ス

一、国民ハ健康ニシテ文化的水準ノ生活ヲ営ム権利ヲ有ス

一、国民ハ休息ノ権利ヲ有ス国家ハ最高八時間労働ノ実施労働者ニ対スル有給休暇制
療養所社交養機関ノ完備ヲナスヘシ

一、国民ハ老年疾病其ノ他ノ事情ニヨリ労働不能ニ陥リタル場合生活ヲ保証サル権利

ヲ有ス

一、男女ハ公的並私的ニ完全ニ平等ノ権利ヲ享有ス

一、民族人種ニヨル差別ヲ禁ス

一、国民ハ民主主義並平和思想ニ基ク人格完成社会道德確立諸民族トノ協同ニ努ムル
ノ義務ヲ有ス

『朝日新聞』

昭和二十二年二月二日

〔二——七〕 政府(松本丞治)

憲法改正案(乙案)(抄)

第二章 国民権利義務

第一八條 現 状(日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル)

第一九條 日本国民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク公務ニ参与スルコトヲ得

第二〇條 削除

第二一條 現 状(日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス)

第二二條 日本国民ハ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二三條 公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ拠ル

第二四條 現 状(日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナ
シ)

第二四條 現 状(日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハル、コ
トナシ)

第二五條 日本国民ハ其ノ住所ノ侵サルコトナシ

第二六條 公益ノ為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二六條 日本国民ハ信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

公安ヲ保持スル為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ拠ル

第二七條 現 状(日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ)

2 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル)

第二八條 日本国民ハ信教ノ自由ヲ有ス

公安ヲ保持スル為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二九條 日本国民ハ言論出版集会及結社ノ自由ヲ有ス

公安ヲ保持スル為必要ナル制限ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第三〇條 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ請願ヲ成スコトヲ得

第三〇條ノ二 日本国民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ教育ヲ受クルノ権利及義務ヲ有ス
第三〇條ノ三 日本国民ハ法律ノ定ムル所に從ヒ勤勞ノ權利及義務ヲ有ス
第三〇條ノ四 日本国民ハ本章ニ掲ケタルモノノ外凡テ法律ニ依ラスシテ其ノ自由及權
利ヲ侵サルルコトナシ
『憲法』

昭和二十二年二月一〇日

〔一——八〕の五の提起

CONSTITUTION OF JAPAN (英)

We, the Japanese People, acting through our duly elected representatives in the National Diet, determined that we shall secure for ourselves and our posterity the fruits of peaceful cooperation with all nations and the blessings of liberty throughout this land, and resolved that never again shall we be visited with the horrors of war through the action of government, do proclaim the sovereignty of the people's will and do ordain and establish this Constitution, founded upon the universal principle that government is a sacred trust the authority for which is derived from the people, the powers of which are exercised by the representatives of the people, and the benefits of which are enjoyed by the people; and we reject and revoke all constitutions, ordinances, laws and rescripts in conflict herewith.

Desiring peace for all time and fully conscious of the high ideals controlling human relationship now stirring mankind, we have determined to rely for our security and survival upon the justice and good faith of the peace-loving peoples of the world. We desire to occupy an honored place in an international society designed and dedicated to the preservation of peace, and the banishment of tyranny and slavery, oppression and intolerance, for all time from the earth. We recognize and acknowledge that all peoples have the right to live in peace, free from fear and want.

We hold that no people is responsible to itself alone, but that laws of political morality are universal; and that obedience to such laws is

第三一條 削除
第三二條 削除

(編注)「現状」の次の()内は編者挿入の旧帝国憲法条文。

『憲法』

incumbent upon all peoples who would sustain their own sovereignty and justify their sovereign relationship with other peoples.

To these high principles and purposes we, the Japanese People, pledge our national honor, determined will and full resources.

CHAPTER I The Emperor (編注：中絶)

CHAPTER II Renunciation of War (編注：中絶)

CHAPTER III Rights and Duties of the People

(編注：中絶)

Article XXII. Academic freedom and choice of occupation are guaranteed.

Article XXIII. The family is the basis of human society and its traditions for good or evil permeate the nation. Marriage shall rest upon the indisputable legal and social equality of both sexes, founded upon mutual consent instead of parental coercion, and maintained through cooperation instead of male domination. Laws contrary to these principles shall be abolished, and replaced by others viewing choice of spouse, property rights, inheritance, choice of domicile, divorce and other matters pertaining to marriage and the family from the standpoint of individual dignity and the essential equality of the sexes.

Article XXIV. In all spheres of life, laws shall be designed for the promotion and extension of social welfare, and of freedom, justice and democracy.

Free, universal and compulsory education shall be established.

The exploitation of children shall be prohibited.

The public health shall be promoted.

Social security shall be provided.

Standards for working conditions, wages and hours shall be fixed.

Article XXV. All men have the right to work.

Article XXVI. The right of workers to organize and to bargain and act collectively is guaranteed.

(編注：以下略)

『憲法』

昭和二年二月二五日

〔一一九〕外務省、閣議配布資料

マッカーサー草案政府訳(抄)

日本国憲法

我等日本国民ハ、国民議會ニ於ケル正当ニ選挙セラレタル我等ノ代表者ヲ通シテ行動シ、我等自身及我等ノ子孫ノ為ニ諸国民トノ平和的協力及此ノ国全土ニ及フ自由ノ祝福ノ成果ヲ確保スヘク決心シ、且政府ノ行為ニ依リ再ヒ戦争ノ恐威ニ訪ラレサルヘク決意シ、茲ニ人民ノ意思ノ主權ヲ宣言シ、国政ハ其ノ權能ハ人民ヨリ承ケ其ノ權力ハ人民ノ代表者ニ依リ行使セラレ而シテ其ノ利益ハ人民ニ依リ享有セラルトノ普遍的原则ノ上ニ立ツ此ノ憲法ヲ制定確立ス、而シテ我等ハ此ノ憲法ト抵触スル一切ノ憲法、命令、法律及詔勅ヲ排斥及廢止ス

我等ハ永世ニ亘リ平和ヲ希求シ且今ヤ人類ヲ揺リ動カシツツアル人間關係支配ノ高賢ナル理念ヲ満全ニ自覚シテ、我等ノ安全及生存ヲ維持スル為世界ノ平和愛好諸国民ノ正義ト信義トニ依倚ヤンコトニ意ヲ固メタリ、我等ハ平和ノ維持竝ニ横暴、奴隸、圧制及無慈悲ヲ永遠ニ地上ヨリ追放スルコトヲ主義方針トスル国際社会内ニ名譽ノ地位ヲ占メンコトヲ欲求ス、我等ハ萬国民等シク恐怖ト欠乏ニ虐ケラルル憂ナク平和ノ裏ニ生存スル權利ヲ有スルコトヲ承認シ且之ヲ表白ス

我等ハ如何ナル国民モ単ニ自己ニ対シテノミ責任ヲ有スルニアラスシテ政治道徳ノ法則ハ普遍的ナリト信ス、而シテ斯ノ如キ法則ヲ遵奉スルコトハ自己ノ主權ヲ維持シ他国民トノ主權ニ基ク關係ヲ正義付ケントスル諸国民ノ義務ナリト信ス

我等日本国民ハ此等ノ尊賢ナル主義及目的ヲ我等ノ国民の名譽、決意及精力

に懸ケテ誓フモノナリ

(編注：中略)

第三章 人民ノ權利及義務

(編注：中略)

第二十二條 学究上ノ自由及職業ノ選択ハ之ヲ保障ス

第二十三條 家族ハ人類社会ノ基底ニシテ其ノ伝統ハ善カレ悪シカレ国民ニ滲透ス婚姻ハ男女両性ノ法律上及社会上ノ争フ可カラサル平等ノ上ニ存シ両親ノ強要ノ代リニ相互同意ノ上ニ基礎ツケラレ且男性支配ノ代リニ協力ニ依リ維持セラルヘシ此等ノ原則ニ反スル諸法律ハ廢止セラレ配偶ノ選択、財産權、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ヲ個人ノ威嚴及両性ノ本質ニ立脚スル他ノ法律ヲ以テ之ニ代フヘシ

第二十四條 有ラユル生活範圍ニ於テ法律ハ社会的福祉、自由、正義及民主主義ノ向上發展ノ為ニ立案セラルヘシ

自由、普遍的且強制的ナル教育ヲ設立スヘシ

児童ノ私利的酷使ハ之ヲ禁止スヘシ

公共衛生ヲ改善スヘシ

社会的安寧ヲ計ルヘシ

労働条件、賃銀及勤務時間ノ規準ヲ定ムヘシ

第二十五條 何人モ働ク權利ヲ有ス

第二十六條 労働者力團結、商議及集團行為ヲ為ス權利ハ之ヲ保障ス

(編注：以下略)

『憲法』

昭和二年三月六日

〔一一〇〕内閣発表

憲法改正草案要綱(衆議院事務局編)(抄)

(編注：前略)

第三 国民ノ權利及義務

第十 国民ハ凡テノ基本的人權ノ享有ヲ妨ゲラルルコトナキモノトシ此ノ憲法ノ保障スル国民ノ基本的人權ハ永遠ニ互ル不可侵ノ權利トシテ現在及将来ノ国民ニ賦與セラルベキコト

第十一 此ノ憲法ノ保障スル自由及權利ハ国民ニ於テ不断ニ之ガ保持ニ努ムルト共ニ

国民ハ其ノ濫用ヲ自制シ常ニ公共ノ福祉ノ為ニ之ヲ利用スルノ責務ヲ負ウコト

第十二 凡テ国民ノ個性ハ之ヲ尊重シ其ノ生命、自由及幸福希求ニ対スル權利ニ付テハ公共ノ福祉ニ抵触セザル限リ立法其ノ他諸般ノ国政ノ上ニ於テ最大ノ考慮ヲ払ウベキコト

第十三 凡ソ人ハ法ノ下ニ平等ニシテ人種、信条、性別、社会的地位又ハ門地ニ依リ政治的、経済的又ハ社会的關係ニ於テ差別ヲ受クルコトナキコト

将来何人ト雖モ華族タルノ故ヲ以テ国又ハ地方公共団体ニ於テ何等ノ政治的權力ヲモ有スルコトナク華族ノ地位ハ現在ノ者ノ生存中ニ限り之ヲ認ムルコトトシ榮誉、勲章又ハ其ノ他ノ榮典ノ授与ニハ何等ノ特權ヲ伴フコトナク此等ノ榮典ノ授与ハ現ニ之ヲ有シ又ハ将来之ヲ受クル者ノ一代ニ限り其ノ効力ヲ有スルベキコト

第十四 国民ハ其ノ公務員ヲ選定及罷免スルノ權利ヲ専有スルコト公務員ハ凡テ全体ノ奉仕者ニシテ其ノ一部ノ奉仕者ニ非ザルコト

凡ソ選舉ニ於ケル投票ノ秘密ハ之ヲ侵スベカラズ選舉人ハ其ノ選択ニ関シ公的ニモ私的ニモ責ヲ問ハルルコトナカルベキコト

第十五 何人ト雖モ損害其ノ他ニ関スル救済、公務員ノ罷免及法律、命令又ハ規則ノ制定、廢止又ハ改正ニ関シ平常ニ請願ヲ為ス權利ヲ有シ何人モ斯カル請願ヲ為シタルノ故ヲ以テ如何ナル差別待遇ヲモ受クルコトナキコト

第十六 何人ト雖モ如何ナル奴隸的役務ニモ服セシメラルルコトナク犯罪ニ因ル処罰ノ場合ヲ除クノ外其ノ意ニ反スル苦役ハ之ヲ禁ズルコト

第十七 思想及良心ノ自由ハ侵スベカラザルコト

第十八 信教ノ自由ハ何人ニ対シテモ之ヲ保障スルコトトシ如何ナル宗教団体モ国家ヨリ特權ヲ受クルコトナク且政治上ノ權力ヲ行使スルコトナカルベキコト

何人ト雖モ宗教上ノ行為、祝典、儀式又ハ行事ニ参加スルコトヲ強制セラレザルベキコト

國及其ノ機關ハ宗教教育其ノ他如何ナル宗教的活動ヲモ為スベカラザルコト

第十九 集会、結社及言論、出版其ノ他一切ノ表現ノ自由ハ之ヲ保障シ檢閲ハ之ヲ禁ジ通信ノ秘密ハ之ヲ侵スベカラザルコト

第二十 国民ハ凡テ公共ノ福祉ニ抵触セザル限リ居住、移転及職業選択ノ自由ヲ有スルコト

国民ハ外国ニ移住シ又ハ国籍ヲ離脱スルノ自由ヲ侵サルルコトナキコト

第二十一 国民ハ凡テ研學ノ自由ヲ保障セララルコト

第二十二 婚姻ハ両性双方ノ合意ニ基キデノミ成立シ且夫婦ガ何等ノ權利ヲ有スルコト

トヲ基本トシ相互ノ協力ニ依リ維持セラルベキコト

配偶ノ選択、財産權、相続、住所ノ選定、離婚並ニ婚姻及家族ニ関スル其ノ他ノ事項ニ関シ個人ノ權威及両性ノ本質的平等ニ立脚スル法律ヲ制定スベキコト

第二十三 法律ハ有ラユル生活分野ニ於テ社会ノ福祉及安寧、公衆衛生、自由、正義並ニ民主主義ノ向上發展ノ為ニ立案セラルベキコト

第二十四 国民ハ凡テ法律ノ定ムル所ニ依リ其ノ能力ニ応ジ均シク教育ヲ受クルノ權利ヲ有スルコト

国民ハ凡テ其ノ保護ニ係ル兒童ヲシテ初等教育ヲ受ケシムルノ義務ヲ負フモノトシ其ノ教育ハ無償タルコト

第二十五 国民ハ凡テ勤勞ノ權利ヲ有スルコト

賃金、就業時間其ノ他ノ勤勞条件ニ関スル基準ハ法律ヲ以テ之ヲ定ムルコト

第二十六 勤勞者ノ團結及団体交渉其ノ他ノ集團行為ヲ為スノ權利ハ之ヲ保障スベキコト

(編注…中略)

第三十 何人ト雖モ国会ノ定ムル手續ニ依ルニ非ザレバ其ノ生命若ハ自由ヲ奪ハレ又ハ刑罰ヲ科セラルルコトナカルベク何人モ裁判所ニ於テ裁判ヲ受クルノ權利ヲ奪ハルルコトナカルベキコト

(編注…以下略) 『憲法』

昭和二十一年三月三〇日

〔一一一〕米國教育使節團、米國最高指令官に提出
合衆國教育使節團報告書(抄)

まへがき(編注…中略)
序論(編注…中略)

一 日本の教育の目的と内容

日本の教育における教科課程、修学過程、教授法及び教科書の再編は、戦前の日本の教育制度に照し、また自由な民主的政治形態を採用するやう新たに日本の民衆に与へられた機会に照して考慮されなければならぬ。そして教育改革への諸々の提案が考慮せられるに先だつて、これらの日本の教育の実際についての明確な理解を有つこと

が肝要である。これらの日本の教育の実際が明らかにされなければ、改革への提案もうまく採用されるに至らず、かへつてそれが妨げともなり得るのである。

日本の教育制度は、その機構と教科課程の諸規定に関しては、たとへその中に超国家主義と軍国主義とが注ぎこまれなかったとしても、最近の教育理論に従つて当然改革さるべき筈のものであつたであらう。日本の教育制度はかの高度に中央集権化された十九世紀型に則つたものであり、大衆に一つの形式の教育をあたへ、そして小数の特権階級のためにはもう一つの異つた形式のものを準備するといふ如きものであつた。それは教育のそれぞれの水準に依じて被教育者が吸収すべき一定量の知識があると主張し、生徒の能力と興味とに現はれて来る差異を無視する傾向を帯びてゐる。訓令と教科書と、試験と視学制度とによつて、日本の教育制度は教師がその職務上の自由を行使する機会の多くを失はせてしまつた。教師の能率を測る基準はといへば、どの程度に標準化と画一化が護持されてゐるかといふことであつた。日本の教育を一通り理解するには、各種の条例と教科規定と教科書と、さうして文部省もしくは各府県庁から発行される教師用図書とを調査すればほぼ十分であらう。文部省及び府県教育課の職員は、如何に博学でありまた学者的であるにしても、ほとんど、あるひは全く、専門の職業に対する予備教育も受けてゐなければ教育や教室での経験を有つてはゐない。その結果は、社会のあらゆる各層の中にかくれてゐる才能と能力との巨大な貯蔵所を犠牲にしてしまつた。

忠義心や愛国心がどのやうな国においても望ましいものでないといふのではない。問題は如何にして合理的な代償によつて忠義心や愛国心を保証するかといふことである。無批判的な服従と盲目的な自己犠牲は余りにも高価な代償を支払ふものである。個人の知性は物々交換の具に供するには余りにも貴いものである。なほまた、教師と生徒とによつてつくり出される協同一致は集団意識の産出を促進するものである。

かく多くの点において、日本の教育組織は生徒に實際社会に活躍する準備を与へることに失敗した。失敗した理由は、これらの目的が学習者の立場で理解されずに教へ込まれたからである。この教育は失敗する時が来る。さうして、その時には、救済策は病氣そのものよりも一層悪いものとなる。丁度あの思想局（教学局）がつくられた時に例証されたやうに。

一群の極めて狭い範囲の人々の中から補充するだけで、いはば防壁で固めたやうな官僚によつて統制されてゐる教育制度、実力で昇進して行くといふ機会を無くしてしまふ教育制度、研究や調査の機会をほとんど与へず、また批評を絶対に許容しない教育制度、かうした教育制度はひとりでに進歩の手段を自分自身の手から奪ひ去つてし

まふものである。

不信は不信を生む。文部省はあらゆる階層の教師たちの知性にあらさまに信を置かなかつたことにより、教育者たちの側に文部省の指導力に信を置かないといふ風潮を作り出すことに成功したわけである。幸ひにも、組織化された統制が必ずしも常に組織化された頭脳を作り出すものだときめてかゝるわけにはいかない。日本の教師たちは、彼らの見解が当使節団に開陳された限りでは、批判的でありまた不安をも感じてをり、さうして文部省以外のところに指導者を求めてゐる。

教師たちの間に見られるこの不安は必ずしも全部がそのあはれむべき経済状態に起因するものではない。それは指導を求める純なる欲求から、また新日本建設に力を添へる機会をつかまうとする純なる欲求から起つてゐる。統制と抑圧にもかゝらず自ら思索を進めつゝある教師たちがあるものでありまた日本の教育が取るべき方向を次第に自覚しつゝある教師たちがあるのである。そのやうな教師たちは大いなる期待をもつて正しい意味の指導から生まれる刺戟と鼓舞とを待ちのぞんでゐる。

教育の目的、教科課程、修学過程、教授法及び教科書といふ如き論題が考へられなければならないのはまさにこの方向においてである。昔の型では、教育は上の方から下の方へ向つて系統立てられた。その本質的な特徴は権威主義であつた。新しい型の教育——我々はあらゆる社会層にその根強い支持を発見してきたのであるが——では出発点は個人でなければならない。後で分ると思ふが、教科課程に関する諸問題はこれら新旧両教育制度のそれぞれにおいて異つた様相を採る。

教育の諸目的

日本における教育再建の大事業が企て得られるに先きだつて、民主主義の教育哲学の諸基礎を明瞭にして置くといふことが絶対に必要である。のべつまくなしに民主主義といふ言葉を繰返したところで、それに具体的な内容が付与されなければ無意味である。

民主主義による生活のための教育制度は個人の尊厳と価値との承認の上に基礎を置いてゐる。この教育制度は各人の能力と資質に応じて教育の機会を与へるといふ仕組になつてゐる。教授内容と教授方法とを通じて、この教育制度は研究の自由を育成し、また批判的な分析をこゝろみる能力を錬磨させる。この教育制度は、学習者のそれぞれの異つた発達段階に應ずるその能力の範囲内で、實際的な知識について広範囲にわたつて討議をすることを奨励する。学校の仕事が、規定で動きのとれない教科案や、それぞれの科目についてただ一冊の認定された教科書に限定されてゐる限り、これらの目的の達成を助長することは到底不可能である。民主教育の成否は画一化と標準化

とによって測るわけにはいかない。

教育は、個人に、十分責任を果し得るやうな、さうしてまた他人と協同して社会に貢献し得るやうな社会の一員となる準備を与へなければならぬ。だが同時にまた、「個人」といふ言葉は少年たちに対しても少女たちに対しても同じやうにあてはまり、また男に対しても女に対しても同様にあてはまる言葉であるといふことが理解されなければならぬ。新しい日本のための建設事業にあつては、それぞれの個人は労働者として、公民として、はたまた人間として自分を成長させる知識を必要とするであらう。それぞれの個人は、社会組織の複雑多岐な局面に干与する社会の構成員として、自由探求の精神を以てその知識を活用する必要があるであらう。すべてこのことは、国際連合組織の性格規定の中に記されてをり、且つまた国際連合教育・科学・文科協議会憲章草案中に記されてある基本的諸原理と一致するものである。

このことから当然次のことがいはれる。すなはち中央当局者は、教授の内容や方法や、あるひは教科書を規定したりすべきではなく、その仕事を要綱や参考や教授指針の公布といふ範囲に限定すべきである。教師の専門的活動のためにふさはしいものが準備されるやいなや、種々異つた環境にある生徒の要求や能力に應ずる、また生徒たちが役割を果すべき管の社会に適當する教授の内容や方法を採用することはすべて教師たちの自由にまかせらるべきである。

日本の教育の新しい方向附けの仕事は、軍国主義や超国家主義やその他教育に関して不都合な諸点を完全に除去するといふ消極的な面を含むばかりではなく、教育の新しい計画を豊富にするやうな文化の種々の面を注意深く評価するといふ積極面をも含んでゐる。例へば、歴史・倫理・地理・文学・美術及び音楽の如き教科において、日本と他の国々との協力を増すにはどのやうな教科が保留されていゝかといふことに考慮が払はれなければならない。

教育は真空の中で進めるわけにはいかないし、また一国民の過去の文化と全然隔絶した教育も考へることができない。現在のやうな危機に際してさへも或る種の連続がなければならぬ。人間的理念として、また新しい教育計画を有力ならしめる理想として保存に価するものを見出さんために、日本

の文化的伝統を検討するといふことは、教育の仕事に携はるすべての日本人の任務とされるべきものである。こゝにこそ日本人は忠義と愛国心のための正当な且つそれを鼓舞する基礎を見出すであらう。「知識ヲ世界ニ求め」よといふ明治時代の訓諭は十分に重視されてよい。しかしながら絶えず外から新しい要素が附け加へられるところから生ずる二重性格の欠陥をまぬがれんがためには、なにかひとつの準拠として用ひ

らるべき原標が、優れた国民文化の自覚の中に見出されなければならないのである。

教育の目的に関するこの議論の骨子は、教育の自由と研究の自由がただに日本の国民的文化を保存するためばかりではなく、それを一層豊富にするためにも亦奨励されなければならないといふことである。事実と神話と、現実と空想とを区別する能力は、批判的分析を本質とする科学精神のうちにはごくまれてのみ十分の発達を遂げ得る。

このことは、たゞ試験に通ひさへすればいゝといふ、あの目的を放棄すること、何はともあれ両親たちの、学生たちの、また教師たちの頭の切り換へといふことを意味するものである。試験準備といふことに支配されてある教育制度は形式に墮し、常套に陥る。それは教師と生徒の側に画一化を助長するだけである。それは自由探求の精神を窒息させ、批判的に判断を加へるといふ態度を押し殺してしまふ。それは社会全体の利益のためよりもむしろ狭い官僚群の利益をはかる権力者の操縦に、たわいもなく自分をまかせてしまふ。結局、この教育制度は、時にはごまかしや背徳行為に誘つたり、あるひは不健全な自棄的行為に騙り立てる変態的な競争を生む。

それにもかゝらず、有為な青年たちの将来を偶然の気まぐれに泣かせてしまふやうな愚行をしりぞける新しい型の試験を採り入れる余地もあるのである。この問題は、十個国ばかりの国が一九参一年から一九参八年までの間にその研究にたゞさはつた国際的な研究の主題であつた。試験の結果に関する研究には活発な批評の働きと教育的探求のための中枢となるべきものゝ創設とが必要とされてゐる。もし学生の能力に関する確かな知識が得られるものであるならば、すべての考へ得る限りの方策が用ひられなければならない。多くの戦後の教育再建の計画においても、指導と助言とがそのやうな際立つて高い位置を与へられ重視されてゐるのは偶然の出来事ではなくて、すべての人々に均等な教育の機会をあたへようといふ理想の直接の結果なのである。

教育の事は、いふまでもなく、学校だけに限られたことではない。家庭も、隣組もまたその他の社会的組織も、教育において演ずべきそれぞれの役割を有つてゐる。新しい日本における教育は、意味ある知識を獲得するためには、可能な限りの多くの知識の源泉と方法を開発するやうに努力しなければならない。学習者が教育の進行過程に積極的に参加するのでなければ、すなはち学習者が十分理解して学び取るのであれば、教育の仕事は試験が終れば直ちに忘れられてしまふ雑多な事項を寄せ集めることだけに終つてしまふ。

このやうな知的革命は、しかしながら、教科課程の編成の方法とその内容とに一大変更を加へることを要求する。

教科課程（編注…以下中略）

修身と倫理

歴史及び地理

衛生教育と体育

衛生教育

体育

職業教育

日本はその家庭を、市町村を工場をまた文化的諸施設を再建するためには教育ある頭脳と共に訓練された手をも必要とする。日本の民主主義を保証するに熟練した、また職場に就いてゐる、物事のよく解った労働者の一団にまさるものはない。それは産業上の財産にも劣らぬ道徳上の財産である。

民主主義をまもるそのやうな防塞を築きあげるためには、日本の教育者たちは、専ら知能による労働にたづさはつてゐる人々に対して払ふと同じ尊敬を道具を手にして働く人々に対しても亦払ふやうな風潮を創りあげるに援助を惜んではならない。

創造力と靈感とは学者の独占物ではないし、また決して独占物であつたこともなかつた。かういふ理由で、初等程度の学校でも中等程度の学校でも、社会的研究をする学習計画の中では、職人や労働者の寄与するところに関し、また職人や労働者に関する問題に重点を置くやう我々はすゝめるのである。十分の訓練をうけた本部職員の下で、種々異つた職業的経験がそこではあたらなければならない。

結 論（編注…略）

二 国語の改革（編注…以下中略）

三 国民学校及び中等学校の教育行政

四 授業と教育養成

五 成人教育

成人教育の広汎な計画は、人間の資質の最高の発達を含む社会ならどのやうな社会にとつても重要である。軍部の民衆支配に依つて惹起された不幸な戦争の為に傷手を受け茫然自失してゐる日本国民は、今や平和と世界協同を目的とする新しい戦ひに向ひつゝある。

日本の知的精神的資源の方向転換を行ふ為には、利用し得べきあらゆる手段が人類の福祉に係る知識や観念の普及に用ひられねばならぬ。戦争の残虐行為が跋扈跳

梁した心理的風土は調査の探照灯と真理の是正とに曝されねばならない。

民主主義への忠誠を背景にもつ少数の日本人があらちらに散在してゐる。彼等は迫害と圧迫の悲惨な経験から暴力政治の忌まはしい力を学び知つてゐる。彼等のうちには既に成人教育の計画を実施しようとしてゐる者もある。かくの如き人々に援助を与へて彼等の努力を糾合させるならば、彼等は国家の運命を建て直す指導力となるであらう。この一団を中核とすれば成人教育の組織は活動を開始し得るであらう。

それ故、文部省の現在の成人教育事業は更に生命を吹込み、民主化して独立の局としての資格を与へられることが望ましい。その職員は指導性と社会的経験の結において極めて有能の士でなければならぬ。その教育者も亦日本の高等学府から抜擢されねばならない。教育、労働、産業、新聞、青年等を代表する諮問委員会を設立し、それと共にこれと同様の性格と機能を有する県単位の委員会を作れば有益であらう。

日本の諸学校は成人教育に刺戟を与へる大きな潜在勢力である。学校内に夜学の組を設けること、父兄会を強化すること、討論会や公論場の為に校舎を開放すること——以上は学校が成人教育に提供し得る援助の二参の例に過ぎない。

公立図書館（編注…以下略）

博物館

結 論

六 高等教育（編注…略）

本報告の摘要（編注…中略）

日本教育の目的と内容

強度に中央集権的な教育組織は、たとへ極端な国家主義や軍国主義の係蹄にかゝることはなくとも垣壁をめぐらした官僚主義に伴ふ害悪のために危くされる。教師が軍隊式に編制されることなしに指導を受けて職業的に発展するやう解放されるためには地方分権が必要である。さうすれば、教師は自由な日本市民の発展に彼等の分を果たすであらう。

この目的のためには、唯一冊の官製の教科書や教授用書で得られる以上に広く、且つ紋切型の試験で試めされるより更に深い知識が得られなければならない。教科課程は認容された一縛りの知識のみならず生徒の心身の活動をも含んでゐる。すなはちそれは生徒の種々の背景と能力とをも考慮に入れる。それ故、教科課程は教師の経験を活用しその創造的才能を發揮せしめつゝ、教師をも含めた協同活動に依つて作製されねば

ならない。

道徳は日本の教育では独立の地位を占めて居り服従を奨励する傾向をもつてはあ
るが、これは異なる解釈を加へらるべきであり、且つ自由な国民生活のあらゆる面に浸透
せしむべきである。平等を奨励する態度、民主的政治の互恵、日常生活における良い
技術の理想——以上はすべて広義の道徳である。これらは民主的な学校の種々の計画
や活動に依つて啓培され、実行されねばならない。

地理及び歴史の領域の書物は、神話として認め、もつと客観的な観点を教科書や参
考資料に具現するやうに書換へらるべきであらう。低学年にあつては社会や地方的資
源をもつと多く取り入るべきである。高学年では適當の学問や研究調査が種々の方法
で奨励されねばならない。

衛生知識と体育との計画は全体としての教育計画の基礎である。身体検査、栄養と
公衆衛生、体育と娯楽計画を大学程度まで拡張すること、及び可及的速に施設を恢復
すること等を勧告したい。

すべての学校水準において職業教育が強調せらるべきである。種々の職業的経験が
良く訓練された教師の指導の下で、工芸学とそれを支持する学術や科学やに力を置いて、
与へられる必要がある。職工や労働者の貢献も社会研究の計画に取り入れられぬ
ばならない。また独創力や創造性を啓発する機会も与へらるべきである。

国語の改革（編注…以下中略）

国民学校及び中等学校の教育行政

授業と教員養成

成人教育

日本国民のこの危機においては、成人教育は極めて重要である。何故なら、民主国
家は各市民に大きな責務を課するからである。

学校は成人教育の一機関に過ぎないが、しかし父兄会の活動、成人に対する夜学校
及び校外授業、社会の種々の活動に対する校舎の解放等に依つて成人教育は助長され
るであらう。

成人教育にとつていま一つの重要な機関は公立図書館である。支館を有する中央公
立図書館を大都市に設立すること、及び各県に図書館事業の適当な施設を設けること
を勧告する。公立図書館事業の管理者を文部省内に置けば、この計画に便利であらう。
科学博物館、美術博物館は図書館に並行して教育目的に役立つであらう。

その上、市町村の会や専門の学会、労働組合、政治団体をも含めたあらゆる種類の

組織は公論壇や討論会の技術を有効に使ふやう援助せらるべきである。

これらの目的を助成するために文部省の現在の成人教育事業は活気づけ民主化され
ねばならない。

高等 教育（編注…以下略）

出典：『アメリカ事情叢書 第三輯 合衆国教育
使節団報告書』国民教育社、昭和21年5月。

昭和二二年四月一七日

（二—二）政府

憲法改正草案（抄）

日本国憲法

第三章 国民の権利及び義務

第十条 国民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障
する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び将来の国民に
與へられる。

第十一条 この憲法が国民に保障する自由及び權利は、国民の不断的努力によつて、
これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならぬのであつて、
常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十二条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に對する
国民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最
大の尊重を必要とする。

第十三条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社會的身分又
は門地により、政治的、經濟的又は社會的關係において、差別を受けない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

榮譽、勳章その他の榮典の授與は、いかなる特權も伴はない。榮典の授與は、現
にこれを有し、又は將來これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十四条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の權利である。

すべて公務員は、全體の奉仕者であつて一部の奉仕者ではない。

すべて選舉における投票の秘密は、これを浸してはならない。選舉人は、その選
挙に關し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十五条 何人も、損害その他に關する救済、公務員の罷免及び法律、命令又は規則

の制定、廢止又は改正に關し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十六条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る處罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十七条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第十八条 信教の自由は、何人に對してもこれを保障する。いかなる宗教團體も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行爲、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機關は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第十九条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

新聞は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移轉及び職業選擇の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十一条 學問の自由は、これを保障する。

第二十二条 婚姻は、両性の合意に基いてのみ成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選擇、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に關するその他の事項に關しては、法律は、個人の權威と兩性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十三条 法律は、すべての生活分野について、社會の福祉及び安寧並びに公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。

第二十四条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に應じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負ふ。初等教育は、これを無償とする。

第二十五条 すべて国民は、勤勞の権利を有する。

賃金、就業時間その他の勤勞條件に關する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第二十六条 勤勞者の團結する権利及び團體交渉その他の團體行動をする権利は、これを保障する。

第二十七条 財産権は、これを侵してはならない。

財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

私有財産は、正常な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第二十八条 何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第二十九条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が發し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十一条 何人も、理由を直ちに告げられず、又は直ちに辯護人に依頼する権利を與へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正常な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその辯護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十二条 国民が、その住居、書類及び所持品について、浸入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十条の場合を除いては、正常な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が發する各別の令状により、これを行ふ。

第三十三条 公務員による拷問及び殘虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第三十四条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

刑事被告人は、すべての證人に對して、審問する機會を充分に與へられ、又、公費で自己のために強制的手續により證人を求める権利を有する。

刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する辯護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十五条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

強制、拷問若しくは脅迫の下での自白又は不當に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを證據とすることができない。

何人も、自己に不利益な唯一の證據が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十六条 何人も、実行の時に適法であつた行爲又は既に無罪とされた行爲については、刑事上の責任を問はれない。又同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

(編注・中略)

第七章 財政

第八十五条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

(編注…以下略)

『憲法』

昭和二十二年五月二二日

(一一一三) 連合軍総司令部の命令

日本公共事業計画原則

- 一、先づ基礎的必需品、特に食糧、衣服、燃料及住居の生産、配給を増加又は促進する事業に重点を置くべきである。
- 二、右に特筆せる生産計画を樹立するに当り、又は其の場所の選定に当り考慮を要するは、経済復興並に物資的復興に直接資する所ある斯種計画には、能ふ限り多数の失業者を有効に活用すべきことである。
- 三、出来得れば来年度の消費に充つる物資生産の計画を優先して行ふべきである。
- 四、供給不足の折柄材料及施設は最少限度を使用する計画たることに留意すべく、其の計画にて斯る材料及施設の供給の増加又は其の輸送並に配給を促進する計画が為さるべきである。
- 五、本事業は国家の生産計画全般の一環とさるべく、又生産施設並に材料の企画、管理、配置は経済安定本部の管轄たるべきである。
- 六、事業計画は日本政府の主管たるべく、当該計画の完全なる施行は各省の責任に於て行はる。

基本生産に必要な民間所有の資材が、民間事業に依り利用せられざる場合は、政府は民間所有者に適正なる補償を為して之を利用すべきである。

七、計画を起案せる各省局は、連合軍最高司令部の政策に合致せるを確むる為、総司令部の当該部門に協議すべきである。

八、事業計画に於て支払はるべき報酬は定まりたるもののある限り、世上の同種事業に於て行はるゝものと同等たるべきである。

九、事業計画に使用せらるゝ労務者は、公設職業紹介所の紹介に依るべきである。

十、一事業計画に対する雇用に際しては、如何なる失業者、雇用せられ得る者にても、金銭上の必用如何を問はず採用すべく、但し本人が適当なる賃金労働条件に於て、其の適する本来の民間業務に就業するを拒絶せざるものなることを条件とする。国

家の扶助を受け居るものにして、労働の能力を有する者に就ては、出来得る限り本事業計画に優先雇用されるべきである。 『失対二』

昭和二十二年六月二〇日

(一一一四) 政府、国会へ提出

帝国憲法改正案(抄)

- 第二十条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。
- 第二十一条 学問の自由は、これを保障する。
- 第二十二条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の権威と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。
- 第二十三条 法律は、すべての生活部面について、社会の福祉、生活の保障及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない。
- 第二十四条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。
- すべて国民は、その保護する児童に初等教育を受けさせる義務を負う。初等教育は、これを無償とする。
- 第二十五条 すべて国民は、勤労の権利を有する。
- 賃金、就業時間その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 児童は、これを酷使してはならない。
- 第二十六条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

『憲法』

昭和二十二年七月二九日

(一一一五) 連合国最高司令官総司令部

労働諮問委員会最終報告書(抄)

第三章 占領下日本の雇用政策に関する勸告

一 長期的な目標

勸告

労働力の生産的な利用と大量失業の回避が占領軍と日本政府の長期的な方針の一つでなければならない。この目的のために次のようなことがなされるべきである。

① 将来の日本経済に対する制限が連合国によって決定されたならば、ただちに日本政府は日本の労働力を生産に利用する計画を練って提出しなければならない。その計画は、利用しうる原料と設備につり合った最大限の財貨とサービスを生産する狙いをもつものでなければならない。それは、産業、商業、接待業などから生じる労働需要に基づく計画でなければならない。また、労働人口の大きさと配分、労働市場に入る年齢と出てゆく年齢の動向、広くみとめられる労働時間、これらを考慮した上で、利用できると思われる労働供給に基づくものでなければならない。

② この計画は、以前の職業や産業から解雇された労働者が生産計画と一致する新しい仕事の中で安住できるように、カウセリング、トレーニング、ジョブ・ブライズ相談や訓練や就職のサービスをするものでなければならない。

③ その計画は長期的な公共事業計画を含むものでなければならない。公共事業は私的雇用によって生じる変動を調整して、国民生産を最大にするために人的資源を利用するように管理されなければならない。この種の計画の中でいう公共事業とは、原料生産を増加するような仕事だけでなく、無形ではあっても国民所得に現実に貢献すると考えられるような仕事、つまり教育、衛生、福祉、リクリエーション、調査のような公共サービスをもさすものでなければならない。

④ 財貨とサービス生産が日本の労働力をすべて吸収できるほどに成長するか否かは予測することができない。もし成長できないとしても、そしてできないことが確実であるとしても、労働力供給の大きさを今よりさらに制限することによってもっとも公平な雇用の配分がなされるような方法が考えられるであろう。その方法とは、児童の就労年齢を引き上げ、退職年齢を引き下げ、既婚婦人の雇用を制限し、労働時間を、健康と福祉を十分に保護できる点まで短縮するというような方法である。しかしこのような方法で失業が防ぎ切れないことは明かである。これらは雇用を少しでも多くの家族に配分するための方法であり、また慢性的な大量失業をさけるためにだけ使用されるべきである。さらに、これらは公共事業をも含めたすべての手段が、日本の資源の許す最大限まで利用されてしまった時に初めて用いられるべきである。

第五章 労働保護法

一 児童労働および徒弟制度

労働保護立法の健全なるプログラムは児童労働者に対し特別の保護を規定しなければならない。これは、自己の利益を守ることが成人より困難であることと、児童期の教育の中断または健康の毀損は、永久に成人としての賃金取得能力を害い、また社会の完全に有効なる成員として機能する能力を害う可能性があるからである。原則的に二つのグループの問題が注意を必要とする。即ち、徒弟制度に関する問題と、雇用が許される最低年齢の制限、もしくはそのほか児童が雇用される条件の制限の問題である。

徒弟制度

日本の工業化は、徳川時代の終る以前すでに三世紀間にわたって存在したギルドや職能組合から発展してきた徒弟制度に多くの悪弊を發展させる結果になった。封建時代のヨーロッパの制度と同様に、この初期の制度では、親方と徒弟の間に強い家父長的關係が存在した。前者は、徒弟に対して住居、食物、衣服および教育を、数年の厳格な監督の下に徒弟が一人前の資格をもつ職人となるまで供給してやった。

手工業制生産様式に代る工場制の發展につれて、親方と徒弟關係は、しばしば児童労働の搾取以外のなものでもないものへと發展していった。小工場では、徒弟は技能を学ぶことは滅多になく、代つて低賃金で豊富な労働力を提供することになった。一九三〇年代の限られた調査では、ある種の小規模産業労働者の重要な部分は徒弟で、その契約は通常三年から五年であり、その労働に対して直接に、殆どまたは全然賃金を渡していないことが指摘されている（ある産業では小遣い銭として月額五〇銭から一円支払われていた）。契約はしばしば、徒弟の両親への前貸金を伴い、契約の満了に際して適当な残金を受取る。

実際の技能が教えられる場合にも、雇用のタイプを考えると、徒弟期間はしばしば異常に長すぎる。仕立屋で五年、床屋で四年という数字が典型的として報告されている。

労働力を戦時生産に向け、徒弟制度が広く行きわたっていた戦前の産業を縮小させた戦時の諸条件は徒弟制度および契約労働を大幅に減少させた。しかしながらその基礎となった基本的枠組は、なお慣習上も法律上も存在し続けた。そしてその復活の可能性は、その成長を阻止する適切な処置がとられない限り、きわめて大きいといわねばならない。

徒弟に対する適切な法的保護はまったく欠けている。民法第六二五条は、商業または工業に雇用される徒弟に関して、職業にかかわりなく一〇年の徒弟契約期間を認めている。工場法第二八条は、徒弟の教習は一定の職業に必要な知識・技能の習得の目的をもって業務に就くことを規定し、かつ地方長官に認可行為および必要なる修正行為を認めている。しかしながら、この法律の条項は、どの年も全国の工場の七〇パーセント以上がこの第二八条の制限内に入らない程度に、適用範囲が限られている。どの年をとつても、日本全国で、この法律の下で保護を受ける徒弟数は、最大約三、〇〇〇、最低は五〇〇であった。

日本が平和経済へ転換するにつれて、ふたたび、安い徒弟労働の雇い入れ傾向が現われるであろう。さらに、戦時中縮小された消費物資の生産が復活すると、豊富な技能労働者と職人を供給するための、広範な訓練計画が必要になる。したがって、職業指導のための体系的な手続に基づく、地方および中央政府の監督の下に、徒弟の適切な訓練を保証する計画に着手すること、および徒弟に規定された最短期間内に技能を授けることを保証するのに必要な措置をとる政府機関に使用者が各徒弟を登録することを本委員会は勧告する。

さらに加えて、本委員会は、ある特定の労働者を使用者が徒弟であるというまいと、工場法（または新保護立法）の全条項が全労働者に適用されることを規定すべく、現行法を改正するよう勧告する。さらに、この古い慣行が当り前となっている小工場では意に反して長い勤務に徒弟をしばりつけるということから彼らを保護するような法律が制定されるべきである。

最低年齢立法

最低年齢立法は、年少者の雇用に関するいくつかのタイプの制限を含む。この諸制限には、児童が労働を許されうる最低年齢および最低年齢以上であっても引続き特別の保護を必要とする年齢までの児童の労働時間および雇用の性質に対する種々の制限がある。

現在の六法全書に記載されている法令は、鉱山、採石業、製造業、造船業、建設、運輸、および埠頭・倉庫の荷物運搬を含む種々の職業における児童労働を保護してはいるが、しかし殆どはせいぜい標準以下である。さらに、現存の児童労働保護立法を施行すべき適切な政府および地方行政機関の欠如は、その有効性を最小ならしめている。適用は制限されている。即ち、一〇人以下の労働者を雇用する工場は（ある特定の動力設備を使用しない限り）、工場法の条項を完全に免除され、かつ農業、養蚕、漁業、銀行、郵便電信事業、看護婦、ホテルおよびレストランに雇用された年少者を保護する立法も存在しない。

一九二三年の工業労働者最低年齢法は、児童労働立法の中ではもつとも幅広い適用がみられ、殆どすべての鉱山、製造業、建設、運輸および商品取扱業務に適用される。同法は、一二歳以下の児童の雇用を禁止し、一二歳から一四歳までの児童では小学校卒業者にのみ労働を許している。使用者は一六歳以下の全労働者の名を一覧表にして届出を要求され、正当な認定を受けた職員が、同法適用下のすべての企業の土地建物を監督することができる。違反罰則は五〇〇円から一、〇〇〇円である。

工場法は一率の最低年齢条項は含まないが、児童がある時間またはある危険業務に携わることを禁じている。一六歳以下の労働者は婦人に禁止されるすべての危険業務、およびそのほかのある種の業務、すなわち主に危険または有害物の取扱いに関する業務に雇用されることを禁じている。この種の特別保護は、工業労働者最低年齢法の適用されない企業に雇用される児童には適用されない。

このほかに三つの法律が特別の産業における児童の保護を規定している。鉱山の坑内労働における児童の雇用は、ある例外を設けて、一九二八年採掘された鉱業規則（鉱夫労務扶助規則の改正——訳者注）の下で禁止されている。船員法により一六歳以下の者は同法を適用されるいかなる船舶にも船員として雇用されえず、また一八歳までの者は、必要な仕事を遂行するのに必要な肉体的能力を証明する医師の証明なしには雇用されない。年少者の雇用には両親の許可が必要である。一八歳以下の荷練夫、または火夫としての雇用は一率に禁止されている。一九三三年に通過した児童虐待防止特別法は、児童の虐待ある場合もしくはそれがある場合、行商および娯楽のごときある種の職業に一四歳以下の児童を服用することを禁止する権限を県知事に与えている。

児童労働立法の改善は、付属産業への適用拡大とすでに適用済みの産業における一層高い基準の採用を必要とする。このような措置は、現在のように大量の労働過剰が存在することと、義務教育年限が近く延長されることの見通しによって、一層望ましいものとなる。

少なくとも、このような立法が現在適用されている産業においては、雇用の最低年齢制限は一二歳から一四歳まで、かつ児童が学校を卒業していない場合には一五歳まで引上げるべきである（ILO総会では一五歳の基準が具体化された）。

一八歳以下の者の労働時間は、いくつかの方法で制限されるべきである。一八歳以下の全児童に対し深夜業は禁止されるべきである。一五歳以下の児童（もしくは、経済的に可能であれば一六歳以下）に対する最長労働時間は、学校における時間を労働時間に算入して、七時間とすべきである。すでに提案されている週四八時間、一日八時間労働は、一八歳以下の児童に対する絶対的最長時間とすべきであるが、一方、成年労働者は、割

増賃金で時間外労働を許さるべきである。

本委員会は、まだ児童労働保護立法が適用されていない産業への今後の適用に伴う複雑なる問題を調査することはできなかったが、当分農業およびそのほかある種の産業には、より低い年齢制限をみとめて、適用は可能な限り広汎になされるよう勧告する。

『対目』

昭和二十二年一月三日

〔一一一六〕 日本政府公布

日本国憲法（抄）

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は

改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 宗教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

21 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

22 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

23 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

24 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

25 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

26 何人も、外国に居住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

27 学問の自由は、これを保障する。

28 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

29 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

30 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

31 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

32 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

33 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とする。

34 賃金、就業時間、休息その他の勤労の条件に関する基準は、法律でこれを定める。

児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひるやうに定める。

第三十条 国民は、法律の定めるやうにより、納税の義務を負ふ。 『憲法』

一九四七年三月三十一日

〔一一一〕 GHQ. "Post-War Development in Japanese Education", Law No. 25

FUNDAMENTAL LAW OF EDUCATION

Having established the Constitution of Japan, we have shown our resolution to contribute to the peace of the world and welfare of humanity by building a democratic and cultural state. The realization of this ideal shall depend fundamentally on the power of education. We shall esteem individual dignity and endeavor to bring up people who love truth and peace, while education which aims at the creation of culture, general and rich in individuality, shall be spread far and wide. We hereby enact this Law, in accordance with the spirit of the Constitution of Japan, with a view to clarifying the aim of education and establishing the foundation of education for new Japan.

ARTICLE I. Aim of Education. Education shall aim at the full development of personality, striving for the rearing of the people, sound in mind and body, who shall love truth and justice, esteem individual value, respect labor and have a deep sense of responsibility, and be imbued with the independent spirit, as builders of a peaceful state and society.

ARTICLE II. Educational Principle. The aim of education shall be realized on all occasions and in all places. In order to achieve the aim, we shall endeavor to contribute to the creation and development of culture by mutual esteem and

co-operation, respecting academic freedom, having a regard to actual life and cultivating a spontaneous spirit.

ARTICLE III. Equal Opportunity in Education. The people shall all be given equal opportunities of receiving education according to their ability, and they shall not be subject to educational discrimination on account of race, creed, sex, social status, economic position, or family origin. The state and local public bodies shall take measures to give financial assistance to those who have, in spite of their ability, difficulty in receiving education for economic reasons.

ARTICLE IV. Compulsory Education. The people shall be obligated to have boys and girls under their protection receive nine year's general education. No tuition fee shall be charged for compulsory education in schools established by the state and local public bodies.

ARTICLE V. Coeducation. Men and women shall esteem and co-operate with each other. Coeducation, therefore, shall be recognized in education.

ARTICLE VI. School Education. The schools prescribed by law shall be of public nature and, besides the state and local public bodies, only the juridical persons prescribed by law shall be entitled to establish such schools. Teachers of the schools prescribed by law shall be servants of the whole community. They shall be conscious of their mission and endeavor to discharge their duties. For this purpose, the status of teachers shall be respected and their fair and appropriate treatment shall be secured.

ARTICLE VII. Social Education. The state and local public bodies shall endeavor to attain the aim of education by the establishment of such institutions as libraries, museums, citizen's public halls, et cetera, by the utilization of school institutions, and by other appropriate methods.

ARTICLE VIII. Political Education. The political knowledge necessary for

intelligent citizenship shall be valued in education. The schools prescribed by law shall refrain from political education or other political activities for or against any specific political party.

ARTICLE IX. Religious Education. The attitude of religious tolerance and the position of religion in social life shall be valued in education. The schools established by the state and local public bodies shall refrain from religious education or their activities for a specified religion.

ARTICLE X. School Administration. Education shall not be subject to improper control, but it shall be directly responsible to the whole people. School administration shall, on the basis of this realization, aim at the adjustment and establishment of the various conditions required for the pursuit of the aim of education.

ARTICLE XI. Supplementary Rule. In case of necessity appropriate laws shall be enacted to carry the foregoing stipulations into effect.

Supplementary Provision

This law shall be enforced on and from the day of its promulgation. 『五十年』

昭和二十二年三月(日欠)

〔一一一八〕連合国軍労働諮問委員会勧告

日本職業紹介制度に対する労働諮問委員会の勧告

第一章 緒言

日本には約六百の国営職業紹介所があつて、都道府県が、厚生省の監督の下に、これらを運営してゐる。本制度は一九二一年の法律に始つてゐて、この法律によつて始めて無料公営職業紹介所 (Free Public Placement Offices) に関する全国的制度の創設が認められたのである。戦時中は、他の諸国と同様に日本に於ても、職業紹介制度は戦時生産に対する人力 (Manpower) の割当と配置 (Allocation and distribution) とを統制する主要機関の一となり、職業紹介所は戦時勤労戦線組織 (War-time Labor front organization) と緊密に結び付いたのであつた。この関係は降伏後及び勤労戦線

の公式瓦解の後も数ヶ月間続いてゐたが、一九四六年の春、職業紹介制度が警察部から内務部に移管されるに至つて、この関係は大いに除去された様に思はれる。併しこの関係はある勤労者と労働供給業者との関係に於て今尚明白に見られるのである。労働供給業者は、多くの場合、巧みに仮装した勤労戦線なのである。

日本の職業紹介は、形式と機能とに於て、西洋諸国特に合衆国のそれらと極めて類似してゐる。このことは単に予期されてゐたところに過ぎない。日本の産業化が進展するに従つて、西洋流の雇用主雇人関係や雇入手続が行はれるやうになつた。特に小規模な準家庭工場間に於ては、伝統的慣習の残滓が沢山残つてはゐるけれども、雇主側も雇人側も、雇用関係の契約並に解除の自由を有する賃金雇用へ進む傾向がある。今回の戦争はこの傾向を促進した。そして、日本経済には戦後の制限があるにも拘らず、政治的自由、労働組織及び産業合理化が普及するにつれて、米国の影響の下に、半封建的世襲的慣習はどんく覆つて行き、法律面に於ても慣習の面に於ても、西洋流の雇用主雇人型が益々普遍化して行くことになるであらう。これらの型の普及は労働の移動性を増加し、その結果職業紹介の必要が増すことになる。他方、農業方面は、非常に小規模で人口過剰な家族農場が優勢を占めてゐるし、賃金雇用が極く少量であるから、農業は、人力の点に於て殆ど完全に自給自足状態に在り、農業に対する就職斡旋 (agricultural Placement services) の必要は限定されるのである。

以上の傾向を有する戦後日本に於ては、国営職業紹介制度は次の機能の実現を目的とせねばならぬ。

- 一、進駐軍の為に、日本人労働者を募集すること。
- 二、日本内の工業、商業及び公益事業の復興並に維持に要する労働者を募集し、就職せしむること。
- イ、求人者の労働需要を充足すること。
- ロ、定職なき労働者 (Casual labor) を日用 (Day-to-day employment) に動員すること。
- ハ、特別な全国的募集計画 (例へば石炭、繊維) を実施すること。
- 三、失業者を銓衡して公共事業に就職せしむること。
- 四、雇用及び失業の戦後の地理的、産業的、職業的類型に関する労働市場分析、並にこれに基づく労働供給の利用計画への参画。
- 五、日本労働市場の要求に基いた職業補導計画の展開。
- 六、特別な注意を必要とする特殊階級 (新規学卒者、身体的不具者の如き) に対する相談並に就職斡旋の展開。

七、労務供給業者 (Labor bosses) その他非経済的旧式募集形式を必要とする事情並にこれが使用を排除するに必要な準備を整備すること。

この外、後日失業補償 (Unemployment compensation) の成案の如きものが発展すれば、職業紹介所はその行政の中心的役割を果たすやうにならねばならぬ。

以上に述べた如き目的を念頭に置いて、本委員会の各委員は、各段階の職業紹介制度、即ち厚生省、都道府県庁及び勤労署の業務を調査した。全部で八都道府県庁及び一五勤労署を視察して、その業務を詳細に調査した。この視察には、六都市と二、三の小都市とが包含されてゐる。視察した勤労署中には、日雇労務と一般労務とを取扱つてゐる最大のもの、小さいものがあつた。更に各種の統計はこれを集め、分析し、各種の様式、手続及び地図はこれを研究したのである。

勤労署が極度に困難な事情の下に運営されてゐることを念頭に置いておかねばならぬ。その建物の多くは破壊され、或るものは甚だしく損害を被つてゐる。数百万の人々は、事実上、家を無くして居り、労務給源をなす大部分の人は、交通機関が超満員のため通勤が困難な処、不確実な通信で通信の不便な処に散在してゐるのである。戦争の余波とインフレーションとは生産、賃金、物価を破壊して仕舞ひ、かくして復職を不利に陥れてゐる。かゝる悪条件下に於ても、勤労署が立派比較的有效な就職斡旋を行つてゐるのには、本委員会は驚嘆したのである。

この視察を行ふに際して本委員会の各委員は、合衆国に於ける職業紹介事業に関する広汎な経験を背景に持つていたのであるが、日本職業紹介制度の再建に、米國職業紹介制度の生写しをやらうと云ふ目的は持つてゐなかつた。そしてこれとは反対に、現在及び近い将来に於ける日本経済に社会と云ふ枠の中に在つて、日本職業紹介制度が今日より更に有効且つ有用になるが如き方法があればこれを暗示したいと云ふ考でこの問題に接近して行つたのである。又我々が持つてゐる米國に於ける経験から、職業紹介業務並に行政に関する立派な基本的原理を蒸溜して、この原理を日本に適用しやうと試みた。所が、委員達の日本に関する観察は、時間と空間とに於て限られてゐたから、次に述べる報告は青写真ではなく、研究の方向を示すものと考ふべきであつて、これを遂行して成功を収めるには、厚生省は、総司令部の指導と援助とを得て、絶えず努力する必要があると思ふ。

今後の数ヶ月は、実に日本職業紹介制度に対して一の挑戦と機会とを与ふるものである。日本経済の再調整のためには、労務供給の大規模な再配置を必要とし、この事業が本制度の全方法を検査することになるであらう。これと同時に、流動性と変化とに富む一般的气候 (General climate) は出現しつゝある経済及び社会に最も適当した

職業紹介事業の基礎設置に際して、大胆なる刷新を誘致するであらう。これは他の諸國の経験の模倣では到底なしとげられるものではない。これがためには、日本労働市場に関する理解、特異性ある日本の精力と頼母しさとの実行、そして就中、日本の現状に対する恒常的な再評価と順応とを必要とする確信する。

第二章 政 策 (編注：以下項目のみあげる)

行政政策—業務政策

第三章 組 織

概況—本省—本省に対する勤告—都道府県庁の組織—都道府県庁に対する勤告—勤労署の組織—勤労署に対する勤告—日雇勤労署の組織—日雇勤労署に対する勤告—財政—財政に対する勤告—人事—人事に対する勤告—連絡委員—連絡委員に対する勤告

第四章 勤労署の業務

第一節 勤労署の位置と構内の使用法

位置—構え及び構内—勤告

第二節 一般勤労署の受付及び求職申込手続

手続—登録—分類—勤告

第三節 一般勤労署の雇用主関係及び求人開拓手続

雇用主関係—求人申込—勤告

第四節 一般勤労署の就職手続

銓衡—紹介—勤告

第五節 募 集

求職者の不足—募集方法—交換—移住者—勤告

第六節 特別事務

新規学校卒業業者に対する事務—身体障害者に対する事務

勤告

一、適職を発見し難い労務者、特に重要な作業経験を有しない労務者にも、学校新規卒業業者に留意したと同じ相談サービスを利用出来るようにせねばならぬ。かゝるサービスは雇用関係に変動の多い経済界の大変動期には特に重要である。

二、厚生省は雇用主及び労働団体と協力して、身体欠陥を有する人々の相談並に就職計画を創めねばならぬ。この計画の一部として次のことを入れる必要がある。一、各種の不具労務者も、その不具が満足な作業をするのに何ら障碍とならない

種類の職場に対しては、個々に適合性があることを認識せしむるよう雇用主を教育せねばならぬ。

口、雇用主と接する勤労者職員には、各種の欠陥を有する労務者にも満足に遂行しうる職場を探し出し、これによって欠陥者を雇用するように雇用主を説得しうるように訓練を与ふべきである。この目的のためには、適当な職場が見付つたときに直ちに紹介することが出来るよう、勤労者に詳細な求職票をとつておかねばならぬ。

ハ、職場と労務者とを相互に調整しうるように、雇用主も求職者も特別の相談を受ける必要がある。

ニ、欠陥を有する求職者の自尊心を傷付けたり、彼を慈善の対象として取扱つたりしないように注意せねばならぬ。雇用主側の事務的態度、求職者側の労務者らしき態度こそ奨励すべきである。

ホ、厚生省はこの計画の進歩を系統正しく調査し、その結果を分析し、報告のあつた成功した経験は、各種の欠陥を有する人々に適した仕事の種類別に分類し、これを各勤労者にも利用しうるようにすべきである。

第七節 日雇勤労者（編注…以下項目のみ）

手続—銓衡—日雇の常用化—進駐軍—勤告

第五章 職業紹介報告

報告の目的—報告の種類—勤告

附 録

一、統計報告

(一) 勤労者が蒐集すべき統計

(二) 勤労者が報告すべき統計

(三) 厚生省に提出すべき報告

二、労働市場報告制度の梗概

三、経過報告

（編注…厚生省勤労局企画課長による「序」には、「諮問委員会の面々が本年二月我が国に來朝し、爾來數ヶ月…視察し…調査し…報告書が提出せられたのである。」として、「この意見書は本年七月日本政府に交付せられた」としている。）

（出典…厚生省職業安定局発行の同名の書）

昭和二年一月二二日

〔一一一九〕連合国軍総司令部経済科学局労働課人力班長ヘプラー氏声明

職業安定法国会通過に際しての声明

昭和二年十一月二十日は、日本の歴史上画期的な日である。というのは、この日に職業安定法が国会を通過したからである。このことは人目を驚かせるようなまた、前から騒ぎたてられた事件ではないが、しかし矢張り一国家の運命を形作つて行く上に非常に重要な意義を持つものである。このことは、職業安定法が強力な行政並びに実施によって生かされて始めて言えるものであることは勿論である。

（編注…中略）

職業安定法の第一の、そして最も重要な条項は、無料公共職業安定所について規定している。（編注…中略）

この法律の第二の重要な特色としては、職業補導に関するものである。この法律は政府に、学校外の職業補導計画に補助金を与え、また技術的援助を与える権限を認めている。都道府県には職業補導計画に関する指導が与えられ、また、予算の一部が補助される。すなわち、一定の国家的基準に適合している場合には、都道府県当局の申請に基づき、労働大臣は職業補導所の設置、補導教程の提案及び指導員の訓練、施設の確保並びに他の必要な事項に関し、費用を補助しまた技術的援助を与える。日本はこの計画の実施に関して、それが公共職業安定所を通じて行われる点に於て他の若干の国より優れている。かくして公共職業安定所は、職業補導を、労働市場の要求と或る個人が新しい又は従来とは別の技能を習得して始めて就職できるというような場合にその者の要求とに直接結合させることができるのである。

この法律の第三の主要点は、非民主的な、古来から存在する募集方法の禁止または制限について。規定していることである。

（編注…以下略）

『安定』

昭和二四年一月二八日

〔一一二〇〕連合軍総司令部経済科学局

労務協議会雇用部会の結論

雇用保険部会は、左のような態度を正しいものと考え、またそれに対応する具体的提案について意見の一致をみた。

昨年未発表された「経済安定九原則」は日本経済復興のための基本的準則であるから、労資双方ともその完全なる実現に向つて努力しなければならないことはいままでもないが、特にこれに対する労働組合の理解と積極的な協力なくしては右の原則の運営は困難である。またこの原則が如何なる形で実施されるかは慎重に検討を要するものがあり、単に個別の施策が分散的に採り上げられるようなことなく、むしろ国家政策全体に対する検討とそれに応ずる施策が講ぜられることが根幹的に重要なことである。だから、九原則の実施がただちに大量的な失業者を一挙に生ずるものと最初からきめてかかることは正しくないので、むしろわれわれとしては、失業者の発生を防止するために万全の措置を講ずることに努力を注ぐべきである。しかしながら現に大量の失業者が存在しており、また日整理等によつて失業者は日に発生しつつあるのだから、これに対する根本的対策については万全の準備をしておかなければならない。また個別の経営者がたとえ失業者を出さぬよう努力したとしても、なお世界貿易に連なる日本産業の大きな構造上の変動からみて、たとえ一時的ではあつても失業者の発生は避けられないものと考えよ。

このような立場に立つて、第三部会はつぎのような諸点の急速な実現が望ましいと考へる。

一、経営の合理化によつて生ずる失業者を、工場間の労働者の配置転換によつて避けようとすることは、差し当り著しく困難であるが、その最大の阻止の原因は労働者の住宅不足、その建設費の昂騰である。しかしながら配置転換へ向つての努力は労資双方が共同で負わなければならない責任であるから、労働者住宅問題の早急解決が望ましい。

い。長期低利資金の供給または健康保険、失業保険等の積立金の利用を図ることが適当である。

二、つぎに、現行の失業保険制度を改善し、給付率の引上げ、最高賃金の制限の解除、保険料率の引下げ、適用範囲（例えば日雇労働者）の拡張などにより眠れる保険積立金が労働者の緊急の福利のために活用されることが望ましい。

三、これとやらんで失業者が増加した場合には、公共事業の一大拡充によつてこれを吸収しなければならぬが、従来の公共事業施行の場所的食ひ違い等が充分反省されなければならず、かつ財政均衡という九原則の精神と矛盾しないように財源の獲得に努力が払われなければならない。

とりわけ、電源開発や新しい産業、道路の建設等、生産的意味の濃厚な公共事業が選択されるべきである。

四、これとやらんで職業安定機関の整備、その窓口業務の改善と民主化、職業補導事業の積極化——例えば巡回補導班のごとき——とともに、広く全国的な視野の下に、業種別の需給調整に向つて職業安定所の機構が統一化されなければならない。

五、さらに、各種の失業救済策を含めて生活保障制度の実現は財政的困難はあるが、理想とすべきである。退職手当、家族手当、退職金等の在来の制度も漸次生活保障制度の中に合理的に統合されていくことが望ましい。

六、また解雇がいったん不可避となつた場合には、解雇の標準や、また解雇者の優先雇用の条件の決定については労働組合の意見を充分考慮した上で経営者側が合理的に決定しなければならない。

なお、将来の輸出産業における雇用を増大するために技術者の海外渡航の許可および海運労働者の雇用増大のために外国船舶のチャーターおよび日本人船員の乗組みの許可等について、関係当局の援助が望ましいという意見、また、失業対策の合理化のための前提として、労務の需給関係を調査測定するために各調査機関を動員した全国的組織の活動が望ましいという意見が経営者側から述べられた。

以上の点とやらんで、当面著しく不足している技能者の積極的養成に努力すること、日本産業復興の鍵であるから、これがためにはまず技能者の獲得と養成に努力すること。また技能者が安定した生活ができるような条件を経営体は準備すべきである。

この技能者の養成については、第一次的には経営体が責任をもつてその衝に当らなければならぬが、同時に国家は、この経営体の計画を全国的規模において調査し、かつ援助しなければならぬ。また賃金制度は技能者が充分輩出できる能率をあげ得るような形のものに改善していかなければならぬし、職階級や定員制の確定、また過剰人員の有無の判定のごときも、右のような技能労働力を根幹とする職場の労働力組織が確定した場合のみはじめて可能となるのである。

『行政二』

昭和24年4月頃

〔1-21〕連合軍総司令部経済科学局

労働課便覧 (Labor Division Manual) 「第I部 政策と手続き」

目次

001-049	本便覧の構成と目的
001-009	目次
010-019	便覧の目的と範囲
023-029	便覧の構成 (説明的)
030-039	便覧の使用と管理
050-099	基本指令と方針声明
050-059	基本指令
060-069	極東委員会の政策決定
080-089	GHQ、SCAPの指令
090-099	労働に関する技術文書・参考文献リスト
100-129	労働区分、経済科学局、組織および機能
100-104	経済科学局の責任
105-109	経済科学局労働課の責任
110-119	経済科学局労働課の組織 (組織図および各支部の機能説明書)
125-129	日本の政府機関の調整と監視
200-299	労働団体および使用者団体
200-209	一般目的
210-219	団結権
220-229	地方組合の構造と機能
230-239	全国組合および組合連合
240-249	企業別組合
250-259	共産主義の支配
260-269	使用者団体
280-299	歴史的背景と参考資料
300-399	労働関係および労働争議
300-309	一般目的
310-319	健全な団体交渉の奨励
320-329	調停・仲裁機関の開発と活用

330-339 より適切な契約の開発

340-349 苦情処理機関

350-359 経営-労働委員会

370-379 作業停止の禁止

380-399 歴史的背景と参考資料

400-499

労働力と雇用

400-409 全般的な目標

400 労働力プログラムの全般的な目標は：

410-419 非民主的な採用慣行の除去

411 背景： 占領以前には、日本の雇用主や人材斡旋業者によって、直接的または間接的に、労働者の意思に反して仕事を拘束する効果をもたらすようなさまざまな工夫がなされていた。民主主義に不可欠な自由とは明らかに相容れないこのような慣行の顕著な例を次の4つの段落に引用する。

411.01 奴隷労働： かつての炭鉱では、破産した農民労働者や外国人労働者その他経済的必要性から衰えた層がこの危険で過酷な労働に賄われた。戦時中は、中国人、台湾人、朝鮮人、捕虜の労働力が事実上の奴隷として使われた。1946年秋、北海道で3000人以上の労働者が鉄格子の窓と施錠された扉のある寮で発見され、軍政部、CIC、県庁職員が連携して釈放したように、過去2年間でさえも強制労働徴用の事件は石炭鉱山で時折起こった。

411.02 繊維産業における束縛： 繊維産業における伝統的な傾向は、大企業の周旋人が借金を抱えた両親との契約を通して遠隔地から若い農家の娘を集め、周旋人が家族に貸した借金を完済するまで4～5年間束縛し続けることであった。これら数年は少女たちの生活のあらゆる面が工場によって管理された。--少女たちは付き添い付きのグループで外出を除き工場構内から離れることは許されることが多かった。そのため、少女たちが他により有利な雇用を求めることは不

可能であった。

411.03 労働ボス制度： 日本の労働力の大部分は、ボスが自分の管理下にある労働者の

役務を請け負い、その役務の対価としてその労働力を必要とする企業から一時金または歩合を受け取るという労働ボスの管理下にあった。さらに、ボスは労働者の賃金の大部分を自分の取り分としていた。このようなボスはしばしば労働者の福祉に責任を負うが、同時に労働者の生活の多くの面を支配した。例えば、労働者は他に職を求める自由も労働組合に加入する自由もなかった。

労働ボス制度は以下の産業で特に顕著であった：ほとんどすべての労働力がボスによって供給されていた建設業や港湾荷役業；各工場の労働力全体の5～25%を契約労働者が占めていた製造業や鉱山；そして家事使用人の供給などである。

戦時中、これらのボスは戦時「労働前線」または愛国的労働組織のリーダーであり、戦時中の産業への労働力投入を奨励し強制した。占領当初、労働ボスは進駐軍への労働力供給に利用された。労働ボスが、ギャンブル、悪徳商法、闇取引などのさまざまな不正行為と結びついていることを示す証拠もかなりある。

411.04 労働募集における警察力の利用： 戦時中、すべての公共職業紹介所は内務省管轄の国家警察の片腕として運営され、労働力を軍需産業や軍務に強制的に投入するために利用された。

412 現在までの成果： 問題のあらゆる側面に影響する一定の措置がとられた。非自発的徴用工は、新日本国憲法第 18 条および労働基準法第 5 条により違法となった。職業安定法。民主主義の概念に基づき、無料で求人・職業紹介を行う公共職業安定所の制度が確立された。(詳細は目的 2 を参照)。

412.01 奴隷労働： 戦争終結後まもなく、すべての政治犯その他の囚人を直ちに釈放するよう指示した 1945 年 10 月 4 日の SCAPIN* 第 93 号に従って、すべての奴隷労働者が釈放された。かつて鉱山で働いていた外国人労働者集団は送還された。

* SCAPIN: SCAP (Supreme Commander for the Allied Powers) Index Number

412.02 繊維産業における束縛： 繊維産業における束縛をなくすために必要なすべての法律は国会で成立している。

労働基準法は、2 人の人間が第三者の役務を請け負うこと (少女の両親が彼女の役務を請け負う契約を結ぶこと)、求人斡旋業者が賃金を前払いすること、労働者やその家族に金銭を貸し付けること、本人の意思に反して職場に留まるよう強制することを違法としている。1 年以上の契約は違法であり、そのような短い契約であっても破棄されることがある。少女たちは自由に工場敷地から出ることができる。職業安定法は、求人斡旋業者を管理し、雇用の自由な選択を提供する手段を規定している。

このような法律があるにもかかわらず、法律が新しいこと、国や地方自治体の役人による管理が不十分であること、多くの日本人が新しい権利について意識していないことなどから、いまだに多くの虐待が存在している。

412.03 労働ボス制度： 戦時中、労働戦線や愛国的労働団体に参加していた労働ボスの影響力を排除するため、1945 年 9 月 2 日以前の大日本産業報国会 (大日本産業愛国会)、大日本労務報国会 (大日本労働愛国会) およびその都道府県連合会、地方連合会、全国連合会 (大日本報国会の地方支部を含む) の役員または有力な構成員は労働関係団体の役員または有力な構成員としてのいかなる役職にも就くことを排除すべきであるという趣旨の指示が、1946 年 11 月 20 日に GHQ 参謀本部 SCAP 次長から日本政府に対して出された。労働関係団体とは、労働組合、福祉団体または共済団体、労働者奉仕団体または商品供給団体、労働者の募集または供給、労働者の直接監督に従事する団体であると後に定義された。この指令の一部は日本政府によって実施され、所定の団体の元役員一人ひとりに「肅清」文書を送り、労働関係団体のボストに就く資格がないことを通告した。／

指令の別の部分は、「1945 年 9 月 2 日以前に、自由な労働者組織を妨害するような形で設立された政府機関や民間団体と責任ある立場で直接関係し、その立場で労働組合の組織や活動の妨害や弾圧に関与したすべての者は、日本政府、すべての都道府県・市町村、またはその下部組織や機関の労働行政に携わる職から異動させるか排除する」と述べている。指令のこの部分は、元警察官や元超国家主義者を、地方、都道府県、国のあらゆる労働機関の雇用から排除する

ことを目的としていた。／
上記の2つの段落は、労働問題から戦時中の労働ボスと超国家主義者の影響を排除することを扱っている。さらに、現在および将来の労働ボスを排除する措置を講じる必要があった。これが、労働供給事業を違法とする職業安定法第44条の趣旨である。この部分は、1947年12月29日付職業安定法労働省令第12号第4条によって実施され、労働供給事業とは何かを定義し、1948年3月1日を施行日としている。この日以降、違法な労働者供給事業の約25%が停止されたか、法律に適合するように再編成されたと推定される。職業安定所職員と労働基準監督官は、精力的な取組みプログラムを開始した。

1つとする。労働供給事業の完全撤廃は、労働ボス制度が構築される基盤全体を破壊することになる。
413.04 労働募集における警察力の利用： この件に関しての必要な措置はすでに取られており、残る問題は調査の問題である。

414 調査のための提言：

414.01 奴隷労働： 調査は、特に以下に関して重労働で困難な作業を必要とする鉱山やその他の産業で推奨される。

412.04 労働募集における警察力の利用： 1946年11月20日にGHQ、SCAPの参謀本部

次長から日本政府に対し、「警察在職中に工場検査のみに従事していた者を除くすべての警察隊員または元隊員は、労働行政、調停者、仲裁者、仲裁者として雇用される資格がないと宣言する」との口頭指示が出された。／

囚人労働者が使用される場合、使用者はどのような労働力の使用に対し、政府に実勢賃金を支払うべきである。／
鉱山や工場におけるすべての労働者は、次のような自由をもつべきである： 自分の意志で仕事を離れること、組合に加入すること、余暇時間に自由に職場を離れること。

職業紹介事業をかつての警察との関係から完全に切り離すため、雇用局は内務省から厚生省に移管され、1947年4月3日に移管が完了した。労働省が発足した9月1日、この局は労働省に移管された。旧体制との決別を図るため、職業紹介所の名称も変更された。このように行政管理が完全に崩れているにもかかわらず、労働当局が本来担当すべき職務を警察職員が行う事例が依然として発生している。

414.02 繊維産業における束縛： 繊維工場がある県では、次のような調査方法が効果的であろう：

いくつかの工場を訪れ、監督者が同席していない状態で若い少女数人と話し、彼女たちがなぜそこで働いているのか、どのように採用されたのか、契約は存在するのか、外出は許可されているのかを確認する。
都道府県の職業安定所職員や地元の公共職業安定所職員を訪問し、採用慣行について適切な調査を行っているか、地元の労働者の採用をどの程度手配しようとしているかを確認する。／

413.01 奴隷労働： 特別プログラムは現在進行中ではなく、必要な措置が完了した現在も予定されていない。

413.02 繊維産業における束縛： 政府は、繊維産業に対し、遠方に進出する前に、さらにはより近い地域を最初に活用する前に、地元の労働力を採用するために真の努力をすることを要求するという政策の実行を迫られている。

413.03 労働ボス： 1948年と1949年の残りの期間中、国、都道府県、地方の公共職

業安定部門は、職業安定法省令第12号第4条の適切な実施を最も重要な機能の

調査の結果、必要な措置がとられていないことが判明した場合は、都道府県当

局に是正措置をとるよう促すとともに、GHQ、SCAPに報告書を提出し、国も独自のルートで是正措置をとるようすべきである。

414.03 労働ボス： 軍政部 (MG) による労働ボスの活動を調査するための望ましい概要は、1948年3月5日付のGHQ、SCAP、A.G.004.06 (5 Mar 48) ESS/LAの書簡、件名「職業安定法と労働ボス」、および第8軍の作戦指令に含まれている。

420-429 効率的な公共職業紹介制度の開発

421 背景： 国民が自由に雇用を選択できるすべての先進民主主義国家では、この自由の行使を促進するために無料の公共職業紹介制度が必要であると考えられてきた。日本においても、人々の意思に反する就職や残留を強いる非民主的な雇用慣行 (第1目標で述べた) に代わる適切な選択肢を提供することが不可欠であった。さらに、公共職業紹介は以下の目的のために必要であった：／日本の重要な産業、商業、サービスの復興と維持のために必要な有能な労働力を募集し、配置すること。／進駐軍のために労働力を確保すること。／公共事業に従事する失業者を選抜し配置すること。／労働力の配分と利用を計画するため、労働力の需要と供給の地理的、産業的、職業的パターンに関する情報を提供すること。／新規卒業者や身体障害者など特殊な労働者に対する指導・斡旋サービスを開発すること。／効果的な失業保険制度を運営すること。／どのような種類の職業訓練が必要であるかを判断し、訓練を受けるのに適した志願者を選ぶこと。

422 これまでの成果： 占領当初、既存の職業紹介所は内務省警保局 (目的1参照) の管理から厚生省労働局に移管された。1947年4月の省令で、「勤労所」から「公共職業安定所」に名称が変更され、同時に労働者と使用者のための無料の公共サービスという新しい概念が正式に導入された。／1947年11月に国会で可決され、1947年12月1日に発効された新しい法律である職業安定法は、労働省の基準や指令に従って都道府県知事が管理する全国的

な紹介ネットワークに確固たる法的根拠を与えた。この法律を施行する条例は1947年12月27日に公布され、1947年12月1日に遡って発効された。

新たな制度を効果的に運営するため、職業安定局の人員を大幅に増員し、業務に見合った予算を確保した。／行政は多少改善されたが、まだ貧弱である。／その他の重要な進展は以下のとおり：／炭鉱、繊維工場、その他経済回復の基礎となる産業の採用活動の完了。／進駐軍やその他の日雇い労働者の労働ボスの募集に代わる非正規労働者紹介所の設立。最近、募集を除くこれら簡易労働者紹介所のすべての機能が特別調査委員会に移管され、募集活動は最寄りの公共職業安定所の管轄となった。／労働市場分析プログラムが開始され、労働市場地域を定め、その地域内の労働需給状況を把握している。／青少年や障害者のための職業指導・紹介サービスが開始された。公共職業安定所は失業補償プログラムの運営を開始した (段落 440 を参照)。

423 プログラム： 公共職業安定所のサービス改善においては大幅な進歩が見られたが、国民に提供できる、また提供すべきサービスの全容を実現する上では、まだ端緒にすぎたばかりである。以下は、改善が必要なプログラムの基本的な段階である：

423.01 職業安定法の主な目的は、労働者を適切な職業に紹介し有能な労働者を日本の産業界に供給するために、自主的、自由かつ効果的な公共職業安定所を設置することである。日本の公共職業紹介の歴史は、民主主義における効率的な紹介機能のための背景を提供していない。特に、労働力の強制動員のための紹介の戦時利用は、そのサービスを抜本的に変えることが急務となっている。まず第一に、これらの事業所の職員が、自らを国民に奉仕する機関の職員とみなすようその態度を改めなければならない。

423.02 職業安定所の具体的な業務に関しては、かなりの強化と拡大が必要な事項がいくつかある。職業安定所のプログラムの一部には、求職者が面接を受け紹介され雇用主から提出された適切な求人配置されるという職業紹介プロセスがある。このプロセスには以下が必要である：／

職業分類に従って求人票と求職者を分類し、フリーリソングする適切なシステム。職業安定所は、職業安定局からこの件に関する指示を受けており、求人票と求職者カードの両方をフリーリソングする職業分類の標準コードを設定している。／

事務所に来る求職者の受理、面接、紹介を効率的に行う方法。／
職業安定所の職員が管轄地域の雇用主を訪問し同所のサービスを知ってもらい同所への仕事の発注を高める雇用主との連携プログラムの開発。

423.03 労働市場に参入する若年者、引揚者、その他現在需要のある技能を持たない者、障害者については、職業安定所における特別な職業指導と選択的職業紹介手続きが必要である。かつての職業紹介は個人へのサービスではなく、むしろ軍需産業のニーズを満たすことに重点が置かれてきたため、これらの取り組みは特に弱かった。

423.04 職業紹介とは異なる組織形態を持つ雇用安定プログラムの段階は、職業訓練である。このプログラムでは都道府県がインシテラチブを取り、できるだけ地元で資金を調達し訓練センターを監督することが奨励される。国は、必要に応じて職業訓練に補助金を出し、監督と技術支援を行う。職業訓練プログラムにおいて注意を要する重要な事項は、提供されるコースが、現在および将来にわたって需要のある技能を提供するものであることを保証すること、職業安定所による面接を通じて、訓練センターに入所する訓練生を慎重に選抜することである。地方自治体は、職業訓練プログラムにおいて最大限のインシテラチブを取るように奨励されるべきである。

423.05 職業安定所は、雇用保険法に基づき受給資格のある労働者に失業保険給付を行う。県内のすべての労働者が同法に基づく権利を理解し、職業安定所が受給資格判定のために全国統一の基準を適用していることを徹底するため、注意が必要である。

423.06 上記すべてのプログラムは、労働需給、雇用動向、労働条件など地域や産業の労働市場の状況に関する情報を利用する必要がある。

423.07 求職者と使用者の双方の利益が十分に考慮され、真の職業選択の自由が保障されるよう、職業安定法の行政規範には、国と都道府県の双方に対する重要な責務が含まれている。全体的な方針と手続きは労働省が定める。しかし、この制度は各都道府県の知事によって実施・運営される。

都道府県知事は、労働省が定めた基準を最低限踏まえながら、各都道府県独自の要件に基づき、産業界と労働者の双方にとって価値のある全国的に調整された地域間職業紹介事業によって補完された、強力な雇用安定事業を構築することができる。すべての知事は、この事業の重要性を認識し、その役割を十分に理解すべきである。知事は、都道府県民によって選ばれ、都道府県民に責任を負っているのであり、職業安定事業を都道府県民に奉仕する機会として認識すべきである。同時に、知事は労働省が定めた国の方針に従ってこの事業を実施するにあたり、日本全体の福祉に対する責任を認識しなければならない。

423.08 職業安定事業の根本的な弱点は、特に都道府県庁や地方事務所において、適格で、訓練を受け、適切に監督された職員が不足していることである。人事を改善するためには、「秘書官」の等級に任用または昇格されるために長い官職経験が必要であるなど、過去の恣意的な要件のいくつかを撤廃しなければならない。第1段落で言及した人事条例は、特定の職務に必要な学歴と経験に合わせた任用の基礎を規定している。また、職業安定制度内からの昇進についても規定している。日本では、女性職員に男性と同等の昇進の機会が与えられるよう、特に強調する必要がある。

423.09 職業安定所の効果的な運営には、近代的な職員研修制度も不可欠である。各都道府県と各地方事務所には、事務所内の職員研修の計画を提供する職員研修担当者を任命するよう指示されている。実際の研修は、主にこれらの事務所のライオン職員によって実施される。特に3段階の研修に重点が置かれている：

- a. 新入職員や異なった役割に昇進した職員のオリエンション
- b. 部下を監督する最善の方法に関する監督職員の研修
- c. 本事業の特定段階における技術研修

423.10 監督機能は、職業安定制度では特に弱い。かつては、都道府県や地方事務所を適切に管理・監督するための正規のルートは存在しなかった。職業安定局

は、近代的な監督方法を開始し、すべての都道府県で効果的な監督を行おうとしている。この監督は、まず国の監督官が定期的に都道府県事務所を訪れ、法律の遵守状況をチェックし指導することから始まる。同様に重要なのは、都道府県による地方事務所の監督である。最近、各都道府県は地方事務所を定期的に訪問し、その運営を評価・指導したり方法を改善したりすることを唯一の任務とする監督官を1人から3人まで任命している。日本人はこの種の監督をほとんど経験したことがないため、可能な限りの鼓舞と援助を与えることが不可欠である。

424 調査に関する提言： GHQ、SCAPから第8軍司令官への雇用保障プログラムに関する司令書簡 (AG 230.7(1948年8月30日)BSS/LAB) は、調査に関する以下の提言について発行された。

424.01 職業安定事業の実施にあたっては、都道府県知事の支援が重要である。

424.02 都道府県におけるその他の重要な要員は、労働部または経済部の課長、都道府県庁の職業安定課の課長とその下の係長、および都道府県内の大規模職業安定所の管理者である。調査の手順としては、職業安定課の組織図をチェックし、論理的で明確な機能分担がなされているか、失業保険や職業訓練などのプログラムと基本的な職業紹介プログラムとの適切な調整がなされているか、地方職業安定所に向いて監督視察を行うことのみを職務とする監督職員がいるか、監督視察の報告書や業務上の弱点を是正するための措置が講じられているかを確認することなどが挙げられる。

424.03 更なる調査措置としては、職業安定課と職業安定所の主要職員の能力を評価し職業安定制度の役職への任用要件と任用方法をチェックすること、適格な人材が地方から都道府県庁へ、またその両方から国へ昇格しているかどうかを調べ、三等官職の任用資格が年齢、学歴、官職経験について厳しすぎないかどうかを確認すること、女性に三等官職および二級官職への昇進の平等な機会が与えられているかどうかを調べること、都道府県職業安定課に職員研修の監督者がいるかどうかをチェックすること、都道府県庁および地方事務所の職員の新任および現職研修に関するこの監督者の計画を点検すること、監督職員の研

修とその職員による部下の日常業務研修に十分な重点が置かれているかどうかを確認すること、監督職員の有効性を評価するために時々研修会議に参加すること、などが考えられる。

430-499 職業形態に適した日本人労働力の調達

431 背景： 占領開始以来、日本政府は GHQ、SCAPにより占領目的に必要なすべての労働力を供給するよう求められてきた。この要請に基づき、日本政府は1945年10月16日付厚生省令第41号を公布し、都道府県に対して必要な労働力を供給するよう指示するとともに、この目的のために労働力を徴用する必要がある場合にはその権限を都道府県に与えた。／

しかし、このような徴用労働力の使用は、民主主義に不可欠な自由にも占領軍の長期的目標にも合致しないため、武力を行使せずに占領軍に必要な労働者を確保できるプログラムを開発する必要があった。この目的を達成するためには、2つのプログラムが必要とされた：

- a. 他の一般的な産業や日本の公務員と同様の賃金率と労働条件を確立する
- b. この労働者を採用するルートを確立する

432 これまでの成果：

432.1 賃金： 1945年9月15日、日本政府は労働命令第950号を発し、すべての都道府県に対し、進駐軍労働者の賃金を現地で確立された賃金と労働者の過去の収入に基づいて決定するよう、進駐軍のために働く請負業者の従業員には請負業者から賃金が支払われるよう指示した。この命令は、進駐軍の労働者にも他の労働者と同等の賃金を支払うという原則を確立する第一歩となった。しかし、この命令には上限が定められていなかったため、進駐軍のプロジェクトに従事する請負業者はこの抜け穴を利用して、従業員に対して法外な料金を日本政府に請求した。これを是正するため、1947年9月12日にSCAPIN 1775が發布された。この命令は、請負業者が労働者に支払われた金額以上の賃金を政府に請求することを禁じている。この目的のために政府に請求された金額の一部しか労働者に支払わないという一般的な習慣を考慮すると、必要な規制であった。このSCAPINにはまた、SCAPの見直しの対象となる方法に従って日本政府が決定

する実勢賃金に基づき、進駐軍労働者の賃金上限を設定する項目も含まれている。／

1947年11月21日、内閣は、政府が公務員の要求を満たすための措置を講じる場合、技術的には公務員でもある進駐軍の事務・技術労働者にも同じ措置を同時に適用することを決定した。この措置によって、これまで政府職員よりずっと後に、しかも別個の交渉手続きの結果として賃上げを受けていた進駐軍労働者の不満の多くが解消された。／

進駐軍の常用技能労働者については、日本政府が公表する公式の実勢賃金に基づく別の給与体系がある。4月1日付で日本政府は、進駐軍労働者のための「日雇い労働者」の区分を廃止した。／

1948年8月以降、英語またはその他の外国語を業務で使用する必要があり、そのような外国語を使用する能力がある進駐軍の労働者には、言語別割増手当が支払われている。これにより、これらの労働者の賃金は、複数の言語を話さなければならぬ従業員に企業が与える賃金と同等になる。

432.2 採用のルート： 国家レベルでは、特別調達委員会が占領軍への労働力供給の責任を負っている。各都道府県の知事直属の機関が、これらの労働者の雇用主としての責任を委任されている。この機関は、すべての進駐軍労働者の採用、賃金、昇進、労働条件、配給、労働組合との団体交渉、管理記録に関するすべての問題を担当する。職業安定課が多数の労働者の雇用主となることは望ましくないと考えられているため、これまでこの責任を負っていた都道府県職業安定課とは別の機関となる。

地方レベルでは、進駐軍の労働者は、進駐軍が集中しているほとんどの地域にある日雇労働事務所を通じて供給されている。これらの事務所の管理は、労働省から特別調達委員会に移管され、これらの事務所が進駐軍労働者の雇用主としての機能を果たすようになっていく。職業安定所は、他の雇用主と同じように、特別調達委員会機関のために募集を行う。

433 プログラムと目標期日：

433.1 賃金と労働条件： 日本政府は、熟練の進駐軍労働者の賃金を迅速に調整できるように、実勢賃金に関するデータを頻繁に公表するように奨励されている。

433.2 採用のルート： 進駐軍労働者の責任を中央連絡事務所と労働省から特別調達委員会へ移すことは、1948年4月1日に完了した。／
進駐軍の労働者は日本政府の被用者であるため、国家公務員法が施行され次第、人事院によってその雇用規定が定められることになる。

434 調査に関する提言

434.1 賃金と労働条件： 進駐軍労働者の賃金率が、民間産業や政府公務員における同じ分類の一般的な賃金と乖離していることが判明した場合は、調査のために責任のある都道府県職員に注意を喚起すべきである。特殊なケースは、ルールを通じて提出する必要がある。

434.2 採用のルート： 都道府県政府が以下の行為を行っていないことを確認する必要がある。

- a. 進駐軍に必要な労働力を得るために労働ボスを利用すること。
- b. 極端な緊急時を除き、強制的または任命的な方法で進駐軍の労働者を募集すること。
- c. 進駐軍労働者の使用者としての責任を公共職業安定所に委託すること。

440-449 効果的な失業補償制度の確立

441 背景： 古い日本の労使関係の形式によれば、労働者は同じ雇用主のもとで一生涯働き、その雇用主は労働者の生計に責任を持ち、仕事がないときでも賃金を支払い続けた。この関係には良い点も多いため、GHQ、SCAPはこの関係の変更を推奨していない。しかし、多くの場合、大きな企業のトップが各従業員に対して生涯の責任を負うことははや不可能であるため、このシステム全体は国の工業化によって大幅に弱体化している。終戦後、多くの産業が原材料不足のために完全に閉鎖されたり大幅に縮小されたりして以来、旧来の関係はますます希薄になっている。

このような状況を鑑み、雇用主が労働者を保証できなくなった場合に労働者が何の保護も受けられない状態にならないように、失業という新たな危険から労働者を保護する必要がある。

働者を守るための失業補償制度を開始することが望ましいと考えられた。失業補償はまた、労働者の流動性を高め、労働者が雇用主の保護を失うことを恐れることなく、より良い雇用を求めて転職できるようにするためにも役立つ。

- 442 目標期日： 1947年11月、失業手当法と失業保険法が成立した。失業手当法は、1947年11月1日から1948年4月30日までの間に失業した労働者に失業手当を支給するもので、財源はすべて政府が負担する暫定措置であった。／1948年5月1日に完全施行された失業保険法は、雇用主、従業員、政府からの拠出金によって賄われている。5人以上の労働者を雇用する雇用主のすべての従業員が対象となる。労働者は、雇用されてから6か月後に保険給付を受ける資格がある。理由なく仕事を辞めた場合、違法行為により解雇された場合、または適切な仕事の申し出を拒否した場合、労働者は一時的に失格となる。このプログラムは労働省職業安定局によって運営されている。給付金の支払いは各地の公共職業安定所が行う。保険料は都道府県職業安定局が徴収する。

- 443 プログラム：
- 443.01 掛金の徴収： 必要な保険料の支払いを滞納している雇用主を探し出し、訴追するためのプログラムが実施されている。現在、雇用主の半数以上が所定の保険料を納めていないと推定されているため、このプログラムは失業保険の健全な財務基盤を確立するために必要である。このような低い保険料納付率は、雇用主に保険料の納付を促すことしかしてこなかった日本の徴税方法の結果である。／このプログラムは無期限で続けなければならない。

- 443.02 広報： 労働者が給付を請求できるように、また余剰労働者の解雇に強く反対する傾向が弱まるように、この制度について労働者に知らせるための広報プログラムが開始され、1948年を通じて継続される予定である。現在、対象労働者の大部分は失業保険制度の存在すら知らない。

- 443.03 不服申し立て： 労働者と使用者は、地方事務所の決定に満足できない場合、不服申立をする権利を知らされ、不服申立をするよう奨励される必要がある。

この権利が行使されない限り萎縮してしまい、そのために民主主義の原則に従って設けられた不服申立制度の価値がなくなってしまう。

- 444 調査に関する提言： 書簡を参照。GHQ, SCAPフアイルAG019(1948年5月25日)E SS/LAB、件名：失業保険料の徴収、本便覧第82章1948年5月25日付
- 450-459 平時の職業に就く日本人成人を訓練するための職業訓練プログラムの開発
- 451 背景： 終戦後、軍需産業や軍務に就いていた人々、他国から引き揚げできた人々、学校を卒業したばかりの人々の多くが、平時の職業に熟練していないため、報酬を得られる職に就くことができない。同時に、日本経済は熟練労働者、とくに大工、建設労働者、自動車修理工、洋服職人の不足にあえいでいる。／職業訓練プログラムを開始するもう一つの同じく重要な理由は、働く権利、能力に応じた教育を受ける権利、職業を選択する権利など、憲法に定められた民主的概念の一部に命を吹き込むことであった。訓練の機会がなければ、多くの人々はこれらの権利を実践することができない。

- 452 これまでの成果： 厚生省が監督し、公共事業費で賄われる職業訓練プログラムが1946年に急速開発された。このプログラムはほとんどの満足しか得られなかった。／職業安定法の制定に伴い、労働省が実施するプログラムに必要な権限を与えるこの法律の第4章に基づいて、新しいプログラムが作成された。同法の法令第20条から第23条は、労働省がプログラムの財政責任を引き継いだ1948年4月1日に施行された新プログラムの方針を概説している。

現在のプログラムは、国が定めた基準に従って都道府県が運営している。ほとんどの場合、資金はすべて国から支給される。提供される訓練は3種類ある。第一は、公共職業訓練センターでの約6ヶ月間のコースが無料で提供される。第二は、政府が運営する失業者向けの作業所で行われる訓練で、訓練生は政府が使用する商品を生産し収入を得るなかで技能を学ぶ。第三は、障害者のためのいくつもの特別な訓練センターである。障害者は2つのタイプの訓練の両方を受けられるが、より重度の障害者には義肢の使用法を訓練し健常者と一緒に

訓練できるレベルまで到達させるために、いくつかの特別なセンターが必要である。／
1948年5月1日現在、427の公共職業訓練センターには約12,660人の訓練生がおり、身体障害者のための2つのセンターには100人の訓練生がいた。政府作業所での訓練プログラムは、1948年10月1日から試験的に30カ所で始まる予定である。これが成功すれば、訓練を行う作業所の数は1949年には増えるだろう。1948年の最後の数ヶ月の間に、東京に障害者のための新しいセンターが開設される予定である。

453 プログラム： 現在、プログラム運営の改善のために以下のことに注力している：

- a. 提供された資金が訓練の目的に費やされていることを確認するため、都道府県の監督を増強する。／
 - b. 通常の割当ルートを通じて原材料を入手する秩序ある方法および訓練中に生産された完成品を処分する方法を提供すること。／
 - c. 既存の施設を最大限に活用できるようにこれらのセンターが提供する訓練の機会をさらに宣伝する。／
- 継続的な改善が必要であるため、このプログラムに関して特別な目標期日はない。

454 調査に関する提言： 調査は必要ないが、失業者がボスターやラジオ放送、公共職業安定所 (PESO) や福祉関係者を通じて入手できる情報によって訓練の機会を知っているかどうかを判断する上で、時折チェックすることは有効である。／
軍政部 (MG) 職員は、職業訓練センターの検査・評価に関心を持つだろう。これらのセンターがプログラムの目的を達成していないことが判明した場合、その欠陥について、確立されたルートを通じて労働課に報告できる。

460-469 より効果的な人員活用の奨励

461 背景： かつての日本では容易に利用できる安価な労働力が豊富に供給され

ていたため、労働力の効率的な利用にはほとんど注意が払われてこなかった。法律により労働時間が制限され、強制労働がもはや合法ではなくなった今、日本の産業界は生産コストを過度に上昇させないためには、労働力のより効果的な活用を開発しなければならない。

462 これまでの成果： 炭鉱の雇用は1947年から1948年にかけて増加し、労働力は正当化できる量をはるかに上回るまでになった。このような余剰労働力の費用は、最終的には炭鉱の営業赤字を補助する政府によって支払われたため、内閣は各炭鉱の総雇用を1948年4月30日までの6か月間凍結する命令を出した。石炭委員会の地方事務所によって特別な許可が与えられた場合にのみ、その合計を超えることができる。／

かたりの一般失業者が発生しているにもかかわらず、囚人労働は囚人の住居と食事のための特別な施設を取得した造船、木炭製造、石炭採掘、その他の産業に従事する民間企業によって広く利用されてきた。このような慣行は、刑務所内の住居や労働施設が不十分であることと、安価な労働力を求める民間産業界の要望の結果である。自由な失業者が産業界で仕事を得るのを助けるため、刑務所の労働力を利用するすべての者に対し、囚人労働の対価を現行賃金で政府に支払うよう求める命令が出された。さらに、1948年8月20日の閣議決定により、政府が囚人の住居を手配し、囚人に非競争的な仕事を与える施設を開発できるように次第、民間企業による囚人労働の使用を廃止することが日本政府の方針となることと決定された。日本の炭鉱では強制労働が行われてきたという不名誉な歴史があるため、炭鉱での囚人労働の使用は1948年9月30日から完全に禁止されている。

463 プログラム： 1949年中に、戦中および戦後に米国、英国、その他の欧州諸国で大きな成功を収めた「産業内訓練」(IWI) プログラムに関する情報を産業界に提供することが計画されている。

日本経済に影響を与えるような重大な人的資源の不正使用の具体例(炭鉱労働や囚人労働の場合のように)が生じた場合には、適切な是正措置が日本政府に報告されることになる。

464 調査に関する提言：

- a. 炭鉱では、地上労働者が効率的に雇用されているか、給与が水増しされていないかをチェックすることがある。／
- b. 囚人労働を使用する雇用主が実勢賃金に従ってその労働の対価を政府に支払っているかどうかをチェックすることができる。／
- c. 労働力の重大な不正使用が明白な基幹産業は、GHQに報告されるべきである。

470-479 公共事業プログラムの開発

471 背景： 終戦後、軍隊の解体、軍需産業の廃止、賠償金のための機械の撤去、原材料の不足、国外で雇用されていた数百万人の日本人の本国帰還などの結果、余剰労働力の問題が生じている。この余剰労働力の直接的な影響は、3つの理由により欧米諸国ほど悲惨なものではなかった。第一に、伝統に従って、家族は貧しい親族を支援した。第二に、日本の産業界はパターナリズムの伝統に従い、ほとんど使っていない従業員を給与台帳に残し、軍隊から帰還した従業員を給与台帳に戻した。第三に、失業者の多くが闇市場活動で生計を立てることができた。／

これらの慣行は失業問題の当面の影響を和らげたものの、長期的には家族も産業も国家も無期限に多数の非生産的な人々を養うことができないことは明らかであった。同時に、特定の種類の建設プロジェクトが実施されれば、国民の健康と福祉に必要な資材の生産が大幅に増加する可能性があることが明らかになりました。／

公共事業プログラムの当初の計画は、調整機関を通じて生産活動に遊休労働力を雇用する可能性を調査する中で、1946年3月に労働諮問委員会によって進められた。1946年5月、日本政府はGHQから、いくつかの省庁から出された建設事業の要求をすべて一つの予算に統合するよう勧告された。これが実行されたとき、1946-47会計年度の総額は180億円になっていた。資金と物資の不足によりこのような野心的な計画を行うのは望ましくないという理由で、大蔵省はインフレ基調の予算からこの計画全体を削除しようとした。この削除は、適切に設計されたプログラムが雇用を提供し、日本人への食料、衣類、燃料、および最低限必要なサービスの供給を増やすために不可欠であると考えていたSCA

Pにとつては受け入れられなかった。

472 これまでの成果： 1946年5月19日に発行されたSCAPIN 967は、日本政府に対し60億円の縮小公共事業予算を計上するよう指示した。(この時点では、GHQ内の公共事業プログラムの調整に関する主要な責任は、経済科学部労働課にあった。)

これに続いて、9月に日本政府がGHQ本部の承認を得て「公共事業に関する手続」を閣議決定した。この文書は、経済安定委員会と公共事業プログラムの特定分野に関する省庁が、日本経済全体への影響に基づいて個々の事業の価値を判断できる優先順位システムを定めたものであった。／

現在、経済安定委員会建設局内では、公共事業部門と監査部門が公共事業プログラムに関する調整権限を分担している。公共事業部門の役割は、公共事業に関する日本政府の方針を決定し、特定分野が他を犠牲にしてさらに利するよりもむしろ日本経済全体の利益となるようなバランスの取れた統合されたプログラムを保証するために、各省庁の利害を調整することである。／

1946-47会計年度の公共事業一般会計予算は60億円、1947-48年度は95億円、1948-49年度は425億円であった。これに加えて、運輸省と通信省の事業の財源に充当される公共事業特別会計が予算化されている。／

GHQおよびSCAPから第8軍司令官に宛てた公共事業計画に関する司令書は1946年12月と1947年3月に発行された。しかし、どちらの書簡も適切ではなかったため、これらはAG600の発行によって置き換えられ取り消された。(1947年12月26日) BSS/LAB、主題：日本の公共事業と復興プログラム。／

公共事業プロジェクトへの失業者の活用を確実にするため、経済安定委員会は都市計画プロジェクトの労働者の65%を失業者から調達しなければならぬとの指令を出した。他の種類のプロジェクトに使用される失業者の割合は、この最大値から農村部の干拓や治水プロジェクトに必要とされる最小値5%まで様々である。

473 プログラムと目標期日： この1年間、プログラムの重点は主として日本経済の再建に置かれていた。1948年の目標は、公共事業プログラムの方向性を直し、復興分野での継続的な進展を犠牲にすることなく、失業者の救済を強化することである。より具体的には、目標は次のとおりである：／

- a. 1948年9月1日まで： 特定の産業グループで失業をもたらすことを明らかにする要因として、特定領域でのプログラムの方向転換を許すための、現行の公共事業プログラムの計画および運営手順を再編成すること。／
- b. 1948年11月1日まで： 効果的な全体的な生産的な失業救済プログラムの開発において、公共事業における現行の建設プログラムと失業対策措置との間の調整を強化すること。／
- c. 1949年4月1日まで： 個々のプロジェクトだけでなく同タイプと優先度を持つプロジェクトの特定のグループの相対的価値が判定されることによる具体的な費用便益比評価手順を開発すること。このような手順の確立を通じて、優先順位システムの構造の強化が確保され、資金不足や物資不足の問題にもかかわらず、1949～50会計年度から可能な限り強力なプログラムを計画し実行できるようにする。／
- d. 1949年4月1日まで： 公共事業プログラムの四半期ごとのプログラムと認証が十分に前もって行われるように、資金と資材が使用される予定の四半期の開始前に資金と資材の割り当て券の両方がプロジェクトを運営する機関に獲得されるように、プログラムの資金調達を改善すること。

474 調査に関する提言： 公共事業プログラムに関する軍政の責任に関する具体的な勧告は、1947年12月26日付の司令部指令書に記載されており、1948年2月12日付の第8軍司令長官作戦書簡第11号によって実施されている。しかし、国家レベルでは国家安全保障庁が各省庁のプログラムを修正・統合しなればならないように、都道府県レベルでは知事を代表する公共事業調整委員会が都道府県の機関によって開始され実行されているさまざまなプログラムを調整・統合すべきである。あまりにも多くの場合、県職員のエネルギーは与えられた予算が県全体の利益のために最大限の成果を上げて使われることを保証するというより重要な仕事よりも県内の仕事を請け負うために通常よりも多額の予算を確保するための交渉に向けられることが多い。

500-599 賃金および労働条件

500-519 賃金

520-539 労働基準

540-559 女性および未成年者

560-579 労災補償

600-699 労働統計調査

600-619 歴史的背景、目的、参考資料

620-629 労働組合・労使関係活動

630-639 労働力・雇用・失業統計

640-649 労働時間、離職率、欠勤率

650-659 賃金統計

660-669 労働基準および事故データ

670-679 労働者福祉・生活水準データ

700-799 労働・使用者教育

700-709 一般目標

710-719 組織プログラム

720-729 教育技法

730-739 講義と討論

740-749 出版物

750-759 集団教育の技術

770-779 視覚教材： 動画、紙芝居、展示物

出典：『戦後財政史資料(英文) 雑資料 経済科学局労働課便覧』、国立公文書館所蔵。
訳：谷口 雄治
(編注) 4章の他の章は項目のみにした。

各ページのヘッディングは削除した。

同じ節において 1 行空いている箇所前の行の文末に/を付して空白行を削除した。

昭和二十五年六月

(一一二二) 連合国軍最高司令官総司令部経済科学局労働課長ロバート・T・エーミス、

スイス・ジュネーブにおける国際労働機関第三三回総会への報告

一五九〇年における日本の労働情勢

国際労働機関の第三二回総会では、日本における労働情勢および日本の降伏以後四年間の労働分野における発展について報告がなされた。この会議において、日本では、労働者に団結権を賦与する法律が制定され、労働者はその権利を充分に活用していることが報告された。さらに、国際水準と同等あるいはむしろそれを上まわるほどの労働法体制が確立されたこと、またそれを実施するため労働省が設置され、政府職員や労働者、使用者に民主的な労働組合と労働行政業務をよく理解させるうえでいちじるしい進歩のあったことも報告された。

これらの初期的な成果は、昨年にはいつそう進展し、日本の社会と政治体制に不可欠の要素として、また大多数の国民の日常生活にいわば定着したものととして、その基礎が固められた。

労働組合運動(編注・中略。以下同じ。)

労働者教育

労使関係

労働立法とその施行機関

労働基準

賃金

労働者災害補償保険

人的資源

失業対策

職業安定制度

職業訓練

一九四七年の職業安定法によって、公共職業安定計画に不可欠なものとして公共職業補導所制度が設けられた。一九五〇年三月には、三〇六か所の補導所が一万四〇〇〇人を入所させ、キャビネット造りや洋服仕立て、自動車修理、機械工作、タイプなど四七二のコースを設けて活動した。この訓練の狙いは、放置しておけば職を得られない労働者に中程度の技術をさずけ、各産業に半熟練労働者を供給することにあった。

過去二年間、これらの補導所での訓練を終えた労働者の大部分は、ここで得た技術を活かせる就職口をみつけることができた。職業補導所は、産業にとって必要な熟練修得コースの選択と、各コースの入所者への適切な選抜・配置を行なうために、公共職業安定所と緊密に協力しながら活動している。

身体障害者は多くの公認の養成所で受け入れられ、一般の労働者とともに訓練を受けている。そのほかに重症の身体障害者のために、五か所の特別施設が政府によって運営されており、そこでは現在七〇〇人が訓練を受けている。身体に障害を受けた人々の復職をはかるためのあらたな法律は、身体障害者の復職と職業訓練のために、労働省と厚生省とが協同して計画をたてるべきことを規定している。この法律にもとづく最初の施設は、すでに国立のリハビリテーション施設の一つに設けられている。

企業内監督者訓練

企業内監督者訓練は昨年日本に導入された。労働省はこの問題に関する一三人の専門職員と講師をおき、合衆国からはこの計画で日本政府を援助するため近く専門家チームが来日することになっている。職務指導方法について訓練するための教育計画は、それが効果を上げようよう徹底的に試され、日本の多くの重要事業場で満足のいく結果を生み出している。

労働ボスの排除

労働ボスの影響力を減ずる計画の重要性はずっと強調されてきた。意識の遅れた労働者層を食い物にすることで繁栄してきたこの制度は、長い伝統をもち、きわめて強固に継続されてきたのだが、歴史はその排除の方向に向かって進みつつある。中間目標の一つはそれまでボスの支配下におかれていた二五〇万の労働者を解放することによって達成された。そのうちの約二〇万人は、一九四九年三月から一九五〇年三月までのあいだに公共職業安定所の活動によって解放されている。

昨年、製造業における使用者の多くは、従来使用者と従業員双方に便宜を与えてきた労働ボスの力をかりず、法にしたがって事を運ぶことが可能だということを、体験を通して理解した。以前は労働ボスが仲介手数料をとって労働者を供給してきたところでも、いまだでは、使用者は労働者を直接雇用するか、あるいは公共職業安定所に臨時の従業員を紹介してもらう手段をとっている。

港湾労働における労働ボス排除計画の履行という点でも、昨年は大きな進歩がみられた。労働省と運輸省は、労働ボスの排除とともに、旧独占会社(英社)の解体を目的とする

計画を遂行するため、緊密に協力した。その計画は一つの港で実験的に行なわれ非常に成功を収めたので、いまでは、その実施地域は日本の全主要港湾にまでひろげられている。この計画では、港湾運送会社は、臨時の労働力を確保するために、他の営業会社から労働者を借り入れるか、公共職業安定所の紹介によるかしなければならぬということが、法規定されることになった。実験港として選ばれた港では、あらゆる種類の港湾労働者をすばやく紹介することのできる熟練スタッフをかかえた特別の職業安定所が設置された。このサーヴィスは無料で提供され、使用者はそれに対し満足を示した。労働者に仕事を紹介する場合には、普通、仕事の配分を全員に対し公平に行なうため輪番制が採用された。さらに、労働者は使用者から直接給料の全額を受けようになり、彼らはこの点についても当局に感謝をしている。

〔訳注〕戦時中、各港で港湾運送会社が一社に統制され、独占荷役会社が誕生した。

女子および未成年者

日本における勤労婦人の社会的・経済的・法的地位を向上させ、年少労働者を保護するという点で進歩がみられたことは、とりわけ喜ばしいことである。日本の女子が進歩したことは、政治や労働組合業務への女子の進出・あるいは専門職や高級官僚、教育、さまざまな社会的活動分野などあらゆる職業分野への女子の進出などに、明らかに示されている。最近の研究によると、全公務員に占める女子の割合は、一九四〇年には八パーセントであったものが、一九四九年末には二〇パーセントにまで上昇した。六八二人の女子公務員のうち、その八五パーセントは一九四七年から四八年にかけて採用された者である。

戦前の女子に対する態度から派生したハンディキャップを克服して、一五〇万の女子労働組合員は、(組合員数に占める割合以上に)組合活動で積極的な役割を果たし、組合の政治レベルにもその立場は(組合員数に占める割合以上に)よく反映されている。多くの女子組合指導者が出現した。組合の婦人部は、組合内の責任を分担できるような女子を訓練するとともに、一般組合員の必要に応じた広範囲な教育計画を実施して、この面での発展に寄与している。

年少労働者の保護という点でも、違法な児童労働の事実上の除去、労働時間の厳格な取締り、有害・危険職業に指定された職業からの年少労働者の引き上げ、等に示されているように、明らかに前進があった。

ちょうど二年半にわたって活動し続けてきた婦人少年局は、すべての労働分野における女子の進出と、年少労働者の保護を図るうえで大きく貢献し、これらの人々の擁

護者として一般に認められる存在となった。中央職員や第一線にいる職員は、教育および情報提供に関する膨大かつ多様な計画を実施するとともに、いろいろな種類の目的にかなうようにポスター、リーフレット、パンフレット、映画、スライド等々の用具を提供してきた。婦人週間とか年少労働者保護週間などといった年一回の特別キャンペーンは、人々の注意を女子労働者や年少労働者の問題にひき寄せるのに寄与した。今年、婦人週間と同時に、婦人問題についての全国会議が開かれ、男女同一賃金、農村生活の改善、家族制度の近代化などの重要問題が討議された。婦人少年局は、寄宿舎での自治とか、組合への参加、雇用機会の拡大、福祉施設の改善等の特別計画を実施するためのおもな地域を選び出した。女子や年少労働者にとって特別に重大な意味をもつ問題について調査がなされたが、それらの問題の中には、製糸場における労働条件や、政府関係業務への女子の雇用、露天商いに従事している年少者、看護婦の労働条件、家内労働問題、等が含まれていた。

将来の展望

日本経済にとつて、労働者は経営者と同様、欠くことのできぬ役割りを果たすようになった。労働者保護立法や労働行政諸機関は、労働者の日常生活になくてはならぬものと認められるようになった。労働者は自分たちへの保護やサーヴィスを、彼らの権利として要求している。これらの成果や労働組合運動が現に歩んでいる方向性から考えて、日本の労働者は今後前向きに進み、全体主義の圧力や反動的な圧力からみずから守ることができであろう。

『占領』

第Ⅱ編 閣議・次官會議決定、審議會答申、民間団体建議編

昭和二〇年一月一六日

(二一) 閣議要望

厚生大臣要望事項

終戦ニ伴フ軍並ニ産業復員者海外引揚民ソノ他離職者ノ就職確保ニ関シテハ鋭意施策ヲ講ジツアルモ現在ノ如キ産業經濟並ニ国民生活ノ実情ヲ以テシテハ到底所期ノ効果ヲ挙ゲ得ザルノミナラズ此ノ儀徒ニ推移センカ民生ハ愈々逼迫頽廢シ新日本建設ノ前途ニ多大ノ障礙ヲ齎スニ至ルベキハ論ヲ俟タス仍テ政府ニ於テハ

- (一) 国民ノ生活並ニ之ガ基本タル道義生活ノ確立
- (二) 民需産業ノ自主的振興ノ促進
- (三) 戦後復興土木建築事業ノ急速実施

四、農林水産開発ノ急速実施
ノ方途ヲ確立シ關係各省ヲシテ夫々ソノ所管ニ從ヒ概ネ左ニ依リ關係事業ノ急速実施ニ努メシメ以テ終戦ニ伴フ失業対策ノ遂行ヲ資セラルル様要望ス

一、内閣情報局

- (一) 国民ノ勤勞生活ノ確立特ニ勤勞意欲ノ振起並ニ之ガ基本タル道義生活ノ徹底ニ關スル輿論ノ積極的且自主的昂揚ヲ図ルコト
- (二) 各種文化、芸能事業特ニ地方文化ノ確立ヲ図ルコト

二、戦災復興院

戦災復興ノ為ノ住宅建設並ニ土木建設事業ヲ急速ニ実施スルコト

三、内務省

- (一) 河川改修上下水道等ノ公共事業ヲ急速実施スルコト
- (二) 市町村ソノ他末端行政機構ノ人的整備ヲ図ルコト

四、商工省

- (一) 民需産業ノ自主的振興ヲ促進スルコト
- (二) 水力發電工事ノ大規模ナル起工ヲ実施スルコト
- (三) 石炭増産対策ノ徹底の確立ヲ図ルコト
- (四) 廃休鉱山、工場商店ノ再開ヲ促進スルコト
- (五) 瓦斯電気等ノ公共的事業ノ振興ヲ促進スルコト

五、農林省

- (一) 農林水産ノ開發並ニ利用加工事業ノ劃期的促進ヲ急速ニ実効アラシムルコト
- (二) 農林水産關係ノ施設機具機械肥料等ノ整備増産ニ努ムルコト
- (三) 農林工事並ニ副業ノ振興ヲ図ルコト

六、運輸省

- (一) 戦災運輸施設ヲ急速復旧スルコト
- (二) 電化、複線工事港湾車輛ソノ他運輸施設ノ増強整備ヲ図ルコト
- (三) 迎送運搬機構ノ人的整備ヲ図ルコト

七、通信院

戦災通信機關ヲ急速復旧スルコト

八、文部省

- (一) 復員者補習教育施設ヲ整備スルコト
- (二) 学校修業年限ヲ旧ニ復スルコト
- (三) 国民学校義務教育年限ヲ延長スルコト

九、大藏省

- (一) 戦災専売事業ヲ急速復旧スルコト
- (二) 金融機關ノ人的整備ヲ図ルコト

一〇、ソノ他

- (一) 事業ノ復旧振興ニ要スル資金ノ融通、補償、起債及助成等ニ付テ特別ノ措置ヲ講ズルコト
- (二) 事業ノ復旧、振興ニ伴フ又ハ關係機關団体等ニ於ケル新規要員ノ採用ニツイテハ左ニ依リ措置スルコト

- ① 女子、高年令者、年少者ハ可及的ニ男子青壯年者ヲ以テ代替スルコト
- ② 新規要員ハ可及的ニ地元(庁府県)居住者ヲ以テ充ツルコト
- (三) 知識階級離職者ノ失業対策ニ付テハ行政整理ノ実施等ノ關係モアリ愈々困難ヲ加ウルニ至ルベキヲ以テ之ガ職業確保ノ為民間調査研究機關ノ拡充ヲ促進スルハ固ヨリ各省ニ於テ所管施設ノ人的整備強化ニ努ムル等ノ方途ヲ講ジ極力知識階級

勞務者ヲ吸収スル様特段ノ措置ヲ講ズルコト
『行政二』

昭和二十二年二月九日

(二二) 中央失業対策委員会意見

失業対策として急速措置すべき事項に関する意見

- 一、失業解決ノ為メ民需産業ノ急速ナル振興ヲ図ル為メ速急採ルベキ措置
- 二、勞務者ノ勤勞意欲振起ノ為速急採ルベキ措置

三、知識階級失業対策 四、女子失業対策

序

失業ハ、必然ニ惜ラ勞力ヲ喪失スル一両失業者ヲシテ生活不安ニ陥レ、惹イテ社会不安ノ招来ヲ免レナイ、仮に、一人一ヶ月ノ平均勤勞価値ヲ百八十八円（昭和二十年十一月厚生省勞政局給与課調査ニ係ル年令三〇―三九勞務者全国平均賃金ニシテ百十二億八千万円トナル。国民総勤勞価値乃至ハ総生産価値ニ対スル、其ノ割合ノ、甚ダ、高率ノモノタルコトハ云フ迄モアルマイ。シカモ、今日ノ儘推移スルニ於テハ、失業者ノ數ハ益々増加スル。斯クシテ勤勞価値ノ喪失ノ上ニ口社会不安ニ因ル損失ヲ加算センカ、国民經濟ノ蒙ル総損失ハ蓋シ、測リ知ルベカラザル程ニ甚大ナルモノトナルノデアラウ。惟フニ、敗戦日本ニ於ケル經濟的再編成否ノ鍵ハ一ニ失業ニ依ル此ノ喪失勤勞ヲ再生産の二活カスカ、否カニ繫ツテ居ルト言ツテモ過言デアルマイ。失業対策ノ、今日、特ニ重要視セラル、所以ハ、実ニ、此処ニアルノデアアル。

而シテ、現下ノ失業ハ、従前ノ夫レノ如ク過剩生産ニ因ルモノニアラズ、現下ノ經濟ハ寧ロ反対ニ過少生産ノ間隙ノ為ニ困窮セシメラレテ居ルノデアアルガ、夫レニモ拘ラズ多數ノ失業者ヲ輩出シツ、アル所以ノモノハ要スルニ、主トシテ戰時生産ノ平和生産ヘノ切替ヘノ過渡期ニ於ケル産業ノ停頓ニ因ルモノニ他ナラナイ。既ニ原因ニ於テ異なる、等シク失業対策ト云フモ、現下ノ失業対策ガ、従前ノ夫レト異ナラザルベカラズハ贅言ヲ要シナイ。

一面ニ於テハ出来得ル限り、現下ノ多數ノ失業者ノ完全就業ヲ期シ、他面、過少生産ヲシテ、妥當ノ生産水準ニ迄昂ムベク、操業ノ停頓セル諸産業ノ再出發ト振興トヲ促進セシメルコトガ、失業対策ノ狙ヒトセラル、所デアアルガ、其ノ事ノ為ニハ、中間賠償報告ニヨル除去設備以外ノ残存生産設備ノ完全操業ヲ期サナレバナラナイ。而シテ、此ノ残存生産設備ノ有機的ナル完全操業ヲ達成スル為ニハ、各種ノ恒久的対策ノ樹立ヲ必要トスルモ、斯カル恒久的ノ失業対策ノ樹立ノ為ニハ藉スニ時日ヲ以テシナケレバナラナイ。而モ、現下ノ失業問題ノ緊急性ニハ、一日ト雖モ忽諸ニ附スベカラザルモノガアル。

応急失業対策トシテ、農地開墾、水力發電其ノ他土木建築事業ノ重要ナルことハ勿論デアアルガ、乍併、夫レト同時ニ或ハ夫レニ先行シテ停頓セル生産ノ回復乃至ハ振興ガ促進セラレナケレバナラナイ。此ノ事ハ、現下ノインフレ対策トシテモ亦極メテ緊切トセラレル。

尚、此ノ機会ニ一言附ケ加エタイノハ、産業指導理念ノ問題デアアル。確固タル指導

理念無クシテハ、如何ニ最善ノ失業対策ト雖モ、所期ノ効果ハ挙ゲ難イ。然ラバ如何ナル理念ヲ以テ失業対策ヲ一貫スル精神の原則トスルカ、曰ク、政府ト企業家ト勤勞者（知識階級者及筋肉労働者ヲ含ム）トヲ問ハズ、總ベテ經濟活動ニ従フ者ヲシテ勤勞ノ尊重スベキモノナルコト及協同心昂揚ノ必要ナルコトヲ自覺セシムコト之デアアル。

第一、民需産業振興ニ関スル一般問題

現在、我方國産業ノ振興ヲ汎ク阻害シツ、アル原因ハ、殆ド無數ニ存在スルガ、茲ニ就中最モ重要ナルモノヲ列挙スレバ、概ネ、次ノ如クデアアル

- (一) 食料ノ不足
 - (二) 石炭ノ不足
 - (三) 原料材料ノ不足
 - (四) 運輸力ノ不足
 - (五) 運輸機關ノ不信用
 - (六) 住居交通ノ不足不便
 - (七) 戰時中ニ起レル國民道義心ノ頹廢
 - (八) 勞働爭議ノ簇出
 - (九) 貨幣価値ニ対スル信認ノ欠如
 - (10) 政府ノ弱体ト官僚ノ自信喪失
- 是等産業一般ノ振興ヲ阻害シツ、アル主要原因ガ同時ニ又、民需産業ノ振興防碍ノ原因タルコトハ言フ迄モナイガ、然シ、更ニ次ノ如ク民需生産業ニ特殊ナ不振原因モ相當數ヘ得ルノデアアル。
- (一) 価格政策ノ不徹底
 - (二) 統制ノ凸凹
 - (三) 政府ニ対スル生産者ノ不信用
 - (四) 民需産業ノ企業整備
 - (五) 軍需産業ノ馴致セル従業員ノ怠ノ癖
- 応急失業対策トシテ民需産業ヲ急速ニ振興セシムル為メニ、少クトモ先ヅ、以上ノ一般的諸障碍並ビニ特殊の諸障碍ヲ除去スルコトガ急務デアリ、更ニ他ニモ金融ソノ他猶ホ多クノ不振原因ヲ克服スルノ要ガアルガ、其ノ実行ニハ、極メテ細心ノ注意ガ払ハレナケレバナラナイ。而モ猶ホ我方國民性其ノ他ノ事ニ照ラシテ幾何ノ効果ヲ奏シ得ラルルカハ疑ハシク卒直ニ云ヘバ、真ノ解決ハ「時」ノ要素ノ重大性ヲ考慮ニ入レナケレバナラナイ。而シテ其ノ「時」ハ、大体、次ノ三点ニ歸着スル。

① 財政的ニハ財産税等三税ニ関スル申告ガ終了シ、現在ノ極端ナル浮動購買力ガ抑制セラレ、通貨収縮ノ緒ニツイタ時（夫レハ幸ニモ近キ将来ニ迫ツテ居ル）

② 食料關係ニアツテ、今秋、国内ニ於テ本年度米ノ收穫見当ガツイタ時（此ノ時期ガ、一番明白ナ其ノ「時」デアルガ、幸ヒニシテ連合軍司令部ノ好意ニヨリ食糧ノ輸入ガ実現スルナラバ、三月デモ四月デモ此処ニ云ウ「時」ヲ意味スル）

③ 賠償問題ハ生産者ニ対スル大キナ（編注…「時」抜けか？）デアル。最近中間報告ニヨツテ、漸ク其ノ概貌ガ明ラカニサレタガ之ニ関連シテ国内ニ現存スル産業ノ種類及ビ一場ノ存廢ガ明示セラレタ時ガ、之又大キナ「時」ニ該当スル）

要スルニ民需産業ノ真ノ振興ハ時ニ俟ツニ非レバ奏功シ難イト考フルモノデアアルガ、然シ、個々ノ具体策ト云フナラバ、急速ニ次ノ諸方策ヲ実行スベキデアラウ。

第二、民需産業ノ振興ニ関スル緊急ノ問題

一、食糧ノ確保ト増産ノ問題
失業対策トシテノ食糧問題ハ、最モ基本的ノ問題ノ一ツデアアルガ、此ノ問題ハ、当面ノ食糧確保ト今後ノ食糧増産トノ二ツニ分ケテ施策セラレナケレバナラナイ。失業対策トシテノ食糧問題ト云ヘバ人々ニハ、直チニ、食糧増産政策、即チ農地開墾計画ニ想到セラレ勝デアアルガ、實際ニハ未開地ヲ開墾スル為ニ多数ノ失業者ヲ吸収シ得ラレルニシテモ、夫等ノ開墾労働者ヲシテ、勤勞セシムル為ニハ、先ヅ所要食糧ヲ供給スルコトガ第一ノ条件トナル。生産物ヲ獲得スル迄其ノ間、食フベキ食糧ヲ必要トシ、ソノ食糧ガ確保セラレナケレバナラナイ。此ノ事ハ、独リ開墾労働者ノミニ限ラズ、総ベテノ労働者ニトツテモ同様ニ重要ナ条件トセラレル。

現在ノ失業者ノ多クハ、敢ヘテ就職ニ焦慮セズ、甚ダシク勤勞意欲ニ乏シイ觀ガアルガ、之モ要スルニ食糧問題ニ帰着スル。大都会ニ就職シテモ食糧ノ保証ガ得ラレナイ。已ムナク、比較的ニ食糧ニ安全ナ田舎ニ疎開シタ儘デ居ルノガ現状デアアル。主食糧ノ供給サヘ適當ニ保証セラレラバ、失業者ノ多クガ、直チニ勤勞意欲ヲ燃エ上ラセ、民需生産ノ再出發ト振興ニ参加スルダラウコトハ、最近ノ石炭増産ノ經過ガ、十二分ニ之ヲ証明シテ居ルノデアアル。

乍併、實際ニ於テ、国全体トシテ食糧事情ニ不安ノアルノハ諸々ノ事情カラデハアルガ、主トシテ昨年ノ内地米ノ凶作ニ因ルモノニ他ナラナイ。従ツテ本年ノ需給關係ニ於ケル不足ハ、結局外米輸入ニ依存スルヨリ他ナイノデアアル。国民生存ノ観点カラ、三百万噸ノ輸入計画ガ立テラレタノハ当然デアアルガ、更ニ失業対策トシテノ勤勞意欲昂揚ノ角度カラシテモ、コノ計画ノ完全ニシテ速急ナル遂行ガ要請セラレル。

失業対策ノ一トシテ、又、食糧自給ノ為ノ増産政策トシテ、政府ニ於テ農地ノ開墾、

開拓及土地改良等ノ事業五ヶ年計画ガ立案セラレタノハ、何人モ賛意ヲ惜シマヌ所デアラウ、唯ダ、併シテ、計画ノ内容ヲ一瞥スルニ、事業遂行ノ為、使用延人員二十億人、総経費予算七十億円トアルガ、此処ニ依リニコノ七十億円全部ヲ勞賃ニ充當スルトシテモ、延人員二十億ニテハ、平均一人一日ノ勞賃三円五十銭ニ過ギナイ。如何ニ山村ノ事ト云ツテモ、又、インフレ対策ガ若干奏功スルモノトシテモ、聊カ現状ニソグハザル感ガアルノデアアル。事業ハ中途ニシテ行詰リニ陥ルコトナキカガ懸念セラレル。須ラク再検討ヲ加エテ本計画ノ遂行ニ遺憾ナキヲ期セバナラナイ。

食糧問題解決ノ為ニハ、単ニ農作物ニ限ラズ、更ニ之ト併行シテ海洋魚類ノ大增獲ヲ促進スベキデアアル。現ニ一部汽船会社ガ実行シツ、アル如ク半バ失業シタル汽船会社ヲシテ、漁業ニ転向セシムルニ如クハナイ。勿論其ノ為ニハ連合軍司令部ニ対シテ遠洋漁業ノ許可ヲ得ナケレバナナルマイガ、之ニ努力スルト同時ニ許可前ニ於テモ作業セシムベク、沖合漁業ニ当ラシムレバヨイ。資金トシテハ其ノ特殊預金ヲ利用セシムレバ足り、労働者トシテハ船員失業者及海軍艦船復員者ヲ採用シ、漁業技能ニ習熟シタル当業者ヲシテ之ヲ指導セシムル事ニシタイ。農地開墾ノ場合ニ比較シテ失業者ヲ就職セシムル分量ハ少イガ、然シ、早急ニ効果ヲ収メ得ラル、利益ガアルノデアアル。

二、石炭ノ増産問題
民需生産ノ振興ニトツテ、石炭ノ必要不可欠ノ基本資材タルハ、猶ホ労働者ニトツテ米ノ必要品タルコトト全ク同ジト云ツテ過言デナイ。失業対策トシテ石炭増産ノ演ズル役割モ實ニ茲ニアルノデアアル。炭鉱自体ニハ、将来ト雖モ多数ノ失業者ヲ收容スル事ハ、之ヲ期待出来ナイガ、民需産業ノ復興ノ為ノ所要石炭ガ何レノ日ニカ、ヨク充分ニ供給シ得ラル、カノ問題ハ、応急失業対策トシテ、主食糧ノ問題ト共ニ、特に重要視セラレル事トナルノデアアル。

民需産業ノ再出發ノ為ニハ、一ヶ月最少限二百万噸ノ石炭ガ必要トセラレル。之ヲ充足スル為ニハ二百万噸乃至二百五十万噸ノ出産力ヲ急速ニ回復シナケレバナラナイノデアツテ、其ノ遅速ハ、取不直、民需産業ノ再出發乃至ハ振興ノ遅速ヲ意味スルコトニナルノデアアル。

而モ、民需産業ガ、一度再出發ノ緒ニツクニ於テハ、一、二年ノ後二月額三百万噸乃至夫レ以上ノ石炭ガ所要セラル、ニ至ルダラウ事ガ予想セラレル。

然ラバ、如何ニシテ出炭力ノ急速回復ヲ図ルベキカ。惟ウニ、最近ノ出炭情況夫レ自体ガ実証スル如ク、其ノ為ニハ勞務、資材、輸送、經理等々生産条件ノ各々ヲ能ウ限り、良好ナル状態ニ置ク事ヲ第一義トセバナラヌコト絮説スル迄モアルマイ。従ツテ、今日ニ在ツテハ、是等ニ関スル国家ノ政策ヲ一先ヅ、優先的ニ石炭ニ集中シ、

一日モ速力ニ出炭力ノ回復ヲ図ル事ガ、応急失業対策ノ観点カラシテモ、極メテ肝要ナル措置トセラレル。

三、金融問題

民需産業ヲ急速ニ回復シ、再生産ヲ可能ナラシムル為ニハ、金融面ノ諸問題モ亦、取急ギ解決セラレナケレバナラナイ。戦災保険金、軍需会社補償金、在外資産及ビ賠償施設ニ対スル補償、等々ノ諸問題ガ、未ダニ未解決ノ儘、放擲セラレテ居ルガ、斯クテハ何レノ企業体ト雖モ、金融的ニモ操業再開ヲ期シ得ラレナイ。須ラク、即時、是等ノ諸問題ヲ解決シ、各企業体ノ資産負債ノ明確化ト信用トノ回復ヲ図ルベキデア。但シ戦災保険金、各種補償金ノ支払ニ当ツテハ、之ニ厳正ナル審査、査定ヲ加ヘ、荀クモ、不正、放漫ノ支出ニ流レザルヤウ、嚴重ナル監督ノ要アルハ言ウ迄モナイ。

而モ、斯クシテ各民需企業体ノ資産負債状況ガ明朗トナリ、信用ヲ取り戻シタトスルモ、猶ホ金融資金ノ枯渇セル今日ノ銀行ガ是等ノ企業ニ対シテ再出発ノ所要資金ヲ供給シ得ラル、カハ疑シイ。此ノ欠陥ヲ補フ為ニ此ノ際民需生産復興ノ為ニ何争力特別ノ途ガ開セラレル事ガ要請セラレル。

四、価格政策ノ問題

人々ノ中ニ、失業者ノ勤勞意欲ノ欠如ヲ指摘スル者ガアルト同時ニ、又、企業家ノサボタージユヲ攻撃スルモノガ少クナイ。

民需品ノ極端ナル過少生産ノ現状ニ於イテ、各企業体ガ猶、操業再開ヲ躊躇シツ、アル事実ノミヲ以テスルト一見、如何ニモサボタージユノ観ナキヲ得ナイガ、然シ、實際ニ於イテハ格別計画的ニ操業ノ再開ヲ延引シ居ルニハアラズ、一ニ客観的諸事情ニ妨ゲラレテノ結果ニ他ナラナイ。

然シテ上述セル食糧、石炭、金融ノ諸問題ハ何レモ其ノ客観的諸事情ヲ形成スルモノデア。更ニ其ノ重要ナル一トシテ現行公定価格政策ノ凹凸ノ不徹底トガ数ヘラレ。斯クテハ企業採算ノ見透シモ立たズ、活発ナル再生産的操業ノ再開シ得ラレルヤウ筈ハ無イデア。

此ノ故ニ、民需生産ノ再開ト其ノ振興トヲ期スルガ為ニハ、前記諸施策ト共ニ、価格体系ヲ整備シ、諸価格間ノ均衡回復、言葉ヲ換ヘテ云ヘバ、民需製品ニ於ケル現在ノ乱雑ナル価格関係ヲ整備シ、公定価格ノ引上ゲヲ必要トスルモノハ、急速ニ引上ゲルコト、其ノ引上ゲニ方ツテハ、中間ノ直接生産費、間接生産費ニ適正利潤ヲ加ヘタルモノヲ基準トスベキコト、更ニ反復引上ゲヲ予想セシムルガ如キ事無キヤウ、価格安定ニ就イテモ、凡ユル工夫ヲ凝スコト等ガ急務トセラレル。

又生活必需品中上食品ニ疑テハ生産者価格、諸費社価格ノ二本建テトシ、消費者価

格ヲ以テ、賃金算定ノ主要基準タラシムルト同時ニ、生鮮食品ニ就テハ、急速ニ集荷配給機構ノ整備ヲ図ルト共ニ公設小売市場ヲ設置シ価格ノ適正化ヲ期シ、消費者大衆ノ生活安定ニ努ムベキコトガ要請セラレル。

五、戦災住宅ノ復興ト木材統制ノ問題

労務者住宅ノ払底モ亦、民需生産復興ノ隘路ノ一タルコトハ、此処ニ繰返ス迄モアルマイ。従ツテ戦災住宅ノ復興ハ、民心安定ノ為ニ一日モ等閑ニ付スルコトガ出来ナイノミナラズ、此ノ労務者住宅問題ノ解決ノ為ニモ亦、緊急欠クベカラザル事業デア。

夫レニモ拘ラズ、民需生産ノ中心地帯トモ云フベキ大都会ニ於テ戦災住宅ノ復興ガ遅々トシテ進捗シナイノハ何故カト云フニ、木材、建築関係労務者、食糧、建築資金、運搬、等々、諸々ノ事情ニ妨ゲラレテ居ルノデア。戦災住宅ノ復興、労務者住宅増加ノ為ニハ、是等ノ諸障害ガ急速ニ除去セラレナケレバナラナイ。

夫レニハ、建築関係労務者ニ対シテモ食糧ノ加配ヲナスコト、建築資金ノ融通ヨリ寧ろ、戦災保険金ニヨル特殊預金ヲ支払フコト、都市計画ノ決定ヲ急速ニナスコト、木材ノ出廻リヲ促進スルコト等々ノ諸措置ヲ要スルガ、分ケテモ木材ノ出廻リ促進ニ関シテハ少クトモ木材統制方式ガ改正サレナケレバナラナイ。(付録、木材統制方式改正参考案参照)

六、企業許可令ノ廃止

失業対策トシテノ応急的諸措置ガ、急速ニ、且有機的連関ニ於イテ実施セラレ民需工業ガ、茲ニ再出発、振興ノ道程ニ上リ得ルニ於テハ、相当多数ノ失業者ヲ收容シ得ルコトハ疑ヒヲ容レヌ所デア。而モ猶、多数ノ失業者ノ残存スルダロウコトハ避ケラレナイ。

素ヨリ、所謂民需工業以外、準応急措置トシテ農地開墾、植林、各種土木ノ諸事業ニモ相当多数ノ失業者ヲ收容シ得ラル、コトハ架説スル迄モナイガ、夫レニシテモ猶ホ且、五百万ヲ算スル現下ノ失業ト今後ニ続ク失業者ヲシテ、最後ノ一人迄モ完全ニ就業セシムルコトハ、到底、之ヲ期シ難イ。茲ニ於テカ、前記ノ諸措置ト併行シテ、企業許可令ノ撤廃ガ要請セラレル。

戦争経済ニ在ツテハ、設備、資材、労務ノ一切ヲ挙ゲテ戦争目的ヘノ集中ヲ緊急トスル關係上、民需品ノ生産配給機構ヲ極度ニ圧縮スベク、企業整備ヲ断行スルト同時ニ其ノ新規開業ヲ制限スルノ必要カラ、企業許可令ノ施行セラレタノハ当然デア。終戦ト同時ニ、事態ハ全ク一変シタ。終戦ニ因ツテ失職シタ小工場工員、其ノ他労務者ノ一半ハ、法律モ規則モアラバコソ、此処ヲ先途ト民需雑品ノ生産若シクハ販売ヘ

ト轉向シタノデアアル。

關商人ト云ワレルガ、關行為ハ独り商人ノミニ限ラナイ。企業許可令ヲ無視シタ町工場其ノ他ノ生産モ亦、關生産者以外ノ何者デモナイノデアアル。全国ニ亘ツテノ斯カル生産者及ビ商人ノ數ハ蓋シ夥シイモノデアアラウ。

斯クシテ、今ヤ企業許可令ハ、正ニ有名無実化シテ居ルノデアアルガ、此ノ際、無理ニ之ガ履行ヲ意図スルヨリハ、寧ロ、現実ニ即シテ之レヲ早急ニ撤廃スルコトガ、失業対策ノ上カラシテモ、又法ノ威信ノ上カラシテモ、蓋シ、賢明ナル措置トセラレ。

七、植林政策ノ問題

戰災住宅ノ復興促進ノ方策ニ關聯シテ、他面、是非トモ遂行セラレネバナラヌノハ植林政策ノ問題デアアル。

此ノ問題ハ単ニ、木材資源ノ確保ノミナラズ、失業対策トシテモ、亦、準応急措置ノ一面タルヲ失ハナイ。

蓋シ、戰時中、森林ノ伐採、年一億石以上ト概算セラレ、聊カ無鉄砲ノ感サヘシタノデアアルガ、今昭和二十一年度ニ於テモ、木材需要量ハ復興建築用約四千万石、パルプ材一千万石、其ノ他坑木、枕木、電柱、梱包材等ヲ合セテ總計八千万石ニ制限スル方針トカ伝エラレ。若シ夫レ自由放任スルニ於テ幾何ノ森林ガ濫伐セラル、カ、想像ニ絶スルモノガアルガ、假令八千万石ニ抑ヘタトシテモ結局、山肌ハ荒廢シ、一朝豪雨ニ遭ハンカ、洪水ヲ惹起シ、下流耕地ヲ襲ヒ、由々シキ大事ヲ惹起スル事必至デアアラウ。

夫レニモ拘ワラズ、實際ニ於テハ、国有林ハ兎モ角、民有林ノ植林ハ等閑ニ附セラレテ居ルノデアアル。

苗木ノ不足モ一因デアアルガ、山林所有者ノ自覚ノ足ラヌコトガ一層大キナ原因トセラレ。

殊ニ、植林事業費ハ苗木ノ費用以外ハ、殆ド労力費デアツテ、失業対策トシテモ恰好ナ仕事ノ一ツデモアリ、政府ハ須ラク、山林所有者ヲシテ植林事業ノ確立ニ邁進セシムベキデアアル。

八、土木事業ノ問題

土木事業ガ現在ノ民需諸工業ノ場合ノ如ク、其ノ着手ニ於テモ、其ノ効果ニ於テモ、速急ヲ期シ難イ一面モアルガ、併シ、植林事業同様、準応急措置トシテ、見逃ガスベカラザル事業デアアラウ、殊ニ事業ノ遂行ニ方ツテ、資材ヲ要スルコト比較的ニ少ク、労力ヲ要スルコト大ナル、此ノ右ニ出ヅルモノハ無イ。

政府ガ、失業対策ノ一トシテ土木事業ヲ取り上ゲタノハ当然デアアルガ、唯ダ事業ノ

遂行ニ方ツテハ、次ノ如ク、当面ノ実益ヲ優先的ニ考慮シ、經費ト効果トヲ睨合ハセ、失業救済ノ名ニ於イテ濫費ニ陥ラザルヤウ注意スルコトガ肝要トセラレ。

(一) 河川改修ニ方ツテハ、食糧増産關係ヲ優先的ニスルコト

(二) 港湾ノ修築ニ就テハ、水産増加ノ観点カラ、特ニ漁港ノ修築増加ヲ緊急トスルコト

(三) ダムノ建設ニ當ツテハ、土堰堤ダムニテ差支エナキ所ハ之ガ工事ヲ優先トスルコト

(四) 鉄道道路等交通網ノ改良整備

第三 知識階級失業対策

一般失業対策ニ就イテモ、以上ノ如ク適切ナル対策ノ樹立ハ、諸々ノ勘案工夫ヲ要シ必ズシモ容易トハ言ヘナイガ、知識階級ノ失業対策ニ至ツテハ、更ニ、難イモノガアル。

然シ之ヲ失業ノ儘放任スルニ於テハ、一般勞務者ノ場合ヨリモ一層、社会思想ノ惡化ヲ招致シ社会不安ヲ急角度ニ助長スル。

知識階級ノ失業ニハ、現実ノ失業ト潜在的失業トアリ、夫々別個ノ対策ガ施サレネバナラナイ。

一、現実ノ失業者ニ対スル措置

一般失業者ニ對シテノ応急諸対策ガ奏功シ、民需産業其ノ他ノ諸事情ガ其ノ回復、振興ノ可能性ヲ持ツテ於テハ、夫等ノ事務的部面、技術的部面ニ於テ自ら知識階級ニモ亦就職ノ機会ヲ与ヘルコト、決シテ少シトシナイモノガアルノデアアル。

此ノ意味ニ於テ、前記ノ一般の失業対策ハ、知識階級失業対策トシテモ其ノ急施ヲ要請セラレルノデアアルガ、然シ、之ノミニテ、知識階級ガ完全就職スルガ如ク樂觀スルコトハ許サレナイ。

現在ノ客觀的情勢カラ別断スルト、其処ニハ猶、多数ノ失業知識階級ノ残存スルコトヲ免レナイ。而シテ之ニハ将来ノ対策ガ必要トセラレルノデアアルガ、其ノ主タル對象トシテ労働行政部門ノ強化ガ挙げラレ。次ニハ各種ノ調査研究機關ノ設置ガアゲラレ。

従来我が国位^マ調査研究ノ輕視サレ勝ナ国ハナイ。折角、必要トナツテ着手セラレタ調査事業ガ、經費節約ノ局面ニ遭遇スルト、第一ニ犠牲ニセラルルノガ常デハナカッタカ。

科学研究ニシテモ同様デ、人々ハ当面ノ実用的研究ニ重キヲ置き、原理的研究ハ机上ノ空論トシテ輕視シテ来タノデアアル。

斯クテハ、自ラノ国力ヲ判定スベキ正確ナ統計ノ無イノモ当然デアリ、一般産業ノ技術的水準ヲ昂ムベキ科学的原理ニ乏シイノモ之亦当然デアルガ、此ノ蒙昧ノ当然サコソ、今度ノ戦争ヲ惹起シ、更ニ敗戦ヲ招来シタ主要原因デハナカツタカ。

惟ウニ茲ニ到レバ、今日コソ国力再建ノ為ノ指導原理ノ母体トシテ、且又、知識者失業対策ノ一トシテ、各種ノ調査研究機関ヲ設置スルコトハ一石二鳥ノ緊急策トセラレナケレバナラナイ。

二、潜在的の失業者ノ対策

此処ニ潜在的の失業者トハ、現実ニ失業シテ居ル訳デハナイガ、大学及専門学校在学中若クハ応召ニヨル特殊卒業者デ、近キ将来ニ於テスルモ、到底、就職ノ望ニ乏シク、失業者ト同一ノ状態ニ陥ルレアルモノヲ云ウノデアル。

此ノ種ノ潜在失業者モ亦、相当多数ニ上ツテ居ルノデアルガ、之等ニ対シテハ次ノ施策ガ要請セラレル。

- (一) 法文系統ノ学生ニシテ、戦時ノ特殊事情ニ依リ、修業課程半バニ於テ応召シ、学業ヲ不完全ノ儘卒業セシメラレタ者ハ、復員後其ノ母校ニ復帰セシメ、適当ノ補習教育ヲ施スコト

- (二) 在学中及今後入学スル者ニ対シテハ、現在ノ短期学年制ヲ、戦前ノ旧制度ニ復帰スルコト

- (三) 大学及専門学校ニシテ、戦前ノ特殊事情ニヨリ、定員数ヲ減少セシメラレタモノハ、少クトモ旧定員数ニ復帰セシムルコト

- (四) 専門学校及大学ノ研究科大学院ノ制度ヲ拡充シ、希望者ニハ容易ニ就学シ得ラルル機構ヲ実施スルコト

第四 女子失業対策

臨時国民登録ノ結果ニ依ルト、女子ノ失業者総数ハ百四十九万ノ多キニ達シテ居ルガ、女子ハ必然ニ家庭ニ帰ルベキモノトシテ、此ノ儘放置スルニ於テハ、取り返しノツカ又悪結果ヲ招来スルコト無キヲ保シ難イ。

蓋シ、女子ノ中ニハ、特殊ノ生活事情ヲ持ツ者ガ少カラズアルカラデ、之ヲ一括スルコトナク夫々ニ応ジテ、次ノ如キ施策ガ必要トセラレル。

- (一) 悪性インフレーションノ膨脹甚シキ今日、女子ト雖モ生活上、就職ヲ必要トスル者ハ能ウ限リ就職セシムルコト

- (二) 賠償見返リ物資其ノ他ノ軽工業生産ニハ出来ル限リ多クノ女子ヲ使用スルコト。

- (三) 今後、振興スベキ諸種ノ産業運営ニ於ケル事務の部面ニ於テモ、男子ヨリ女子ニ適切ナル業務ニハ女子ヲ使用スルコト

四同一業務ニ対シテ男子ト同等ノ能力ヲ持ツ場合ニハ、男子ト同等ノ待遇ヲナスコト

付 録 木材統制方式改正参考案(編注…略)

『失対一』

昭和二十二年二月一日

- (二一三) 閣議決定

緊急就業対策要綱

方針

現下ノ深刻ナル事態ニ対応シ平和日本建設ノ旺盛ナル気魄ヲ振起シ、自立自主ノ精神ノ下健全ナル職業ヲ確保シ以テ民生安定ノ徹底ヲ図ルハ極メテ緊要ニシテ之ガタメニハ各種民需産業ノ急速ナル振興ニ俟ツベキトコロ多ク大ナルモ差当リ左ノ就業措置ヲ講ズルモノトス。

措置

- 一、勤労生活ノ確立特ニ健全ナル職業ノ確保ニ関スル徹底的社会啓蒙宣伝ヲ実施スルモノトス。

- 二、各種土木建築事業ヲ推進スルモノトス。

- (イ) 戦災地ノ徹底の整理

- (ロ) 河川道路等ノ土木事業ノ推進

- (ハ) 住宅建築事業ノ促進

- (ニ) 電気事業ノ補強

- (ホ) 農林業関係事業(山林業ヲ含ム)ノ施行

- 三、帰農計画ノ急速ナル施行ヲ図ルモノトス。

- 四、石炭、繊維、車輛、輸送ソノ他民需産業を振起シ当該勞務ノ充実ヲ図ルモノトス。

- 五、各種生活関係組織ヲ強力ニ整備スルモノトス。

- (イ) 主要食糧及薪炭配給組織ノ整備

- (ロ) 小運送、小運搬組織ノ整備

- (ハ) 新聞配達組織ノ整備

- (ニ) 通信関係組織ノ整備

- 六、徴税関係職員並ニ都道府県及市町村関係職員(統計)ノ拡充ヲ図ルモノトス。

- 七、政治経済社会等各般ニ亘ル調査研究並ニ社会啓蒙ヲ徹底のニ実施スルモノトス。

(イ) 与論調査施設ヲ整備スルコト

(ロ) 官庁並ニ民間ニ於ケル各種調査研究施設ヲ整備スルコト

(ハ) 国民文化水準向上ノため地方文化施設ノ整備ヲ助成スルコト

(ニ) 学校教育制度ノ充実ヲ図ルコト

(ホ) 医療施設ノ整備拡充並ニ公衆衛生ノ徹底ヲ図ルコト

八、前二項ニヨルノ外知識階級層ノ救済ノため、都道府県及市町村等ヲシテ国庫ノ助成ノ下ニ各種調査並ニ事務補助等ヲ内容トスル失業救済応急事業ヲ実施セシムルモトス。

九、授産内職施設(特ニ女子ヲ対象トシテ)ノ整備拡充ヲ行フモノトス。
備考

本案ノ実施ニ関シテハ

一、単ナル失業救済ニ随スルコトナク新日本建設ノため必要ナル諸事業ノ遂行ニ資スル如ク重点ヲ指向スルモノトス。

二、直チニ就職シ難キ者ニ対シテハ適切ナル職業輔導ヲ加ヘルモノトス

三、筋肉労務者ニ対シテハ食糧ノ加配ヲ考慮スルノ要アルモノトス

四、職業幹旋機構ノ整備拡充ヲ図ルモノトス

五、所用資材ニツイテハ極力ソノ最低限ノ確保ニ努ムルトモニ、ソノ限度ニ於テ可及的就職者ヲ多数ナラシム如ク考慮スルモノトス。 『雇用』

昭和二十一年三月一八日

〔二一四〕政府、中央失業対策委員会へ

諮問

(イ) 失業と人口の調整に関し採るべき方策に関し其の会の意見を諮ふ。

理由

我国の人口は昭和二十年十一月一日現在に於て七一九九萬にして海外軍復員者外地邦人の引揚並に将来の我国人口の自然増加の趨勢を併せ考ふるとき数年後に於ては八千数百万の人口を擁するに至るべく我国食料並び農業の人口扶養能力と勘案し失業は愈々深刻化の一途を辿るべく斯かる状態を考慮するとき失業と人口の調整に関し採るべき方策を考究するは極めて緊要の事に属するに依る。

(ロ) 各種土木事業特に戦災地整理、道路河川の改修、農地の開発、干拓等に関し最少限度の資材を以て最大の失業者を收容する実効ある具体的方策に関し其の会の意

見を諮ふ。

理由

各種土木事業は失業者救済の爲極めて効果的方策にして之が推進を図ること極めて緊要なるも現下の資材不足の実情も併せ考慮するとき最小限度の資材を以て能ふる限り多数の失業者を收容すべき具体的実施方策を考究するの要あるに依る。

(ハ) 現下知識階級層失業者救済の爲速急措置すべき具体的方策に関し其の会の意見を諮ふ。

現在、知識階級層失業者は龐大なる数に達し之が社会に及ぼす影響は深刻にして且知識階級層失業者の特殊性よりして之が失業対策は一般失業対策とは別個に考究し速急措置するの要あるに依る。 『失対二』

昭和二十一年四月二五日

〔二一五〕次官會議決定

定着地ニ於ケル海外引揚者援護要綱

海外同胞ニシテ内地ニ引揚ゲタル者ノ生活状況ニ鑑ミ左記要領ニ依リ緊急援護ノ方途ヲ講ジ以テ之等引揚者ヲシテ速ニ其ノ生活再建ニ邁進セシメントス

一、援護ノ対象

海外引揚者ハ国内ニ於ケル各種要援護者トハ其ノ援護ヲ要スル事情ヲ異ニスルヲ以テ内地陸後概ネ一ヶ年間ハ本要綱ニ依ル特別ノ援護ヲナスモノトス

二、援護ノ機関

(一) 援護ハ都道府県、地方事務所、支庁及市区町村ヲシテ之ヲ行ハシメ方面委員各種援護団体ヲシテ之ニ協力セシムルモノトス

(二) 都道府県ニ都道府県引揚者援護連絡本部ヲ設ケ関係各機関ノ援護事務ノ連絡調整ヲ図ルト共ニ都道府県、地方事務所、支庁、市区町村、其ノ他ニ引揚者相談所ヲ設置シテ生活ノ相談指導ニ当ラシムルモノトス

(三) 引揚者ノ発意ニ基ク互助的各種援護団体ニ対シテハ中央及地方ニ於テ連絡調整ノ方途ヲ講ジ政府ノ施策ト相呼応シテ引揚者ノ自主的活動ヲ促スモノトス

三、援護ノ方法

(一) 既存建物ノ転用ニ係ル集団收容宿泊施設ヲ設営シ又貸家、新設住宅等ノ優先的幹旋ヲナスモノトス

(二) 引揚民ノ既往ニ於ケル技能經驗ヲ活用シ其ノ生活再建ヲ容易ナラシムル為商工業ノ経営等ニ対シ積極的援助ヲ与フルモノトス

(三) 就農ヲ適当トスル特別ノ考慮ヲ為シ特ニ農林業従事者ニ付テハ優先入植セシムルト共ニ引揚者ノ為ニスル集団特定開墾地区ノ設定開拓建設隊及開拓増産隊ヘノ便宜加入等ヲ図ルモノトス

引揚者ノ北海道入植ニ付テハ特ニ農林省、内務省間ノ連絡調整ヲ図ルモノトス
引揚者ノ就農ヲ円滑ニ推進スル為關係各省及中央關係団体ヲ以テ構成スル海外引揚者就農対策委員会ヲ農林省内ニ設置スルモノトス

(四) 漁業ニ就カシムル適當トスル者ニ対シテハ就業漁業用物資ノ配給等ノ斡旋ニ努ムルモノトス

(五) 一般就職斡旋ニ付テハ勤労署ニ於テ優先的取扱ヲ為スト共ニ授産施設其ノ他ノ職業補導施設ノ利用並ニ副業ノ奨励等ニ依リ職業ノ補導斡旋ニ努ムルモノトス

(六) 引揚者ヲシテ生業ニ復皈セシムル為既存ノ金融機關ヲ活用シ生業資金融通ノ方途ヲ講ズルモノトス

(七) 家財ヲ購入シ能ハザル者ニ対シテハ家財ノ配給ヲ為スト共ニ生活必需物資ノ優先的配給ヲ為スモノトス

(八) 引揚者中ノ子弟ノ各種学校ヘノ就学、転学ノ優先的取扱イヲ為スト共ニ特ニ学童ニ付テハ学用品ノ購入困難ナル者ニ対シ無償配給ノ方途ヲ講ズルモノトス

(九) 引揚者ニ対シ教化、慰問、激励ノ方途ヲ講ズルト共ニ一般国民ニ対シ引揚者ニ対スル理解協力ニ努ムル様措置スルモノトス

(十) 引揚者ニ対スル医療、公課ノ減免、生活困難者ニ対スル生活援護、鰥寡、孤独者ニ対スル援護等ニ関シテハ既往ノ援護ノ強化徹底ノ方法ヲ講ズルモノトス

四、援護ノ経費

援護ニ要スル経費ハ既定経費ヲ本要綱ノ趣旨ニ即シ運用スルノ他尚必要ナル経費ハ此ノ際特ニ別途考慮スルモノトス

『デジ』

尚本要綱表の字句に關してはその内容を改変せざる限度に於いて当院に御任せ下され度

(別紙)

定着地に於ける海外引揚者援護要綱(編注…略)

『デジ』

昭和二十一年六月六日

(二一七) 次官会議了解

公共事業の実施に關する件

去る五月廿二日附連合軍司令部の指令に基いて、昭和廿一年度六十億の予算を以て各種公共事業を実施することになったのであるが、之が実施に付ては特に左記に依られたきこと。

記

一、公共事業は能ふる限り多数の失業者を有効に活用することを目的とするものであること、従つて之が決定に當りては充分厚生省と協議すると共に之に該當せざる事業は公共事業の予算に計上せしめざること。

二、而して公共事業は失業対策として実施せらるべきものなるも、単なる救済の為の救済事業に墮せしめることなく平和日本建設の復興計画の一環として生産的の事業、特に食糧、衣料、燃料(特に石炭)、及住宅等の基礎的必需物資の生産又は配給を増強促進する事業に重点をおいて考慮すべきこと。

三、公共事業の実施特に地域の選定に當りては、全国に於ける失業者の地域的分布状況を勘案し、失業者の雇用斡旋上効果的なる地域を優先的に取扱ふこととし、厚生省と充分協議の上共同通牒に依り關係地方機関に指令せられたきこと。

四、公共事業に使用せらるゝ勞務者は、原則として勤勞署の紹介に依り雇用することとし、この趣旨を關係地方機関に徹底せしめられたきこと。

『失対二』

昭和二十一年五月六日

(二一六) 引揚援護院次長、戦争調査会次長宛

定着地に於ける海外引揚者援護要綱次官會議決定に關する件

標記の件に關し昭和二十一年四月二十五日別紙の通次官會議決定相成りたるに付て之が実施に當りては一層の御協力相煩度此段依頼申進す

昭和二十一年六月二一日

(二一八) 中央失業対策委員会答申

(イ) 諮問(ロ) に対する答申

序

失業者救済対策として極めて効果的な方策の一つは各種土木事業であつて之が推進を図るは至つて緊要であるが現下日本経済の実情を觀るに各種資材は極度に窮乏し資材を多量に要する事業は現在全く実現困難である。更に我国に於ては食糧の不足は總ての事業復興の最大隘路となつてゐるので吾々が茲に各種土木事業に就き最小限度の資材を以て而も多数の失業者を吸収し得る方策を考ふるに當りては食糧生産の線に沿ひ増産目標を達成せしむべき補助的役割を果すが如き事業に重点を置きたいと思ふ。斯る観点に立ちて左の如き土木事業を選定して答申する。政府は緊急之を実施せられんことを望む次第である。

第一 道路、河川の改修、特に河川堤防の修築補強。

(編注…中略)

(ロ) 諮問(ハ)に対する答申

我国現下の知識階級失業者の総数は、凡そ八〇萬人と推計せられ、之に今後帰還する復員軍人及海外引揚民の知識階級層と中等学校程度以上の新規卒業生の未就職者を加ふれば、其の数は更に増加するに至ることは明かであり、このまゝに放置するに於ては總て百萬人を突破するであらうことは想像に難くない所である。こり百萬人に垂んとする知識階級失業者の存在が国家社会に及す思想的、経済的影響の如何に深刻であるかは言を要しない所であつて、之が解決の焦眉の急なる所以である。固より現在の知識階級失業問題も我国全般の失業問題の一環として、今次終戦に因る我国政治経済体制の構造的轉換の結果として発生したるものであつて、之が対策の樹立に當りては、単に知識階級失業者を救済するといふ狭隘なる観点を脱却して日本を復興再建する爲の政治、経済、教育、文化等の総合的基本国策の一環として、之等との有機的聯繫を保持することに留意しなければならない。従つて知識階級失業問題の根本的解決は、日本復興の総合計画の実施と表裏するものであり、之が早急なる実現は、現在の国情よりして可能といふべきであるが、さし当り現下の急迫せる事態に対処して之を緩和し、或は根本的解決の基礎を築くために適切且有効なる対策として次の項目を実施することを希望する。

(一) 精神労働と肉体労働との価値に対する差別的觀念を是正すること。

従来我国に於ては精神労働のみを独り高尚として肉体労働を軽視する傾向が顕著である。斯くの如きは労働そのものに対する差別的見解を助成し、国民相互の融和提携を阻害するのみならず、知識階級の特殊の意識を助長して事務方面のみ集中せしめる爲に、一般肉体労働方向に於ては適當なる指導者を欠き、そり知的水準は

何時までも向上することなく健全なる勤労秩序の育成はいふべくして期し難い実情に在る。敗戦日本を復興する根本動力は、国民すべての健全なる勤労による協力提携であるのであるから、かくの如き労働に対する差別的觀念を是正して、知識階級と雖も其の健康の許す限り一般肉体労働にも喜んで従事する如く指導することは極めて緊要であり、特に現下事務的方面の職の少い実情に於ては一層其の必要性を痛感する。例へば会社工場に於ける職員と工員との差別的取扱を一掃し、其の能力に応じたる相互交流を可能ならしむる如き方法を講ずることが望ましい。

(二) 教育制度の改革

(イ) 学校教育と勤労とを結合すること

(一) に述べたことゝも関連するのであるが、我国従来の教育制度は、兎角机上の学門を偏重し、實際の勤労を閑却してゐる爲に、前述の如き事務偏重の知識人を形成することになると共に、社会の現実に疎く勤労の体験、勤労の勸喜を知らずに觀念的抽象的論議に走り易い。

今後に於ける眞の指導者は抽象的理論の学習と共に健全なる勤労を通じての現実の体得及体力の練磨を必要とし、之に加ふるに現在の経済状況とを併せ考慮するとき、従来の教育制度に根本的刷新を加へ、勤労と教育の結合に依る新教育制度を研究樹立することが必要である。

(ロ) 学級定員の制限及学校事務と教職の分離

学級定員を制限して教職員を増加すると共に、学校事務と教職とを分離して国民学校に至る迄専任の事務職員を置き、教職員は教職に専従せしめて教育内容の充実徹底を図ることが必要である。

尚戦時中制限した大学、高専校の文科系統の定員は現在の志願状況と勘案し、学校設備の復旧並びに拡充と相俟つて元の定員数に復帰すべきである。

(三) 総合的調査機関の設置並に各種調査研究機関の整備拡充

我国従来の政治、行政の一大欠陥は、政治、経済、社会、文化の総合的調査機関なく、従つて政治、行政運営の基礎資料たる国力全般に関する科学的統計資料の整備されてゐないことである。そこに独断的、恣意的政治、行政の行はれる所以がある。新しい平和日本、文化日本の建設の基本をなすものは、科学技術の發達、科学的、合理的調査研究の根本的刷新充実であらねばならない。

従つて内閣に、政治、経済、社会文化に亘る一大総調査機関を設置し日本復興の基本計画に必要な資料の整備、基礎的調査研究を行ふことゝし、有能な知識階級を

吸収し、其の知識技能を活用することが必要である。尚此の外に官庁、民間の各種調査研究機関をそれぞれ整備拡充し、内閣の総合調査機関を中心として重複せるものは統合する等相互間の緊密なる連絡協調を図ることが必要である。

(四) 中小工業技術指導所の設置

戦災其の他に因り荒廃せる中小工業の急速なる振興を図ることは、今後に於ける我国経済の構造及現下の経済危機克服の観点よりみるも極めて緊要なることであるので之が専門技術的な指導を加へ、其の復興を促進する爲に、国庫補助の下に全国主要なる中小工業都市に中小工業技術指導所を設置し、之に優秀且熟練せる技術者を配置して、常時又は必要に応じて実地指導又は技術相談を実施せしめることは、技術者の失業救済としても有効なる対策である。

(五) 知識階級専門の職業紹介機関の設置

我国の職業紹介機関は全国主要なる地区に設置されてはゐるが、其の沿革より日用労働者其の他の肉体労働者の紹介斡旋を主たる業務として発達して来たものであり、且其の職員の能力より見るも知識階級の紹介斡旋には不適当な点が多く、事実上依つて見ても知識階級が職業紹介所の利用率は極めて低い。而して大学、専門学校に於ける卒業生の就職斡旋については、主として其の当該学校自身に於て甚だしき努力と時間を費して之に當つてゐるのが現状である。故に全国六大都市に知識階級専門の職業紹介所を設置して之に学識教養の高い職員を配置して、各大学専門学校と緊密なる連絡の下に其の職業の紹介斡旋をなすことは失業対策実施の観点よりも蓋し有益且適切なる施策といはねばならない。而して之には必ず固有の職業指導所と授産施設とを付設することとし、知識階級失業者の職業補導と翻訳、筆耕其他事務補助等の授産を実施すれば其の収むる所は甚大なるものがあると思ふ。

(六) 失業救済応急事業の実施

現在の如く人量の知識階級層失業者が存在し而も之を吸収する産業が再開の進捗せざる現状に於ては、之を一般肉体労働方面にふりむけるとしても当然之には一定の限度があり、且其の体力に於て到底一般肉体労働に適せざる者も相当数存在することとは明かであるので、之等の者に対しては一定の期間を限り国庫の補助の下に失業救済応急事業を実施することが必要である。但し其の場合其の事業種目はあく迄も現在最も緊要なる基礎的必需物資の生産増強を中心として其他日本復興に直接寄与する如きものに限定して実施することが必要であり、且之に依り応急事業に固着せしめざる様に配慮することが肝要である。

『失対二』

昭和二十一年七月九日

〔二一九〕 閣議了解

公共事業実施に関する件

今回の六〇億の公共事業は深刻なる失業問題に対する唯一の施策であり、従つて厚生省としては本公共事業の成否に対し、重大なる関心を持たざるを得ないわけであり、そこで私は本公共事業の実施について、各大臣に次の諸点につき了解を求むる次第であります。

(第一) は公共事業計画の策定についてであります(編注…中略)

(第二) は公共事業の実施地域の問題であります。(編注…中略)

(第三) は使用労働者の問題であります。(編注…中略)

(第四) は公共事業の実施主体の問題であります。(編注…中略)

(第五) に公共事業の使用労働者は、…勤労者に求職の申込をなしたる者…を優先的に使用すること(編注…中略)

(第六) 以上は各省に於て実施される公共事業についての要望を述べましたが、最後に各省の計画的事業の進捗状況よりして速急に吸収されない失業者又は各省の計画的事業を以てしても尚之に吸収されない、いはゞ落ちこぼれた失業者の発生することは必至と考へられるのでありまして之をどうするかといふ問題があるのであります。これら計画事業の網の目から洩れた失業者と雖も苟も勤労の意思を有するものは固よりのこと勤労の意思を有せざる者に対しても、勤労の意欲を昂揚せしめて勤労の機会を与へる措置を講ずることは必要なこととありますので、之に対しては次の二つのことを考へて居る次第であります。

(其の一) は簡易な、いはゞ機動的な公共事業の実施であります。

現に大都市の勤労者に於いては、毎日相当な日雇的労働者のあぶれがみられるのでありまして、勤労者の窓口にはあらはれるその時々の失業状況にとらみ合せて臨機応変に簡易な事業に従事せしめて、これらあぶれ失業者を活用する公共事業の計画を持つことが必要であらうと思はれるのであります。この為に一定の予算を計上して、参りたいと思ふのであります。

(其の二) は職業補導及授産内職施設の拡充であります。

これらの事業は夫々既定予算の下に実施中でありますが、何分その数が少ないのでありまして、現下の膨大なる失業者に対する施設としては、余りにも貧弱といはざる

を得ない実情であります。そこで今回その範囲を拡張しその数を増加し建築工の養成、見帰り物資の生産、その他地方的特産物の生産は勿論のこと広く民需品を中心とする生産的職業補導及授産内職施設を拡充し独り地方国体直営の分のみならず、広く民間の経営をも認め之に対して相当の応援を為して行く積りであります。(第七)(編注…中略)公共事業実施推進本部といふ如き組織を設置して参りたい(編注…中略)。(第八)最後に(編注…中略)凡ゆる方面に於て議会同人等の積極的な協力を期待するものであります。

『失対二』

昭和二十一年七月二二日

〔二一〇〕厚生大臣、労務法制審議委員会に諮問

労務保護法案の起草について

本日は業務ご多忙にも拘らず、御出席頂きまして誠に有難く存じます。本審議会に於きましては、昨年「労働組合法」案を立案審議せられ、その答申に基き「労働組合法」が制定施行されまして、労働組合の急速な結成を見現在活潑な運動が展開されて居る次第であります。又その後引続き、「労働関係の調整に関する法律」案を立案審議され、その答申を得まして、今議会に「労働関係調整法案」を提出し、目下審議中であります。

斯様に、終戦後の新事態に即応すべき労働法制が着々整備充実されつつありますことは、我が国民主主義の復活強化のため誠に意義深く、慶賀に堪へない所でありまして、本審議会に負ふ所洵に絶大なものがありまして、衷心より敬意を表する次第であります。

扱て皆様既に御存知の様に、「労働関係調整法」案に関する本審議会の総会や公聴会、各種の労働組合の会合、新聞等で、「労働者に人たるに値する生活を保障するに足る労働条件を定める法律を制定すべきである」と謂ふ事が、盛に論議され、又目下議会で審議中の憲法改正草案にも、「賃金、就業時間その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定されて居ります。ところで、労働保護に関する既存の法規としては、工場法、鉱業法、労働者災害扶助法、商店法、工業労働者最低年齢法を始めいろいろの法律や規則がありますが、何れも終戦後の新たな情勢には即応しないように思はれます。

政府と致しましては、このやうな事情を考慮に入れて、次の議会に、新憲法附属法の一つとして、「労働保護に関する法律(仮称)」案を提出したい意向でありまして、その立案、審議方を御願ひするために、本日皆様の御参集を煩した次第であります。この法律は申すまでもなく、労働条件の実体をなすものでありますから、その重要性に鑑み、皆様に於かれましては、酷暑の砌り御多用中恐縮ながら、格段の御努力を頂き、なるべく速かに、御答申を得られますやう、希望致す次第であります。尚後程労政局長より本法律案に関係のある若干の点につき御説明致しまして、立案審議の御参考に供することと致して居ります。

『規定』

昭和二十一年九月三日

〔二一一〕閣議決定

公共事業処理要綱

- 一、経済安定本部は国費に依り行はるゝ一切の公共事業の計画及一般的監督の責に任ずる。
- 二、各省が公共事業を実施せんとするときは経済安定本部の認証を受けることを要する。
- 三、前号の認証に当つては経済安定本部は別表の順位表に依り順位を定め適当と認むるときは定められたる予算の範囲内に於て必要と認むる額を認証する。
- 四、第二に依り認証する金額は三ヶ月以内の分とし事業を継続せんとするときは認証後七十日以内に認証を受けたる事業の実施状況報告を添附し更に三ヶ月以内の継続を受けることを要する。

- 五、第二に依り認証を受けたる事業に於ては各省は前項の報告の外事業事業終了後又は会計年度終了後二ヶ月以内に実施状況報告を提出することを要する。
- 六、経済安定本部は既に認証したる期間に於ける事業の実施状況を考慮したる上事業継続に必要と認むる額を認証する。
- 七、経済安定本部に於て認証したる金額は大蔵省所定費目より配付する。
- 八、本規定に依り認証を受けたる事業に於ける労働者の使用に就ては左の条項を遵守す

ることを要する。事業が所管省の監督下にある行政官庁公共団体、公益機関に依りて行はるゝ場合又は補助を受くる者が行ふ場合に於ても所管省は事業者をして左記事項を遵守せしめる責任がある。

- (1) 労働者の雇入は公立の職業紹介機関に依ること。
- (2) 労働者に対する賃金支払額及支払方法は事業の行はるる地方に於ける同様の作業に於て普通行はるる所に依ること。
- (3) 監督者は一定の俸給及事業の成績に依りて支給せらるる賞与の外報酬を受けるときを得ないこと。
- (4) 昭和二十年勅令第五百四十二号「ポツダム宣言」の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基づく就業禁止、退官、退職等に関する件に依り公職に就き得ない者を監督者として使用せざること。
- (5) 事業者は労働者が作業怠慢にして充分の能率を發揚せずと認むるときは何時にても雇入を停止し又は解雇することを得ること。
- (6) 労働者に対する賃金は少くとも月二回作業終了後五日以内に之を支払ひ分類所得税、社会保険料その他法令の定むるものゝ外賃金より差引くことを得ないこと。
- (7) 事業場には賃金簿を備付け労働者毎に支払額を正確に記入しておくこと。
- (8) 労働者には作業の性質に応じ労務加配に関する規定に従ひ特別加配食糧を配給すること。
- (9) 配給物資が正確に直接に労働者に配給せられる様適當なる措置を講ずること。
- (10) 事業場には配給簿を備付け各人毎に配給品の種類及数量を正確に記入すること。
- (11) 賃金簿及配給簿は経済安定本部、所管官庁、関係労働組合又は労働者の要求あるときは何時にても閲覧に供すること。

九、経済安定本部は労働者の雇使、募集、物資配給、労働時間等につき必要なる事項を決定することを得ること。

一〇、公共事業を所管する官庁は各事業毎に経済安定本部の定むる所に従ひ經理に関する詳細な記録を保存し経済安定本部の要求あるときは之を提示することを要する。

政府が補助金にて行ふ公共事業に於ては補助を受けた事業者をして前項の事項を遵守せしめることを要する。

一一、経済安定本部は公共事業の監査を行う。

一二、鉄道特別会計及通信特別会計の資本勘定にて施行する事業計画の実施に付ては前各号を適用する。

(編注…以下略)

『失対二』

昭和二十一年一月一日

(二―一二) 政府発表

失業対策の概要

第一 昭和二十一年十二月三十一日迄に於ける失業者数概要(昭和二十一年八月五日調査)

一 失業者数

本年十二月三十一日迄に直ちに失業対策の対象として考慮すべき失業者の総数は約四、一六〇、〇〇〇人なり。

(編注…以下中略)

第二 失業対策の基本方針

現下の失業対策の根本は膨大なる失業群に対応し能ふ限りの多数の失業者を救済することは勿論のことながら、この救済を単なる救済の為の救済に墮せしめることなく失業者を充分活用し飽く迄必需物資の増産並びに生産の促進に直結する如く措置するにある。即ち

(一) 失業対策の第一段の措置としては石炭、繊維、肥料其の他生活必需物資生産促進の方途を講じ速急に民需産業を振興せしめ、ここに可及的多数の失業者を吸収活用せしむる。

(二) 然し乍ら之を以てしても失業者を全面的に吸収すること困難なる実情に鑑み失業対策の第二段の措置として政府自ら戦災地に於ける復興土地区画整理事業、上下水道の復旧、開拓、道路、河川港湾の改修等の土木工事、森林事業、職業補導及び授産施設、共同作業場の設置、知識階級失業応急の救済事業等を実施する。併して公共事業の実施に当たっては、全国に於ける失業者の地域的分布の状況を勘案し失業者の雇用斡旋上効果的なる地域を優先的に選定し能ふ限り多数の失業者を最も有効に活用する如く措置する。

(三) 尚之等公共事業の実施と併せて進駐軍関係兵舎、住宅、道路等の事業、賠償物件の撤去作業等の実施により失業者を活用する。

(四) 以上民需産業の振興公共事業等の実施により猶活用不可能な、生活困窮者に対しては生活保護法により最低生活を保障する措置を講ずる。

第三 失業対策の構図

失業対策は次の二段階に分ち之を行うこととする。

第一段階 失業者吸収の各種事業の実施

失業者は次に述べるが如き各種事業に能ふる限り吸収活用することとする。

(1) 民需産業の振興

石炭、繊維、肥料、日用品工業、その他中小工業並に商業、土建業、運輸業等の急速なる振興を促進し之に失業者を吸収活用することとする。

(2) 進駐軍住宅、兵舎及道路の建設

進駐軍家族住宅の建設、兵舎建設、進駐軍関係道路の建設に失業者を吸収活用する。

(3) 地方的公共事業の実施

農山漁村の地方に於ては開墾、干拓、土地改良等の農業土木事業、造林及林道、災害防除林道造成事業、漁港施設の整備並に道路、河川、砂防工事等の公共事業を実施する。

(4) 都市に於ける公共事業の実施

都市に於ては戦災地に於ける復興、土地区画整備事業、上下水道の復旧及住宅の建設其の他道路の河川、港湾の改修等の公共事業を実施する。

(5) 簡易なる公共土木事業の実施

前掲の計画的公共事業のみを以てしては失業者を救済し得ない高度の失業ある大都市及失業多数存在する地域に於て謂はゞ落ちこぼれの失業者を救済する為其の時々の失業状況を睨み合わせ路面補修、戦災地取片付け、溝梁、緑地帯の清掃等の簡易なる土木事業を臨機応変に実施する。

(6) 賠償施設の撤去、兵器破壊工事の実施

賠償の実施に伴う賠償指定施設の撤去及各種兵器の破壊工事に失業者を吸収活用する。

(7) 職業補導施設の拡充

海外引揚者、復員軍人又は産業離職者等にして直ちに就業し得ざる者に対し、建築、建具、機械器具修理、手工業、和洋裁等職業補導施設を整備拡充する。

(8) 共同作業施設（授産施設を含む）設置

海外引揚者、復員軍人又は産業離職者等に対し適當なる職場を提供し、生活の安定を期せしむる為、府県又は職業補導協会に於て既存の遊休施設を借受け又は買収し之に所要の設備を施し之等共同作業施設を失業者の共同作業を組合又は事業経営者にして生活必需品其の他適當なる事業を営まんとする者に貸与し利用せし

むると共に授産施設を拡充する。

(9) 知識階級救済応急事業の実施。

知識階級失業者を救済し劣々其の有する知識経験を産業経済の復興促進に寄与せしむる為府県又は適當と認むる民間公益団体に経費を補助し知識階級失業者を使用せしめて、戦災復興、中小商工業振興、その他直接間接の生産に寄与する事務的（統計調査事務を含む）技術的事業に従事せしめる。

第二段階 生活保護の徹底

第二段階の措置としては生活保護の徹底を図り国民の最低生活を保障することである。即ち民需産業の振興、公共事業の実施等に依り尚救済し得ない生活困難者に対しては左に依り社会福祉費三〇億円を以つて之が生活保護の措置を講ずることとする。

(1) 社会福祉費中三億円を庶民金融庫に融資し之を補償として庶民金融庫は約一〇億円の資金を以て生活困難者にして生業を営まんとする者に対し三千円の範圍内に於て生業資金の貸出を行ふ。

(2) 生活困難者にして就労せんとするものに対し生業扶助として一人当たり平均四百円の程度に於て就労助成を行ふ。

(3) 其の他一般的生活保護として一世帯平均月約三百円の生活費を支給するの外、必要に応じ保護収容の施設を整備し之が保護を行ふものとす。

第四 昭和二十一年度内に於ける失業者雇用可能人員数の推定

(1) 民需産業方面に於て新に約一、四一〇、〇〇〇人を雇用可能と推定す。

(編注…中略)

第五 公共事業の実施に伴う労務者配置に関する件

(編注…以下略)

『通信』

昭和二十一年一月七日

(二一一三) 大蔵大臣経済安定費支出補充についての上奏書

職業補導施設費補助

右送付するにつき上奏方取計はれたい

なほ別紙は勅裁済の上返戻せられたい

一 職業補導施設費補助

七九、二〇五、〇〇〇円

失業者に対し適當なる職業補導を加へると共に適當なる職場を提供するため、公共事業として職業補導所並に共同作業施設の整備拡充を図るのに必要とする経費

右の経費を昭和二十一年度経済安定費から支出補充するについて別紙のとほり厚生大臣から請求があり、審査致しましたところ必要と賜りたく臣湛山謹んで上奏致します。

昭和二十一年十一月七日

大蔵大臣 石橋 湛山

(編注・別表は不明)

『デジ』

昭和二十一年一月二日

〔二一四〕閣議決定

公共事業に失業者を優先雇用するの件

公共事業の実施に當つては能う限り多数の失業者を活用すること。したがつて工事の受益者たる地元農民等が工事に就労を希望する場合にあつても、失業者が雇用を希望している場合には、これ等の者を優先して使用すること。

閣議決定説明案要旨 (厚生大臣)

公共事業については去る九月三日の閣議決定に基いて、第三、四半期分の認証を新規要求以外は全部完了し、目下全国的にこれが実施を進めている次第であります。ある地方に於ては工事の受益者たる地元農民等が工事に就労を希望するため、稍もすれば失業者が就労の機会を得られない場合もあります。

然し、今回の公共事業は現下の深刻なる失業問題に対処する重要な失業対策の一として実施されるのでありますから、事業の実施にあつては能う限り多数の失業者を活用することとし、これ等を優先雇用することにより失業救済の実効を挙げることに致したいのであります。

之がため事業によっては収容施設の設備をなし、失業者の吸収を図る等の必要もあり、又、賃銀も地元農民を使用する場合に比し高額を要する等に因り事業費の増額を来し、所期の事業量の減少となることがありましても已むを得ないと思ひます。

『年鑑』

昭和二十二年三月四日

〔二一五〕厚生大臣説明

労働基準法に関する国会(衆議院)説明

只今議題となりました「労働基準法案」の提案理由を説明致します。

終戦以来労働組合法と労働関係調整法の制定によりわが国の労働法制は漸次整備されて来たのであります。これ等の労働法制は、労働条件の決定を公正ならしめる為如何なる方法をとるか的手段を規定するものでありまして、未だ労働条件その物の実体を規定する法律は制定されていなかったのであります。工場法、商店法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年齢法等の従来の労働保護法は、特定の労働者を対象とし、特定の事項について断片的に労働条件の内容を規定しておりますが、そのねらいは女子及び年少者の保護或いは産業災害の犠牲者に対する生活の扶助ということが目的でありまして、全面的に労働条件の基準を定めることを目的とした法律ではないのであります。

新憲法は、その第二十七条第二項において、「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」と規定しております。凡そ契約の自由が絶対の原則であると前提すれば、労働条件の決定は、団体協約によると個人契約によるとの別なく、労働関係の当事者の自由によらるべきでありまして、その関係は労働組合法と労働関係調整法の規定する方法と範囲内においては専ら力の問題として解決されることになるのであります。新憲法は労働条件についてはかかる契約自由の原則を修正し、法律が労働条件について一定の基準を設くべきことを義務づけて居るのであります。御承知の如く近時における労働不安につきましては、その原因は一にして止まらないのであります。若し労働条件が労働者の最低生活を保障するに足るのであるならば、かかる労働不安の原因を解消するに貢献する所少なからざるものと断定されるのであります。

政府は、諸般の情勢と新憲法の趣旨に鑑み、ここに労働基準法案を作成し本議公に提出することとなつたのであります。

この法案の作成に当り特に政府が考慮した事項の第一点は、労働条件の決定に関する基本原則の闡明という点であります。既に労働条件について契約自由の原則を修正し国家が基準を決定する以上、その基本原則が定めらるべきは当然であります。これを法律に闡明することにより労使双方にとつてそい赴くべきところを示さんとするものであります。本法案第一条に労働条件の原則として「労働条件は、労働者が人

たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものたることを規定し、以下労働憲章的な規定を設けたのはかかる趣旨に基くものであります。

第二点は、労働関係に残存する封建的遺制の一扫ということであり、労働契約締結の結果として労働者、使用者の間において使用従属という特別関係が設定されるのは当然のことではありますが、かかる特別関係はややもすれば労働関係の当事者間に身分的な拘束関係を惹起し易いのであります。所謂強制労働に類するが如き極端な事例は暫く措くとするも長期労働契約、前借金、強制貯蓄、寄宿舎制度等の所産として現存しつつある封建的な遺制は労働条件の基準設定に当って蔽にこれを一扫すべしと考へるのであります。

第三点は、一九一九年以来の国際労働会議で最低基準として採択され、今日広くわが国においても理解されている八時間労働制、週休制、年次有給休暇制の如き基本的な制度を一応の基準として、この法律の最低労働条件を定めたこととあります。

戦後わが国の労働条件が他の文明国に劣っていたことは国際的にも顕著なものであります。敗戦の結果荒廢に帰せるわが国の産業は、その負担力において著るしく弱体化していることは否めないものであります。政府としては尚日本再建の重要な役割を担当する労働者に対して国際的に是認されている基本的な労働条件を保障し、以て労働者の心からなる協力を期待することが、日本の産業復興と国際社会への復帰を促進する所以であると信ずるのであります。

今日の労働情勢は誠に憂うべきものがあります。今日までの政府の施策の必ずしも充分でないものがあつたことも率直に認めねばならぬが何分敗戦国の国情として万事意の如く参らぬ客觀的事態に在ることも事実である。又一方思想の轉換期において労働者とその権利の主張に急にして義務と責任を怠り、規律と自覚とに欠けるところがあつたという事実も否定する訳には行かぬのであります。しかし一切の過去をして過去たらしめよ。今回の労働基準法制定を機とし労働者も、経営者も、はた又一般国民も心機一転御互に兄弟として手を携えて日本再建の為、民族の平和的發展の為、立ち上らんことを希望して止まぬのであります。

以上の如き理由と考慮に基づいて政府は労働基準法案を本議院に提案した次第であります。同卒御審議の上御協賛あらんことを希望致します。

昭和二年三月十七日

〔二一六〕厚生大臣説明

労働基準法に関する国会（衆議院委員会）説明

労働基準法案の概要について説明致します。

本法案は労働条件の最低基準を定める法律であります。憲法第二七条の趣旨並に現下の労働情勢に鑑み、労働者の基本的権利と目すべき最低労働条件を法律で規定することは我国の再建にとつて必要欠くべからざる所であります。本法案はかかる要請に基いて提出されて居るのであります。その規定するところの概要は次の通りであります。

（編注…中略）

第七章は技能者の養成に関する規定であります。従来徒弟制度は我が国に於ける劣悪労働の一事例とされて居るのであります。ここには其の弊害を除去すると共に労働の過程に於て技能者を養成する特殊の必要がある場合には技能者養成委員会に諮つて特別の規程を作りこの規程に於て技能者養成の爲の必要と、この法律の最低基準との調整を図ることと致しました。而してこの規程によつて技能者たらんとする者を使用する場合には行政庁の認可を要することとして、産業の必要を充足すると共に弊害の防止に遺憾なからんことを期したのであります。

（編注…後略）

『行政二』

昭和二年三月二十七日

〔二一七〕貴族院労働基準法希望条件

希望条件

一、本法の施行期日を定めるに當つては経済労働の実情、特に本法運営のため多くの準備施設を要すべき事情に鑑み十分の余裕を存するようとくと考慮すること。
二、本法施行のための命令規則の制定に當つては経済労働に知識経験のある委員に諮問して行ふこと。

三、本法の運営に當つては徒に取締り乃至罰を旨とすることなく、指導斡旋につとめ、且つこの方針を行政の末端に徹底せしめること。

四、本法の施行と併行して社会保険及び公的医療機関の整備充実をはかること。

『行政二』

昭和二十二年六月一日
〔二一八〕政府発表

経済緊急対策

積極的失業対策

- 1 公共職業安定所の効率的運営
- 2 職業補導施設の拡充強化
- 3 輸出産業その他民需産業の振興による雇用量の拡大強化
- 4 公共事業への失業者の吸収
消極的失業対策
- 5 失業保険制度及び失業者手当制度の創設

『年鑑』

昭和二十二年六月一六日

〔二一九〕労働省設置準備委員会（第二回）了解

労働省設置要領

政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て産業の興隆と民生の安定に寄与するために、左の要領により労働省を設置するものとする。

一 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働条件及び労働者の保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を所掌すること。

二 労働省の部局及びその所掌事務は、概ね左の通りとすること。

労働局

- 一 労働組合に関する事項
- 二 労働委員会に関する事項
- 三 労働争議調停その他労働関係の調整に関する事項
- 四 労働協約に関する事項
- 五 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの

労働基準局

- 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項

二 産業安全及び労働者災害補償に関する事項

三 労働衛生に関する事項

四 労働能率の増進に関する事項

五 労働者の福利厚生に関する事項

六 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項

七 その他労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの
婦人少年局

一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する事項

二 婦人及び年少労働者の労働条件及び保護に関する事項

三 児童の使用禁止に関する事項

四 労働者の家族問題に関する事項

五 家族労働問題及び家事使用人に関する事項

六 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項

職業安定局

一 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関する事項

二 失業対策に関する事項

三 その他職業に関する事項

労働統計調査局

一 労働組合、労働争議その他労働関係に関する定期統計及び刊行に関する事項

二 労働条件に関する定期統計及び刊行に関する事項

三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行に関する事項

四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行に関する事項

五 職業に関する定期統計及び刊行に関する事項

六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行に関する事項

七 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済的問題に関する調査及び刊行に関する事項

三 労働省の省務に参与させるために参与を、専門の事項を調査させるために専門の委員を置くことができるものとする。

四 工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめるため、労働省に産業安全研究所を置くこと。

五 船員の労働に関する重要事項について労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に労働省及び運輸省の関係官をもって組織する船員労働連絡会議を置くこと。

(備考)

労働省設置は第一回国会に法律案を提出して之を行うものとする。

『行政二』

昭和二年七月二十九日

〔二二一〇〕厚生省職業安定局

(経済緊急対策に関する具体的方策)

職業補導施設の拡充に関する事項(案)

第一 方針

一、経済緊急対策の一環として職業補導事業の拡充発展を図り失業者の就職促進を推進する。

二、補導人員の対象としては引揚者今時食糧取締の強化に伴う女子失業者及び企業整備に伴ふ失業者の職業転換の補導に重点を置くの外戦争中殆ど技能訓練の機会を得ざりし青少年失業者未就職者を考慮する。

第二 要領

一、補導事業の拡大

(1) 人員

公共職業安定所に於ける年間求人総数約二百五十万に對し紹介数約百万人の現状なるに鑑み、未充足需要百三十万の一割十五万人程度は技術補導を為せば当然充足し得るものと看做し、これに企業整備等による男女失業者中約□万人を吸収し、合せて新に年間二十万人に對して補導を行ふを要する。

(2) 種別と分類

(一) 補導所の種別並びにその分布に當っては地方産業の特殊性、失業者の実情及び通勤の便等を勘案し広く全国的に補導所網を張る。

(二) 補導所を概ね左の三つの型に分け地方の実情に應じて配置する。

① 総合補導所

都道府県の中心的施設として原則として宿泊施設を付設する。

全国に約四〇ヶ所(定員三百―百人)を設け補導期間は原則として一年以上とする。本施設に併せて研究施設を付設すると共に指導員の再教育を行ふこととする。

Ⓓ 長期補導所

定員五〇名期間一年とし各安定所毎に一ヶ所を標準として全国に概ね五百ヶ所とする。

Ⓔ 短期補導所

定員五〇名短期養成を目的とし、期間は三ヶ月乃至六ヶ月とするも労働市場の変化に即応してパートタイム制、夜間制をも考慮する。

深く地域的特殊性を考慮して委託制度を採用し、或は独立に又は他の補導所と組合せて適正なる配置を全国に千五百ヶ所を設ける。

(3) 職種

(一) 産業状況の推移に適應する職種を選定する。

(二) 輸出産業並に地方特殊産業の復興に重点を置く。

(三) 独立自営業を為し得る□き職種を選ぶ

(四) 中小商工業の如き組織の後継者養成方法を持たない業種を考慮する。

(五) 企業整備及び料飲食店廃止による離職者に対する互換職種を考慮する。

(六) 繊維石炭産業等募集方法の変更に伴ひ供給不足なる職種を考慮する。

二、内容の充実

(1) 補導手当の給与

補導期間内失業手当又は補導手当を支給する。

(2) 資材の確保

指導員の確保

(3) 指導員の確保
指導員の重要性に鑑み、その資格の向上を図り、再教育を実施すると共にその身分を確立する措置を講ずる。

(4) 補導教程

職業別に時間数その他教課基準を定め、必要な教材を作成配置する。

(5) 随時入所

教程を科目単位として編成し随時入所可能な様措置する。

(6) 補導修了者の格付制度の実施

修了者の検定制度を定め格付を実施して本事業の社会的生産的位置を確立す

る。

(7) 需要口委員会の設立

補導内容の改善求人条件の協定等を結ぶ

三、その他

(1) 普及宣伝

職業補導事業の周知を図り之を通じて技能に依る産業再建の意欲の昂揚を為す。

① 常設即売所（即売、作品展示を含む）の設置

② 定期的製品展示（即売）会の開催

③ 巡回実演巡回指導講演等の実施

(2) 補導援護

(一) 就業に必要な道具、及支度金貸与の制度を設ける

(二) 補導所と共同作業所との関連及び系統化を明確ならしめる

(附) 共同作業施設の拡充に関する事項

経済緊急対策第一ノ七（料理店、飲食店等の営業停止）及び第五ノ四（企業の配置転換）第六ノ三（産業振興、公共事業による失業者吸収）の実施に際し、共同作業施設を増設する。

(一) 熟練失業者に対する大共同作業施設

筋肉労働を主とする公共事業に不適當な熟練技能者については組合組織による共同作業施設約二百ヶ所増設する。

(二) 女子、傷痍者等に対する小共同作業施設

傷痍者、料理店、飲食店、従業者其他通常の雇用関係に入り難いもの其他適當なるものに対しては、小規模の共同作業場千ヶ所増設する。

(附表)

種目別補導計画一覧表

鉱山関係	二〇、〇〇〇人
建築木工関係	四〇、〇〇〇人
織維関係	三〇、〇〇〇人
手工業（含和洋裁）	三〇、〇〇〇人
自営業	一五、〇〇〇人
電気器具其他（精密機械）	二〇、〇〇〇人

車両其他産業機械

窯業

食料品関係

事務

計

二〇、〇〇〇人
五、〇〇〇人
五、〇〇〇人
二〇、〇〇〇人
二〇、〇〇〇人
計 二〇〇、〇〇〇人

経済緊急対策に基く職業補導施設等予算案

一 職業補導所

1、四〇ヶ所分（府県庁所在地に置く一ヶ所

計三〇〇人―一〇〇人平均二〇〇人）

一ヶ所当

初度調便費 三〇〇、〇〇〇円

經常費 七〇〇、〇〇〇円

計 一、〇〇〇、〇〇〇円

合計 四〇、〇〇〇、〇〇〇円

2、五〇〇ヶ所分（職業安定所所在地に置く

一ヶ所五〇人平均）

一ヶ所当

初度調便費 一五〇、〇〇〇円

經常費 三五〇、〇〇〇円

計 五〇〇、〇〇〇円

合計 二五〇、〇〇〇、〇〇〇円

3、一五〇〇ヶ所分（1、2以外の場所に置く

一ヶ所五〇人―一三〇人平均四〇人）

一ヶ所当

初度調便費 一〇〇、〇〇〇円

經常費 二〇〇、〇〇〇円

計 三〇〇、〇〇〇円

合計 四五〇、〇〇〇、〇〇〇円

右の合計金額 七四〇、〇〇〇、〇〇〇円

二、失業手当

一人当月 七〇〇円 年 八、四〇〇円
 二、四半期以降九ヶ月分 六、三〇〇円
 右の 人分 一、二六〇、〇〇〇、〇〇〇円

三、共同作業施設

1、大共同作業施設 二〇〇ヶ所新設

一ヶ所当 五〇〇、〇〇〇円

計 一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円

2、小共同作業施設 一、〇〇〇ヶ所新設

一ヶ所当 五〇、〇〇〇円

新設費補助 一〇〇、〇〇〇円

經常費補助 一五〇、〇〇〇円

計 一五〇、〇〇〇円

合計 二五〇、〇〇〇、〇〇〇円

1、2の計 二五〇、〇〇〇、〇〇〇円

予算要求総額 二、二五〇、〇〇〇、〇〇〇円

(編注：厚生労働省図書館所蔵)

昭和二十二年七月(日不詳)

(二―二二) 職業教育並びに職業指導委員会意見具申

各種工業に於ける見習い工教育計画基準案(意見具申)

意見具申

本委員会に於ては本年初頭以来職業教育並びに職業指導の問題に関し各方面に亘つて研究審議致して居りますが差当つて左記の問題に就いて別紙の通り成案を得ました。我が国現下の諸情勢から観てこの問題は産業復興再建の基盤として極めて重要な事項と信じますので篤くと御検討の上実際施設に採択具現下さるよう本委員会の総意として具申致します。

各種工業に於ける見習工教育計画基準案

工場事業場に於ける職業教育の範囲は極めて広般で、その実施について問題となる事

項は多々あるが、本案では刻下特に重要度を加えつゝある中堅多能工の見習の教育に重点を置いた。

1 教育の目標

職業教育の内容としては左の三項を適当に包含せしめること。

イ 技術教育 技術水準の向上と勤労意欲の昂揚

ロ 社会教育 社会常識の涵養と勤労文化の振興

ハ 労働教育 労働問題の認識と労働者自覚の促進

2 教育の方針

イ 教育の計画並びに実施に関し労資協力の体制を確立すること。

ロ 学校式教育を避けなるべく現場中心の教育を実施すること。

ハ 画一的な天下り教育の弊を打破し、自主性、特殊性、創造性を尊重すること。

ニ 勤労と学習を両立せしめるためなるべくパートタイムの制度を採用すること。

ホ 個性を尊重し、その特性を啓培伸張せしめること。

ヘ 自学自習の習慣を涵養し、生活指導、安全、保健に留意すること。

ト 六三三四制との関連を考慮し、また委託教育、学校教育通信教育等をも利用すること。

3 教育施設経営の主体

イ 単独の事業主

ロ 中小事業主の共同体

ハ 事業主又は事業主紹介と学校との共同体

ニ 事業主と労働組合との共同体

従来イに重点が置かれたが、今後の日本の産業動向に鑑み、特にロ、ハ、ニに考慮を

払ひ、その指導助成奨励に留意すべきこと。

4 教育の対象

イ 多能工又は基幹的熟練工

長期間、広範囲に亘る組織的技能訓練を要し、且つその徳性教養に於いて中堅工

たるに値いする技能者

職種により差異あれども概して三年内外の訓練を要す。

ロ 単能工、分業工又は半熟練工

特定の職種に対する一応の経験を有する技能者

数ヶ月乃至一ヶ年の訓練を以つて足る。

従来両者の間に屢々混同を来たし、養成の目標が必ずしも明確でなかつたのに鑑み、

主力をイに置き口の訓練課程を通じて選抜教育するものとす。

5 対象となる工業

イ 一般機械的諸工業

ロ 精密機械工業

ハ 一般手工業

ニ 工芸的手工業

従来競争目的を主眼とせるイに重点が置かれたが、今後は資源関係、貿易関係及び我が産業の特色等により従来比較的顧みられざりしロハニに見習工教育の重点を置くものとす。

6 職能資格の附与

イ 各職種に応じて定められた訓練期間を修了した多能工に対しては、試験の結果職能資格を附与するものとす。

ロ 試験は実技並びに関係学科について行ひ、本人の素行並びに一般教養をも併せ考查すべきものとす。

ハ 試験は別項に掲ぐる委員によつて行はるるものとす。

ニ 職能試験合格者は、国、公共団体又は産業団体の定むる職能資格簿に登録さるるものとす。

ホ 本資格取得者は其の経済的並びに社会的地位に於て新制高等学校卒業者と同等又はそれ以上の待遇を受けしむるものとす。

7 新制高等学校との関係

見習工教育の形態には、A学習実習共に工場直営のもの。B学習は公私立学校、実習は工場に於て分担するもりとあり夫々実情に応じ特色を活かすことによつて効果的な教育が行はるべきであり、強いて之を新制高等学校の型にはめる要はないが、若しその型式を採用するを適切とする場合には、特に左の点につき考慮が払はるべきである。

イ 学習年限、設置学科、授業時間、教材、教師の任用、教育方法その他については、事業の特殊性に鑑み、経営者の自主創意を尊重し、画一的取扱をさくること。

ロ 職能資格取得と学校の修業年限、卒業資格とを併行せしめること。

8 教育の方式

イ 大工場の場合

A 教育委員会

労資双方の委員より成る工場教育委員会を常置し、事業場内に於ける教育方針、教育計画、資格試験、教育予算、教育設備、教材の整備、教育担任者の銓衡並に教育実施状況の監査に当らしめること。

B 教育課

工場内に教育課を特設し、従業員に対する教育の実施、教育施設の管理に当らしめること。

C 指導員

指導員の待遇を改善し、身分を向上し、職員、工員、組合中より広く人材を求めること。

指導者の資質を向上するため大学、ティーチャースコース、指導員講習会等の

教育的機会を与へ、正規の職業教員資格を備へしめること。

ロ 中小工場の場合

同業関係事業主を中心とし、これに労働組合、官公庁関係者その他を以つて構成する「教育委員会」を設置する。

「教育委員会」の機能は左の如し。

A 同業関係見習工教育計画の作成

B 本教育に関する重要事項の審議

C 本教育に関する自治的監督並びに奨励援助

D 学校と工場との連絡

E 職能資格試験の施行並に証書の発行

9 法制及び行政的措施

イ 見習工教育については合理的にして完全なる単行の新徒弟法の制定を目的とし、暫定的には教育基本法、学校教育法、労働基準法、労働組合法等の中に於て、またその関連に於て教育の徹底を期すること。

ロ 本教育実施については、中央並に地方官民より成る職業教育委員会を置き、その監督指導に当らしむること。

10 優秀技能者表彰制度

技能に対する一般の関心を高め、見習工の誇を増すため国家又は団体に於て優秀技能者表彰の方途を講ずること。

11 実施につき一般的に考慮を要すべきこと。

イ 教育責任者及び代理者

見習工教育の成果はその責任者及び代理者の人物、熱意の如何にかゝることが多いので、その資格を教育委員会に於て審査すること。

ロ 保護及び教育の徹底

見習工保護関係の法規を遵守するのみならず積極的にその養護教育についての方途を講ぜしむること（例へば見習工員数、労働時間、作業、賃金、保健、生活指導等につき）

ハ 職業科担任教師の資格

職業科担任教師は実地経験を不可欠とすること。

ニ 実習訓練順序

実習訓練順序はイ基礎訓練（入職訓練を含む）、ロ単能訓練、ハ総合訓練の順序を以つてす。

但し単能工についてはイ及びロを以つて足る。

ホ 職場の構成及び実習指導者の配置

職場を教育的に構成し、実習指導者を教育的目的に合致するより合理的に配置すること。

ヘ 連絡指導者

工場と学校との協同によつて教育する場合には、連絡指導者の活動を重視し、綿密なる計画による協同を図ること。

ト 作業教範の作成

各職種別に実習指導の手引書を作り、訓練に介理性を与へ且つその速成を期すること。

12 手工業につき特に考慮を要すべきこと。

イ 国、公共団体、同業組合等による手工業的職業学校の設置の気運を醸成すること。

ロ 職業補導所、工芸指導所、産業博物館、公民館その他社会教育施設との緊密なる

連絡提携を図ること。

ハ 各種職能の秘伝を公開して之を科学的基礎の上に立脚せしめて技能指導に資せしめること。

ニ 特殊技能に対する奨励保存のため、実習教材、指導者の保護その他教育上の便宜を与ふること。

工場教育施設

備考	計画	工場教育施設				
		入職訓練 1ヶ月内外	単能工養成 1ヶ年内外			
	連日制 フルタイム	1 技術教育	技術学初歩 職種別基本実習 40—50% (現場ニ於ケル教育的指導)	中堅工養成 3—5年	職長養成 6ヶ月内外	
		2 社会教育	公民常識 公民教育 勤労文化 社会法規	専門学科 専門実習 (実験室又ハ教育工場ニ於テ実施スルコト) 公民教育 社会政治問題	管理技術 作業研究 技術指導法	
		3 労働教育	就業規則 労働組合ノ概況 工員心得	労働法規 労働運動 職業衛生及安全	組合ノ運営ニ 関スル事項 労働問題研究	経済政策 社会政策 産業事情
		4 生活指導	生活科学・勤労文化・スポーツ・社会問題研究・其ノ他	組合ノ企画及ビ行政		
備考	就業準備 職場見学 職場配置 組合加入手続き	学級編成	集同指導	研究協議会・視察見学		

昭和二十二年八月一五日

〔二一—二二〕厚生大臣国会提案理由

職業安定法案説明

職業安定法案を審議せられるにあたり、本法案の提案理由を御説明申し上げます。

終戦以来、職業行政においても大きな転換を致して参りました。終戦迄の職業行政は、一言にして申せば、労務の動員配置を目的として行なわれたのでありまして、現行職業紹介法も亦この精神によつて一貫せられていたものであります。しかし職業行政本来の目的は、国民に対して奉仕することであり、特に憲法の改正をみて基本的人権の尊重が確立せられた今日におきましては、従来の労務の統制配置を目的とした現行の職業紹介法を廃止して、あらたに新憲法の精神に則る法律を制定する必要があるためでありまして、本法案制定の主旨もここにあるのであります。

本法案の目的とするところは、その第一条に明かな如く、公共職業安定所その他の職業安定機関が、憲法第二十二條の職業選択の自由の趣旨を尊重しつつ、各人の有する能力に適當な職業に就く機会を与えることによつて産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに、經濟の興隆に寄与することにあるのであります。

思うに、再建途上にあるわが国において我々の先ず努むべきところは、国民のもつその豊富な労働力を有効に發揮することでありまして、国家再建に必要な産業労働力を充足し、各人についてその職業の安定を得させるとともに、国家の經濟を興隆せしめることが、現下最も喫緊を要するところであり、本法案制定の趣旨とするところも亦右の目的を実現することに存するのであります。

本来職業行政は、全国に亘る労働力の需要供給による人の流れを基調として行われべき性質を有するものでありますから、ここに他の一般行政とは異なる行政組織及び人事の取扱ひが必要となつてくるのであります。先ず組織の方面について申し上げますと、職業行政の組織は、全国に亘る労働力の需要供給の適正な調整を図るために、中央から第一線機関に至るまで全国を一貫した系統で運営することを理想とするのであります。一方地方自治の本旨を尊重し、都道府県知事に対し、公共職業安定所の業務の指揮監督を掌らしめることとしたのであります。しかしこれに伴い、都道府県知事がこの法律の規定によつてその行ふべき職務に違反した場合においては、労働大臣は、当該都道府県知事に是正命令を發し、当該都道府県知事が是正命令に従わないときは、労働大臣は更に高等裁判所に向つて是正命令を請求して、代執行を行い得ることと定めたのであります。かかる規定を設けた所以のものは、裁判所の介在によ

つて本法案の目的を確實且つ迅速に遂行しようとするものに外ならないのであります。次に職業行政に従事する職員の人事につきましては、職業行政の特異性に鑑み、全国の職業安定機関を通じて安んじてこの道に精進し得るような措置を講じた。

先程も申し述べましたように、職業行政は、全国的の人の流れを基調として行われべきものでありますから、労働大臣が、労働力の需要供給の状況に応じ、二以上の都道府県に亘る業務の連絡に当らせるため又は都道府県の職員に対する技術指導を行うために必要があると認めるときは、重要産業地区に本省の出張所として職業安定事務所を設置することができるとしました。又職業行政の民主的運営を図るために、公共職業安定所の業務の補助として、市町村との連絡にあたるべき連絡員を設けるとともに、中央、都道府県及び特別地区に、労働者、雇用主、及び公益を代表する者で組織する職業安定委員会を設置し、必要があるときは地区にもこれを設置することができることとし、以て公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項を審議させることと致しました。

公共職業安定所の行う職業紹介に関しては、求人求職の申込の取扱、紹介の原則、爭議行為に対する不介入等について規定し、職業指導については、その原則及び職業の適性検査の実施に関し規定を設け、又職業補導につきましては、都道府県知事が主体となつてこれを行なうことを原則と定めた外、都道府県知事に対する労働大臣の援助の義務について規定を設けてあります。

次に政府以外のものを行う職業紹介事業、労働者の募集につきましては、現行法ではその規定は多く命令に委任しておりますが、その国家統制の建前から、或いはこれを禁止し、あるいは嚴重な制限を加えているのであります。本法案におきましては、新憲法の趣旨に則り、できるだけ個人活動の自由を尊重し、弊害のない限りひろく職業紹介事業、労働者の募集活動を認めるとともに、弊害あるものに対しては、従来に比して罰則を強化したのであります。これは労働者の保護を図らうとする趣旨に外ならないのであります。同様の趣旨によつて、本法案は他人の勤労の上に存立する労働者供給事業を禁止しようとするものであります。即ち本法案の規定によつて認められる労働組合法による労働組合が労働大臣の許可を受けて行ふもの外、従来多く行われてきた労働者供給事業は、中間搾取を行い、労働者に不当な圧迫を加える例が少くないのに鑑み、労働の民主化の精神から全面的にこれを禁止しようとするものであります。

本法案の規定に違反した者に対する罰則につきましては、労働者に対する保護の見

地から検討を加え、必要な者については体刑を科するとともに、違反行為をした者が法人又は人のために行爲した代理人、使用人等である場合においても、その軽過失及び重過失の場合について罰則を設けてあります。

最後に、本法案の規定によつて禁止される有料、営利の職業紹介事業及び労働者供給事業については、附則において三箇月の猶予期間を置くことと致しました。

右の説明で明らかのように、職業安定法案の全体を通じてその骨子をなす精神は、憲法の趣旨に則り、個人の基本権を尊重し、労働者の保護を図ることによつて、現在の情勢に即応した労働の民主化を促進しようとするところにあるのであります。

以上職業安定法案制定の趣旨及びその内容の大綱について御説明申し上げたのであります。何卒御審議の上可決あらんことをお願い申し上げます。 『安定』

昭和二十三年二月二十八日

〔三一二三〕 教育刷新委員会第一三回建議

労働者に対する社会教育について

労働者に対する社会教育について(第五八回総会採択)労働者に対する社会教育の実施に際し、特に左の諸点が要望せられる。

一 労働者に対する社会教育としては、労働問題並びに労働関係諸法規に関する理解の促進と職業的知識及び技術的熟練の修得と、更に社会的、文化的教養を高め人格の陶冶を期する教育とを有機的総合的に実施すること。

二 その実施に際しては、一定のイデオロギーに囚われず、広く客観的、歴史的事実を資料として、社会思想一般に関する公正な理解と、社会問題に対する自主的科学的判断の習慣を養うようつとめること。

三 労働者のための技能者養成所、見習工教習所、組合学校等の教育施設に対しても、前記の趣旨の普及及び徹底を図ること。

右の場合、教育の機会均等の趣旨に基き、高等学校、更に大学へ進みうるために、単位制クレディットを与える措置を講ずること。

四 この種の教育においては、労働組合の自発性を尊重して、その積極的参加を求め経営者ならびに学校図書館、公民館その他の公共施設は、これに協力する体制をとり、国及び地方はこれに対し必要なあつせんと援助を与えること。

五 文部、労働両者は相互の了解を進め、労働者教育における所管事務の限界を明らかにし、それぞれ責任において、担当分野の教育を遂行するのみならず、

具体的に協力事項を定めて両省はもとより、地方関係部局においても積極的に相互協力をなし得る方法と組織を設けること。

これ等協力の妨げとなる予算経理その他制度上の不備については、これが改善につとめ運用を適切ならしめること。 『近代』

昭和二十三年五月一四日

〔二一二四〕 閣議決定

国際労働機関への復帰について

我国における労働条件その他の労働問題の取扱について社会的正義を基礎として世界の文明諸国家と提携し、相互の諒解を深め、これと同一歩調を保持し、平和的且つ文化的国家に値する労働者の処遇の適正化を図るため、講和条約締結前ではあるが、速かに国際労働機関への復帰を希望し、これが実現のため、先ず労資双方と内協議を開始すること。

備考

労資双方の意見を纏めた上は連合国最高司令部に対し本件の実現に関し援助方懇請するものとする。 『行政二』

昭和二十三年五月二五日

〔二一二五〕 閣議決定

国際労働機関への復帰について

国際労働機関への復帰については、さきに「これが実現のため労資双方と、内協議を開始す」べき旨を閣議において決定したが、その後労資双方と内協議の結果は今日迄のところ

(イ) 使用者側(日経連及び日商)は全面賛成

(ロ) 労働者側(概ね組合員数五万以上の全国的組合)は今日迄のところ、既に参加賛成又は賛成見込確実なるもの約六五%であり、すなわちわが国労資の大勢は参加を希望すると認められるにつき、速かに連合国軍最高司令部に対し、本件の実現に関し、援助方懇請する等所要の手續を講ずること。 『閣議』

昭和二十三年一〇月二十八日

〔二二二六〕日本経営者団体連盟「第一回日経連失業対策意見」

生産的職場開発による雇用拡大並びに技能再訓練等による失業緩和の方策

第一回失業対策委員会

委員長 河 田

インフレーションの克服、外資導入、国際経済加入に対処するために企業経営は整理、合理化されねばならないが、この整理、合理化は不可避免的に失業を齎らす。したがって、企業経営の合理化を日本経済の現段階に即して合理的かつ実際的に実施するためには、慎重な考究を必要とする。企業経営の整理、合理化は日本経済の再建のために絶対に必要であるが、しかし過小生産の現段階では当面これを機械的全面的に行うことは妥当ではないであろう。それは過小生産の緩和その他の合理化を実施せしめ得る外的条件の進展と呼応しながら、漸進的に行われることが望ましいのであって、現段階では明瞭に過剰な設備、明らかに不健全な企業がその対策の中心になるべきであろう。他方、基幹産業であつて、近い将来生産を増大し得る展望のあるものについては、現在の過小操業の下における整理はこれを避け、近く合理化を行い得る条件の生じた際にたゞちにこれを実行することの出来る準備をとゞえておくことが望ましい。当面の経済整理、合理化は右のような方針の下に漸次的に行われねばならぬのであるが、しかし、この場合においてもなお、相当の失業発生は不可避である。

この失業対策はもとより国家的施設にまたねばならない面もあるが、しかし政府による直接の失業対策は主として失業救済乃至土木口治水等の公共事業等による社会政策的対策である。しかるに、現下の過小生産の下における失業対策は社会政策的対策のみならず、生産政策的な対策がとくに必要である。ところで、この生産政策的な対策は、政府のこれに対する能力に限界があるのであって、企業経営者をまたねばその効果をおさめ得ないものである。企業経営者は企業経営の合理化を遂行する責務があると同時に、失業を生産的に解決する社会的責任と能力を有する。

一般的には企業経営者による生産の拡大、新企業の創設は結果として雇用の機会を増大し、それだけ失業者を吸収することになる。しかしながら、企業経営者はさらにすゝんで、生産的な失業対策を目的としてその推進的な担手となり、失業を生産的に防止乃至解決することが、現下の過小生産下においてとくに必要である。

そのためには、以下の如き(1)新職場の発見による雇用機会の拡大、(2)待機訓練、技能養成、技術移民の送出等による失業緩和、(3)一般失業者の職業補導等

の方策がとらるべきである。

これらの方策だけで、現下の失業問題を全面的に解決することが出来るわけでは勿論ないけれども、政府の施策と相まって、失業問題を生産的に打開する点に重要な寄与をなし得るものと信ずる次第である。

第一、生産的職場開発による雇用機会の拡大

(1) 経営者の創意により未利用資源の活用その他企業の可能条件を開拓発見し、新事業を開発し、その新職場に対しては、合理化によつて生ずる過剰人員を経営技能者を中心として団体的組織的に吸収せしめる。過小生産下の経済計画の下においても計画と実際との齟齬、非計画分野の存在、計画の不均衡によつて、物的並に資本的条件においてなお動員し得る余地は相当にあると考えられる。他方、企業的可能条件は現下の供給不足の下では大であり、かつ戦後のあらたに生じた分野もある。したがって、新職場の開発は、これを促進する条件さえあたられば相当に可能である。この新職場の開発を、直接失業対策の一環として織り込み、公共事業には動員出来ないところの都市失業者、とくに職員層の失業者を吸収せしめる。この場合、経営技能者を中心に団体的組織的に行うことが必要である。しかし、この新事業が成立し得るためには親会社が種々の積極的援助をあたえることが必要であつて、子会社、下請工場の形態をとることが実際的である。

以上の方式を実現するためには左の措置がとられねばならない。

- ① 独占禁止法その他の法的障害が存在するから、その法的障害を早急に除去する措置が必要である。
- ② 資材割当計画、資金計画に右の新事業団のためのものを織り込む。
- ③ 金融機関を特定し、適当な企業計画に対しては、所要資金を簡易迅速に融資出来る方法を確立する。この金融助成に関して企業の適否査定を行う委員会を設ける。委員会の構成は金融機関、政府、経営者団体、民間企業現場経験者各代表を持って構成する。政府又は日銀は右産業融資□□□特別基金の枠を与える。他方経理使途に対しては厳重に監査を行う。
- ④ 当該業種別経営者団体又は地方別団体は、助成金融に対する斡旋、規格統一指導、参考資料の整備等につき必要な活動を行う。
- (2) 新職場開発の形態として家内工業、中小企業（中略）重要であるからこれを前者との関連において合理的に進行する。そのためには規格を統一し以て家内工業、中小企業の形態で合理的に経営し得る条件を拡大するとともに業種の選定についても

合理的な指導をする必要がある。

第二、待機訓練、技能養成、技術移民の送出等による失業緩和

- (1) 復興拡充の見透しあきらかな基幹産業の企業その他貿易関係重要産業においては、重要職場の合理化につとめ、完全合理化の準備を進めると共に、過剰人員は当面整理せず将来の再動員に備えて待機訓練等の方法を講ずる。訓練口成については、技術養成と共に科学的な管理科目に重点を置く。
- (2) 技術移民の送出を考慮する。そのためには米国のコンサルティング・エンジニアース・ユニオンの如き組織を中心として総合的に行われるように計画指導する。

第三、一般失業者の就職補導

- (1) 一般の失業者に対しては家内工業、中小企業の振興によつて、これが吸収を合理的に行うため職業補導施設の拡充改善をはかる。
職業補導にあつては、比較的短期間に技能を習得することが出来、これによつて独立職業の開拓乃至中小企業への就職を容易にし、かつ産業界の振興、施設の補修整備に寄与し得る如き職業技能に重点をおき、その運営には企画への参画、民間企業への委託等により企業経営者を直接に活用する方法を講ずる。
- (2) 一般失業者を配給業務、サービス部門業務に吸引する措置を講ずる。

第四、財源

失業対策基金の設置

総合財源として、失業対策基金の如きものを特別会計に設置し、すべての失業対策に対して相互的かつ弾力性ある支出方法を講ずる。さしあたりの財源左のごとし。

- (1) 予算面よりの捻出、転用
予算支出に対し、生産的雇用増大の志向をあらゆる部面に滲透せしめ、機動的運用の措置を講ずる。主要目標となるもの左の如し。
公共事業、価格調整費、物資及物価調整事務取扱費、政府出資金、終戦処理費、賠償施設処理費、同胞引揚費、懲罰及没収金（歳入）。
- (2) 行政改革、行政整理による予算圧縮。
- (3) 新財源の拡大、統制を合理化し闇を合法化して新税源の拡大をはかる。

- (4) 対日経済再建基金（イロア）その他の外資導入の懇請
- (5) なお不足の場合は、公債発行による。

以上

失業対策委員会委員（第一回）

特別委員	稲葉秀三	安本経済復興委員会事務局長
〃	美濃口時次郎	東京商大講師
〃（主査）	高宮晋	運輸省運輸調査局調査部長
委員長	河田重	日本鋼管株式会社社長（中央職業安定委員）
委員	佐藤武三郎	芝浦共同工業社長
〃	永野重雄	日鉄常務
〃	今里廣記	日本精工社長
〃	中村隆一	株式会社社長 日立製作所取締役（中央職業安定委員）
〃	青木均一	品川白煉瓦社長
〃	藤本輝夫	東京光学機会社社長
〃	羽仁路之	三菱鉱業社長
〃	麻生太賢吉	麻生鉱業株式会社社長（中央職業安定委員）
〃	山本為三郎	大日本麦酒専務
〃	工藤昭四郎	復興金融金庫副総裁
〃	二宮善基	興銀理事
〃	黒部貞雄	日産化学社長
〃	新開廣作	東京芝浦社長
〃	武藤絲岩	鐘紡社長
〃	小幡庄次	大日本紡績株式会社社長常務（中央職業安定委員）
〃	大塚萬丈	日本特殊鋼管社長
〃	森田良雄	通信工業連盟専務理事
〃	吉本熊夫	日本硝子株式会社社長（中央職業安定委員）
〃	服部正次	服部時計店社長
〃	加藤徳衛	利権工業社長
〃	黒板駿策	月島機械社長
〃	北岡寿逸	東宝取締役

事務局側 前田 一 日経連専務理事

〃 鹿内 信隆 〃 専務理事

〃 佐藤 正義 〃 専務理事事務局長

(順序不同) 『意見』

昭和二十四年二月一六日

(二二二七) 中央職業安定委員会(答申)

目下予想される失業情勢に対処すべき失業対策に関する答申

経済九原則の強力な実施は終局的に大量失業者の発生が予想されるので、本委員会は失業者の発生をできるだけ最小限度に止めるよう所要の措置を講ずると共に、官民一致、大規模な公共事業を振起し、これに失業者を吸収活用することを骨子として左記の失業対策を強力に推進することを要望する。

記

(一) 失業の発生を最小限度に止むべき措置を講ずること

① 産業振興の方策を確立し企業の操業度を向上し雇用量の維持を図ること

② 民間企業の便乗的人員整理を行わないよう措置を講ずること

③ 人員整理に当りては徐々に行うと共に一定の待機期間を設け、その間の給与を保証し再就職の途を開くこと

(二) 建設的公共事業に失業者を吸収すべき特別の方途を講ずること

① 産業再建の基礎となる電源開発、道路の建設、港湾の修築、治水工事、鉄道建設、観光事業及び不燃住宅建設等の事業を積極的に行ない、公共事業の拡大を図る、これがため国内資本で不足する場合は外資導入を極力懇請すること

② 公共事業に失業者をでき得る限り多数使用できるように公共事業に対し失業者を一定率優先的に使用せしめる法律的措施を講ずること

③ 不測に発生する失業に対処し直ちに事業を実施し、応急的に失業者を就労せしめるため国庫に一定の金額の予備費を計上すること

④ 貿易資金特別公計の黒字は輸出入物資価格調整の補給金のみに使用しないで、公共事業にも積極的に投資する処置をすること

(三) 配置転換を円滑ならしむべき措置を講ずること

① 住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現状に鑑み失

業保険、厚生年金等の積立金を労働者用住宅建設のために長期低利資金として活用する方途を講ずること

② 労働者の配置転換に関し公共職業安定所に活発なる活動をなさしめるべく安定所の管轄区域毎に労資協議会を設けること

(四) ③ 現行の職業補導事業を刷新拡充し民間業者に協力を求め委託補導制度或は協同養成制度を実施して熟練工の養成を行うこと

④ 失業保険制度の急速なる改善拡充を図ること

⑤ 失業保険制度の給付率を引上げる

⑥ 保険料率の検討を行い、これを或る程度引上げること

⑦ 失業保険の適用範囲を拡張すると共に失業の機会の多い日雇労働者に対する失業保険制度を新たに設けること

(五) ⑧ 失業者の就職結合機能を刷新整備すること。

① 大量失業発生に備え職業安定機関を労働市場と有機的に結合せしむべく労働市場を中心とする地方中間職業安定機関を設け中央地方を一本とする職業安定行政の強力なる運営を図ること

② 職業安定機関の設備の拡充とその所員の資質向上待遇改善をなし更に活発なる活動をなし得るよう措置すること

③ 将来の失業者の就職の円滑促進を図るため官庁の公共職業安定所を活用せざる現状にかんがみ政府は率先して公共職業安定所を利用し、更に一般にも公共職業安定所を活用するよう国民に大々的宣伝を行うこと

(六) 其他

① 近き将来起るべき新規学校卒業者の就職難及び知識層の失業について政府は深甚なる考慮をなし必要なる対策を講ずること

② 技術、技能移民の対策を樹立し、その実施につき関係方面に懇請すること

③ 前各項の失業対策によりなお失業し生活困窮せる者に対しては生活保護法を適用せしめること

付記 目下予想される失業状況に対処すべき当面の失業対策の大綱は前期の通りであるが、本委員会は将来更に細部に亘り数個の専門部会を作り、その具体策を樹立して答申または建築する必要がある。之と並行して、其の将来長期に亘る根本対策の樹立並びに之に基づく関係法規の改正等の答申が予想される実情にかんが

み、今後各種の専門委員会の活動便ならしめるため調査期間の設立並びに議事進行のための事務量増加の必要等が痛感せられるので、政府は之に対し本委員会直属の事務局を設けられ、至急そのための予算的、法律的措置を講ずることを要望する。

『通信』

昭和二四年三月四日

(二二二八) 閣議決定

現下の失業情勢に対処すべき失業対策に関する件

経済九原則の強力なる実施に伴い近き将来に大量の失業者の発生をみることは必至である。更に潜在失業の顕在化、引揚民の失業等は愈々深刻化しつつある。

これらの失業者に就労の機会を與え雇用の安定を得るには輸出産業を中心とする民間企業を急速に振興し雇用量の可及的拡充を図ることが根本的解決であることは勿論であるが産業の振興には時間的経過を必要とし当面離職者を直ちに吸収するに足る雇用の拡大は困難であると認められる。かかる情勢に対処し失業の深刻化が社会不安の原因となり、ひいては経済九原則の圓滑なる推進を妨げることのないよう次の如く失業対策を急速に確立整備するものとする。

第一、人員整理の実行を適正ならしめるよう必要な措置を講ずること。

イ、政府は各種産業別に労務の実態調査を行い生産との関連における所要労務量の測定と過剰労務の調査をなすこと。

ロ、民間企業においては整理のやむを得ない場合においては整理の人員、時期等の整理基準、将来における優先的再雇用等につき十分に考慮のうえこれを行うよう指導する。

ハ、行政整理の実施に当つては必要に応じ一定の持機期間を設け再就職の圓滑化を図ると共に、民間企業の人員整理に当つても同趣旨により適当な勧奨を行うこと。

ニ、人員整理の圓滑化を図るため退職金等の整理資金の供給に特別の考慮を拂うこと。

第二、公共事業に失業者を吸収すべき特別方途を講ずること。

イ、公共事業量の拡大を図り、これに失業者をできうる限り多数使用するよう関係官公廳の協力により公共職業安定所の全面的活動を強化すること。

ロ、公共事業に失業の状況に応じて失業者を一定数以上優先的に雇用せしめること

としこれがため必要な場合は法律的措置をすること。

ハ、公共事業における失業者吸収の現況に鑑み失業者救済を主たる目的とする失業対策事業費を公共事業費とは別途に設けること。

第三、配置転換を圖滑ならしむべき措置を講ずること。

イ、住宅の絶対的不足は労働者の地域的移動を極めて困難にしている現状に鑑み、労働者用住宅建設のための措置を講ずること。

ロ、労働者の配置転換に関し公共職業安定所の活動を援助するため公共職業安定所の所在地を中心として労資協議会を設けること。

第四、失業保険制度の整備拡充。

企業合理化による失業者及び日雇労働者についてはその失業中の生活は失業保険により保障することを原則とし、そのため左の如く失業保険制度の整備拡充を行うこと。

イ、給付期間の延長。

現在の給付日数百八十日に對し緊急措置として暫定的に更に九十日(三ヶ月)給付日数を延長し得る措置を講ずること。

ロ、適用範囲の拡充。

現在の適用事業の外に土木建築業映畫の製作映寫その他興業の事業及び旅館、飲食店等の事業を適用事業とすること。

ハ、日雇労働者に対する失業保険制度の創設。

日雇労働者に対して失業保険を適用し、その保護を図ること。

第五、職業補導事業を整備拡充すること。

技能工の不足している現況に鑑み現行の職業補導事業を整備拡充し以て失業者に對し短期技能訓練を行い、その就業を促進すると共に民間業者の協力を求め職場補導を実施し技能工の養成を行うこと。

第六、その他。

イ、新制中學校卒業業者の就職難については関係学校当局と公共職業安定所とが愈々緊密な協力をなし、これが打開に努めるの措置を講ず。

ロ、前各號の対策によるもなお失業し生活困難せる者に対しては生活保護の適用により保護すること。

『時報』

昭和二四年三月一日

〔二二二九〕中央職業安定委員会、内閣官房長官・行政管理長官宛建議

行政整理及び失業対策について

建議書

本委員会は失業の深刻化を予想さるゝ今日の状況に鑑み、去る二月十六日『当面の失業対策』の大綱を労働大臣に答申して以来、真剣に其の具体案を研究中のところたまゝ今回行政管理庁の行政整理試案の発表を見たので、それを検討の結果、職業安定行政に関する限り、正に時代逆行的なものなりと信ずるので、之に対し絶対反対をなすと共に、更に職業安定行政の効率的運営に依り国民の職業安定を期する為、職業安定法第十二條の規定に基づき次の建議をなす。

(一)職業安定行政関係職員に就いては絶対、今次行政整理の対象となさざること

(二)公共職業安定所は絶対これを都道府県に移行せざること。

(三)職業安定行政の本質に鑑み、中間安定機関をして労働市場と有機的且つ機動的に活動をなさしめる可く都道府県の管理を離脱させ、地方職業安定局の設置をなすこと。

理由

(一)に就いて

経済九原則の実施に伴ひ、二百萬近くの大量の失業者発生が予想される。この時に当り失業対策の強力な遂行と、失業保険制度の拡充運営に当る職業安定機関のもつ重要性は、その頂点に達していると云はねばならない。

一方現在いくたの公共職業安定所において、本来紹介を受けるべき者が職員数の不足から、紹介を受け得ずしてやむなく去る状態が激増していることは周知の事実であり、かゝる時において職業安定行政関係職員を今次行政整理の対象とする時は奔流する失業者群に対し職業安定機関は全くその機能を果し得ない状態となり、その結果は失業者の生活不安、延いては思想の悪化をも招き、且つ又、封建的な労働ボスの跋こにより再建途上の国民経済と国民生活は全く壊滅するにいたり、経済九原則の要請に即応し得ぬことになることは明らかである。

(二)及び(三)に就いて

本来職業安定行政は全国的な労働市場の操作という国家的見地から運営されるべきものであつて、一般の行政区割に拘束された地方自治行政に委ねられるべきものではない。職業安定行政機構の世界的趨勢も亦茲にあることは過去の国際労働条約等においても明らかである。即ち、中間機関として都道府県を離れた地方職業安定局を設置することが、現下の事態に即応し、最も望ましいことであつて逆に現在の公共職業安定所を府県當に移行する案の如きは叙上の趣旨に反し、時運に逆行するものであり、今次予想される大

量の失業者群の就労斡旋の第一線機関たる公共職業安定所の機能の遂行は、これを期し得ないものと考え。

昭和二十四年三月十一日

中央職業安定委員会

会長 淡路圓次郎

内閣官房長官

行政管理庁長官 殿

労働大臣

『通信』

昭和二十四年三月二三日

〔二二三〇〕次官會議決定

行政整理による離職者に対する失業対策

行政整理によつて離職する者に対する措置は、一般失業対策の一環として、これを行うも特に次の諸点に留意し措置するものとする。

一、一時に大量の失業者が発生する結果は、徒に労働市場を圧迫し就職条件の悪化と失業期間を長びかせる虞が多いから行政整理は本年四月以降九月迄の六ヶ月間に逐次に行うものとする。

二、官公庁は原則として当分の間新規採用は差控えるものとし、解雇者数は、最小限度に止めるよう努めること。

前項新規採用の基準等必要な事項は別途これを定めること。

三、官公庁は、解雇予定者につき就業希望の有無、希望職種及び就職希望地を調査し、これが関係書類を整備して所轄公共職業安定所に送付すること。

四、公共職業安定所は、前項の通知に基づき整理実施前に当該官公庁と打合せの上公共職業安定所の紹介による就職希望の解雇予定者に対し、求職中迄の受理と職業相談を実施し適職の紹介に努めること。

五、公共職業安定所は、行政整理による離職者の就職のあつ旋につき全機能を集中し速やかに再就職の機会を得せしめるよう努力すること。

六、離職者に対しては、生産の増大に伴う民間企業関係の求人開拓を積極的に行ひ就職あつ旋に務めることを第一とするが、希望により知識層失業応急事業その他の公共事業に対し就労あつ旋を行うこと。

七、政府は、事業主に対しては、現下の失業時勢に鑑み、公共職業安定所の紹介する求

職者を優先採用するよう勧奨すること。

八、離職者の民間企業への就職を円滑にする為、官公吏の民間企業就職制限に関する現実の円滑な運用を図る特段の措置を講ずること。

九、前各項の外、職業補導施設の入所につき便宜を与え適當なる技能を習得せしめ就職の機会を増大するよう処置すること。

十、今回の行政整理による退官又は退職者に対する退官退職手当は、能うかぎり適正な額を確保すると共に失業保険法の改正と相まち失業保険給付期間の延長が実施されるときは、それに応じて昭和二十二年法律第八十七号「労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急処置に関する法律」による給与支給準則第十四条によつて支給すべき差額の算定基準となる失業日数最高者八十日を二百七十日に改める等官公庁職員に対する失業保険の運用につき整備すること。 『デジ』

昭和二十四年六月一日

〔二一三二〕教育刷新審議会（建議）

職業教育振興方策

あらゆる国民は、職業によつて各自の生活を営むとともに、社会国家の要請に寄与してゆかなければならないから、職業教育の重要なことは言をまたない所である。ことに産業を復興し、わが国経済の自立を期することは、新日本建設の上に最も肝要であつて、職業教育振興の要、真に今日より急なるはない。

しかるに新教育制度の実施により、一般教育の点に於いては画期的刷新が行われ、進歩改善の跡を見るが、職業教育に関しては大いに見劣りせられるものがあり、職業教育軽視の風潮すら生じつつあるのは甚だ遺憾とする所である。

新制中学に於いては職業科の教育は混乱を来し、新制高校に於いては普通科教育に偏して職業教育は衰微の傾向を示している。定時制高校並びに技能者用の制度も一般に利用されるに至らず、職場に於ける教育もまた不振を極めている。

さらに戦災校に於ける実習実験施設はいまだ復旧せられず、新設校における設備は不完全の域を脱しない。特に憂うべきは、職業学科担任教員及び実業高校普通科担任教員の能力不足と意気沮喪とであつて急遽、再教育の要がある。新教育制度の一環として職業教育振興のために、左記の事項につき、積極的方策を講ずることを要望する次第である。

一 新制中学に於ける職業科の教育は、その普通教育機関たるの使命に鑑み、職業生活

に関する理解と、勤労愛好の精神とを養うことに主眼を置き、専ら職業人たるの根幹を培うことに力めること。

上級学校に於ける生徒並びに父兄の普通教育偏重の傾向に鑑み、特に新制中学に於いて、職業指導の徹底を期すること。

二 新制高校の画一化を避け、職業教育に重点を置く単独校を多数設置すること。

総合高校に於いても、職業科目を軽視することなく、教科内容を充実し、必要な施設を整備すること。

新制高校に一年乃至二年の専攻科設置を奨励すること。

戦災高校に於ける実習実験設備を速かに復旧すること。

三 新制高校に於ける職業教育を効果ならしめるため、企業又は産業団体との共同教育組織を設ける途を拓くこと。

四 定時制高校の教育をして完成教育の実を挙げしめるため、実情に即し職業科目中心の教科課程を編成すること。

定時制高校分校設置基準を緩和し、容易にこれを設置し得るよう改めること。

定時制高校と技能者養成所との提携を密にし、労働省は定時制高校の課程を技能者養成の一部と認め、文部省は技能者養成に対し、単位制クレジットを与える措置を講ずること。

五 企業又は産業団体に於ける職業教育に協力するため、学校は聴講制度、委託学生制度、特別開放講座、巡回講師制度等を設け、また実習場及び実験室を公開利用せしめること。

六 文部省は新制高校並びに新制中学の職業科教員の養成並びに確保につき至急根本計画をたてること。

職業科教員の現職教育のために、研究制度を完備し、長期講習、通信教育、公開講座等の施設を講ずること。

七 政府は、職業教育の振興につき、実業教育に関する国庫補助を強化し、その他必要な法律的並びに予算措置を講ずること。 『産業』

昭和二十四年九月一日

〔二一三三〕内閣総理大臣、失業対策審議会へ諮問

諮問第一号

失業対策としてとるべき当面の方策について意見を求める。

『時報』

昭和二十四年九月九日

〔二一三三〕 失業対策審議会答申

答申第一号

昭和二十四年九月一日諮問第一号に対し、本審議会は別紙の通り答申致します。なお右答申中の施策に関し、重要事項については、必要に応じ引継ぎ審議の上答申致します。

昭和二十四年九月九日

失業対策審議会々長 藤林敬三

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

昭和二十四年度均衡予算の実施と為替レートの決定は、インフレーションの抑制に一応の成功を収め、且つ企業の合理化を相当強力で推進しつつあるが、この反面企業の人員整理、行政整理の強行等による離職者の増加、農林部門に於ける人口吸収力の減退、闇市場の縮小等に伴い就労機会の減少と生活の窮乏化を招きつつある。

現在の失業状況は、総理府統計局の労働力調査報告によれば、六月に於て完全失業者三十六万人に過ぎないが、この他に雇用面及び生活面に安定性を欠くと考えられる部分就業者が多数存在していることを示している。さらに公共職業安定所の窓口における未就業者は六月には四十七万に達し、失業保険受給者も七月には十六万人を超え、しかもこれ等の数字は毎月飛躍的に増加しつつある状況である。

しかるに最近海外市況の悪条件の累積によつて輸出産業及びその関連産業の伸張による雇用量の増加は望み難い状態にあり、且つ一般産業における金詰り及び有効需要の減退は顕著であつて、現状のまま推移すれば右の雇用状況は益々悪化し、ここに重大な社会不安を招く虞なしとしない。

思うに失業問題解決のためには生産活動の興隆に伴う雇用量の増大を図ることを以て第一義とすべきであるから、政府においてはこのため概ね左記により急速且つ強力に雇用増大策を実施すると共に已むを得ざる失業者に対する所要の緊急施策を実施せられたい。

記

第一 失業の防止と雇用の増大

一、貿易の振興

最低ドル値制度の運用の改善、輸出補償制度の実施、協定貿易拡大促進、パートナー

取引の実現、輸出C・I・F、輸入F・O・Bの確立、自国船自国保険の活用、その他貿易条件の改善等貿易振興に強力な措置を講ずること。

二、金融対策の実施

日銀の公開市場の操作及び割引政策の活発化、長期金融の円滑化、金利の引下げ、繋ぎ資金の有効な供給等の措置を講ずると共に、預金部資金の公共事業体に対する融資を拡大し、且つ新規に農中債、商中債の引受けの途を拓くこと。

三、見返り資金の活用

対日援助見返り資金融資の条件を低利且つ長期たらしめ、その手続を簡易且つ迅速にするの非同資金に依る国債の買入を当分延期し、之を産業資金に振り替えると共に公共事業へ出資する途を拓くことを極力懇請すること。

四、産業の振興

資材並に資金入手の円滑且つ迅速化、無用な統制の撤廃、補給金の急激なる撤廃の回避、滞貨に対する適切な措置、資産の再評価、税制改革等による企業負担の軽減等の方法を講じ企業の基礎を強化し、企業活動を活発化すると共に適度の企業の閉鎖、企業整備を防止すること。

五、中小企業の振興

中小企業の協同化その他経営の改善、中小企業金融の強化拡充、中小企業金融機関の確立、信用保証制度の活用、損失補償融資の実施等国民経済上有意義な中小企業を奨励育成し、その活動を促進すること。尚この為め中小企業指導機関を急速に強化拡充すること。

六、公共事業及び長期建設事業の拡充

前年度剰余金、初給金削減分、民間資金等により電源の開発、鉄道の電化、道路の整備、港湾の修築、災害の復旧、治山治水、開墾、干拓、土地改良、住宅の建設、環境衛生の整備等経済復興の基盤の育成、国内資源の有効利用等に資する公共事業、長期建設を拡充実施すること。

第二 失業者の保護

一、緊急失業対策事業の強化拡充

失業者の発生とその吸収との間に於ける時間的、地域的ズレを調整するため、緊急失業対策事業の実施に付き、本年度予算を繰上げ支出すると共に全額国庫補助による相当額の予算を増加すること。

尚、婦女子及び知識層の失業者を対象とする失業対策事業の実施については特に考慮すること。

二、職業安定機関の整備拡充

公共職業安定所の機能を最高度に発揮せしめる為、職員の増加及び予算の増額を図ること。尚、業務の運営については、窓口業務の外巡回業務を強化し、併せて失業保険業務の運営に遺憾なからしめること。

三、職業補導施設の拡充

職業補導施設を整備拡充して、貿易の振興を中心とする産業の再編成に即応した職業補導を行い以て雇用の配置転換を円滑ならしむること。

四、失業保険の拡充

失業保険の政府負担金の支払を準備するの外、失業の情勢に応じて失業保険制度の整備改善について、検討を加えると共に受給手続の簡易化を考慮すること。

第三 失業状況の把握と失業対策実施の推進

一、失業状況を把握する為、労働人口の就労並に家計状況について精密なる調査を全国的規模に於て実施すること。

二、失業対策実施推進機関の設置

失業対策の実施を調整推進する為中央に適當なる機関を設けること。

『時報』

昭和二十四年九月二二日

〔二一三四〕中央職業安定審議会（建議）

建議書

本審議会はさきに「目下予想さるゝ失業状態に対処すべき失業対策」につきその大綱を答申したのであるが、経済九原則の実施に伴う行政整理企業整備及びソ連地区からの引揚等による「現下の失業情勢に対処し労働大臣の処置さるべき当面の必要対策」につきその具体策を引続き審議の結果、次の結論を得たので職業安定法第十二条の決定に基づき次の通り建議する。

第一 失業対策の□□

民間企業における雇用の増加、経済復興のためにする公共事業の拡充実施、あるいは失業保険によつてもなお、救済し得ない失業者に対しては失業者の発生する地域に失業対策事業を機動的に拡充実施し失業者を就労せしめるため次のように失業対策事業の拡充を図る必要がある。

(1) 昭和二十四年度第三、第四四半期分の緊急失業対策事業費を大幅に増額すると

ともに昭和二十四年度失業対策事業費既定予算八億八百二十六万円は追加予算の成立まで、当初の規定計画に携わらず必要に応じ繰上支出の方途を講じて実情に即した事業の実施をなすとともに失業者の吸収を充分ならしめる措置を講ずること。

(2) 地方財政の窮迫と他面地方起債の困難な現状にかんがみ本事業費（労力費及び資材機材事務費）は全額国庫負担し地方財政に携われない本事業の実施を図り、もつて失業の緊迫性に十分対処するよう措置すること。

(3) 失業対策の企画運営及び失業対策事業の拡大に伴う指導監督の緊急性にかんがみ労働省職業安定局の組織を拡充すること。

第二 公共事業の全面的な早急施行と失業者の吸収を有効且つ十分に

措置を講ずること

公共事業における事業開始の遅延と失業対策□□□において失業者の吸収を著しく過重にしその結果失業者のあぶれが益々増加する傾向にある現状に鑑み公共事業を早急に開始して公共事業労働者のあぶれがある場合失業対策事業に吸収する体制を整備確立すること。なお公共事業における失業者の吸収活用については要すれば吸収率の設定について実情に即した改訂を行う等有効適切な措置を講じ吸収を容易且つ十分にすること。

第三 職業補導施設の整備拡充

輸出産業の振興を中心とする産業の再編成と失業者の配置転換を円滑にするため左による就業に必要な知識技能を与える職業補導事業の拡充強化を図る必要がある。

(1) 輸出産業振興対策の一環として輸出産業に必要な技能者を養成補充するための職業補導所を新設すること。

(2) 知識層労働者の配置転換を促進するため統計経理（簿記珠算を含む）関係を中心とする事務的職業補導所を新設又は拡充し巡回機動的に実施すること。

(3) 未亡人を中心とする婦人の就業を促進するために職業補導所を新設又は拡充すること。

(4) 既設公共職業補導所の施設設備を整備拡充するとともに重要種目の拡充を図ること。

(5) 補導生の技能の訓練と就業を円滑にするため要すれば民間の協力を得て民間の工場事業場の施設を補導生の実習施設として活用する方法を講ずること。

(6) 補導生の募集選考、就職斡旋の円滑化を図るため補導所、公共職業安定所間の

連絡を強化するのに必要な措置を講ずること。

第四 失業保険の拡充

企業合理化等によって生ずる失業者の生活の保障に万全を期するため失業保険事業において次の事項を実施する必要がある。

- (1) 一般失業保険の充実及び運営の改善
 - イ、勤労所得税等の減額により手取賃金が上昇する場合において手取り賃金に対する失業保険額の調整が破れるので保険給付額を上げる措置を講ずること。
 - ロ、受給資格者の保険金受給方法手続に検討を加え、失業認定回数減少及び認定基準の緩和等の方途を講ずるとともに特に遠隔地居住者に対しては保険金の受給を容易にするための措置を講ずること。
- (2) 日雇労働者失業保険制度の運営に関する改善
 - イ、現行の受給要件の緩和待期間の短縮保険金受給手続の簡易化等につき再検討を加え日雇労働者の就労の実態に即した所要の改正を行うこと。
 - ロ、公共事業及び失業対策事業に雇用される日雇労働者を被保険者とし、できるだけ広く受給要件を満たさせる措置を講ずること。
 - ハ、現行の保険金額については一般職種別賃金との関係を考慮してその増額を図ること。
- (3) 失業保険特別会計の剰余金を活用すること。

受給資格者を雇用して公共事業又は失業対策事業を行う地方公共団体に対して失業保険特別会計の剰余金のうち当該受給資格者に支給すべき失業保険金額の範囲内において労力費の補助を行うこと。

第五 公共職業安定所の整備拡充

公共職業安定所の業務量の増加に伴い業務を刷新し、その機能の発揮を完うさせるため次の措置を講ずる必要がある。

- (1) 安定所の廃置分合及び業務の刷新を断行すること。

都市失業労働力の激増する趨勢に鑑み都市重点主義による安定所の廃置分合を断行し重点的な人員配置をなすとともに大都市地域安定所の業務の連絡調整を有効に実施するため必要な措置を講ずること。
- (2) 職員の増置および施設の拡充を行うこと、

前記の措置を実施してもなお失業者の激増に伴う求人開拓の強化紹介斡旋の増加、行政整理による離職者に対する失業証明、保険給付の増加、日雇労働者の保険

制度の実施に伴う業務量の増加は職員の絶対数の不足を招くことが必然の結果であるのに鑑み業務量に即応した職員の増員を図るための緊急的措置を講ずるとともに、都市地域安定所の待合所、寄場等の施設を拡充して窓口業務の整備強化を図り、業務の運営にいささかも支障渋滞を来たさせないこと。

- (3) 職員の諸給与及び事務費を増額すること。

安定所の業務の激増に対処し、業務運営上必要な職員旅費、通信費並びに超過勤務手当その他事業費の増額を図ること。
- (4) 大都市所在の安定所業務の効率的運営について具体策を審議させるため大都市所在安定所の管轄区域毎に地区職業安定審議会を設置させること。
- (5) 安定所利用率を向上させること。

求人減少の著しい現状に鑑み、全国的な雇用調整運動を展開するとともに雇用主に対し安定所の周知宣伝活動を積極的に実施し、安定所利用率の向上につとめること。なお安定所の利用不便な地域の求人者に対しては巡回職業安定業務を拡充すること。
- (6) 求職者に対し適職検査、身体検査を実施し、就労配置につき適正を期すること。

附 記

現下の失業情勢に対処し労働大臣の処置さるべき当面の失業対策は前記の通りであるが、巷に奔流する失業者群は日を追って益々激増する現状にある。これをこの儘放置するときは失業者の生活不安による思想の悪化を招き、延いては社会不安を醸成するに至り、経済九原則の実施による国民経済の再建と国民生活の安定に到底期し得られないところである。このような実情に鑑み、本建議は必要最少限度の対策であると信ずる。よろしく政府は速かに本対策実施の完璧を期して失業による社会不安を払拭し、国民の職業生活の安定を確立されることを強く要望するものである。

『通信』

昭和二十四年九月三〇日

〔二―三五〕 日本経営者団体連盟、総理、内閣官房、安本、大蔵、通産、建設、労働各
政府当局、国会、失業対策委員会宛具申

失業対策に関する意見

わが国現下の失業発生の状況は、経済の整理合理化と相俟って、輸出の不振、国内有

効需要の減退によるデフレ的傾向によって益々深刻化しつつある。もとより経済の整理合理化は、この際積極的、徹底的に実行されることが必要であるが、今日われわれの行うべき企業合理化は、劣悪な技術、老朽損耗の設備をそのまま放置して、人員縮減のみを重視するが如きものではなく、先ず資本設備の改善更新をはかつて、眞に将来の自立復興に備える積極的な合理化である。これによって始めて輸出の振興と共に雇用の増大は期せられ、また技術高度化の過程における生産財有効需要の喚起を通じても雇用機会が拡大が齎されるのである。

更に企業経営者は、企業の合理化を遂行する責務と共に、失業を生産的に解決する社会的責任をこの際強く自覚するが故に、進んで生産的失業対策を推進する担い手となり、新職場の発見、雇用機会の拡大に最善の努力を傾注するものである。

しかし、現下の失業増勢が、内外有効需要の減退による不況化現象によるところ大である点に鑑みて、経済対策の面からデフレ打開の対策が一日も早く有効に講ぜられることは極めて必要である。そのためには公共事業投資よりもより直接的に輸出の拡大を中核とする生産的産業投資によって失業者を吸収し、また消費財に対する購買力を直接に喚起する方法でなく、生産財に対する有効需要の喚起を通じて失業を打開する生産的方法が採用されるべきである。

当面の問題である統制の廃止、補給金の撤廃は當然の方向ではあるが石炭の統制廃止、鉄鋼、銅等の補給金の急激な削減撤廃が、今後の失業問題の一段の悪化を予想せしめている事態に対しては、当面再雇用が極めて困難の状況下において、特に慎重なる考慮が経済社会の全体的見地から払われなければならない。特に礦鉱山労働者の失業は、労働の性格、地理的環境等より、配置転換等の対策も極めて困難なるが故に、その失業発生に対しては萬全の対策がなければならない。

なお生産政策的対策による雇用の維持増大は、結局資本投資の拡大によらなければならないが、このために財源の確保、特に長期設備資金融資の積極的方策が、現下の経済安定政策と併行して確立されることが必要である。

これを要するに経済再建過程におけるわが国現下の失業対策は、社会政策的対策以上に生産政策的対策が重要であって、生産政策的な基調は失業対策の全面に滲透し、且つそれが経済対策とともに統一されることが特に肝要である。

生産政策的対策によっても、なお解決し得ない失業に対しては、公共事業、失業保険、その他の社会政策的対策によって萬全を期すべきである。失業者救済のための公共事業は、生産財に対する有効需要の喚起を通じて、さらに積極的な失業打開の効果を發揮せしめると共に礦鉱山労働者の失業の如き、困難な性質をもつ失業に対しては、特に直接

的な連繋をもつて、その吸収に十分な配慮が加えられるべきである。

なお現在の失業累積、労働需給関係の内容において、一般に失業の増大は、不熟練労働者、無技能職員層に多く、熟練技能者は寧ろ不足の傾向さえあるところより見て職業補導、技能養成等を通じて、これが質的均衡調整をはかることは、重要な失業緩和対策となり得る。

さらに根本的な問題として、わが国失業問題は窮極において人口、食糧問題に帰結し、これが解決なくして到底完全な解決を期し得ないのは明白である。これに対しては、わが国人口食糧問題の国際的解決に同情ある理解が得られるよう絶えずあらゆる努力の払われることが極めて重要である。

第一、経済産業対策（編注…中略）

第二、社会政策的対策

一、公共事業による失業者吸収

事業の選定は能う限り生産財の有効需要を促進し、又事業それ自体直接生産的効果ある事業を優先せしむべきであるが、特に治山、治水、港湾、農地の改良開拓、道路、住宅建設並に都市建築物の不燃化の事業には重点を置き且つ失業発生に対する地域的考慮を払うこと。特に住宅建設に対しては雇用の配置転換の面より十分配慮せらるべきこと。

なおこれが実施運営について民間労資代表を加えた公共事業対策審議会の如き機関を設け計画、運営に関与せしめること。

なお公共事業への失業者吸収に対しては、就業者の生活安心感、作業能率の向上、将来の生活再建等に対して十分の考慮を払うこと。

二、一般失業者の就職補導

(1) 現在の公営職業補導施設を拡充改善し、その運営を一層民主的能率的ならしめるため、その運営につき民間適任者を加えた審議会をして運営方法、補導種目の選定等に与らしめ、努めて産業界の要求実情に副わしめること。なお民間に適任者ある場合委託経営の方法をも採用し、その監督制度を考慮すること。

(2) 労働要具貸付機関の設置

労働用具さえあれば、独立職業の開拓見込あるものに対して、労働用具を低料貸付する機関を公共団体その他により各所に設置すること。

なおこれが実施については低利資金の融資について特別の施策配慮を行うこと。

(3) 一般失業者を配給業務、サービス労務に吸引する措置を講ずること。

(4) 知識層の配置転換、雇用促進について特別の技能養成、就職斡旋の措置を講ずること。(例えば通訳、労務管理、能率管理、経理、統計の技能者養成並に就職斡旋等)

三、失業保険制度及び生活保護法の取扱改善

潜在失業者の顕在化を進め国民経済の合理化と失業対策の徹底を期するため、失業保険並に生活保護法の利用向上を図ること。このため両制度の給付率(額)、取扱手続、窓口業務について一層の改善を加えること。

第三、移民対策(編注：以下略)

『意見』

昭和二十五年二月一日

〔二一三六〕職業安定局

職業補導事業の拡充

現在の社会、経済情勢は、職業安定の面よりも、又産業界の面よりも、職業補導事業の強力な推進が要望せられている。従って、昭和二十五年年度においてはこれが形式的にも、実質的にも一応完備の域にまで到達せしむべき重大な使命が果せられている。しかし、その量的、質的拡充を図る前提には、実施中の補導所について、各般に亘る検討を加え、非効率的なものは、これを廃止、又は統合等の措置を講じ、その整理の上に、新しい構想を以って、充実したものを打樹てなければならない。

現在、一般補導所は、三〇四箇所、その外身体障害者補導所、五箇所、計三〇九箇所、その補導定員は、年間を通じて約三五、〇〇〇人であるが、補導の必要性が倍加され、且つ、産業界の要請に応じ、一般的に補導期間が延長された結果この定員にては到底労働市場の要求を充たし得ない現状にある。特に輸出産業を中心とする産業界の要求する新たな技能者の確保、又国際通商に直結する結果、商品の品質の向上を図るため優秀な技能者を養成する必要上、補導所の内容を急速に充実することが要望せられる。

昭和二十五年年度においては、新設三五箇所、臨時費(施設設備費)六、八〇〇万円をもつて、最少限度の拡充を図らんとするものである。

しかし、補導所の新設は数種目をもつて、構成する総合補導所を設置することを原則として、単一補導所の設置は必要欠くべからざるものに限定し、既設補導所については、これが内容の整備充実を図ることとし、特に施設設備の改善充実を努めんとするものである。

新設、又は転換する場合において最も留意すべきことは、補導種目の選定である。職業補導本来の目的よりみて、職業補導の成否を決するものは、一にその補導種目が、労働市場における産業界の要請に適合しているか、否かによる。従ってこれが選定にあつて、労働市場の現状を正確に把握するとともに将来への透徹せる判断が必要である。現在における、社会、経済情勢よりみて、左のものに重点を置いて考慮しなければならぬ。

(イ) 輸出産業振興対策の一環として輸出産業に必要な技能者を養成補充するための補導種目、

(ロ) 知識層労働者の配置転換を促進するため、統計、経理関係を中心とする事務的補導種目、

(ハ) 未亡人を中心とする婦人の就業を促進するための補導種目、

(ニ) 地方特殊産業の振興に寄与する補導種目、

なお、現在全国的にみて、過多と考えられる建築、木工、洋裁については、その補導対象、入所率、就職状況等を勘案し、廃止、又は補導種目の転換を図る。

一、総合補導所の設置
人的、物的要素の総合的、効率的活用を図るため、特に交通の便利な都市に、既設の補導所を母体として、三種目以上一種目補導定員三〇名乃至五〇名、一個所一〇〇名乃至三〇〇名位の総合的補導所を設置することとし、従来の小規模補導所の分散は、これを漸次排して行く考えであるから、各都道府県においてはかかる方針に則り、中央、左、右の三地域に総合補導所を設置することが望ましい。

なお、補導種目は、できるだけ相関連するものを選定し、労働市場の推移に応じ補導種目を転換するような場合において、指導員、設備等が直ちに転用されるように工夫することも必要なことである。

二、簡易補導所の設置

簡易補導所の設置は、昭和二十五年年度に始めて採り上げられるもので、労働市場の状況に応じて機動的に実施するものである。即ち或る場所から他の場所に転々と移動するもので、総合補導所の間隙を埋めんとするものである。

補導種目は、その性質から、主として簡易な事務関係の補導種目に制約せられる。従つて、設置場所は事務関係者を必要とする都市に限られ、又補導期間も三ヵ月乃至六ヵ月として、その回転数を多くして、多数のものを補導せんとするものである。

三、単一補導所の設置

原則として、単一補導所の設置は認めないが、総合補導所の設置が困難で、なお労働

市場の状況よりみて、その設置が絶対必要となる場合に限り認められることにしている。

四、既設補導所の整備

補導所の設置は、都市中心主義としていて、地方特殊産業の種目を実施している場合の外は、都市、又は安定所在地に設置されていない補導所については、漸次検討を加え、適切な措置を講じ同一都道府県に、同一種目が三以上ある場合は、できるだけ統合することとしている。

なお、産業界の要求に応じて、充実した補導を実施するためには、当然施設設備の充実に前提要件であるので、施設設備の基準に照して、これが充実に努めんとする。

『時報』

昭和二五年五月九日

〔二一三七〕 日本経営者団体連盟発表

新労務管理に関する見解

終戦後の社会的経済的混乱と労働組合運動の勃興、さらに諸労働法の相次ぐ制定等の諸原因によって、わが国企業における労務管理が過去三、四年に亘る長い混乱時代を経過したことは、洵に己むを得ないものがあつた。しかしこれら諸事情も昨年来の財政経済のデイス・インフレ政策・組合運動における極左偏向の是正、労組法の改正等によって漸次正常化安定化の方向を辿りつゝあると同時に、企業自体としても労働組合運動の嵐の前にもすれば混乱し勝ちであつた経営権を明確化し、さらにいま国内のみならず、国際的な自由競争のもとに、急速に経営の健全合理化を達成すべき重大な時期を迎えるに至つたのである。

かくして企業は、新情勢に対応する労務管理方策の確立を急務としており、もはや従来の如く労務管理を混乱のままに放置することは許されない。しかし現段階において、要請せられる労務管理は如何なる内容を持ち如何に実施されるかは決して容易簡単な問題ではない。蓋しすでに民主的労働関係の基本原則が闡明された現在においては、従来と異つた基盤の上に経営者は経営権と労働権の調整を図り、真に労使関係の安定を得て経営の合理化能率化の要請に応えるという極めて困難な課題を荷つているからである。しかしこの問題を一々具体的に検討することは余りに広汎複雑に過ぎ、且つ業種業態の相違によつて一律に採上げることが得ないであらう。

右の如き観点より当委員会としては労務管理に対する基本的な考え方を検討することの方針とし、課題の対象を重点的に採り上げ一応の結論を出すこととした。

即ち後述労務管理の「基本方針」に従つて、検討対象を労働組合関係と従業員関係とに分ち主として左記項目に限定した。

(一) 労働組合関係――(1)労働協約、(2)労使協力機関

(二) 従業員関係――(1)非組合員、(2)職階制度、(3)従業員の教育訓練、(4)給与方式
右項目の中最後の「給与方式」については、昨年八月関係協定で決定せる「企業合理化に伴う賃金制度と能率給」と題する意見によつて一応の結論が出されているので、本委員会としては、これに譲ることとし、その他の項目について検討した結果左の如き結論を得た。

一、基本方針

(一) 労務管理の立場と理念

経営者は企業を管理運営する責任と権限とをもち資本の所有者によつてこれを信託されていることにその本質がある。従つて企業における具体的な労働の管理は経営者の権利であり義務である。

勿論企業経営はそれ自体社会的存在として多くの制約をうけ、殊に労務管理の面については、労働条件の最低限界と労働者の団結権及び団体行動権が法によつて保障されている現在では、経営権の行使についても会つての如く労働関係を一方的に決定する自由は制限をうけているが、経営責任が経営者に帰属するという建前が否定されない限り、労務管理によつて立つ基盤と主体制が不明確にされることは避けられねばならない。他方企業における労働の地位の過大評価から労務管理は経営者と労働組合との共同管理なりとする見方があるが、これは根底において所謂資本と経営の分離論にたち経営協同体の思想に繋るものであつて、到底われわれの立場と相容れないものである。

しかし労働はその価値並びに機能において人間性に深く根ざすものであり、かつ経営の重要な構成要素である点に鑑みて、労働権尊重すると共に労働の役割を正當に評価し、進んで労働者の協力を得ることが必要である。

然し、労働者の協力態勢を得んがために徒らに権利義務を不明確にし、或は安易な温情主義に墮することは厳に避けねばならない。即ち労務管理は労使の権利義務関係を基盤とするものであり、これを軸心として労働の近代合理化能率化を図ると共に相互の信頼関係と協力関係を確立することが労務管理の理念でなければならぬ。

(二) 労務管理の対象と方向

現在企業における労働関係は労働協約や、就業規則によつて規律されつゝもその根幹は従属労働関係を内容とする労働契約にある。従つて労務管理の基礎は労使間の権

利義務関係におかれねばならず、その対象は当然従業員としての労働者である。しかし現実には従業員の大多数は同時に労働組合員であるからかゝる組織的集団関係を考慮しなければならぬことはいうまでもない。よつて労務管理の対象は(一)対労働組合関係、(二)対従業員関係の二つの分野に分けて考察されねばならない。

右の二つの分野において採り上げべき労務管理の具体的問題としては差当り次の如きものが考えられる。

(1) 対労働組合関係においては労働協約は労働組合の統轄する労働力につき労働組合と使用者との間で取引条件を定めるものであると同時に他面労務管理上の準繩となすべきものであるから労務管理の建前から検討すべき重要課題でなければならぬ。

(2) 対従業員関係においては労働協約、就業規則並びに労働契約に基いて企業経営の組織的統一の中に織り込まれる具体的な労働の態様が中心課題となる。従つて従業員の服務、能率等に関する具体的管理方策が検討されねばならない。

以下右の項目に従つて順次われわれの見解を述べることとする。

二、労働協約について(編注・中略)

三、労使協力機関について(編注・中略)

四、非組合員の処遇について(編注・中略)

五、職階制について(編注・中略)

六、従業員の教育訓練について

従業員の教育訓練は労務の質的向上を図り、かつ日常の業務が円滑に遂行されるよう従業員の間に生産組織の一環として有機的に結合し職業人としての意識を昂めることがその目的でなければならぬ。

従業員の教育訓練の問題は労務管理の最も本質的な重要課題であるにも拘らず、従来企業内外の諸原因によつて労働組合の組合員教育のみが盛行し、労務管理の立場からは軽視しないまでもこれを顧る遑なき状態であった。このため組合運動の行過ぎと相俟つて戦時戦後を通じて著しく低下を来した従業員の技能素質は、いまなお充分の回復をみるまでに至っていない。しかし企業経営の合理化能率化は一朝一夕に達成し得るものには非ず、むしろ従業員の教育訓練こそその基礎的条件であつて、経営者はこの面に対しいやや長期の計画を緊急に樹立すべき時期である。

従業員の教育訓練(以下教育と総称する)に対してわれわれの見解を述べれば次の如くである。

(一) 従業員教育の分野

従業員は勿論多くの場合労働組合の組合員であるから、組合が独自の立場で行う組合員教育は組合の自主的措置に任せられる。然し従業員は何より職業人でなければならず、この面における教育は労働組合の組織と運営に関する支配介入にならざる限りすべて労務管理の立場から採り上げうる分野でなければならぬ。

(二) 従業員教育の方向

従業員教育は職業人として必要な素養と能力とを付与することが目的であるから、一般的には技術教育と教養教育の二つの方向が考えられる。而して両者は勿論有機的に統括されて初めて教育の実をあげうるものであつて、これを機械的に分離し軽重をつけることは妥当でない。

技術教育については、自由競争の下に置かれた各企業にとつて従来の低下した技術水準の引上げということが現在最も緊急なる課題であり、特に荒廃に帰した技能者養成の制度を再建して急速に熟練工の確保を期さねばならない。この面においては労使関係を離れて経営者と労働者との積極的提携と協力を得ることは容易であらう。

しかし教養教育の面では、その重要性にも拘らずこれを実施する場合組合の行う教育活動と重複し競合することも考えられる。

勿論経営者の教育は独自の立場と公正な観点から実施する限り組合の教育活動と併立して何等不都合はないが、不必要な摩擦と無駄な時間や経費を除く意味において一応組合の行う教育との調整を図り、必要に応じ便宜の供与その他の援助をなすことを妨ぐるものではない。

なお教養教育を企業内で行うには種々の困難が伴うので、むしろ公共の教育機関が公民教育に関する夜間教育を特設する等適当な措置が講ぜられるならば企業の得る便宜は極めて大である。これがためには政府又は公共団体が一定の教育機関とその地域の各事業場とが共同して協力態制を確立する等適切な方針をとることが望ましい。

(三) 従業員教育の当面の課題

従業員教育の一般的方向は以上の如くであるが労務管理の観点から当面の緊急なる課題としては新人従業員の教育と職長及び幹部教育の問題を採りあげねばならない。

(1) 新人従業員の教育

新人従業員は、職員工員たるを問わず企業内の事情、仕事内容、技能等を一通り習熟するまでに相当の時間を必要とする。この期間は将来の職務意識に重大な影響をもつものであるから新人従業員に対しては事業についての一般的知識、企業内に占むる自己の地位役割等に関する十分な教育の機会を与えることが望ましい。特に職員に対しては経費のあらゆる部門についての実際に触れしめ、事業の総括的知識

の涵養を図らねばならない。
(2) 職長及び幹部教育

わが国企業における職長の地位は、まだ充分明確にされない嫌いがあるけれども、現場における先端の管理者として日常労働者に接触するという重要な役割をもっている。即ち職長は生産作業の一単位を統轄する立場において、生産技術の面のみならず人事管理の面においても普通工員よりも高い知識技能と管理能力をもつことが要求されるのである。

最近職長教育の問題が一般に注目されるようになってきているが、現段階においては企業の近代化合理化を達成することを前提としてまず職長の職務権限を明確にすることが先決問題であり、それに伴う職長の科学知識と管理能力の向上が職長教育の主要課題とならねばならない。

職長以外の幹部教育についても右と同様のことがいえるが、その重点は勿論管理部門における教育であり、広く内外の政治経済知識を接取し識見を高め、企業の中堅職員たる意識の統一を図ることが肝要である。 『日経』

昭和二十五年五月九日

(二一三八) 失業対策審議会

答申第二号(抄)

本審議会は昨年九月九日、諮問第一号に対し答申したのであるが、その後の経済情勢の推移により、失業状況に相当の変化があると認められるので、今回さらに別紙の通り答申する。

なお本審議会は、現下失業問題の重要性に鑑み、さらに一段と審議会の機能を強化拡充するよう適切な措置を講ぜられんことを要望する。

昭和二十五年五月九日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

わが国の経路は最近やもすればデフレーションへの転化の危険を包蔵しつつある。

商工部門における企業整備は昨年七、八月を頂点として漸次減少の傾向にあるが、未だ雇用量の増加をみるに至っていない。殊に中小企業においては昨年末頃より資金の行詰り、購買力の減退等に基ずき、最近特に経営困難を訴えるものが続出し、その状況は極めて深刻なものがある。他面農業部門においては世界的食糧事情の好転に伴い、農作物

価格は漸落の一途を辿り、農村の不況も亦覆い難い。さらに貿易部門においては世界的ドル不足、ポンド切下げ、中国その他東亜諸国の政情不安等により、輸出入共伸び悩みの状況にある。

右の如き経済情勢の下における雇用状況は、一方企業整備による退職者の再就職は勿論、新規学校卒業者の就職も極めて困難ならしめており、しかも他方農業部門の労働力の吸収も既に限界を超え、政府の諸般の対策の実施推進にもかかわらず、昨年本審議会が答申した当時と比岐し、事態は更に悪化し、今や失業問題は一層重大な段階に達したものと考えられる。

思うに失業問題の解決は産業の振興により雇用量の増大を図ることを以てその根幹とするが、わが国現在の経済情勢は同時にまた当面の応急施策をも緊要のものたらしめている。

政府は以上の諸情勢に鑑み、概ね左記に依り急速且つ強力に施策を実施し、極力失業者の保護及び救済につき万遺憾なきよう努めると共に、雇用量の増大のための産業経済施策に対しても亦特段の配慮を加えられたい。

記

第一 日雇労働者の就労確保とその保護(略)

第二 産業の振興による雇用量の増大(略)

第三 失業保険制度の改正(略)

第四 その他(略)

『年鑑』

昭和二十六年一月三十一日

(二一三九) 日本商工会議所

職業教育法の制定方要望

日本の再建は産業貿易の振興に俟つことが極めて大であります。従ってその基盤を培う職業教育の重要性については今更多言を要しないのであります。

然るに先般実施せられた新教育制度は国民に対して教育の機会均等を約すると共に一般教養を高めることに重点が置かれたことは我々の洵に多とする所であります。その反面において普通教育に重点が置かれて最も必要なるべき職業教育が却って弱体化せられたことは我々の洵に遺憾とするところであります。

即ち六・三制による新制中学校においては所謂普通教育が中心であって職業教育とし

ては何等見るべきものなく、又新制実業高等学校若くは新制総合制高校の職業コースは職業科担当教育並に教育設備の分散と教育内容の不十分なる為その教育は不徹底となり、むしろ退歩を来たして居るのであります。従来の各種実業専門学校より移行した新制大学を諸般の事情からして又同様の弊に陥入つて居るのであります。ために新制中学卒業生、新制高校卒業生の職業課程における著しい実力低下は今や蔽うべからざる事実であり又実業界の定評でもあります。

日進月歩の社会は職業教育においても益々充実した教育を必要とし、そして産業振興による経済再建を目指す我が国にとってに実際社会が要求する中堅産業人の養成こそは焦眉の急務なるにも拘らず、その基盤をなす職業教育の著しい不振は真に邦家の為等閑に附し得ない重要問題であります。

もし徒らに現状のまゝにして推移したならば良き職業人としての国民の育成も亦産業に關係する有能な人材の養成もほとんど不可能となるのでありませう。かくては我々國産業の振興惹いては我國經濟の自立も前途遼遠と言はなければならぬのであります。

この現状を打破して職業教育の振興を期するためには一に職業教育に対する国家並に地方公共団体の任務を明かにしてこの教育に対する指導と助成の万全を期するとともに、その重要性を確認して国民的協力を促進する目的をもって「職業教育法」を制定することこそ刻下の急務なりと確信致す次第であります。『日商』

昭和二十六年二月二日

〔二一四〇〕労働基準局長、技能者養成審議会委員宛（基発第七八号）

化成関係技能職種追加指定について

標記の件について一月二十三日の前回技能者養成審議会に於いて書面審議を御願いすることと相成りましたが、本日日本化学工業協会より別紙の通り答申がありましたので、御多忙中のことと存じますが、至急告示の必要もありますから御検討の上二月六日迄に御意見を賜るよう右御願申上げます。

尚これ等の技能は他のそれに比較して技能内容が複雑にて広範囲に亘つてみますので教習事項の基準、防護基準の制定も特別な取扱をなす必要があり、就中教習事項の基準については従来の方法と異り関連学科のみを示し、実技については個々の企業の実態に即して認可する方法を取りますから、御参考までに申し添えます。

以上

別表 「技能職種名・技能概要」（編注…略）

『デジ』

昭和二十六年六月一日

〔二一四一〕日経連労働法規委員会

地方別業種別経営者団体の労働関係法令改正意見

一、総括的意見

○（一）業種業態に応じ適用の例外を設け又は緩和措置を講ずる（関西、都市銀行、造船、石炭）。

○（二）許可、認可を条件とするものについて労使の自主的協約を優先させる（関西、中部）。

○（三）諸手続を簡素化する（通信、造船、石炭）。

○（四）賃金、休暇等の計算方式を簡素化し且つ労働者保護の本旨に沿わせしめる（中部）。

（五）日雇労働者、月給者について取扱規程を明確化する（セメント）。

（六）日週月年等の期間につき本法に必要な限度に於て定義規程を設ける（造船）。

○（七）本法は日本經濟の実態から遊離しているからこれを經濟の実態に即応せしめる（中部）。

（八）条文を整理簡素化し抽象的宣言的条文を建設的に改める（中部）。

○（九）適当な労働保護を適正化する（石炭、造船）。

○（十）労使の自主性を尊重し労働協約その他労使の協定を法規に優先せしめる（石炭、造船）。

（11）許可、認可手続を簡素化する（化繊）。

（12）同一企業内事業場内の取扱監督の混乱に鑑み企業經營の現況に即した取扱に改める（中部）。

（13）高圧的、専制的な基本行政を民主的に改める（中部）。

（14）同一管内の事業場については主たる事務所で一括手続し、臨時的、一時的事業所については本社で手続し得ることとする（通信）。

○（15）許認可事項を出来得る限り届出又は報告事項に改めること（造船、硫安）。

（16）不明確な法条を明確化し労使紛争の因を除去する（石炭）

（編注…中略）

十一、技能者養成

（一）技能養成工について養成契約に養成課程終了後一定の就業義務を課し得ること

とし、この点に関し法第十六条（賠償予定の禁止）の規定を排除する（中部）。

(二) 技能養成中の未成年者に対する年令有給休暇の日数は一般未成年者従つて亦一般労働者のそれと同一にすること（第七十二条）（造船）。

『三法』（編注…日付は編者推定）

昭和二六年七月九日

(二一四二) 政令諮問委員会答申

労働関係法令改廃要綱

(まえがき) 政令諮問委員会では、さきに中山伊知郎委員が取りまとめた労働諸法令改正に関する答申案に基き、七月九日の委員会で審議した結果、大体次の如き要綱を決定するとともにこれに関する中山委員の下記意見書を添え、同日岡崎官房長官を通じ吉田首相に提出した。

(一) 労働関係法令改廃要綱

一、一般的問題

1. 関係法規の重複を避けて整理すること。
2. 政令第三二号の善後措置を考へること。
3. 労働委員会の機能強化策を講ずること。

二、労組法関係

1. 団体交渉手続きの円滑化を講ずること。
2. 不当労働行為事件取扱の円滑化を図ること。

三、労調法関係

1. 第三七条の冷却期間に代位するものを考慮すること。
2. 生産設備保全の途を講ずること。

四、基準法関係

1. 適用範囲並びに例外規定は再検討を加えて基準法励行の条件を整備すること。
2. 女子年少者の労働条件について、実情に基き修正を加へること。
3. 手続を簡素化すること。

五、改廃手続

1. 手続は慎重にすること。
2. 審議はできるだけ公開的にすること。

(二) 労働関係法令の改廃に関する意見書

(二六・七・九 中山伊知郎委員)

労働関係法令は経済民主化の根幹をなすものであつてその改訂にはいやくも国際的水準を下ることのないよう慎重に取扱ふことを必要とする。しかしながら他方これらの諸法令が過去五カ年の経験から見て、日本経済の実情に適しないと考へられる点は、右の原則に反しない限り卒直にこれを修正しなければならない。本委員会は以上の立場に立つて、労働法令特に労組法、労調法および労働基準法の諸法令について検討を加えた結果、左記のような結論を得たので、こゝにこれを報告する。

記

一、労使関係を規定する法令に関する一般的問題

① 関係法令の整理統一 〓 労使関係を規定する諸法令については、現在労組法、労調法、公企労法など数種のものに岐れ、かつその取扱機関も別々に設置せられてゐる現状にあるので、この際これら関係法令を整理統一する必要がある。

② 全国的規模の争議行為に対する措置 〓 ゼネストその他国民経済を破壊し又は破壊する恐れのある争議行為については、現在ポツダム政令第三二号によつて措置され得ることになつてゐるが、これに代るものとして、別に治安上の立場から、これを制限又は禁止し得る法律を新たに制定する必要がある。

③ 労働委員会の強化 〓 経済自立の進行に伴つて、正常な労使関係の推移ならびに紛争の予防および早期解決の問題は一層重要度を増加すると考へられるので、その担当機関としての労働委員会制度を強化する必要がある。このために

(イ) 労働委員会に関する規定（労組法第十九条）を整備して、行政機関としての性格、組織および職務権限を明確にすると共に、他の同種の取扱機関をこれに統合することとし、同時に

(ロ) その調査機能を拡充して紛争にたいする予防的役割をより充分に果し得るようすべきである。

二、労働組合法関係（編注…中略）

三、労働関係調整法関係（編注…中略）

四、労働基準法関係

① 法の運用範囲 〓 現行法（第八条）によれば、家事使用人を除き他人を使用する一切の規模の事業場、事務所に適用されているが、小規模（五人以下）のものに

ついでには家内労働その他とともに実情に即した別途の立法をする。

② 労働時間

(イ) 時間外および休日労働については、労使間が、その期間を一般協約の有効期間と合致せしめ、手続きを簡素化する必要がある(第三十六条)。

(ロ) 各種産業の特殊性に応ずるよう、現行の労働時間、休息に関する例外規定を再検討すべきである。とくに土建その他の屋外作業、新聞、通信および放送についても、実情に則した例外措置を採りうるよう改正すべきである。(第四十条)

③ 女子年少者の労働条件

(イ) 女子の時間外労働については、一日二時間、一週六時間、一年百五十時間の制限があるが、業態によっては不便があるので、一日および一週の制限を撤廃すべきである(第六十一条)。但し、工業的企業については、一日最長十二時間程度の制限は附することが適当と認められる。

(ロ) 女子の生理休暇の規定は、男女同一賃金の原則ならびに女子就職の機会確保の見地からもこれを撤廃すべきである(第六十七条)。

(ハ) 先山を養成するため技能者養成として一定の制限の下に男子年少者の坑内作業を認むべきである(第六十四条、第七十条)。年少者とは満十六歳〜十八歳をいう。

④ 割増賃金

深夜労働の割増賃金については、法律によりこれを一律に規定することは止め、他の一般危険有害業務と同様労使双方の取り決めによって処理せしむべきである(第三十七条)。

⑤ 解雇予告

特定の工事又は作業の完成を条件として雇い入れられた労働者については、その完了により解雇する場合は雇用期間が定められていなくても、雇予告を要しないこととすべきである(第二十一条)。

⑥ 有給休暇

有給休暇の請求権は一年毎に打ち切り、毎年未使用者において労働者の要求により買い上げるよう改めるべきである(第三十九条)。

⑦ 付属法令関係

(イ) 労働基準法施行規則、労働安全衛生規則、事業付属寄宿舎規程、技能者養成規程など付属命令は、各産業の実情に即するよう全面的に再検討を加え、所要

の改正を行う必要がある。

(ロ) 報告義務その他の手続は極力簡素化を図るよう再検討されるべきである。(参考) 手続簡素化の主なる例

◇労働基準法関係

一、使用者が労働者の貯蓄金などを管理する場合の認可を届出にすること(第十八条)。

二、一斎休憩の除外の許可を届出にすること(第三十四条)。

三、交替制の場合の深夜業の時間を三十分繰り下げる場合の許可を届出にすること(第六十二条第三項)。

四、労働者名簿の備付を小規模(十人未満)のものについては省略すること(第一百七条)。

◇労働基準法施行規則関係

一、坑内労働につき集団入出坑の場合の時間計算についての許可を届出にすること(大臣官房総務課条)。

二、賃金台帳の様式を極力簡素化すること(第五十四条)。

三、労災補償に関する使用者の報告義務を簡素化又は廃止すること(第五十七条五号、六号、第五十八条八号)。

昭和二六年八月二八日

〔二一四三〕閣議決定

行政の改革に関する件

一、講和条約の締結を機とし、戦時から戦後に引続き複雑尠大化した現行機構及び行政事務に根本的検討を加え、行政上の煩瑣な諸制約を除去すると共に、併せて国民負担の軽減に資するため、行政の組織及び内容を改革して、講和後の自立民主日本に適わしめ新行政体制を樹立することとする。

二、新行政機構は、わが国現在の国力に適合すると共に近代文化国家の運営に必要な最簡素なものとし、その具対案は、今般政令改正諮問のための委員会から提出された「行政制度の改革に関する答申」を参考とし、閣僚小委員会で検討の上立案し、閣議に提出することとする。

三、行政事務の整理及び官庁職員の縮減については、前記答申を参考とし、関係各省と協議の上立案し、閣僚小委員会で検討の上、閣議に提出することとする。

四、右立案のため、行政簡素化本部を設置するものとする。行政簡素化本部は、橋本

国務大臣を本部長とし、内閣官房、行政管理庁、大蔵省主計局、法務府法制意見局、

地方自治庁及び労働省の主任官を部長として構成される非公式の連絡機関とする。

五、行政機構の簡素化及び官庁職員の縮減については、講和条約調印後の臨時国会に
おいて所要の立法措置を取ることを旨とする。

六、退職手当については、左記の如く措置することとする。

(1) 定員法改正法案施行後六ヵ月間定員外の期間を設け、最初の三ヵ月間に退職する者に対しては現行退職手当（国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項に基くもの）の八割増の退職手当を、次の三ヵ月間に退職する者に対しては同じく四割増の退職手当を、それぞれ支給すること。

(2) 右退職手当に対する課税の軽減については別途措置することとする。

七、離職者に対する失業対策については万全を期するものとし、転職を容易ならしめるため、職業補導の拡充その他の臨時応急の措置を講ずることとする。

(備考)

(1) 行政事務の整理に伴い、平衡交付金及び補助金により置かれている地方公務員及び各種委員会委員等もこれを大中に縮減することとし、地方費のみによる地方職員についても、国の措置に倣ってこれを縮減するよう勧奨すること。

(2) 国会、裁判所、会計検査院、各種公共企業体その他政府関係機関の職員についても、国の行政機関に倣ってこれを縮減するよう考慮すること。

(3) 本件に関連し、病気のため長期欠勤中の者を定員外として適当な給与を支給しうるよう別途考慮すること。

『閣議』

昭和二六年九月一日

(二一四四) 労働大臣、中央労働基準新議会宛諮問（労働省発基第七四号）

労働基準法改正について

中央労働基準審議会

労働基準法及びこれに基く諸規則は独立国家として我が国が国際社会に復帰するに際し、再検討を加える必要があると認められる。如何なる点を改正すべきか。貴会の意見を問う。

右諮問する。

『行政二』

昭和二六年九月（日欠）

(二一四五) 東京商工会議所発表（調査資料第三一号）

労働基準行政に関する業界の実情並びに意見調査（抄）

まえがき

本調査は、経済界に於て、労働基準行政に対し簡素改善すべしとする強い要望があることに鑑み、その実情意見を具に調査することを目的とし、三百社宛別記項目に従い意見の照会を求め、得られた回答四〇通を問題別に整理してまとめたものである。得られた結果はほぼ業界各方面の意見を代表したものと云えるであろう。なお意見整理の方法としては次の点に着意した。

(1) 重複のきらいはあるが、多少でもそれが違った角度から出た意見と思われたものや、特に強調しているものは敢て掲げることとした。

(2) 提起した問題が労働基準行政に対するものであったが、回答意見の中には基準行政に対する批判を超えて基準法そのものに対する改正を要望するものも相当多かった。このことは行政面の簡素改善と云うも所謂法律の改正なくしては望まれないとする基準法に対するかなり根強い反省を求めているものと思われるものでこれらの意見もつとめてそのまゝ掲げることとした。

(3) 各社の意見の配列は、問題の次に意見骨子を掲げ、次にそれに該当すると思われる意見を掲げた。

(編注・中略)

二、具体的意見

(編注 中略)

(13) 七一条（技能者の養成）

(1) 使用しようとする場合、員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払いの方法を定めて行政官庁の許可を受けなければならない。

(2) 雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。

(意見骨子)

イ (1)は現行にて可、(2)は届出を要せざるものとせよとするもの(二通)

ロ (1)を届出制に改めよとするもの(三通)

ハ 白紙又は意見なしとするもの(三五通)

イ (1)は現行にて可、(2)は届出を要せざるものとするもの

1. (1)は現行通り、(2)は(1)に員数、期間等を明記してあるので更に届出する必要はない(建設業A)

い (建設業A)

2. (2)は特に届け出て証明書の交付を受ける必要はないと考える(化学工業G)

ロ (1)を届出制に改めよとするもの

1. 届出により使用し得る様にし、養成過程は常時備付の台帳に記載し、本人に内容の真偽を認めさせれば宜い(機械工業A)

2. 土木建築業の養成は一般産業のそれと異り、習得後の移動が多く多い。大工石工等々職種による養成は徒弟より進歩した方途による養成の道を拓かれない(俗にいう親方が届出で養成出来る道)(建設業B)

3. (1)は届出のみにすべきであると思う。(セメント工業)

(編注…以下略)

『業界』

昭和二十六年一月一日

(二一四六) 職業補導課

経済復興策を中心とする職業補導事業の転換

第二次世界大戦中に軍需産業への労務転換政策として実施されたわが国の職業補導事業は、終戦によってその面目を一新し、戦後における失業対策としての役割が、これに課せられることとなった。しかるに最近の経済界の変動に伴い、職業補導の理念は、再びその変更を余儀なくされつゝある。

戦後における失業対策と経済復興施策の線に沿って

終戦に伴って、わが国の経済機能が戦争中の爆撃による建物、機械設備の甚大な損耗、軍需生産偏重による企業経営の廃止、さらに強制徴用による人事管理の不合理、等々によって産業も雇用も麻痺状態を露呈したとき、復員軍人、徴用解除者、戦災者、引揚者は甚に氾濫して未會有の失業者群が発生し、国民生活の根底をなす職業問題の前途には、

実に暗澹たるものが横たわっていた。こゝに職業補導事業は、戦後失業対策の重要な使命をもって採りあげられなければならないのであつたのである。即ち終戦当時全国四ヶ所(東部、中部、近畿、九州)にあつた国民勤労訓練所は職業補導所に切り換えられ、又戦中に設置された全国の職業補導所(一三二ヶ所)、機械工業養成所(四〇ヶ所)、幹部機械工業養成所九ヶ所、地方勤労訓練所(四七ヶ所)合計二二八ヶ所中戦災をまぬがれた施設は、これに改修が加えられて、戦後の職業補導所として再出発の態勢を整えた。そして一方においては、戦災回復の経済諸活動が漸次開始されるに至つた。特に戦災地復興のための建設工事は活発化し、従つて建築関係技能者の需要は少くなく、而も失業者は職を求めて仲々その所を得ない。このような状況の下において、戦後の職業補導所は、これら失業者を収容し、これに主として建築、木工等の技能訓練を施すことによつて就業の機会を多くしようとしたのであつた。

昭和二十一年には、職業補導事業は公共事業の一翼を担つて、愈々その新規拡充が行われた。職業補導所の経営主体は原則的に都道府県であるが、財団法人職業補導協会、石炭鉱業会等公共団体の該事業も行われるところあつて、その施設数は、年度末(昭和二十二年三月末)において、四三二ヶ所に及んだ。補導種目も建築工、木工に止まらず、社会的需要に応じて拡充され、同じく年度末において、建築を行うもの一四五、附属建築二三、木工二二、木船一四、機械五一、手工業七〇、事務一八、和洋裁四〇、食品加工六、石炭四四、計五二三を数えた。

これが昭和二十二年年度末になると、施設数四三二ヶ所、種目数は種目によつて多少の変動はあるが、全部で五三〇種目となつてゐる。建築一四四、附属建築一三、木工一三七、木船一二、機械五一、手工業六一、事務一七、和洋裁四五、食品加工五、石炭四四、義肢一であつて、総数においては前年度に比し若干の増となつた。特に内職授産的色彩を有する手工芸が減となり、木工和洋裁が増を示し、新に身体障害者のための「義肢」種目が採用されたことその他、注目すべき事情の変化はまだなかつた。

昭和二十二年十二月一日、職業安定法が施行された。こゝに職業補導事業は確固たる法的根拠に基づき、職業安定行政の重要な一環として行われることになつた。職業補導所は公共職業補導所と呼稱されることとなり、職業補導の全国的統一と水準向上のために、施設設備の規模、補導定員、補導期間、補導課程、指導員の資格等の基準が設定をされ、補導用教科書の編さんも行われた。補導種目も既に述べたような従来のずさんな分類方式を改め、専門的分化が見られ、又新規種目の設置がなされ、昭和二十三年度において、それは次の四八種目に及んだ。

製図、通訳、統計、和英タイプ、謄写筆耕、食品加工、織布、製糸、和洋裁、刺繡、

手芸、木工、竹細工、木竹工芸、藤細工、パナマ帽、製紙、印刷製本、陶磁器、機械、仕上、鍛造、熔接、板金、農機具、ミシン修理、時計修理、電機器、ラジオ修理、電工、自動車修理、木船、和傘、刻印、模造真珠、塗装、漆器、建築、左官、鉄筋、石工、玩具、内燃機修理、装身具、義肢、水晶加工、自転車修理、皮革加工

(註) 其の後補導種目の分化、新設乃至廃止が行われたが、現在との対比におけるその状況は次のとおりである。

分化したもの 和英タイプ 英タイプ、和文タイプ、和洋裁 洋服、洋裁、和裁
 新設したもの 測量、速記、経理事務、理髪、美容、染色、旋盤、銅器、鍍金、無線通信、ミシン裁縫、精密機械、化学
 廃止したもの 和傘、義肢、水晶加工、皮革加工

かくの如く職業安定法の施行によって、公共職業補導所は全国的規模の下に整備され、職業補導協会その他の民間公共団体は昭和二十三年度においてその姿を没し、都道府県が国の統一的な指導監督並に援助のもとにその経営に当ることとなった。補導所人事の刷新、補導内容の充実と相俟つて、職業補導事業は愈々その真面目を發揮する段階に進んだのである。然し、こゝでもその發揮すべき真面目について注意しなければならぬことは、職業安定法の施行によって、従来からの職業補導の役割は何等変更されたものではないということであった。職業補導は、特別の知識技能を必要とする職業に就こうとするものに対して、それに必要な知識技能を授け、適職就業の機会を多からしめ、職業の安定を図ると共に産業の必要とする労働力を充足して、経済の興隆に寄与する。

―失業対策と経済興隆策。職業安定法はこの両施策を職業補導に課した。蓋し、職業補導事業が社会的に要求せられ、そしてそれが有効に実施されるためには、一方に求職者―それは多くの場合失業者である―が労働市場に現存し、他方産業界は技能労働者を求めているという条件が具わらなければならないが、公共職業補導所は先ず第一に失業者を或一定期間收容して自らを失業緩衝のプールとし、次にその期間にこれ等の者に技術訓練を施して就職せしめる。而も産業はそれら技能労働力を得ることになるわけで、そのことが又相対的に経済の興隆を導く。この観点からするならば職業安定法の指標する如上の理念は、正しく妥当であると言わざるを得ないのである。

職業安定行政施策面補導種目および補導状況

職業補導事業が現実の国の行政施策として行われる場合、それは失業対策としてか或いは又経済興隆策としてか、その何れかに、より多くの比重がかけられる。一つの施策が相対的に異質の効果の実現を期待する場合、その効果を期待する度合に大小が生ずる

ことは当然のことであり、この場合の観念として、失業対策的考慮と同時的に同量の経済興隆策的考慮が並行しなければならないという極めて難しい課題が残される。職業安定法の理念も現実の行政面においては、かくの如き理解において把握されなければならないこととなる。

では職業補導事業が失業対策として、或いは経済興隆策として、その何れに主眼が注がれて実施されるかが次の問題となるがそれは当時の客観情勢による他ない。終戦後数年を経て失業問題は尚益々深刻化しつつ、あつた時、職業安定行政の一環として捉えられた職業補導事業は、前述の職業安定法の理念に裏付けられ乍ら、失業対策として実施されたのである。職業安定法の施行に伴う昭和二十三年度における公共職業補導所の整備刷新も、この線に沿って実施されたのであつて、その後における施策の本質は変わるところはなかつた。昭和二十三年度以降の職業補導事業を、施設数、種目数一回定員について見ると次表のとおりであつた。

最近の職業補導状況

年度	23	24	25	26
公共職業補導所数	362	306	293	270
補導種目数	447	472	518	524
一回定員数	18,780	16,775	17,790	18,440
備 考	昭和23、24、25年度は各年度末状況 昭和26年度は年度当初を基準とし年度末における予定計画状況			

身体障害者に対する特別の職業補導施設としては、戦後、大阪及び福岡の両障害者職業補導所及び啓成社があり、洋裁、附属建築、義肢、機械、木工について職業補導を行つていた。職業安定法の施行により、重度身体障害者に対する職業補導は国立、京、神奈川、大阪、福岡に設置された。現在補導種目としては、洋服、時計修理、義肢、刻印、手工芸、家具、靴、袋物、建築製図、勝写筆耕、ミシン修理、自転車修理、和洋裁、機械木工、竹細工、木工芸、経理事務、理髪である。一回定員の総数は七五〇名に上り、更に来る十月からは結核回復者のための兵庫特別補導所の設置ともなり、第一回補導生七五名が近く入所することになっている。尚広義に職業補導事業という場合には、これに(1)共同作業施設における作業訓練及び(2)工場事業場等に対する技術援助を含むのであるが、これらは特殊の分野を形成しているので、本稿ではこれらの記述は別の機会に譲り、専ら一般公共職業補導所における狭義の職業補導に限定して、更に最近の事情に言及することにしよう。

近代産業の要求に従う少数精鋭主義の補導方針

朝鮮動乱は世界経済を大きく揺り動かしたが、わが国の経済もその影響の他ではあり得ず、ドッジ・プランの成功、その後の安定恐慌の危惧或いは行き詰りを乗り越え特需をもたらした。更に日米経済協力が唱導されるにつれて、所謂新特需となり、その間多少の起伏はあるが、占領諸制限の逐次的解除、対日講話締結の事情と相俟って日本経済はその前途に明るい希望が持たれるようになった。近時朝鮮動乱の休止の問題を中心とする世界経済の変化も、そのことが直ちに我が国の産業構造を変革するとは考えられない。日本の経済はその自立計画達成に向つて歩を進めてゆくであらう。

経済界の活況、そして国民生活の安定も漸く緒につき、さしもの失業問題も全部ではないが、昔日に比しては相当程度にその深刻性を失った部面もあるようである。

このような客観情勢の変化に伴って、職業補導事業も、従前の拠つて立つところのものに変更が加えられなければならない。職業補導事業は失業対策的意義を減少し、こゝにおいては逆により多く経済興隆策として再出発することが要請せられるに至つたのである。産業界の要求する技能労働者を訓練し、これを供給して、国家経済の発展に寄与することこそ職業補導事業に与えられる至上命令とされる。昭和二十六年度はかくの如くして職業補導の歴史に一時期を画し、再出発したのである。

そこで次に、右のような根本方針の転換に従つて、本年度の実施方法は如何なる方向に標点を持つてゆかれたかということについて概略の説明を附け加えて置く。

先ず第一に公共職業補導所における施設設備の整備並びに綜合化が図られた。(前掲図表参照)これによりて又予算の效果的運用が期されるのであるが、少数精鋭主義による新事態への準備体制が整えられたのである。

第二に補導種目を再検討し、その取捨撰択が行われた。即ち近代産業の需要度の高い機械関係の種目を増設し、逆にそれが低くなつた建築、

最近の補導種目増減状況

増減種目	年	
	度	度
機械	二二	二六
熔接	二五	二五
板金	一一	一〇
自動車修理	一六	一九
通訳	三	二
木工	一一	一七
建築	一一	一〇
左官	三	〇
備考	〇	五

昭和二三、二四、二五年度は各年度末状況、昭和二六年度は年度当初実施計画決定状況であり、年度末には更にこの傾向に拍車がかけられた形で種目の変更が行われる見込である。

木工等はそれでも既述の如く終戦直後雨後の筍式に簇出して旧態依然たるものがあつたので、それがこの際削減された。(上表参照)そして前に掲げた表によりて考察すると、前各年度に比し補導所数が減じているのに補導種目総数及び補導定員総数が増を示しているのは、少数精鋭方式による職業補導の充実を如実に物語るものである。

第三に補導所、補導種目設定の大都市大産業中心主義があげられる。蓋し近代的重要産業乃至大産業を内包する大都市におけるその実施によつて、訓練した技術労働力の供給はより一層便であるからである。勿論この場合においても、後進資本主義国の特徴をもつわが国零細企業のための、従つて又地域的には中小工業都市に対する考慮が全然無視されたと言ふものではない。然し乍らそれも失業対策的考慮に基いてではなく、産業興隆策上の便宜に立脚して補導所の設置、補導種目の選定が行われるのを見るのである。

第四に補導期間の再検討である。職業補導が失業者の救済を事としたときは、短期に必要な最少限の技能を与えて就職せしめることを以つて事足りたが、産業が高度の技術労働を要請し、職業補導がこれに応えんとする今の場合においては、比較的長期の補導期間を必要とすることになり、この線に沿う実施が見られつゝあるのである。

第五に補導方法の改善があげられる。補導生に高度の技術を習得せしめるためには補導の仕方に工夫がこらされねばならぬ。この見地から補導教程の制定に再検討が行われ、又教科書の編さんが整えられつゝある。そして又、補導生の技術訓練に当る指導陣容の整備は目下の急務とされて、所長、指導員の人事は刷新されつゝあり、更に、労働省及び都道府県には、技術指導(担当)員の設置が考慮されている。

第六に注意すべきことは補導所入所者の実質的入所条件である。職業補導に失業救済的效果が期せられる限りにおいては、とにかく失業者を入所せしめることを以つて足りたにしても、これに前述の役割が課せられた現在、その入所条件として実質的に別種の事柄が要求せられるのは蓋し当然である。即ち先ず年齢的には、技能習得度の早い、そして将来の我が国技術労働力の担い手たるべき新制中学校卒業者が応募し入所の対象とされ、次にそれ等の中、補導適格性を有することが選考し入所の要素とされるに至る。新態勢に即応する職業補導の転換整備方向は大体右に要約されるであらう。

むすび

職業安定行政を全般的に見た場合においても、その目標は先ず第一に産業振興であり、これを通じての職業安定であるとされるに至つてゐる。職業安定諸施策中、既に国際的水準に達していると言われる職業紹介に比し、職業補導が若干の立ち遅れを見せる観のあるのは遺憾であり、その急速な拡充強化が企てられている。一方職業補導事業の重要

性は益々高く評価され、そしてそれは昭和二十六年度以降の将来に互り、経済興隆策を標榜して劃期的な発展を遂げるであろう。

『広報』

昭和二十六年一月二〇日

〔二一四七〕労働大臣、技能者養成審議会宛諮問（労働省発基第九六号）

技能行政の運営について

独立国家としてわが国が国際経済に参加するにあたり、生産企業における技能訓練計画を積極的に発展せしめ、技能の向上と労働能率の増進を図り、以て労働生産性の水準を高めなければならないが、これに対処するため技能行政の運営について再検討を加える必要があると認められる。如何なる措置を講ずべきか。貴会の意見を問う。

昭和二十六年十一月二十日

労働大臣 保利 茂

『監督』

昭和二十六年一月一日

〔二一四八〕日本経営者団体連盟、労働次官・労働基準局長宛

技能者養成制度改革に関する意見

(一) 技能行政のあり方について

(イ) 技能行政は助長行政たることをその目標とすること。

徒弟制度の弊害排除という監督行政の必要性はこれを認むるに吝かではないが、その面はできる限り最少限度に止めると共に、もともと本行政は職場技能訓練に対する助長行政たることに鑑み、この面をその主たる目標に指向すべきである。

(ロ) 技能行政担当機関の能率的運営を図ること。

従来認許可その他の事務が渋滞している例がしばしば見られるのでその能率的運営を図るよう考慮すべきである。

(ハ) 事務手続の簡素化を図ること。

届出、報告関係書類の備付等事務手続の面はできる限り簡素化せられたい。

(二) 養成制度の充実について

(イ) 単能工養成に重点を指向すること。

現行技能養成制度は多能工養成をその目的としているが、生産企業の実情からみ

るならば、寧ろ単能工の養成を必要としているので単能工養成にもその重点を併せ置くべきである。なお単能工養成期間は多能工のそれと異なるから職種に応じこれを短縮すべきである。

(ロ) 裏書制度を拡充すること。

技能習得者並に技能者養成修了者に權威をもたせるため現行技能者養成修了証明書に対する裏書制度を拡大し、夫々の養成課程に応じて労働大臣の裏書を求め得るように措置することが望ましい。

(ハ) 技能習得者の実習可能業務の範囲を拡張すること。

例えば年少労働者の先山養成等危険有害業務の実習もこれを行わなければ技能養成の目的を達することができない。

(二) 技能習得者の定着方法を講ずること。

現行養成制度には、技能習得者が技能を習得する事業場に定着させる措置がとられていないため、使用者は技能養成を躊躇している場合が少くない。民主々義に反しない限度で何等らかの定着方法を講ぜられることが望ましい。

(ホ) 教習事項の基準は弾力性をもたせ、各事業場においてその実情に即してこれを取捨選択する余地をもたせること。

(ヘ) 指導員検定方法を簡素化すること。

(ト) 技能習得者の技能検定の方法を速かに決定すること。

(チ) 技能養成指導員並びに養成修了者に対し、労働安全衛生規則の「特別安全基準関係免許状」の無試験下附の特典を附与するよう特別の法的措置をとること。

(三) 経済的負担の軽減

(イ) 作業衣等の無償支給規定は削除すること。

(ロ) 関連学科の教習時間等は労働時間外として取扱い得るように配慮すること。

(ハ) 助成金を交付すること。

(三) 養成工に対する現物給与、通勤費、講師謝礼についてはこれを課税対象としないこと。

(四) 学校教育との関連について

(イ) 技能者養成制度が国家的技能教育制度であるのに鑑み、学校教育を受ける者と遜色のない特典と利便を与えること。

(ロ) 本制度実施上、文部省所管事項と関連する面が若干あるから、これが調整につき実情に即した措置を講ずること。

(ハ) 養成工の中には夜間定時制高校に通学している者があるが、その場合関連学

科と重複している学科についてはこれを受講しなくとも差支えたいように措置する
こと。』
『日経』

昭和二六年一月一日

〔二一四九〕技能者養成審議会決定

技能行政運営上の各問題点の審議事項

1. 助成金制度の設置
2. 義務的養成制度の確立
3. 労働基準法との関係
4. 課税に対する特例措置
5. 技能者養成指導員に対する公的証明制度の確立
6. 養成修了者に対する公的証明制度の確立
7. 労働者間並びに事業主間の協力体制の確立
8. 関係官庁との連絡調整
9. 技能者養成指導員の研修制度の確立
10. 教習事項と労働時間との関係
11. 企業内における階層的訓練制度
12. 登録制度
13. 養成委員会制度
14. 表彰制度の確立
15. 技能行政機構
16. 指導官制度の拡充強化
17. 技能研究機関の設置

『監督』

昭和二七年二月二日

〔二一五〇〕経営者団体、行政官庁へ意見具申

日経連の技能者養成制度に関する意見

経済自立の確立が要請される我が国経済界において技能者養成制度の緊要性は今更
多言を要しない所でありますが、過去三年の経験を徹するに、その制度に幾多の障害

が存するため、各企業においてこれが実施を今尚躊躇している向きの多きことは蔽う
べからざる事実であります。

これらの障害を排除し、わが国企業の実情に即した技能者養成制度の発展を期する
ための改正意見を次の通り決定致しましたから茲に右意見を具申します。なおこの機
会に技能者養成制度といふ監督者訓練といふ、或は産業教育法に基く実業教育といふ、
何れも産業教育の一として取上げらるべきものであるにも拘らず、その所管官庁が夫
々異なり相互の有機的連絡が欠如しているため各行政が重複平行する場合も生じ、且
つその事務も煩雑を極めている現状に鑑み、その所管官庁はできる限りこれを統合し、
行政の一元化を期せられることを併せ要望致します。

技能者養成制度改正に関する意見（編注…昭和二六年一月一日と同一につき略）

鉄道車両工業経営者連盟の改正意見

一般的改正意見

(一) 技術の向上が日本経済自立のための必須要件であるのは云う迄もないが、国際市
場の競争不可避な運命に在る鉄道車両工業にとつては、特に大きな意義をもつもの
であつて、この点から技能者養成には重大の関心を持たざるを得ない。もとく技能
者養成規程の意図するところには、全幅的な賛意を表すが、規定の内容とその運用
とに関しては、現実の企業経営の面から少なからぬ不満と疑問とを持つ。

(二) 現行規程は使用者に対し嚴重な監督と義務の負課を規程しながら、しかもこれに
関する負担をあげて使用者の一方的責任としている。他面これら技能習得者を定着さ
せるため適切な措置については何等規定するところがない。かゝる実益の少い事情下
にあつては、使用者が「本規程に準拠した技能者養成」の実施に逡巡するのもけだし
故なしとしまし。

即ち経理上での国家補助と技能習得者の定着性実現とについて、何等かの措置がの
ぞましい。

(三) 技能習得者の実情についてみるに、彼等は規程による教習を以て満足しないで、
夜間高校に通学するものが少くないが、かくては過労を招くのみならず、養成趣旨の
大部分は失われ、且つ夜間高校通学による技能の向上にはさしたる効果も認められな
いのであつて、未成年者を保護しつつ技能の向上を図ろうとする法の精神に逆行する
ことになる。

即ち技能習得者に対する一種の「社会的格付」を考慮することが是非とも望ましい

が、出来得べくんば、夜間高校と技能者養成教習との間に有機的調整を図ることも有効な方法であろう。例えば、体育、社会科学等は之を高校に委ね、実技に関しては技能養成能養成に期待する等のような勤労者教育に関する再検討が望ましい。

四 この規程は労働基準法に基くものであるが、本来監督行政の範疇に加えられること自体に理論上疑問がある。

特に末端のとかくわづらわしい監督的行政の実際についても充分な再検討が行われるべきである。

五 所謂近代化された大企業と比較的前資本主義的性格を遺している小企業とを区別することなく一律に適用しようとするとこの規程の普遍化を阻む一つの素因がある。

尤もこの難点は労働基準法全般に通じて云われる。
現実には多くの会社で行われているようにそれらの企業体の希望しその経営方針と実

体と伝統とに適合した自治的な技能教育制度を相当大巾に織込みうるていどの内容とすることもこの際考慮されるべきではなからうか。

特に最近政府各機関から指導推奨される諸々の産業教育（T・W・I M・T・P等）との総合的調整について、根本的な検討と省察とが加えられることも必要であろう。

具体的改正意見

(一) 第九条関係

第二号「……養成契約の定にしばく違反した場合」の「しばく」を削除する。

(理由) 使用者として折角技能習得者として雇用したものを、契約解除することは、よくくの場合に限られるのであるが、最も多い事例は第二十三条の規定に違反して技能習得者が契約解除の手続を経ることなくほしまに他に雇用される場合である。

前述の場合一般に使用者は損害賠償に訴えることなく、契約の解除で事を済ますかが通例である。この場合、法、命令、就業規則又は養成契約の定に違反したものととして扱ふこととなるが、この種事例は「しばく」であることを要しない。従って「しばく」を削除すべきである。

斯く言えばとて第十条に於いて労働基準監督署長の認可を必要とするものであるから、使用者の一方的恣意による契約解除ということは起り得ないと思う。

(二) 第二十二條関係

第二項に次の但書を加える。

「但し技能習得者が第九条第二号に該当して養成契約を解除された場合はこの限りでない。」

(理由) 前と同じ趣旨で、他の雇用されたものなどにまで証明書を交附する必要はないと思われる。

(三) 第二十三條関係

第二項として左の一項を加える。

「使用者は他の使用者と養成契約存続中の技能習得者を雇用してはならない」

(理由) 本条は使用者に於て最も関心を有する条文で本条違反が余りにも多く、且つ之に対する適切な防止対策がないために(損害賠償の提起の如きは現実には行われ得ない)使用者が技能者養成を逡巡すると言つても大して過言ではない。

故に右の如き第二項を附加することを提案したい。

(四) 第二十五條関係

本条第二項を削除するか又は次の通り改める。

「使用者は技能習得者に対し教習に必要な物品につき便宜を供与しなければならない」

(理由) 本条第二項は正面解釈の場合又第一項第二十六条との関連に於て眺めた場合「現物給与」であるとの感が深い。併し乍らかかる物品の提供は若し契約に於て明示せられても之を「労働の対償」として見ることは出来ず、それは宛も機械器具や文房具が業務上必要であつて、労働者の使用に委ねられても賃金乃至利益とは見れないのと同じである。

又仮りに一步を譲つて現物給与なりとしても、労働協約で別段の定めをしなければ評価額の適正な設定は不可能である。

故にかゝる誤解を生じ易い条項は削除するか又は存続するにしても、物品の具体的例示に代えるに「必要物品の便宜供与」程度に改むべきである。尚、作業衣の無償支給などは事実上不可能であり、本条の如き義務付けは財政面から見て技能者養成を経理上極めて裕福な特殊企業に限定することとなるおそれがある。この面から見ても改正の要があると思う。

日本鉄鋼連盟の現行制度に関する意見

自立経済体制の一環として技能者養成の重要性が認められ鉄鋼業に於ても基本職種である製鉄工、製鋼工、圧延工等の指定技能名の追加があつたので、本年四月より業界の教社に於てその養成制度の設置を見た次第であります。これが実際の運営に於ける経

驗上、將又目下実施を躊躇する向に於ける真意の存するところを綜合すれば主として左記の諸点に於て改善を要すると存じますので当局の慎重な審議を経て適切なる方策を樹立せられんことを切に期待するものであります。

一、行政官庁の基本方針

労働基準法に基く徒弟制度の弊害、年少労働者の就業制限等はその性質上監督行政の立場から行わねばならず、技能者養成制度がその本来の使命を達成するために寧ろ養成目的が主体となり実態に即しこれら監督的規制が最少限度に圧縮せらるべきであつて従つて行政官庁としては次の如き基本方針に於て運営せられることを念願するものであります。

- (1) 監督行政より転じて実務に即応した指導助成行政として再出発すべきこと。
- (2) 認可申請、報告事項が形式的で複雑にすぎるが、これを實際面に即して必要程度に簡素化し、能率的に処理すること。
- (3) 現行認可制を登録制に改正すること。

二、経済的負担の軽減

産業教育振興法によつて多額の国庫補助が認められているが、国民の経済力はその大多数が高校進学を望めない今日においては技能者養成がその一端を荷つている現状に鑑み各種の経済的負担軽減の措置を講ぜられるべきである。

- (1) 助成金の交付
- (2) 優秀な養成施設若くは優秀技能修得者に対し褒賞制度を置き、国庫の負担に於てこれを実施すること。
- (3) 規程第二十五条第二項は道具、作業衣教材等を会社が無償で提供するようになってゐるが負担が大きいのでこの項を削除すること。
- (4) 課税免除の特例を設けること。

三、学校との関連につき特別調整の方策を講ずること

技能者養成の目的達成は技能修得者をして希望をもち、専心その業に励むことが核心であるが、実情は学校教育偏重の觀念に捉われ、多く二重教育の弊に陥つてゐる。現在の段階では先づ次の調整措置が講ぜられることが急務である。

- (1) 養成工で夜間定時制高校に通学しているものに対しては関連学科と重複する学科についてはこれが受講を免除（クレヂット）出来る道を開くこと。

- (2) 教科書の廉価購入その他の特典に於て養成工をも同様の措置におくよう措置すること。
- (3) 雇用主が発行する技能習得終了証書の裏書きを労働大臣が行うことに改めること。

四、年少労働者の就業条件に關して技能者養成の課程に於て鉄鋼業のような継続作業の場合教習所が必要と認めた場合は深夜休日に於ても見学乃至実習として或る限度の就業を認めること。

昭和二十七年五月十七日

〔二一五一〕労働週報

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項を次のように改める。

（編注…中略）

第七十一条第一項中「行政官庁の認可を受けなければならない。」を「これを行政官庁に届け出なければならない。」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、命令で定める危険又は衛生上有害な業務に使用しようとする場合においては、行政官庁の認可を受けなければならない。

第七十一条第二項中「前項の規定による認可に基いて」を「前項に規定する届出又は認可に係る技能者の養成を行うため」に改める。

第七十三条を次のように改める。

第七十三条 使用者が、第七十条の規定に従つて、技能者の養成のため労働者を使用する場合において、同条に基いて発する命令に違反したときは、行政官庁は、使用者に対し同条の規定による技能者の養成を三箇月以内の期間を限つて中止すべきことを命じ、又は第七十一条第一項但書の認可を取り消すことができる。

（編注…中略）

理由

労働基準法に定める手続を簡素化するとともに、同法の円滑な実施を図るため、同法に所要の改正を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

『週報』

昭和二十七年五月二八日

(二一五二) 労働省、身体障害者雇用促進中央協議会宛提出

身体障害者職業更生援護対策要綱(案)

方針

現在の社会経済状況下において、傷痍軍人を含む身体障害者の援護対策の一環として、職業による更生を図ることは極めて肝要であるので、関係諸機関の緊密なる連繋の下に国民世論、特に使用者側の協力を得て、これが雇用を強力に推進するものとする。

措置

職業安定組織は身体障害者の職業確保のための業務に最重点を指向し、左の措置を講ずる。

(一) 職業あつ旋確保

身体障害者の職業確保のため、これ等の者につき任意登録を実施し、個々人の生活上、職業上の実情の把握に努めると共に全国に亘る公共職業安定所の全機能を結集して職業あつ旋網の整備確立し、職業適性検査、求人開拓、就職あつ旋活動を活発ならしめること。

① 登録

労働の意思と能力を有する身体障害者にして就職を希望する者は、公共職業安定所に任意登録すること。この登録については公共職業安定所は、市町村、福祉事務所及び身体障害者福祉司と緊密な連絡を図り右の機関を通じ又は直接公共職業安定所にこれをなさしめること。

② 求人開拓

公共職業安定所は、右の登録者について使用者の認識と理解を深めることに努め、求人開拓を強力に実施すること。世論の喚起、使用者の認識と理解の徹底、求人の開拓にあたっては、公共職業安定所は、関係ある総ての機関並びに団体との連繋協力の下に都道府県知事率先これに当り、強力広範を展開すること。

③ 紹介業務

身体障害者につき適性検査並びに残存労働能力の検査を実施し、これが適職選定に慎重なる配慮を講ずることとし、その紹介業務はケースワーク方式をより徹底し、優先的に就職結合を図るものとする。公共職業安定所は、右の身体障害者の残存労働能力の検査、職業適性発見のための諸資料を整備すること。

(二) 職業補導訓練の強化

① 身体障害者の残存労働力を助長し、その就職を容易ならしめるため公共職業補導所への入所を優先あつ旋すること。

② 前号の入所あつ旋に当っては、その障害の種類、軽重の度合に従い、これを一般公共職業補導所又は特別公共職業補導所に入所あつ旋すること。

③ 右のため一般公共職業補導所はこれを整備し、特別公共職業補導所はこれを急速に増設し、且つ、共同作業の施設の併置を考慮すること。

④ 職業補導訓練は、ケースワーク方式をより徹底し、特別な補導要領をもって実施すること。

⑤ 職業補導訓練課程修了者は、公共職業安定所において二の①の③によりその就職を確保すること。

(三) 雇用の勧奨

① 国民一般の認識と理解を深めることに努めると共に、特に使用者の協力を要請し、身体障害者の積極的な雇用を勧奨すること。

② 現業官庁、公共企業体、都道府県、市町村、その他諸団体に対し身体障害者の雇用を勧奨すること。

③ 特に身体障害者に適する職種又は仕事を有する工場事業場及び一定規模以上の工場事業場の使用主に対し、身体障害者の雇用を勧奨すること。

④ 適当な職業訓練施設を有する使用主に対し、身体障害者の雇用を勧奨すること。

⑤ 雇用促進協議会の設置

⑥ 身体障害者の雇用促進についての重要事項を協議するため、労働省に雇用促進協議会を設置すること。右協議会は、学識経験者、労使代表及び関係行政機関等の職員をもつて構成すること。

⑦ 前号の協議会の議を経て定められた事項を実際に運用する場合の諮問機関として、都道府県毎に協議会を設置することとし、その構成は中央の協議会に準ずること。

(五) 研究調査の促進

① 身体障害者の職業あつ旋に必要な残存能力判定基準及び判定方法、適職判定基準、判定方法、職場開拓技術等の完璧を期するため必要な研究調査を急速に実施すること。

② 身体障害者の適性検査、残存労働力の判定、適職の相談その他作業義肢、作業補助器(補助具を含む)、作業設備の改善身体障害者の職業更生に関するセンターとして財団法人に対し、これが事業を委託実施せしめること。『行政三』

昭和二十七年五月三十一日

〔二一五三〕 技能者養成審議会答申

技能行政の運営について

技能者養成審議会会長

桐原 葆 見

労働 大臣 吉 武 恵 市 殿

昭和二十六年十一月二十日労働省発基第九八号による諮問について審議の結果、技能行政の運営につき別紙のとおり答申する。

技能行政の運営について

現在の技能行政について詳細に検討してみると、幾多の問題がそのあい路となつて円滑な運営がはばまれている。とりわけ、次の事項がその著しいものとして指摘される。

- (一) わが国産業はその経済的基礎が浅く、且つ中小企業を主体として構成されている
- (二) 技能者養成制度に対し関係各界の認識と協力が充分でない
- (三) 現行技能者養成制度は弾力性と魅力に乏しい
- (四) 労働基準行政における監督行政と技能行政とが未だよく分化されていない
- (五) 現行技能行政の運営機構が弱体であるために指導援助が行き届かない

これ等の諸問題に対処し、これが解決を図るためには特に

- (一) 企業が行う技能者養成を積極的に助成すること
- (二) 技能者養成制度に対する社会的関心並びに評価を高めること
- (三) 企業の行う技能者養成計画を促進奨励すること
- (四) 現行の各種訓練制度を合理的に体系化すること
- (五) 技能行政の指導助長行政としての性格を明確化すること
- (六) 技能行政の運営機構を拡充強化し、これに必要な経費予算を充分に確保すること等が極めて緊要であると認められる。

しかしこれらのことは、現行法令又はその単なる改正をもつてしては到底その万全を期し難い。

よつて、この際、政府は技能者養成に関し新たな法令を早急に制定する必要がある。右法令の制定に当つては少くとも左記にかゝる事項を実現するよう切に要望する。

記

一、助成金制度の設定について

わが国産業の持つ経済的基盤並びにその規模、構造に見られる特殊事情に照らし、各企業の行う技能者養成に対する国の助成は絶対に欠くことが出来ない。この助成は中小企業の負担の軽減を図るといふ消極的方途に止まらず、積極的にこれを援助育成する方針を確立すべきである。

特に今後わが国の技能水準を国際的に高めるために、技能者養成は国として最も考慮すべき重要事項である。

故に、政府は国家的投資という観点に立つて、この助成金制度を確立すること。課税に対する特別措置について

技能者養成は学校教育と等しく国家的に重要な教育活動であるにもかゝらず、課税については何等の特点をも与えられていない現状である。

少くとも教習用物品その他養成上の直接経費に対しては、国として学校教育におけると同様、免税の取扱を受け得るよう特別の道を開くこと。

表彰制度について
技能者養成制度を発展させるためには企業の行う技能者養成に対して、諸種の奨励方法を講ずる必要がある。

これがために例えば表彰制度その他必要な方策を樹立すること。

公的証明制度について

技能者の資質を高めるとともに、その社会的地位の向上を図ることは技能者養成制度の目的を達成する所以である。

それがために公的証明制度を設けてこれをより権威あらしめることが必要である。例えば、

- (一) 現行の技能者養成指導員の資格免許証は労働大臣より交付する。
- (二) 被養成者についてはその養成開始の際にこれを登録し、終了の際は新たに設置すべき地方技能者養成委員会、地方行政官庁あるいは労働大臣が技能者養成終了に関する裏書または証明を行うこと。

等これを制度化すること。

一、技能者養成指導員の研修制度について

卓越せる技能者は指導力を持つ練達な指導員によつてはじめてよく育成されるのであるから、このような指導員を選定確保するための認定講習、資質向上のための研修制度等を設けることが不可欠の要件である。

政府はこれを強力に実施する措置を講ずること。

一、技能者養成の強力な実施促進の措置について

技能者養成はその企業の発展並びに国家経済の興隆のために欠くことのできないものである。しかるに自ら技能者の養成を行うことなく、故意に他の企業において養成中の者、または養成を終了した技能者に依存せんとするものも見受けられるので、このような弊を防止する上からも、技能者養成を当然必要とする産業、特に基幹産業部門の技能を向上する上からも更にまた、わが国固有の工芸技術を保存する上から見ても臨機の施策が必要である。

このような観点から政府は特定の企業について養成の必要があると認められる場合には、技能者養成審議会の議を経て使用者に技能者養成の実施を促進し得るよう特別の措置を講ずること。

一、使用者間の協力体制について

使用者は出来る限り他の事業場の行う技能者養成並びに被養成者の定着対策等について相互に協力すべきであることは勿論であるが、特に経済的負担能力に乏しい中小企業にあつては、単独に養成を実施することが困難であるから委託養成、共同養成その他の事項について、使用者間の積極的協力に必要な措置を講ずること。

一、労働者の協力体制について

技能者養成は積極的な労働保護政策上必要であるのみならず労働者の経済的、社会的地位の向上に役立つものであるから、労働者もまた、技能者養成計画の樹立並びに実施について緊密に協力をするよう必要な措置を講ずること。

一、関係官庁間の協力体制確立について

現在各関係官庁において区々に取扱われている積々の養成並びに訓練に関しては、これを一元化するよう措置すること。

しかし種々の事情によつてそれが困難な事項については、関係官庁間に緊密な連携を保つて円滑な運営ができるよう措置すること。

一、企業内における技能者養成制度の拡充について

現行のような一階層に限られた技能者の養成では、産業の要求に応ずる各層の技能者を確保することが困難であり、ましてわが国の技能水準の向上、労働生産性の高揚を十分に期待することは出来ない。

したがつて企業内における現行の各種の訓練を合理的に体系化し、更に広はんな技能者養成制度を確立すること。

一、技能養成指導官制度について

技能行政が指導助長行政である建前から、これが円滑な運営を図るためには労働基準法による監督行政と分離することが必要且つ有効である。またその指導助長の衝に

当るべき技能養成指導官には、産業について広はんな知識経験を有し、且つ教育活動に十分な素養のある優秀な人材を確保することが肝要である。

したがつて、技能養成指導官の選定にあつては、その資質能力等について慎重に選衝し、また広く民間から技能養成指導官として適材を登用する道を開くこと。

これら技能養成指導官の身分については特別の措置を講ずること。

一、技能行政機構について

技能者養成が全国的に浸透発展しつゝある現在において、現行のような行政機構と陣容とをもつてしては、到底十分な成果を望み難い。今後ますます拡張発展を予想される技能行政を担当してその任務を果すためには、少なくとも中央に技能行政を担当する一局を設け、地方にあつては、ブロック別に地方局を、各都道府県にはそれぞれ技能養成指導官事務所を設置する外、更に中央に技能者養成に関する重要事項を調査審議する技能者養成審議会を、各都道府県にはそれぞれ技能行政の一機関として技能者養成委員会を設けること。

右の諸機関には事業場数及び労働者数等を充分考慮の上、相当数の定員を確保する等万全の措置を講ずること。

一、研究機関設置について

指導助長を主眼とする技能行政の運営には、複雑にして専門的な知識を必要とする。故にこれを効果的に且つ能率的に運行するためには技能に関する各般の科学的研究が必要である。

よつて、これがために国家的規模の総合研究機関を設置すること。

右の研究機関には技能に関する諸般の事項例えば、各階層の技能の要因分析、その構造並びに水準、保有すべき員数、養成方針、指導法、技能評定法等について調査研究を行い、技能行政の運営に資するものとする。 『監督』

昭和二十七年六月五日

〔二一五四〕次官会議申合せ

官庁公共企業体地方公共団体等における身体障害者雇用促進に関する件

一、国の機関においても能う限り身体障害者を採用すること。

二、前項については、公共職業安定所に登録した身体障害者中より選考採用するよう努力すること。

三、国の機関が採用候補者名簿に記載された者の中から採用するときは、身体障害者の故をもって不利な取扱をしないこと。

四、公共企業体及び地方公共団体については、右三項に準じて取扱うよう勧奨すること。

五、国の機関、公共企業体及び地方公共団体は身体障害者の採用状況、採用者の勤務能率等を労働省へ通報すること。右のため労働省は必要な措置を講ずること。

六、国の機関、公共企業体及び地方公共団体において採用すべき身体障害者の次の基準については各省庁と打合わせの上別途考慮すること。『行政三』

昭和二八年三月二八日

(二一五五) 外務省、次官会議提出

国際労働機関主催アジア地域における公務員の職業訓練講習会に関する説明

一、本講習会は一昨年十二月の国際労働機関（ILO）アジア人力技術会議の決定に基づき、同機関が国連の拡大技術援助計画の一環として本年二月より先ずオーストラリアで五週間にわたり開催し、引続きフィリピンで二週間わが国で五週間続行するものである。

二、この講習会はアジア諸国の公務員約二十名（うち二名は本邦人）に対し講義と討論によつて国内職業訓練計画の組織と運営につき研究させるとともに実地観察の機会を与えることをその内容とするものであつて、ILOの講師二名が主としてその指導に当る。

三、この講習会をわが国において引続き開催することは、ILOに対するわが国の協力その他諸般の観点から見て極めて有意義と考えられる。なお、わが国における講習は主として東京で行い、名古屋及び関西方面で実地見学を行うことが予定されている。『デジ』

昭和二八年九月二一日

(二一五六) 東京商工会議所建議

労働基準法改正意見

第一、基本方針

(一) 現行労働基準法が業種業態又は規模の如何を問わず機械的一律的に適用されていることは適当でないから、当該業種の実態に即した取扱をするとともに、常時使用する労働者が一〇人以下の小企業に対しては現行法とは別個の簡素にして弾力性のある法律を制定すること。

(二) わが国労働者の就労実態及び生活慣行等に鑑み、現行労働基準法における適当な保護規定を適正化する一方、同一の事業又は事務所の範囲内においても各作業単位の業務がそれぞれ他の業種に類似した特殊性を有するときは、当該業務の態様に応じてその取扱いを異にする場合を認める。

(三) 労働関係に関する不当な干渉乃至取締規定を改廃してできるだけ、労使間の自由裁量に委ねる建前をとるとともに、これに伴い認許可事項届出事項、報告事項等を整理するほか、手続の簡素化を大巾に実行すること。

第二、改正点

(編注…中略)

(七) 技能者養成関係

技能者養成の観点から年少者を就かせてはならない危険有害業務の制限を緩和すること。(法第七〇条、女子年少者労働基準規則第一三条)

(編注…以下略)

『東商』

昭和二八年一〇月二五日

(二一五七) 労働省職業安定局

職業訓練の現況と問題点(抄)

第一編 雇用と職業訓練

第一章 労働力人口の推移

第二章 雇用と失業の趨勢

第三章 職業訓練の必要性

第四章 職業訓練の体系

第一節 職業訓練の種類

わが国の職業訓練は労働力の需給の面において、人力を効果的に活用するため、その労働力を技能化し、経済の興隆と職業の安定に寄与せしめることである、そのために現在実施されているわが国の職業訓練は相当広範囲に亘り、その種類も相当数にのぼつて

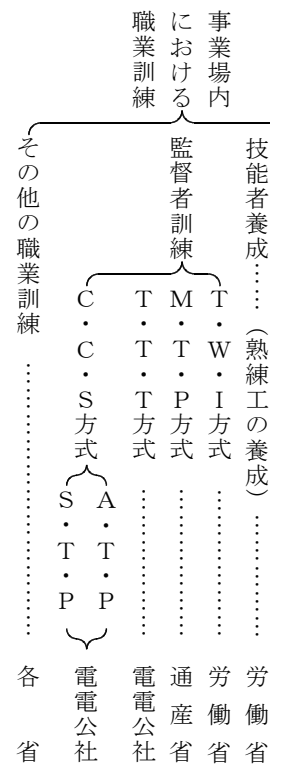
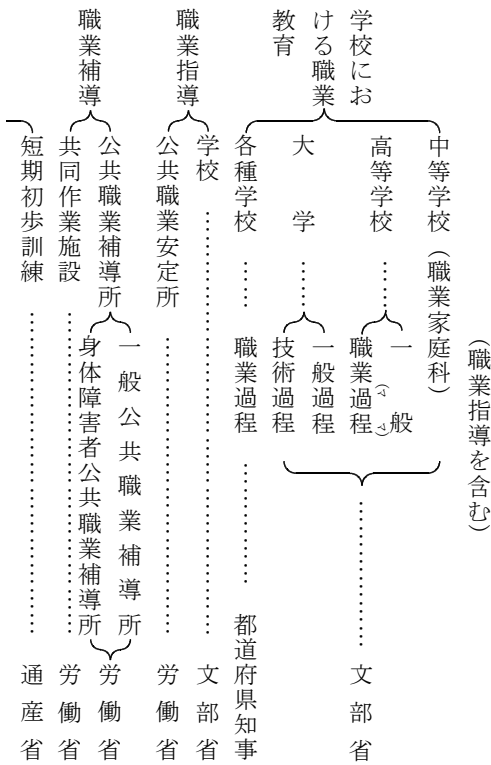
いる。その種類の主なものについてみると、大体つぎのようなものである。

- 一、学校における職業教育
 - ① 中学校における職業教育
 - ② 高等学校における職業教育
 - ③ 大学における職業教育
 - ④ その他各種学校における職業教育
- 二、職業補導
 - ① 一般職業補導
 - ② 身体障害者職業補導
 - ③ 船員職業補導

三、企業内における職業訓練

- ① 技能者養成
 - ② TWI方式による監督者訓練
 - ③ MTP方式による監督者訓練
 - ④ TTT方式による監督者訓練
 - ⑤ その他企業内における職業訓練
- 四、その他の職業訓練

(図表Ⅰ) 職業訓練行政の体系



第二節 職業訓練の内容

わが国の職業訓練には幾多のコースがあつて、それぞれの特徴をもち、的確な訓練内容や方法にあつて実施され、計画されつつある。ここでは前節で述べた職業訓練について概説し、なお詳しくは本論によることとしたい。

一、学校における職業教育

〔イ〕 中学校における職業教育

中学校においては学校教育法第三六条に「社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養ふこと」と明示されており、中学校の教育の重点はここにおかれている。即ち個性の発展、公民たる資質を養い、将来職業人としての基礎的教育を行うことである。中学校における職業教育は主として職業についてのガイダンスやインフォメーションであり、職業、家庭科と云う教科を中心として実施される。この教科を通じて職業家庭における基礎的な知識技能及び態度を身につけさせるとともに自己適性の発見につとめさせ、職業指導の活動と合せて職業選択の能力を培っている。その教育内容は、農業、工業、商業、水産、家庭等であり週一〇五時間より一四〇時間位を限度として必修させ教育期間は三年間である。

(ロ) 高等学校における職業教育

高等学校には普通課程と職業課程の二大コースがあつて、いずれも教育期間は三年である。高等学校の職業教育の中心はこの職業課程の高等学校である。職業課程には農業、工業、水産、商業、家庭技術等の各コースがあり、地域的社會や生徒の要求を満しているのである。今このコースの内容や教育方法は概略つぎのとおりである。

(1) 農業課程

農業課程はわが国農業の中堅技術者、自営農業者になるものを養成するのである。農業課程には、その地域的社會の要求や生徒の希望等によつて、耕種、林業、農業土木等

が専修できるようになっている。その教育法はホーム・プロジェクト、総合農業、農業工作等によって行われている。

(2) 工業課程

工業課程はわが国工業界の中堅技術者を養成するのである。このコースは機械、電気、通信、化学工業、採鉱冶金、紡織等二〇の職種に分れている。この教育法は、特に実際学習指導にあたって、専門知識及び専門技術がともによく身につくよう指導されている。指導単位ごとに指導票をつくって教育の効果を上げるよう努力されている。

(3) 商業課程

商業課程においては、商業事務者や経営者を養成するのが目的で、その内容は貿易実務、商業経済、簿記会計法規等一五科目に分れている。その教育方法はすべて実務を中心として「実際に行つて学ぶ」と云う形がとられている。又生徒各自の創意工夫が活かされ、自発的活動が行われるよう特に指導されている。

(4) 水産課程

水産課程の高等学校では将来水産業における技術者及び水産自営者になるものを養成するのである。

ここでは生徒の希望によつて漁撈、水産製造、増殖等が専攻出来るようになっている。その教育も実習、実験に中心がおかれており、直接技能が身につくように教育がなされている。

(5) 家庭科

家庭科は主として女性の教養として、或は将来の職業人並びに家庭として役立つようなされている。その教育内容は家庭、家族、保育、家庭経理、食物、被服等についてなされる。又職業人となる人にはそれぞれ専攻できるようになっており、技術を身につけられるよう実地指導がなされている。

これ等は全日制の職業課程であるが、その他に勤労青少年のための定時制の職業教育が行われている。なほそれでも職業教育を受けられない人には、もっと短期間の別科制度がある。

(ハ) 大学における職業教育

大学においては学校教育法第五二条に明示されているよう深く学業を教授し、知的道徳的及び応能力を涵養し将末のわが国社会の指導者を養成するのである。

大学の職業教育は、職業についての専門的知識技術と指導者となるための一般教養についてなされる。そのコースにはつぎのようなものがある。文学部系（哲学、心理学、

国文学等）教育学部系（教育、体育、音楽等）外国語外国文学系（欧米文学、諸外国語、独逸文学等）法経、商学部系（法律、政治、系済、商業貿易等）芸術学部系（芸術、音楽、声楽、絵画、演劇等）宗教学部系（宗教関係）理学部系（数学、物理、化学、動植物等）医薬学部系（医学、歯学、薬学等）工業部系（機械、電気、建築、応用化学等）農学部系（農業、園芸、林学、農業経済、畜産等）水産学部系（魚業、水産増殖等）家政学部系（家政、食物、被服、児童、生活、芸術等）この教育方法は高度な専門知識技術の習得に必要な専門家講義、実験、その他適確な研究によりなされている。

(三) 各種学校における職業教育

各種学校における職業教育は、学校教育法による幼稚園から大学までの正規の課程によらない職業教育である。各種学校の法律的な基準は、建物三十坪以上、教育期間三ヵ月以上、授業時間一週十時間以上、その他教師が生徒五十人以上につき一人以上であればよい。この基準に従つて各都道府県知事より承認を受けるのである。それ以外の制限はない。

現在各学校による職業教育の施設数は相当な数に上りその職種も広範囲に互つている、その実数や実施状況を把握することは非常に困難である。その数は大体全国で約四、八〇〇程あると推定される。実施されている職種に概ね次の九種目の関係職種に分類されるようである。

- 一、服装（洋裁、和裁、デザイナー等）
- 二、文化（語学等）
- 三、保健衛生（栄養士、看護婦、料理等）
- 四、植字（タイプ、印刷等）
- 五、工業（機械、電気等）
- 六、商業経済（経理、珠算等）
- 七、保育
- 八、芸能（歌手、ピアニスト男女優等）
- 九、社会（家政、記者、福祉司等）

二、職業補導

職業補導は労働省所管の職業安定法にもとづいて実施され、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識、技能を授けるための職業訓練である。職業補導は他に実施されている職業訓練とは別に、

公共職業補導所で行われる職業訓練である。

(イ) 一般職業補導

一般的な職業補導についてみると、一般職業補導は労働市場の状況に適応させ、産業の要求する技能労働者を短期間に訓練し、その職業の安定を図り生活の向上に寄与せしめるのである。職業補導の内容及び訓練方法の特色について略述すれば

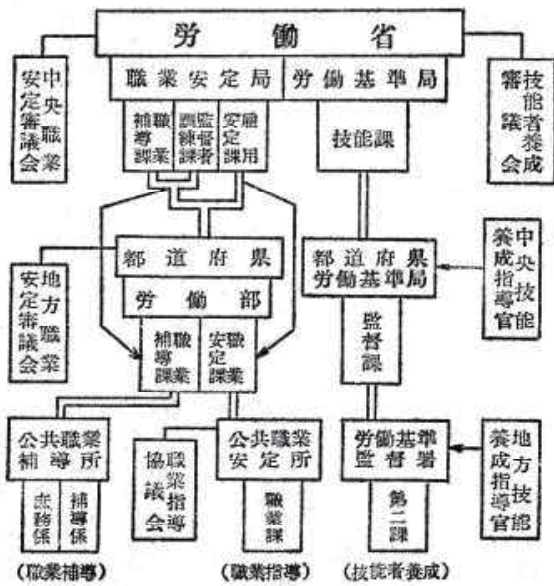
(1) 補導生の入所あつ旋、選考、修了後の就職あつ旋等については公共職業安定所と公共職業補導所とが緊密な連絡をとり、そのもとに公共職業安定所が行うことを原則としている。即ち職業安定行政の一環として公共職業補導所が運営されている。

(2) 公共職業補導所の設置場所、補導種目、定員、訓練期間及び施設々備の規模等については労働省より統一的に制定されており、それにもとずいて各都道府県が実施している。

(3) その訓練方法も非常に合理化されており、技能標準(訓練目標)補導教程(訓練内容)補導生用教科書、指導員用指導要領等が各補導種目別に労働省より科学的に研究され制定されている。

この訓練は実際に即させるため、又技能を身につけるため、実習に中心をおき、個別指導するよう努力されている。

(ロ) 身体障害者職業補導



身体障害者に職業訓練を施すにあたっては、とくに、その残存能力を有効に活用し、職業生活の更生を図ることが重要である。軽度の障害者については一般の補導所で行われている。しかし通常の職業補導を受ける者と共に補導を受けることが困難な重度の身体障害者については補導種目、訓練方法がその能力に適合するように研究せられ、これを選定し、特別の公共職業補導所を設置して職業補導が行われている。この特別身体障害者公共職業補導所では身体障害者

の職業訓練の特殊性に鑑みて、心理学的、医学的に訓練方法が研究され実施されている。

(ハ) 船員職業補導

船員職業補導は運輸省所管の船員職業安定法第二章第四節船員職業補導にもとずいて実施されており、海上労働力の需給の状況に応じ、船員として必要な職業補導種目について行っているのである。

即ち運輸省で行っている船員職業補導は海上労働力の専門的職業活動に直接関係のあるものだけに限られている。この点において他の職業訓練活動と異なっている。現在実施されている船員職業補導種目には甲板科、機関科、司ちゆう科の三種目があり、門司、高浜の海員学校に併設されている。一九五二年には船員職業補導を受けたもの約一、六二〇人であり、本年度は四八〇人の訓練計画がなされている。この訓練内容や方法については運輸省で制定されている教課過程（イ）によって行われ、期間は三ヶ月以内である。

三、企業内における職業訓練

(イ) 技能者養成

一九四七年に制定された労働基準法によって技能者養成は定められている。この法律によれば技能者養成は労働の過程において、それに必要な技能者を養成することである。即ち工場、事業場における一種の訓練である。従来の見習、徒弟、養成工等の美名の下に労働者を酷使したり又家事雑役等に使用して技能習得に何等関係のない仕事に従事させることを禁じ、過去の封建的な徒弟制度の弊害を除去(法第六九条)しようとしたものである。

別に法律で長期の教習を必要とする特別の技能者を労働の過程において養成することができるよう規定されている(法第七〇条)のが技能者養成規定（イ）である。

技能者養成を実施する場合は、これを行う使用者と被技能習得者との間に労働契約のような養成契約が結ばれる。

その訓練の内容をみると、技能者養成規定に定められているように、その種目は一二一職種に互っている。教習法、指導員資格、労働時間、賃金等についても詳細に定められているのである。その訓練方法をみるに全種目を通じて一年間に一、四七〇時間以上の関係学科や実技についてなされる。その養成期間は各職種毎に三年又は四年と定めている。労働基準法に定める一年の原則に対し、例外がみとめられている。又技能者養成を行う使用者は教習の進展に応じて、労働大臣の定める方法により年一回の技能検定を実施するのである。

技能養成にたずさわる指導員については労働大臣の行う指導員資格検定に合格しなければ指導員になることはできない。

以上のような規定によって養成の効果を揚げさせるよう努力されている。本論において詳述されているから、参照せられたい。

(ロ) TWI方式による監督者訓練

TWI方式は職場における監督的立場にある者の監督能力を一層發揮させ、職場相互の信頼感を増し、労働強化や経費の多大な消費を伴うことなく生産力を高め、産業振興に寄与させるために実施されている。この訓練方式は一九四九年GHQの勧告により労働省が職業安定法に則つとつて、その技術援助に努めているのである。その訓練内容は「仕事の教え方」「改善の仕方」「人の扱い方」の三項目についてなされている。

これについては演習と討議を主体とする講習会方式により実施する。一回の訓練は八名乃至一二名位で、一項目につき一回二時間づつ五日間、合計一〇時間である。

トレーナーは標準化された手引により訓練を行っている。

(ハ) MTP方式による監督者訓練

この方式は米國極東空軍に働らいている日本人監督者を対象として実施されていたのが、産業界からの要望に応じて普及されたのである。その内容も相当広範囲に亘っているが、特に経営問題を取り扱い、その原理を与えることが目的である。その訓練方法はConference方式で一回に二三名程度行われ、映画、幻燈、シート等を使用して行う。その内容も管理、作業教育、作業方法改善、従業員関係の四部門について実施される。現在迄に養成されたインストラクターの数は、一九五〇年―一九五二年の間に五回実施され二五五人である。

(ニ) TTT方式による監督者訓練

TTT方式は一九四八年にわが國通信工業界関係に紹介されたものである。

この訓練方式は専門的な知識技能を正確且つ能率的に教えるための教育技術を訓練することを目的としているものである。その訓練方法は教授法を科学的にするため五段階に分け、即ち(1)準備(2)提示(3)応用(4)試験(5)討議の基本原理を活用するのである。作業分析された中から基本技能を再排列して、レスンプランを作成したり、説明討議、実演、テスト等の複合的利用を図るのである。

(ホ) その他の企業内職業訓練

一般企業内における職業訓練は、非常に数も多く、その内容や方法も多種多様である。そのうち主だったものを上げてみると、新規採用者について雇用主の受入訓練職場内における技術や業務訓練、安全関係訓練(鉱務監研修所、保安技術講習所)態度訓練等である。その内容や訓練方法については本論で述べることとする。

四、その他の職業訓練施設

以上でわが國の職業訓練の状況を主なものについて概説したが、その主要な施設について上げてみると、総理府の統計職員養成所、外務省の研修所、大蔵省の税務講習所、文部省の国立国会図書館職員養成所、厚生省の栄養士養成所、理容美容師養成所、保健婦、保母、助産婦看護婦養成所、農林省の食料管理講習所、水産講習所、運輸省の海技専門学院、航海訓練所、国会の速記者養成所、建設省の技術員養成所、国鉄公社の鉄道教習所、電信電話公社の職員訓練所等がある。

第二編 現況と今後の問題(編注…中略)

第三編 ILOアジア地域職業訓練講習会(編注…中略)

第四編 豪州の職業教育と職業訓練(編注…中略)

第五編 フィリピンの職業教育と訓練(編注…中略)

『広報』

昭和二十九年二月二七日

〔二一五八〕労働大臣、技能者養成審議会へ諮問

技能者養成規程改正案要綱

第一 この命令で技能を習得する者とは、別表第一に定める技能を習得する者で、労働基準法(法)第七十一条第一項の規定による認可に基いて使用される者をいうこととする。

第二 技能を習得する者の労働契約は、法第十四条の規定にかかわらず、別表第一に掲げる当該技能について定める期間の範囲内において締結することができることとする。

3 この命令の規定による技能者の養成(技能者養成)の課程の一部を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、前項の労働契約は、既に教習を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。

3 使用者は、第二項の期間内に所定の教習を修了することが困難と認めるに至つた場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受け、一年を超えない期間において、前二項の労働契約を延長することができることとする。

第三、技能者養成を行う使用者は、左の各号の一に該当するものでなければならぬこととする。

- 一 技能者養成指導員の免許（指導員免許）を受けた者
 - 二 指導員免許を受けた者をして技能者養成に当らせる者
- 第四 指導員免許は、左の各号の一に該当する者に都道府県労働基準局長が与えることとする。
- 一 別表第二に定める技能者養成指導員の資格を有する者
 - 二 技能者養成指導員検定（指導員検定）により前号に該当する者と同等以上の資格を有すると認められる者
- 2 前項の指導員免許は、様式第一号の技能者養成指導員免許証（免許証）を交付してこれを行うこととする。
- 第五 左の各号の一に該当する者には、指導員免許を与えないこととする。
- 一 禁治産者及び準禁治産者
 - 二 指導員免許が取り消された日から一年を経過しない者
 - 三 犯罪その他の非行があつて指導員たるに不適当であると都道府県労働基準局長が認める者
- 第六 指導員検定は、毎年一回以上、学科及び実技について都道府県労働基準局長がこれを行うこととする。但し、都道府県労働基準局長が必要がないと認める者については、指導員検定の一部を免除することができることとする。
- 第七 指導員検定の実施に関し、検定の期日、場所その他必要な事項は、そのつど都道府県労働基準局長がこれを定めることとする。
- 第八 第五の第一号又は第二号に該当する者、又は指導員検定の受検の申請もしくは受検について不正があることが発覚した日から六カ月を経過しない者は、指導員検定を受けることができないこととする。
- 第九 指導員検定を受けようとする者は、様式第二号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。
- 第十 別表第二に定める技能者養成指導員資格を有する者が指導員免許を受けようとする場合には、様式第三号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。
- 第十一 指導員免許を受けた者が禁治産者もしくは準禁治産者の宣告を受け、又は禁こ以上の刑に処せられた場合には、指導員免許を取り消すこととする。
- 2 指導員免許を受けた者が、左の各号の一に該当する場合には、指導員免許を取り消すことができることとする。
- 一 不正の方法によって指導員免許を受けた場合

- 二 免許証を他人に貸与した場合
- 三 犯罪その他指導員たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 指導員免許が取り消された場合には、遅滞なく免許証を返還しなければならないこととする。

第十二 免許証の交付を受けた者が免許証を滅失し、又は汚損した場合には、その事由を具し、再交付を申請することができることとする。

2 免許証の交付を受けた者が氏名を変更した場合には、免許証を添え、書換を申請することとすることができる。

3 前二項の申請書は様式第四号によることとする。

第十三 使用者は、労働大臣が別に定める教習事項の基準に従つて関連学科、実技、教習時間その他の教習事項を定めなければならないこととする。

2 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能を習得する者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について教習事項の一部を前項の教習事項の基準によらないで定めることができることとする。

第十四 使用者は、技能者養成の課程の一部を修めた者を雇い入れて技能を修得する者とした場合には、その者が既に習得した課程に応じて教習を行わなければならないこととする。

第十五 使用者は、職業安定法による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設において、別表第一に定める技能について教習課程を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、その者が習得した教習事項及び教習を受けた期間に応じて、第十三の第一項に規定する教習事項の基準によらないで教習事項を定め、期間を短縮することができることとする。

2 前項の場合における第二の第一項の規定による労働契約は、前項の規定により認可を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。

第十六 使用者は、各教習年度ごとに一回以上、技能を習得する者の技能を試験しなければならないこととする。

2 前項の試験は、教習事項中関連学科及び実技について行わなければならないこととする。

第十七 使用者は、技能を習得する者の労働契約が解除された場合において、技能を習得する者が、既に習得した課程及び期間について証明書を請求した場合には、これを交付しなければならないこととする。

第十八 使用者は、技能者養成の課程を修了した者が請求した場合には、技能者養成修

了証明書を交付するものとする。

2 使用者又は技能者養成の課程を修了した者は、前項の技能者養成修了証明書に都道府県労働基準局長から技能者養成の課程を修了したことの証明を受けることができることとする。

第十九 使用者は、別表第三に定める防護の方法の基準による場合には、法第四十九条第六十三条又は第六十四条の規定にかゝらず、技能を習得する者のうち法第四十九条による経験もしくは技能のない者、満十八才に満たない者又は女子を法及びこれに基く命令に定める危険有害業務及び坑内労働中別表第三に定める業務につかせて技能を習得させることができることとする。

第二十 事業場内におけると否とを問わず、技能を習得する者が教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とすること。

第二十一 使用者は、法第二十八条の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第三十一条の規定にかゝらず、労働大臣が技能者養成審議会に諮問して定めた金額を下らない範囲内において、技能を習得する者の賃金を支払うことができることとする。

第二十二 使用者は、技能を習得する者に、教習時間内の労働につき出来高払制その他の請負制による賃金を支払つてはならないこととする。

第二十三 第七十一条第一項の規定による認可は、様式第五号によつて所轄労働基準監督署長より受けなければならないこととする。

第二十四 使用者は、法第七十一条第二項に技能を習得する者を雇い入れた場合には様式第六号によつて所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

第二十五 この命令に定める認可の申請又は届出の様式は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであつて、横書、縦書その他異なる様式を用いるなどを妨げるものではないこととする。

別表第一 消略

別表第二 技能者養成指導員資格の表

一 当該技能について、徒弟として従来の慣習による三年以上の徒弟契約を完了し、又は見習工、養成工等として技能者の養成に関する三年以上の課程を修了した後十一年以上の実地経験を有する者

二 当該技能について、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百三十一号）による養成の課程を終了した後五年以上の実地経験を有する者

三 旧機械技術者検定令（昭和十六年勅令第六百四十四号）による検定において、作

業試験につき当該技能に関する専門作業を選択し、これに合格した者

四 当該技能について、旧技能者養成規定（昭和二十二年労働省令第六号）及びこの命令による教習の課程を修了した後、その修了時に勤務する事業場において、三年以上の実地経験を有する者

五 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）第十一条の指定をうけたものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後、当該技能について五年以上の実地経験を有する者

六 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、前号以外のものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後、当該技能について七年以上の実地経験を有する者

七 専門教育を主とする学科をおく高等学校において、当該技能に関する科目を修め卒業した後当該技能について四年以上の実地経験を有する者

八 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、当該技能に関する学科を修め学士と称することのできる者又は旧専門学校令（明治二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、当該技能に関する学科を修め卒業した者で、当該技能について二年以上の実地経験を有する者

九 大学において、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能について三年以上の実地経験を有する者

十 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一号）による公共職業補導所の指導員として当該技能について一年以上の実地経験を有する者

別表第三 省略

『時報』

昭和二十九年四月一六日

（二一五九）技能者養成審議会答申

技能者養成規程改正に関する答申

技能者養成審議会々長

桐原 葆 見

労働大臣 小坂 善太郎 殿

昭和二十九年二月二十七日労働省発基第一〇号によつて諮問のあつた技能者養成規程改正案要綱について審議の結果本会は別紙の通り答申する

(別紙)

一、改正案要綱第一五について

原案中「教習を受けた期間に依じて」を「教習を受けた期間の範囲内において」に改め、これが実施に当たっては技能者養成の円滑な運営を図る上に次の措置をとるよう要望することに全員の意見が一致した。

(1) 公共職業補導所の補導内容を職業補導の本旨を逸脱しない限度において「教習事項の基準」に関連付け得るよう調整すること。

(2) 労働基準監督署長の認可の基準は技能者養成の質的低下を来さないよう明確ならしめること。

二、改正案要綱第一八について

技能者養成修了証明書を養成修了者の請求があつた場合にのみ交付することとする原案は、技能者養成実施事業場においては養成修了に際して証明を交付している実情であり、これに合致するように規定することが実情に即すると認められるので修了証明書の交付については現行の通りとすることに全員の意見が一致した。

三、改正案要綱第二二について

次のように意見がわかれ一致するに至らなかった。

(労働者代表委員意見)

現行の規定では満一八歳に満たない者についてのみ請負制を禁止しているのを改め、技能者養成の課程にある者については、養成期間中全面的にこれを禁止すべきである。

(使用者代表委員意見)

原案に賛成である。

(公益代表委員意見)

教習第一年度及第二年度に属する者については請負制を禁止すべきである。

四、その他については、原案通り全員の意見が一致した。

なお改正案要綱第一の「技能を習得する者」の略称に関しては適当な各称を決定するに至らなかった。

(附帯的要望事項)

右の審議の過程において次の如き問題が提起されてこれが実現につき強く要望され、附帯的要望事項としてここに付記することに意見が一致した。

(1) 本改正案要綱は、技能水準の向上をはかり、もって企業の発展と労働者の福祉増進を期する積極的行政の面からみれば十分とはいいい難い。しかるに、国際的経済競争に

対処し、わが国の経済自立達成をはかるには、これが行政を強力に進展せしめることが現下の諸情勢に照らし喫緊の要務である。よってこの際政府は、わが国における技能労働力を維持培養し技能水準の向上を期するため各種の技能訓練を系統づけた包括的な法令を新たに制定する必要がある、これが具体化について措置を講ぜられたいこと。

(2) 昭和二十八年年度において、技能者共同養成費補助金制度が設定されたことは、中小企業における養成経費の負担を軽減し、共同養成を積極的に援助育成し、以つてややもすれば旧来の徒弟制度の弊に陥ろうとする傾向を阻止し、併せて中小企業の技能水準の向上を図るに極めて時宜を得た措置と言ふべきである。しかるに、昭和二十九年年度においては、共同養成費補助金は予算に計上せられず、ために中小企業における共同養成はその円滑なる運営に支障を来たすであろうことが予想される。政府はかかる事情を十分考慮に入れ技能者共同養成費補助の復活を図るよう万全の措置を講ずること。

(3) 職業教育が総合的に系統立てられていないために、技能養成制度と学校教育制度との間に連関がなく、ために青少年の二重負担の弊が顕著になりつつある現状に鑑み、この弊を除去し、養成修了者に対してその社会的評価を確定向上するため、関係当局と接衝の上、技能養成制度と学校教育制度との連絡調整を積極的に促進する措置を講ずること。

技能者養成規定改正案要綱

第一 この命令で技能を習得する者とは、別表第一に定める技能を修得する者で、労働基準法(法)第七十一条第一項の規定による認可に基いて使用される者をいうこととする。

第二 技能を習得する者の労働契約は、法第十四条の規定にかかわらず、別表第一に掲げる当該技能について定める期間の範囲内において締結することができることとする。

2 この命令の規定による技能者の養成(技能者養成)の課程の一部を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、前項の労働契約は、既に教習を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。

3 使用者は、前二項の期間内に所定の教習を修了することが困難と認めるに至った場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受け、一年を超えない期間において、前二項の労働契約を延長することができることとする。

第三 技能者養成を行う使用者は、左の各号の一に該当する者でなければならないこ

とすること。

一 技能者養成指導員の免許（指導員免許）を受けた者

二 指導員免許を受けた者をして技能者養成に当たらせる者

第四 指導員免許は左の各号の一に該当する者に都道府県労働基準局長が与えることとする。

一 別表第二に定める技能者養成指導員の資格を有する者

二 技能者養成指導員検定（指導員検定）により前号に該当する者と同等以上の資格を有すると認められる者

2 前項の指導員免許は、様式第一号の技能者養成指導員免許証（免許証）を交付してこれを行うこととする。

第五 左の各号の一に該当する者には、指導員免許を与えないこととする。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 指導員免許が取り消された日から一年を経過しない者

三 犯罪その他の非行があつて指導員たるに不相当であると都道府県労働基準局長が認める者

第六 指導員検定は、毎年一回以上、学科及び実技について都道府県労働基準局長がこれを行うこととする。但し、都道府県労働基準局長がその必要がないと認める者については、指導員検定の一部を免除することができることとする。

第七 指導員検定の実施に関し、検定の期日、場所その他必要な事項は、そのつど都道府県労働基準局長がこれを定めることとする。

第八 第五の第一号又は第二号に該当する者、又は指導員検定の受験の申請もしくは受験について不正があることが発覚した日から六ヶ月を経過しない者は、指導員検定を受けることができないこととする。

第九 指導員検定を受けようとする者は、様式第二号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。

第十 別表第二に定める事業者養成指導資格を有する者が指導員免許を受けようとする場合には、様式第三号による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならないこととする。

第十一 指導員免許を受けた者が禁治産者若しくは準禁治産者の宣告を受け、又は禁

こ以上の刑に処せられた場合には指導員免許を取り消すこととする。

2 指導員免許を受けた者が、左の各号の一に該当する場合には、指導員免許を取り消すことができることとする。

一 不正の方法によつて指導員免許を受けた場合

二 免許証を他人に貸与した場合

三 犯罪その他指導員たるにふさわしくない非行のあつた場合

3 指導員免許が取り消された場合には、遅滞なく免許証を返還しなければならないこととする。

第十二 免許証の交付を受けた者が免許証を滅失し、又は汚損した場合には、その事由を具し、再交付を申請することができることとする。

2 免許証の交付を受けた者が氏名を変更した場合には、免許証を添え、書換を申請することができることとする。

3 前二項の申請書は様式第四号によることとする。

第十三 使用者は、労働大臣が別に定める教習事項の基準に従つて関連学科、実技、教習時間その他の教習事項を定めなければならないこととする。

2 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能を習得する者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について教習事項の一部を前項の教習事項の基準によらないで定めることができることとする。

第十四 使用者は、技能者養成の過程の一部を修めた者の雇い入れて技能を習得する者とした場合には、その者が既に習得した課程に応じて教習を行わなければならないこととする。

第十五 使用者は、職業安定法による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設において、別表第一に定める技能について教習課程を修めた者を雇い入れて技能を習得する者とする場合には、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、その者が習得した教習事項及び教習を受けた期間に応じて、第十三の第一項に規定する教習事項の基準によらないで教習事項を定め、期間を短縮することができることとする。

2 前項の場合における第二の第一項の規定による労働契約は、前項の規定により認可を受けた期間を控除して締結しなければならないこととする。

第十六 使用者は、各教習年度ごとに一回以上、技能を習得する者の技能を試験しなければならないこととする。

2 前項の試験は、教習事項中関連学科及び実技について行わなければならないこととする。

第十七 使用者は、技能を習得する者の労働契約が解除された場合において、技能を習得する者が、既に習得した課程及び期間について証明書を請求した場合において、これを交付しなければならないこととする。

第十八 使用者は、技能者養成の課程を修了した者が請求した場合には、技能者養成修了証明書を交付するものとする。

2 使用者は技能者養成の課程を修了した者は前項の技能者養成修了証明書に都道府県労働基準局長から技能者養成の課程を修了したことを証明を受けることができることとする。

第十九 使用者は、別表第三に定める防護の方法の基準による場合には、法第四十九条第六十三条又は第六十四条の規定にかゝらず、技能を習得する者のうち法第四十九条による経験もしくは技能のない者、満十八才に満たない者又は女子を法及びこれに基づく命令に定める危険有害業務及び坑内労働中別表第三に定める業務につかせて技能を習得させることができることとする。

第二十 事業場内におけると否とを問わず、技能を取得する者が教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とすること。

第二十一 使用者は、法第二十八条の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第三十一条の規定にかゝらず、労働大臣が技能者養成審議会に諮問して定められた金額を下らない範囲内において、技能を習得する者の賃金を支払うことができることとする。

第二十二 使用者は、技能を習得する者に教習時間内の労働につき出来高払制その他の請負制による賃金を支払つてはならないこととする。

第二十三 法第七十一条第一項の規定による認可は、様式第五号によつて所轄労働基準監督署長より受けなければならないこととする。

第二十四 使用者は、法第七十一条第二項により技能を習得する者を雇い入れた場合には様式第六号によつて所轄労働基準監督署長に届け出るものとする。

第二十五 この命令に定める認可の申請又は届出の様式は、必要な事項の最小限度を記載すべきことを定めるものであつて横書、縦書その他異なる様式を用いることを妨げるものではないこととする。

別表及び様式省略

『判例』

昭和二十九年八月三日

〔二一六〇〕内閣総理大臣及び労働大臣閣議請議（労甲第八号）

公共事業等による失業者吸収措置の強化について

右閣議に供する。

指令案

公共事業等による失業者吸収措置の強化について、請議のとおり。

この件関係主任官

労働事務官 村上 茂利

労働省令発職第九三号

現下の失業状況に鑑み、公共事業等にできるだけ多数の失業者を吸収し、失業問題緩和に資するため、別紙「公共事業等による失業者吸収措置の強化について」を提出する。

右閣議を求める。

昭和二十九年七月三十一日

内閣総理大臣 吉 田 茂

労働大臣 小 坂 善 太 郎

内閣総理大臣 吉 田 茂

公共事業等による失業者吸収措置の強化について（二九、八、三）

政府は、現下の失業状況に鑑み、公共事業を始め国又は地方公共団体等の公費の負担にかかる各種の建設及び復旧の事業に対し、できる限り多数の失業者を吸収させるため、次の措置を講ずるものとする。

一 公共事業について

1 労務の調達にあつては、特に失業者の吸収に努めることとし、緊急失業対策法に基く失業者吸収率設定事業の範囲及び吸収率について、実情に応じ必要な改正を行い、これが励行を期すこと。

2 同事業の施行地域を、事業効果を害しない限度において、できる限り、失業者が多数発生する地域に即応せしめるよう配慮すること。

3 失業者の吸収を促進するため、労務者の輸送、賃金の支払等に適切な措置を考慮すること。

4 失業者の吸収の実効を確保するため、公共事業に対する指導及び監査を励行するとともに、職業紹介の活動を活発ならしめること。

5 失業者の就労にあつては、労務規律の確保及び労働能率の向上につき十分配慮し、労務者に対し、事前に適切な指導及び訓練を行いうるよう努めること。

二 公共事業以外にあつても、国又は地方公共団体の行う事業並びに財政投融资の対

象となる事業等公費の負担にかかる各種の建設及び復旧の事業であつて失業者の吸収に適するものについては、公共事業の例に準じ、失業者の吸収の促進を図ること。

三 失業対策事業については、失業状況の推移に応じ、且つ、公共事業等による失業者の吸収状況を勘案した上、機動的な且つ、重点的な運営を図るとともに、その能力の向上を図ること。

四 本措置の円滑なる実施を期し、且つ、失業対策等に関する連絡調整を図るため、経済審議庁に「労働対策連絡協議会」を設置するとともに、各都道府県に都道府県及び関係各省出先機関をもつて構成する連絡協議機関を設置すること。『デジ』

昭和二十九年九月二十八日

(二一六一) 失業対策審議会会長有沢広巳、内閣総理大臣臨時代理国務大臣緒方竹虎宛

当面の雇用、失業対策に関する意見書

経済緊縮に伴う失業情勢は、漸く深刻化し、すでに失業した者の増加はいうまでもなく、就業している者であっても、帰休あるいは長期にわたる賃金の遅欠配によつて失業に近い状態におちいつている者が、相当に増加している。

特に基幹産業である石炭鉱業、鉄鋼業及び造船業においては、その関連産業及び下請企業を含めて、すでに中小の鉱業所、事業所の休廃止あるいは大量の人員整理がなされたにもかかわらず各産業とも依然雇用は不安定の状況にあつて、合理化投資の効果は十分にあがらず、今後国際市場の拡大伸長策がとられるのであれば、新規労働力の吸収はおろか現雇用量の維持すらなし得ない状況にたもたつていゝ。

一方失業対策事業就業者、失業保険受給者及び生活保障を受けている者等生活困窮者層は、一般的な産業雇用の停滞を反映して、逐月増大し、社会不安をひきおこすおそれもあり、その対策がいそがれている。

本審議会は、かかる情勢に対処して、政府がすみやかに当面緊急の雇用、失業対策として、左記の事項を実施せられるようここに意見を具申する。

記

一 産業政策による雇用安定について

石炭鉱業、鉄鋼業及び造船業等すでに相当数の失業者を出し、今後なお雇用に関し強い不安をもつ産業については、その雇用の安定をはかるため、輸出と合理化の促進という立場から、すみやかに次の方策をとるべきである。

なお政府の産業政策の不徹底からくる産業雇用の見越し難は、失業対策が十分でないこととあいまって、一般的に労働情勢を不安ならしめており、また産業合理化をさまざまの要因ともなつていゝ。

左に掲げる産業以外の産業についてもそれぞれの産業のあり方を明らかにし、産業発展の基盤を強化する必要があると考える。

(一) 石炭鉱業にあつては、国内炭需要量の目的をつけ、合理化投資の効果を十分にあげしめるよう措置すること。なおその際には、外炭及び重油の輸入量について充分の考慮を払ふこと。

(二) 鉄鋼業にあつては、原材料費の引下げ合理化投資効果の發揮等により、製品コストの切下げをなし、国際競争力を強めるとともに、輸出価格の優遇、商社の強化、輸出価格の安定策等を講じ、輸出振興をはかること。

(三) 造船業にあつては、同産業を輸出産業として伸張する建前を確立し、最近いちじるしく不振である輸出船の受注量拡大のため、輸出所得に対する減税、輸出金融の優遇、その他の適切な措置を講ずるとともに、下請企業に対しては、技術経営指導を一層強力に行ふこと。

(四) 織布、繊維製品等中小企業の経営にかかる輸出産業にあつては、商社、問屋等の倒産金詰りによるシワ寄せをうけて、生産が阻害されることのないよう留意しあわせて、原材料及び製品価格の安定、海外市場における濫売の防止、組織化による企業の育成等の措置を講ずること。以上のほか、わが国雇用問題の解決は、一にかかつて、貿易の伸張にあることにかんがみ、その趣旨を行政面に徹底せしめるとともに、現在貿易関係の十分でないアジア諸地域に中共との貿易については、この際その打開策を急ぎ講ずる必要がある。

二 帰休制度について

失業保険の運営により実施されている帰休制度は、一定期間の帰休の後帰休した労働者を再雇用するとの使用者と労働者の労働協約が成立した場合に、帰休する労働者を実質的な失業者として取扱ふことを条件に適用することとなつていゝ。

同制度は、帰休期間、帰休人員等の制約から現在までのところ十分活用されるに至つていないが、失業情勢の緩和に役立たせるためには、産業の動向及び企業の実態に応じたこの制度の運営が行われる必要がある。

なお本制度については、同制度が失業保険運用の一時の特例であることにかんがみ失業情勢の変化、実施の状況及び保険経済の動向等を勘案して、失業保険法の定める受給資格、給付期間及び給付額等とともに総合的検討をしなければならぬ。

三 失業者の就労方策について

産業に対し、前記の如き雇用の安定方策を行った場合でも、当分の間は、失業者の増加は不可避である。

失業者の就労化により、失業者の生活安定に資するためには、従来から失業対策事業と公共事業とが行われてきたが、最近の失業情勢に適応した失業者の就労方策としては、特別失業対策事業の設定及び鉱害復旧事業の拡大を行うと同時に、これらの事業の運営に対し、次の事項が考慮されなければならない。

(一) 特別失業対策事業

現在行われている失業対策事業は、すでに数年にわたり実施せられ、就労者の固定化、適応事業量の縮少^{ちぢ}など増加する失業者を緊急に吸収するに適さない点が多い。また地方財政の窮迫により、現行国庫補助率による事業量を現在以上に拡張することの困難な地域もみられる。この際失業対策事業運営の改善にあわせて特に次の要件を満たす事業を特別失業対策事業として機動的且つ重点的に実施し得るよう措置する必要がある。

- 1 失業者が多数存在して、失業情勢がいちじるしく悪化しており、且つ、地方財政が窮迫している地域で行われること。
- 2 吸収する失業者は、その労働能力が比較的高いものであること。
- 3 高率又は全額を国庫が補助する建設的事業で、事業効果をあげ得るものであり、且つ、比較的短期のうちに終了する事業であること。

(二) 失業対策事業

失業対策事業の運営の改善については昭和二十六年六月本審議会から各般の事項にわたり答申を行った。

最近の事業運営の実情からみて、特に次の事項の実施が必要である。

- 1 就労している者の大部分は、ここ三年来固定しているものである。すくなくとも今後増加する失業者については、その能力、失業の原因等に応じ、その就労につき、事業種目、作業種類の選定を行い、できる限り応急対策として処理し得るようにすること。
- 2 地域によっては、事業費の大部分が労力費となるような事業の選定が困難となっている。事業種目の拡大を行うとともに労力費を大部分とする事業量との調整を考慮して、就労者が一人当たり資材費の引上げを行うこと。
- 3 地方財政の窮迫は、失業者の増加に伴う事業量の拡張を極めて困難なものとしている。地方公共団体の事業費の支弁につき、起債枠の拡大、補助率の引上げ等

実情に依じて、措置すること。

- 4 その他事業の運営については、就労者の職業補導、訓練による転換促進、賃金及び手当の適正化、就労日数の確保、作業規律の確立等につき一層の努力を行うこと。

(三) 公共事業

公共事業は失業者発生の多い都市周辺から離れて施行され、失業者吸収に不都合となっており、また二、三年来事業効果の昂揚に重点がおかれてきたため、各種事業とも無技能労働力を吸収する割合は、事業費に比し低下してきている。

従って、今後事業費の増額を行わず単に失業者吸収率の引上げのみによつて失業者の吸収量の増加をはかることは、現に吸収している労働者の排除、事業効果の低下、事務の複雑化等の問題があり十全の実効を期し難い。

公共事業の失業者吸収については、現行失業者吸収率を完全に確保するほか、次の事項を重点的に行うことが適切である。

- 1 事業規模が比較的大きく、且つ、無技能者吸収に適している事業を個別的に選定し、失業者吸収率をこえる失業者の吸収をはかること。
- 2 吸収する労働者の技術指導、輸送及び賃金の支払等につき、事業主体及び職業安定機関は連絡を密にし、失業者の就労を便ならしめること。
- 3 新たに計画する事業については、当分の間失業情勢を十分考慮して、施行地域、事業種目等を決定すること。

(四) 鉱害復旧事業

石炭鉱業において大量の人員整理が行われた現在においては、失業者発生地域に近接して施行される、鉱害復旧事業を失業策の一環として行うことは、極めて当を得ている。鉱業権者と鉱害の被害者との関係、事業主体の労務管理等支障のないよう措置した上、すみやかに事業量の増加をなし、炭鉱地区の失業者の生活安定に資すべきである。

なお炭鉱地区の失業者は、生活環境からして、居住地をかえて再就^た転し得る機会に乏しいから、臨時的事業に吸収している間に実情に即した職業補導を行い、その転換を推進する必要がある。

四 その他

(一) 最近いちじるしく増加しつつある賃金の遅欠配は、企業によつては、回復し得ない程のものとなっている。ために就業中の労働者で、生活困窮をきたしているものがあり、また、遅欠配の末に企業が破産する場合には、未払賃金、退職手当の支払を受け

得ず生活手段を喪失することとなる。賃金の遅欠配をおこしている企業に対しては、単に労働法上の監督にとどめず、経営についての指導をなし、未払賃金の確保につき特段の考慮を払う必要がある。

(二) 生活保護法による生活扶助を受けている者は、昨年秋季以来増加の傾向にあり、今後なおその傾向を続けるものと思われる。しかも労働力を有する者であつて生活扶助を受けている者がすくなくない。一方失業対策事業の就労者のうちには同事業以外への就労が労働能力、生活環境からして下可能なものが含まれている。

かような両制度の実施状況からみると労働力を有する者のうち比較的その能力の低い者に対する救済が、適切に行われているとはいひ難い。これらの者が生活手段を失ふことのないよう両制度の適切なる運用に留意し、あわせて授産、生業助成等の現行諸施策の拡充、強化をはかるとともに、現在欠除しているこれらの者の救済制度をすみやかに確立する必要がある。

なお同制度については、本審議会においても今後検討を行う予定である。

(三) 失業対策は、経済政策の一環として常に考えらるべきであることはいふまでもないが、最近のように緊縮政策をおし進めていく際には、その結果としてあらわれる失業については、その救済策をも含め、経済全般の動向との関連のもとに有効なる施策が果断に行われなければならない。

この際すでに設置されている労働対策連絡協議会を強化し、総合的な失業対策の実施を一層強く推進できるよう措置する必要がある。

『週報』

昭和二十九年一月五日

〔二一六二〕 閣議決定

炭鉱失業者緊急対策としての鉱害復旧事業の繰り上げ追加施行について

政府は、炭鉱失業者が特に鉱害地帯において増加し、窮迫せる情勢にある事態にかんがみ、これが緊急対策としてこれら集团的失業者を極力鉱害復旧事業に吸収活用するため、次の措置を講ずるものとする。

1、失業者の吸収度および経済効果よりみて、鉱害農地の復旧を中心として、次年度以降の鉱害復旧工事から別表の事業量を本年度に繰り上げ追加施行すること。

2、本繰り上げ事業の実施に当っては、別表により炭鉱失業者の吸収度を特に高めるとともに、その吸収確保を期すため、工事施行機関および関係官公庁の緊密な協力を図ること。

なお、本年度既定事業についても本繰り上げ事業と同程度の吸収成果を挙げるよう極力努めること。

総計	一般 鉱 害			特 別 公 害			分 区
	小計	学校	農地・農業用施設 土木 水道	小計	家屋等	農地・農業用施設 土木 水道 鉄道・港湾	工場種別
七〇二、七六九	三二六、〇七〇	八、六〇〇	二〇二、〇六〇 五四、六一〇 六〇、八〇〇	三七六、六九九	三〇、〇〇〇	三三〇、七九三 四、三八〇 四、七三二 六、七九二	復旧費(千円)
七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	七〇%	無技能者中に占める炭鉱失業者の割合

『行政三』

昭和二十九年一月二二日

〔二一六三〕 労働省決定

孤児母子家庭児童等の就職援護に関する実施対策要綱

一、方 針

雇用情勢の悪化は社会的に不利な条件にある者に対して強く反映する傾向があるが、孤児又は片親を欠く児童が職業に就こうとするに当って、単にその家族構成の欠陥を以って直ちに本人の性格又は身許保証等について欠けるところがあるものとして、差別的取扱を受けるおそれがあるので、これが就職援護について、万全を期するため、次の対策を講ずるものとする。

二、対 象

この要綱の対象となる者は、両親又はその一方がないために、職業に就こうとするに当って不利益な取扱をうけるおそれのある者で二十年に満たない者とする。

三、措置

職業安定機関は、関係諸機関と緊密な連繋の下に、関係諸団体特に使用者の協力を得て次の措置を講ずる。

(一) 障害の除去

(1) 職業安定機関は、孤児母子家庭児童等が身許保証人のないために職業に就こうとするに当って不利益な取扱を受けることを防止するため、児動委員、婦人少年室協助力等適当な身許保証人（以下委託保証人と云う。）を予め選定しておき、必要がある場合にこれに身許保証を依頼するものとする。

(2) 委託保証人を附して就職した孤児母子家庭児童等が就職後一年以内において事故を発生し、委託保証人がこの損失を償う必要がある場合は、共同募金その他の寄付金をもって補填する方途を講ずるよう関係機関に要請すること。

(二) 就職の促進

(1) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等に対する長期職業指導計画を樹立し、養護施設、母子福祉施設及び学校の長の協力を得て、孤児母子家庭児童等が職業に就くまでにおける長期に亘る職業指導を行うこと。

(2) 公共職業安定所は、孤児母子家庭児童等の就職につき、求人者の指導啓発その他必要な措置を講じ、積極的な職業あつ旋を行うこと。

(3) 職業補導施設を整備拡充して、次の措置を講ずるものとする。

① 孤児母子家庭児童等を優先して入所せしめること。

② 寄宿舎等の収容施設に孤児母子家庭児童等を優先して収容すること。

③ 孤児母子家庭児童等のうち生活保護法の適用をうけつつある家庭の孤児母子家庭児童等に対しては、その補導期間中における作業衣、交通費等必要な経費を支給すること。

(4) 国、公共団体及びこれに準ずる機関は、孤児母子家庭児童等を優先して雇用するように努めるものとする。

(三) 就職後の補導

孤児母子家庭児童等の就職後の補導を行うに当っては、特に慎重を期するものとする。

(四) 啓蒙宣伝

労働省、厚生省及び文部省等関係機関は、国民一般特に事業主に対し孤児母子家庭児童等がその由来する所は、大多数が戦争犠牲者であることの認識と理解とを深め、事業主が労働者を雇用するに当って単に孤児母子家庭児童等であることを理由として

差別的取扱をしないよう、関係団体等の協力を得てその啓発、広報活動を積極的に行うものとする。

『行政三』

昭和二十九年二月八日

〔二一六四〕東京商工会議所

技能者共同養成機関の助成方に関する要望

政府は昭和二十八年年度予算において計上せられていた技能者共同養成機関に対する助成費（約八〇〇万円）を昭和二十九年年度予算において全く削除したが、現下の情勢に鑑み本会議所としては下記の如き流により昭和三十年年度予算においては是非これを復活するとともに相当程度増額せられるよう深く要望するものである。

(理 由)

一、現下のわが国にとって産業コストの合理的引き下げと製品の品質向上により国際競争力を増強することが、至上の要請となっているが、この目的達成の成否はわが国の産業技術水準の向上にかかるところが洵に大きい。

現在、各企業において行われつつある技能者養成制度は、この制度発足以来、全国に亘り養成実事業所数、ならびに技能習得者が逐年増加し、労働者の技能水準向上と作業能率の増進上、極めて顕著な効果を収めつつある。従ってかかる民間企業における技能者教育については国としても、今後一段とこれを指導、援助し、公的教育機関と両々相俟って、産業教育の振興を図らねばならない。

二、然るに政府は昭和二十八年年度予算中、技能者共同養成費補助金として計上せられていた右助成費（約八〇〇万円）を昭和二十九年年度予算においては全く削除しており、現下の産業技術教育振興会への民間の努力と背馳するが如き方策を採りつつあるやに思われることは頗る遺憾に堪えない。

かような企業内の技術教育は人的及び物的設備ならびにその管理費その他相当の経費を必要とし、企業経営にとつて、かなりの負担となっているが、現下の企業合理化の要請に伴い、今後と雖もかかる経費の節減は容易に望み難いのである。今日わが国経済の中枢を占める中小企業においては、輸出産業としても且つ又大企業の関連下請ないし外工場としても最も、その合理化が必要となっているに拘わらず、実際上はこれらの部分における合理化がかなり遅れているため、わが国産業組織全体としての能率向上を阻害しているのが実情である。

三、しかも、中小企業においてはその経営の特質として、一般に物的設備に対する労働

力の地位がかなり大きく、個々の労働者の知能及び技術熟練度作業能率等の如何が、所謂生産性の向上に重大な影響を持つものであって、一般に中小企業が生産性が低いということも、一つはこのような中小企業に内在する弱点に起因していると考えられるのである。

四、従つてかかる中小企業においては労働力の質的向上を図ることが緊急の要請となつてゐるのであるが、業界の現状は、遺憾ながら、個々の企業内において、自力のみを以て単独にいわゆる技能者養成制度を確立しこれを実行するだけの物的、人的或いは資金的な余裕に乏しいというのがわが中小企業の偽らぬ現実である。

五、このため中小企業者は当該事業における組織化、協同化の方向と相並んで技能教育の面においても、これを協同化し、個々の企業負担が出来ただけ軽減しつつ協同体の共同事業としてこれを実施することにより、共通の利益を増進することが必要である。従つてかかる方向に副つて技能者教育が行われる場合国としても積極的にこれを促進し、助長するための施策が講ぜられて然るべきである。

現に、中小企業協同組合の共同施設に対して国が補助していることも中小企業協同化の趣旨に基くものであつて、かような国の援助はただに組合の物的設備のみに止まらず労働力の技術向上を目的とする共同養成機関に対しても向けられるべきであると考えらる。

『東商』

昭和三〇年二月一八日

〔二一六五〕東京商工会議所意見

技能者養成教育の振興に関する意見

第一 産業教育の振興と技能者養成制度

(一) 現行の教育制度は占領政策の要請に基づく学制改革の結果として戦前の教育制度に比し産業教育の面において、かなりの後退が認められ、実業界の実際要求に副わない点が多いことは一般に認められてゐるところである。

このため政府は先に産業教育振興法を制定し、もつぱらこの学制の不備欠陥を是正しようと努めては来たが、予算上その他の理由によつて、その成果は未だ必ずしも充分とは称し難い現状である。

従つてわれわれは現行教育制度については、さらに産業教育振興の立場より根本的に検討する必要を痛感するものである。

(二) 一方かかる学校教育とは別に、現在、労働基準法のもとにおいて、各企業又は

企業共同体によつて行われつつある技能者養成制度についても単に企業内教育の地位に止まらず上述の如き産業教育振興の立場より国の教育体系の一環としてこれに包摂されることが必要であつて、学校教育と技能者教育とが両々相俟つて初めて総合的な教育完成への道が開かれると考へる。現在、技能者養成制度は施行以来逐次普及発達をみ、現に相当の実績を収めてゐることは充分認められるけれども、さらにこの技能者教育が一步前進するためには、現行制度を上述の如く学校教育と関連づけてこれを全教育体系の中に包摂するとともに、占領政策の要請に基く沿革的事情より労働基準法の監督、取締行政の下に置かれてゐる技能者養成制度を産業政策の立場より生産的向上のための技能教育の振興を志向する積極的指導行政の下に転換することが緊要である。

第二 技能者養成教育振興の方策

技能者養成教育振興のためには、国家及び地方公共団体が更に一層技能者養成実施事業場に対し指導援助を強化すべきであるが、この場合技能者養成教育を学校教育と関連せしめて当該養成を終へた者に対し公的社会的の適正な評価を与えること及び個別企業において技能者教育を実施することの困難な中小企業会において企業の共同体による共同養成機関の設置を援助指導することが必要である。特に従来閉却されてきた商業面においても商店従業員のためにする技能者教育施設の設置奨励及び助長が望ましい。

(一) 技能者養成教育と学校教育との関連

企業内の技能者教育において現在相当高度の水準に到達しているものがあるに拘らずかかる場合でも公的、社会的には当該教育を修了したものが何等の資格を認められないため養成工の内相当数のもの(本会議所の資料によれば調査対象十六社の平均の夜間通学者の養成工総数に対する割合は四八・五%となつてゐる)が更に夜間通学をせざるを得ない。

かかる二重修学により養成工の蒙る肉体的、経済的負担は重大なものがあつて、青少年問題として看過しえない。従つて下記の如き措置が必要であると思料する。

① 一定の基準に合致する技能者養成実施事業場において技能者養成の課程を終了してもあには大学入学に關し高等学校卒業者と同等の資格を認めることが適當である。(学校教育法第五十六条第一項及び同施行規則第六十九条)なおこれに關しては主務大臣の指定により戦前の専檢指定学校の如きものとすることも考慮されてしかるべきである。

② 一定の基準に合致しない技能者養成実施事業場においても技能者養成の課程

において取得した関連学科について一定の条件を満たしている場合には高等学校の教科課程の相当単位を履修したものととしてこれを認定することが必要である。

従つてその学科目については 大学入学資格検定規程第五条による資格検定の免除を認めるべきである。

(二) 共同養成体による技能者養成教育の助成

わが国産業構造上中小企業の占める地位は極めて重要で、その生産性の向上は国の経済力の発展のための緊要不可欠のものである。しかるに中小企業においては合理化途上特に多くの困難があることは周知のとおりである。しかも一般に中小企業においてはその経営の特質として物的設備に対する労働力の地位が重くいわゆる「組織よりも人」と称せられる如く、個々の労働者の智能、技術、熟練度、作業能率等の労働力の資質如何が生産性の向上に重大な影響をもっている。

従つて中小企業においては当該労働者の質的向上が何よりも必要とされながらも業界の実情としては遺憾ながら個々の企業において自力のみを以てしては、単独に組織的な技能者養成制度を確立してこれを実行するだけの余裕に乏しい。ここにおいて中小企業者は当該事業の面における組織化、協同化の方向と相並んで技能教育の面でもこれを協同化し個々の企業負担を軽減しつつ協同体の共同の事業として教育を行うことが望ましい。

この意味において二十八年年度の国家予算で若干の共同養成体に対する助成のための経費が支弁されたのであるが、その後二十九年年度においてこれが全額削減されたことは甚だ遺憾であつてこれを是非とも復活するとともに相当程度増額すべきである。なお以上の如き共同養成体において屢々その実施上の障害となつてくる適当なる教室その他の設備の欠如、指導者の不足、教科書、器材の調達難等の諸問題においても国及び地方公共団体が学校その他の施設を貸与し、又は学校教師の派遣、資材の提供、教科課程の編成に関する便宜供与などあらゆる指導奨励を惜しむべきでないと考える。

『東商』

昭和三〇年三月一九日

〔二一六六〕 日本経営者団体連盟、労働大臣に提出

技能者養成機関の助成に関する要望

技能者養成機関助成金は昭和廿九年度予算において削除せられましたが、技能者養成

施設は生産性向上のため最も重要視せられる技能労働者を培養にすべき基本的施設であつて、これに要する物的設備と人件費その他の経費は各養成実施企業にとつて、かなりの負担となつております。就中小企業においては共同養成施設の維持運営にも困難を感ずる状況でありまして、これを現状のまゝ放任する時はいわゆる徒弟時代に逆転する恐れなしと致しません。現下技能者養成の緊要性に鑑み、昭和三十年年度予算においては是非この助成金を復活し、かつ昭和廿八年度の倍額程度を計上してこの機関の推進を図られますよう要望いたします。

『日経』

昭和三〇年四月五日

〔二一六七〕 失業対策審議会答申

答申第四号

わが国の失業は、従来から不完全な就業形態のもとに多くの潜在的失業者をようしていたのであるが、最近においては、完全な失業状態にあるといわれる失業者がよいよ増加し、その慢性化、大量化が一段とおしすすめられており、しかも今後新たに就業を必要とする人口の増加は、年々七五万人以上が見込まれる状況にある。

従つて、わが国の雇用・失業問題はその対策が、一時的、摩擦的な、あるいは景気の変動に伴う異常の現象としての失業に対する「失業対策」の範囲をこえて、生産の拡張、所得の増加を基調とする直接・間接の雇用増大をめざす「雇用政策」に発展しなければその解決をはかることは不可能である。

第一産業政策

産業における就業者数は、最近の各年においてかなり大きな増加をみた。

これを産業別にみるときは、商業、サービス業を中心とするいわゆる第三次産業部門の増大が甚しく、増加した就業者の形態別の構成では一般雇用の増加は小さく、家族従業者、日雇雇用者など不完全な就業の多いとみられる形態での就業者の増加が大きく、このことは、過剰人口の圧力のあらわれであり、農林業、水産業など第一次産業の発展がおくれ、鉱工業等の第二次産業部門の活動の相対的に低いところでのかかる傾向は、第三次産業部門における所得の低下と潜在的失業の増大を多分に意味するものであつて、就業者の堅実な増加とはいひ難い。また第一次産業部門の就業者数は停滞の状態にあるが、これは、現在においてすらすでに著しく人口が過剰であり、農業生産の拡張によつても容易にこの過剰人口を解消しえず、農村の人口包容力は主として所得増加政策に依存せざるを得ない状況にあると判断されることからみれば、第一次産業における

就業者数の限界をしめしているものといえる。

それ故、今後の雇用政策が雇用量の積極的な増加を目指してその基礎を産業活動の拡大に求める限り、その拡大の主軸をなすものは当然に第二次産業部門でなければならぬ。第二次産業部門における生産と所得の増大によって、第三次産業部門において、またたくば第一産業部門においても、就業機会が増大するということ。これが雇用政策の上からみた産業政策の基本的な方向であろう。以下第二次産業部門を中心とする産業活動拡大方策について摘要する。

一 輸出増進のための対策

産業活動の拡大は、わが国産業構造の性格上輸出の伸長に依存するところ極めて大である。従来輸出対策は、ともすれば輸出製品製造業しかもその大規模経営にかかる産業に対する直接的施策に重きがおかれがちであったが、今後における輸出推進の基礎は、結局において生産性のいかにかかっていることに留意し、次のごとき施策を進めることが必要である。

(一) 基礎産業部門の合理化を輸出対策の根幹としてこれを徹底するため、合理化（コストおよび価格の引下げ）の可能な目標を明らかにし、効果的資本の投下を行うこと。

(二) 輸出製品製造業については、その直接的助成あるいは金融優遇等の措置がすでに限界に達しつつある現況にかんがみ、基礎産業部門とならんでこの部門においてもまた合理化を中心とする政策を重視すること。

(三) 輸出製品の生産を中心とする中小工業については、資本の充実、技術の高度化、経営の協同化等につき特に考慮を払うこと。また輸出農林水産物の生産についてもその拡大のため同様の考慮を払うこと。

(四) 近い将来輸出産業として期待される産業については、優先的にその育成策を講ずること。

なお、輸出の増進については、交易関係の正常化、商社の強化、技術者の派遣などの施策により、海外市場の維持・拡大につとめることも並行して行われなければならない。

二 その他の産業対策

産業活動の拡大のためには、輸出の増大による効果にも自らその限界のあることを留意し、所得分配の適正化による国内市場の維持に努めるとともに、雇用吸収力の比較的大きい国内産業の発展についても、次のような諸点の検討、準備及びその実施をはかることが必要である。

(一) 既存する資源を活用する産業（合成繊維製造、低品位炭活用等の産業）の発展策

(二) 手工業的にして技術の熟練を要し、わが国の就業形態に応じた産業（漆器、陶器、織物、染色等の産業）の育成策

以上に摘記した産業対策の効果を、雇用対策からみて最も有効に發揮していくためには、常にその効果の把握が行われ、産業対策の検討がなされなければならない。なお、農業部門については、現に著しく人口が過剰であることにかんがみ、産業対策の効果を着実に波及せしめることを第一義としつつも、農業生産力の増強・開拓入植等のための諸政策の推進には、今後とも十分の考慮を払う必要がある。

第二 直接的雇用・失業対策

産業政策による第二次産業活動の拡大が、産業全体の雇用量を増大し、失業の規模を小さくするまでには相当の期間を要し、場合によってはその間一時的には失業の増加さえも見込まれるから、失業吸収、雇用拡大に対する直接的施策が、一方において大規模に進められなければならない。

一 就 労 対 策

現在は、公共事業、緊急就労対策事業、失業対策事業（特別、一般）等の名称のもとに直接的雇用・失業対策の事業が行われている。事業はそれぞれの目的をもっているが、その運営の実態は事業の目的を十分に達しているとは考えられず、雇用・失業対策の立場から事業運営の実績を勘案しつつ、すみやかにこれらの事業を、吸収すべき労働力の性格に応じて段階的に、次のように再編成することが必要である。

(一) 公 共 事 業

公共事業は、事業範囲が明確でなく、事業種目の変動も多く、失業者吸収という役割も負わされて、事業効率との調整に常に問題を包蔵してきた。

今後は、事業が凡ゆる産業をこえて雇用を支える力が大きいことにかんがみ、失業者の吸収というよりもむしろ直接的雇用維持増大のための事業とし、次の諸点に基いて拡充すべきである。

1 事業は、生産力の増強、国土開発・保全のための事業とし、事業効果を阻害しないかぎりにおいて、雇用者吸収の増大をはかること

2 事業は、事業効率をあげることを必要とするものであるから、労働条件もその目的に応じ得るよう措置すること

3 事業の雇用に及ぼす直接・間接効果が大きく、しかも事業量は財政資金によって左右されるものであるから、雇用対策の立場から、事業の施行量を検討し得るよう施行地域、事業種目別等の事業実施状況を常に統一的に把握しておくこと

(二) 失業対策事業

失業対策事業は、緊急失業対策法に規定せられ、事業自体が、短期にして、何時にても開廃止できるものに限定せられている。しかし今後においては現在公共事業として運営せられている緊急就労対策事業、鉱害復旧事業等の大部分をも含めて、失業者吸収を第一の目的とする次のような事業とすべきである。

1 失業者の吸収を行う事業とし、あわせて経済的効果も期待される事業とするこ
と

2 吸収する失業者の一般労働市場への復帰を可能ならしめるため、事業種目、作
業内容等が労働力の保全、培養に役立つよう選定すること

(三) 簡易就労対策

失業対策事業に定着する就労者、内職従事者及び生活保護制度に基く授産施設の就業
者のうちには、労働力の適応性向上のための対策を行っても、なお労働能力が相対的に
低く、一般労働市場での就業が困難な者が多い。これらの者に対しては、社会保障制度
の確立により労働市場への進出を必要ならしめることを本旨とすべきであるが、現状
にかんがみて今後当分の間は、次のような事業を実施する必要がある。

1 実施事業は、国又は地方公共団体が行う公共福祉に役立つものとするこ
と

2 就労者が完全就労したときには、その所得で一定の生活保障が可能となるもの
であること

なお、現在の授産施設は、事業の採算を考慮せざるを得ない状況にあつて、その大半
が経営難に陥り、かつそれを利用する者にとつては、たんに収入を得るための施設とな
っている場合が多い。前記事業の実施に呼応して、この際根本的再検討を加え、生活困
難者の自立の助長・援助という施設本来の目的に沿うよう改善する必要があると考えら
れる。

二 失業保険制度

失業が、経営規模の如何を問わず、あらゆる産業の就業者に生じつつある現状におい
ては、雇用、失業吸収対策の運営と関連して、失業保険制度の次の諸点を主とする改善
を検討し、その実施をはかるべきである。

(一) 一般失業保険

1 適用範囲の拡大を行うこと

2 給付内容の改善をはかるため、受給資格としての被保険者期間を延長すること

(二) 日雇失業保険

失業者でありながら、日雇労働者として取扱われている被保険者（失業対策事業就労
適格者）は、就労対策の拡充によって、失業保険の被保険者である必要のないように措

置すること。

第三 労働市場対策

労働力の需給結合の際に常に存する摩擦的失業の問題は、従来から比較的大きな問題
であったが、労働市場対策の有効な実施により、産業構造の変化や労働力の新陳代謝の
際における失業を出来るだけ防止することは、今日のような失業情勢下においては特に
これを重視しなければならない。

職業安定所の求職者、新規学卒者の就業化に際しての実態からするならば、次のよう
な諸対策を講ずる必要がある。

一 労働力の適応性の向上

職業選択範囲を広くし、適職就業を促進するため、(1)職業安定所の機構を、労働市場
の動向を全面的に把握し得るように強化すること (2)学校における職業の指導、紹介
活動の整備をはかること (3)学校における職業教育機会の増加、労働力の需要変化及
び労働力の性質に應ずる職業補導を充実すること。

二 労働力の可動性の増進

労働力の移動性を喚起するため、労働市場情報の提供を広範にするとともに、移動に
際しての支障（住宅・移転料等）の軽減をはかること。

三 労働市場の近代化の促進

労働市場対策を効果あらしめ、潜在的失業の増大を防ぎ労働市場を近代化するため、
最低賃金制、家内労働法等のすみやかな確立を期すべきである。

第四 関連諸政策

以上の諸政策のほか、労働力人口の割合が著しく高いわが国にあつては、労働力人口
の増減に強い影響をもつ次の如き諸施策を並行して行う必要がある。

一 社会保障対策

1 統一的な年金制度を確立し、老齢労働力人口の引退を容易にすること

2 生活保護制度の拡充強化により、母子の無理な労働力化を防止すること

3 傷病者のやむをえざる就業化を防ぐため、傷病手当制度を拡充し現就業者の労働
負担を軽減すること

二 人口対策

家族計画の普及により、就業人口の扶養負担の軽減をはかること

三 移民対策

国際的協調の上にたち、移民を大量に送出し得るようにすること。この場合移民の養
成、送出、受入機関の設置、資金の貸付等に特に注意を払う必要がある。

結 び

以上本答申で述べた諸政策の実施に際しては、相当の資金・資本の支出を必要とし、それがインフレ要因を強く含むことを常に念頭におかねばならない。貨幣価値を堅持し、資本の蓄積をはかるため、不生産的需要の拡大防止策として奢侈的消費財の生産並に輸入の抑制、税制の改正等の施策を執行することが極めて重要である。

また、雇用・失業の問題は、労使関係の如何に、深い関係をもつものであることを認識し、同問題解決の方策について広く国民の納得を求め、その協力を得なければならぬ。

『年鑑』

昭和三〇年五月二四日

〔二一六八〕閣議決定

石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について

一、石炭鉱業合理化臨時措置法の実施に伴い、五年間に多数の離職者の発生が予想されるので、その実情に応じこれに対処するため、政府において次の措置を講ずるものとする。

(一)、炭鉱地帯において各種の建設的事業（河川改修事業、道路事業、水道事業、鉄道建設、改良事業）等を実施し、これに離職者の積極的な配置転換を図ること。

(二)、住宅建設、電源開発等の事業に計画的に配置転換を行なうこととし、必要な職業指導事業を実施すること。

(三)、製塩事業その他炭鉱離職者の吸収に適切な事業を育成助長すること。

二、右の施策を実施するため、所要の資金的措置を講ずるものとする。

三、右の措置の外、炭鉱地帯における失業の現状にかんがみ、従来の鉱害復旧事業、失業対策事業等を炭鉱地帯において重点的かつ計画的に実施し、失業者の吸収に万全を期するものとする。

『行政三』

昭和三〇年八月五日

〔二一六九〕閣議了解

特需等対策連絡会議の設置について

一、特需等の問題について、関係各行政機関がその対策を連絡協議するため、臨時に内閣に特需等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

二、連絡会議は法令に基く機関でなく、閣議了解に基く事実上の機関とする。

三、連絡会議は次に掲げる事項について連絡協議する。

1 特需の調達方式に関する事項

2 特需の減少に伴う問題に関する事項

3 駐留軍及び国連軍の引揚に伴う問題に関する事項

4 その他前各号に類する問題で必要と認められる事項

四、連絡会議の議長は、内閣官房副長官のうちから内閣総理大臣が指名する。

五、連絡会議の構成員は、関係各行政機関（調達庁、防衛庁、経済企画庁、外務省、大蔵省、通商産業省、労働省等）の職員のうちから議長が委嘱する。

六、連絡会議の庶務は、内閣総理大臣官房審議室において処理する。

七、前各項に定めるものの外、連絡会議の運営に関し必要な事項は議長が定める。

八、連絡会議の存続期間は差当り六カ月とする。

『行政三』

昭和三〇年一月二三日

〔二一七〇〕閣議決定

経済自立五ヶ年計画（抄）

まえがき

経済の自立を達成し、且つ増大する労働力人口に充分な雇用の機会を与えるということは、今日わが国経済に課せられている大きな課題である。経済の安定を維持しつつこの問題を解決するためには、総合的、且つ、長期にわたる計画を樹立し、個人及び企業の創意を基調とした経済体側のもとで、必要な限度において規制を行うこととし、国民全般の協力を得て計画の目標に対し一歩一歩着実に前進してゆかねばならない。

このため、昭和三五年度を目標年次として、昭和三一年度以降五ヶ年間にわたる経済自立五ヶ年計画を策定した。

しかしながら日本経済における諸問題のうちこの計画期間中には完全な解決を期待できない問題もあるので、これらについてはより長期的な観点に立つて方策を講ずるものとする。また、計画の目標数字は必ずしも固定的なものとは考えず、その時時における経済情勢に即応しつつ弾力的な運用に努めるものとする。

目 標

安定経済を基調として自立と完全雇用の達成を図る。

計 画 期 間

この計画の期間は、昭和三二年度を初年度とし昭和三五年度に至る五カ年間とする。

前 提

この計画策定の前提として、次の諸条件を想定する。

- 1 国際政局には基本的な変化はない。
- 2 世界の生産および貿易は漸次上昇をみるものとする。
- 3 貿易制限は次第に緩和するが、通貨の自由交換性の回復は完全な形では期待されない。また、世界の輸出競争は激化するものとする。
- 4 ガット加入の影響でわが国に対する関税の引下げも相当進捗するものとするが、各国の自国産業保護の政策は依然として相当強いものとする。
- 5 賠償交渉は計画期間の前期において向れも解決し、且つ、東南アジアに対する先進諸国の援助をも想定し同地域との貿易は活発化するものとする。
- 6 中共及びソ連との貿易に関しては漸次政治的制限は緩和され、経済面におけるわが国との関係も改善されるものとする。
- 7 特需収入は計画の最終年次において期待しないものとする。
- 8 現行の為替レートの変更はないものとする。
- 9 物価については極力引下げの方針がとられるものとする。

第一部 計画の内容(略)

第二部 計画達成のために必要な施策

この計画は、経済の自立と完全雇用の達成を目標として策定されたものであるが、この計画の遂行にあたっては、各部門において必要とされる諸施策を単に個別的に実施してゆくのではなく、相互に有機的な関連をもたせ、総合的に実施してゆくことが肝要である。また、そのための施策は、わが国の経済力なり、財政力なりに応ずるとともに、内外経済情勢の推移に適応するよう弾力的に実施してゆくよう努めなければならない。

この計画を達成するための施策を実施してゆくにあたっては、考え方としては、おおむね計画の前期においては、わが国経済の基盤の強化を図るため、経済の正常化の促進と産業基盤の育成に施策の重点を置き、計画の後期においては、その上に立った経済規模の拡大とそれによる雇用機会の増大を図るための施策に重点を置いてゆくこととする。

すなわち、財政金融の面においては、計画期間中を通じ、財政の均衡を堅持し、通貨価値の安定を維持することを絶対の要件とするが、特に前期においては、財政の運用にあたって国、地方を通じ、その効率的使用と特に消費的支出の抑制に努めるとともに、

財政投融资の重点化を図るものとし、現在の金融の正常化傾向を一層促進するとともに、企業の資本構成の是正の促進を図り、経済規模の拡大のための素地を完成し、その上に立って主として計画の後期において経済規模の拡大を図ることが必要である。また、経済規模の拡大は、輸出の増大を軸として行わなければならない。

さらにこの計画は、計画規模の拡大によって雇用の増大を期待しているが、増加する労働力人口に充分な就業の機会を与えることは困難であり、特に計画の前期において著しい。従って上述の諸政策と併行して、計画期間中を通じて、増勢に応じ雇用の吸収を考慮した公共事業の実施、社会保障の強化等の施策を講じ、この面より雇用の改善を図る必要があるが、特に雇用の吸収度の高い中小企業については、強力な施策を講じてその助長と育成を図ることによって一面産業基盤の確立に資するとともに、他面雇用問題の改善を図ってゆくものとする。

以上のような観点から計画を達成するための基本的施策を述べれば、次の通りである。

(1) 産業基盤の強化

貿易の振興によって経済自立を達成するためには、わが国の産業基盤の強化を図り、産業の国際競争力を高める必要がある。これがためには設備の合理化、技術の向上を図ってコストの低下に努めるとともに、経営の健全化、労働能率の向上および経営の科学的管理方式の普及によって生産性を高めることが肝要であるが、それと同時に個々の企業の合理化に止まらず、産業の合理的な再編成の推進を図るとともに、産業立地条件の整備を行う必要がある。

このような産業基盤の強化のためには、所要の資金が適時、適切に投入されることが肝要であるので、設備資金を確保するための、投資を合理的に調整するための態勢を考慮する必要がある。

また、資金の調達にあたっては、まず民間資金の動員に期待することとし、金融の正常化の促進と併行して企業の資本構成の是正と内部留保の促進のための諸方策を強力に推進することに努めるべきであるが、他面資金の運用が長期にわたり、且つ、国民経済的に重要であるが当面市中金融ベースに乗らない産業および金利負担を軽減することが特に必要な産業については、財政投融资によってその資金を確保する必要がある。

(2) 貿易の振興(編注…中略)

(3) 国内自給度の向上と外貨負担の軽減(編注…中略)

(4) 国土の保全と開発の促進(編注…中略)

(5) 科学技術の振興(編注…中略)

(6) 中小企業の育成

中小企業がわが国経済なканずく輸出および雇用に占める重要な地位に鑑み、新しい認識に立って、中小企業等協同組合法、中小企業安定法の有効、適切な運用によりその組織化、安定化を強力に推進するとともに、税負担の調整、財政投融資を含む金融の改善、円滑化に努め、中小企業の育成強化を図るとともに、不当なしわよせが生じないよう考慮する必要がある。大企業と中小企業との関係については、その総合的調和の維持と生産品種の専門化を顧慮しつつ、業種別中小企業対策の確立に努めるものとする。なお、独占禁止法の取扱運用については、中小企業に対し悪影響を生じないよう充分配慮することが肝要である。

以上の対策を総合的に推進するため、国、地方の中小企業指導機関の拡充強化に努め、且つ、中小企業の実態を適確に把握するための措置を講ずる必要がある。

(7) 雇用の増大及び社会保障の充実

この計画は、増加する労働力人口にできる限り多くの就業の機会を与えることを目標としているが、これのためには、経済規模特に鉱工業部門の生産規模を極力拡大してゆかなければならない。新産業、新技術についても、この見地からの重要性を認識する必要がある。

経済規模の拡大によってなお吸収できない労働力人口については、公共事業の計画的施行と失業対策事業の強化によって雇用の吸収を図るほか社会保障政策もあわせて講ずる必要がある。

- (8) 健全財政の堅持と金融の正常化(編注…中略)
- (9) 物価の安定(編注…中略)
- (10) 国民生活の安定と消費の節(編注…中略)

以上この計画を達成するための基本的施策を述べたが、以下部門別の施策を述べれば、次の通りである。

- 1 鉱工業(編注…中略)
- 2 農林水産業(編注…中略)
- 3 貿易(編注…中略)
- 4 交通通信(編注…中略)
- 5 公共事業

(1) 公共事業の実施にあたっては、総合的な計画を樹立し、経済効果、雇用効果を充分考慮して、各事業間の調整を図る必要がある。特に重要な鉱工業地帯総合開発地域等については、充分総合調整を行う必要がある。

(2) 事業の合理的な経済効果測定方式を確立してこれが実施を図り、また、あらかじめ完全な実地調査を行い事業実施の適正を図るものとする。

(3) 事業を計画的、且つ効率的に実施するため、継続費制度を活用するとともに、前期においては努めて新規着工を避け、継続事業の早期完成を図るものとする。

(4) 各事業毎に合理的な標準事業規模を定め、国費による補助事業の効率化を図るものとする。

(5) 建設工事の能率を向上するため、建設工事の機械化並びに入札制度の改善等、建設の合理化を積極的に推進するものとする。

6 住宅建設

住宅建設にあたっては、住宅投資の拡大を促進するため有効な措置を講ずる必要がある。また、住宅建設に伴う用地問題は年々深刻となる傾向にあるが、これが対策として都市計画的観点のもとに新しい住宅団地の開発を行うとともに、市街地の住宅の高度利用を推進するための適切な措置を講ずる必要がある。さらに低廉な耐火住宅を大量に供給するため、建築技術の向上、低廉な建築資材の確保等についての対策が必要である。

7 民生雇用

(1) 雇用対策の強化

この計画は、経済基盤を拡大して雇用の改善に資することを目的としているが、経済規模の拡大によっても吸収し得ない労働力人口に対しては、計画期間中過渡的に公共事業、失業対策事業を強化して雇用の吸収を図ることが肝要である。なお、これらの事業の実施にあたっては、機動的、組織的にこれを行うとともに、失業対策事業については、極力経済効果の向上を図るものとする。

(2) 中小企業の強化による雇用の吸収

中小企業の雇用に占める地位の重要性に鑑み、中小企業の強化、育成に努め、この部門における健全な雇用の増大を可能ならしめる必要がある。また、中小企業労働者に対する労働および福祉対策についても積極的な措置を講ずるものとする。

(3) 労働市場の合理化と雇用の質的向上

労働力の需要と供給の合理的結合の促進には不断に充分の努力を払い、求人充足率の向上による就業機会の増大に資するため、職業紹介、職業補導、職業教育の整備拡充等を行い、もって労働市場の合理化と求職者の職業適性の向上、技能化の促進を図るべきである。特に新規学校卒業者の就業対策については万全を期するとともに、根本的には現行教育制度に再検討を加える必要がある。なお、停年制の合理化、特別

の低賃金産業における最低賃金制並びに家内労働者の保護措置を検討するものとする。

(4) 社会保障の強化

今後なお相当数の低所得ないし要生活保護階層の残存が予想される点に鑑み、適用範囲の拡大等社会保険の充実強化、生活保護、児童福祉等公的扶助の強化、住宅政策の強力な展開、国民医療の充実その他保険衛生対策の強化等社会保障政策の一層の進展を図る必要がある。

(5) 家族計画の普及徹底

家族計画の普及徹底を図り、長期的には将来において増大する人口の圧迫を緩和するとともに、短期的には増加すべき家計負担の軽減による非労働力人口の労働力化を阻止する効果に期待するものとする。

(6) 移民

移民については、従来からの農業移民のみならずわが国の技術、資本等の海外移出に併行するいわゆる企業移民をも推進することにより輸出の振興および国内の雇用問題の解決にも積極的に貢献することを期待すべきである。

8 財政金融融(編注 以下略)

『年鑑』

昭和三十一年一月二日

(二一七二) 中央青少年問題協議会要望

定時制高等学校に学ぶ働く青少年の教育保護福祉対策要綱(抄)

年々中学校を卒業して何らかの職業に従事する青少年の数は、百数十万人の卒業者の半数に近い。これら多くの青少年の中には、働きながら学びたい意欲を強くもっている者が少なくない。これらに応えるための教育の機会は、現在、高等学校の定時制の課程、高等学校の通信教育、社会教育の一環としての青年学級、技能者養成施設、事業場附属の教育施設等において与えられている。しかし実質的には、なお幾多の問題がある。

これらの問題の解決のためには、抜本的恒久的な施策が必要と考えられるが、比較的多数を収容している定時制高等学校に学ぶ働く青少年の教育、保護福祉対策として当面左記事項についての早期実現が要望される。

記

一、運営について(略)

二、施設設備について(略)

三、保護福祉について(略)
四、広報活動について(略)
五、その他

1 財政措置(略)

2 総合計画の樹立(略)

3 運営についての改善(略)

4 他の教育施設、機関との連携

他の教育施設、機関にある者(高等学校通信教育に在籍している者、大学入学資格検定の受験者、青年学級の学級生、自衛隊員、技能者養成施設の養成工、看護婦養成所の生徒、職業安定所の入所者等)で、定時制高等学校に在籍する者の数が増加する傾向にかんがみ、機関との協力を緊密にすること。(文部省、防衛庁、労働省、厚生省)

(注)

(1) 中学校卒業者の進学等

昭和三十年三月の中学校卒業生総数は、約一、六九六、〇〇〇人(一〇〇%)であり、このうち、全日制高等学校への入学者は約七二五、〇〇〇人(四二・七%)、定時制高等学校への入学は一六五、〇〇〇人(九・八%)である。高等学校の通信教育への入学者は、約二〇、〇〇〇人(一・二%)と見込まれる。

中学校卒業者のうち約七八六、〇〇〇人(四六・三%)は青年学級、技能者養成施設、各種学校等に進む者を除くほか多数の者が教育を受けられない現状である。

(2) 高等学校及び他の教育施設の学校数、学校施設数、生徒数等

昭和三十年度の学校基本調査によれば、高等学校については、次の通りである。

(学校数) (生徒数) (備考)

全日制高等学校 三、九六校 二、〇五〇、二六八人 修業年限三年

定時制高等学校 三八校 五二、五九八人 修業年限四年以上

夜間 三七、七〇人

昼間 一五、八六八人

昼夜間 二、〇三五人

高等学校通信教育 七校 五、一〇三人 修業年限四年以上

青年学級 一六、二五学級 一、〇六〇、〇〇〇人

(成人を含む。二〇歳以下は約七〇%)
技能者養成施設 約六、〇〇〇所 約三三、〇〇〇人

事業所附属の各種学校 (成人を含む。修業年限三―四年)
二〇〇校 約三三、〇〇〇人

事業所附属の私立定時制高等学校 一八校 約三、〇〇〇人
(定時制高等学校の内数)

(3) 労働基準法の適用事業場における年少労働者の数は、昭和二十九年十二月末現在で約七四六、〇〇〇人にのぼり、このうち、従業員一〇〇人未満の事業所で働く青少年は約四九〇、〇〇〇人で総数の六六%に当る。
『連繫』

昭和三十一年二月三日

〔二―七二〕 閣議了解

特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策について

駐留班及び国連軍に使用されている労務者は、昭和三〇年一二月末現在一五万六千人であり、軍関係の直備労務者及び特需関係産業の労務者を加えると約二二万人に上ると推計される。

しかるに駐留軍の引揚げ並びに特需の漸減に伴って、毎年大量の人員整理が、地域的、時期的に集中して行われることを余儀なくされ、この傾向は、今後も益々強くなるものと予測せられる。

政府は、かかる事情を特に考慮し、一般失業対策にあわせて、左記の諸対策を講ずるものとする。

記

第一事 前 措 置

一、人員整理又は発注量の削減に当っては、その量及び期間を按配して、計画的且つ漸減的となるよう要望するとともに、整理又は削減予定の事前通報が相当期間前に受けられるよう更に強力に要望すること。

二、駐留軍及び国連軍の使用する施設、機器等のうち、軍の引揚又は発注減に伴い遊休化するもの又は使用度が著しく低くなるものに関しては、次のような対策を行うこと。

(1) 提供施設で日本側需要についても利用し得るものについては、共同使用も認めるよう要望すると共に、軍隊の引揚又は特需の発注減に伴い遊休化する提供施設及び区域の返還の促進をはかること。

(2) 提供施設及び区域に所在する駐留軍所有の設備、機械器具等の中、日本側にとつて必要なものは譲渡するよう要望すること。

(3) 駐留軍によって占有されている民有の旧賠償指定機器の早期返還につき要請するとともに、これが使用料の支払につき解決の促進に努めること。

三、特需関係産業にあつては、企業の責任性を一層明確にし、特需の減少に備え予め自主的に経理の万全を期するよう努めさせるとともに、離職予定者に対しては、極力同一企業内又は系列企業への配置転換を行うよう指導し、失業者をなるべく少くするよう努めること。

また特需関係産業における補充増員にあつては、特需関係産業離職者の優先的採用及び配置転換による充足をはかるよう指導すること。

四、駐留軍労務者の補充増員にあつては、既に整理されたものの優先的採用及び配置転換による充足を要請すること。

五、自衛隊要員の補充にさいしては、駐留軍特需関係等労務者を採用するよう努めることとし、その計画については、事前に関係庁に連絡すること。

六、駐留軍特需関係労務者の転職を可能ならしめるため、職業指導、職業補導等の実施に努めること。

七、特需の減少、駐留軍、国連軍の引揚等のための大量の離職者を生ずる府県及び地元市町村は、これら労務者の就職斡旋、配置転換、自営援助その他総合的離職者対策の推進をはかるため特別の措置を講ずること。

第二、事 後 措 置

一、第一の二より譲渡をうけた設備、機械器具及び返還を受けた国有財産については、特に離職者の吸収措置を考慮し、最も効果的な活用をはかり得るよう措置すること。

二、防衛庁の車輛等の修理発注にあつては、特需の調達のために使用されている機械、器具等(米国所有のものを含む)を有効に活用するように配慮すること。

三、特需の減少等に対処して、企業が自主的発意と計画とによって行う事業のうち、適当なものに対しては、融資斡旋等の方法により援助すること。

四、離職者の自立更生を促進するため離職者による企業組合の育成について援助指導を行うとともに、事業資金及び生業資金の融資については、これを潤弁ならしめるよう配慮すること。

五、特需の減少、駐留軍、国連軍の引揚等のため著しく失業者の増加した地方に対しては、地方公共団体の財政状況に応じ、昭和三十一年度においては、失業対策事業の補助率を引上げる等所要の措置を講ずること。

六、失業者の就労対策としての各種事業を、失業状況に応じて適切に実施し、再就業までの間の労働力保全に努めること。

七、特に重要と認める具体的案件については、特需等対策連絡会議において協議し、これが解決の促進をはかるものとする。 『行政三』

昭和三十一年四月二四日

〔二一七三〕 閣議了解

呉地区国連軍引揚に伴う対策について

特需の減少及び駐留軍、国連軍の引揚に伴う対策については、昭和三十一年二月三日閣議了解をもつて、その一般方針を決定したところであるが、呉地区国連軍の全面的引揚の事態は、本年中に集中的な大量の離職者の発生とともに膨大な接収国有財産の返還をもたらすものである。これらの事態に対処するため、左記により早急にその対策を具体化し、且つ、その実施に際し必要なる財政上その他の措置については、特段の考慮を払い、もつて呉地区国連軍の引揚によつて生ずる諸問題の解決を図るものとする。

なお呉地区以外の地域において生ずる事態に対しても、その実情に応じ本大綱に準じて措置するものとする。

記

一、方針

呉地区に生ずる大量の失業者に対しては、国、関係地方公共団体等の協力のもとに、応急の救済措置に万全を期するとともに、同地区の産業の発展等によるその再就業の促進をはかり得るように努めるものとする。

二、措置

(一) 同地区に存在する国有財産は、呉地区の産業の育成に資するため、努めて有効に活用することとし、その際防衛庁、その他関係諸機関が計画上必要とする範囲を考慮しつつ所要の調整を行うものとする。

(二) 一般企業への転用が適当と認められる国有財産の処分については、呉地区の産業の育成に資するよう処分の方法及び条件について、必要な措置を講ずるものとする。

(三) 呉地区国有財産の産業への活用については、関係各方面の参加を得て、適切な計画のもとに進めるとともに、その活用上当面必要とする立地条件整備のための道路、港湾施設等の各種建設事業は、離職者の吸収見込、事業費の調達方法等を考慮して計画し、企業の進出計画等を勘案しつつ施行するものとする。

(四) 国連軍の引揚に伴って生ずる離職者に対しては、職業補導、職業紹介の措置強化によつて一般産業への就業、他地域への移動をはかるとともに、失業対策事業、その他の各種建設事業の施行によつてその就労をはかるほか、離職者が組織する企業組合の育成策を講ずる等当面必要とする措置を講ずるものとする。 『行政三』

昭和三十一年一〇月一九日

〔二一七四〕 閣議了解

石炭鉱業の合理化に伴う失業対策について

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三〇年八月一〇日法律第一五六号）の実施に伴う失業対策については、昭和三〇年五月二四日の閣議においてその要綱が決定されたのであるが、昭和三十一年度石炭鉱業合理化実施計画の実行に伴い当該地域において発生する失業者の就職を促進するため、政府においてさしあたり次の措置を講ずるものとする。

一、関係機関および雇用主の積極的な協力により、炭鉱間、特に同系炭鉱間の配置転換を極力推進するに努める。

二、(一)、前項の配置転換が困難であった離職者に対しては、既存の職業安定機関を充実にして職業相談を積極的に行い、当該道県のみならず広域の労働市場にわたつて就職の促進をはかる。併せて他産業への就労転換を容易ならしめるため、職業補導の強化について特別な考慮をする。

(二)、離職金または賃金の未払いが離職者の再就職に障害となつてゐるので、石炭鉱業整備事業団による離職金の早期支払または未払賃金の代位弁済を促進するよう特に考慮する。

(三)、自営業への転換を希望する者に対して必要がある場合には、国民金融公庫の資金の融通を円滑ならしめるものとする。

三、前三項の措置によるも就業することができない離職者に対しては、当該地域において公共事業および鉱害復旧事業をできる限り集中して実施し、その雇用吸収に努める。その際、近年における関係地方公共団体の財政の実情にかんがみ、当該団体の財政の具体的な検討に基づき特別な考慮を払うとともに関係地方公共団体の積極的な協力を求める。

四、当該地域における地方経済を振興するために、鉄道建設その他産業立地条件の整備に努め、これによつて雇用吸収を図るものとする。その一環として北九州におけ

る油須原線建設事業については、その早期着工を図り、失業者の吸収に努めるものとする。

五、以上の措置によるものお就業できない離職者に対しては、一般失業対策事業の施行に万全を期し、またその経費補助については財政状況に応じた高率補助の適用を図る。

これら諸施策によってもなお完全に吸収し得ない離職者で、もし生活に困窮する者があれば、生活保護法その他の公的扶助制度の時宜に即した運用により、とくにその最低生活保障に考慮を払うものとする。

六、炭鉱離職者の就職促進のため関係道県において関係各省の地方支分部局、当該道県の関係部局、石炭鉱業整備事業団、使用者団体および労働組合等を構成員とする炭鉱離職者対策協議会を設置する。炭鉱離職者対策協議会においては、本措置の趣旨に従い当該地域の実情に即した離職者対策を強力に推進する。

備考 (一) 当該地域における離職者の発生状況によっては、将来さらに協議のうえに必要な措置を講ずるものとする。

(二) 三、四および五については、おおむね別表のとおり実施するものとする。

(別表)、北九州における事業および失業者吸収計画(昭和三二年度)

一 石炭鉱業合理化に伴う離職者中の要対策者見込数

八月以降一〇月迄 一、四八〇人(一日当たり平均人員、人数について以下同じ。)

十一月以降三月迄 三、三四八人

二 対策事業および吸収人員

(一)、一般失業対策事業

(八月一六日以降一〇月迄)

事業追加額 二七、〇〇〇千円

うち国費 二〇、〇〇〇千円

吸収人員 一、四八〇人

(十一月以降三月迄)

事業追加額 三三、〇〇〇千円

うち国費 二五、〇〇〇千円

吸収人員 七七四人

(二)、鉱害復旧事業

(十一月以降三月迄)

実行見込総事業費 七二二、〇〇〇千円

うち国費 三六四、〇〇〇千円

吸収実績の向上による吸収増加人員 七〇〇人

(三)、特別失業対策事業

(十一月以降三月迄)

事業追加額 五五、〇〇〇千円

うち国費 三〇、〇〇〇千円

吸収人員 二七三人

(四)、油須原線建設事業

(十一月以降三月迄)

実行見込総事業費 二〇八、〇〇〇千円

吸収人員 五〇人

(注、実際の吸収人員は二月および三月においてそれぞれ一二五人とする。)

(五) 公共事業

(十一月以降三月迄)

事業追加額 約三〇〇、〇〇〇千円

吸収人員 一、五一〇人

(注、事業追加額の内訳については一、五一〇人を吸収するに足るよう決定するものとする。)

(六)、北九州有料道路建設事業

(十一月以降三月迄)

実行見込総事業費 二八四、〇〇〇千円

吸収人員 四〇人

(注、実際の吸収人員は二月および三月においてそれぞれ一〇〇人とする。)

(七)、以上の十一月以降三月迄における増加吸収人員 計 三、三四七人

『行政三』

昭和三二年一〇月二七日

〔二一七五〕 身体障害者雇用促進中央協議会意見

身体障害者の職業更生に関する意見

身体障害者の更生援護は現下の重要な社会的課題の一つであり、特に職業による更生を図ることは極めて肝要なことである。政府においては、昭和二十七年以降諸般の措置を講じて、身体障害者の雇用促進を図り、困難な雇用情勢下において相当の成果を収められてきたところであるが、なお、未だ充分とはいえない状況にある。

本協議会は斯かる事態に鑑み、小委員会を設けて、今後執るべき方策について検討を重ねてきた結果、従来の雇用勸奨の措置を更に強力に推進するとともに、新たに左の措置を講ずることが必要であるとの結論に達したので、政府はこれらの措置を早急に実施し、身体障害者の職業更生施策の推進に万全を期せられるよう要請する。

なお、右の施策のほか身体障害者の割当雇用を中心とする身体障害者雇用法制定の可否についての問題があるが、本問題については、雇用及び産業情勢、社会保障及び教育制度等の観点により慎重に考究しなければならない点が多いので、今後なお引続き検討を加えられたい。

昭和三十一年一月二七日

身体障害者雇用促進中央協議会

会長 赤木朝治

労働大臣

倉石忠雄殿

記

一 職種の留保について

身体障害者の職業として適当と思われる職種についても、必ずしも身体障害者が特別に雇用されていない現状に鑑み、一定の職種を選定し、身体障害者の就業機会の拡大を図るようこれらの職種の職場確保運動を国民運動として展開することが必要である。

二 官公庁に対する雇用の促進について

官庁、公共企業体、地方公共団体等は膨大な、雇用量を有するとともに、そのうちに身体障害者の雇用は民間にまして推進せられるべきに拘らず、その実績は未だ充分とはいえない状況にあるので、この際更に率先して身体障害者の積極的雇用に努めるよう一段の努力を払う必要がある。

又財政投融资事業等においても、その性格に鑑み、同様身体障害者をでき得る限り雇用するよう積極的に指導勸奨を行う必要がある。

三 身体障害者公共職業補導所の充実強化について

現在の身体障害者公共職業補導所は、これを利用する上においてなお改善を要する点があるので、差し当り同施設における補導手当の増額及び宿泊設備の充実をはかり、補導定員の増加を行うことが必要である。

四 作業訓練委託制度の実施について

身体障害者のうちには経済的、地理的、時間的理由、障害の程度、態様等の関係から技能習得を希望しながら身体障害者公共職業補導所を利用しない者が多いので、これらについては本人の職業的能力を最も効果的に活用し得る職業につき適当な民間事業所を選定し、国庫補助を行ってこれに作業訓練を委託し、もって就職及び自営に必要な技能を習得せしめることが必要である。

五 作業設備の改善及び作業補助具の支給に対する国庫補助の実施について

中小企業等においては企業自体の負担において作業設備、作業補助具の改善を行うことは困難であり、このため身体障害者の雇用が阻まれる場合も少くないので、かかる場合には作業設備の改善及び作業補助具の支給に要する経費をもって補助し、身体障害者の雇用機会の拡大を図ることが必要である。

六 モデル事業所の設置について

身体障害者の雇用について理解がある適当な事業所を選定して身体障害者雇用のモデル事業所とし、ここにおいて作業能率の向上、適職の発見、職業訓練の方法、人間関係、作業設備、作業補助具等につき改善研究を行い、身体障害者の職場適応性の発見と作業能率の向上を図るとともに、当該事業所及び当該地域における身体障害者雇用の誘引増大を図る必要がある。

七 身体障害者の離職防止について

業務上の災害により身体に障害を受けた者等については、企業内の適正な配置換え等適当な措置を講じて離職の防止につとめるとともに、企業整備等にあたっては、いやくも身体に障害を有するの故をもって整理対象とするが如きのないよう、労使双方を指導することが必要である。

『行政三』

昭和三十一年一月九日

〔二一七六〕 日本経営者団体連盟意見

新時代の要請に対応する技術教育に関する意見

最近先進国における科学技術の進歩はまことに目覚ましいものがあり、各国ともに第二

次産業革命ともいべき原子力産業・電子工業の勃興およびオートメーションの普及等産業技術の躍進的な向上発展に備え、技術者・技能者の計画的な養成教育に懸命の努力を傾けつつある。例えば、ソ連においては年々六万の専門技術者、七万の中級技術者を養成しているが、第六次五カ年計画でこれを五割方引上げ五年間に新たに九十万の科学者・技術者の供給を目標としているイギリスでは現在技術系大学生の数は戦前の二倍を超えているが、明年から五カ年間に新規の上級技術者を五割増し、下級技術者・熟練工を倍増する方針を今春決定し、これに必要な施設費一億ポンド（一、〇〇〇億円）支出の措置に乗出した。アメリカでもアイゼンハワー大統領は科学者・技術者養成委員会を設置して、ソ連に対抗する科学者・技術者の積極的な養成計画の樹立に当らしめている。然るにわが国においては、戦後学校制度の変革をみたが、技術教育の重要性は殆んど顧みられることなく、大学については理工系に対し法文系偏重の風は依然改められず、義務教育についても理科教育および職業教育の重視の実は一向に挙っていない。いまにして経済の画期的な成長発展に対応する技術者・技能者の養成計画を樹て産業技術向上の確保を図らないならば、わが国科学技術は日進月歩の世界水準に遅れをとり、列国との競争に落伍することはけだし必至の勢であり、悔を次の世代に遺すものといわなければならぬ。

われわれは技術教育の振興こそ一日も遅延を許さない刻下の急務であると信ずるが故に、新時代の要請に対応する産業技術教育の革新と科学者・技術者および技能者の計画的な養成のため、左記の諸点について政府の一大英断を要望してやまないものである。

一 今後の経済発展に対応する技術者・技能者の計画的養成教育

今後五年ないし十年間における国内経済の拡大、東南アジア開発および科学技術の高度化の要請に対応する技術者・技能者の要員数を想定し、これを充足するに必要な専門大学の設置、法文系学生の圧縮と理工系学生の増員、工業高校の充実、勤労青少年の技能教育の刷新、小・中学校の理科職業教育の推進等について、年次目標を設定するとともに所要の経費を計上して速かに計画の実現を図ることが極めて緊要である。

二 義務教育における理科教育・職業教育の推進

現在中学校卒業者の約半数は直ちに社会に出て職業に就き、これら就職者の半数近くは産業界に入つてその多くは一般技能工員となるが、一国科学技術振興の基盤は幼少年期における理科教育・職業教育の徹底にあるので、小学校および中学校におけるこれら教育は積極的に推進しこれが拡充を図るべきであり、これがため教員養成機関における理科・職業教育もまた刷新するとともに、一般国民の理科教育に対する認識を改め関心

を高める措置を講ずべきである。

三 勤労青少年の技能教育の刷新

- (1) わが国産業の一般技術水準を高度化し、生産性向上を図るには、各業種の要請に対応する多能工・単能工の養成をさらに推進する必要があるが、現行の労働基準法による技能者養成制度は監督行政の見地に立つて制定され、画一的な拘束が存するため、現在基幹的な重化学工業においてこの制度により養成している技能者の数は二万にも足らない状況である。今後産業の要請に合致した量と質の基幹工員を養成するには、この制度を積極的に助長する建前の単行法の制定されることが急務である。大企業においてはこの新立法に基いて単独に多能工・単能工の養成施設を設けることができるが、単独で企業内に養成施設をもち得ない中小企業については、共同養成方式を奨励してこれに国が助成の道を講ずるとともに、国または地方自治体が有力な技能者養成施設を設けてこれらの企業における養成を援助すべきであり、指導員の養成についても国の指導センターの設置が望ましく、養成工の格付を行うための技能検定もかような政府機関において行うことが適当であろう。なお養成工の向上心に応えるため、必要により定時制高校・通信教育とも結びつけ、高等学校修了の資格を付与する道を開いておくことが望ましい。

- (2) 企業の青少年従業員が昼間職場で労働しながら毎日夜間に普通課程の高校へ通学する定時制高校の現状は、地域的業種的に特殊な場合を除いては、一般的について職場の能率の見地からみても、また本人の健康の見地からみても、決して望ましいものではない。従つて昼間の職業をもつ青少年に対する定時制教育は、労働と教育とが内容的に一致するように、普通課程よりも職業課程に重点をおくこととし、また現在通信教育は普通課程のみ実施されているが、これに職業課程を加へこの職業課程の通信教育を多分に採り入れて、定時制・通信教育いずれでも随意に履修し得ることとし、定時制通学の負担を軽減すべきである。

四 初級技術者および監督者養成のための工業高校の充実

- (1) 産業界は主として中級技術者の補助者たる初級技術者および、現場作業の指導に当る第一線監督者としては、技能者出身の適任者を訓練する外、工業高校の卒業生を採用しこれを職場において養成しているが、高校においても大学と同じく普通課程と職業課程との間に均衡を失し、工業高校卒業者の数は定時制を含めても現在年約五万にすぎず、今後産業の需要を充足し得ない状況にあるので、普通課程の高校はできる限り圧縮して工業高校の拡充を図るべきである。

- (2) 工業高校の教育内容については、学校所在地域の産業の特色を充分に考慮し、必要な知識と技能を授けるばかりでなく、産業者としての人格教育・躰教育にも力点をおくべきである。戦後の工業高校生は技能においても基礎知識においても甚しく不十分であるが、これは主として年限が三年であることおよび教職員の資質の低下に因るものである。従って、効率的な初等技術教育を行うため、中学校と結びつけて六年制とし、一貫した教育を行い得るような道を拓く必要があり、また教職員の資質の向上を図るため、その再教育・人材交流等を行うとともに、学科と実習とが相互密接に関連して一貫的な教育を授けるように配慮することが特に必要である。
- (3) 工業高校の実習施設については、職場の設備に比して甚しく遜色があるので、産業教育振興法を再検討して質量ともに内容の充実を図ることが肝要である。生徒の学外実習は現状では一般に困難であるが、教職員の国内現場留学と産業界からの講師派遣については、産業界として協力を吝かなものではない。

五 技術者養成のための理工系大学教育の改善

- (1) 産業界においては、戦前旧制工業専門学校供給していた中級技術者は今日の産業界においてもその必要を痛感しているが、現在二年制の短期大学では到底この要求を満足し得ない。よって二年制の短期大学を高校と結びつけ五年制の専門大学を設けその積極的拡充を図って、高校と大学との間の教育の重複非効率を是正するとともに実習、専門学科の充実を行いもって産業界の要請に即応すべきである。
- (2) 四年制大学は法文系に比し理工系が甚しく均衡を失し、学生数においても現在七五対二五の比率であって、戦前の六五対三五の比率にも達せず、将来科学技術者たるべき理工学部学生数は短期大学を含めても約八万(即ち一年約二万)にすぎない。またこれに対する国費支出の面からみても、余りに少額に失する実情である。政府は国家一〇〇年の大計に基き、計画的に法文系を圧縮して理工系(専門大学を含む)への転換を図るとともに、積極的に理工系大学に対する国庫支弁および補助の増額措置を講ずべきである。
- (3) 工科系大学の教育内容については、新制大学四年間の専門科目の授業時数が旧制大学三年間のそれに比して約三〇割方減少している現状に鑑み現行四年の枠内において専門科目の充実を図るとともに、学生の学外実習は原則として正科とし組織的に実施する必要がある。専門科目と併せて基礎科目の充実も大いに必要であるが、双方について完全を期待することは実際上望み難いので、むしろ各大学が所在地域の特徴、教授の陣容等によりいづれかに重点をおきそれぞれ特色の發揮に努むべき

である。

- なおいうまでもなく、学校教育の目標は知識を授けるばかりでなく、人格を造ることにあるから、工科系大学において技術者倫理の徹底を図ることは極めて重要であり、また機械的技術の革新に伴い管理技術の進歩は益々著しいものがあるので、管理技術に関する科目は今後の技術者教育として忽せにできないところである。
- (4) 将来の科学技術の進歩と産業技術の高度化に即応し、理工系大学院を強化して、専門科学技術者・上級技術者の育成に努める外、産業界の委託学生の制度を修士課程において認めるべきである。
- (5) 理工系大学教職員の海外および内地留学・相互啓発等により質的向上を図るとともに産業技術の高度化に伴う産業技術者の再教育について大学側の態勢を整備することが望ましい。
- (6) 理工系大学と産業界とは絶えず緊密な連携を図り、大学側は産業界の要請を的確に把握して、これに対応する方途を考究すべきである。産業界も講師の派遣、教授の現場見学出張その他工業教育全般ならびに研究の推進についてできる限りの協力を致さんとするものである。

『日経』

昭和三十一年一月二二日

〔二七七〕 失業対策審議会、内閣総理大臣宛

答申第六号

昭和三十一年九月一二日諮問第四号に対しては、同年一月二一日答申第五号をもって答申したところであるが、その後の雇用失業情勢の推移にかんがみてここに重ねて別紙の通り答申する。

内閣総理大臣 鳩山一郎 殿
失業対策審議会会長 有沢広巳

最近の失業情勢は、大量の失業者を排出しつつあった昭和二十九年から三〇年にかけての時間に比較すると幾分緩和されてきているようにみられる。

しかし生産活動の著しい伸びに較べて正常な雇用量の増加ははるかに小さく、累増する労働力人口の労働市場への圧力は緩和されていない。

特に日雇労働市場においては、今日の如き好況下にもかかわらず失業対策事業就労の失業者の大部分はなお停滞化の傾向を続けており、同事業が吸収し得ない失業者の多く

は産業雇用への途を見出し得ないままに浮動的な状態におかれている上に、龐大な不完全就業者層の存在を背景として出てくる失業者層の圧力を依然として強く受けている。また地域によってはすでに大量の失業者が発生しているのに加えて今後更に新たな離職者の排出が予想されて、その状況がいよいよ深刻となっているところもあらわれている。

このような雇用・失業情勢にかんがみ、その対策については、左記の諸施策を実施する必要がある。

記

第一 失業対策について

失業者の就労対策としての失業対策事業の改善及び地域的に集中している失業に対する総合的対策として、次の施策を行うこと。

一 失業対策諸事業の改善

公共事業、失業対策事業等の失業対策諸事業の根本的改善の必要性については、答申第五号においてすでに述べたところであるが、現行の諸事業（公共事業、臨時就労対策事業、一般失業対策事業）の運営及びこれら事業の就労者の実態について次のような問題がある。

1 公共事業は、施行地が失業者発生 の地域から遠隔の場所であることが多く、事業の事業主体・施行主体も区々であること等のため失業者の就労をはかることは困難な事態となっており、事業全体の労務吸収に関する状態も十分に把握されていないこと。

2 臨時就労対策事業は、事業費の財源に揮発油税があてられ、道路整備五カ年計画の事業を行うこととされているため、事業の施行地が失業対策上の要請に必ずしも適応して行われ難いこと。

3 失業対策事業に紹介される資格をもつ失業者約三五万人の半数は、体力、能力からして現状のままでは特別失業対策事業等の高度な事業に就労し難い者である。また大部分の者は、失業対策事業の就労者となつてからの期間が長く、その年令構成をみても高年令層に偏在しており、失業対策事業の運営が、事業本来の形態を失わざるを得なくなっていること。

従つて対策諸事業については、以下の各項にかかげる改善措置を講ずる必要がある。

(一) 特別及び一般失業対策事業

- 1 特別失業対策事業は失業者の労働者の維持保全と事業効果の確保とにとつて望ましき形態と思われるので、この種事業を漸次失業対策事業の中心的事業としていくため、その事業費を増額するとともに、事業種目についても新たに住宅建設・工業用水事業等を加えること。

なお、今後発生する失業者は可能な限り特別失業対策事業に吸収するように努めること。

2 一般失業対策事業はなるべく増加を避けるものとし、現在の一般失業対策事業就労者中直ちに高度な事業に就労し難いが今後労働能力を高めることの可能な者に対しては、特別失業対策事業への移行、一般労働市場への復帰を促進するため、これらの者を吸収する事業の運営について、作業要領として小間割制の採用、管理機構の充実、資材費補助単価の引上げ等の措置を行い、また就労者に対する技能教育、職業補導等の機会の増加、充実をはかること。

3 現在一般失業対策事業に就労している者のうち労働能力が低く、一般労働市場への復帰が相当困難と認められる者は、資材費の少ない簡易な事業に吸収すること。

4 一般失業対策事業に就労している知職層失業者の就労対策については、対策諸事業の高度化に伴い必要となる管理、事務、技術関係での吸収をできるだけ多くするように措置するほか、これらの者が特に大量に存在している地域においては事業の実施期間を限定して知識層向けの特別の事業を適宜実施し、労働能力の保全に努めること。

(二) 公共事業

1 失業者が多数発生している特定の地域内に行われる公共事業は、失業者吸収の著しく困難な種目を除き、現行の臨時就労対策事業の種目に限らず総てこれを特別公共事業とし、失業者の吸収につき臨時就労対策事業と同様の措置を行うこと。

2 特別公共事業とされるもの以外の公共事業については、事業種目、施行地域等からみて失業者の計画的吸収に適する事業に対してだけ現行の失業者の吸収措置を確実に実施するようにし、失業者の吸収効果を期待し難い事業にはその措置を適用しないものとする。

(三) 臨時就労対策事業

現行の臨時就労対策事業は、前二項の趣旨に従い特別失業対策事業又は公共事業に移すこと。

(四) 事業の運営について

失業対策事業の改善については、事業毎に前各項の措置をとるほか、諸事業を共通する対策として次のような措置をとることも必要である。

- 1 対策諸事業が失業の状況に適應して施行されるようにするため、都道府県毎に各事業の施行計画（時期、場所、吸収する労働者等）を総合的に樹立すること。

2 失業対策事業就労者の生活実態にかんがみ、かねて本審議会の答申にいう如く平均就労日数は最低二二日程度を確保するように努めること。

3 対策諸事業が失業者を吸収するに際し、労働力の輸送を必要とする場合があるので、輸送施設、経費等に対して適当な措置を行うこと。

4 失業対策諸事業を効果的に運営するとともに失業者の一般産業への復帰を促進するためには、直接その衝にあたる職業安定機関の充実していることが必要である。しかるにその施設・経費・人員等の不足、不備は甚だしく、その結果職員の過労と機動力の減退が生じ機能を十分に發揮できない状態である。速かにこれら
の点につき改善を行うこと。

5 地方財政の窮迫に伴い失業対策諸事業の施行は相当に制約されている。従って一般失業対策事業については、昭和三二年度から実施されている事業費の一部に対する高率補助の適用範囲を拡げること。また特別失業対策事業については、事業費に対する国庫補助率を高めるとともに同事業を地方財政再建特別措置法の指定事業から除き、所要の事業量が円滑に施行されるようにすること。

二 地域的に集中する失業に対する対策の総合的実施

国連軍の引揚等に伴い人口の一割を超える失業者をかかえている呉市、あるいは石炭鉱業の不況、これに続く石炭鉱業合理化臨時措置法の実施等により、大量の失業者が集中している北九州の炭鉱都市の如く失業情勢が著しく深刻化している地域がある。これらの地域においては、従来行われてきた失業対策諸事業だけでは膨大な失業者を一般労働市場における就業に復帰させることは困難であり、すでに失業者の滞留、地方財政の窮迫、対策諸事業に適応する事業の選定難等の事態を生じている。

従って、このような失業多発地域については、失業対策特定地域としての指定を行
い次のような措置を講ずる必要がある。

1 産業立地その他経済諸条件が許す範囲においてその地域に産業を育成して失業者の再就業を促進するものとし、その産業基盤を造成するため道路・港湾・工業用水等の諸事業を実施すること。

2 失業対策事業については、高率または全額の補助等特別の措置を行うこと。

3 失業者の他地域への移動を促進するため失業者に対し他地域での就職を積極的に
幹施し、またその移転費、住宅確保のための経費につき給付、貸付等適切な援助を
行うこと。

第二 雇用対策について

失業対策事業をすでに述べた如く改善して施行するには、現在の適格者数に見合う

程度の事業量を行うだけでも数百億円の国家予算を要するものであり、更に適格者に
なることを抑えられている者及び毎月二万人以上に達する新たな対策諸事業就労希望
の失業者を総て含めてその就労のために事業を施行していくことは財政上極めて困難
なことである。地域的に集中する失業者の対策も現状の如き失業対策諸事業を中心と
する進め方では、期待する効果は望み得ない。

一方最近の就業状態をみるに

1 大企業においては、労働生産性の向上、機械化の促進等のために、労働力の需要
は生産の増加にもかかわらずそれ程延びておらず、しかもその需要の充足が労働時
間の延長、臨時労働者の採用等によって行われている場合が多く、新たな常用労働
者の雇用は少なくなっていること。

2 零細企業では、その雇用量が増加しているが、雇用者の賃金は、大企業のそれ
くらべて著しく低く、就業状態の不安定性も改善されていない。また農業部門にお
いては、経営が中間層に集中する反面零細農家の窮乏化傾向がみられ、これらは総
て膨大な潜在失業人口を形成することによって就業構造の不健全さをますます促進
していること。

3 労働市場においては、低年令層あるいは特殊技能者に対する需要は相当活発であ
るのに、ひとたび離職した中年以上の失業者に対する需要は殆んどなく、需給関係
に著しい懸隔が生じていること。

等の状態がしめされており、経済規模の拡大に伴う効果がおのずから雇用問題の解決
に向って波及しつつあるとは必ずしもいい難い。

将来における生産年令人口の一層の増加及び高い労働力比率をも考慮し、今日の如き
好況からの退潮時における雇用問題の予想される深刻な事態を避けるためには、本審
議会のかねての答申に述べた如く生産及び貿易の伸張をはかるとともに、次の措置を行
うことが是非とも必要である。

一 対策の実施

1 過大な労働時間
の延長、あるいは変則的な臨時的労働者の増加等によって正常な
雇用量の増加が阻げられないよう、労使協力のもとにその措置を検討すること。

2 中小零細企業等における雇用の安定性を増進するようにこれらの育成、指導を強
化するほか、最低賃金制の実施、社会保険の拡充をはかること。

3 労働力需給の地域的不均衡を緩和し、あわせて関連事業の雇用を増進し、労働力
の移動を円滑にするために労務者住宅の大量建設を行うこと。

4 技術・技能等の関係から需要の少ない労働力については、その需要度を高めるよ

うな技術・技能の訓練を行うこと。

5 各種社会保障制度は、労働力化の傾向を緩和する効果をもつものであるから、これを拡充して労働力化率の上昇の防止をはかること。

二 機構の整備

雇用失業対策を総合的に樹立し、その実施につき責任をもつ体制を確立する措置を講ずることとし、その一環として、次の事項につき調査審議すべき機構を設けること。

1 調査事項

- (1) 雇用、失業情勢の総合的な把握
- (2) 産業政策、社会保障政策等各種政策の雇用、失業に及ぼす影響

2 審議事項

- (1) 失業労働力に対する直接的対策の大綱
- (2) 失業者多発地域に対する諸対策の大綱

第三 その他の措置

(一) 大学卒業者の就職について

大学卒業者の就職率は、全体的にはそう悪いものでなく、専門学科別においてもそう著しい問題の存することをしめていない。しかし、その就職の内容については専門学科あるいは大学の所在地域等の別によって相当のひらきがあるものと考えられ、大学卒業者を需要する側においては理工系学科の卒業者の不足等の種々の問題が提出されている。大学卒業者の就業問題につき総合的な調査を速かに実施し、これらの問題に処すべきである。

(二) 雇用、失業情勢の把握について

雇用、失業に関する統計及び調査は逐年整備されているが未だ十分であるとはいえない。特に地域的な情勢の分析、労働市場状況の把握、就業形態の調査等に欠ける面がみられる。総合的な雇用政策確立のために速かにこれらの調査が整備される必要がある。

『行政三』

昭和三十一年一月二二〇日

〔二一七八〕東京商工会議所建議

技能者養成振興に関する意見

本件に関する本会議所の見解については既に昨年二月当局に対し建議したところであるが、本問題の重大性とその後の推移にかんがみ改めて関係当局の深甚なる考慮を要請

したい。

記

(1) 現下のわが国経済にとってコストの合理的引き下げと製造の品質の向上を指向するいわゆる生産性の向上が、至上の命題となっているが、この目的達成の成否は我が国産業技術水準の向上にかかるところが洵に大きい。

(2) 現在各企業において行われつつある技能者養成制度はこの制度発足以来、養成実施事業所数、技能習得者数において全国的にかなり普及発達をみ、その労働者の技能水準の向上と作業能率の増進に極めて顕著な効果を収めつつあることは一般に認められるところである。

従ってかかる民間企業における技能者養成については国として今後一段と指導助成を図り、産業教育振興の実を挙げねばならない。

(3) さらに近時、中小企業における生産性向上問題については漸くにして認識が深まり、各業種間において真剣に考究されているが、一般に中小企業においてはその経営の特質として物的設備より労働力の地位が重く、個々の労働者の智能・技術・熟練度・作業能率等の労働力の資質如何が生産性の向上に重大な影響を持つものである。

大企業の系列下にある下請中小企業においては、技術・技能の向上について大企業からの援助を受け易い面もあるが、こうした条件のないところでは独力で技能の向上を図ることに多くの困難を感じているのが今日の中小企業の現状である。

すなわち、これらの中小企業においては、当該労働者の質的向上が現下の要請である生産性向上に何よりも必要と認めながらも業界の実情としては遺憾ながら個々の企業において自力のみをもって、単独に組織的な技能者養成制度を確立し、これを実行するだけの余裕に乏しい。

ここにおいて中小企業者は当該事業の面における組織化、協同化の方向と相ならんで技能訓練の面でもこれを協同化し、個々の企業負担を軽減しつつ協同体の事業として技能者教育を行うことが望ましい。

(4) この意味において技能者養成体（主として共同養成体）に対する助成のための経費を昭和32年度においても引き続き計上されることは勿論なお相当程度これを増額すべきである。なお、共同養成の場合においてはしばしばその実施上の障害となっている設備の欠如、指導者の不足、教科書、器材の調達難等の諸問題においても国及び地方公共団体が学校その他の施設を貸与し、又は学校教師の派遣、資材の提供、教材課程の編成に関する便宜供与等あらゆる指導援助を行うことにより共同養成の実を挙げることができである。

(5) なお、現在労働省当局において生産技術の水準を上げるための現行技能者養成制度の改革が意図され、検討が進められつつあることは、技術教育振興のため業界としても賛意を表するものであるが、本問題に関する具体的な見解については、改正等の諸点が明らかにせられた後に後日改めて具申する所存である。 『東商』

昭和三二年四月五日

〔二一七九〕閣議報告

石炭鉱業、塩素、国連軍関係失業者多発地域対策について

石炭鉱業合理化臨時措置法に基づく石炭鉱業の合理化および製塩施設法に基づく製塩施設の合理化の進捗並びに駐留軍の引揚げに伴い、昭和三二年度において特に多数の失業者が発生すると見込まれる地域においては、雇用の吸収に万全を期するため、職業のあつ旋、補導の強化等諸般の措置を講ずるほか、公共事業、臨時就労対策事業、特別失業対策事業及び一般失業対策事業等政府の施策による建設事業を集中的に実施するものとする。 『行政三』

昭和三二年四月二二日

〔二一八〇〕閣議報告（労働省）

失業者多発地域対策について

失業者多発地域については従来からこれが対策を講じて来たのであるが、昭和三三年度においても、駐留軍の撤退および特需の減少並びに石炭鉱業の合理化および製塩施設の合理化の進捗に加えて、昨年来実施して来た国際収支改善のための経済調整の進行にともない、失業者が集中して発生することが予想されるので、これら失業者多発地域の実情に応じてその対策に万全を期するため次の措置を講ずるものとする。

一、職業訓練の拡充実施、就職あつ旋とくに広域職業紹介の強化等諸般の措置により失業者の再就職を促進すること。

二、公共事業等の建設的事業を重点的に実施し、失業者の積極的な吸収に努めるとともに、産業立地条件の整備をはかり、当該地方経済の振興による雇用機会の増大を期すること。

三、以上の措置によっても、なお就職できない失業者に対しては、一般失業対策事

業等を機動的に実施することによりその吸収を期すること。 『行政三』

昭和三二年五月二一日

〔二一八一〕中央青少年問題協議会、内閣総理大臣宛

勤労青年教育対策要綱

本総会は、勤労青年教育の国家的社会的な重要性に鑑み、勤労青年教育対策について慎重審議の結果、別表のとおり、「勤労青年教育対策要綱」を策定したので、ここに青少年問題協議会設置法第一条第二項の規定により意見具申する。

なお、本協議会としては、本意見の可及的速かな実現を期待するものであるが、早急に解決することが困難と考えられるので、その円滑な実現を期するため、さしあたり、高等学校の定時制の職業課程、高等学校通信教育、技能者養成施設等の現行勤労青少年教育の拡充強化ならびにそれらの協力提携について格段の考慮を払うよう要請する。

別表 勤労青年教育対策要綱

一、趣旨 新たに国際社会の一員となった我が国の将来を考慮するとき、国は、すみやかに技術立国の構想を定めて、強力にその施策の推進をはかるべきでありこの施策推進の基底条件として、現代技術の発展に即応しうよう、教育全体系の再編成を行う必要がある。

とりわけ、産業技術振興の某盤ともなるべき現に産業に従事し、又は従事しようとする青年（以下「勤労青年」という。）が有能な生産第一線の担当者となり、社会の有為な形成者となりうるよう、新たな教育制度を確立することは、極めて重要である。

二、方針 此の趣旨から、国は、勤労青年に対して、基礎学力の修得ならびに職業的適応の増大と職業的能力の発展を目的とする必要な教育を行う機関として、産業高等学校（仮称）を設けて、満十七歳に達した日の属する学年の終わりまでの教育を義務制とし、以て教育の機会均等の実を挙げる措置を講ずるものとする。

三、要領

(一) 就学の義務 勤労青年の使用者または保護者は、勤労青年が義務教育を終了した日から満十七歳に達した日の属する学年の終りまで、一週間に八時間以上年間四十四週以上（又は年間一期毎週四十四時間連続八時間以上若しくは年間二期毎週四十四時間毎期連続四週間以上）昼間学習のため、労働時間内において産業高等学校に就学させる義務を負うものとする。

(二) 教育の方法

- 1 この産業高等学校は、地域の実情
青年の実態等により各種の教育課程を設けるものとするが、おおむね、一般教養
学科、基礎学科、関連学科、実験的実習及び職場等における実務実習とするもの
とする。
- 2 実務実習については、努めて工場事業場等と連携いして行うものとする。
- 3 この産業高等学校は、学科、実習ともに単位履修制とし、この単位は現行高等学
校の単位と共通するものとする。
- 4 この産業高等学校の教育課程は、おおむね、四年をもって完結するように定める
ものとする。
- (三) 設置者 Ⅱこの産業高等学校の設置者は国、地方公共団体又は企業体若しくはその
連合体等の私法人とするものとする。
- (四) 技術検定 Ⅱ国は、必要と認める技術検定試験の制を定め、これを実施するもの
とする。但し、この場合、これを産業団体若しくは経済団体に委託して実施すること
ができるものとする。
- (五) 国及び地方公共団体の措置

 - 1 財政措置 Ⅱ国及び地方公共団体は、この教育計画を推進するため、特別の財政措
置を講ずるものとする。
 - 2 教職員給与 Ⅱ国は、学校設置者に対して、教職員給与について、補助を行うもの
とする。
 - 3 保健衛生等 Ⅱ国及び地方公共団体は、勤労青年に対する保健衛生及び生活援護、健
康保険、奨学資金等の福祉について、特別な措置を講ずるものとする。
 - 4 奨励助長 Ⅱ国及び地方公共団体は、使用者に対し、勤労青年の就学についてその
意義を完全に遂行させるため、有効適切な奨励助長の措置を講ずるものとする。
 - (六) 現行教育制度との関係 Ⅱ高等学校の定時制の職業課程、高等学校通信教育、技能
者養成施設等の勤労青年教育に検討を加え、適合可能なものから漸次産業高等学校
に統合するものとする。

『二〇年』

港湾労働対策に関する意見

わが国における港湾労働の現状にかんがみ、統一ある港湾労働対策を確立し、港湾労働者の就業安定と労働条件の向上を図り、あわせて港湾の発展と貿易の振興に寄与することが極めて重要な課題である。

本協議会は、昨年末以来、重要港湾の実情視察を行うとともに、各方面の意向をも聴取し、これが対策について種々検討を重ねた結果、左記の措置をとることが最も必要であるとの結論に達した。

よって政府及び関係者はこれらの措置を早急に実施し、港湾労働対策に万全を期するように要請する。

昭和三二年七月一九日

労働大臣 倉 石 忠 雄 殿

港湾労働対策協議会

会長 石 井 照 久

記

港湾労働対策は、港湾荷役の特殊性に即応した総合的施策をとることが必要であるが、一挙に理想的体制に進むことは事実上困難と思われるので、実情を考慮しつつ漸進的対策をとることが適当であると考える。

すなわち、労務調整の面においては、公共職業安定所の機能の充実を図りつつ明朗かつ合理的な体制を確立し、労働条件の向上については、業界の遵法体制の確立と監督行政の徹底を図り、また、港湾運送事業の安定についても併行してこれが解決を図ることが不可欠の要件である。

しかしながら、行政官庁による措置については、おのずから限界があるので、使用者はその基盤を強固にして自律体制の確立を図り、労働組合は労働者の知識の向上、技能訓練、安全教育等に関する労働者の関心を高めるよう努力するとともに自ら強固となるように努め、相協力して我が国港湾労働対策に万全を期することが必要である。

第一 労務調整

港湾労働における労務の需給調整を円滑ならしめるために、公共職業安定所の機能の強化を図るとともに、労使の協力体制を確立することが必要である。

一 職業紹介業務の拡充

港湾労務の円滑な調整を行うためには、港湾における労務の特異性に対応するよう公共職業安定所の施設及び機能を拡充強化するとともに、失業対策事業との有機的関連において職業紹介業務体制の確立を図ること。

昭和三二年七月一九日

(二一八二) 港湾労働対策協議会意見

(1) 公共職業安定所の施設及び職員の充実、港湾労務の職業紹介に相応する施設の整備拡充を図るとともに、職員の充実強化を図ること。

(2) 紹介機能の改善

① 作業がグループ単位で行われる港湾労務の特異性にかんがみ、その編成を的確にするため、作業内容を十分に理解して所要労務の適格な紹介ができるように、職員に対し必要な訓練を実施すること。

② 港湾作業は、船舶の出入港及び貨物の集荷状況によって昼夜の別なく行われるため、これが労務・調整を担当する公共職業安定所の勤務体制もこれに応ずるよう整備充実を図ること。

③ 日雇港湾労働者の技能格付を実施するとともに登録の方式を整備すること。なお、技能格付の実施については、労使及び関係官庁の意見を徴して行う方式を採用すること。

④ 違法な労務供給に対する監督を強化すること。

(3) 不就業時における措置

不就業時においては、他の民間企業への就労あつ旋と公共事業、失業対策事業及び日雇失業保険制度の総合的な運営を図ること。

二 労使協力体制の確立

公共職業安定所の機能の拡充と相俟つて適正な港湾労務調整を実現するため、次の事項につき、労使の協力体制を確立すること。

(1) 日雇港湾労働者の常用化促進

港湾運送事業においては、波動性から来る危険負担の防止方法として、日雇港湾労働者に依存しやすいが、港湾における適正な雇用の恒常化によって、港湾企業の安定と労働関係の近代化を実現するため、積極的に日雇港湾労働者の常用化を促進すること。

(2) 門前募集による弊害排除

港湾における門前募集については、それに伴う弊害にかんがみ、労使協力して安定所扱いによる明朗かつ合理的な労務体制の確立を図ること。

(3) 技能訓練の推進

港湾労働者の資質向上と荷役能率の向上を図るため、主要な港湾における港湾運送業者団体は、関係官庁の協力のもとに、技能訓練機関を設けて積極的に技能者の養成訓練を行うこと。

第二 労働基準

港湾労働者に関し、労働基準法の遵守を確保するため、適正な監督行政の運営を図るとともに、労使の協力体制を確立すること。

一 監督行政の徹底

(1) 港湾労働者の労働条件の確保向上のため、特に労働条件の明確化、賃金直接払の励行、割増賃金制度の合理化、休憩の確保及び労働時間の適正化につき指導監督の徹底を期すること。

(2) 実効ある監督を期するため、主要な港湾を管轄する労働基準監督機関を拡充するとともに、専用船舶の配置等監督施設を整備すること。

二 港湾労働者手帳制度の創設

港湾運送事業における常用労働者の雇用形態及び労働条件を明確にし、港湾労働者の保護と、港湾労働秩序の確立を図るため、港湾労働者手帳制度を創設すること。

三 災害の防止

港湾荷役作業の安全を確保するため、国際労働条約の趣旨にのっとり、災害防止に関する基準を設定し、あわせて安全教育の徹底、危険有害物に対する標識の明示等一層の災害防止措置を講ずること。

四 労務管理の合理化

(1) 近代的労務管理体制を整備充実すること。

(2) 労働条件の向上を図るため、賃金協定の実施を促進すること。

第三 港湾運送事業

港湾労働問題の適正な解決のためには、港湾運送事業の安定と発達を図るとともに、業者間の自律的体制を推進することが必要である。

一 登録基準の引上

港湾運送事業者の乱立による過当競争を防止し、健全かつ強固な業者の育成を図るため、労働者及び施設についての登録の基準を引上げること。

なお登録基準引上の際、現に登録業者であった者は、二年以内においては引続き旧登録基準によって事業を行うことができるものとする。

二 公示料金の適正化

(1) 登録基準の引上、福利厚生施設の拡充等に即応し、現行公示料金の額及びその構成につき再検討を加え、これを適正にすること。

(2) 港湾作業を担当する業者に適正な事業収入を確保せしめるとともに、港湾荷役

サービスの向上を図り、港湾労働者の地位を守るため、再下請を禁止すること。
なお、港湾荷役サービスの向上と、港湾労働者の地位のよう護は、なるべく業界の自主的体制によって解決を図ることとし、要すれば再下請禁止につき法的措置を講ずること。

(3) 公示料金遵守のため、業界の自律的体制を更に積極的に推進し、港湾運送事業の健全な発達と適正な賃金の確保に努めること。

三 監督の強化

港湾運送事業については、単に育成指導にとどまらず適正な監督の徹底を期すること。

(1) 監督を適確に遂行するため、運輸省の行政機構を整備強化すること。

(2) 実効ある監督を期するため、登録基準、公示料金等について監査の徹底を図ること。

(3) 登録の取消その他の処分をなすに当っては、適確かつ迅速を期すること。

第四 福利厚生施設

一 港湾における福利厚生施設特に公共宿泊所（独身及び家族）、休憩所、食堂、シヤワー等の施設を早急に増設整備すること。

二 福利厚生施設の増設整備については、業界が一体となってこれが解決に当たることとし、国及び地方公共団体はこれに適当な援助をなすこと。

第五 港湾労働協議会

一 港湾労働行政の適切かつ民主的な運営を期するため、中央及び主要な港湾所在地に港湾労働協議会を設置すること。

二 港湾労働協議会は、関係行政庁の職員、公益及び労使代表をもつて構成し、港湾労働問題に関する重要事項につき協議するものとする。

第六 要望事項

港湾労働問題の適切な解決を図るためには、以上のごとき措置のほか、なお、左記事項について根本的対策を講ずる必要があると認められるので、関係行政機関において速かに検討を遂げ、具体的改善策を講ぜられるよう要望する。

一 月末集中出荷の改善

主要港湾における月末集中出荷の傾向がはなはだしいため、港湾労働問題の適正な解決が妨げられているので、税関輸出申告制の合理化、金融、為替管理制度及び外貨割当制における月末締切、配船の合理化等について検討し、港湾労働における

月末集中出荷による過度の波動性を是正する措置を講ぜられたいこと。

二 乙仲業者の指導監督の強化

税関手続、船積に関する業務等を行っている税関貨物取扱人、海上運送取扱業者のいわゆる乙仲業者については、企業の乱立傾向がみうけられ、月末集中時における混乱に拍車をかけるとともに、港湾の秩序を乱すおそれがあるので、これらについては、指導監督を強化するとともに、根本的対策を講ぜられたいこと。

『行政三』

昭和32年8月（日欠）

[2—83] 日本生産性本部報告書

技能教育国内使節団報告

一 序

このたび、日本生産性本部が日本技能者養成協会の協力を得て技能教育国内視察団を派遣されたことは、我が国産業の生産性向上のため誠に適切な措置であった。従来は経営管理の技術的諸問題の検討や人間関係、労使問題の研究調査など主としてマネジメントの領域を指向して努力されて来たのであるが、何と云っても生産性を向上させるためには生産現場における基幹技能の向上と充実を図ることが肝要であり、殊に急速なる科学技術の革新と、これに伴う設備の更新に対処するため、技能教育のありかたを再検討する必要に当面しつゝある折から、本視察団の編成は誠に機宜に適したものであつて、団員並びに視察先各会社の経験交流による裨益はもとより、この報告書が一般にもたらす貢献は頗る大きいものがあるであらう。

本視察団は技能教育における優れた識見と実績をもつパナイオニーや各社より、なるべく各業種を網羅するよう考慮して参加を求め、同じような条件をもつ代表的各社を歴訪して、説明、見学、討議などあらゆる手段方法を構じて経験の交流を行ったのであるが、幸いに団員にその人を得た上、各社とも首脳部が列席して説明や討議に加わり、かつ十分な資料を提示して頂いたので、高いレベルにおいて研究をすゝめることができたは何よりのことであつた。

本視察団は技能教育の分野にメスを入れた最初のものであるから、調査項目を一応広範に設定し、かつ産業訓練視察団との関連を考慮して管理についての部分を簡略に取

扱うこととしたが、とにかく技能教育が現在抱いておる問題点は一通り抽出することができたと思う。第二回以後の視察団が、更に重点的に調査をすゝめ、逐次具体的に斯の教育の改善向上を示唆するように配慮せられることを望む次第である。筆末ながら、視察先各社の行きとゞいた御配意に厚く感謝の意を表するとともに、団員諸氏が炎暑の砌、連日熱心に、作業をつゞけられた御苦労を多とするものである。

昭和32年7月28日

技能教育国内視察団

団 長 山 口 襄

II 技能教育国内視察団派遣要領 (編注：中略)

III 事業所概況 (編注：中略)

IV 視 察 報 告

A 各 論 (編注：以下報告文略)

1. 技能教育の組織と方法

2. 養成工の採用方針と選考方法

3. 技能教育の教育方針と教育計画

4. 技能教育施設

5. 技能教育の実施状況

6. 技能基準と格付

7. 技能教育の補修指筈

8. 養成工就業後の処遇

9. 高校卒業者の教育訓練

10. 技術者の再教育

11. 指導員の問題

B 綜 括 意 見

- 視察対象各社とも会社全体としての教育に関する基本方針は従業員教育要綱とか、教育基本計画とかの名称にて公式に発表されていて一応整備していると考えられる。その教育基本方針にしたがい各事業場毎に教育に関する方針をたて、その事業場長名でこれを示達し教育の徹底化をはかると同時にその統合をはかっている。

この教育の方針の中には当然のこととして、技能者教育と管理監督者訓練とその他の教育とが含まれている。技能者教育と管理監督者訓練との間には區別さるべき性格があるにかかわらず、混然と考へられている事業場が多い。勿論両者の間には相互の発達により相互の発展が期せられるものであるが、この両者は一応區別して考へるべきものと思われる。

- 技能者教育は技能者養成規程による教育のみを考へられ勝ちであるがもつと広く考へ、大学卒業者も高等学校卒業者も含めて技術者、技能者すべての技能の発達を科学的手段で考へ、その事業にそれぞれ可及的短期間に有効な技術、技能を身につけて、その事業自体に100パーセントの効果あらしめるのが理想である筈である。技能工に計画的な教育訓練を及ぼした場合、3年間の后には従来の徒弟制度の7〜8年の技能に達すると一般的に考へられ、また測定せられているが、これと同様のことが高等学校卒業者にも、大学卒業者にもその内容はことなるが期せられる筈である。養成工については各社ともそれぞれ苦心され、その養成に努力せられているが高等学校卒業者と別に生産性本部でも充分にとりあげられなければならない重要問題であると信ぜられる。

- 技能工を養成する目的は各社ともそれぞれ示されているが、この中に将来の幹部工員として養成するのと、教養ある工員として養成するのと二通りある。これは事業の種類、その程度や職種やその事業の経営方針等により当然ことなるものと思はれるも、今後の我が国の工業の発達を考えれば特に簡単な作業を除き普通の工員はこの程度の常識は必要となるものと考えられ、一般の工員として養成するのを目的とすべきて、その中の優秀者が将来幹部工員となると考へるのが一般的ではないかと思考される。

- 技能工養成のために、各種学校としてのその会社独自の学校をもち、また技能者養成規程によらない、その事業場独自の養成法をもっている所がある。その内容を詳細に見るとき、技能者養成令によるものと殆んど変る所ないにもかかわらず、猶且つそれによらない事実については充分にその原因を探求しなければならぬ。その事業場自体において技能工の必要性を認識しその養成を行っているのだから、何も技能者養成規程によるとよらざるとに關係なく必要な技能工は得るのである。技能者

昭和三年九月二四日

(二一八五) 閣議決定

駐留軍撤退に伴う離職者の対策について

駐留軍の引揚及び特需の減少に伴う離職者については、累次にわたる閣議了解に基き、その対策を講じてきたところであるが、現在行われつつある米地上軍撤退等に伴う離職者の発生は、広汎な地域にわたり、且つ、従来に比し特に大規模となる見込であるので、この事態に対処して対策を強化するため、左記の措置を講ずるものとする。

記

一 職業補導の拡充

- 1 離職者の優先入所をはかるとともに、既設補導所を活用して短期補導、夜間補導等を実施し、補導種目の新設、定員の増加をはかるほか、なお必要がある場合には、臨時補導所を設置する等により職業補導の大幅拡充を行う。
- 2 在職中の労務者についても軍側の了解を得て、基地内における職業補導を実施する。

二 就職斡旋の強化

- 1 官公庁においては、離職者の採用に努めるものとし、特に自衛隊が返還施設を引継使用する場合には、職員の採用条件を緩和する等により、離職者をできる限り採用する。
- 2 職業安定機関においては、労務管理機関と協力して、離職前の就職相談の実施、民間事業への雇用勧奨等により職業紹介の強化に努める。
- 3 離職者の求職を広く他地域にわたって連絡し、広域職業紹介を行うとともに、その実効を挙げるため、返還施設等国有財産のうち適当なものを臨時の居住施設として活用を図る。

三 離職者の行う事業の育成

- 1 離職者が自立のために組織する企業組合その他の事業団体に対しては、その事業の許可について優先的に取扱う。
- 2 前項の企業組合等が行う事業に対しては、国有の財産の払下げ等について、実

情に即した措置を講ずるものとし、許可を受けた事業団体に対する米軍財産の処分についても、軍側と協議して同様の配慮をなしうるよう努力する。

- 3 国民金融公庫等の政府関係金融機関が、関係府県知事の推薦を参酌して駐留軍離職者による自立営業及び企業組合に対して、実情に即し、条件を緩和して能う限り資金の需要に応ずるにつき、好意的配慮を加えるよう行政措置をとる。なおそれらの事業に対し、中小企業振興資金助成法による資金の活用をも図る。
- 4 自衛隊その他の官公庁において、売店等の委託経営、需要の部外発注等を行う場合はできる限り離職者の行う事業を優先的に取扱う。

四 海外移住の斡旋

離職者のうち海外移住を希望する者については、移住者の選考に際し優先的に考慮する。

五 公共事業、失業対策事業等の重点的実施

離職者の大量に発生する地域においては、その吸収のため公共事業、失業対策事業等を重点的に行うものとし、その場合当該地域の産業基盤の造成に資するよう配慮する。

六 企業の誘致

大量の離職者に対しその恒久的就業を確保するためには、当該地域に新たな企業を誘致し、産業の育成を図ることが最も有効であることにかんがみ、返還施設の転用については、自衛隊その他の政府関係諸機関等の使用との調整を図り、自衛隊等において必要とするもの以外は、できる限り企業誘致のためである。

この場合国有財産の評価にあたって、次の事情を認められるものは利用効率による低減を充分考慮し、従来の一般的措置にとらわれないこととなく、実情に沿うよう留意する。

- 1 物件の位置、環境等の立地条件が不利である場合
- 2 敷地の規模及び敷地内にある建物及び工作物の配置状況からみて、当該建物及び工作物を利用する上に相当不便である場合
- 3 建物及び工作物の規模、構造等が軍用施設としての特殊性が強くこれがため特に不経済、非効率となる場合
- 4 機械の能力、容量が国内全般の企業規模からみて過大である場合

七 対策の推進

- 1 前各項の対策その他所要の対策を有効適切に推進するためには、当該地域の実情に応じて、対策を計画し実施することが最も適当であるので、関係都道府県に

そのための「駐留軍離職者対策本部」の設置を勧奨する。

2 政府は、各都道府県の駐留軍離職者対策本部における対策の立案実施に対し、特需対策連絡会議において、参与の意見を参考として、その指導、援助及び推進にあたる。そのため同連絡会議に「離職者対策推進本部」を設ける。

3 本対策のための地方公共団体等の負担については、その実情に応じ対策を円滑に実施し得るよう配慮する。

4 本対策推進のため予備費の支出その他必要な予算措置を講ずるものとし、なお必要がある場合には法令の改正をも考慮する。

なお、特需の減少に伴う事態についても、右に準じて処置するほか所要の措置を講ずる。

『年鑑』

昭和三十一年一月一日

〔二一八六〕職業訓練審議室

職業訓練の現状と問題

最近、好景気による理工科系大学卒業生の就職問題等を契機として、職業訓練の問題が重視されつつある。

この問題を長期的に眺めるならば、技術革新に伴う技術者養成対策としてとらえることができる。即ち、最近諸外国においては、原子力産業・電子工業等の新産業が勃興しつつあり、また各種の産業においてオートメーション化が進められている。わが国の産業界が、国際競争に耐えて更に発展を遂げようとするならば、これら新産業の導入、必要な新技術の導入、振興を怠ることは許されない。

そして、これら新技術の導入と経済の拡大とに対応して、必要な技術者の数が飛躍的に増大するであろうことは明らかであり、これら技術者群の長期的養成方策を国家的見地から樹立することは現下喫緊の重要問題といわねばならないからである。

また、この問題をやや短期的に眺めるならば、好景気に伴う技能労働力不足に対する対策の問題としてとらえられよう。造船の好況等による溶接工、或は機械工、車輛工等は最近著しく不足し、一部では熟練工の引抜きさえ行われていると伝えられている。この傾向は、経済の動向とも関連するが、なお当分は持続するものと考えられ、失業者乃至就業希望者の多い現状においては、これら労働力の技能化を図ることは極めて重要な意義を有するものといわねばならない。

更に、現在中小企業の振興が重視されているが、中小企業の技術は、経済的社会的諸要因から低下しつつあり、更に大企業の技術が進歩しつつあるため、技術面における較差が拡大しつつあると伝えられ、一部の識者は中小企業振興対策の一環として技術援助等の必要性を説いており、職業訓練はこの面においても重要な意義を有している。

ここに、職業訓練に関する労働省の施策を概観し、一、二の問題点にふれてみたい。

一 技能者養成

技能者養成制度の目的は、徒弟制度にまつわる弊害を排除し、技能労働力を適正な労働条件以下における労働の過程を通じて育成させることにありとされている。労働基準法は、その第七章において技能者養成について規定し、技能者養成の実施を原則として認可制とするともに、その教習方法、使用者の資格等については命令をもって規制することとしている。一方、実技の教習に際しては、基準法により、女子・年少者及び未熟練者に禁ぜられている危険有害業務に、一定の制限の下に従事させ得る旨が規定されている。労働基準法のこれらの規定のほか、必要な細目事項は、技能者養成規程をもつて詳細に規定されている。

これらの法規の下に、技能者養成は、機械、金属、電気、化学等の基幹産業部門を中心に、繊維、建設その他工芸部門までを含む一二四職種について行われているのであるが、中小規模の事業場においては、設備、資金、指導能力等の点からして単独で養成を実施することが困難なものが多いので、これら中小企業においては、いわゆる共同養成方式がとられている。この方式は、二以上の事業主が共同して関連学科の教習を同業組合その他適当な機関によって行うものであつて、かなり広く行われている。国としても、この方式による技能者養成の振興を図るため昭和二八年以来、その運営費の一部につき国庫補助金（年間約九百万円）を交付している。

次に、昭和三十一年末における技能者養成の実施状況の概略を示せば、技能者養成を実施している事業場は二三、四七四であり、これを規模別にみれば次表のとおりであるが、そのうち二二、七二二（全体の約九七％）が共同養成の実施事業場である。

従業員数	一〇人未満	二〇、七三一（八八％）
	一人〜九九人	二、二六九（一〇％）
	一〇〇人以上	四五四（二二％）
計	二三、四七四	（一〇〇％）

これらの事業場を産業別にみれば、製造業のみで二六、九五七であつて、全体の六七％を占めるが、そのうちの主なものは、衣服及び身廻品製造業約六千五百、家具及び装

備品製造業約二千六百、食料品製造業約千五百となっている。製造業以外では、大工、左官等の職別工事業が七、九一〇に及んでいる。

また、技能者養成工の総数は、五五、一三一名となっており、うち共同養成に係る養成工数は三九、四六九名に達している。これを産業別にみれば、製造業が三九、八二六名で全体の七二%を占めるが、そのうちの主なものとしては、衣服及び家具及び身廻品製造業約五千、機械製造業約三千六百、輸送用機械器具製造業約五千六百、食料品製造業約三千三百等があげられる。製造業以外では、大工、左官等の職別工事業が一、六四七名に及んでいる。

なお、これら養成工の指導にあたる技能者養成指導員は、昭和三二年末で三〇、三八五名となっているが、うち共同養成に係る指導員は二四、八〇五名を数えている。

二 職業補導及び監督者訓練

職業補導は、特別の知識技能を必要とする職業に就こうとする者に対し、必要な知識技能を授けるものであって、職業安定法に基づく公共職業補導所及び身体障害者公共職業補導所、失業保険法に基づく総合職業補導所等の施設において実施されている。

公共職業補導所は、労働大臣が都道府県知事をして設置経営させることとなっており、昭和三二年度においては全国二四六カ所に設置され、年間延二万六千人に対して職業補導を実施している。その職種は、機械、自動車整備、溶接、板金等の重工業関係、経理事務、洋裁、和裁、タイプ等の女子に適した種目のほか、木工、建築、織布、陶磁器等地方産業に結びついたもの等合計六九種目に及んでいる。

以上のほか、公共職業補導所においては駐留軍関係労務者の被整理者等を対象として夜間職業補導が行われており、昭和三二年度においては、五五カ所において年間延三千人に対して実施されている。

身体障害者公共職業補導所は、労働大臣が設置し、経営は都道府県知事に行わせるものであって、障害程度が重く、一般の公共職業補導所において補導を行うことが困難である者を対象としている。現在、全国の主要都府県に八カ所設置され、身体障害者に適した義肢製作、洋裁、男子服、時計修理等一八種類の種目につき、年間一、一五〇人に対して訓練を行っている。

総合職業補導所は、失業保険法に基づく失業保険施設として全国二三カ所に設置されている。その種目は、高度の技能者を養成し、経済興隆に資する見地から、主として工業部門の生産力に直結する種目に重点がおかれ、昭和三二年度においては、溶接、機械、板金等二七種目について年間約四千人に対して訓練を行っている。

これらの職業補導所を終了した者は、そのうち約九〇%が就職しているが、他人に雇われた者の約七割は従業員五十人未満の中小企業に就職している。

次に、労働省は、昭和二四年以来監督者訓練に関し、技術援助を行ってきた。これは米国より導入されたT W I方式によるものであって、その優れた効果の故に昭和二九年末までに約三、八〇〇の事業場において採用されるところとなっている。労働省は、本省及び都道府健にこの訓練の専門家を配置し、普及に努めた結果、昭和三一年六月末までに訓練を受けた監督者の延数は四一万三千、養成された監督者訓練員（監督者に対する訓練を行い得る者）は約六千にも及んでいる。

三 問題点

これらの職業訓練については、従来各方面から批判が加えられている。

例えば、職業補導については、施設と指導員の貧弱さ、及びこれに伴う補導生の技能度の低さ等が指摘されているが、この点は従来職業補導が失業対策として考えられていた関係上やむを得ないことであつたと考えられる。今や、総合職業補導所の優秀な施設が逐次完成しつつあり、昭和三一年度予算以来の人員費予算の増額により、指導員の問題も漸次改善されつつあるとはいえ、新時代の技能労働力充足のために充分な状態であるとはいえない。

一方、技能者養成に関しては、いろいろの批判があるが、特に大きな問題としては、技能者養成の単行法の問題があげられよう。この問題は、かなり以前からとりあげられており、労働基準法に基づく技能者養成審議会においても、昭和二九年二月二十七日、技能者養成規程が全面改正された際の諮問に対する答申の附帯意見として技能者養成を単行法化するべきであるとの意見を提出している。最近においては、昨年一二月日経連が国会及び政府関係機関に対して提出した「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」の中にも同趣旨の意見がみられる。即ち、現行の技能者養成制度は、監督的立場から構成されているため、養成工の数も少く、満足し得る状態にないので、技能者養成を積極的に助長する建前の単行法を制定すべきであるとしている。この意見においては、このほか中小企業のために国又は地方自治体が有力な技能者養成施設を設けること、指導員の養成所を設けること等を提案している。

ともあれ、技能者養成も、職業補導もそれぞれ監督行政、職業安定行政の立場から構成され、それぞれの行政分野において重要な役割を遂行してきたことはいうまでもないが、新しい時代の要請に応ずるためには、この際むしろこれらの諸制度を打って一丸とする総合的な職業訓練制度の必要が痛感されるのである。政府としても、このような考

えから去る八月二十七日閣議決定をもって労働省に臨時職業訓練制度審議会を設け、新しい職業訓練制度のあり方について検討を願っているところであるが、技術革新の時代に対応する技能労働力養成方策こそ経済自立諸施策の重要な一環として現在最も重要な問題となりつつある。

『時報』

昭和三十二年一月二十二日

〔二一八七〕科学技術庁意見

職業訓練要綱案に対する意見

- 一、学校教育との関連において職業訓練が振興されることが望ましい。
- 二、職業訓練の実施に当っては関係省庁間の密接な協調が望ましい。
- 三、共同職業訓練に呈する特別な助成措置が望ましい。
- 四、職業訓練法において技能検定を規定することは、適当でない。

『デジ』

昭和三十二年一月二十五日

〔二一八八〕雇用審議会答申

諮問第一号に対する答申

昭和三十二年九月二十五日諮問労働第一号に対し、別紙のとおり答申する。
なお引き続き審議を行い、雇用失業情勢の推移にかんがみて必要に応じ意見を提出する。

昭和三十二年一月二十五日

労働大臣 石田博英 殿

雇用審議会会長 有澤廣巳

今春以来実施されている国際収支改善のための総合対策は、前年度にみられた生産活動や雇用量の大幅な上昇傾向を停止させた。

最近においては、離職者数は既に前年を上廻っているほか、登録日雇労働者の増加、労働市場の需給の悪化、臨時日雇を中心とする雇用の収縮等雇用情勢悪化の傾向があらわれはじめています。

一方、過ぐる好況期にあらわれた臨時工の増加、機械工業等景気変動の影響の大きい産業分野における雇用の増加、登録日雇労働者数の停滞等の問題は、失業情勢を直ちに

悪化させる要因としてあげることができる。このほか、駐留軍の撤退に伴い関係労働者の解雇が大量に行われつつある等当面する雇用失業情勢は楽観し難い事態となっている。本年八月末閣議決定をみた「昭和三三年度経済運営の基本的態度」によれば、来年度においても本年度と同様の経済政策が続けられるものと認められ、労働力人口の増加を考えるとき、雇用失業問題は今日より一層困難なものとなると予測される。

政府は、右の経済政策の遂行にあたっては、道路、住宅建設等の公共事業による雇用の機会の造出にできる限り努力を払うとともに、当面次の諸施策を強力に進めることが必要である。

第一 失業発生の防止について

一、超過労働時間の短縮

労働時間の短縮を行うことは、生産コスト、労働者収人等に影響するので慎重な検討を要するが、雇用失業の問題が緊急の課題となっている現状においては、さし当り次の措置を行い、失業の発生をなるべく少くするように努めるべきである。

1 労働基準法に定める基準をこえる労働時間の延長については、労使が延長時間を協定して行うように適正な監督をするとともに協定に基づくものであっても、所定外労働時間が著しく長くなっているものについては、これを短縮するように指導すること。

2 常用労働者の長い所定外労働時間をそのままにして、臨時労働者等身分の不安定な労働者を解雇することのないよう労使に勧奨すること。

なお前号及び本号の措置を有効に確保するための方策については、これらの措置をとりつつ、労使の協力を得て検討すること。

3 短期間の後に再雇用する条件を付した解雇を実施している場合があるが、労働時間の短縮、休日の増加を行うことによって、このような事態をできるだけ回避するように勧奨すること。

なお、技術革新と生産性向上の著しい企業においては、特に賃金の関係を考慮しながら所定内外労働時間短縮の問題について労使が検討するように勧奨すること。

二、中小企業における雇用の安定

中小企業は、全般的に存立の基盤が不安定のため、金融引締政策の影響を受け易く且つ、親事業者、問屋等から不当なしわ寄せを受ける場合もあって、今後従業者の解雇あるいは企業の倒産というような事態の発生をみるおそれが多い。

中小企業の組織の有効な運営について指導するほか、次の対策を行い、中小企業における雇用の安定をはかる必要がある。

1 親事業者の中小下請業者に対する支払条件の改善等をはかるため、下請代金支払遅延等防止法の運用を強化するとともに同法の改正についても検討を行うこと。

2 中小企業の所要資金を確保するため、中小企業専門金融機関の内容充実をはかるほか、信用保証、信用保険事業の拡充をはかること。

なお、企業診断の結果を生かすための融資については、特別の配慮を加えること。

3 手形の不渡が中小企業経営の障害とならないように、手形制度の秩序維持に努めること。

なお、中小企業のうちには、貿易に依存するものが多いので、輸出振興のため一層の努力を払い、特に中共その他アジア諸地域との貿易拡大の施策を講ずる必要がある。

第二 失業対策について

一、失業保険制度の改善

失業者の生活保障は、本来失業保険給付によってはかるべきものであるから、失業保険制度の適用範囲を拡大することが肝要である。当面制度の運用について次の改善を行うほか、右の方針のもとに、そのための準備を進める必要がある。

1 失業保険の適用を当然にうけるべき事業所でありながら適用もれとなっている事業所が未だ残っていると推測されるので、その根絶を期すること。

なお、事業所が適用されていても、いわゆる臨時工、社外工等で適用もれとなつていいる者があるので同様の措置を講ずること。

2 雇用人四人以下の事業所等失業保険の適用が任意とされている事業所については、積極的に適用を勧奨すること。

3 日雇失業保険金の給付については、一定日数の待期を要することとなつていいるが、日雇労働者の生活実態にかんがみてその短縮をはかること。

二、失業対策諸事業の改善

失業対策諸事業の運営の現状をみるに、新たな離職者の失業対策としては実効が乏しく、現下の労働市場状況では一般雇用に復帰することの困難な失業者層の対策に偏つていいると認められ、失業対策審議会が昨年一月二二日に行つた答申の趣旨

に従つて改善すべき必要性が一層高まつていいる。失業者の増加に備えて対策諸事業の事業量を増し、失業者吸収量を増大させることは勿論であるが、事業の運営については、次の事項に重点をおきつつ改善に努める必要がある。

1 特別失業対策事業の施行を失業情勢に応じ、一般失業対策事業の施行とあわせて計画的に行うものとし、事業費財源、事業費単価、施行主体等でこの運営を阻害する事項があればこれを改めること。

2 失業者の労働意欲、労働能力を維持保全するためには、事業効果の高い事業が望ましい。この見地から特別失業対策事業の失業者吸収量を一層増加させるべきであるが、その不足を補うため暫定的には、一般失業対策事業のうちにも比較的資材費の多い事業を計画し、同事業が失業者の能力に応じた適切な事業の施行ができるようにすることも必要である。なお右に伴い、事業の管理組織を確立し、知識層失業者の吸収をはかること。

3 失業者の能力に応じた就業を確保するには、右のほか職業安定所の簡易職業紹介として取扱われている臨時又は日雇の技術、技能労働の需要に対しても、失業対策諸事業の就労者が就業できるようにすることが望ましい。簡易職業紹介の実態を十分に把握し、この制度を検討した上右の運営を考慮すること。

三、駐留軍離職者等の対策

米軍撤退に伴い、駐留軍労務者からすでに大量の離職者が発生していいる。離職者対策の実施にあつては、離職者が国の雇用人であつたことにかんがみ政府部内における再雇用について特段の考慮を払うとともに、失業対策としては、失業者の労働力の質、発生の地域及び失業の量に応じてたてるべきものであるという方針のもとに所要の予算を確保し、実施の時期を失することなく、次の事項に特に留意して行うことが必要である。

1 駐留軍労務者の年令構成が特に高年令層にかたよつていいるわけではないから、技術、技能の再教育によつて、再就職を促進するように、労働者を積極的に指導するとともに、職業補導、職業紹介機能を拡充強化してこれに応ずること。

2 離職者の発生地域周辺において、労働需要の乏しい場合が多いので広域職業紹介を積極的にいいる、且つ、その効果をあげるため労働力需要地における労務者住宅の確保を一般公営住宅の建設あるいは産業労働者住宅資金融通法の活用によつてはかるほか、離職者の就職地での臨時の居住施設の設置等の措置を行うこと。

3 離職者の発生地域において、産業育成の基盤があるときは、離職者の再就業を促

進するため、立地条件の整備のための事業の施行を行うほか地方公共団体の行う企業誘致その他の措置について積極的な指導援助を行うこと。

なお、特需産業の離職者、石炭鉱業、塩業の合理化に伴う失業等失業多発地域における対策も右の趣旨に準じて行うことが適切である。

また、失業者の多発地域において行われる失業対策諸事業、職業補導事業等の経費については、地方公共団体の財政事情にかんがみて、高率の国庫補助を行う必要がある。

第三 職業安定機関の強化について

一、機能の向上

離職者の増加に伴い職業安定所の円滑な活動が要請されるが、上記の諸施策を進めるためにも、職業安定所の果すべき役割は大きい。しかるに今日すでに施設が甚だ不備な状況にあるため、業務活動に支障を生じている場合があり、全般的な職員不足は、職員を過労に陥れている。同所が今後負荷される任務を遂行するためには、次の措置を行う等格段の強化刷新を必要とする。

1 求人者、求職者との面接、失業保険の認定給付等の対人業務を円滑に行い得るよう老朽、狭隘な庁舎を改善し、また需給結合の促進、求人開拓の実施、失業対策事業の適切な運営等のため機動力を附与し、通信等の運営費を増額すること。

5 求人者、求職者に対する雇用安定に必要とする専門的な指導、援助がないがしるになるが如きことのないよう職員の適正な負担に配慮しつつ職員の充実をはかること。この際には、量的な増加のみならず、職員講習施政を常置して教育を行う等資質の向上をはかること。

なお、特別の経歴、事情のもとにある婦人に対しては、その実情に応じ、職業相談、職業指導を行うように特に配慮すること。また、職業補導所については、適格な指導員の不足、補導用機械設備の老朽等が認められるので、改善する必要がある。

二、機構の再検討

職業安定機構の現状は、労働力の供給過剰を常態とする関係もあって、労働力の需給調整、労働市場の組織化等職業安定機関に要請される任務に応え得るようになっていないといえる。

この際のごとき配慮が必要であると考える。

1 六大都市においては、求人求職の申込が二以上の職業安定所に重複して行われることが多く、職業安定所の管轄区域をこえた労働力需給の結合が常態となつて

いる。労働市場を一体とした求人求職の連絡斡旋が迅速円滑に行えるよう業務処理機能を整備するほか職業安定所の取扱職種等についての専門的機能の充実を図ること。

2 労働市場の状況を考慮して職業安定所の管轄区域の再検討するとともに、労働市場の組織化の観点から、市町村に職業安定所駐在員を置く等の措置を検討して職業安定機関の拡充を図ること。

第四

その他の措置

職業訓練、最低賃金の問題等、現に検討が進められており、施策として近く実施される機運にあるが、これらの施策の実施は、労働力需給状態、就業状態等に影響するところが少なくない。次に掲げる事項について特に留意することが必要である。

一、職業訓練制度

職業補導、技能者養成等現に行われている施策について、これらを一層有効適切ならしめるため、再検討することは必要であると考えるが、その際には、将来の技術、技能者の需要、現在及び将来の労働力供給事情並びに学校の職業教育等の制度との関連をも十分考慮して行うべきであること。

二、最低賃金制度等

1 最低賃金制度を実施する場合には、就業状態の現状からして、この制度の目的が損われないように家内労働についても規制するように配慮すべきであること。

2 労働力人口の老令化、高年令層の増加等の趨勢にてらし、国民年金制度の確立を行うことは急を要するが、その対象、給付の程度等の検討に際しては、雇用問題との関連を十分に配慮すること。

なお、常用雇用者と同様の労働に従事していながら、臨時あるいは、日雇の雇用形態で雇用されている者の問題は、(1)常用雇用者と同様の労働条件を享受し得るようになること。(2)失業保険その他社会保険の適用を厳格にすること。等の措置をとりつつ積極的にこれを解決するように努めること。

三、海外移住

海外移住の規模は逐年拡大しているが、海外移住振興の見地から見た場合これに関する施策の現状は必ずしも適切とはいえない。海外移住政策の基本的方針を確立するほか、諸施策の改善に一層の努力を払うこと。

『行政三』

昭和三十三年十二月六日

〔二一八九〕臨時職業訓練制度審議会

職業訓練制度の確立に関する答申

臨時職業訓練制度審議会长 内田 俊一

労働大臣 石田 博 英 殿

昭和三十三年九月十二日労働省発総第三十二号による諮問について審議の結果、
職業訓練制度の確立に関し別紙のとおり答申する。

最近、産業界においては、高度の技能を必要とする生産分野の拡大に伴い、近代的技能労働者の確保が強く要請されているが、労働市場の現状は、膨大な完全失業者と不完全就業者をかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用及び生産の隘路ともなっている。

また、労働者の技能水準の向上が産業の振興と労働条件の向上の基盤をなすものであるにもかかわらず、現状は、これがための政府の施策においてもまた企業の努力においても欠けるところが多く、このことは、特にわが国産業構造上重要な地位を占める中小企業において著しい。

欧米諸国においては、職能組合の発達と相まって、早くから職業訓練制度が確立されており、技能労働者の養成確保のために、多額の経費を投じ多大の努力を払いつつあるのに比べて、わが国は著しく立ち遅れているといわざるを得ない。最近、科学技術教育の振興が叫ばれているが、産業の進歩発展のためには、これと併行して、職業訓練によつて生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保等を図ることが緊急の要務である。

本審議会は、このような実情にかんがみ、従来の技能者養成、職業補導、監督者訓練等の諸制度を根本的に再検討するとともに、技能水準の向上のための具体的方策について慎重な審議を重ねた結果、左記により総合的な職業訓練制度を確立すべきであるとの結論に達した。政府は、速かに法制的、予算的措置を講じてこれが実現を図られるよう要望する。

記

一 職業訓練の目的

職業訓練の目的は、労働者に対し、その職業に必要な技能とこれに関連する知識を

系統的に教習し、産業に必要な近代的技能労働者の養成確保を図ることにある。

二 職業訓練の原則

(一) 職業訓練計画の策定

職業訓練は、産業界の要請と雇用労働情勢の推移とに即応して行われなければならないものであるから、政府は、全体的な経済及び雇用計画の上になつて、政府及び企業の行う職業訓練について長期及び年次の総合的な計画を樹立し、これに基づいて諸般の施策を行うことが必要である。

(二) 職業訓練における総合性の確保

政府の行う職業訓練と企業の行う職業訓練とは、いずれもその態様において同様であり、また、その目的において近代的技能労働者の養成という点において統一されるべきものであるから、これが実施については、次の要領により、一元化された方針と計画の下に系統的に一貫した職業訓練が行われるよう措置して、職業訓練の総合性を確保すべきである。

イ 職業訓練の基準の設定と教習資料の作製

政府は、職業訓練を最も効果的なものにするため、その準拠すべき基準（職業訓練の課目、時間、方法等）を設定し、これに関連する教科書、教材等の教習資料を作製することが肝要である。この場合、これらの基準及び教習資料は、政府及び企業の行う職業訓練の両者について、できるだけ共通なものとするとともに、企業の行う職業訓練の自主性を害わないよう考慮することが必要である。

ロ 職業訓練指導員の資格とその養成

職業訓練の実効をおさめるためには、優秀な指導員の確保を図ることが最も肝要であるが、現状においては、その質、量ともに十分とはいい難いので、その待遇改善と相まって、積極的にこれが養成を図るとともに、指導員に対する研修制度を設け、権威ある免許制を確立する必要がある。

なお、職業訓練指導員の資格は、政府及び企業の行う職業訓練の両者について共通なものとするべきである。

三 政府の行う職業訓練の推進

失業者及び未就業者に対し、政府が自ら必要な職業訓練を行い、その就職を促進するとともに、産業界の要請する技能労働者の養成を図ることは極めて重要である。このため、政府は、都道府県に一般の職業訓練所及び総合職業訓練所を、中央に中央職

業訓練指導所を設け、政府の行う職業訓練を強力に推進するとともに、できる限りこれらの職業訓練の施設を企業の行う職業訓練のために提供し、また、企業の委託を受けて職業訓練を行う等により、企業の行う職業訓練の援助と振興を図ることとすべきである。

(一) 一般の職業訓練所

一般の職業訓練所においては、主として失業者及び未就業者に対し、その就職を容易にするための短期かつ基礎的な職業訓練を行うものとする。

右の訓練においては、その訓練を受けた者が就職した後企業の行う職業訓練の課程において、引き続き訓練を受けることができるよう、その内容についてできる限り企業の行う職業訓練との調整を図るべきである。

なお、一般の職業訓練所の訓練については、企業との連携を一そう緊密にし、訓練を受ける者を工場事業場において実習させる等の方法を講じて、直ちに企業に役立つ技能労働者を養成するよう努めることが必要である。

一般の職業訓練所には現在の公共職業補導所をあてることとし、右の方針に従って、訓練種目、訓練内容等について再検討するとともに、施設の拡充、指導員の充実に、訓練定員の増加等の措置を講ずる必要がある。

(二) 総合職業訓練所

総合職業訓練所においては、

イ 失業者及び未就業者に対する職業訓練のうち主として一般の職業訓練所において実施することの困難な特殊な技能職種について一般の職業訓練所の例によって職業訓練を行い、

ロ 事業主から委託を受け、その雇用する労働者に対する職業訓練を行うほか、都道府県における職業訓練センターとしての機能を行わせるものとする。

総合職業訓練所には現在の総合職業補導所をあてることとし、その都道府県におけるセンターとしての性格からして、少くとも一都道府県に一所を設けるよう早急に整備すべきである。

(三) 中央職業訓練指導所

中央職業訓練指導所においては、

イ 職業訓練の基準、教科書、教材等の作製、技能検定のための技能の測定及び評価等についての調査研究を行うとともに、

四

ロ 職業訓練指導員の養成及び再訓練を行うものとし、

ハ これらの業務を行うために必要なモデル職業訓練所を附設するものとする。

企業への職業訓練の振興

企業の行う職業訓練は、本来企業の創意と責任の下に行われるべきものであって、国は、これに対し積極的な援助指導を行う責務を有するものである。よって、この際労働基準法に基く従来の技能者養成制度を脱皮し、新たに次の措置を講じて、企業の行う職業訓練の振興を図るべきである。

(一) 共同職業訓練の助長

中小企業においては、職業訓練を行う場合、単独では適切な施設と指導員を確保することが困難なため、団体を組織し、共同して職業訓練を行わざるを得ない場合が多い。従って、中小企業における職業訓練の振興を図るためには、このような共同職業訓練に対して積極的な指導と援助を行い、これを育成する必要がある。

右の共同職業訓練を行う団体については、職業訓練を当該団体の責任において統一的に行わせることによつて、これを企業の行う職業訓練について事業主とみなし、これに対して政府の援助を与えることとすべきである。この場合、右の団体に対しては、なるべく公益法人の資格を取得させるように指導することが適当である。また、商工組合、事業協同組合等についても、共同職業訓練を行う団体として、これを活用し援助すべきである。

(二) 補助金制度の確立

中小企業における職業訓練については、その経済的負担力の乏しい点にかんがみ、政府は、これに対し、その経費について補助金を交付する制度を確立し、積極的にこれが援助育成を図るべきである。

また、地方公共団体においても、職業訓練を援助することによつて、当該地域における産業の振興と労働条件の向上とをもちたることができるとにかんがみ、積極的にこれが育成助長を図るべきである。

(三) 課税に対する特別措置

職業訓練は、学校教育と並んで国の重要施策であるにもかかわらず、税制の面においては何らの特例も認められていない現状であるが、少くとも企業において専ら職業訓練の用に供する固定資産については、教育施設におけると同様に、固定資産税及び不動産取得税を免除することとし、また、法人税又は所得税の課税に当って

は、職業訓練に関する寄附金を損金として取扱うほか前記の固定資産の償却について特例を認める措置を講ずべきである。

(四) 政府の職業訓練施設の開放利用

企業の行う職業訓練の隘路の一つは、職業訓練施設の不足であり、このことは、特に中小企業における共同職業訓練の場合に著しい。従って、政府は、その職業訓練施設を企業の行う職業訓練のために開放し、利用させるとともに、共同職業訓練を行う団体等の委託を受けて、関連学科、基本実技等の訓練を行うことが必要である。

(五) 企業の職業訓練施設の利用

中小企業における職業訓練施設の不足を補い、また、政府の行う職業訓練を企業と結びつけることによって、職業訓練の最も効果的な推進を図るため、企業の有する職業訓練施設を活用することとし、企業をして自ら必要とする職業訓練のほか、政府又は中小企業の委託を受けて、職業訓練を行わせる方途を講ずることが必要である。

(六) 教習資料の提供と指導員等の派遣

個々の企業が、職業訓練の各課目について教科書、教材等の教習資料を整備することは極めて困難なことであるから、政府は、実地に役立つ模範的な教科書、教材等の教習資料を製作して、これを提供するとともに、訓練方法等について実地に指導を行うため、政府の行う職業訓練施設の指導員その他の職員による巡回指導の制度を設けるべきである。

(七) 職業訓練に関する当事者の責務の明確化

職業訓練を行うに当っては、事業主と訓練を受ける者とは、労働契約において、職業訓練に関する各々の責務を明確にしておくことが必要であるが、現在はこれが殆んど行われていないため、職業訓練がとかく形式的に流れる嫌いがある。今後において、労働契約中に職業訓練についての当事者の責務を明確に規定し、これを履行させるよう指導することが必要である。

(八) 企業の行う職業訓練に対する認定制度の採用

企業の行う職業訓練は、本来企業が自主的に行うべきものであるが、政府は、これを最も効果的かつ系統的に行わせるよう指導することが必要である。

政府は、このため合理的な職業訓練の基準（二の（ロ）のイ）を定め、できる限り企

業の行う職業訓練をしてこれに準拠させるよう積極的に勧奨し指導するとともに、右の基準に準拠した職業訓練を行うものについては、認定制度を設けて公けにこれを証明することとし、認定を受けたものについては、これを補助金の交付、課税に対する特別措置、政府の職業訓練施設の利用、教習資料の提供等の積極的な援助の対象とし、企業の行う職業訓練の育成助長を図るべきである。

また、右の認定を受けたものについては、労働基準法に定める労働条件の特例の適用を認め、職業訓練が円滑に行われるよう措置することが必要である。

(九) 手続の簡素化

職業訓練に関する認定その他の手続は、できる限り簡素にすることとし、特に共同職業訓練を行うものについては、当該団体の名において一括して所要の手続をとることができるよう措置することが望ましい。

なお、職業訓練を振興するための法律と労働基準法の両者に関連する諸手続についても、これを調整して簡略にするよう措置する必要がある。

五 職長等に対する職業訓練の推進

職長、指導員等工場事業場において従業員の指導監督に当る者に対する職業訓練については、最近特にその重要性が認識されるに至り、大企業においては既に広く実施され、相当の成果を収めているが、中小企業においては未だ殆んど実施されていない状況であるので、民間団体の活動と相まつて、政府は、特に中小企業に対して積極的にこの種の訓練についての援助を行うとともに、企業の要請に応じ、自らこれを実施してその普及を図るべきである。

六 技能検定制度の確立

職業訓練の成果である技能の検定を行うことによつて、労働者の技能習得意欲を増進させ、その技能をたかめ、もつてわが国産業における技能水準の向上を図ることが特に必要である。欧米諸国においてもその殆どが職業訓練制度との関連において技能検定制度を設けている現状からみても、総合的職業訓練制度の一環として技能の国家検定制度を創設することが必要である。

(一) 国家検定の実施

技能検定によつて労働者の技能及び知識を判定するに当つては、その判定の基準が全国的に統一されたものであり、かつ検定が公正に実施されることが肝要である。さらに、わが国の実情よりして、技能検定を権威あるものとするためにもこれを国

家検定として実施することが適切である。

なお、右の検定については、現に他の法律によって実施されている各種の資格検定又は試験制度との調整について十分な考慮を払うことが必要である。

(二) 検定の程度

技能の水準は、職種によつて異り、その測定は科学的実証的研究にまたなければならぬが、技能検定は、諸外国においても、通常一人前と認められる熟練工の有する中等度の技能について行われ、さらに上級の技能について検定を行うことが通例であるが、技能の程度の区分が明確でないが国の実情よりすれば、職種に応じて初級、中級、上級等の段階に分けてこれを実施することが適切である。

(三) 検定の対象

技能検定は、職業訓練制度の一環として行われるものであるから、原則として職業訓練を修了した者を対象として行うべきであるが、わが国産業の技能水準の向上という見地から職業訓練を修了した者以外の者についても、一定の経験と資格を有する場合は、受験の機会を与えることとすべきである。

(四) 技能検定合格者に対する措置

技能検定に合格した者に対しては、技能証明書を交付するとともに、技能士の名称を与えて、その社会的地位の確立を図ることが適当である。

なお、職業訓練指導員の資格については、技能検定合格者について十分な考慮を払うことが必要である。

(五) 技能検定審議会等の設置

技能検定制度を円滑適正に運営するためには、検定を行うべき職種の決定、技能検定の基準の設定、検定の方法等技能検定に関する基本的事項を公正かつ合理的に決定するため、中央に学識経験者及び関係行政機関の職員を以て構成する技能検定審議会を設置し、また、技能検定の実施については、専門の技能及び知識を有する者の中から技能検定委員を委嘱してこれに当らせることとすべきである。

(六) 民間団体の協力

技能検定の実施については、適当な産業団体、科学技術団体等を積極的に活用し、その協力を得て検定の円滑な実施を図るよう考慮する必要がある。

七 職業訓練審議会の設置

職業訓練を振興し、その目的を達成するためには、中央及び地方に、労、使及び学識経験者を以て構成する職業訓練審議会を設け、その審議によつて、職業訓練制度の実情に即した円滑な運営を図ることが必要である。

八 職業訓練実施の勧告

特定の産業又は職種における技能労働者が著しく不足すると認められる場合、又は当該産業又は職種に係る職業訓練が著しく低位にあると認められる場合は、政府は、職業訓練審議会の議を経る等慎重な手続の下に、関係産業団体等に対し、訓練の実施又は拡充を勧告する措置を考慮する必要がある。

九 学校教育と職業訓練との連携

職業訓練は、主として応用的実地の訓練を目的として行われるものであるが、その教育内容には学校における教育と関連するところが多いので、特に定時制高等学校及び通信教育については、労働者の二重負担をさけるなどの見地から、両者間において一層緊密な連携いと調整を図るため適切な方途を講ずることが必要である。

十 行政機構の整備拡充

職業訓練は、以上のような総合的施策の下にその充実と伸展を図るべきものであるから、これが運営に当る行政機構については、この際、構想を新たにし、総合的職業訓練行政を強力に推進し得るようこれを拡充強化するとともに、行政の一元的運営を図ることが極めて肝要である。

十一 予算の充実

職業訓練が真にその成果をあげ得るか否かは、政府が財政措置を十分に行うか否かにかかっている。この際、政府は、職業訓練の振興が雇用の促進、中小企業の振興、ひいては経済の興隆の基盤をなすものであることにかんがみ、所要予算の画期的充実に図ることが極めて肝要である。

十二 職業訓練法の制定

以上のように、政府及び企業の行う職業訓練、技能検定等に関する諸施策を総合的かつ強力に推進するため、この際、職業安定法及び労働基準法中の関係条項を含め職業訓練を振興するための法律（職業訓練法）を速かに制定することが必要である。

昭和三十三年二月二八日

〔二一九〇〕労働大臣、衆議院社会労働委員会にて説明

職業訓練法案提案理由

ただ今議題になりました「職業訓練法案」につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

最近、産業界におきましては、高度の技術を必要とする生産分野の拡大に伴って、技能労働者の確保が強く要請されて参つて居るのでありますが、労働市場の現状をみまするに、約五十万に及ぶ完全失業者と多くの不完全失業者をかかえている反面、技能労働者が著しく不足しており、このことが雇用と生産の両面における隘路ともなつて居る実情であります。

また、労働者の技能水準の向上は職業の安定、労働者の地位の向上とともに産業の振興の基盤をなすものでありますが、このために必要な職業訓練の諸制度についてみますると、一部のものを除いては、必ずしも十分とはいひ難く、なかならずわが国の産業構造上重要な地位を占める中小企業において著しく低調に終始している現状にあるのであります。この点欧米諸国におきましては、職能組合等の発達と相まってつとに職業訓練及び技能検定の制度が確立されており、政府及び民間においても、技能労働者の養成確保のために多大の努力が払われているのであります。これに比較いたしますとき、わが国の現状は著しく立ち遅れているといわざるを得ないのであります。最近、科学技術教育の振興が叫ばれておりますが、産業の進歩発展のためには、科学技術教育と並んで、労働者の技能を向上させるための職業訓練を系統的に行ふことによつて、生産現場における技能水準の向上と技能労働者の確保を図ることが緊急の要務と考へるのであります。

労働省におきましては、従来職業安定法に基き、求職者に対する職業補導を行う一力、労働基準法によつて、事業主が行う技能者養成の指導援助を行つて参つたのであります。以上の実情にかんがみ、この際これらの諸制度について再検討を加えて職業訓練を一層充実させるとともに、さらに技能検定制度を設けて労働者の技能水準の向上を図る等により総合的な職業訓練制度を確立する必要を痛感するに至つたのであります。このため、さきに閣議決定に基いて設置されました臨時職業訓練制度審議会の答申を十分尊重し、その意見に基いて、所要の規定を整備することとし、この法律案を提出することと致しましたのであります。次にその内外の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、職業訓練法の目的として以上申しあげました趣旨を規定致しますとともに、公共の機関が行う職業訓練と事業主の行う職業訓練とが系統的に実施されること及び職業訓練と学校教育等との密接な連携を図ることを明らかにすることと致したのであ

ります。

第二に、公共の機関が行う職業訓練につきましては、現下の雇用及び失業の情勢に對処し、無技能労働者に対して訓練を行うことによつてその就職の促進を図るとともに、事業主の行う職業訓練に対する援助を積極的に行う趣旨のもとに、都道府県が設置する一般職業訓練所及び労働福祉事業団が設置する総合職業訓練所等において行う職業訓練に関する事項について必要な規定を設けることと致したのであります。

次に、事業主がその雇用する労働者に対して行う職業訓練につきましては、国及び都道府県が積極的に必要な援助を行うよう努める旨を規定するとともに、職業訓練に関する合理的かつ効果的な基準を設けて職業訓練の効果を最大限に確保せしめることと致したのであります。

特に中小企業に対しましては、その職業訓練が円滑に行われるように共同職業訓練の方式を認め、かつ積極的にこれを助成することと致しました。

第四に、職業訓練指導員につきましては、その資質の如何は職業訓練の成果を左右する重要な要素であることにかんがみまして、これに関する免許及び試験制度を定め職業訓練指導員の資質の向上を図ることと致したのであります。

第五に、諸外国における職業訓練制度の例にならつて、職業訓練を修了した者を中心として労働者の技能の検定を行うことによつてその技能の向上に資することと致したのであります。技能検定は、二つの級に分けて、実技試験及び学科試験によつて行うこととし、技能検定に合格した者は技能士と称することができることなど技能検定について必要な規定を設けることと致したのであります。

以上のほか、労働省及び都道府県に設置する職業訓練審議会に関する事項について規定を設けるとともに、職業訓練及び技能検定に関する行政を一元的に行わせるため、労働省に職業訓練部を設置することとし、これに伴う労働省設置法の改正その他この法律の制定に伴う経過措置並びに他の法律との調整等について所要の規定を設けることと致したのであります。

以上この法律の制定理由並びに法律案の概要を御説明申しあげたのであります。何とぞ慎重御審議のうえ、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。

『解説』

昭和三十三年三月三十一日

〔二一九一〕衆議院社会労働委員会修正事項

職業訓練法案に対する修正事項

- 一 公共職業訓練を受ける求職者に対する手当（第十一条第二項）は、身体障害者職業訓練所において職業訓練を受ける求職者のみならず、一般訓練所において職業訓練を受ける求職者にも支給することができるものとする。
- 二 市町村等の行う職業訓練について第十一条の次に一条を設け、「市町村、民法第三十四条の規定による公益法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人が職業訓練を行う場合に、労働大臣の認可を受けたときは、その職業訓練は公共職業訓練とみなし、この場合求職者に対して行われる職業訓練は無料とする」旨規定すること。
- 三 中央職業訓練審議会（第二十九条）は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者を以て構成することとし、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、同数とすること。

中央職業訓練審議会には、関係行政機関の職員のうちから労働大臣が任命する特別委員をおくことができるものとし、特別委員は議決に加わることができないものとする。

『解説』

昭和三十三年四月二二日

〔二一九二〕次官会議申し合せ

失業者多発地域対策について

失業者多発地域については従来からこれが対策を講じて来たのであるが、昭和三十三年度においても、駐留軍の撤退および特需の減少並びに石炭鉱業の合理化および製塩施設の合理化の進捗に加えて、昨年来実施して来た国際収支改善のための経済調整の進行にともない、失業者が集中して発生することが予想されるので、これら失業者多発地域の实情に応じてその対策に万全を期するため次の措置を講ずるものとする。

- 一、職業訓練の拡充実施、就職あっ旋とくに広域職業紹介の強化等諸般の措置により失業者の再就職を促進すること。
- 二、公共事業等の建設的事業を重点的に実施し、失業者の積極的な吸収に努めるとともに、産業立地条件の整備をはかり、当該地方経済の振興による雇用機会の増大を期すること。
- 三、以上の措置によっても、なお就職できない失業者に対しては、一般失業対策事業

等を機動的に実施することによりその吸収を期すること。

『行政三』

昭和三十三年四月二二日

〔二一九三〕参議院職業訓練法附帯決議

職業訓練法附帯決議

職業訓練の振興を図るためには、学校教育との重複を避けるとともに、密接な関連のもとに行うことが肝要である。特に職業訓練をうける青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減することが必要である。

よって政府は速かに適切な措置を講ずべきである。

右決議する。

『解説』

昭和三十三年四月二二日

〔二一九四〕労働大臣閣議報告

失業者多発地域対策について

失業者多発地域については従来からこれが対策を講じて来たのであるが、昭和三十三年度においても、駐留軍の撤退および特需の減少並びに石炭鉱業の合理化および製塩施設の合理化の進捗に加えて、昨年来実施して来た国際収支改善のための経済調整の進行にともない、失業者が集中して発生することが予想されるので、これら失業者多発地域の实情に応じてその対策に万全を期するため次の措置を講ずるものとする。

- 一、職業訓練の拡充実施、就職あっ旋とくに広域職業紹介の強化等諸般の措置により失業者の再就職を促進すること。
- 二、公共事業等の建設的事業を重点的に実施し、失業者の積極的な吸収に努めるとともに、産業立地条件の整備をはかり、当該地方経済の振興による雇用機会の増大を期すること。
- 三、以上の措置によっても、なお就職できない失業者に対しては、一般失業対策事業等を機動的に実施することによりその吸収を期すること。

『行政三』

昭和三十三年四月二八日

(二一九五) 中央教育審議会から文部大臣へ答申

勤労青少年教育の振興方策について(抄)

本審議会は、勤労青少年教育の振興方策について、特別委員会を設けて審議を行なつて得た結果に基づき、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

勤労青少年教育の目標とするところは、すべての勤労青少年に対し、有効適切な教育の機会を与え国家社会の有為な形成者として必要な知識や一般的教養を育成するとともに、有能な職業人として産業界の要請にこたえるにたる産業技術の能力を付与することにある。

しかし、勤労青少年の生活実態、志望、能力、特性あるいは地域社会の要請等は各種各様の勤労青少年教育機関が相互に関連をもちつつ多数に必要であることはいうまでもない。しかるにわが国においては、現在義務教育終了後高等学校の通常の課程に進学しない青少年は毎年約百万人を数え、また、高等学校卒業後昼間の大学に進学しない者は毎年数十万人に及んでいるが、これら勤労青少年に対する教育機関はその数および配置等が必ずしも満足な状態でないため、なおなら教育の機会を得られない勤労青少年が多数残されている。また、これら教育機関はその種類、課程、教育内容、施設設備、教員または指導者組織、相互の関連等においても、はなはだ不備があり、勤労青少年に対しその実情に即する真に有効な教育を行つていないとい難い。

もとより勤労青少年教育の画期的な振興のためには、近時欧米諸国において実施されつつある勤労青少年教育の義務制も必要と考えられるのであるが、その実施に多くの問題が認められるので、本答申においては、現行制度の漸進的改善の立場に立ち、特に産業技術教育を充実させることを主として、その振興方策を次のように定めた。

政府は勤労青少年教育の成否がわが国の産業・文化等にきわめて重大な影響を及ぼすものであることに思いをいたし、勤労青少年教育尊重の風を振起するとともに、本答申に従がいすみやかに周到な計画を樹立し、じゅうぶんな財政処置を講じ必要な行政機構等を整備してその実施に着手されんことを望む。

一、各種勤労青少年教育機関の改善

現在文部省所管の勤労青少年教育機関としては、高等学校における定時制課程及び通信教育・大学・短期大学における夜間部および通信教育・各種学校・青年学級・社

会通信教育・青少年団体等があり、これらの性格・役割を明らかにし、それぞれの質および量が勤労青少年のさまざまな必要をいつそう満しうよう改善を加えることが肝要である。この場合勤労青少年教育における一般教育の重要性は論をまたないところであるからいつそうその充実を図るべきことはもちろんであるが、それとともに、今日要望の強い産業技術教育については、従来特にふじゅうぶんな点が多いと認められるので、これを充実させることに改善の重点をおくことが必要であり、その際これら各教育機関の施設設備を整備充実させること、教職員や指導者について、計画的な養成や現職教育等を通してその資質を高め、数の充足を図り、またその待遇を向上させることおよび勤労青少年の志望や生活実態等にいつそう即応するよう教育内容や教育方法を改善することなどは共通の緊要事と考えられる。しかし教育内容や教育方法の改善にあたっては、青少年の職場における一定の作業を教育機関における学習の一部と見なすような方向を促進する必要がある。またこのような教育を容易にさせるとともに、勤労青少年教育機関の増加を図るため、教育機関の種類によつては、その設置者のわくを広げることも必要である。

(1) 高等学校

高等学校定時制課程は高等学校通信教育とともに勤労青少年のための高等学校教育機関としていつそう効果を高めるよう改善を図り特に職業課程の拡充、分校の充実および短期の技能教育等の促進につとめなければならない。このため次の対策を講ずる必要がある。

a 高等学校定時制課程

現在の定時制課程には、夜間の課程と昼間特別の時期および時間において授業を行う課程とがあるが、そのおのおのについて生徒の進路や生活実態に即応させるため、次のような改善を図るとともに職業課程の新設あるいは普通課程の職業課程への転換など職業教育の拡充を行なう必要がある。

① 夜間の課程における普通課程にあつて進学を目的とする者に対しては通常の課程と同程度に基礎学力を高めようよう教育課程の改善を図り、必要によつては修業年限の延長を考慮すること。

② 夜間の課程にあつて職業に関する課程に学ぶ者に対しては、一定の技術水準を確保するため必要によつては通常の課程よりもいつそう集約的な学習をさせるなど、その教育課程に弾力性をもたせるとともに生徒が現に従事している職業との関連を密接にし、かつ他の教育機関との併修あるいは学習の継続を容易にすること。

③ 夜間の課程の運営については、生徒の健康にじゅうぶんの配慮をし、照明、暖房、給食等生徒の保健ならびに福利厚生のための施設の整備を図ること。

④ 昼間の課程においては、勤労青少年教育機関としての役割をさらに有効に果たさせるため、地域社会や生徒の必要にじゅうぶん応じうるようその教育課程および設置基準等に弾力性をもたせること。

この場合特に職業に関する課程にあつては、教育課程の編成にあたり通常の課程よりもいっそう集約的な学習をさせることができるようにするとともに生徒が現に従事している職業との関連を密接にし、家庭実習・現場実習等を促進すること。また農山漁村においては、二三男対策としての職業教育について配慮すること。

なお、夜間の課程と同様、他の教育機関との併修あるいは学習の継続を容易にすること。

⑤ 昼間の課程でその性格や実態が通常の課程に近いものについては、その全部または一部を通常の課程に移行させること。

⑥ 昼間の課程の修業年限の短縮を考慮すること。

⑦ 後述二の(2)のように技能教育のための施設との連係の処置をとる場合においては、修業年限を三年とすることができるようになること。

⑧ 教員の待遇について、勤務の特殊性に応じた特別な処置を講ずるとともに、国立私立を通じて生徒の学費負担の軽減の処置を講ずること。

⑨ 分校の設置基準を設け施設設備および教員組織の充実を図ること。また分校の統廃合が地域の特殊性や適正規模等の教育的な配慮に基づくことなく、単に財政上の理由で行われることがないよう適切な処置を講ずること。

b 短期の技能教育に関する課程の新設

⑩ 短期の技能教育の整備拡充を図るため別科を改め新たに高等学校の正規の課程として短期間に集約的に技能教育を実施する課程（産業科を含む）を設けること。

⑪ この課程の授業形態はいわゆる全日制または定時制とし、教育時間数は現行の高等学校における全教育時間数の二分の一ないし三分の一の程度、修業年限は一年以上とすること。

⑫ この課程における学習に対しては、現行の高等学校の他の課程と同様の単位を与えるものとする。

⑬ この課程は必要ある場合は分校として設けることができるものとする。

c 高等学校通信教育

職業に関する科目および課程の充実を図るとともに学習書の編集発行を促進すること。

(2) 大学・短期大学（略）
各種学校

各種学校はその教科内容、修業年限等が自由で、社会の要請や勤労青少年の要望に直接的に適応しうるので勤労青少年に対し必要な職業的技術技能特に正規の学校ではじゅうぶん習得し得ない技術技能を習得させることができる点に長所を持っていると考えられる。したがって各種学校が勤労青少年教育機関としての機能を発揮するよう基礎が強固でかつ教育的な設置主体による設置を促進するとともに施設設備の充実等その育成指導を図ること。

(4) 青年学級（略）
(5) 青少年団体（略）
(6) 社会通信教育（略）

二、各種勤労青少年教育機関相互の関連

勤労青少年に対してできるだけ広く教育の機会を提供するとともに、その学習の効率化を図るためには、各種教育機関相互の間に量の面においても質の面においても緊密な連係が保たなければならない。

このため次の対策を講ずる必要がある。

(1) 勤労青少年教育機関の配置計画

すべての勤労青少年に教育の機会を与えるためには、勤労青少年教育機関の地域的配置が適正を得る必要がある。国・地方公共団体等は協力して各勤労青少年教育機関のそれぞれの性格・役割と、地域の実情、青少年の実態をじゅうぶん考慮した地域的配置計画を立てこれに基いて各教育機関の増設等の量的整備を図ること。

この場合他省所管の教育機関・訓練機関との関連をも考慮するとともに、職業教育と一般教育との関連、男子対象の教育と女子対象の教育との関連、さらに勤労青年教育機関以外の教育機関との関連について留意すること。

(2) 修学の効率化を図るための勤労青少年教育機関相互の関連各種勤労青少年教育機関の併習・学習の継続等が容易にかつ効果的に行いうるようにするため高等学校定時制課程に在学する生徒が技能者養成施設その他の技能教育のための施設において一定の基準に適合する職業技術教育を受ける場合には、これを当該高等学校

の教科の一部を履習するものと見なすようにすること。なお、技能教育のための施設から高等学校定時制課程へ学習を継続する者に対しても同様の取扱をすることについて検討すること。

三、勤労青少年教育に対する社会の協力理解

勤労青少年の修学を奨励促進するためには社会の理解と協力を深め、修学意欲をさかんにし、あるいは修学を容易にする処置が必要である。このために次の対策を講ずる必要がある。

(1) 習得技能の証明

各種学校、青年学級等の勤労青少年教育機関における習得技能について、現行の技能検定制度を拡大して広く国家的検定を実施するなど、これを公的に証明する処置を講じ、その実力が社会的に正しく評価され通用するようにすること。

(2) 関係各方面の協力理解

勤労青少年の修学を容易にし、かつその教育効果を高めるために、次の事項に関し、国としての施策を促進するほか、地方公共団体・会社・工場・勤労青少年教育を目的としない学校、地域社会その他広く関係各方面の理解と協力を得る処置を講ずること。

- a 勤労青少年教育機関修了者が、その資格や実力にふさわしい職や待遇を得ること。
- b 雇用主が修学する従業員のために、労働条件、健康管理を適正にして時間的肉体的負担を軽減させ、また通信教育のスクーリングの出席について便宜を与えること。
- c 会社・工場と勤労青少年教育機関との関係を深め、教育計画や教育方法を勤労青少年の生活実態に即したむだのないものにする。
- d 地方公共団体・会社・工場その他適当な団体等が勤労青少年教育機関の地域的配置計画に協力して適切な教育機関を設置すること。
- e 地方公共団体・会社・工場・学校等が勤労青少年教育のための施設設備、教員または指導等を提供すること。
- f 育英奨学制度の拡充、生活保護法による保護の拡大その他の処置によって勤労青少年の学資、交通費等の修学に関する経済的負担の軽減を図ること。
- g PTA活動その他の方法によって、勤労青少年教育機関、事業場および家庭の連係を図り、勤労青少年の修学や生活指導に関する諸問題の解決を図ること。

四、その他

文部省所管の勤労青少年教育機関と他省所管の勤労青少年のための教育機関・訓練機関との調整および関係各行政機関の職務権限の調整ならびに組織化を図ること。

(付記)

- 一、この答申は、本審議会の「科学技術教育の振興方策について」の答申(付記三)の趣旨にもとたえるものである。
- 二、教育制度に関連する事項としては、本文に答申するもののほか勤労青少年のための新たな教育制度を設けることの必要が問題として提起されたが、これらは教育制度全般を検討する機会において総合的な見地から改めて審議することとする。『連携』

昭和三十三年六月二七日

〔二一九六〕 閣議了解

「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」の取扱い等について

昨年来行なわれつつある米地上軍の撤退に伴う大量の離職者の発生に対しては、「駐留軍撤退に伴う離職者の対策について」(昭和32.9.24 閣議決定)をもつて措置してきたところであるが、駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和33年法律第158号)の施行に伴い同法に基づき措置されることとなった事項以外の事項については、なお右閣議決定により措置するものとする。

なお駐留軍関係離職者等の対策の実施の推進及び都道府県駐留軍関係離職者等対策協議会との連絡には、総理府におかれる駐留軍関係離職者等対策推進本部(総理府総務副長官を本部長とし、関係行政機関の職員を部員とする。)がこれにあたるものとする。

おつて、「特需等対策連絡会議の設置について」(昭和30.8.5 閣議了解)は廃止するものとする。『閣議』

第Ⅲ編 行政組織編

第Ⅲ編 行政組織

昭和二〇年九月二二日

(三一一) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中左ノ通改正シ去月二十三日施行セリ

第六条中「戦時援護課」ヲ「保護課」ニ改ム

第十条中「戦時援護課」ヲ「保護課」ニ改メ第一号及第二号ヲ削リ第三号ヲ第一号トシ以下順次繰上グ

第十三条中第四号ヲ削リ第五号ヲ第四号トス

第二十一条中「施設課」ヲ「住宅課」ニ改ム

第二十二条中第四号ヲ第六号トシ第四号及第五号トシテ左ノ如ク加フ

四 技能者及機械技術員養成ニ関スル事項

五 技術者検定及技能検査ニ関スル事項

第二十三条中第四号ヲ左ノ如ク改メ第五号ヲ削ル

四 勤労者用物資ニ関スル事項

第二十四条 住宅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤労者ノ住宅其ノ他住宅ニ関スル事項

二 住宅営団ニ関スル事項

昭和二〇年一〇月二六日

(三一二) 厚生省官制中改正(勅令第六〇九号)

厚生省官制中左ノ通改正ス

第三条 厚生省ニ左ノ六局ヲ置ク

健民局

衛生局

社会局

劳政局

勤劳局

保険局

第四条 健民局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 人口ノ涵養ノ企画ニ関スル事項

二 武道、体育運動其ノ他体育訓練ニ関スル事項

三 母性、乳幼児及児童ノ保護指導ニ関スル事項

四 其ノ他人口ノ涵養及健民生活ノ指導ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

五条第四号乃至第六号ヲ左ノ如ク改ム

四 疾病ノ予防ニ関スル事項

五 体力管理ニ関スル事項

六 勤勞衛生ニ関スル事項

七 其ノ他国民ノ保健ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第六条 社会局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及救療ニ関スル事項

二 戦時災害保護ニ関スル事項

三 社会福利施設ニ関スル事項

四 其ノ他社会事業ニ関スル事項

五 住宅ニ関スル事項

第七条 劳政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他勤勞ノ条件ニ関スル事項

二 勤勞能率ノ増進其ノ他勤勞管理ニ関スル事項

三 其ノ他勤勞ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ

第七条ノ二 勤勞局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞ノ需給ニ関スル事項

二 復員等ニ伴フ職業対策ニ関スル事項

三 職業紹介ニ関スル事項

四 職業指導及職業訓練ニ関スル事項

第九条中「勤勞局参与」ヲ「劳政局参与」ニ、「勤勞局」ヲ「劳政局」ニ改ム

第九条ノ二ヲ削ル

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年一〇月三一日

(三一三) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中左ノ通改正シ本月二十七日ヨリ施行セリ

第六条 健民局ニ左ノ三課ヲ置ク

企画課

母子課

体錬課

(編注…中略)

第十条 衛生局ニ左ノ四課ヲ置ク

医務課

薬務課

保健課

医療課

(編注…中略)

第十六条 社会局ニ左ノ三課ヲ置ク

保護課

福利課

住宅課

第十七条 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及治療並ニ罹災救助ニ関スル事項

二 戦災援護ニ関スル事項

三 方面委員ニ関スル事項

四 他ノ主管ニ属セザル社会事業ニ関スル事項

第十八条 福利課ニ於テハ左ノ事項ヲ掌ル

一 同和事業ニ関スル事項

二 興生事業ニ関スル事項

三 公益質屋ニ関スル事項

四 社会福利施設ニ関スル事項

第十九条 住宅課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 充足ニ関スル事項

二 住宅営団ニ関スル事項

第二十条 労政局ニ左ノ三課ヲ置ク

労政局

管理課

給与課

第二十一条 労政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勤労政策ニ関スル事項

二 勤労者ノ組織ニ関スル事項

三 労働争議ニ関スル事項

四 勤労情勢ノ調査ニ関スル事項

五 他ノ主管ニ属セザル勤労ニ関スル事項

第二十二条 管理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 工場法其ノ他勤労管理法令ノ施行ニ関スル事項但シ他ノ主管ニ属スルモノヲ除ク

二 勤労者ノ教養訓練ニ関スル事項

三 勤労能率ノ増進ニ関スル事項

四 勤労者ノ厚生ニ関スル事項

五 其ノ他勤労管理ニ関スル事項

第二十三条 給与課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給与ニ関スル事項

二 勤労者ノ扶助及援護ニ関スル事項

三 勤労者用物資ニ関スル事項

第二十四条 勤労局ニ左ノ三課ヲ置ク

企画課

業務課

補導課

第二十五条 企画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤労需給ニ関スル一般の企画ニ関スル事項

二 勤労需給状況ノ一般の査察ニ関スル事項

三 職業ニ関スル登録其ノ他調査統計ニ関スル事項

四 職業適性ノ調査ニ関スル事項

五 勤労署ニ関スル庶務一般ニ関スル事項

六 職業行政関係職員ノ養成及訓練ニ関スル事項

七 他ノ主管ニ属セザル勤労需給ニ関スル事項

第二十六条 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 復員対策ノ実施ニ関スル事項
 - 二 勤労要員ノ斡旋実施ニ関スル事項
 - 三 勤労者募集ニ関スル事項
 - 四 職業指導ニ関スル事項
- 第二十七条 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
- 一 職業補導ニ関スル事項
 - 二 職業訓練ニ関スル事項
 - 三 土建其ノ他日雇勞務ノ斡旋充足ニ関スル事項
 - 四 授産及内職斡旋ニ関スル事項
- 第二十八条 保険局ニ左ノ三課及一所ヲ置ク

庶務課
 保険課
 年金課
 健康保険指導所

(編注…以下略)

昭和二〇年二月一日

〔三一四〕 勅令第六九七号

失業対策委員会官制

- 第一条 失業対策委員会ハ中央失業対策委員会及都道府県失業対策委員会トス
- 中央失業対策委員会ハ厚生大臣、都道府県失業対策委員会ハ地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）ノ監督ニ属ス
- 中央失業対策委員会ハ厚生大臣、都道府県失業対策委員会ハ地方長官ノ諮問ニ応ジ失業対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 失業対策委員会ハ前項ノ外関係行政庁ノ諮問ニ応ジ失業対策ニ関スル重要事項ヲ調査審議ス
- 失業対策委員会ハ失業対策ニ関スル重要事項ニ付関係行政庁ニ建議スルコトヲ得
- 第二条 中央失業対策委員会ハ厚生省ニ之ヲ置ク
- 都道府県失業対策委員会ハ都道府県（沖縄県ヲ除ク）毎ニ之ヲ置キ都道府県ノ名ヲ冠ス
- 第三条 失業対策委員会ハ会長及委員ヲ以テ組織ス

第四条 中央失業対策委員会ノ会長ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府県失業対策委員会ノ会長ハ地方長官之ヲ命ジ又ハ地方長官自ラ会長ト爲ル

第五条 中央失業対策委員会ノ委員ハ三十人以上トシ都道府県失業対策委員会ノ委員ハ二十人以上トス

前項定員ノ外必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六条 委員及臨時委員ハ関係各庁高等官及学識経験アル者ノ中ヨリ中央失業対策委員会ニ在リテハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府県失業対策委員会ニ在リテハ地方長官之ヲ命ズ

第七条 委員ノ任期ハ二年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第八条 会長ハ会務ヲ総理ス

会長事故アルトキハ会長ノ指名スル委員長ハ職務ヲ代理ス

第九条 失業対策委員会ニ幹事ヲ置ク

中央失業対策委員会ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ都道府県失業対策委員会ノ幹事ハ地方長官之ヲ命ズ

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十条 失業対策委員会ニ書記ヲ置ク

中央失業対策委員会ノ書記ハ厚生大臣、都道府県失業対策委員会ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

職業紹介委員会官制中左ノ通改正ス

第一条第四項ヲ削ル

銘五条第一項中「四十人」ヲ「二十人」ニ改ム

第六条第二項中「厚生大臣」ヲ「地方長官」ニ改ム

昭和二十二年二月二八日

〔三一五〕 厚生省告示第二九号

厚生省官制第八条ノ規定ニ依ル職業補導所ノ名称及位置昭和二十一年二月八日左ノ通定ム

名	称	位	置
厚生省大阪傷痍者職業補導所		大阪府堺市	
厚生省福岡傷痍者職業補導所		福岡県小倉市	
厚生省婦人職業補導所		東京都牛込区原町三丁目八番地	

昭和二十一年三月一八日

〔三一六〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中左ノ通改正シ本月十三日ヨリ施行セリ

第六條以下ヲ左ノ如ク改ム

第六條 衛生局ニ左ノ六課ヲ置ク

(中略)

第一四條 社会局ニ左ノ四課ヲ置ク

保護課

援護課

福利課

物資課

第十五條 保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 救護及治療並ニ罹災救助ニ關スル事項

二 戦災援護ニ關スル事項

三 方面委員ニ關スル事項

四 他ノ主管ニ屬セザル国民生活ノ保護及社會事業ニ關スル事項

第十六條 援護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 引揚者ノ保護指導ニ關スル事項

二 傷痍者等ノ保護指導ニ關スル事項

三 他ノ主管ニ屬セザル国民生活ノ指導ニ關スル事項

第十七條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 同和事業ニ關スル事項

二 興生事業ニ關スル事項

三 公益質屋ニ關スル事項

四 社會福利施設ニ關スル事項

第十八條 物資課ニ於テハ救濟援護ニ必要ナル物資ニ關スル事項ヲ掌ル

第十九條 勞政局ニ左ノ四課ヲ置ク

勞政課

勞働保護課

拾與課

第二十條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勞働政策ニ關スル事項

二 勞働組合ニ關スル事項

三 勞働争議調停其ノ他勞働関係ノ調整ニ關スル事項

四 勞働情報ノ蒐集ニ關スル事項

五 他ノ主管ニ屬セザル勞働ニ關スル事項

第二十一條 勞働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働保護並ニ婦人及年少者ノ勞働保護ニ關スル事項

二 産業安全及危害豫防ニ關スル事項

三 勞働者災害扶助ニ關スル事項

四 勞働能率ノ増進ニ關スル事項

五 勞働者ノ福利厚生ニ關スル事項

六 其ノ他勞働保護ニ關スル事項

第二十二條 給與課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 賃金、給料其ノ他給与ニ關スル事項

二 勞働者ノ援護ニ關スル事項

三 勞働者用物資ニ關スル事項

第二十三條 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般勞働法制ノ調査企畫ニ關スル事項

二 勞働ニ關スル統計ノ蒐集整理ニ關スル事項

三 國際勞働事情ノ調査ニ關スル事項

四 勞働行政関係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第二十四條 勤勞局ニ左ノ三課ヲ置ク

企畫課

業務課

補導課

第二十五條 企畫課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 勤勞需給ニ關スル一般的企畫ニ關スル事項
- 二 勤勞需給狀況ノ一般的査察ニ關スル事項
- 三 職業ニ關スル登録其ノ他調査統計ニ關スル事項
- 四 職業適性ノ調査ニ關スル事項
- 五 勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項
- 六 職業行政關係職員ノ養成及訓練ニ關スル事項
- 七 他ノ主管ニ屬セザル勤勞需給ニ關スル事項

第二十六條 業務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 失業對策ノ實施ニ關スル事項
- 二 勤勞要員ノ斡旋充足ニ關スル事項
- 三 募集ニ關スル事項
- 四 職業指導ニ關スル事項
- 第二十七條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 職業補導ニ關スル事項
 - 二 職業訓練ニ關スル事項
 - 三 授産及内職施設ニ關スル事項
- 第二十八條 保険局ニ左ノ四課及一所ヲ置ク
(以下略)

昭和二十二年六月一六日

(三一七) 勞働省設置準備委員会

勞働省設置要領

政府は、勞働者の福祉と職業の確保とを図り以て産業の興隆と民生の安定に寄与するために、左の要領により勞働省を設置するものとする。

- 一 勞働大臣は、勞働組合、勞働關係の調整、勞働条件及び勞働者の保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他勞務需給の調整に関する事務、失業對策に関する事務、勞働統計調査に関する事務その他勞働に関する事務を所掌すること。

- 二 勞働省の部局及びその所掌事務は、概ね左の通りとすること。

勞 政 局

- 一 勞働組合に関する事項

二 勞働委員会に関する事項

- 三 勞働爭議調停その他勞働關係の調整に関する事項
- 四 勞働協約に関する事項
- 五 その他勞働に関する事項で他の所管に属しないもの
勞働基準局

- 一 賃金、勞働時間及び休息に関する事項
- 二 産業安全及び勞働者災害補償に関する事項
- 三 勞働衛生に関する事項
- 四 勞働能率の増進に関する事項
- 五 勞働者の福利厚生に関する事項
- 六 工場、鉱山その他の場所における勞働条件及び勞働者の保護に関する監督に関する事項

七 その他勞働条件及び勞働者の保護に関する事項で他の所管に属しないもの
婦人少年局

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する事項
- 二 婦人及び年少勞働者の勞働条件及び保護に関する事項
- 三 児童の使用禁止に関する事項
- 四 勞働者の家族問題に関する事項
- 五 家族勞働問題及び家事用人に関する事項
- 六 その他婦人及び年少勞働者に特殊の勞働問題に関する事項
職業安定局

- 一 職業の紹介、指導及び補導その他勞務需給の調整に関する事項
- 二 失業對策に関する事項
- 三 その他職業に関する事項
勞働統計調査局

- 一 勞働組合、勞働爭議その他勞働關係に関する定期統計及び刊行に関する事項
- 二 勞働条件に関する定期統計及び刊行に関する事項
- 三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行に関する事項
- 四 勞働者生計費に関する定期統計及び刊行に関する事項
- 五 職業に関する定期統計及び刊行に関する事項
- 六 内外勞働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行に関する事項
- 七 勞働者の生活、給与及び雇用に関する經濟的問題に関する調査及び刊行に関する事項

る事項

三 労働省の省務に参与させるために参与を、専門の事項を調査させるために専門の委員を置くことができること。

四 工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめるため、労働省に産業安全研究所を置くこと。

五 船員の労働に関する重要事項について労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に關係官をもつて組織する船員労働連絡會議を置くこと。

(備考)

労働省設置は第一回国会に法律案を提出して之を行うものとする。

『行政二』

昭和二十一年一月五日

(三十八) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中次のやうに改正して、十月三十日からこれを施行した。

第十七條中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 授産及内職施設ニ關スル事項

但シ勤勞局所管ニ屬スルモノヲ除ク

第二十四條乃至第二十七條を次のやうに改め、第二十八條を第二十九條とし、以下順次繰下げる。

第二十四條 勤勞局ニ左ノ四課ヲ置ク

企画課

監理課

紹介課

補導課

第二十五條 企画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 失業対策ノ企画ニ關スル事項

二 職業政策ノ企画ニ關スル事項

三 公共事業ニ關スル勞務配置ノ企画ニ關スル事項

四 労働市場ノ調査ニ關スル事項

五 職業ニ關スル統計ノ整理ニ關スル事項

六 職業適性ノ調査ニ關スル事項

七 他ノ主管ニ屬セザル勤勞受給ニ關スル事項

第二十六條 監理課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 勤勞署ニ關スル庶務一般ニ關スル事項

二 職業行政關係職員ノ教養訓練ニ關スル事項

第二十七條 紹介課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介ニ關スル事項

二 勞務配置ニ關スル事項

三 勞務者募集ニ關スル事項

四 勞務供給事業ニ關スル事項

五 職業指導ニ關スル事項

第二十八條 補導課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業補導ニ關スル事項

二 失業対策トシテ実施スル授産施設其ノ他共同作業施設ニ關スル事項

昭和二十一年一月二五日

(三十九) 官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中次のやうに改正して、昨二十一年十二月二十七日から施行した。

第十条 医務局ニ左ノ五課及出張所ヲ置ク

(編注 中略)

第二十七條 勞政局ニ左ノ六課ヲ置ク

勞政課

労働組合課

調査課

労働保護課

給与課

労働統計課

第二十八條 勞政課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 一般労働政策ニ關スル事項

- 二 労働関係調整法施行ニ関スル事項
- 三 労働委員会ニ関スル事項
- 四 他ノ主管ニ属セザル労働ニ関スル事項
- 第二十九条 労働組合課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 労働組合ニ関スル事項
 - 二 労働協約ニ関スル事項
 - 三 労働者団体及使用者団体ニ関スル事項
 - 四 労働争議ニ関スル情報資料ノ収集及ビ調査ニ関スル事項
- 第三十条 調査課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 労働行政関係職員ノ教養訓練ニ関スル事項
 - 二 労働問題ノ啓蒙宣伝ニ関スル事項
 - 三 一般労働法制及ビ労働ニ関スル事情ノ調査ニ関スル事項
 - 四 国際労働事情ノ調査ニ関スル事項
- 第三十一条 労働保護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 労働保護ニ関スル事項
 - 二 産業安全及危害予防ニ関スル事項
 - 三 労働者災害扶助ニ関スル事項
 - 四 労働能率ノ増進ニ関スル事項
 - 五 労働衛生ニ関スル事項
 - 六 労働者ノ福利厚生ニ関スル事項
 - 七 工場事業場等ノ監督ニ関スル事項
 - 八 産業安全研究所ニ関スル事項
- 第三十二条 給与課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 賃金、給料其ノ他給与ニ関スル事項
 - 二 労働者用物資ニ関スル事項
- 第三十三条 労働統計課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 賃金給料其ノ他給与ニ関スル統計ノ蒐集整理ニ関スル事項
 - 二 生計費ニ関スル統計ノ蒐集整理ニ関スル事項
 - 三 他ノ主管ニ属セザル労働統計ノ蒐集整理ニ関スル事項

昭和二十二年三月二五日

〔三一〇〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規定の一部を次のように改正して、三月十九日から施行した。

- 第九條中第四号ないし第六号を削る。
- 第二十二條 社会局ニ左ノ四課ヲ置ク
 - 庶務課
 - 保護課
 - 福利課
 - 物資課
- 第二十四條 福利課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 同和事業ニ関スル事項
 - 二 傷痍者等ノ保護ニ関スル事項
 - 三 公益質屋其ノ他社会福利施設ニ関スル事項
 - 四 他ノ主管ニ属セザル国民生活ノ指導ニ関スル事項
- 第二十五條 物資課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 救済援護ニ必要ナル物資ニ関スル事項
 - 二 授産及内職施設ニ関スル事項但シ勤労局所管ニ属スルモノヲ除ク
- 第二十六條 児童局ニ左ノ三課ヲ置ク
 - 企画課
 - 養護課
 - 母子衛生課
- 第二十七條を第三十條とし以下順次繰下げる。
- 第二十七條 企画課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 児童ニ関スル総合企画ニ関スル事項
 - 二 児童福祉委員会ニ関スル事項
 - 三 保育施設ニ関スル事項
 - 四 母子保護ニ関スル事項
 - 五 他ノ主管ニ属セザル児童福祉ニ関スル事項
- 第二十八條 養護課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 孤児等ノ保護ニ関スル事項
 - 二 浮浪児ノ保護ニ関スル事項
 - 三 精神薄弱児ノ保護ニ関スル事項

- 四 児童虐待防止ニ関スル事項
- 五 児童ノ救護ニ関スル事項
- 第二十九条 母子衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル
 - 一 妊産婦及乳幼児ノ保健ニ関スル事項
 - 二 妊産婦及乳幼児ニ特殊ノ栄養ニ関スル事項
 - 三 虚弱児童及不具児童ノ保健ニ関スル事項
 - 四 未就学児童其ノ他児童ノ保健ニ関スル事項
 - 五 流早死産ニ関スル事項

昭和二十二年四月八日

〔三一一一〕勅令第一一八号

公共職業安定所官制

- 第一條 政府は、職業の確保と産業の興隆に寄与するように、労務が公平且つ適正に配置されることを目的として、公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。
- 第二條 公共職業安定所は、厚生大臣の管理に属し、職業の紹介、指導、補導その他職業に関する事務を掌る。
- 第三條 公共職業安定所を通じて、左の職員を置く。
 - 所長
 - 厚生事務官
 - 専任四百八人 二級
 - 専任五千七十二人 三級
 - 厚生技官
 - 専任二十九人 二級
 - 専任六人 三級

所長は、二級又は三級の厚生事務官を以て、これに充てる。

第四條 前條の職員の各公共職業安定所の定員は、厚生大臣が、これを定める。

第五條 厚生大臣（職業安定事務局を設けた場合には、その長を含む。）は、地方長官をして、公共職業安定所長を指揮監督せしめる。

所長は、地方長官の指導監督を受け、所務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第六條 公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、厚生大臣が、これを定める。

第七條 厚生大臣が必要があると認める場合には、公共職業安定所の事務の一部を分掌させるため、その出張所を設けることができる。

第八條 厚生大臣が公共職業安定所の監督及びその事務の連絡統一のため必要があると認める場合においては、数個の都道府県の区域を管轄区域とする職業安定事務局を設けることができる。

職業安定事務局は、厚生大臣の管理に属する。
職業安定事務局について、必要な事項は、別にこれを定める。

附則

第九條 この勅令は、公布の日から、これを施行する。

（編注 以下略）

昭和二十二年四月二二日

〔三一一二〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程中改正の一部を次のように改正して、四月十五日から施行した。
第三十七條中「勤労局」を「職業安定局」に改める。

昭和二十二年五月二日

〔三一一三〕勅令第一九八号

厚生省官制の一部改正

厚生省官制の一部を次のように改正する。

第三條 厚生省ニ左ノ九局ヲ置ク

- 公衆保険局
- 医務局
- 予防局
- 社会局
- 児童局
- 労政局
- 労働基準局

職業安定局

保険局

第七条 労政局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働組合ニ関スル事項
 - 二 労働委員会ニ関スル事項
 - 三 労働争議調停其ノ他労働関係ノ調整ニ関スル事項
 - 四 労働協約ニ関スル事項
 - 五 内外労働事情ニ関スル調査研究ニ関スル事項
 - 六 其ノ他労働ニ関スル事項ニシテ他ノ主管ニ属セザルモノ
- 第七条ノ二ヲ第七条ノ三とする。

第七条ノ二 労働基準局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 賃金、労働時間及休息ニ関スル事項
- 二 産業安全及労働者災害補償ニ関スル事項
- 三 労働衛生ニ関スル事項
- 四 労働能率ノ増進ニ関スル事項
- 五 労働者ノ福利厚生ニ関スル事項
- 六 工場、鉱山其ノ他ノ場所ニ於ケル労働条件及労働者ノ保護ニ関スル監督ニ関スル

七 其ノ他労働条件及労働者ノ保護ニ関スル事項

八 賃金其ノ他労働条件及労働者生計費ニ関スル統計ニ関スル事項

労働基準局ハ前項各号ニ掲グル事務ノ外労働基準法ノ施行及労働基準官署ノ設置ニ関スル準備事務ヲ掌ル

第九条 省務ニ参与セシムル為厚生省ニ参与を置クコトヲ得

(編注…中略)

第十条 厚生省に左ノ職員ヲ置ク

(編注…中略)

第十条ノ二 厚生大臣ハ前条職員ノ一部ヲ都道府県ニ駐在セシムルコトヲ得

前項ノ職員ハ地方長官ノ指揮監督ヲ受ケ伝染病予防ニ従事スルモノトス

第十九条 削除

附則

この勅令は、公布の日から、これを施行する。

防疫職員官制は、これを廃止する。

地方待遇職員令の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号を削除する。

労働基準局は、第七条ノ二に規定する事項を掌る外、労働省設置に際し同省に設置せらるべき婦人児童局及び労働統計調査局の所掌事項、職員、予算その他これが設置につき、必要な準備事務を掌る。

昭和二十二年五月二日

〔三一―一四〕勅令第一九九号

都道府県労働基準局官制

第一条 都道府県労働基準局は、厚生大臣の管理に属し、左の事務を掌る。

- 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項
- 二 産業安全及び労働者災害補償に関する事項
- 三 労働衛生に関する事項
- 四 労働能率の増進に関する事項
- 五 労働者の福利厚生に関する事項
- 六 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項

七 その他労働条件及び労働者の保護に関する事項

八 賃金その他労働条件及び労働者生計費に関する統計に関する事項

都道府県労働基準局は、前項各号に定める事務の外、労働基準法の施行及び労働基準官署の設置に関する準備事務を掌る。

第二条 都道府県労働基準局長の管轄区域は、都道府県の区域とし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

第三条 都道府県労働基準局を通じて、左の職員を置く。

局長

厚生事務官又は厚生技官

専任八人 一級

専任五百二十五人 二級

専任八百八十二人 三級

局長は、一及又は二級の厚生事務官又は厚生技官を以て、これに充てる。第一項の各都道府県労働基準局の職員の定員は、厚生大臣がこれを定める。

第四条 局長は、厚生省労働基準局長の指揮監督を受けて、局務を掌理し、所轄の職員を指揮監督する。

附 則

第五条 この勅令は、公布の日から、これを施行する。

第六条 工場法施行令、労働者災害扶助法施行令及び供給労働者扶助令中「地方長官」を「都道府県労働基準局長」に改める。

第七条 東京都官制一部を次のように改正する。

第一条中「専任五十一人」を「専任五十人」に、「専任二十一人」を「専任十九人」に、「専任二百九十七人」を「専任二百八十八人」に改める。

第二十四条 削除

第八条 北海道庁官制の一部を次のように改正する。

第一条中「専任四百五十七人」を「専任四百五十四人」に、「専任四十二人」を「専任三十九人」に改める。

第十六条ノ三 削除

第九条 地方官官制の一部を次のように改正する。

第一条中「専任千六百八十二人」を「専任千六百七十二人」に、「専任八百三十六人」を「専任八百三十八人」に改める。

「専任三百十八人」を「専任三百十一人」に改める。

「専任五百六十五人」を「専任四百八十人」に改める。

第三十二条 削除

第十条 都道府県等臨時職員等設置制の一部を次のように改正する。

第一条中「専任五十九人」を「専任五十一人」に、「専任二十人」を「専任十九人」に、「専任二百八十二人」を「専任二百六十六人」に改める。

第一条ノ三中「専任六十一人」を「専任五十五人」に、「専任百十七人」を「専任百十六人」に、「専任千二百七十七人」を「専任千二百六十六人」に改める。

第一条ノ四中「専任千三百三人」を

「専任九百五十五人」に、「専任四百五十五人」「専任三百八十六人」に、「専任五千八百二十二」を「専任五千五百九十人」に改める。

第十一条 この勅令施行の際現に東京都、北海道庁又は府県の職員で、厚生大臣の指定する者は、地方事務官は厚生事務官に、地方技官は厚生技官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この勅令施行の際現に休職中の東京都、北海道庁又は府県の職員で厚生大臣の指

定する者は、休職のまま、前項の例により、厚生事務官又は厚生技官に任ぜられたものとする。

前二項の規定は、官吏任用の資格に関する規定の適用を妨げない。

昭和二十二年六月五日

〔三一―一五〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程の一部を次のように改正し、五月三十日から施行した。

第四十二條 職業安定局ニ左ノ五課ヲ置ク

庶務課

失業対策課

雇用安定課

補導課

資料課

第四十三條 庶務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業政策及職業関係法制ノ調査ニ関スル事項

二 公共職業安定所ノ庶務ニ関スル事項

三 職業関係職員ノ教養ニ関スル事項

四 他ノ主管ニ属セザル職業ニ関スル事項

第四十四條 失業対策課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 失業対策ニ関スル事項

二 公共事業ノ労働配置ニ関スル事項

三 公共事業ノ労働査察ニ関スル事項

四 失業應急事業ニ関スル事項

第四十五條 雇用安定課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 職業紹介其ノ他雇用安定ニ関スル事項

二 労働者ノ募集ニ関スル事項

三 労働供給事業ニ関スル事項

四 職業適性及職業指導ニ関スル事項

第四十七條を第四十八條とし、以上順次繰下げる。

第四十七條 資料課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 労働市場二関スル事項
- 二 職業二関スル資料ノ蒐集整理關スル事項

昭和二十二年六月二日

〔三一六〕内閣に設置

一 昨十日内閣に、左の規程によつて労働省設置準備委員会を設置した。

労働省設置準備委員会規程

- 第一條 労働省設置に関する準備のために、内閣に労働省設置準備委員会を置く。
- 第二條 委員会は、会長一人、及び委員若干人を以てこれを組織する。
- 第三條 会長は、國務大臣の中から、内閣総理大臣がこれを指名する。
- 第四條 委員は、内閣総理大臣がこれを委嘱する。
- 第五條 会長は会務を総理する。
- 第六條 会長に事故があるときは、会長の指名した委員が、その業務を代理する。
- 第七條 委員は、会長の指揮を承けて庶務を整理する。
- 第八條 委員は、会長の指揮を承けて庶務を整理する。
- 第九條 書記は、上司の指揮を承けて庶務に従事する。

昭和二十二年八月三十一日

〔三一七〕法律第九七号

労働省設置法

- 第一條 政府は、労働者の福祉と職業の確保とを図り以て經濟の興隆と国民生活の安定とに寄与するために、労働省を設置する。
 - 第二條 労働大臣は、労働組合、労働関係の調整、労働に関する啓蒙宣伝、労働条件、労働者災害補償、労働者災害補償保険及び労働者保護に関する事務、職業の紹介、指導、補導その他労働需給の調整に関する事務、失業対策に関する事務、失業保険に関する事務、労働統計調査に関する事務その他労働に関する事務を管理する。
 - 第三條 労働省に大臣官房及び左の五局を置く。
- 労働省

- 労働基準局
- 婦人少年局
- 職業安定局
- 労働統計調査局

第四條 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- 一 機密に関する事項
 - 二 官吏の進退身分に関する事項但し、大臣が他の部局の専管に属せしめたものを除く。
 - 三 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
 - 四 所管行政に関する調査、企画及び考査一般並びに綜合・調整に関する事項
 - 五 公文書類の接受、發送、編纂及び保存に関する事項
 - 六 經費及び収入の予算、決算、會計及び會計の監査に関する事項
 - 七 官有財産及び物品に関する事項
- 第五條 労働省においては、左の事務を掌る。
- 一 労働組合法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。
 - 二 労働関係調整法の施行に関する事項但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。
 - 三 労働に関する啓蒙宣伝に関する事項
 - 四 その他労働に関する事項で他の所管に属しないもの
- 第六條 労働基準局においては、左の事務を掌る。
- 一 賃金、労働時間及び休息に関する事項
 - 二 産業安全に関する事項
 - 三 労働衛生に関する事項
 - 四 労働者災害補償及び労働者災害補償保険に関する事項
 - 五 労働能率の増進に関する事項
 - 六 労働者の福利厚生に関する事項
 - 七 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項
 - 八 その他労働基準法の施行に関する事項その他労働条件及び労働者の保護に関する事項で他の所管に到しないもの

第七条 婦人少年局においては、左の事務を掌る。

- 一 婦人及び年少労働者に特殊の労働条件及び保護に関する事項
- 二 児童の使用禁止に関する事項
- 三 家族労働問題及び家事用人に関する事項
- 四 その他婦人及び年少労働者に特殊の労働問題に関する事項
- 五 労働者の家族問題に関する事項但し、法律に基いて他省の所管に属せしめられたものを除く。
- 六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いてその所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

第八条 職業安定局においては、左の事務を掌る。

- 一 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関する事項
- 二 失業対策に関する事項
- 三 失業保険及び失業手当に関する事項
- 四 その他職業に関する事項

第九条 労働統計調査局においては、左の事項に関する事務を掌る。

- 一 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計及び刊行
- 二 労働条件に関する定期統計及び刊行
- 三 賃金、給料その他給与に関する定期統計及び刊行
- 四 労働者生計費に関する定期統計及び刊行
- 五 職業に関する定期統計及び刊行
- 六 内外労働事情に関する資料の蒐集整理分析及び刊行
- 七 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済問題に関する調査及び刊行

第十条 労働省に産業安全研究所を置き、工場事業場における災害予防の調査研究及び工場事業場における災害予防に関する技術者の養成訓練を掌らしめる。

第十一条 労働省の部局、機関及び職員について必要な事項は、政令でこれを定める。

第十四条乃至第九条の規定にかかわらず必要があるときは政令の定めるところにより省内において部局の所管事務の一部を変更することが出来る。

第十二条 船員の労働に関する行政の重要事項について、労働省の所管行政との連絡統一を図るため、労働省に、労働部内及び運輸省部内の関係を以つて組織する船員労働連絡会議を置く。

船員労働連絡会議について必要な事項は、労働大臣が運輸大臣と協議してこれを定める。

附則

第十三条 この法律の施行期日は、その成立の日から二十日を超えない期間において、政令で、これを定める。

第十四条 厚生省官制の一部を次のように改正する。

第一条中「勤労」を削り、「社会保険」の下に「(労働省ノ所管ニ属スル事項ヲ除ク)」を加える。

第三条中「九局」を「六局」に改め、労働基準局を削る。

第七条 削除

第七条ノ二及び第七条ノ三を削る。

第八条第一号中「国民健康保険及労働者災害扶助責任保険」を「国民健康保険」に改める。

第二十二条 削除

第十五条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第百条の二 労働省の婦人少年局長は、労働大臣の指揮監督を受けてこの法律中女子及年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については労働基準局長及びその下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

婦人少年局長は自らその指定する所属官吏をして女子及び年少者に関し労働基準局若しくはその下級の官庁又はその所属官吏の行った監督その他に関する文書を閲覧し又は閲覧せしめることができる。

第百一条第一項及び第四項並びに第百五条の規定は、婦人少年局長又はその指定する所属官吏がこの法律中女子及び年少者に特殊の規定の施行に關して行う調査の場合にこれを準用する。

第百二十条第一号中「第百五条乃至第百九条」を「第百五条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。乃至第百九条)」に改め、同条第四号中「第百」条」を「第百一条(第百条の二第三項において準用する場合を含む。)」に、

「労働基準監督官」を「労働基準監督官又は婦人少年局長若しくはその指定する所属官吏」に改める。

昭和二十二年八月三十一日

〔三十一八〕政令第一七三号

労働省設置法施行令

第一条 労働省に左の職員を置く。

政務次官

一人 一級

次官

一人 一級

参与官

一人 一級

局長

秘書官

専任一人 二級

労働事務官

専任四人 一級

専任百十二人 二級

専任二百二十人 三級

労働技官

専任三十七人 二級

専任三十四人 三級

労働教官

専任一人 二級

労働基準監督官

専任二人 一級

専任五十人 二級

専任五十五人 三級

労働基準監督官に関するものを除く外、前項の職員の所管事項及び補職については、各省職員の例による。

第二条 前条の職員の外、内閣総理大臣は、労働大臣の申出により、関係各庁の一級又は二級の官吏の中から、事務官を命ずることができる。

第三条 省務に参与させるために、労働省に参与を置くことができる。

参与は労働大臣の申出により、関係各庁の一級官吏及び学識経験あるものの中から、内閣総理大臣がこれを命ずる。

学識経験ある者の中から命ぜられた参与の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合には、任期中これを解任することを妨げない。

参与は、一級官の待遇とする。但し、本官を有する者については、本官の受ける待遇による。

第四条 専門の事項を調査させるために、労働省に専門委員を置くことができる。

専門委員は、学識経験ある者の中から、労働大臣が、これを命ずる。

専門委員の任期は、二年とする。但し、特別の事由がある場合には、任期中これを解任することを妨げない。

第五条 産業安全研究所に所長を置く。二級の労働技官を以て、これに充てる。

第六条 大臣官房及び各局の分課は、労働大臣がこれを定める。

各課に課長を一人置く。課長は、一級又は二級の労働事務官、労働技官又は労働基準監督官を以て、これに充てる。

課長は、上官の命を受けて課務を掌る。

附則

第七条 この政令は、労働省設置法施行の日から、これを施行する。

第八条 厚生省官制の一部を、次のように改正する。

第十条 厚生省ニ左ノ職員ヲ置く。

厚生事務官

専任四人 一級

専任二百九十人 二級

専任千二百八十八人 三級

厚生技官

専任三人 一級

専任二千六十三人 二級

内二十八人ヲ一級ト為スコトヲ得

専任六百九人 三級

第十一条中「前條」を「第十條」に改める

第二十一條 削除

第九條 厚生部内臨時職員設置制の一部を、次のように改正する。

第四條 削除

第十條 内閣官房及び法制局職員等設置制の一部を、次のように改正する。

第八條中「六人」を「五人」に改める。

第十一条 この政令施行の際、現に厚生省職員の職にある者で、厚生省の労政局、職業安定局又は産業安全研究所に属する者は、別に辞令を發せられないときは、厚生事務官は労働事務官に、厚生技官は労働技官に、厚生教官は労働教官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この政令施行の際、現に厚生省職員の職にある者で、厚生省労働基準局に属する者又は厚生省保険局に属し、労働者災害扶助責任保険に関する事務に従事する者は、別に辞令を發せられないときは、労働大臣の指定するところにより、労働基準監督官又は労働事務官に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

第十二條 この政令施行の際、現に休職中の厚生省職員で休職となった際、厚生省の労政局、職業安定局（勤労局を含む。）又は産業安全研究所に属していた者は、別に辞令を發せられないときは、休職のまま、前条第一項の例により、労働省職員に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

この政令施行の際、現に休職中の厚生省職員で、休職となった際、厚生省労働基準局に属していた者又は厚生省保険局に属し労働者災害扶助責任保険に関する事務に従事していた者は、別に辞令を發せられないときは、休職のまま、前条第二項の例により、労働省職員に、同級及び同俸給を以て任ぜられたものとする。

昭和二十二年八月三十一日

〔三十一九〕政令第一七四号

労働基準監督機関官制

第一条 労働省設置法施行令第一条に規定する職員のうち、労働基準局の職員の定員

は、次の通りとする。

労働基準監督官

専任二人 一級

専任五十四人 二級

専任六十一人 三級

労働事務官

専任二人 二級

専任二十二人 三級

第二条 労働省労働基準局長は、一級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

第三条 都道府県労働基準局は、労働基準法第百条第三項に規定する事項の外、次に掲げる事項を掌る。

一 労働者災害補償保険法の施行に関する事項

二 労働能率の増進に関する事項

三 労働者の福利厚生に関する事項

四 貸金その他労働条件及び労働者生計費に関する統計に関する事項

都道府県労働基準局長は、前項第四号に掲げる事項のうち、労働省労働統計調査局の所掌に係る事項については、労働省労働統計調査局長の指揮監督を受けるものとする。

第四条 都道府県労働基準局の位置は、都道府県庁の所在地とする。但し、やむを得ない事由がある場合には、労働大臣が別にその位置を定めることができる。

都道府県労働基準局の管轄区域は、都道府県の区域とし、その名称は、当該都道府県の名を冠する。

第五条 都道府県労働基準局の職員は、通じて、次の通りとする。

労働基準監督官

専任八人 一級

専任三百八十九人 二級

専任六百七十五人 三級

労働事務官

専任八人 二級

専任四百六十一人 三級

各都道府県労働基準局の職員は、労働大臣が予算の範囲内でこれを定める。

第六条 都道府県労働基準局長は一級又は二級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

第七条 労働基準監督署の位置、名称及び管轄区域は、労働大臣が命令でこれを定める。

第八条 労働基準監督署の職員の定員は、通じて、次の通りとする。

労働基準監督官

専任六百七十一人 二級

専任六百二十人 三級

労働事務官

専任五百八十六人 三級

各都道府県労働基準局の管轄区域内における労働基準監督署の職員の定員の総数は、労働大臣が予算の範囲内でこれを定める。

各労働基準監督署の職員の定員は、労働省労働基準局長の承認を経て、都道府県労働基準局長がこれを定める。

第九条 労働基準監督署長は、二級の労働基準監督官を以てこれに充てる。

第十条 三級の労働基準監督官の任用及び叙級は、労働基準監督官試験に合格した者について、これを行う。

第十一条 労働基準監督官試験に関する事務は、労働基準監督官試験委員がこれを管掌する。

労働基準監督官試験委員は、労働大臣の監督に属する。

第十二条 労働基準監督官試験は、毎年一回以上これを行う。その期日及び場所は、予め官報その他の方法により、これを公告する。

第十三条 労働基準監督官試験は、筆記試験及び口述試験とする。

第十四条 筆記試験は、次の六科目について、これを行う。

一 憲法

二 労働基準法

三 産業安全

四 労働衛生

五 外国語、世界歴史、民法、刑法、行政法、労働法、経済学、企業経営論、心理学、社会政策、保険学、統計学、数学、機械工学、電気工学、化学、土木工学、建築学、採鉱冶金学、生理学、病理学、衛生学及び薬学のうちより、受験者が予め選択する二科目

外国語及び労働法の範囲は、労働大臣がこれを定める。

第十五条 口述試験は、前条第一項第一号乃至第四号に掲げる科目うちより、受験者

が予め選択する二科目についてこれを行い、併せて労働基準監督官としての一般的適性を考查する。

第十六条 旧専門学校令による専門学校卒業業者又はこれと同等以上の学力を有する者で、一年以上労働行政、労務管理、労働関係、産業安全又は労働衛生に関する業務に従事した経験のある者に対しては、労働基準監督官試験委員の議を経て、労働基準監督官試験の一部を免除することができる。

第十七条 労働基準監督官試験の合格者は、労働基準監督官試験委員の議定する方法によって、これを定める。

第十八条 労働基準監督官試験の細則及び労働基準監督官試験委員に関する事項は、労働大臣がこれを定める。

第十九条 二級の労働基準監督官の任用及び叙級は、三年以上三級の労働基準監督官の職にあった者について、これを行う。

第二十条 一級の労働基準監督官の任用及び叙級は、八年以上二級の労働基準監督官の職にあった者について、これを行う。

第二十一条 一級又は二級の労働基準監督官の任用及び叙級は、前二条の規定にかかわらず、官吏任用叙級令の規定によって一級又は二級の事務官吏又は技能官吏となる資格のある者であつて、労働基準監督官試験に合格した者について、これを行うことができる。

第二十二条 労働基準監督官の任免、叙級等の身分上の事項に関する手続については、一般官吏の例による。

第二十三条 都道府県労働基準局又は労働基準監督署に属する三級の労働事務官の任免、叙級等の身分上の事項に関する事項は、都道府県労働基準局長がこれを行う。

第二十四条 労働基準委員会は、労働大臣の所轄に属し、労働省に置く労働基準委員会は中央労働基準委員会、都道府県労働基準局に置く労働基準委員会は地方労働基準委員会という。

地方労働基準委員会には、当該都道府県労働基準局の名を冠する。

第二十五条 中央労働基準委員会の委員は、二十一人とし、労働大臣がこれを委嘱する。

地方労働委員会の委員は、十五人とし、都道府県労働基準局長がこれを委嘱する。

第二十六条 労働基準委員会の委員の任期は、一年とする。

委員が衆議院議員選挙法第六条の規定により被選挙権を有しなくなった場合、労働基準委員会に出席することができなくなった場合又は労働基準委員会の決議によ

る議事その他に関する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解嘱することができる。但し、委員が労働基準委員会の決議による議事その他に関する定にしばしば違反したことを理由として解嘱する場合には、当該委員を除く他の委員の同意を得なければならない。

委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十七条 労働基準委員会に会長を置く。会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選挙された者が、会長の職務を代理する。

第二十八条 労働基準委員会は、会長が委員に対し適当な方法で通知をしてこれを召集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

労働基準委員会は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三分の一以上が出席しなければ、議事を聞き議決をすることができない。

労働基準委員会の会長は、労働大臣又は都道府県労働基準局長の求があつた場合には、一週間以内に労働基準委員会を召集しなければならない。

第二十九条 労働基準委員会に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、会長の同意を得て、労働大臣又は当該都道府県労働基準局長がこれを委嘱する。

幹事は会長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第三十条 関係官吏は、会長の許可を受けて会議に出席し、意見を述べることができ

る。

第三十一条 労働基準委員会の委員、幹事若しくは書記又はこれらの職にあつた者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第三十二条 労働基準監督官分限委員会は、労働大臣の所轄に属し、九人の委員でこれを組織する。

労働基準監督官分限委員会の委員は、中央労働基準委員会の労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の中から各別に互選された者について各々一人、一級、二級及び三級の労働基準監督官の中から各々一人並びに官吏分

限令の適用を受ける一般官吏の中から三人を、労働大臣が委嘱する。

第三十三条 労働基準監督官分限委員会に会長を置く。会長は、中央労働基準委員会の公益を代表する委員の中から委嘱された委員がこれにあたる。

会長に事故がある場合には、労働大臣の指定する委員が会長の職務を代理する。

第三十四条 労働基準監督官分限委員会は、委員の三分の二以上又は中央労働基準委員会の委員の中から委嘱された委員、労働基準監督官の中から委嘱された委員及び一般官吏の中から委嘱された委員各々一人以上が出席しなければ、議事を聞き議決をすることができない。

労働基準監督官分限委員会の会長は、労働大臣の求があつた場合には、五日以内に、労働基準監督官分限委員会を召集しなければならない。

第三十五条 第二十六条、第二十七条第二項、第二十八条第一項及び第三項並びに第二十九条乃至第三十一条の規定は、これを労働基準監督官分限委員会に準用する。

附則

第三十六条 この政令は、昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

第三十七条 都道府県労働基準局官制は、これを廃止する。

(編注 以下略)

昭和二十二年九月一日

(三二〇) 官報彙報

労働省分課規程

労働省分課規程を次のように制定する。(一日より施行)

労働省分課規程

第一条 大臣官房に左の三課を置く。

秘書課

総務課

會計課

第二条 秘書課においては左の事項を掌る。

- 一 官吏の進退身分及賞罰に関する事項
- 二 官吏の服務に関する事項
- 三 恩給に関する事項
- 四 叙位叙勲及褒章に関する事項

- 五 儀式礼典に関する事項
- 六 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- 七 機密に関する事項

前項第一号及び第二号については、大臣が他の部局の専管に属せしめたものを除く。

第三条 総務課においては左の事務を掌る。

- 一 所管行政の総合調整に関する事項
- 二 所管行政に関する調査審議企画一般に関する事項
- 二 所管行政に必要な資材に関する事項
- 四 所管行政の考査一般に関する事項
- 五 文書の接受、発送、編纂及び保存に関する事項
- 六 成案文書の審査及び進達に関する事項
- 七 官報掲載に関する事項
- 八 各局課の主管に属しない事項

第四条 会計課においては左の事務を掌る。

- 一 経費及び諸収入の予算決算並びに会計に関する事項
- 二 会計の監査に関する事項
- 三 国有財産及び物品に関する事項
- 四 営繕に関する事項
- 五 省中取締に関する事項
- 六 用人の進退及び監督に関する事項
- 七 労働省職員共済組合に関する事項
- 第五条 大臣官房に審査委員を置く。
- 審査委員は、法令その他重要な事項を審査する。
- 第六条 労政局に左の三課を置く。

労政課

労働組合課

労働教育課

第七条 労政課においては左の事務を掌る。但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項を行うことを妨げるものではない。

- 一 労働組合及び労働関係に関する労働行政の企画及び調整に関する事項

- 二 労働組合法及び労働関係調整法に基く行政庁の職権に関する事項
- 三 労働組合及び労働関係に関する法令の調査研究に関する事項
- 四 労働組合法及び労働関係に関する行政に従事する職員の任免及び監督の一般的基準に関する事項
- 五 労働組合法及び労働関係調整法の施行に関し法令の定めるところによる同委員会の職務に対する援助及び協力に関する事項
- 六 その他の所管に属しない労働に関する事項

第八条 労働組合課においては左の事務を掌る。但し、労働委員会が法律に基いてその職務に属せしめられた事項及び同委員会に繋属中の労働争議に関する情報の蒐集分析を行うことを妨げるものではない。

- 一 労働協約及び労働協約の実施に関する情報及び資料の蒐集、分析に関する事項
- 二 労働組合、労働組合同規約並に労働組合の組織及び活動に関する情報の蒐集、分析に関する事項
- 三 使用者団体及びその活動及び規約に関する情報の蒐集、分析に関する事項
- 四 団体交渉及び労働協約並びに労働組合、使用者団体及びその活動に関する資料の教育及び啓蒙のための利用促進についての一般方策の樹立に関する事項

第九条 労働教育課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合及び労働関係に関する教育及び啓蒙のための資料の整備及び啓蒙に関する事項
- 二 前号に掲げるものの外労働組合及び労働関係に関する教育及び啓蒙に関する事項
- 三 労働組合及び労働関係に関する行政に従事する職員の教養訓練に関する事項
- 四 労働組合、使用者団体の行う労働教育その他の労働に関する民主的活動助成に関する事項

第十条 労働基準局に左の六課を置く。

監督課

労災保険課

安全課

衛生課

給与課

鉱山課

第十一条 監督課においては左の事務を掌る。

- 一 工場其の他施設における労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事項
- 二 一般労働者の労働条件に関する事項
- 三 労働者の福利厚生に関する事項
- 四 労働基準法の施行に関する事務に従事する職員の教養訓練に関する事項
- 五 労働基準官署の指揮監督の総合調整及び人參、予算その他事務に関する事項
- 六 その他他の主管に属しない労働基準法の施行に関する事項

第十二条 労災保険課においては左の事務を掌る。

- 一 労働者災害補償に関する事項
- 二 労働者災害補償保険及び労働者災害補償保険特別会計に関する事項

第十三条 安全課においては左の事務を掌る。

- 一 産業安全及び災害予防に関する事項
- 二 労働能率の増進に関する事項
- 三 公害の防止に関する事項
- 四 産業安全研究所に関する事項

第十四条 衛生課においては左の事務を掌る。

- 一 労働環境・衛生に関する事項
- 二 職業病其の他職業疾患に関する事項
- 三 労働者の保険に関する事項
- 四 その他労働衛生に関する事項

第十五条 給与課においては左の事務を掌る。

- 一 賃金、給料其の他給与に関する政策の樹立運営に関する事項
- 二 労働基準法中賃金、給料その他給与に関する規定の制定、改廃及び解釈その他施行に関する事項
- 三 賃金委員会に関する事項
- 四 公共事業労働者の賃金に関する事項
- 五 賃金、給料その他給与に関する雇用主及び労働者に対する援助助言に関する政策の樹立運営に関する事項
- 六 労働者用物資に関する事項

第十六条 鉱山課においては左の事務を掌る。

- 一 鉱山における労働条件及び労働者の保護に関する監督及び鉱山労働者に特殊の労働条件に関する事項。但し、賃金、給料その他給与に関する事項を除く。
- 二 鉱山における産業安全、災害予防、労働能率の増進及び公害の防止に関する事項

三 鉱山労働者用物資に関する事項

第十七条 婦人少年局に左の三課を置く。

- 婦人労働課
- 年少労働課
- 婦人課

第十八条 婦人労働課においては左の事務を掌る。

- 一 労働基準法中女子に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項
- 二 労働基準法中女子に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関する事項
- 三 家族労働問題及び家事使用人に関する事項
- 四 婦人労働者問題に関する調査に関する事項
- 五 婦人労働者問題に関するラジオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関する事項
- 六 局中他課と連絡して行う地方駐在職員に対する一般的指揮監督及び統轄に関する事項
- 七 その他婦人労働者に特殊の問題に関する事項

第十九条 年少労働課においては左の事務を掌る。

- 一 労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項
- 二 労働基準法中年少者に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関する事項
- 三 児童の使用禁止及びその規定に関する事項
- 四 年少労働者問題に関する調査に関する事項
- 五 年少労働者に関するラジオ、映画その他による刊行発表の資料整備に関する事項
- 六 その他年少労働者に特殊の問題に関する事項

第二十条 婦人課においては左の事務を掌る。

一 婦人の地位向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関する事項。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いてその所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。

二 労働者の家族問題に関する事項。但し、法律に基いて他省の所管に祠せしめられたものを除く。

三 婦人の地位向上その他婦人問題及び労働者の家族問題に関するラジオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関する事項

第二十一条 職業安定局に左の五課及び一室をおく。

庶務課

失業対策課

雇用安定課

職業補導課

労働市場調査課

監察室

第二十二条 庶務課においては左の事務を掌る。

一 職業安定に関する法令の調査及び企画に関する事項

二 都道府県及び公共職業安定所の予算に関する事項。但し、職業補導計画の予算を除く。

三 公共職業安定所の人事その他の庶務に関する事項

四 職業安定行政に従事する職員の教養訓練に関する事項

五 職業安定諮問委員会に関する政策の樹立運営に関する事項

六 他の所管に属しない職業安定に関する事項

第二十三条 失業対策課においては左の事務を掌る。

一 失業者のための雇用機会造出に関する企画についての経済安定本部その他の官庁との連絡に関する事項

二 失業対策に関する政策の樹立に関する事項

三 失業対策としての公共事業に関する政策の樹立運営に関する事項

四 公共事業における失業者の募集政策の樹立に関する事項

五 公共事業における失業者吸収及び就労状況の査察に関する事項

六 失業保険及び失業手当に関する政策の樹立運営に関する事項

七 失業応急事業その他前各号に関連する失業救済措置に関する事項

第二十四条 雇用安定課においては左の事務を掌る。

一 公共職業紹介業務の企画運営に関する事項

二 重要産業における労働者募集計画の企画及び監督に関する事項

三 地方及び都道府県の労働移動及び職業開拓に関する政策の樹立及び行政の運営に関する事項

四 民間職業紹介事業及び労働者募集事業の許可及び監督に関する政策の樹立及び行政の運営に関する事項

五 有料労務供給事業の禁止並びに無料労務供給事業の許可及び監督に関する事項

六 公共職業安定所における職業指導、職業適性検査その他職業相談計画の樹立に関する事項

七 雇用に関する使用主への援助助言に関する政策の樹立運営に関する事項

第二十五条 職業補導課においては左の事務を掌る。

一 職業補導計画（共同作業施設を含む、以下同じ。）の樹立及び監督に関する事項

二 職業補導計画の実施に関する基準の設定その他必要な援助に関する事項

三 職業補導に関する他の官庁との連絡に関する事項

四 職業補導に関する使用主への技術的援助に関する事項

第二十六条 労働市場調査課においては左の事務を掌る。

一 局内における統計調査方法の調整及び労働統計調査局その他関係統計調査部局との連絡に関する事項

二 局内における統計報告の企画及び統制に関する事項

三 労働市場調査及び職業分析に関する計画及び方法の樹立に関する事項

四 労働市場調査、職業分析その他の報告に関する事務に従事する都道府県及び公共職業安定所の職員の教養訓練についての援助に関する事項

五 労働市場調査、職業安定行政及び職業安定事業に関する全国的資料の集計、分析及び刊行に関する事項

六 失業保険に関する統計的調査の企画及び援助に関する事項

七 職業補導に関する統計的調査の企画及び援助に関する事項

第二十七条 監察室においては公共職業安定所の監察に関する事項を掌り、その事務は、職業安定局長が、これを掌握する。

監察室に公共職業安定所監察員（以下監察員という。）を置き、職業安定局に勤務する二級の労働事務官又は労働技官の中から、労働大臣が、これを命ずる。

監察員は、公共職業安定所における第一線行政が中央の定めた基準及び政策に一致して運営されて居るかどうかの实地について、その業務の執行状況を査察することを本旨とし、兼ねて綱紀の張弛を検明するものとする。

職業安定局長は、監察室の庶務に従事させるために、職業安定局に勤務する三級の労働事務官の中から監察室付を命ずる。

第二十八条 労働統計調査局に左の四課を置く。

庶務課

雇用統計調査課

賃金調査課

労働経済課

第二十九条 庶務課においては左の事務を掌る。

一 局中及び省の内外における統計調査の企画及び連絡調整に関する事項

二 統計調査に関し外国労働関係機関との連絡及び情報の交換に関する事項

三 国内及び国外の労働立法、労働行政、労働機構その他労働問題に関する資料の蒐集、分類、分析に関する事項

四 労働経済及び労働統計調査に関する定期及び特別の刊行に関する事項

五 労働に関する統計調査の新聞発表その他公表に関する事項

六 労働統計調査に従事する職員の教養訓練に関する事項

七 労働に関する統計調査の現業官署及び職員の査察に関する事項

第三十条 雇用統計調査課においては左の事務を掌る。

一 雇用及び失業に関する定期統計の蒐集、整理、集計に関する事項

二 全国にわたる雇用、失業及び労働力の分析に関する事項

三 労務異動、欠勤率及び採用解雇に関する人事関係事項の分析に関する事項

四 その他前三号に関係ある調査に関する事項

第三十一条 賃金調査課においては左の事務を掌る。

一 賃金、給料その他給与に関する定期統計の蒐集、整理、分析に関する事項

二 賃金構成の研究に関する事項

三 生産コストとしての賃金に関する調査に関する事項

四 その他給与に関する統計調査に関する事項

第三十二条 労働経済課においては八の事務を掌る。

一 労働者の生計費及び家計費に関する定期統計の蒐集、整理、分析に関する事項

二 労働者生活水準に関する定期統計に関する事項

三 消費組合その他共同購入制に関する統計調査に関する事項

四 その他前三号に関係ある統計調査に関する事項

五 安全、災害及び労働衛生並に労働者災害補償その他労働条件に関する報告、

統計の整理、分析に関する事項

六 労働組合、労働争議その他労働関係に関する報告、統計の整理、分析に関する事項

七 労働時間に関する資料の整理、分析に関する事項

八 他局の所管に属しない労働に関する長期の調査計画の樹立に関する事項

九 関係局との協力による前号の調査計画の企画及び実施に関する事項

昭和二十二年九月三日

〔三―二一〕労働省労政局決定

労働者教育諮問委員会設置要綱

労働運動の健全なる発展を期するためには、関係労働者に対し、労働問題に関する教育の普及徹底を図ることが緊要である。よって左の要領により労働者教育諮問委員会を設け、関係者の意見を民主的に聴取尊重しこれに関する労働省の施策の樹立遂行に遺憾なきを期するものとする。

第一、構成

一、委員

委員は十四名とし、内七名は関係労働組合の推薦により、七名は学識経験者中より労働大臣がこれを委嘱する。

二、会長

委員会に会長を置く。会長は労働大臣を以て充てる。会長は会務を総理する。

三、常任委員

委員会に常任委員若干名を置く。常任委員は委員がこれを互選する。常任委員は、常時会長を補佐し会務を処理する。

第二、審議事項

委員会は労働者の教育に関する施策につき労働大臣より諮問した事項を審議し、答申するものとする。

前項の外委員会は労働者の教育に関し労働大臣に意見を建議することが出来る。

第二、運 営

一、召 集

委員以会は会長がこれを召集する。

二、決 議

議事は出席委員の多数決によってこれを決定する。

決議には委員の要求があつたとき、その他会長が必要と認めるときは、少数意見を附するものとする。

三、意見の開陳

関係官吏は会議に出席し、その意見を述べることが出来る。

四、その他

その他委員会の運営につき必要な細目事項は会長が委員会に諮つてこれを決定する。 『行政二』

昭和二十二年九月八日

〔三一―二二〕官報彙報

厚生省分課規程中改正

厚生省分課規程の一部を次のように改正して、九月一日から施行した。

第二十五条第二号中「但シ職業安定局所管ニ属スルモノヲ除ク」を削る。

第三十条乃至第四十七条及び第五十条第二号を削り、同条第三号を第一号とし、

同号中「及労働者災害扶助席に保険特別会計」を削る。

第四十八条を第三〇条とし、以下順次繰り下げる。

昭和二十二年一〇月三十一日

〔三一―二三〕政令第二二〇号

技能者養成委員会官制

第一条 技能者養成委員会は、労働大臣の監督に属し、その諮問に依りて、労働基準法（以下法という。）第七十条の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者

の養成に関する重要事項を調査審議する。

第二条 技能者養成委員会の委員は、十五人とする。

第三条 技能者養成委員会の委員の任期は、一年とする。

委員が衆議院議員選挙法第六条の規定により被選挙権を有しなくなった場合、技能者養成委員会に出席することができなくなった場合又は技能者養成委員会の決議による議事その他に関する定にしばしば違反した場合には、前項の規定にかかわらず、任期中これを解雇することができる。但し、委員が技能者養成委員会の決議による議事その他に関する定にしばしば違反したことを理由として解雇する場合には、当該委員を除く他の委員全員の同意を得なければならない。

委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四条 技能者養成委員会に会長を置く。会長は、公益を代表する委員の中から、委員がこれを選挙する。

会長は、会務を総理する。

会長に事故がある場合には、第一項の規定に準じて選挙された者が、会長の職務を代理する。

第五条 技能者養成委員会は、会長が委員に対して適当な方法で通知をしてこれを召集し、その議事は、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数である場合には、会長の決するところによる。

技能者養成委員会は、委員の三分の二以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各々三分の一以上が出席しなければ、議事を開き議決をすることができない。

技能者養成委員会の会長は、労働大臣の求があつた場合は、一週間以内に技能者養成委員会を召集しなければならない。

第六条 技能者養成委員会は、その議決によつて、専門委員会を設けることができる。

専門委員会は、特定の技能者の養成に関する事項について、技能者養成委員会の所掌事項を分掌し、その意見を技能者養成委員会に提出するものとする。

専門委員会は、その任務が終了した場合は、技能者養成委員会の議決によつてこれを廃止する。

専門委員会の専門委員の数は、一専門委員会につき九人以内とし、その委嘱については、法第七十四条第二項の規定を準用する。

第七条 第三条第二項、第四条並びに第五条第一項及び第二項の規定は、これを専門委員会及び専門委員に準用する。

第八条 関係官吏は、会長の許可を受けて技能者養成委員会又は専門委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

第九条 技能者養成委員会に幹事及び書記を置く。

幹事及び書記は、関係各面の官吏の中から、労働大臣がこれを命ずる。

幹事は、会長の指揮を受けて、庶務を整理する。

書記は、上司の指揮を受けて、庶務に従事する。

第十条 技能者養成委員会の委員、専門委員、幹事若しくは書記又はこれらの職におつた者は、その職務上知り得た他人の業務に関する秘密を漏らしてはならない。

附則

この政令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

昭和二十二年十一月二十九日

〔三十二四〕官報彙報

労働省分課規程中改正

労働省分課規程の一部を次のように改正して、十一月二十二日から施行した。

第二十一条 職業安定局に左の六課及び一室を置く。

庶務課

失業対策課

失業保険課

雇用安定課

職業補導課

労働市場調査課

観察室

第二十三条中第六号を削り、第七号を第六号とする。

第二十三条の二 失業保険課においては左の事務を掌る。

一 失業保険及び失業手当に関する事項

二 失業保険その他これに関連する事項に関する法令の調査及び企画に関する事項

三 失業保険特別会計に関する事項

昭和二十三年四月二十八日

〔三二二五〕政令第九一号

労働省設置法施行令の一部改正

第一条 労働省設置法施行令の一部を、次のように改正する。

第一条第一項労働事務官の部中「専任百二十五人 二級」を「専任百二十七人 二級」に、「専任三百六十六人 三級」を「専任三百六十九人 三級」に、同条同項労働基準監督官の部中「専任五十四人 二級」を「専任六十二人 二級」に、「専任六十一人 三級」を「専任六十二人 三級」に改める。

第二条 労働基準監督機関官制の一部を、次のように改正する。

第一条労働基準監督官の部中「専任五十四人 二級」を「専任六十二人 二級」に、「専任六十一人 三級」を「専任六十二人 三級」に、同条労働事務官の部中「専任二人 二級」を「専任四人 二級」に、「専任二十二人 三級」を「専任二十五人 三級」に改める。

第五条中第一項労働基準監督官の部中「専任三百八十九人 二級」を「専任四百八十二人 二級」に、「専任六百七十五人 三級」を「専任六百八十八人 三級」に、同条同項労働事務官の部中「専任五百九十九人 三級」を「専任六百二十九人 三級」に改める。

第八条第一項労働基準監督官の部中「専任六百二十人 三級」を「専任七百四十六人 三級」に、同条同項労働事務官の部中「専任八百七十五人 三級」を「専任九百三十八人 三級」に改める。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年七月一日

〔三二二六〕労働省訓令第十号

労働安定組織における監察に関する件

職業安定組織における監察に関する件を次のように定める。

職業安定組織における監察に関する件

第一条 都道府県及び公共職業安定所における職業安定行政の監察を掌らせるために、労働省職業安定局に中央監察官を、公共職業安定所における職業安定行政の監察を掌らせるために、都道府県に地方監察官を置く。

第二条 中央監察官は、労働省職業安定局に勤務する二級の労働事務官の中から、労働大臣がこれを命じ、地方監察官は、都道府県職業安定主務課に勤務する二級又は三級の地方事務官の中から、都道府県知事がこれを命ずる。

第三条 監察は、都道府県又は公共職業安定所における職業安定行政が国の定めた政策及び基準に合致して行われているかどうかを实地について査察検明することを本旨とする。

第四条 中央監察官は、左に掲げる職務を行う。

一 都道府県における職業安定行政の執行状況をその实地について監察すること
二 地方監察官に対し、その職務遂行を円滑にさせるために必要な資料の提供、その他の援助を与えること

三 地方監察官から必要な監察報告を徴し、公共職業安定所における職業安定行政の執行状況を常時的確に把握すること

四 必要に応じ、公共職業安定所における職業安定行政の執行状況を实地について監察すること

第五条 地方監察官は、その所属する都道府県内の公共職業安定所における職業安定行政の執行状況を、その实地について監察することを職務とする。

第六条 中央監察官及び地方監察官は、監察の計画を定め、それぞれ労働大臣又は都道府県知事の承認を得たのち監察を行い、監察を終えたときにその結果を報告するものとする。

第七条 監察官の職務の分担その他監察官の職務執行について必要な事項は、労働省職業安定局長がこれを定める。

附則

この訓令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十三年八月一六日

〔三一―二七〕官報彙報

労働省分課規程の一部改正

労働省分課規程の一部を次のように改正し、昭和二十三年八月十三日からこれを施行した。

第十條中「六課」を「七課」とし、「監督課」の前に「庶務課」を加え、「労災保険課」を「労災補償課」に、「衛生課」を「労働衛生課」に改める。

第十條の二 庶務課においては左の事務を掌る。

一 労働基準官署の人事、予算、庁舎その他の政務に関する事項
二 労働基準監督官試験に関する事項

三 労働基準法の施行に関する事務に従事する職員の教養訓練に関する事項
四 労働基準監督官分限委員会に関する事項
五 その他他の所管に属しなし事項

第十一條 監督課においては、左の事務を掌る

一 工場事業場の監督に関する事項
二 一般労働者の労働条件に関する事項
三 労働者の福利厚生に関する事項

四 工場事業場の監督に関し労働基準官署に対する指揮監督に関する事項及びその他の事項に関し労働基準官署に対する指揮監督の総合調整に関する事項

五 労働時間、休憩、休日、年次有給休暇等他の所管に属しない労働基準法の施行に関する事項その他労働条件及び労働者の保護に関する事項

六 労働基準委員会に関する事項
第十二條中「労災保険課」を「労災補償課」に改める。

第十四條中「衛生課」を「労働衛生課」に改める。

昭和二十三年一〇月二六日

〔三一―二八〕官報彙報

労働省分課規程の一部改正

労働省において労働省分課規程の一部を次のように改正し、昭和二十三年十月十九日からこれを施行する。

第六條 労政局に左の四課を置く。

庶務課

労働法規課

労働組合課

労働教育課

第六條の二 庶務課においては左の事務を掌る。

一 労政局の庶務に関する事項
二 労政に従事する職員の任免に関する事項

- 三 労政に従事する職員の教養訓練に関する事項
 - 四 労政に養する予算に関する事項
- 第七条 労働法規課においては左の事務を掌る。

- 一 労政に関する一般的企画及び調整に関する事項
- 二 労政及び労働関係の調整に関する法令の調査及び研究に関する事項
- 三 労働組合法及び労働関係調整法に定められた行政庁の職権の行使に関する事項
- 四 労働委員会が法令の定めるところにより独立して行う職務以外の職務に対する管理及び労働委員会に対する援助及び協力に関する事項

第八条 労働組合課においては左の事務を掌る。

- 一 労働組合の組織運営及び活動に関する資料の蒐集及び分析に関する事項
- 二 団体交渉、労働協約及び労働協約の運営に関する資料の蒐集及び分析並びに指導に関する事項
- 三 使用者及び使用者団体の活動に関する資料の蒐集及び分析並びに指導に関する事項
- 四 労働組合の共済福祉に関する企画及びその実施に関する事項

第九条 労働教育課においては左の事務を掌る。

- 一 労働運動に関する教育及び啓蒙に関する事項
- 二 労働運動に関する教育及び啓蒙のための資料の整備及び刊行に関する事項
- 三 労働組合、使用者団体の行う労働教育及びその他の労働に関する自主的活動の助成に関する事項

昭和二十三年一月一日

〔三十二九〕労働省令第三四号

身体障害者公共職業補導所の設置

職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第二十七条第二項の規定に基き、身体障害者公共職業補導所を次のように設置した。

名 称	位 置	設置年月日
東京身体障害者	東京都北多摩郡	昭和二十三年
公共職業補導所	小平町小川二二六四	八月一日
大阪身体障害者	堺市旭ヶ丘	昭和二十三年
公共職業補導所	二九五	四月一日

福岡身体障害者 小倉市三萩野 同
公共職業補導所 一〇六五

昭和二十三年一月一日

〔三十三〇〕政令第三四九号

職業安定連絡委員会令

内閣は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第五十三条の規定を実施するため、この政令を制定する。

第一条 職業安定法第五十三条の規定に基き、労働省に、職業安定連絡委員会（以下委員会という。）を設置する。

2 委員会は、労働大臣の監督に属する。

第二条 委員会においては、左に掲げる事項を行う。

一 職業紹介、職業指導、職業補導及び労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の連絡調整を図ること。

二 國民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議すること。

三 その他前二号に関連して、労働大臣が必要と認める事項。

2 委員会は、職業安定機関その他の関係官庁の行政に關與するものでない。

第三条 委員会は、会長副会長各一人及び委員三十人以内で組織する。

2 会長は、労働大臣をもって充てる。

3 副会長は、労働省職業安定局長をもって充てる。

4 委員は、労働省部内及び関係官庁部内の一級又は二級の官吏の中から、労働大臣が命じ、又は委嘱する。

第四条 委員会は、三箇月に一回以上、会長が招集する。

第五条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

第六条 委員会の庶務は、労働省職業安定局においてつかさどる。

第七条 この政令に定めるものを除く外、委員会に關して必要な事項は、労働大臣が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十四年五月三十一日

〔三一三一〕法律第一六二号

労働省設置法改正

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 本省

第一節 内部部局（第五条―第十条）

第二節 附属機関（第十一条―第十三条）

第三節 地方支分部局（第十四条―第十九条）

第一款 都道府県労働基準局（第十五条・第十六条）

第二款 労働基準監督署（第十七条）

第三款 公共職業安定所（第十八条・第十九条）

第三章 外局（第二十条）

第四章 職員（第二十一条・第二十二条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、労働省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二号）第三条第二項の規定に基いて、労働省を設置する。

2 労働省の長は、労働大臣とする。

（労働省の任務）

第三条 労働省は、労働者の福祉と職業の確保とを図り、もって経済の興隆と国民生活の安定とに寄与するために、左に掲げる国の行政事務及び事業を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 労働組合に関する事務、労働関係の調整及び労働に関する啓蒙、宣伝

二 労働条件の向上及び労働者の保護

三 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整

四 職業の紹介、指導、補導その他労務需給の調整

五 失業対策

六 労働統計調査

七 前各号に掲げるものを除く外、労働者の福祉の増進及び職業の確保

八 労働者災害補償保険事業

九 失業保険事業

（労働省の権限）

第四条 労働省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するために、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従ってなされなければならない。

一 予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資料等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 労働省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人につき許可若しくは認可を与え、又はその許可を取り消すこと。

十四 都道府県知事が行う労働組合の資格に関する決定又は規約の変更命令に対する異議の申立を却下し、又は取り消すこと。

十五 労働協約を、二以上の都道府県にわたる地域における同種の労働者及び使用者に適用することを決定すること。

十六 特別労働委員会の名称、位置、管轄区域、所掌事務、委員の定数等を定めること。

- 十七 労働組合法（昭和二十年法律第五十一号）（これに基く命令を含む。）及び労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）（これに基く命令を含む。）に定める都道府県知事の職務を、行政官庁をして行わせること。
- 十八 労働関係調整法に定める公益事業を追加指定すること。
- 十九 公益事業等に関する労働争議につき、労働委員会に調停を請求する都道府県知事の職権を、自ら行い、若しくはその指定する都道府県知事をして行わせ、又は労働大臣の職権をその指定する都道府県知事をして行わせること。
- 二十 公共企業体の職員に関する労働組合について、その資格に関する決定又は規約の変更を行い、及びその組合の解散を裁判所に申し立てること。
- 二十一 日本国有鉄道及び日本専売公社の労働関係に関し、それぞれ国有鉄道調停委員会及び専売公社調停委員会に調停の請求をすること。
- 二十二 公共企業体仲裁委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合において、内閣総理大臣に対して委員の罷免を求めること。
- 二十三 公共企業体仲裁委員会に仲裁の請求をすること。
- 二十四 労働に関する団体の役員への就職を禁止される者の範囲を定め、又はその禁止を免除すること。
- 二十五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基いて、臨検、尋問、許可、認可、認定、審査又は仲裁を行うこと。
- 二十六 一定の事業又は職業に従事する労働者について、最低賃金を定めること。
- 二十七 特に危険な作業を必要とする機械及び器具の性能検査をすること。
- 二十八 使用者に対して、安全管理及び衛生管理者の増員又は解任を命ずること。
- 二十九 労働者の安全及び衛生に必要があると認める場合において、特定の事業における建設物等の工事の着手を差し止め、又は計画の変更を命ずること。
- 三十 労働者を就職させる事業の建設物、寄宿舎その他の附属建物若しくは設備又は原料若しくは材料が、安全及び衛生に関し定められた基準に反する場合において、使用者及び労働者に対して、その全部又は一部の使用の停止、変更その他必要事項を命ずること。
- 三十一 労働契約が未成年者に不利であると認める場合において、将来に向つてこれを解除すること。
- 三十二 労働者の災害補償に関し、審査又は仲裁のために必要があると認める場合

- において、医師に診断又は検案をさせること。
- 三十三 法令又は労働協約にてい、触する就業規則の変更を命ずること。
- 三十四 労働基準法の施行に関して、使用者又は労働者に必要な事項について報告又は出頭することを要求すること。
- 三十五 労働者災害補償保険の任意適用事業の事業主が保険加入又は脱退の申込をした場合に、これに承諾を与えること。
- 三十六 労働者災害補償保険の保険料を徴収すること。
- 三十七 労働者災害補償保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして、報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。
- 三十八 有料で又は営利を目的として美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業について行う職業紹介事業及び無料の職業紹介事業に許可を与えること。
- 三十九 文書以外の方法により行う労働者の募集に許可を与えること。
- 四十 文書により行う労働者の募集に関し、募集地域又は募集時期について、制限をすること。
- 四十一 労働組合法による労働組合の行う無料の労働者供給事業に許可を与えること。
- 四十二 労働者を雇用する者から、労働者の雇入又は離職の状況、労働条件等職業安定に関し、必要な報告を求めること。
- 四十三 職業紹介事業、労働者の募集又は労働者供給事業を行う者に対し、事業又は業務に関する報告を求めること。
- 四十四 失業保険の任意適用事業の事業主が包括加入又は包括脱退の申請をした場合に、これを許可すること。
- 四十五 失業保険の保険料を徴収すること。
- 四十六 失業保険に関し、事業主、被保険者その他の関係者をして必要な報告若しくは文書の提出をさせ、又は出頭させること。
- 四十七 失業対策事業について、事業の開始又は停止の時期等を定めること。
- 四十八 公共事業又は失業対策事業の事業主体又は施行主体から、労働者の雇入又は離職の状況等に関し、必要な報告をさせること。
- 四十九 前各号に掲げるものの外、法律（これに基く命令を含む。）に基き、労働省に属せしめられた権限。

第二章 本省

第一節 内部部局

(内部部局)

第五条 本省に、大臣官房及び左の四局を置く。

労働政局

労働基準局

婦人少年局

職業安定局

2 大臣官房に労働統計調査部を置く。

(大臣官房の事務)

第六条 大臣官房においては、労働省の所掌事務に関し、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 大臣の官印及び省印を管守すること。
- 四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 行政の考査を行うこと。
- 九 渉外事務に関すること。
- 十 公報に関すること。
- 十一 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十二 労働組合、労働争議その他労働問題に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十三 労働条件に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十四 賃金、給料その他給与に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十五 労働者生計費に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十六 職業に関する定期統計を作成し、刊行すること。
- 十七 内外労働事情に関する資料の収集、整理、分析を行い、その結果を刊行すること。
- 十八 労働者の生活、給与及び雇用に関する経済問題に関する調査を行い、その結

果を刊行すること。

十九 前各号に掲げるものの外、労働省の所掌事務で、他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

2 労働統計調査部は、前項第十二号から第十八号までに掲げる事務をつかさどる。

(労働局の事務)

第七条 労働局においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働組合法及び労働関係調整法の施行に関すること。但し、労働委員会が行う労働組合法第六条、第八条、第十五条、第二十四条（第三十一条の規定により準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条、第二十九条及び第三十三条第二項に規定する事務、労働組合法施行令（昭和二十一年勅令第八号）第三十六条第三項から第五項までに規定する事務、労働関係調整法第八条第二項、第四十条但書及び第四十二条に規定する事務並びに労働組合法及び労働関係調整法に基づく労働争議のあつ旋、調停及び仲裁の事務を除く。
 - 二 公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）に基き、労働大臣及び労働省の権限に属する事務を行うこと。
 - 三 法令に基き、労働大臣の権限に属する労働委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専売公社中央調停委員会、国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会に関する事務を行うこと。
 - 四 労働組合及び労働関係の調整に関する啓もう、宣伝を行うこと。
 - 五 前各号に掲げるものの外、労働組合その他労働に関する団体及び労働関係の調整に関することで、他の所掌に属しない事務に関すること。
- (労働基準局の事務)
- 第八条 労働基準局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 賃金、労働時間及び休息に関すること。
 - 二 産業安全に関すること。但し、鉱山における保安に関する事務を除く。
 - 三 労働衛生に関すること。但し、鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。
 - 四 労働者災害補償に関すること。
 - 五 労働者災害補償保険事業を行うこと。
 - 六 労働者災害補償保険特別会計の経理を行うこと。
 - 七 労働能率の増進を図ること。

- 八 労働者の福利厚生を図ること。
 - 九 工場、鉱山その他の場所における労働条件及び労働者の保護に関する監督を行うこと。
 - 十 産業安全研究所の管理及び監督を行うこと。
 - 十一 前各号に掲げるものの外、労働基準法及び労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の施行に関すること、その他労働条件及び労働者の保護に関することで、他の所掌に属しない事務に関すること。
- （婦人少年局の事務）
- 第九条 婦人少年局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 婦人及び年少労働者に特殊な労働条件の向上及び保護を図ること。
 - 二 児童の使用禁止に関すること。
 - 三 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
 - 四 前各号に掲げるものの外、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
 - 五 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基いて他省の所掌に属せしめられたものを除く。
 - 六 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整を行うこと。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いて、その所掌に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。
- （職業安定局の事務）
- 第十条 職業安定局においては、左の事務をつかさどる。
- 一 国民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。
 - 二 職業の紹介、指導及び補導その他労務需給の調整に関すること。
 - 三 労働者供給事業の禁止及び労働者の募集に関すること。
 - 四 失業対策に関すること。
 - 五 失業保険事業を行うこと。
 - 六 失業保険特別会計の経理を行うこと。
 - 七 前各号に掲げるものの外、職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）、失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）及び緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の施行に関すること、その他職業に関することで他の所掌に属しない事務に関すること。

第二節 附属機関

- （附属機関）
- 第十一条 第十三条に規定するものの外、本省に左の附属機関を置く。
- 産業安全研究所
（産業安全研究所）
- 第十二条 産業安全研究所は、工場事業場における災害予防の調査研究を行う機関とする。
- 2 産業安全研究所は、東京都に置く。
- 3 産業安全研究所の内部組織は、労働省令で定める。
- （その他の附属機関）
- 第十三条 左の表の上欄に掲げる機関は、本省の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
船員労働連絡会議	船員の労働に関する行政の重要事項に関し、労働省の所管行政との連絡等を図ること。
労働教育審議会	労働教育に関し、調査審議すること。
中央賃金審議会	労働大臣の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
技能者養成審議会	労働基準法第七十条の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者の養成に関する重要事項を調査審議すること。
中央労働基準審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働基準監督官分限審議会	労働基準監督官の罷免について、同意を与えること
労働者災害補償保険審議	労働者災害補償保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。
中央特殊技能試験審議会	労働大臣の諮問に応じ、労働基準法に基く特殊技能試験の基準に関し、調査審議すること。
安全装置性能審議会	労働基準法に基く安全装置の性能審査に関し、調査審議すること。

<p>けい肺対策審議会 婦人少年問題審議会 中央職業安定審議会 特別地区職業安定審議会 職業安定連絡協議会 失業保険審査会 労働統計調査審議会</p>	<p>けい肺対策を調査審議すること。 婦人少年問題に関し、調査審議すること。 公共職業安定所の業務その他職業安定法及び失業保険法の施行に関する重要事項を調査審議すること。 二以上の都道府県にわたる特別地区に関し、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。 職業安定法に定める職業紹介、職業指導、職業補導、労働力の需要供給に関する調査又は労働者の募集について、関係官庁の事務の調整を職業安定連絡協議会図り、及び国民の労働力を最も有効に發揮させる方法を協議すること。 失業保険金の支給に関する失業保険審査官の決定について不服の申立を審査するとともに、失業保険料その他失業保険法の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に対する訴願を審査すること。 労働統制調査の企画及び実施に関し、調査審議すること。</p>
---	--

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第三節 地方支分部局

(地方支分部局)

第十四条 本省に、左の地方支分部局を置く。

都道府県労働基準局

労働基準監督署

公共職業安定所

第一款 都道府県労働基準局

(都道府県労働基準局)

第十五条 都道府県労働基準局の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基く命令を含む。）、及び労働者災害補償保険法（これに基く命令を含む。）の定めるところによる。

- 2 都道府県労働基準局は、前項に定めるものの外、左に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 労働者災害補償保険法を施行すること。
 - 二 労働能率の増進を図ること。
 - 二 労働者の福利厚生を図ること。
 - 四 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計を作成すること。
 - 3 都道府県労働基準局長は、前項第四号に掲げる事務のうち、木省大臣官房の所掌に係る事務については、本省大臣官房労働統計調査部長の指揮監督を受けるものとする。
 - 4 都道府県労働基準局の内部組織は、労働省令で定める。
(附属機関)
- 第十六条 左の表の上欄に掲げる機関は、都道府県労働基準局の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
地方貸金審議会	都道府県労働基準局長の求に応じ、最低賃金に関する事項を調査審議して意見を提出すること。
労働者災害補償審査会	労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他労働基準法の定める災害補償の実施に関する異議の申立を審査又は仲裁すること。
地方労働基準審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法の施行及び改正に関する事項を審議すること。
労働者災害補償保険審査会	労働者災害補償保険の保険給付に関する決定についての不服の申立を審査すること。
地方特殊技能試験審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法に基く特殊技能試験に関し、調査審議すること。
衛生管理者試験審議会	都道府県労働基準局長の諮問に応じ、労働基準法に基く衛生管理者試験に関し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基く法律を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令で定める。

第二款 労働基準監督署

(労働基準監督署)

- 第十七条 労働基準監督署の名称、位置及び管轄区域は、労働基準法（これに基づく命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、労働基準法（これに基づく命令を含む。）及び労働者災害補償保険法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 2 労働基準監督署は、前項に定めるものの外、労働者災害補償保険法の施行のうち、保険給付及び保険料算定基礎の調査に関する事務をつかさどる。
- 3 労働基準監督署の内部組織は、労働省令で定める。

第三款 公共職業安定所

(公共職業安定所)

- 第十八条 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は、職業安定法（これに基づく命令を含む。）、その所掌事務及び権限は、職業安定法（これに基づく命令を含む。）、失業保険法（これに基づく命令を含む。）及び緊急失業対策法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 2 公共職業安定所の内部組織は、労働省令で定める。
- 3 労働大臣は、所務の一部を分掌させるため、所要の地に、公共職業安定所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域及び内部組織は、労働省令で定める。

(附属機関)

- 第十九条 職業指導協議会は、公共職業安定所の附属機関として置かれるものとし、公共職業安定所長の諮問に応じ、職業指導に関する事項を調査審議することを目的とする。
- 2 職業指導協議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、職業安定法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第三章 外局

(外局)

- 第二十条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて労働省に置かれる外局は、左の通りとする。
- 中央労働委員会
公共企業体仲裁委員会
国有鉄道中央調停委員会

専売公社中央調停委員会

国有鉄道地方調停委員会

専売公社地方調停委員会

- 2 中央労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働組合法（これに基づく命令を含む。）及び労働関係調整法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- 3 公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会及び専売公社中央調停委員会の組織、所掌事務及び権限は、公共企業労働関係法（これに基づく命令を含む。以下同じ。）の定めるところによる。
- 4 国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会の名称、位置、管轄区域、組織、所掌事務及び権限は、公共企業体労働関係法の定めるところによる。

第四章 職員

(職員)

- 第二十一条 労働省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）の定めるところによる。
- (定員)
- 第二十二条 労働省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。
- 2 失業保険委員会官制（昭和二十二年政令第二百七十八号）は、廃止する。

昭和二十四年六月二〇日

(三―三二) 政令第二一五号

労働教育審議会令

内閣は、労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）第十三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(所掌事務)

- 第一条 労働教育審議会（以下「審議会」という。）は、労働大臣の諮問に応じ、左に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を労働大臣に建議する。
- 一 労働者に対する労働教育に関すること。

二 使用者に対する労働教育に関すること。

(組織)

第二条 審議会は、労働大臣、労働省労政局長（以下「局長」という。）及び委員二十人以内で組織する。

第三条 委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び第一条に掲げる事項に關し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。但し、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員の任命については、それぞれ労働組合及び使用者団体の推薦に基いてなすものとする。

2 労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員は、各同数とし、学識経験者たる委員は、委員総数の半数以内とする。

第四条 委員の任期は、一年とする。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、労働大臣が任命する。

第六条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

第七条 労働大臣は、会長として会務を総理する。

2 労働大臣に事故があるときは、局長が、その職務を行う。

(部会)

第八条 審議会に労働者教育部会及び使用者教育部会の二部会を置き、労働者教育部会には第一条第一号に掲げる事項を、使用者教育部会には同条第二号に掲げる事項を分掌させる。

2 労働者教育部会に属すべき委員は、労働者を代表する委員及び学識経験者たる委員のうちから各同数を、使用者教育部会に属すべき委員は、使用者を代表する委員及び学識経験者たる委員のうちから各同数を労働大臣が指名する。

3 局長は、部会長として労働者教育部会及び使用者教育部会の会務を総理する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、労働省労政局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるものの外、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会には

かった上、労働大臣が定める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十四年六月二〇日

〔三十三三〕労働省令第九号

労働省設置法の施行に伴う関係省令の整理に関する省令

第一条 労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第十号及び第三十五条第三十七号中「中央労働基準委員会」を「中央労働基準審議会」に改める。

第二条 技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「技能者養成委員会」を「技能者養成審議会」に改める。

第三条 女子年少者労働基準規則（昭和二十二年労働省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十三条第五十七号及び第十六条第一行第六号中「中央労働基準委員会」を「中央労働基準審議会」に改める。

第四条 労働安全衛生規則（昭和二十二年労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「地方労働基準委員会」を「地方労働基準審議会」に改める。

第三十四条第八号、第三十六条第一項第六号、第三十八条第一項第四号、第四十五条第一項第十五号、第四十六条第一項第七号、第四十七条第五号、第四十八条第二号、第五十五条第四号及び第二百二十七条第六号中「中央労働基準委員会」を「中央労働基準審議会」に改める。

第五条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項、第八条、第二十四条第一項第八号、第二十五条第四項及び第三十条第二項中「中央職業安定委員会」を「中央職業安定審議会」に改める。

第八条中「職業安定委員会」、「特別地区職業安定委員会」及び「地区職業安定員会」を、それぞれ「職業安定審議会」、「特別地区職業安定審議会」及び「地区職業

安定審議会」に改める。

第八条及び第三十五条第九項中「都道府県職業安定委員会」を「都道府県職業安定審議会」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年六月一日から適用する。

昭和二十四年六月二〇日

〔三―三四〕労働省令第一〇号

労働省組織規程

第一章 内部部局

(大臣官房)

第一条 大臣官房に、左の四課及び労働統計調査部を置く。

秘書課

総務課

会計課

渉外課

2 労働統計調査部に、左の川課を置く。

庶務課

雇用統計調査課

賃金調査課

労働経済課

第二条 秘書課においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の進退身分及び賞罰に関すること。

二 職員の服務に関すること。

三 恩給に関すること。

四 叙位叙勲及びほう賞に関すること。

五 儀式礼典に関すること。

六 大臣の官印及び省印の管守に関すること。

七 機密に関すること。

第三条 総務課においては、左の事務をつかさどる。

一 所管行政の総合調整に関すること。

二 所管行政に関する調査審議会企画一般に関すること。

三 所管行政に必要な資料に関すること。

四 所管行政の考査一般に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

六 成案文書の審査及び進達に関すること。

七 広報に関すること。

八 官報掲載に関すること。

九 船員労働連絡会議に関すること。

十 各局部課の主管に属しないこと。

第四条 会計課においては、左の事務をつかさどる。

一 経費及び諸収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 会計の監査に関すること。

三 行政財産及び物品に関すること。

四 営繕に関すること。

五 省中の取締に関すること。

六 用人の進退及び監督に関すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 労働省共済組合に関すること。

第五条 渉外課においては、左の事務をつかさどる。

一 連合国官憲との渉外連絡に関すること。

二 渉外事項に関し、外務省その他との連絡及び省内各局課の渉外事務の総合・調整に関すること。

三 その他渉外連絡に関すること。

四 翻訳に関すること。

五 渉外事務職員の教養訓練に関すること。

第六条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

一 部内及び省の内外における統計調査の企画及び連絡調整に関すること。

二 統計調査に関し外国労働関係機関との連絡及び情報の交換に関すること。

三 国内及び国外の労働立法、労働行政、労働機構その他労働問題に関する資料の

収集、整理及び分析に関すること。

- 四 労働経済及び労働統計調査に関する定刻及び特別の刊行に関すること。
 - 五 労働に関する統計調査の新聞発表その他公表に関すること。
 - 六 労働統計調査に従事する職員の教養訓練に関すること。
 - 七 労働に関する統計調査の現業官署及び職員の査察に関すること。
 - 八 機械集計に関すること。
 - 九 労働統計調査審議会に関すること。
 - 十 国立国会図書館支部労働省図書館に関すること。
- 第七条 雇用統計調査課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 雇用及び失業に関する定期統計の収集、整理及び統計に関すること。
 - 二 全国にわたる雇用、失業及び労働力の分析に関すること。
 - 三 労務異動、欠勤率及び採用解雇に関する人事関係事項の分析に関すること。
 - 四 その他前三号に関係ある調査に関すること。
- 第八条 賃金調査課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 賃金、給料その他給与に関する定期統計の収集、整理及び分析に関すること。
 - 二 賃金構成の研究に関すること。
 - 三 生産コストとしての賃金に関する調査に関すること。
 - 四 その他給与に関する統計調査に関すること。
- 第九条 労働経済課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働者の生計費及び家計費に関する定期統計の収集、整理及び分析に関すること。
 - 二 労働者の生活水準に関する定期統計に関すること。
 - 三 消費組合その他共同購入制に関する統計調査に関すること。
 - 四 その他前三号に関係ある統計調査に関すること。
 - 五 安全、災害、労働衛生、労働者災害補償その他労働条件に関する報告及び統計の整理及び分析に関すること。
 - 六 労働組合、労働争議その他労働関係に関する報告及び統計の整理及び分析に関すること。
 - 七 労働時間に関する資料の整理及び分析に関すること。
 - 八 他局の所管に属しない労働に関する長期の調査計画の樹立に関すること。
 - 九 関係局との協力による前号の調査計画の企画及び実務に関すること。
- 第十条 大臣官房に、審査委員を置く。

2 審査委員は、法令その他重要な事項を審査する。

(労政局)

第十一条 労政局に、左の四課を置く。

庶務課

労働法規課

労働組合課

労働教育課

第十二条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労政局の庶務に関すること。
 - 二 労政に従事する職員（外局の職員を含む。以下同じ。）の任免に関すること。
 - 三 労政に従事する職員の教養訓練に関すること。
 - 四 労政に要する予算（外局の予算を含む。）に関すること。
 - 五 その他他局内他課の所管に属しない事務を行うこと。
- 第十三条 労働法規課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）及び公共企業体労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の施行に関すること。但し、他の所管に属するものを除く。
 - 二 労働組合法、労働関係調整法及び公共企業体労働関係法に定められた労働大臣の職権の行使に関すること。
 - 三 労政に関する一般的企画、調査及び研究に関すること。
 - 四 労政及び労働関係の調整に関する法令の調査及び研究に関すること。
 - 五 労働委員会、公共企業体仲裁委員会、国有鉄道中央調停委員会、専売公社中央調停委員会、国有鉄道地方調停委員会及び専売公社地方調停委員会が、法令の定めるところにより独立して行う職務以外の職務に対する管理並びにこれらの委員会に対する援助及び協力に関すること。
- 第十四条 労働組合課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働組合の組織運営及び活動に関する資料の収集及び分析に関すること。
 - 二 団体交渉、労働協約及び労働協約の運営に関する資料の収集及び分析並びに指導に関すること。
 - 三 使用者及び使用者団体の活動に関する資料の収集及び分析並びに指導に関すること。

四 労働組合の共済福祉に関する企画及びその実施に関すること。
第十五条 労働教育課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働運動に関する教育及び啓蒙に関すること。
- 二 労働運動に関する教育及び啓蒙のための資料の整備及び刊行に関すること。
- 三 労働組合及び使用者団体の行う労働教育その他の労働に関する自主的活動の助成に関すること。

四 労働教育審議会に関すること。

(労働基準局)

第十六条 労働基準局に、左の七課を置く。

庶務課

監督課

労災補償課

安全課

労働衛生課

給与課

鉱山課

第十七条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準官署の人事、予算、庁舎その他の庶務に関すること。
- 二 労働基準監督官試験に関すること。
- 三 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行に関する事務に従事する職員の教養訓練に関すること。
- 四 労働基準監督官分限審議会に関すること。
- 五 その他局内他課の所管に属しないこと。

第十八条 監督課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工場事業場の監督に関すること。
- 二 一般労働者の労働条件に関すること。
- 三 労働者の福利厚生に関すること。
- 四 工場事業場の監督に關し労働基準官署に対する指揮監督に關する事務及びその他の事務に關し労働基準官署に対する指揮監督の総合調整に關すること。
- 五 労働時間、休憩、休日、年次有給休暇等他の所管に属しない労働基準法の施行に關する事務その他労働条件及び労働者の保護に關すること。

六 労働基準審議会に関すること。

七 技能者養成審議会に関すること。

第十九条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働者災害補償に関すること。
- 二 労働者災害補償保険に関すること。
- 三 労働者災害補償保険特別会計に関すること。
- 四 労働者災害補償保険審議会に関すること。

第二十条 安全課においては、左の事務をつかさどる。

一 産業安全及び災害予防に関すること。但し、鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。

二 労働能率の増進に関すること。

三 公害の防止に関すること。

四 産業安全研究所の管理及び監督に関すること。

五 安全装置性能審議会に関すること。

六 中央特殊技能試験審議会に関すること。

第二十一条 労働衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働環境衛生に関すること。
- 二 職業病その他職業疾患に関すること。
- 三 労働者の保健に関すること。
- 四 その他労働衛生に関すること。但し、鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。
- 五 けい肺対策審議会に関すること。
- 六 けい肺試験室に関すること。

第二十二条 給与課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 賃金、給料その他給与に関する政策の樹立運営に関すること。
- 二 労働基準法中賃金、給料その他給与に関する規定の制定、改廃及び解釈その他施行に関すること。
- 三 賃金審議会に関すること。
- 四 一般職種別賃金に関すること。
- 五 賃金、給料その他給与に関する雇用主及び労働者に対する援助助言に関する政策の樹立運営に関すること。
- 六 労務用物資に関すること。

第二十三条 鉱山課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 鉱山における労働条件及び労働者の保護に関する監督並びに鉱山労働者に特殊の労働条件に関すること。但し、賃金、給料その他給与に関する事務を除く。
- 二 鉱山における産業安全、災害予防及び労働能率の増進に関すること。但し、鉱山保安法に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。
- 三 鉱山の労務用物資に関すること。

(婦人少年局)

第二十四条 婦人少年局に、左の三課を置く。

婦人労働課
年少労働課

婦人課

第二十四条 婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準法中女子に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関すること。
- 二 労働基準法中女子に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関すること。
- 三 家族労働問題及び家事用人に関すること。
- 四 婦人労働者に関する調査に関すること。
- 五 婦人労働者問題に関するラヂオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関すること。
- 六 局内他課と連絡して行う地方駐在職員に対する一般的指揮監督及び統轄に関すること。
- 七 その他婦人労働者に特殊の問題に関すること。
- 八 婦人少年問題審議会に関すること。
- 九 その他局内他課の所管に属しないこと。

第二十六条 年少労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準法中年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関すること。
- 二 労働基準法中年少者に特殊の規定の施行に関し労働基準局長及びその下級の官庁の長に対する勧告並びに労働基準局長がその下級の官庁に対して行う指揮監督についての援助に関すること。
- 三 児童の使用禁止及びその規定に関すること。
- 四 年少労働者問題に関する調査に関すること。

五 年少労働者に関するラヂオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関すること。

六 その他年少労働者に特殊の問題に関すること。

第二十七条 婦人課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題の調査及び連絡調整に関すること。但し、婦人問題の連絡調整については、他省が法律に基いてその所管に属せしめられた事務を行うことを妨げるものではない。
- 二 労働者の家族問題に関すること。但し、法律に基いて他省の所管に属せしめられたものを除く。
- 三 婦人の地位の向上その他婦人問題及び労働者の家族問題に関するラヂオ、映画その他の方法による刊行発表の資料整備に関すること。

(職業安定局)

第二十八条 職業安定局に、左の六課を置く。

庶務課

失業対策課

失業保険課

雇川安定課

職業補導課

労働市場調査課

第二十九条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業安定に関する法令の調査及び企画に関すること。
- 二 都道府県及び公共職業安定所の予算に関すること。但し、職業補導事業の予算を除く。

二 公共職業安定所の人事その他の庶務に関すること。

四 職業安定行政に従事する職員の教養訓練に関すること。

五 職業安定審議会に関すること。

六 職業安定連絡協議会に関すること。

七 監察官の行う監察に関すること。

八 他の所管に属しない職業安定に関すること。

第三十条 失業対策課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業者のための雇用機会造出に関する企画についての経済安定本部その他の行政機関との連絡に関すること。

- 二 失業対策に関する政策の樹立に関すること。
- 三 失業対策としての公共事業に関する政策の樹立運営に関すること。
- 四 公共事業及び失業対策事業における失業者の募集政策の樹立に関すること。
- 五 公共事業及び失業対策事業における失業者吸収及び就労状況の査察に関すること。

六 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の施行その他前各号に関連する失業救済措置に関すること。

第三十一条 失業保険課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業保険に関すること。
- 二 失業保険その他これに関連する事項に関する法令の調査及び企画に関すること。
- 三 失業保険特別会計に関すること。
- 四 失業保険審査会に関すること。

第三十二条 雇用安定課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 公共職業安定所の職業紹介業務の企画運営に関すること。
- 二 重要産業における労働者募集計画の企画及び監督に関すること。
- 三 地方及び都道府県間の労働移動及び職業開拓に関する政策の樹立及び行政の運営に関すること。
- 四 民間職業紹介事業及び労働者募集事業の許可及び監督に関する政策の樹立及び行政の運営に関すること。
- 五 有料労働者供給事業の禁止並びに無料労働者供給事業の許可及び監督に関すること。
- 六 公共職業安定所における職業指導、職業適性検査その他職業相談計画の樹立に関すること。
- 七 日雇労働者の労務用物資の配給に関すること。
- 八 雇用に関する雇用主への援助助言に関する政策の樹立運営に関すること。

第三十三条 職業補導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業補導計画の樹立及び監督に関すること。
- 二 職業補導計画の実施に関する基準の設定その他必要な援助に関すること。
- 二 職業補導に関する他の行政機関との連絡に関すること。
- 四 工場事業場の行う監督者の訓練に対する援助に関すること。但し、労働基準法に規定する技能者養成を除く。

第三十四条 労働市場調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 局内における統計調査方法の調整及び大臣官房労働統計調査部その他の関係統計調査部局との連絡に関すること。

二 局内における統計報告の企画及び統制に関すること。

三 労働市場調査及び職業分析に関する計画及び方法の樹立に関すること。

四 労働市場調査、職業分析その他の報告に関する事務に従事する都道府県及び公共職業安定所の職員の教養訓練についての援助に関すること。

五 労働市場調査、職業安定行政及び職業安定事業に関する全国的資料の集計、分析及び刊行に関すること。

六 公共事業における就労者及び失業対策事業に関する統計調査の企画及び援助に関すること。

七 失業保険に関する統計的調査の企画及び援助に関すること。

八 職業補導に関する統計的調査の企画及び援助に関すること。

第二章 産業安全研究所

(産業安全研究所)

第三十五条 産業安全研究所の内部組織は、労働大臣の承認を受けて、労働省労働基準局長が定める。

第三章 都道府県労働基準局

(都道府県労働基準局)

第三十六条 各都道府県労働基準局に、左の四課を置く。

- 庶務課
- 監督課
- 労災補償課
- 給与課

第三十七条 労働省労働基準局長は、必要があると認める都道府県労働基準局に、左の課を置くことができる。

安全課及び労働衛生課又は安全衛生課

鉱山課

第三十八条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 人事に関すること。
- 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 二 予算、決算、会計及び物品に関すること。

- 四 官印の管守に関する事。
- 五 庁中取締に関する事。
- 六 その他庶務一般に関する事。
- 第三十九条 監督課においては、左の事務をつかさどる。但し、安全課及び労働衛生課又は安全衛生課を置く都道府県労働基準局の監督課においては、第八号から第十六号までの事務を除き、鉱山課を置く都道府県労働基準局の監督課においては、第一号、第二号、第八号及び第九号の事務のうち、鉱山課の所掌に属するものを除く。
 - 一 工場事業場の監督に関する事。
 - 二 一般労働者の労働条件に関する事。
 - 三 労働者の福利厚生に関する事。
 - 四 労働基準法の施行に関する事務に従事する職員の教養訓練に関する事。
 - 五 工場事業場の監督に関し労働基準監督署に対する指揮監督に関する事、及び労働基準監督署に対するその他の指揮監督の総合調整に関する事。
 - 六 労働基準監督署の人事、予算、庁舎その他の庶務に関する事。
 - 七 地方労働基準審議会に関する事。
 - 八 産業安全及び災害予防に関する事。但し、鉱山保安法に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。
 - 九 労働能率の増進に関する事。
 - 十 公害の防止に関する事。
 - 十一 地方特殊技能試験審議会に関する事。
 - 十二 労働環境衛生に関する事。
 - 十三 職業病その他職業疾患に関する事。
 - 十四 労働者の保健に関する事。
 - 十五 衛生管理者試験審議会に関する事。
 - 十六 その他労働衛生に関する事。但し、鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。
 - 十七 前各号に掲げるものの外、労働基準法の施行に関する事その他労働条件及び労働者の保護に関する事。
- 第四十条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 労働者災害補償に関する事。
 - 二 労働者災害補償保険に関する事。

- 三 労働者災害補償保険特別会計に関する事。
- 四 労働者災害補償審査会に関する事。
- 五 労働者災害補償保険審査会に関する事。
- 第四十一条 給与課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 賃金、給料その他の給与に関する政策の運営に関する事。
 - 二 労働基準法中賃金、給料その他の給与に関する部分の施行に関する事。
 - 三 地方賃金審議会に関する事。
 - 四 一般職種別賃金に関する事。
 - 五 賃金、給料その他の給与に関する雇用主及び労働者に対する援助助言に関する政策の樹立運営に関する事。
 - 六 労務用物資に関する事。
- 第四十二条 安全課においては、第三十九条第八号から第十一号までの事務をつかさどる。
- 第四十三条 労働衛生課においては、第三十九条第十二号から第十六号までの事務をつかさどる。
- 第四十四条 安全衛生課においては、第三十九条第八号から第十六号までの事務をつかさどる。但し、鉱山課を置く都道府県労働基準局の安全衛生課においては、第三十九条第八号及び第九号の事務のうち、鉱山課の所掌に属するものを除く。
- 第四十五条 鉱山課においては、左の事務をつかさどる。
 - 一 鉱山の監督及び鉱山労働者に特殊な労働条件に関する事。
 - 二 鉱山における産業安全、災害予防及び労働能率の増進に関する事。但し、鉱山における保安に関する事務を除く。
 - 三 鉱山の労務物資に関する事。
- 第四章 労働基準監督署

(労働基準監督署)

- 第四十六条 労働基準監督署の内部組織は、労働省労働基準局長の定める基準に基き、労働基準監督署長が定める。
- 第五章 公共職業安定所

(公共職業安定所)

- 第四十七条 公共職業安定所の内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所長が定める。

(出張所)

第四十八条 公共職業安定所の出張所の名称、位置及び管轄区域は、労働大臣が別に定め、その内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所長が定める。

附 則

この省令は、公布の日から施行し、労働省設置法施行の日から適用する。

昭和二十四年六月三〇日

(三一三五) 労働省令第一号

労働省組織規程の一部改正

労働省組織規程(昭和二十四年労働省令第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「鉱山課」を「技能課」に改める。

第十八条第七号を削る。

第二十条中第二号を削り、第三号を第二号とし以下順次一号ずつ繰り上げる。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 技能課においては、次の事務をつかさどる。

- 一 徒弟の弊害排除に関すること。
- 二 労働基準法中技能者養成に関する規定の制定、改廃及び解釈に関すること。
- 三 技能者の養成に関すること。
- 四 技能者養成審議会に関すること。
- 五 技能の向上及び労働能率の増進に関すること。

附 則

この省令は、昭和二十四年七月一日から施行する。

昭和二十四年七月五日

(三一三六) 政令第二五〇号

労働者教育審議会令

内閣は、文部省設置法(昭和二十四年法律第百四十六号)第二十四条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

(所掌事務)

第一条 労働者教育審議会(以下「審議会」という。)は、文部大臣の諮問に応じ、労働者に対する社会教育に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文部大臣に建議する。

一 労働者に対する労働教育に関すること。

二 使用者に対する労働教育に関すること。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

第三条 委員及び臨時委員は、労働関係者、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、文部大臣が任命する。

第四条 関係行政機関の職員以外の者のうちから任命された委員の任期は、一年とし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、特別の事項の調査審議が終ったときは、退任するものとする。

3 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第五条 委員により会長として互選された者は、審議会の会務を総理する。

2 委員により副会長として互選された者は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 各部会に属する委員により部会長として互選された者は、各部会の会務を掌理する。

4 審議会に、その定めるところにより、部会の裁決又は二以上の部会の合同の議決をもつて、審議会の議決とすることができる。

(議事)

第七条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議決は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可非同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事及び二以上の部会の合同の議事に準用する。この場

合において、二以上の部会の合同の議事を整理する会長には、審議会の定めるところにより、その部会の部会長のうちの一人が当るものとする。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、文部省社会教育局において処理する。

(雑則)

第九条 この政令に定めるもののほか、審議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和二六年五月二十八日

〔三一三七〕労働省令第一六号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「左の六課」を「左の七課」に改め、「職業補導課」の次に「監督者訓練課」を加える。

第三十三条第四号を削る。

第三十三条の次に次の一条を加える。

第三十三条の二 監督者訓練課においては、左の事物（労働基準法に規定する技能者養成に関するものを除く。）をつかさどる。

一 工場事業場の行う監督者の訓練（以下単に「監督者訓練」という。）に対する援助に関すること。

二 監督者訓練の実施に関する基準の設定に関すること。

三 監督者訓練に関する他の行政機関及び民間団体との連絡に関すること。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二六年六月一日

〔三一三八〕法律第一七七号

労働省設置法の一部改正

労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表中労働教育審議会の項を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 労働教育審議会令（昭和二十四年政令第二百五十五号）は、廃止する。

昭和二六年六月一日

〔三一三九〕労働省令第一七号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）の一部を次のように改正する。

昭和二六年六月五日

〔三一四〇〕政令第一九五号

失業対策審議会令

内閣は、総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）第十五条第二項の規定に基き、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 失業対策審議会（以下「審議会」という。）は、失業及び雇用問題に関する総合的施策についての重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、内閣総理大臣の諮問に答申し、且つ、必要に応じ、内閣総理大臣に対し意見を述べることができる。

（組織）

第二条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

2 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門調査員十人以内を置くことができる。

3 審議会に、幹事十五人以内を置く。

（会長）

第三条 委員のうちから内閣総理大臣が指名した者は、会長として、会務を総理する。

2 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(委員、専門調査員及び幹事)

第四条 委員及び専門調査員は、第一条に規定する重要事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 専門調査員は、当該専門事項に関する調査を修了したときは、解任されるものとする。

4 幹事は、関係各行政機関の職員及び第一条に規定する重要事項に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

5 第二項の規定は、学識経験のある者のうちから任命された幹事に準用する。

6 幹事は、審議会の所掌事務について、委員及び専門調査員を補佐する。

7 委員、専門調査員及び幹事は、非常勤とする。
(庶務)

第五条 審議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。
(雑則)

第六条 この政令に定めるものを除く外、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則
この政令は、公布の日から施行する。

昭和二十六年八月一日

(三十一四一) 労働省告示第一六号

公共職業補導所の設置

職業安定法(昭和三十三年法律第四百一十一号)第二十七条第四項の規定に基づき、昭和二十六年八月一日から次の公共職業補導所を設置した。

名 称 位 置
兵庫公共職業補導所 兵庫県伊丹市松原

昭和二十六年八月三〇日

(三十一四二) 労働省令第二四号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程(昭和二十四年労働省令第十号)の一部を次のように改正する。
第一条第一項中「国際渉外課」を「国際労働課」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 国際労働課においては、左の事務をつかさどる。

一 国際労働機関に関する事務その他の所管行政に関する対外関係事務の総合調整に関すること。

二 所管行政に関する対外関係事務の審議企画一般に関すること。

三 所管行政に関する外国及び国際機関との一般的な連絡及び情報交換に関すること。

四 対外広報に関すること。

五 職員の海外渡航に関すること。

六 所管行政に関する対外関係事務で他局部課の主管に属しないこと。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十七年七月三十一日

(三十一四三) 法律第二八一号

労働省設置法の一部を改正する法律

労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 公共職業安定所(第十八条・第十九条)」を「第三款 婦人少年室(第十七条の二) 第四款 公共職業安定所(第十八条・第十九条)」に改める。

第四款中第二十号を削り、第二十一号を第二十号とし、以下順次一号ずつ繰り上げる。

第四款中「公共職業安定所」を「婦人少年室 公共職業安定所」に改める。

第二章第三節第三款を第四款とし、第十七条の次に次の一款を加える。

第三款 婦人少年室
(婦人少年室)

第十七条の二 婦人少年室は、都道府県ごとに置かれるものとし、その名称は、当該

都道府県の名を冠する。

- 2 婦人少年室の位置は、当該都道府県の都道府県庁の所在地とする。
- 3 婦人少年室の管轄区域は、当該都道府県の区域とする。
- 4 婦人少年室は、第九条各号に掲げる事務をつかさどる。
- 5 婦人少年室の内部組織は、労働省令で定める。

附則

この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

昭和二十七年八月三〇日

〔三―四四〕政令第三九三号

労働省組織令（抄）

目次

第一章 本省

第一節 大臣官房（第一条―第十条）

第二節 労政局（第十一条―第十五条）

第三節 労働基準局（第十六条―第二十三条）

第四節 婦人少年局（第二十四条―第二十七条）

第五節 職業安定局（第二十八条―第三十五条）

第二章 外局

第一節 中央労働委員会事務局（第三十六条―第四十三条）

第二節 公共企業体等仲裁委員会事務局（第四十四条―第四十七条）

第三節 公共企業体等中央調停委員会事務局（第四十八条―第五十一条）

第四節 公共企業体等地方調停委員会事務局（第五十二条―第五十八条）

附則

第一章 本省

第二節 大臣官房

（編注 中略）

第三節 労働基準局

（労働基準局の分課）

第十六条 労働基準局に左の七課を置く。

庶務課

監督課

労災補償課

安全課

労働衛生課

給与課

技能課

（庶務課）

第十七条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働基準局の所掌に係る事務に関する人事、予算その他の庶務に関すること。
- 二 労働基準監督官試験に関すること。
- 三 労働基準監督官研修所の管理及び監督に関すること。
- 四 労働基準監督官分限審議会に関すること。
- 五 前各号に掲げるものの外、労働基準局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（監督課）

第十八条 監督課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工場事業場における労働者の労働条件及び労働者の保護に関する監督に関すること。
 - 二 前号に掲げるものの外、労働時間、休憩、休日等の労働条件及び労働者の保護に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 労働者の福利厚生に関すること。
 - 四 労働基準局の所掌に係る事務の総合調整に関すること。
 - 五 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会に関すること。
- （労災補償課）
- 第十九条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 労働者災害補償に関すること。
 - 二 労働者災害補償保険事業に関すること。
 - 三 労働者災害補償保険特別会計に関すること。
 - 四 労働者災害補償保険審議会に関すること。
- （安全課）
- 第二十条 安全課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 産業安全に関すること（鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）に規定する

鉱山における保安に関する事務を除く。）

- 二 産業安全研究所の管理及び監督に関すること。
- 三 特殊技能試験審議会に関すること。

(労働衛生課)

第二十一条 労働衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働環境衛生に関すること。
- 二 職業病その他職業疾患に関すること。
- 三 労働者の保護に関すること。
- 四 前各号に掲げるものの外、労働衛生に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。）。
- 五 けい、肺対策審議会に関すること。

(給与課)

第二十二条 給与課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 賃金、給料その他の給与に関する政策の樹立その他給与に関すること。
- 二 中央賃金審議会及び地方賃金審議会に関すること。
- 三 一般職種別賃金に関すること。
- 四 工場事業場における給与制度の樹立及び運営等に関する使用者及び労働者に対する援助助言に関すること。
- 五 労務用物資に関すること。

(技能課)

第二十三条 技能課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 徒弟制度による労働者の酷使の排除に関すること。
- 二 技能者の養成に関すること。
- 三 技能者養成審議会に関すること。
- 四 労働者の技能の向上その他の労働能率の増進に関すること。

第四節 婦人少年局

(婦人少年局の分課)

第二十四条 婦人少年局に左の三課を置く。

婦人労働課

年少労働課

婦人課

(婦人労働課)

第二十五条 婦人労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 家族労働問題及び家事使用人に関すること。
- 三 その他婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 四 婦人労働者問題に関する調査に関すること。
- 五 婦人労働者問題に関する啓もうに関すること。
- 六 婦人少年問題審議会に関すること。
- 七 前各号に掲げるものの外、婦人少年局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(年少労働課)

第二十六条 年少労働課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 年少労働者に特殊な労働条件及び労働保護に関すること。
- 二 児童の使用禁止に関すること。
- 三 その他年少労働者に特殊な労働問題に関すること。
- 四 年少労働者問題に関する調査に関すること。
- 五 年少労働者問題に関する啓もうに関すること。

(婦人課)

第二十七条 婦人課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する連絡調整に関すること。
- 二 労働者の家族問題に関すること（法律に基いて他省の所管に属せしめられた事務を除く。）。
- 三 婦人の地位の向上その他婦人問題に関する調査及び啓もうに関すること。

第五節 職業安定局

(職業安定局の分課)

第二十八条 職業安定局に左の七課を置く。

庶務課

失業対策課

失業保険課

雇用安定課

職業補導課

監督者訓練課

労働市場調査課

(庶務課)

第二十九条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業安定局の所掌に係る事項（失業保険に関するものを除く。）に関する法令の調査及び企画に関すること。
- 二 職業安定局の所掌に係る事務に関する人事、予算（職業補導の事業に要するものを除く。）その他の庶務に関すること。
- 三 職業安定局の所掌に係る本務に従事する職員の研究に関すること。
- 四 中央職業安定審議会及び地方職業安定審議会に関すること。
- 五 職業安定局の所掌に係る事務の監察に関すること。
- 六 前各号に掲げるものの外、職業安定局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(失業対策課)

第三十条 失業対策課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業対策に関する政策の樹立に関すること。
- 二 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）に規定する失業対策事業に関すること。
- 三 緊急失業対策法に規定する公共事業における失業者の吸収に関すること。
- 四 雇用量の増加に関する企画についての関係行政機関との連絡に関すること。
- 五 前各号に掲げるものの外、失業対策に関すること。

(失業保険課)

第三十一条 失業保険課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 失業保険事業に関すること。
- 二 失業保険特別会計に関すること。
- 三 失業保険審査会に関すること。

(雇用安定課)

第三十二条 雇用安定課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業の紹介その他労務の需給の調整に関すること。
- 二 労働者供給事業及び労働者の募集に関すること。
- 三 職業の指導及び職業適性検査に関すること。
- 四 日雇労働者の労務用物資に関すること。
- 五 労働者の雇用の方法に関する使用者に対する援助に関すること。
- 六 国家公務員等であつた者に対する失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）

に規定する条件に従つて行う退職手当の支給に関すること。

(職業補導課)

第三十三条 職業補導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業補導に関すること。
 - 二 公共職業補導所その他の職業補導施設に対する援助に関すること。
 - 三 職業補導に関する関係行政機関との連絡に関すること。
- (監督者訓練課)
- 第三十四条 監督者訓練課においては、左の事務をつかさどる。
- 一 監督者訓練に対する援助に関すること。
 - 二 監督者訓練に関する関係行政機関との連絡に関すること。

(労働市場調査課)

第三十五条 労働市場調査課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業安定局の所掌に係る事務に関する統計調査の企画及び調整に関すること。
- 二 労働市場調査及び職業分析に関すること。
- 三 職業安定局の所掌に係る事務に関する資料の収集、整理及び刊行に関すること。

第二章 外局

(編注 中略)

附則

1 この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。

(編注 以下略)

昭和二十七年一月一日

〔三―四五〕労働省令第三六号

労働省組織規程

目次

第一章 通則（第一条）

第二章 本省

第三節 内部部局（第二条）

第二節 附属機関

第一款 産業安全研究所（第三―第十条）

第二款 労働基準監督官研修所（第十一条）

第三節 地方支分部局

第一款 都道府県労働基準局（第十二条―第二十二條）

第二款 労働基準監督署（第二十三條）

第三款 婦人少年室（第二十四條）

第四款 公共職業安定所（第二十五條・第二十六條）

附則

第一章 通則

（命令の趣旨）

第一条 労働省の組織は、労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）及び労働省組織令（昭和二十七年政令第三百九十三号）に規定するものの外、この規程の定めるところによる。

第二章 本省

第一節 内部部局

（審査委員）

第二条 大臣官房に審査委員を置く。

2 審査委員は、法令その他重要な事項を審査する。

第二節 附属機関

（編注 中略）

第三節 地方支分部局

第一款 都道府県労働基準局

（都道府県労働基準局の分課）

第十二条 各都道府県労働基準局に左の四課を置く。

庶務課

監督課

労災補償課

給与課

第十三条 左の都道府県労働基準局に、前条に掲げるものの外、安全課及び労働衛生課を置く。

東京労働基準局

大阪労働基準局

福岡労働基準局

第十四条 左の都道府県労働基準局

に、第十二条に掲げるものの外、安全衛生課を置く。

北海道労働基準局

宮城労働基準局

山形労働基準局

福島労働基準局

茨城労働基準局

栃木労働基準局

群馬労働基準局

埼玉労働基準局

千葉労働基準局

神奈川労働基準局

新潟労働基準局

長野労働基準局

岐阜労働基準局

静岡労働基準局

愛知労働基準局

三重労働基準局

京都労働基準局

兵庫労働基準局

岡山労働基準局

広島労働基準局

山口労働基準局

愛媛労働基準局

長崎労働基準局

熊本労働基準局

鹿児島労働基準局

（次長）

第十五条 左の都道府県労働基準局に次長各一人を置く。

北海道労働基準局

東京労働基準局

神奈川労働基準局

新潟労働基準局

静岡労働基準局
愛知労働基準局
京都労働基準局
大阪労働基準局
兵庫労働基準局
広島労働基準局
福岡労働基準局

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

(庶務課)

第十六条 庶務課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に関する事。
- 二 都道府県労働基準局及び労働基準監督署の職員の教養及び訓練に関する事。
- 三 予算、決算及び会計に関する事。
- 四 行政財産及び物品に関する事。
- 五 文書の接受、発送、編集及び保存に関する事。
- 六 前各号に掲げるものの外、都道府県労働基準局の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの

(監督課)

第十七条 監督課においては、左の事務をつかさどる。但し、安全課及び労働衛生課又は安全衛生課を置く都道府県労働基準局の監督課については、第二号から第六号まで、第九号及び第十三号に掲げる事務を除く。

- 一 工場事業場における労働者の労働条件及び労働者の保護に関する監督に関する事。
- 二 産業安全に関する事(鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。)

三 労働環境衛生に関する事。

四 職業病その他職業疾患に関する事。

五 労働者の保健に関する事。

六 前三号に掲げるものの外、労働衛生に関する事(鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。)

七 前各号に掲げるものの外、労働時間、休憩、休日等の労働条件及び労働者の保護に関する事(他の所掌に属するものを除く。)

八 労働者の福利厚生に関する事。

九 労働能率の増進に関する事。

十 都道府県労働基準局の所掌に係る事務の総合調整に関する事。

十一 労働基準監督署の人事、予算、庁舎その他の庶務に関する事。

十二 地方労働基準審議会に関する事。

十三 特殊技能試験審議会に関する事。

(労災補償課)

第十八条 労災補償課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働災害補償に関する事。
- 二 労働者災害補償保険事業に関する事。
- 三 労働者災害補償保険特別会計に関する事。
- 四 労働者災害補償審査会に関する事。
- 五 労働者災害補償保険審査会に関する事。

(給与課)

第十九条 給与課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 工場事業場における給与制度の樹立及び運営等に関する使用者及び労働者に対する援助助言に関する事。
- 二 一般職種別賃金に関する事。
- 三 前各号に掲げるものの外、賃金、給料その他の給与に関する事。
- 四 地方貸金審議会に関する事。
- 五 労務用物資に関する事。
- 六 賃金その他の労働条件及び労働者生計費に関する統計の作成に関する事。

(安全課)

第二十条 安全課においては、左の事務をつかさどる。

一 産業安全に関する事(鉱山保安法に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。)

二 労働能率の増進に関する事。

三 特殊技能試験審議会に関する事。

(労働衛生課)

第二十一条 労働衛生課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 労働環境衛生に関する事。
- 二 職業病その他職業疾患に関する事。

三 労働者の保健に関すること。

四 前各号に掲げるものの外、労働衛生に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救護に関する事務を除く。）。

（安全衛生課）

第二十二条 安全衛生課においては、左の事務をつかさどる。

一 産業安全に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における保安に関する事務を除く。）。

二 労働環境衛生に關すること。

三 職業病その他職業疾患に関すること。

四 労働者の保健に關すること。

五 前三号に掲げるものの外、労働衛生に関すること（鉱山保安法に規定する鉱山における通気及び災害時の救援に関する事務を除く。）。

六 労働能率の増進に関すること。

七 特殊技能試験審議会に関すること。

第二款 労働基準監督署

（労働基準監督署）

第二十三条 労働基準監督署の内部組織は、労働省労働基準局長の定める基準に基き、労働基準監督署長が定める。

第三款 婦人少年室

（婦人少年室）

第二十四条 婦人少年室に室長を置く。

2 室長は、労働大臣の指揮監督を受けて、婦人少年室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 前二項に定めるものの外、婦人少年室の内部組織について必要がある場合には、労働省婦人少年局長の定める基準に基き、室長が定める。

第四款 公共職業安定所

（公共職業安定所）

第二十五条 公共職業安定所の内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所長が定める。

（出張所）

第二十六条 公共職業安定所の出張所の名称、位置及び管轄区域は、労働大臣が別に定め、その内部組織は、労働省職業安定局長の定める基準に基き、公共職業安定所

長が定める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行し、昭和二十七年九月一日から適用する。但し、福岡労働基準局に関しては、第十三条及び第十四条の規定にかかわらず、昭和二十七年九月十六日までは、従前の例による。

2 左に掲げる省令は、廃止する。

労働省組織規程（昭和二十四年労働省令第十号）

中央労働委員会組織規程（昭和二十四年労働省令第二十二号）。

公共企業体等仲裁委員会及び公共企業体等調停委員会組織規程（昭和二十七年労働省令第二十一号）

昭和二十九年四月一三日

〔三一四六〕労働省告示第二〇号

啓成会総合職業補導所の設置

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）による失業保険事業を実施するため、昭和二十八年十一月一日に次の総合職業補導所を設置した。

名 称 位 置

啓成会総合職業補導所 東京都豊島区巣鴨六丁目二十番地の二

昭和二十九年七月一日

〔三一四七〕労働省告示第三五号

共同作業所の設置

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）による失業保険事業を実施するため、次の共同作業所を設置する。

名 称 位 置

宮城共同作業所 宮城県仙台市南小泉字南屋敷一〇四番地の八

愛知共同作業所 愛知県宝飯郡一宮村大字一宮字上新切三三番地の

四三三番地の一〇〇

昭和三〇年四月一日

〔三―四八〕労働省令第八号

労働省組織規程の一部を改正する省令

労働省組織規程（昭和二十七年労働省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中第一号から第三号までを次のように改め、第四号を削り、第五号を第四号として第六号を第五号とする。

一 都道府県労働基準局及び管内の労働基準監督署の職員の人事並びに教養及び訓練に関する事。

二 都道府県労働基準局の所掌に係る事務に関する予算、決算及び会計に関する事。

三 都道府県労働基準局の所掌に係る事務に関する行政、財政及び物品に関する事。

第十七条但書中「第十三号」を「第十二号」に改め、同条中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和三〇年四月一日

〔三―四九〕労働省告示第一三三号

失業保険施設の設置

失業保険法（昭和二十二年法律第四百六十六号）による失業保険事業を実施するため、失業保険施設を次のとおり定め、昭和二十九年労働省告示第二十号（啓成会総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第二十九号（沼津総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第三十五号（宮城共同作業所及び愛知共同作業所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第三十六号（失業保険福利施設東京芝浦日雇労働者簡易宿泊所及び失業保険福利施設港灣寮設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十二号（大阪共同作業所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十三号（広島総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十四号（千葉総合職業補導所設置の告示）、昭

和二十九年労働省告示第四十六号（香川総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十七号（失業保険福利施設みなと寮及び失業保険福利施設名古屋港労働者簡易宿泊所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第四十九号（群馬総合職業補導所設置の告示）、昭和二十九年労働省告示第五十一号（岐阜総合職業補導所設置の告示）、昭和三十年労働省告示第二号（真駒内総合職業補導所設置の告示）、昭和三十年労働省告示第三号（神奈川県共同作業所及び兵庫共同作業所設置の告示）及び昭和三十年労働省告示第五号（愛知総合職業補導所設置の告示）は、廃止する。

失業保険施設

一、総合職業補導所

総合職業補導所名	位 置	設 置 年 月 日
啓 成 会	東京都豊島区	昭和二十八年十一月一日
沼 津	静岡県駿東郡清水村	昭和二十九年六月一日
江 東	東京都江東区	昭和二十九年六月十五日
愛 知	愛知県名古屋市	昭和二十九年七月一日
千 葉	千葉県千葉市	昭和二十九年七月二十七日
広 島	広島県広島市	昭和二十九年八月一日
群 馬	群馬県高崎市	昭和二十九年九月一日
香 川	香川県高松市	昭和二十九年九月一日
岐 阜	岐阜県稲葉郡那加町	昭和二十九年十月一日
直 轄	北海道札幌郡豊平町	昭和二十九年十一月十五日
山 口	山口県山口市	昭和三十年三月一日
埼 玉	埼玉県浦和市	昭和三十年四月一日
神 奈 川	神奈川県横浜市	昭和三十年四月一日
高 知	高知県高知市	昭和三十年四月一日
北九州（八幡職業補導部）	福岡県八幡市	昭和三十年四月一日
北九州（小倉職業補導部）	福岡県小倉市	昭和三十年四月一日

二、簡易福利施設

名 称	位 置	設 置 年 月 日
北九州（小倉職業補導部）	福岡県小倉市	昭和三十年四月一日

失業保険福利施設
東京芝浦日雇労働者
簡易宿泊所
失業保険福利施設
港湾寮
失業保険福利施設
みなと寮
失業保険福利施設
名古屋港労働者簡易
宿泊所
失業保険福利施設
清水港湾労働者ホー
ム

東京都港区
大阪府大阪市
神奈川県横浜市
愛知県名古屋
市
静岡県清水市
昭和二十九年五月一日
昭和二十九年六月十八日
昭和二十九年九月一日
昭和二十九年九月一日
昭和二十九年九月一日
昭和二十九年九月一日

三、共同作業所
共同作業所名
神奈川
兵庫
宮城
愛知
大阪
福岡

川
庫
城
知
阪
岡

相模原町
伊丹市
仙台市
宝飯郡一宮村
府堺市
小倉市

昭和二十九年二月一日
昭和二十九年四月一日
昭和二十九年七月一日
昭和二十九年七月一日
昭和二十九年七月十日
昭和二十九年十月一日

昭和三〇年六月一日
〔三一五〇〕労働省告示第一八号

失業保険施設設置の一部改正

昭和三十年四月十一日労働省告示第十三号（失業保険施設設置の告示）の一部を次のように改正する。

〔北九州（小倉職業補導部） 福岡県小倉市 昭和三十年四月一日〕を長

〔北九州（小倉職業補導部） 福岡県小倉市 昭和三十年四月一日〕に、
〔失業保険福利施設 清水港湾労働者ホーム 安〕を削る。

利施設
労働者ホーム
静岡県清水市
昭和三十年四月一日
「失業保険福利施設 清水港湾労働者ホーム 安」を削る。

静岡県清水市
昭和三十年四月一日
に改める。
広島県呉市
昭和三十年五月一日

昭和三〇年七月三〇日
〔三一五一〕政令第一四四号

労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働省組織令（昭和二十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。
目次中「（第二十八条―第三十五条）」を「（第二十八条―第三十五条の三）」に改める。

第二十五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。
六 婦人の内職及び家事サービス労働についての相談に関すること。
第二十八条を次のように改める。
（職業安定局の分課）
第二十八条 職業安定局に、失業対策部に置くものの外、左の六課を置く。

- 庶務課
- 失業保険課
- 雇用安定課
- 職業補導課
- 監督者訓練課
- 労働市場調査課

2 失業対策部に左の二課を置く。
企画課
業務課

第二十九条第二号中「（職業補導の事業に要するものを除く。）」を削る。

第二十九条第二号中「（職業補導の事業に要するものを除く。）」を削る。

第三十条を次のように改める。旅三十条 削除

第三十一条に次の号を加える。

四 国家公務員の他国会の議決を経た歳出予算によって給与が支給される者に対し失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）に規定する条件に従って行う退職手当の支給に関すること。

第三十二条中第六号を削り、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 海外に移住する労働者に関する事務で職業安定局の所掌に係るもの（職業補導課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

五 海外に移住する労働者に関する事務で職業安定局の所掌に係るものについて関係行政機関又は関係団体との連絡に関すること。

六 職業安定局の所掌に係る事務について賠償及び国際協力に伴う関係行政機関との連絡に関すること。

第三十三条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 海外に移住する労働者の職業補導に関すること。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（企画課）

第三十五条の二 企画課においては、左の事務をつかさどる。

一 失業対策に関する政策の樹立に関すること。

二 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）に規定する失業対策事業（以下単に「失業対策事業」という。）のための一般的計画の樹立に関すること。

三 失業対策事業に要する予算に関すること。

四 失業対策事業のうち特別失業対策事業に関すること。

五 緊急失業対策法に規定する公共事業における失業者の吸収に関すること。

六 雇用量の増加に関する企画についての関係行政機関との連絡に関すること。

七 部内の庶務に関すること。

八 前各号に掲げるものの外、失業対策部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

（業務課）

第三十五条の三 業務課においては、左の事務をつかさどる。

一 失業対策事業のうち、特別失業対策事業以外の事業（以下「一般失業対策事業」という。）の事業主体、種目及び規模等の決定に関すること。

二 一般失業対策事業の開始又は停止の時期等の決定に関すること。

三 一般失業対策事業に使用される失業者に支払われる賃金の額の決定に関すること。

四 一般失業対策事業に係る監査及び違反事項に係る措置に関すること。

五 前各号に掲げるものの外、一般失業対策事業に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

この政令は、昭和三十年八月一日から施行する。

附則

昭和三〇年八月五日

〔三一五二〕法律第一三二号

失業保険法中改正

失業保険法の一部を改正する法律

失業保険法（昭和二十二年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。

失業保険法目次及び題名を次のように改める。

失業保険法

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 被保険者（第六条―第十四条）

第三章 保険給付（第十五条―第二十七条）

第三章の二 福祉施設（第二十七条の二）

第四章 費用の負担（第二十八条―第三十八条）

第五章 日雇労働被保険者に関する特例（第三十八条の二―第三十八条の十五）

第六章 諮問機関（第三十九条）

第七章 審査の請求、訴願及び訴訟（第四十条―第四十六条）

第八章 雑則（第四十七条―第五十二条）

第九章 罰則（第五十三条―第五十五条）

附則

（編注 中略）

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 福祉施設

第二十七条の二 政府は、失業の予防、就職の促進その他被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進を図るため必要な施設を行うことができる。

前項の施設は、被保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない場合に限り、これらの者以外の者に利用させることができる。

(編注 中略)

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

(編注 中略)

14 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。
第十三条第一項の表目的の欄中「失業保険金の支給」の下に「その他失業保険」を加える。

昭和三〇年九月五日

(三一五三) 労働省告示第三二号

失業保険福祉施設設置

失業保険法(昭和二十二年法律第四百六十六号)第二十七条の二の規定に基き、失業保険福祉施設を別表の通り設置し、昭和三十年九月十一日から適用する。

昭和三〇年四月労働省告示第十三号は、廃止する。

別表

一、失業保険福祉施設総合職業補導所	設置場所
北海道	北海道札幌市
福島県	福島県福島市
群馬県	群馬県高崎市
埼玉県	埼玉県浦和市
千葉県	千葉県千葉市
東京都	東京都江東区
東京都	東京都豊島区
神奈川県	神奈川県横浜市
長野県	長野県長野市

岐 阜	岐阜県稲葉郡那珂町
沼 津	静岡県駿東郡清水村
愛 知	愛知県名古屋市中区
廣 島	広島県広島市中区
山 口	山口県山口市
香 川	香川県高松市
高 知	高知県高知市
北 九 州	福岡県八幡市
福岡県	福岡県小倉市
二、失業保険福祉施設簡易宿泊所	設置場所
東京	東京都港区
神奈川	神奈川県横浜市
静岡	静岡県清水市
愛知	愛知県名古屋市中区
大阪府	大阪府大阪市
広島	広島県呉市
三、失業保険福祉施設共同作業所	設置場所
宮 城	宮城県仙台市
神 奈 川	神奈川県高座郡相模原町
愛 知	愛知県宝飯郡一宮村
大 阪	大阪府堺市
兵 庫	兵庫県伊丹市
福 岡	福岡県小倉市

昭和三十一年三月三十一日

(三一五四) 政令第七〇号

労働省組織令の一部を改正する政令

(編注 前略)

第十六条中「七課」を「六課」に、「給与課」を「福利課」に改める。

第十八条第四号を次のように改める。

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の施行に関する事務の監察に関する事。

第二十二條及び第二十三條を次のように改める。

（福利課）

第二十二條 福利課においては、左の事務をつかさどる。

一 賃金、給料その他の給与に関すること。

二 労働者の福利厚生に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三 技能者の養成に関すること。

四 労働能率の増進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

五 中央賃金審議会及び地方賃金審議会に関すること。

六 技能者養成審議会に関すること。

第二十三條 削除

第二十七條第三号中「調査及び啓もう」を「調査、啓もう及び相談」に改める。

第二十八條第一項中「六課」を「五課」に改め、「監督者訓練課」を削る。

第三十三條第四号中「職業補導」の下に「及び監督者訓練」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 監督者訓練に関すること。

（編注 中略）

附則

この政令は、昭和三十一年四月一日から施行する。

昭和三十三年五月二〇日

〔三一五五〕法律第一二六号

労働福祉事業団法

目次

第一章 総則（第一条―第七条）	……………
第二章 役員及び職員（第八条―第十八条）	……………
第三章 業務（第十九条―第二十条）	……………

第四章 財務及び会計（第二十一条―第三十一条）	……………
第五章 監督（第三十二条―第三十三条）	……………
第六章 雑則（第三十四条―第三十八条）	……………
第七章 罰則（第三十九条―第四十条）	……………
附則（一条―三条）	……………

第一章 総則

（目的）

第一条 労働福祉事業団は、労働者災害補償保険の保険施設及び失業保険の福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行うことにより、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（法人格）

第二条 労働福祉事業団（以下「事業団」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、労働大臣の認可を受けて必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第四条 事業団の資本金は、附則第六条第一項の規定により政府が出資した額と、附則第十条第一項の規定により事業団の設立に際し地方公共団体が出資した額の合計額とする。

2 事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定により事業団がその資本金を増加するときは、事業団に出資することができる。

4 政府は、前項の規定により事業団に出資するときは、土地、建物その他の土地の定着物又は物品「以下本条中「土地等」という。）を出資の目的とすることができる。

5 前項の規定により出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項に規定する評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定める。

（登記）

第五条 事業団は 政令に定めるところにより、登記しなければならない。
2 前項の規定により登記しなければならない事項は登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することはできない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、労働福祉事業団という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第八次 事業団に、役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第九条 理事長は事業団を代表しその業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は事業団の業務を監査する。

(役員任命)

第十条 理事長及び監事は労働大臣が任命する。

2 理事は理事長が労働大臣の認可を受けて任命する。

(役員任期)

第十一条 役員任期は、四年とする。ただし、補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

(役員欠格条項)

第十二条 次の各号の一に該当する者は役員となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員(人事院が指定する非常勤の者を除く。)

地方公共団体の議会の議員または地方公共団体の長若しくは常勤の職員

二 政党の役員

三 物品の製造若しくは販売若しくは工事の請負を業とする者であつて事業団と取引上密接な利害関係を要するもの又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

四 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員任期)

第十三条 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼務禁止)

第十四条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員任命)

第十七条 事業団の職員は理事長が任命する。

(役員及び職員公務員たる性質)

第十八条 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の通用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三条第一項(保険施設の種類)の保険施設のうち、療養施設、職業再教育施設その他政令で定める

施設の設置及び運営を行うこと。

二 失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）第二十七条の二第一項（福祉施設）の施設のうち、政令で定める職業訓練施設、宿泊施設その他の施設の設置及び運営を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託を受けて、同項第一号又は第二号に掲げる施設を利用して、労働者の福祉の増進を図るため必要な業務を行うことができる。

（業務方法書）

第二十条 事業団は、業務開始の際、労働大臣の指示する方針に従って業務方法書を作成し、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、労働省令で定める。

第四章 財務及び会計

（事業年度）

第二十一条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

（予算等の認可）

第二十二条 事業団は、毎事業年度、労働大臣の指示する方針に従って、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（決算）

第二十三条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結したければならない。

（財務諸表）

第二十四条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下本条中「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による労働大臣の承認を受けた財務諸表を各事務所に備えて置かなければならない。

（利益及び損失の処理）

第二十五条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（一時借入金）

第二十六条 事業団は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。

（交付金）

第二十七条 政府は、予算の範囲内において、事業団に対し、第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

（余裕金の運用）

第二十八条 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の取得

二 銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

（財産の処分等の制限）

第二十九条 事業団は、労働省令で定める財産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供しようとするときは、労働省令で定める場合を除き、労働大臣の認可を受けなければならない。

（規程）

第三十条 事業団は、業務開始の際、次の事項について規程を定め、労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 会計に関する事項

二 役員及び職員の給与及び退職手当に関する事項

（労働省令への委任）

第三十条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第五章 監督

（監督）

第三十二条 事業団は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 労働大臣は、必要があると認めるときは、事業団に対して業務及び資産の状況に関し報告させ、又はその職員に事業団の事務所若しくは事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(解散)

第三十四条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(恩給)

第三十五条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員(以下本条中「公務員」という。)又は同条に規定する公務員とみなされる者(以下本条中「公務員とみなされる者」という。)が引き続き事業団の役員又は職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号。以下「法律第七十七号」という。)附則第十条(公務員から都道府県又は特別区の職員となつた者の恩給取扱)の規定の適用については、同条第一項中「引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し」とあるのは、「引き続き公務員若しくは公務員とみなされる者又は労働福祉事業団の役員若しくは職員として在職し」と読み替えるものとする。

2 他の法律の規定において法律第七十七号附則第十条の規定を準用するとは、前項の規定により読み替えられた同条第一項の規定を準用するものとする。

3 事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が、引き続き事業団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたとき(事業団の成立の際現に公務員又は公務員とみなされる者として在職する者が引き続き公務員又は公務員とみなされる者として在職し、更に引き続き続いて事業団の役員又は職員となり、更に引き続き公務員又は公務員とみなされる者となつたときを含む。)は、その公務員又は公務員とみなされる者に給すべき

普通恩給については、当該事業団の役員又は職員としての在職年月数を公務員又は公務員とみなされる者としての在職年月数に通算する。

4 第一項(他の法律の規定において第一項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び前項の規定は、事業団の役員又は職員となるまでの公務員又は公務員とみなされる者としての在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達する者については、適用しないものとする。

5 第三項の規定の適用を受ける者については、恩給法第六十四条ノ二(再就職の場合の普通恩給)の規定の適用又は準用については、事業団の役員または職員としての就職を再就職とみなす。

第三十六条 事業団は、前条第一項(他の法律の規定において同項の規定により読み替えられた法律第七十七号附則第十条第一項の規定を準用するときを含む。)及び第三項の規定の適用を受ける事業団の役員若しくは職員であった者又はその遺族の恩給の支払に充てる金額を、政令で定めるところにより、国庫又は地方公共団体に納付するものとする。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第四条第二項(資本金増加の認可)、第二十条第一項(業務方法書の認可)、第二十二条(予算等の認可)第二十六条第一項(一時借入金金の認可)、第二十九条(財産処分等の制限)又は第三十条(規程の認可)の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十条第二項業務方法書に記載すべき事項、第二十九条又は第三十一条(財務会計に関する事項の省令委任)の規定により労働省令を定めようとするとき。

三 第二十四条第一項(財務諸表の承認)の規定による承認をしようとするとき。

四 第二十八条(余裕金の運用)第二号の規定による指定をしようとするとき。

(他の法令の準用)

第三十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)その他政令で定める法令については、政令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十九条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、

その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第五条第一項〔登記義務〕の規定に違反して登記することを怠ったとき。

三 第十九条〔業務の範囲〕に規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第二十八条〔余裕金の運用〕の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十二条第二項〔監督上の命令〕の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

六 第三十三条第一項〔報告及び検査〕の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を否み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十条 第六条〔名称の使用制限〕の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 労働大臣は、第十条第一項〔役員員の任命〕の規定の例により、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、その旨を労働大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第二項の事務の引継を受けたときは、その引継を受けた日において、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

(事務の引継)

第五条 政府は、事業団の設立に際し、労働者災害補償保険法第二十三条第一項の保険施設及び失業保険法第二十七条の二第一項の施設であつて、事業団がその成立の日において第十九条〔業務の範囲〕第一項第一号及び第二号の規定により行うこととされている業務に相当するものに関する事務を事業団に引き継ぐものとする。

(設立に際しての出資)

第六条 政府は、事業団の設立に際し、その際現に有する前条に規定する保険施設及び施設の用に供する不動産及びこれに附属する物品その他事業団がその業務を行うに必要と認められる財産を目的として、これらの財産の価額の合計額に相当する額を事業団に出資するものとする。

2 第四条第五項「土地等の価額」及び第六項「評価委員等についての政令委任」の規定は、前項の規定による政府の出資について準用する。

(最初の事業年度の特例)

第七条 事業団の最初の事業年度は、第二十一条〔事業年度〕の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の業務については、第十九条第一項中「施設の設定及び運営」とあるのは、「施設の運営」と読み替えるものとする。

第九条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(地方公共団体の出資)

第十条 地方公共団体は、当分の間、自治庁長官の承認を受けて、事業団に出資することができる。

2 第四条〔資本金〕第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地方公共団体の出資について準用する。

(労働者災害補償保険法の改正)

第十一条 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一項を加える。

(失業保険法の改正)

第十二条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第二十七条の二に次の一項を加える。

政府は、第一項の施設のうち、労働福祉事業団法(昭和三十三年法律第二百二十六号)第十九条第一項第二号に掲げるものを労働福祉事業団に行わせるものとする。

(労働者災害補償保険特別会計法の改正)

第十三条 労働者災害補償保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十一号)の一部を

次のように改正する。

第三条中「保険施設費」の下に、「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(失業保険特別会計法の改正)

第十四条 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「保険施設費」の下に、「労働福祉事業団への出資金及び交付金」を加える。

(登録税法の改正)

第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「石炭工業整備事業団」の下に、「労働福祉事業団」を、「石炭鉱業合理化臨時措置法」の下に、「労働福祉事業団法」を加え、同条第十八号中「日本開発銀行」の下に、「労働福祉事業団」を加え、同条に次の一号を加える。

二十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九条ノ業務ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ権利ノ取得又ハ所有権ノ保存ノ登記(印紙税法の改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ二 労働福祉事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の改正)

第十七条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の七の次に次の一号を加える。

四の八 労働福祉事業団

(法人税法の改正)

第十八条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「森林開発公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

(地方税法の改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第二号中「森林開発公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

十 労働福祉事業団が労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二百二十六号)第

十九条第一項第一号及び第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第三百四十八条第二項に次の一号を加える。

十七 労働福祉事業団が労働福祉事業団法第十九条第一号及び第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの。

(行政管理庁設置法の改正)

第二十条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「及び森林開発公団」を、「森林開発公団及び労働福祉事業団」に改める。

(建設省設置法の改正)

第二十一条 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号の二中「日本道路公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

(労働省設置法の改正)

第二十二条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十三号の次に次の一号を加える。

一三の二 労働福祉事業団法(昭和三十二年法律第二十六号)に基づいて、労働福祉事業団に対し、認可、承認その他監督を行う事。

第五条の二に次の二項を加える。

3 大臣官房に労働福祉事業団監理官一人を置く。

4 労働福祉事業団監理官は、命を受けて、次条第一項第十一号の三に規定する事務を行う。

第六条第一項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 労働福祉事業団の業務の監督その他労働福祉事業団法の施行に関すること。

(北海道開発法の改正)

第二十三条 北海道開発法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「日本住宅公団」の下に、「労働福祉事業団」を加える。

昭和三十三年六月一日

〔三一五六〕人事院公示第四号

労働福祉事業団法に基く非常勤職員の指定に関し決定

人事院は、労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第二百二十六号）に基く非常勤職員の指定に関し、次のとおり決定した。

- 一 労働福祉事業団法第十二条第一号の規定により、非常勤の委員、顧問、講師、調査員、研究員その他これらに類する職員を指定する。
- 二 この指定は、公示の日からその効力を有するものとする。

昭和三十三年六月二十八日

〔三一五七〕政令第一六一号

労働福祉事業団法施行令

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百二十六号）第四条第六項及び第三十八条の規定に基き、この政令を制定する。

（評価委員の任命）

第一条 労働福祉事業団法第四条第五項に規定する評価委員は、労働大臣が、必要のつど、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ一人ずつ任命する。

- 一 大蔵省の職員
- 二 労働省の職員
- 三 労働福祉事業団（以下「事業団」という。）の役員
- 四 事業団に出資した地方公共団体の長が推薦した者
- 五 学識経験のある者

2 労働大臣は、評価に係る財産の出資者中にはじめて事業団に出資する地方公共団体があるときは、前項の規定による評価委員のほか、その地方公共団体の長が推薦した者のうちから一人を評価委員として任命しなければならない。

（評価額の決定）

第二条 評価額は、評価委員の過半数の一致によって定める。

（省令への委任）

第三条 前二条に定めるもののほか、評価委員その他評価に関し必要な事項は、労働

省令で定める。

（他の法令の準用）

第四条 次の法令の規定については、事業団を国とみなして、これらの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「その主務大臣」又は「主務大臣」とあるのは、それぞれ「労働福祉事業団」と読み替えるものとする。

- 一 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条（国の開設する施設の特例）
 - 二 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（医療機関の指定）
 - 三 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条（国等の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例）
 - 四 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項（指定医療機関）
 - 五 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第三十五条第一項（国等の開設する覚せい剤施用機関における届出等の義務者の変更）及び第三十七条（国の開設する覚せい剤施用機関の特例の省令委任）
 - 六 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条（法の適用に関する特例）、第三条第一項（国の開設する病院等に対する法の適用除外）及び第四条の三（読替規定）
- 2 労働省令で定める省令については、労働省令で定めるところにより、事業団を国とみなして、これらの省令を準用する。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。
第七十四条の五十五第一項第四号中「又は公営企業金融公庫」を「公営企業金融公庫または労働福祉事業団」に改める。

昭和三十三年七月一日

〔三一五八〕労働省訓令第三号

労働福祉事業団法監理官監督規程

労働福祉事業団監理官監督規程を次のように定める。

（通則）

第一条 労働福祉事業団監理官（以下「監理官」という。）は、この規程の定めるところにより、労働福祉事業団（以下「事業団」という。）の業務の監督及び指導その他の事務を行うものとする。

（会議への出席等）
 第二条 監理官は、事業団の理事会その他の会議に出席し、意見を述べることができ
 る。

（報告又は帳簿等の提出）
 第三条 監理官は、職務の遂行上必要があると認めるときは、事業団に対して報告を
 させ、又は帳簿、書類等の提出を求めることができる。

（法令違反等に対する措置）
 第四条 監理官は、事業団に法令に違反する行為があると認めるとき、又は事業団の
 業務若しくは財産の状況に関し特に注意を要する事項があると認めるときは、すみ
 やかに上司に報告して、その指揮を請わなければならない。

（運営方針等に関する意見の具申）
 第五条 監理官は、事業団の運営方針又は業務の改善を要する事項のうち重要なもの
 について意見があるときは、上司に申し述べるとする。

（申請書等の検印及び副申）
 第六条 監理官は、事業団から労働大臣に提出する申請書、報告書その他の書類を検
 印し、意見があるときは、その意見を副申しなければならない。

附則
 この訓令は、公布の日から施行する。

昭和三十一年一〇月一日

〔三一五九〕政令第三〇一号

労働福祉事業団が管理する福祉施設を定める件

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十一年法律第二百二十六号）第十九条第一項
 第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働福祉事業団法第十九条第一項第二号の政令で定める失業保険の福祉施設
 は、次のとおりとする。

一 職業訓練施設

名	称	位置
失業保険福祉施設	北海道総合職業補導所	小樽市
失業保険福祉施設	福島総合職業補導所	福島市
失業保険福祉施設	茨城総合職業補導所	水戸市
失業保険福祉施設	栃木総合職業補導所	宇都宮市
失業保険福祉施設	群馬総合職業補導所	高崎市
失業保険福祉施設	岐阜総合職業補導所	岐阜県稲葉郡那珂町
失業保険福祉施設	島根総合職業補導所	松江市
失業保険福祉施設	岡山総合職業補導所	岡山市
失業保険福祉施設	広島総合職業補導所	広島市
失業保険福祉施設	北九州総合職業補導所	八幡市
八幡職業補導部		
失業保険福祉施設	北九州総合職業補導所	小倉市
小倉職業補導部		

二 宿泊施設

名	称	位置
失業保険福祉施設	東京芝浦日雇労働者簡易宿泊所	東京都
失業保険福祉施設	東京第二芝浦日雇労働者簡易宿泊所	東京都
失業保険福祉施設	みなと寮	横浜市
失業保険福祉施設	みなと会館	新潟市
失業保険福祉施設	清水港湾労働者ホーム	清水市
失業保険福祉施設	名古屋港湾労働者簡易宿泊所	名古屋市
失業保険福祉施設	浪速寮	大阪市
失業保険福祉施設	港寮	大阪市
失業保険福祉施設	平安寮	神戸市
失業保険福祉施設	門司司	門司市
失業保険福祉施設	八幡	八幡市

附則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和三十一年一月一日

〔三一六〇〕政令第三二四号

労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働福祉事業団法第十九条（事業団の業務の範囲）第一項第二号の政令で定める失業保険の福祉施設は、次のとおりとする。

一 職業訓練施設

名	称	位 置
失業保険施設中央職業訓練所		東京都北多摩郡小平町
失業保険施設北海道総合職業訓練所		小樽市

二 宿泊施設

名	称	位 置
失業保険福祉施設東京芝浦日雇労働者簡易宿泊所		東京都
失業保険福祉施設東京第二芝浦日雇労働者簡易宿泊所		東京都

附則

この政令は、公布の日から施行する。

昭和三十三年三月三十一日

（三一六一）政令第五六号

労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令

内閣は、労働福祉事業団法（昭和三十二年法律第二百二十六号）第十九条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

労働福祉事業団が監理する失業保険の福祉施設を定める政令（昭和三十三年政令第三百一十号）の一部を次のように改正する。

第一号の表中

失業保険福祉施設北海道総合職業補導所	小樽市
--------------------	-----

を

失業保険福祉施設北海道総合職業補導所	小樽市
失業保険福祉施設青森総合職業補導所	青森市

に、

失業保険福祉施設宮城総合職業補導所	宮城県宮城郡多賀城町
-------------------	------------

を

失業保険福祉施設宮城道総合職業補導所	宮城県宮城郡多賀城町
失業保険福祉施設山形総合職業補導所	山形市

に、

失業保険福祉施設江東総合職業補導所	東京都
-------------------	-----

を

失業保険福祉施設江東総合職業補導所	東京都
失業保険福祉施設八王子総合職業補導所	八王子市

に、

失業保険福祉施設新潟総合職業補導所	長岡市
-------------------	-----

を

失業保険福祉施設長岡総合職業補導所	長岡市
失業保険福祉施設富山総合職業補導所	高岡市
失業保険福祉施設石川総合職業補導所	金沢市

に、

失業保険福祉施設沼津総合職業補導所	静岡県駿東郡清水村
-------------------	-----------

を

失業保険福祉施設静岡総合職業補導所	静岡市
-------------------	-----

に、

失業保険福祉施設愛知総合職業補導所	名古屋市
-------------------	------

を

失業保険福祉施設愛知総合職業補導所	名古屋市
失業保険福祉施設滋賀総合職業補導所	大津市
失業保険福祉施設大阪総合職業補導所	布施市
失業保険福祉施設兵庫総合職業補導所	尼崎市

に、

失業保険福祉施設山口総合職業補導所	
-------------------	--

を

失業保険福祉施設山口総合職業補導所	山口市
失業保険福祉施設徳島総合職業補導所	徳島市

に、

失業保険福祉施設北九州総合職業補導所	小倉市
--------------------	-----

を

失業保険福祉施設北九州総合職業補導所	小倉市
失業保険福祉施設宮崎総合職業補導所	宮崎市
失業保険福祉施設鹿児島総合職業補導所	鹿児島市

に、

改める。

第二号の表中

失業保険福祉施設名古屋港湾労働者簡易宿泊所	名古屋市
-----------------------	------

を

失業保険福祉施設名古屋港湾労働者簡易宿泊所	名古屋市
失業保険福祉施設名古屋第二港湾労働者簡易宿泊所	名古屋市

に、

「失業保険福祉施設平安」具市

「失業保険福祉施設平安」	呉市	を	寮 失業保険福祉施設下関 簡易宿泊所	下関市	に、
--------------	----	---	--------------------------	-----	----

改める。

第二号の次に次の一号を加える。

三 その他の福祉施設

名	称	位	置
失業保険福祉施設	板橋労働福祉館	東京都	
失業保険福祉施設	野田労働福祉館	大阪市	
失業保険福祉施設	大浪速労働福祉館	大阪市	
失業保険福祉施設	岡山労働福祉館	岡山市	
失業保険福祉施設	久留米労働福祉館	久留米市	
失業保険福祉施設	大牟田労働福祉館	大牟田市	

附則

この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。

昭和三十三年五月二日

〔三二六二〕法律第一三三三号（「職業訓練法」附則）

労働省設置法の一部改正

第十条 労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

正する。

第三条第四号中「補導」を削り、同条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 職業訓練に関する事務及び技能検定

第四条中第四十四号を第四十八号とし、第四十三号の次に次の四号を加える。

四十四 職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）に基いて、職業訓練計画及び職業訓練の基準を定めること。

四十五 職業訓練法に基いて、市町村等が行う職業訓練に係る認可を行うこと。

四十六 職業訓練指導員免許及び職業訓練指導員試験を行うこと。

四十七 職業訓練法に基いて、技能検定を行うこと。

第五条第二項中「失業対策部」の下に「及び職業訓練部」を加える。

第十条第一項第二号中「指導及び補導」を「及び指導」に改め、同項第四号の次に次の一号を加え、同項第八号中「及び緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）」を「緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）及び職業訓練法」に改める。

る。

四の二 職業訓練及び技能検定に関すること。
第十条に次の一項を加える。

3 職業訓練部は、第一項第四号の二に掲げる事務及び同項第八号に掲げる事務のうち職業訓練法の施行に関するものをつかさどる。

第十三条第一項 技能者養成
労働基準法第七十条の規定に基いて発する命令に関する事項その他技能者の養成に
関する重要事項を調査審議すること。

地方職業安定審議会
都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。

地方職業安定審議会
都道府県知事の諮問に応じ、公共職業安定所の業務その他職業安定法の施行に関する重要事項を調査審議すること。
労働大臣の諮問に応じ、職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議すること。

に改める。

昭和三十三年六月三〇日

〔三二六三〕政令第一九四号

労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第六項の規定に基づき、この政令を制定する。

労働省組織令（昭和二十七年政令第三百九十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の三」を「第三十五条の五」に改める。

第二十二条中第三号及び第六号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第二十八条第一項中「失業対策部」の下に「及び職業訓練部」を加え、「五課」を「四課」に改め、「職業補導課」を削り、同条に次の一項を加える。

3 職業訓練部に左の二課を置く。
管理課
指導課

第三十二条第四号中「職業補導課」を「職業訓練部」に改める。

第三十三条及び第三十四条を次のように改める。

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条の三の次に次の二条を加える。

(管理課)

第三十五条の四 管理課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業訓練部の所掌に係る事務一般に関する企画及び連絡調整に関すること。
- 二 職業訓練計画の策定その他職業訓練に関する施策の樹立に関すること。
- 三 職業訓練及び技能検定に要する予算に関すること。
- 四 職業訓練に関する助言、勧告及び命令に関すること(指導課の所掌に属するものを除く)。
- 五 職業訓練法(昭和三十三年法律第百三十三号)第十二条第一項の規定による認可に関すること。
- 六 中央職業訓練審議会に関すること。
- 七 部内の庶務に関すること。
- 八 前各号に掲げるものの外、職業訓練部の所掌に係る事務で他の所掌に属しないもの。

(指導課)

第三十五条の五 指導課においては、左の事務をつかさどる。

- 一 職業訓練の基準の設定に関すること。
- 二 職業訓練に関する技術的な事項についての助言、勧告及び命令に関すること。
- 三 事業内職業訓練の認定に関すること。
- 四 認定職業訓練その他の事業内職業訓練に関する援助に関すること。
- 五 職業訓練指導員免許及び職業訓練指導員試験に関すること。
- 六 職業訓練指導員の訓練に関すること。
- 七 技能検定に関すること。
- 八 海外に移住する労働者の職業訓練に関すること。

附 則

1 この政令は、昭和三十三年七月一日から施行する。

2 技能者養成審議会令(昭和二十二年政令第二百三十号)は、廃止する。

昭和三十三年七月一日

(三一六四) 労働省令第一六号(「職業訓練法施行規則」附則)

労働省組織規程の一部改正

第六条 労働省組織規程(昭和二十七年労働省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第六号を第五号とする。

昭和三十三年七月一日

(三一六五) 労働省令第一六号(「職業訓練法施行規則」附則)

労働福祉事業団法施行規則の一部改正

第七条 労働福祉事業団法施行規則(昭和三十三年労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「事業団」を「労働福祉事業団(以下「事業団」という。)」に改める。

第十一条第二項中「第四条に規定する」を「第五条第二項の共通勘定、労災保険施設勘定及び失業保険施設勘定の」に改める。

第IV編
法令編

第IV編
法令

IV 1部 一般労務・職業指導関係

昭和二〇年一月一日

〔四一—一〕厚生省令第四〇号

勤勞配置規則

第一章 総 則

第一条 昭和二十年勅令第五百六十六号附則第五項の規定ニ基ク従業者ノ勤勞配置ニ関スル命令ハ本令ノ定ムル所ニ依ル

第二章 職業指導

第二条 地方長官（東京都ニ在リテハ警視總監以下同ジ）ハ庁府県高等官中ヨリ職業指導官ヲ命ジ求職者ニ付テノ就職スベキ職業等ニ関スル希望、就職ノ条件其ノ他就職ニ関スル必要ナル事項ノ調査其ノ他必要ナル職業指導ニ関スル事務ニ従事セシムベシ

地方長官必要アリト認ムル時は学識経験アル者ニ囑託シ職業指導官ノ行フ事務ノ一部ヲ補助セシムベシ

第三条 地方長官必要アリト認ムル時は求職者ニ対シ其ノ就職前ニ於テ勤勞適性検査又ハ勤勞訓練ヲ受ケシムルコトヲ得

第三章 雇入及就職

（編注…中略）

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和二〇年一月一日

〔四一—一〕厚生省告示第一一六号

職業紹介業務規程左ノ通定メ昭和十六年十二月厚生省告示第五百八十八号職業紹介規程及昭和十七年二月厚生省告示第四十四号ハ之ヲ廃止ス

職業紹介業務規程（抄）

第一章 総 則

第一条 職業紹介法ニ依リ政府ノ管掌スル職業紹介事業ノ業務ニ付テハ別ニ定ムルモノヲ除ク外本規程ニ依ル

第二条 職業紹介事業ハ国民ノ完全就職ヲ目途トシ求人者並ニ求職者ノ個別的事情ヲ考慮ノ上勞務ノ適正ナル配置ヲ図ルモノトス

第三条 勤勞署ノ職員ニシテ職業紹介ニ関スル事務ニ従事スルハ勤勞署ノ利用者ニ対シテ懇切丁寧ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ為シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ属スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スベカラズ

第二章 求 人（編注…中略、以下同様）

第三章 求 職

第四章 連 絡

第五章 求人又ハ求職ノ開拓

第六章 紹 介

第七章 職業ノ相談及輔導

第三十一条 勤勞署ハ職業（自営業開業ヲ含ム）ニ関スル指導ヲ受ケントスル者ニ対シテハ職業ノ相談其ノ他必要ナル啓蒙ヲ為シ適當ナル斡旋ヲ為スモノトス

第三十二条 勤勞署ハ職業選択ニ関シ指導ヲ受ケントスル者ニ対シテハ其ノ身体個性家庭事情等ヲ考慮スルト共ニ職業ノ特質及将来性就業場所其ノ他求人事情等ヲ参酌シテ適職選定ノ相談ニ応ズルモノトス

第三十三条 勤勞署ハ第三十一条及前条ニ依ル職業相談ノ顛末ヲ所定ノ職業相談票ニ記載スベシ

第三十四条 勤勞署ハ必要ニ応ジ其ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ対シ其ノ赴任ニ関シ必要ナル斡旋ヲ為スベシ

第三十五条 勤勞署ハ其ノ管内ニ就職セル者ニ対シ必要ナル輔導ヲ行フモノトス

昭和二二年三月二日

〔四一—一三〕厚生省・内務省訓令第一号（厚生大臣・内務大臣より東京都長官・北海道庁長官・府県知事宛）

今や我国ハ平和日本ノ建設ニ新ナル發足ヲ爲シツツアリト雖モ現下ノ當面セル事態ハ洵ニ深刻ニシテ容易ナラザルモノアリ、此ノ際更ニ注意ヲ高メ万難ヲ克服シテ国家ノ再建ニ邁進セザルベカラズ

准フニ国民ノ健全ナル職業ヲ確保シ完全就業ヲ期スルハ一ハ以テ民生ノ安定ヲ図リ一ハ以テ産業ノ振興ニ資スル所以ニシテ実ニ平和日本建設ノ基盤ヲ爲スモノト謂フベシ

即チ政府ハ現下ノ經濟危機ニ對處シ諸般ノ施策ヲ實施スルニ當リ其ノ重要ナル一環トシテ國民ノ就業封策ニ付亦必要ナル措置ヲ講ゼントス而シテ其ノ期スル所ハ一ニ國民ヲシテ自主自立ノ高邁ナル精神ト旺盛ナル勤勞意欲ノ下平和且ツ生産的生活ヲ確保享受セシメントスルニ在リ

各位ハ現下ノ事態ノ依テ來ル因由ニ深キ省察ヲ加ヘ愈々同胞相愛ノ熾烈ナル信條ニ徹シ外、廣ク關係方面トノ提携ヲ緊密一体ナラシメ内、部内ノ強化ニ努メ特ニ勤勞署ノ機能ノ十全ナル發揮ヲ図リ克ク失業者ノ物心両面ニ亘ル生活ノ実相ヲ把握理解シ他面各般ノ産業事情ヲ審ニシ職業ノ積極的開拓ニ足ラフ壓ハズ以テ失業者ノ最後ノ一人ニ至ル迄之ガ健全ナル職業ノ確保ニ萬遺憾ナキヲ期スベシ

昭和二十二年三月三十一日

〔四一—四〕法律第二五号

教育基本法

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

第一条（教育の目的） 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

第二条（教育の方針） 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において

実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によって、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

第三条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

第四条（義務教育） 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

第五条（男女共学） 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

第六条（学校教育） 法律の定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

第七条（社会教育） 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

第八条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

第九条（宗教教育） 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他

宗教的活動をしてはならない。

第十条（教育行政） 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するために必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

第十一条（補則） この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

昭和二年九月一日

〔四―一―五〕 労働省訓令第一号（都道府県・都道府県労働基準局宛）

最近労働問題の重要性は愈々加わり、これに伴って労働行政は益々繁劇化して来たのであるが、労働行政従事者が従来払われた献身的な努力と労苦に対して、ここに深い感謝と敬意を表するものである。

多年の懸案であった労働省は、愈々本日附を以て新しく発足することとなったが、労働省設置の目的は、労働省設置法第一條に明記された通り、労働者の福祉と職業の確保とを図り、もって経済の興隆と国民生活の安定とに寄與することにある。

思うに、終戦後の混乱した日本経済を立ち直らせて、これを再建の軌道に乗せるとともに、国民生活の安定を図ることは、現下喫緊の要務である。しかしてこの問題に対する政府の施策の根幹となるべきものは、いうまでもなく労働政策である。労働者の福祉と職業の確保とを因って労働問題を円滑に解決処理し、労働者の生活権を保障するとともに、労働者の生産性を思う存分に發揮させることなくしては、日本経済の再建も、国民生活の安定も、成り立つことは不可能である。労働省の新設された所以は、実にここに存するのである。

このような労働省の使命と、労働行政の本質に鑑み、労働行政に従事する者の日常の心構えとして特に重要なものは、次の二点であると考えられる。

第一に、労働省は公共に奉仕することを本旨とする省であり、労働行政に従事する者は常に労働者の福祉と国民生活の安定とを念頭に置き、理解ある親切な態度をもつて国民に接しなければならない。

第二に、労働行政は最も能率的に運営され、常に時代の要請に応えなければならない。即ち、手続と事務の処理は、あくまで簡易迅速を旨とし、いさゝかも停滞遅延する如きことがあつてはならない。

特に、労働行政の第一線機関である労政事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所の窓口における事務の運営は、右の二点の趣旨を体して行うことが最も緊要であることを銘記し、第一線の窓口を国民の要望に向つて解放し、利用者に対して積極的な便宜を供與し、もつてその信頼を勝ち得る如く事務の取扱に留意する事が必要である。

労働行政が円滑に運営され、労働省の施策が所期の成果を収めるか否かは、一に懸つて労働行政に従事する者の活動と努力如何にある。労働行政に従事する者は、よく以上の趣旨を体得し、もつて職責の完遂に全幅の努力を拂われたい。

昭和二年一〇月三十一日

〔四―一―六〕 労働省令第八号

女子年少者労働基準規則

第一条 法第五十六條第一項但書の規定による義務教育の課程は、学校教育法第九十条の規定による課程とする。但し、昭和二十一年度以前の国民学校修了者にあつては、国民学校令による国民学校初等科の課程及びこれと同等以上と認められる課程とする。

第二条 満十八歳に満たない者を使用する使用者は、法第十七条第一項の規定により、その年令を証明する戸籍証明書を、その者から提供を受けて事業場に備え付けなければならない。

前項の証明書は、使用者が満十八歳に満たない者の使用をやめるに至つた場合は遅滞なく、これをその者に返還しなければならない。

第三条 満十五歳に満たない児童で就業しようとする者（満十四歳以上で義務教育の課程を終了した者を除く。）は、法第五十六條第二項の規定により労働基準監督署から様式第一号の就業許可申請書用紙の交付を受け、必要事項を記載の上、学校長及び親権者又は後見人の署名を受け、使用者たるべき者と連名で、その年令を証明する戸籍証明書を添えて、親権者又は後見人の立会のもとに、これをその住所地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

前項の就業許可申請書の作成にあたっては、使用者たるべき者、学校長及び親権

者又は後見人は、それぞれ所要の事項を記入しなければならない。

第四條 児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、前条の就業許可申請書について、児童の就業を許可する場合は、様式第二号の使用許可証明書を使用者たるべき者に交付すると共に、児童にその旨を通知し、許可を與えない場合は、就業許可申請書にその事由を記入して、その年令を証明する戸籍証明書を添えて、児童に返還すると共に、その旨を使用者たるべき者に通知しなければならない。

労働基準監督署長は、前項の使用許可証明書に、法第五十六條第二項の規定による許可及び法第五十七條第二項の規定による学校長の証明書並びに親権者又は後見人の同意書の内容を記載しなければならない。

第五條 第三條及び第四條の規定にかかわらず、児童及び親権者又は後見人が自ら出頭し、がたい事情があるときは、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、臨時使用許可証明書を交付することができる。

前項の規定により臨時使用許可証明書を交付した場合、児童の住所地を管轄する労働基準監督署長は、実情を調査した後、これを第四條第一項の規定による使用許可証明書となすことができる。

第六條 満十五歳に満たない児童（満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を除く。）を使用する使用者は、前二條の使用許可証明書を事業場に備え付けなければならない。

児童の使用は、使用許可証明書に記載された条件においてのみ有効であり、且つ、児童が二以上の業務に就く場合は、夫々の使用者がこれを備え付けなければならない。

児童の使用許可証明書を備え付ける使用者は、これを法第五十七條第一項の規定による戸籍証明書及び法第五十七條第二項の規定による学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書に代えることができる。

使用者は、児童の使用をやめるに至った場合においては、使用許可証明書を交付を受けた労働基準監督署長に遅滞なく返還しなければならない。

第七條 使用許可証明書が汚損又は滅失した場合は、使用者は、遅滞なく、その事由を証明する書類を添えて再交付を申請しなければならない。

第八條 使用許可証明書交付の後、就業許可申請書の記載に虚偽又は不正があることを発見した場合又は児童の就業が児童の健康、教育及び福祉に有害であると認められた場合において、労働基準監督署長は、使用者に対し、児童の使用を一時停止せしめ、事情を聴取した後、許可を取消さなければならない。

第九條 満十五歳未満満十四歳以上で義務教育の課程を修了した者を使用する使用者

は、その者の年令を証明する戸籍証明書と共に修了を証明する学校長の証明書又は卒業證書の写を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、児童の使用をやめるに至った場合は、前項の証明書又は写を、遅滞なく児童に返還しなければならない。

第十條 法第五十八條第二項の規定による行政官庁の契約の解除は、様式第三号により所轄労働基準監督署長が行う。

第十一條 法第六十二條第三項の規定により労働をさせる使用者は、様式第四号により所轄労働基準監督署長の許可を受けなければならない。

第十二條 法第六十三條第一項に規定する重量物を取り扱う業務は次に掲げるものとする。但し、満十八歳以上の女子については、様式第五号により、断続作業については四十キログラム、継続作業については三十キログラムを超えない範囲において労働基準局長の定める標準に基づいて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合は、この限りでない。

区分	断続作業		継続作業	
	男	女	男	女
満十六歳未満	十五〃	十〃	十五〃	十〃
満十六歳以上	二十五〃	十五〃	二十〃	二十〃
満十六歳以上	三十〃	二十〃	二十〃	二十〃

第十三條 満十八歳に満たない者を就かせてはならない業務の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 汽罐のふん火その他取扱の業務
- 二 溶接による汽罐の製造若しくは改造又は修繕の業務
- 三 汽罐の据付工事の作業主任者の業務
- 四 起重機運転の業務
- 五 アセチレン溶接装置の作業主任者の業務
- 六 映写機による上映操作の業務
- 七 火元責任者の業務
- 八 圧縮ガス又は液化ガス製造装置の作業主任者の業務
- 九 危険物の取扱主任者の業務
- 十 巻上能力二トン以上のガイデリック又は高さ十五メートル以上のコンクリート

- 用エレベータの組立、移動若しくは解体の作業主任者の業務
- 十一 溶鉱炉、金属溶解炉又は電気炉の作業主任者の業務
- 十二 金属の熱間圧延の作業主任者の業務
- 十三 三十馬力以上の原動機による制限圧力二キログラム毎平方センチメートル以上の空気圧縮機の作業主任者の業務
- 十四 乾燥室の作業主任者の業務
- 十五 積載能力二トン以上の人荷共用若しくは荷物用のエレベータ又は高さ十五メートル以上のコンクリート用エレベータ運転の業務
- 十六 動力による軌條運輸機関並びに乗合自動車及び積載能力二トン以上の貨物自動車運転の業務
- 十七 動力による巻上機（電気ホイスト及びエヤーホイストを除く）、運輸機又は索道運転の業務
- 十八 高压（特別高压を含む）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務
- 十九 運転中の原動機及び原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換の業務
- 二十 天井走行起重機の玉掛け又は合図の業務
- 二十一 消費量が毎時百ガロン以上の液体燃焼器の点火の業務
- 二十二 動力による土木建築用機械又は船舶荷扱用機械の運転の業務
- 二十三 ゴム、エボナイト等粘性質のロール練の業務
- 二十四 直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤（横びき用のものを除く）又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務
- 二十五 動力によつて運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務
- 二十六 操車場構内における軌道車輛の入換運転連結又は解放の業務
- 二十七 軌道内であつて、ずい道の内部見透距離四〇〇メートル以内又は車輛の通行頻繁な場所における単独の業務
- 二十八 蒸気又は圧縮空気による圧縮又は鍛造機械を用いる金属加工の業務
- 二十九 動力による打抜機、切断機等を用いて厚さ八ミリメートル以上の鋼板加工の業務
- 三十 バイレン機を用いる鑄物の破壊の業務
- 三十一 木工用かなん機、単軸面取機を用いる業務

- 三十二 岩石鉱物の破砕機に材料を送給する業務
- 三十三 火薬、爆薬、火工品、塩素酸塩類、過塩素酸塩類、硝酸カリ、硝酸アンモニア、芳香族ニトロ化合物、硝化綿、セルロイド若しくはこれに準ずる爆発性の物を取扱う作業で爆発の危険のある業務
- 三十四 カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取扱う作業で発火の危険のある業務
- 三十五 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務
- 三十六 圧縮ガス又は液化ガスの製造又はこれ等を用いる業務
- 三十七 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務
- 三十八 鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
- 三十九 土砂の崩壊の危険がある場所又は深さ五メートル以上の地穴における業務
- 四十 高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準ずる高所における業務
- 四十一 丸太足場の組立又は解体の業務但し、地上における補助作業を除く。
- 四十二 直径三十五センチメートル以上の伐木の業務
- 四十三 木馬道、修ら又は管流等による木材搬出の業務
- 四十四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 四十五 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務
- 四十六 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 四十七 多量の低温物体を取扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 四十八 異常気圧下における業務
- 四十九 さく岩機、鋳打機等の使用によつて身体に著しい振動を興える業務
- 五十 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 五十一 病原体によつて汚染のおそれ著しい業務但し、保健婦看護婦、助産婦令により免許を受けた者及び養成中の者を除く。
- 五十二 酒類醸造の業務

- 五十三 焼却、清掃又は屠殺の業務
- 五十四 監獄又は精神病院における業務
- 五十五 酒席に侍する業務
- 五十六 特殊の游興的接客業における業務但し、昭和二十四年三月末日までは満十六歳以上の者を除く。
- 五十七 前記各号の外中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する業務
- 第十四條 満十八歳以上の女子を就かせてはならない業務の範囲は、前條各号の次に掲げるものとする。
 - 一 第一号及び第二号
 - 二 第四号但し、巻上能力五トン未満のものを除く。
 - 三 第十号乃至第十三号
 - 四 第十五号
 - 五 第十八号乃至第二十号
 - 六 第二十二号
 - 七 第二十四号
 - 八 第二十六号
 - 九 第二十八号乃至第三十二号
 - 十 第三十八号乃至第四十三号
 - 十一 第四十六号乃至第四十九号
- 第十五條 法第五十六條第二項の規定による児童の使用許可は、第十三條に掲げる業務の外、次に掲げる業務については與えないものとする。
 - 一 公衆の娯楽を目的として曲馬又は軽わざを行う業務
 - 二 戸々について又は道路その他これに準ずる場所で、歌謡遊芸その他の演技を行う業務
 - 三 旅館、料理店、飲食店又は娯楽場における業務
 - 四 エレベーター運転の業務
 - 五 労働基準監督署長が児童の生命、健康若しくは福祉に危険若しくは有害であると認めた業務
 - 六 その他労働大臣の指定する業務
- 第十六條 法第六十七條の規定による生理に有害な業務の範囲は、次に掲げるものとする。
 - 一 大部分の労働時間が立業又は下肢作業で占められる業務

- 二 著しく精神的緊張を必要とする業務
 - 三 任意に中断できない業務
 - 四 運搬、索引、持上げその他相当の筋肉的労働を必要とする業務
 - 五 身体の動揺、振動及び衝撃を伴う業務
 - 六 その他中央労働基準委員会の議を経て労働大臣の指定する業務
- 使用者が次に掲げる措置を講じた場合には、前項の規定はこれを適用しない。
- 一 第一号乃至第三号の業務について、使用者が生理日の労働者に対し特別の休憩時間及び休憩のための施設その他必要な施設を與えた場合
 - 二 第四号及び第五号の業務について、その作業が断続的であるか、又は極めて部分的である業務であるとき、使用者が生理日の労働者をもその作業に就かせないように必要な措置を講じた場合
 - 三 各号の業務を通じ、使用者が労働者の生理日において各号以外の業務につかせない措置を講じた場合
 - 前二項の規定にかかわらず、生理日の就業が著しく困難な女子が生理休暇を請求したときは、使用者は、その者を就業させてはならない。
 - 第十七條 使用者は、法第六十八條但書の規定による事由の認定については、様式第六号によって、所轄労働基準監督署長から、これを受けなければならない。但し、労働基準法施行規則第七条の規定による認定を受けた者については、この限りでない。
 - 第十八條 法第百條の二第三項の規定により婦人少年局長及びその指定する所属の官吏を婦人少年局調査員という。
 - 婦人少年局調査員の携帯すべき証票は、様式第七号による。
 - 第十九條 使用者は、女子保護実施状況に関する事項について、毎年一回様式第八号によって、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。
- 附 則
- 第二十條 この命令は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。但し、第九條の規定は、昭和二十三年四月末日まで、これを適用しない。
 - 様式第一号（編注…以下略）

昭和二十二年二月八日

〔四一―一七〕法律第一五七号

失業保険特別会計法

第一条 失業保険法による失業保険事業を經營するため、特別会計を設置し、その歳入を以てその歳出に充てる。

第二条 この会計は、労働大臣が、法令の定めるところに従い、これを管理する。

第三条 この会計においては、保険料、一般会計からの受入金、積立金から生ずる収入、借入金及び附属雑収入を以てその歳入とし、保険金、保険施設費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子、業務取扱費その他の諸費を以てその歳出とする。

（編注…以下中略）

附則

第十七条 この法律は、昭和二十二年十一月一日から、これを施行する。

第十八条 第一條中、失業保険法による失業保険事業には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金の支給事業を含むものとする。

第三條及び第四條中、保険金には、失業手当法による失業手当金及び失業保険金を含むものとする。

昭和二十二年二月二七日

〔四一―一八〕政令第二九一号

職業紹介法施行令等を廃止する政令

職業紹介法施行令、職業紹介委員会官制及び公共職業安定所官制は、これを廃止する。

附則

この政令は、公布の日から、これを施行する。

昭和二十四年六月一日

〔四一―一九〕労働省令第八号

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

第六条第一項中「二級又は三級の労働事務官及び二級又は三級の労働技官」を「労働事務官、労働技官その他の職員」に改め、同条第四項中、第四号を第五号とし、以

下順次一号ずつ繰り下げ、第三号の次に、次の一号を加える。

四 公共職業安定所の業務の運営上必要な地域には、出張所を設置すること

第六条中、第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、同條に、次の一項を加える。

4 公共職業安定所及び出張所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、別表に定めるところによる。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第四項中「労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者」を「労働者を代表する者（失業保険の被保険者を代表する者を含む。）及び公益を代表する者」に、同条第五項中「夫々労働組合及び雇用主団体に対し」を「雇用に関する事項に対する関係の程度に応じて産業別に、夫々労働組合及び雇用主団体に対し」に、同条第十五項中「並びに」を「が出席し、且つ、」に、「委員各三分の一以上が」を「委員各々の少くとも一人が」に改め、同条中、第二十五項を第二十六項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第二十四項の次に、次の一項を加える。

25 中央職業安定委員会は、前項の職能の外、失業保険法の規定に基き、労働大臣の諮問に応じ、失業保険に関する重要事項を審議する外、必要に応じ、関係行政庁に建議することができる。

第十三条に、次の一項を加える。

4 公共職業安定所は、求職の申込を受理したときは、その求職者が失業保険の受給資格者であるかどうかを確かめ、受給適格者であるときは、その者に、失業保険金を支給するための必要な手続をとらなければならない。

第十五條に、次の一項を加える。

8 公共職業安定所は、求職者を適当な求人者に紹介することができない場合において、その者が生活の保護を要するものであると認めるときは、速に民生委員に連絡しなければならない。

第十七条第三項を次のように改める。

3 公共職業安定所は、職業指導の円滑な発展を図るため、学校教職員を代表する者、雇用主を代表する者、労働者を代表する者及び職業指導につき学識経験ある者各々について適当な割合で二十人以内を以て組織する職業指導協議会を設け、次に掲げる事項について、意見を聞かなければならない。

一 適職選択の指導方法に関する事項

二 就職時の援助及び就職後の補導に関する事項

三 その他職業指導及び学生又は生徒の職業紹介に関する事項
第十七条の次に、次の二条を加える。

(法第二十五条の三に関する事項)

第十七条の二

公共職業安定所長は、法第二十五条の三第一項の規定により学校の長にその業務の一部を分担させるときは、その学校の長に対し、文書を以て通知しなければならない。通知の手續及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

2 公共職業安定所は、その業務の一部を分担する学校の長に、公共職業安定所において受理した求人のうち、その学校において取り扱うのが適当であると認められるものを連絡しなければならない。

3 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、その受理した求人を、業務の一部を分担させた公共職業安定所に速に連絡しなければならない。

4 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、あつ旋することが困難である求人及び求職は、職業安定局長の定める手續及び様式によつて、業務の一部を分担させた公共職業安定所に、速にこれを連絡しなければならない。

5 公共職業安定所は、前項の求人又は求職の連絡を受けたときは、速に必要な求人開拓又は求職開拓を行つて、そのあつ旋に努めなければならない。

6 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、法第二十五条の三第三項の規定により求人又は求職の申込を受理しないときは、その申込をなした求人者又は求職者に対して、申込を受理しない理由を説明し、且つ、求人者に対しては、公共職業安定所に求人申込を行うよう、指導しなければならない。

7 公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職業安定所から提供された求人票、求職票その他法及びこの命令に基いて定められた基準に従い作成された必要な諸票用紙を使用しなければならない。

8 公共職業安定所長が、法第二十五条の三第七項の規定により、学校の長に分担させた業務を停止させることのできる場合は、予めその学校の長に対して行う違反事項の是正に関する勧告に従わず、且つ、公共職業安定所の業務の一部を分担させることが不相当と認められる場合に限られるものとする。

9 公共職業安定所長は、学校の長に分担させた業務を停止し、又はやめさせようとするときは、その学校の長に対し、文書を以て通知しなければならない。学校の長の要請により、これに分担させた業務をやめさせようとするときもまた同様とする。

通知の手續及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

(法第二十五条の四に関する事項)

第十七条の三

公共職業安定所は、学生又は生徒に適当な求人の申込を受理したときは、その管轄区域内にある適当と認める学校に、その情報を提供するものとする。

2 公共職業安定所は、その管轄区域内にある学校に対し、次に掲げる事項の実施について、協力を求めるものとする。

一 新たに学校を卒業しようとする者の就職に関する希望についての調査の結果を公共職業安定所に通報すること。

二 公共職業安定所の紹介により就職することを希望する者の求職の申込を公共職業安定所に取り次ぐこと。

三 新たに学校を卒業しようとする者に対して行った職業指導の状況その他の学生又は生徒の就職のあつ旋に必要な情報を公共職業安定所に提供すること

第十八条第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、学校の施設が職業補導を行うに適當であると認める場合には、その学校の長の同意を得て、その施設において、学校を卒業し、新たに職業に就こうとする者に対し、職業補導を行うことができる。

第十八條の次に、次の一節を加える。
(法第二十六条の二に関する事項)

第十八條の二

労働大臣は、身体に障害のある者で、特別の公共職業補導所で職業補導を受ける必要があるものの障害の種類及び程度の基準を定めなければならない。

2 公共職業安定所は、前項の基準に従つて特別の公共職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行うに當つて必要があると認めるときは、その者に対し、医学的診断を行うことができる。

3 職業安定局長は、作業義し及び補助工具の規格の統一を図るため、特別の公共職業補導所を指定して、これに必要な調査研究を行わせることができる。

第十九條第一項を次のように改め、同条第二項及び第四項を削り、第三項を第二項とし、同項中「作業の訓練」を「作業訓練」に、「共同作業施設」を「施設」に改め、同条第五項を第三項とする。

法第二十七条第二項及び第四項の規定により、労働大臣又は都道府県知事が公共職業補導所の経営を委託することのできる公の機関とは、国、都道府県市町村(特別区を含む)、国立又は公立の学校その他国又は公共団体の機関をいう。

第二十條中「補助金」を「負担金」に改め、同条第三項及び第五項を削り、第四項

を第三項とし、同項中「共同作業施設における」を「施設における」に、「作業の訓練」を「作業訓練」に改め、同条六項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り上げる。

第二十一条第一項中「作業の訓練を行う共同作業施設」を「作業訓練を行う施設」に改める。

第二十二條を次のように改める。

(法第三十條に関する事項)

第二十二條 法第三十條第二項に規定する訓練計画をたて、これを実施しようとする

工場事業場等は、訓練開始二箇月前までに、その訓練計画を添え、その所在地を管轄する都道府県知事を経て、労働大臣に、補導員の派遣及び必要な資材の送付を申請するものとする。

2 前項の申請書の様式、訓練計画書に記載すべき事項その他作業訓練の技術援助の申請に関し必要な事項は、職業安定局長が定める。

第二十三條中、第五項及び第八項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第二十四條を次のように改める。

(法第三十二條に関する事項)

第二十四條 法第三十二條第一項但書の美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業は、次に掲げるものとする。

- 一 美術家
 - 二 音楽家
 - 三 演芸家
 - 四 科学者
 - 五 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産婦及び看護婦
 - 六 弁護士、弁理士及び計理士
 - 七 理容師
 - 八 その他中央職業安定委員会の意見を聞いて労働大臣が定める前各号に掲げる職業に類似する職業
- 2 有料の職業紹介事業を行わうとする者は、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に、許可を申請しなければならない。
- 3 前項の許可の申請に当っては、手数料を表示した表（以下料金表という。）及び業務の運営に関する規定を添附しなければならない。
- 4 有料の職業紹介事業を行う者は、料金表及び業務の運営に関する規定を変更しよ

うとするときは、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を継て、労働大臣に、変更許可を申請しなければならない。

5 公共職業安定所長は、第二項及び第四項の許可申請書を受理したときは、速にこれを都道府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

6 有料の職業紹介事業の許可の申請の手續及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

7 法第三十二條第三項の保証金の供託及びその返還の取扱は、供託法（明治三十二年法律第十五号）の定めるところによるの外、次の各号に掲げるところによる。

一 営利職業紹介事業の許可を受けた者は、許可の通知を受けた日から三十日以内に、保証金を供託しなければならない。

二 保証金は、現金又は国際証券をもって供託しなければならない。

三 保証金を供託した者は、供託書の写を、その事務所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に提出しなければならない。

四 営利職業紹介事業を行う者は、法第三十二條第四項の規定により、保証金のうちから損害の補償を行ったときは、速に補償を行った額と同額の現金又は国債証券を供託しなければならない。

五 労働大臣は、営利職業紹介事業を行う者からその事業を廃止した旨の届出を受理したとき、営利職業紹介事業の許可の有効期間が満了したとき又は営利職業紹介事業の許可を取り消したときは、供託原因消滅証明書を発行しなければならない。

8 法第三十二條第四項の規定により保証金から補償を受ける場合の手續は、次に掲げるところによる。

一 損害を受けた者が、保証金を供託した者との合意により、保証金のうちから補償を受けようとするときは、保証金を供託した者の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に対し、補償事実確認請求書により、補償を受けようとする事実の確認を求めなければならない。

二 損害を受けた者が、保証されるべき事実及び補償金額について、裁判所の確定判決に基いて、保証金のうちから、補償を受けようとするときは、その判決正文の写を添附して、前項に規定する手續に準じて、労働大臣に対し、補償を受けようとする事実の確認を求めなければならない。

三 労働大臣は、補償すべき事実を確認したときは、支払委託書及び補償事実確認書を作成し、保証金を供託した者の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長

を経て、補償を受けるべき者に交付しなければならない。

四 補償を受けるべき者は、前号の書類及び保証金を供託した者の保管している供託書の正本及び印鑑証明を司法事務局に提出し、その確認を求めて、補償金額の支払を受けるものとする。

9 法第三十二条第五項の許可料の額は、有料の職業紹介事業の許可及び監督に必要な費用を償い、且つ、有料の職業紹介事業を行う者の資産の状況を証明するに足るものでなければならない。

10 有料の職業紹介事業の許可を受けた者が法第三十二条第五項の規定により許可料を納付する手続は、次に掲げるところによる。

一 有料の職業紹介事業の許可を受けた者は、許可の通知を受けた日から三十日以内に、許可料を納付しなければならない。

二 労働大臣は、有料の事業紹介事業の許可を受けた者に、その者の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、納入告知書により、許可料の納付を通告するものとする。

三 有料の職業紹介事業の許可を受けた者は、許可料を納付したときは、速にその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に届け出なければならない。

11 有料の職業紹介事業を行う者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、料金表及び業務の運営に関する規定を掲示しなければならない。

12 有料の職業紹介事業を行う者は、その事業を廃止したときは、廃止の日から七日以内に、文書をもって、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に届けなければならない。

13 公共職業安定所長は、前行の届出を受理したときは、これを都道府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

14 有料の職業紹介事業を行う者がその事業を廃止したとき、営利職業紹介事業の許可の有効期間が満了したとき又は営利職業紹介事業を取り消したときは、法第三十二条第三項の規定により供託した保証金の返還を受けるものとする。

15 この命令中、公共職業安定所に適用される規定及びこれに基づく通達は、職業安定局長の定めるところにより、有料の職業紹介事業に、これを準用する。

第二十五条第一項中「無料の職業紹介事業を行わうとする者は、」を「法第三十三条の規定により無料の職業紹介事業を行わうとする者は、」に、同条第三項中「その徳性を」を「その資産の状況及び特性を」に、同条第五項中「無料の職業紹介事業を行なう者が」を「法第三十三条の規定により無料の職業紹介事業を行う者が」に、

同条第七項中「通牒」を「通達」に、「無料で行う職業紹介事業に」を「法第三十三条の規定により無料で行う職業紹介事業に」に改め、同条第二項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に、次の一項を加える。

2 前項の許可申請に当っては、業務の運営に関する規定を添付しなければならない。第二十五条の次に、次の一条を加える。

(法第三十三条の二に関する事項)

第二十五条の二 法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行わうとする学校の長は、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出に当っては、業務の運営に関する規定を添付しなければならない。

3 公共職業安定所長は、第一項の届出を受理したときは、速に都道府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

4 公共職業安定所長は、第一項の届出を受理したときは、受理した日附を届け出た者に通知しなければならない。

5 第一項の届出の手続及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

6 法第三十三条の二第二項但書の規定により、求職者の住所又は居所の変更を必要とする場合の許可申請は、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に、これを行わなければならない。

7 前項の許可申請に対する許可の基準は、職業安定局長が、これを定める。

8 第六項の許可申請の手続及び様式は、職業安定局長の定めるところによる。

9 法第三十三条の二第三項の規定により、無料の職業紹介事業を行う学校の長が、その学校の職員のうちから、職業紹介事業に関する業務を担当する職員を定めたとときは、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に、これを報告しなければならない。

10 無料の職業紹介事業を行う学校の長が、その事業を廃止したときは、廃止の日から七日以内に、文書をもって、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、労働大臣に届け出なければならない。

11 公共職業安定所長は、前項の届出を受理したときは、速に届出府県知事を経て、労働大臣に送付しなければならない。

12 この命令中、公共職業安定所に適用される規定及びこれに基づく通達は、職業安定局長の定めるところにより、学校の長の行う職業紹介事業に、これを準用する。第二十六条第一項中「政府が行う」を「職業安定機関が行う」に改める。

第三十二条第三項中「労働組合法による届け出がなされ、且つ正当のものである」ということを「労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規に適合すること」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十四年五月二十日から適用する。但し、第三十二条第三項の規定は、昭和二十四年六月十日から適用する。

昭和二十四年二月二十六日

〔四一―一〇〕法律第二八三号

身体障害者福祉法（抄）

第一章 総則

（法の目的）

第一条 この法律は、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、もって身体障害者の福祉を図ることを目的とする。

（更生への努力）

第二条 すべて身体障害者は、自ら進んでその障害を克服し、すみやかに社会経済活動に参加することができるように努めなければならない。

（編注：中略）

第二章 福祉の措置

（編注：中略）

（診査、更生相談）

第十八条 都道府県知事は身体障害者の診査および更生相談を行い、必要に応じ、左の措置を取らなければならない。

一 医療又は保健指導を必要とする者に対しては、医療保健施設に紹介すること。

二 職業補導又は就職斡旋を必要とする者に対しては公共職業安定所に紹介すること。

三 身体障害者更生援護施設への収容又はその利用を必要とする者に対しては、都道府県の設置する当該施設に収容し若しくはそれを利用させ、又は他の者の設置する当該施設に紹介すること。

四 前三号に規定するものの外、その更生に必要な事項につき指導すること。

2 都道府県知事は、前項の更生相談を行うに当り必要があるときは、身体障害者福

祉司その他身体障害者の福祉のための事業に従事する職員をして、当該身体障害者の住所又はその収容されている公私の病院若しくは療養所等に赴いて相談に応じ、又は指導させなければならない。

3 医療保険施設又は公共職業安定所は、第一項第一号又は第二号に基いて都道府県知事から身体障害者の紹介があったときは、その更生のために協力しなければならない。

（編注：中略）

第三章 更生援護施設の設置

（編注：中略）

（身体障害者収容授産施設）

第三十一条 身体障害者収容授産施設とは、身体障害者で雇用されることの困難なもの又は生活に困窮するもの等を収容し、必要な訓練を行い、且つ、職業を与え、自活させる施設とする。

（義肢要具製作施設）

第三十二条 義肢要具製作施設は、義肢、作業義肢、補助工具等身体障害者に必要な物品の製作又は修理を行う施設とする。

（編注：以下略）

昭和二十五年六月八日

〔四一―一一〕労働省訓令第八号

労働基準監察監督官規程改正

労働基準監察監督官規程（昭和二十四年労働省訓令第五号）等の一部を改正する訓令を次のように定める。

労働基準監察監督官規程等の一部を改正する訓令

第一条 労働基準監察監督官規程（昭和二十四年労働省訓令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 中央監察監督官は、労働省労働基準局監督課に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級八級以上の労働基準監督官の中から、地方監察監督官は、都道府県労働基準局監督課に勤務する労働基準監督官の中から労働大臣がこれを命ずる。

第二条 職場補導員規程（昭和二十五年労働省訓令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「労働省職業安定局に」を「労働省職業安定局及び都道府県ごとに」に改める。

第二条を次のように改める。

第二条 職場補導員は、職業安定機関に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級八級以上の労働事務官若しくは労働技官、又は地方事務官若しくは地方技官の中から、労働大臣が命ずる。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月十五日から適用する。

昭和二十七年六月三日

〔四一―一一〕労働省令第一一号

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「公共職業安定所」の下に、「公共職業補導所」を加える。

第十五条第八項中「民生委員」を「福祉事務所」に改める。

第十七条第七項中「年少者」の下に「及び身体に障害のある者」を、「教育」の下に「関係機関」を加え、同項を第九項とし、第八項を第十項とし、第六項の次に次の二項を加える。

7 職業安定局長は、身体に障害のある者に対し特別の職業指導を行う必要がある場合においては、公共職業安定所を指定して身体に障害のある者に対する特別の職業指導に関する事項を専掌する部門を設置し、又は身体に障害のある者に対する特別の職業指導に関する調査研究を、都道府県知事をして行わせ、若しくは身体に障害のある者の更生援護を目的とする公益法人に委託することができる。

8 都道府県知事は、前項の調査研究を、同項に定める公益法人に委託することができる。

第十八条の二第三項を次のように改める。

3 職業安定局長は、都道府県知事をして、作業義し及び補助工具の規格の統一を図

るために必要な調査研究を行わせることができる。
同条中第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、前項の調査研究を、公共職業補導所をして行わせ、又は身体に障害のある者の更生援護を目的とする公益法人に委託することができる。

第二十条第二項中「勘案して配賦するものとする。」を「勘案し、且つ、職業安定局長が定める公共職業補導所の通常の運営に必要な予算の基準に従い、公共職業補導所毎に算出して配賦するものとする。」に改める。

第二十条第三項中「施設における」を「法第二十六条第二項に規定する施設における」に改め、同条第四項中「不利益を受け」を「負担金の交付を受け」に改める。

第二十四条第一中第八号を第十三号とし、第七号の次に次の五号を加える。

八 調理士

九 マネキン

十 映画演劇関係技術者

十 美術モデル

十二 家政婦

第二十五条の二第一項に次の但書を加える。

但し、二以上の事業所で無料の職業紹介事業を行うため同時に届出をしようとするときは、その主たる事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経営することができる。

第二十八条第一項を次のように改める。

労働者を雇用しようとする者がその事業所の所在する都道府県の区域内から労働者を募集しようとする場合の法第三十六条の許可は、当該都道府県知事が行うものとする。

同条第二項中「都道府県知事」の下に「に、又は都道府県知事」を加える。

同条中第二項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第三十六条及び前項の規定により、労働者の募集の許可を受けようとする者に、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長を経て、その事業所の所在する都道府県の区域内から労働者を募集しようとする場合は当該都道府県知事に、その他の場合は職業安定局長に、許可を申請しなければならない。

第三十条第三項中「職業安定局長」の下に「又は都道府県知事」を加える。
第三十三条に次の三項を加える。

3 都道府県知事は、第二十八条第一項の許可を受けて都道府県の区域内から労働者の募集を行う者が、法令若しくはこれに基く行政庁の処分を違反し、又はその募集の業務が公益を害する虞があると認めるときは、その業務の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

4 前項の規定により、業務の停止を命ぜられ、又は許可の取消を受けた者は、その処分に不服がある場合は、都道府県知事に再審議を求めることができる。

5 前項の求めがあつた場合は、都道府県知事は、地方職業安定審議会の意見を聞いて、その処分を変更するかどうかを決定する。

第三十五条第三項及び第四項を次のように改める。

3 職業安定局長は、都道府県知事に、必要と認められた会計年度における経費の全部又は一部についての資料を提出させることができる。

4 法第五十五条第二項の申請は、職業安定局長に対し、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、経費の配賦を必要とする四半期の開始前にしなければならない。

同条中第五項を削り、第六項中「それぞれの系統機関を通じて、」を削り、同項を第五項とし、第七項を削り、第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第六項及び第七項を次のように改める。

6 都道府県知事は、法第五十五条第三項の規定に基いて経費を支出しようとするときは、その経費の支出を必要とする業務の計画について地方職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

7 職業安定局長は、必要と認めるときは、前項の経費の支出についての資料を提出させることができる。

昭和三〇年六月一〇日

〔四一―一―二〕 労働省告示第一九号

職業安定法施行規則の一部改正

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）第二十四条第一項第十三号の規定により、労働大臣が定める職業を次のように指定し、昭和三十三年六月十五日から適用する。

一 特別の技術を必要とする生菓子製造の作業に従事する者

昭和三十三年五月二日

〔四一―一―四〕 法律第一三三号（「職業訓練法」附則）

失業保険法の一部改正

第七条 失業保険法の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号中「職業の補導」を「公共職業訓練」に改める。

第二十一条第一項本文中「職業の補導」を「公共職業訓練」に改め、同項第一号中「補導」を「訓練」に改める。

2 この法律の施行前にした改正前の失業保険法第十六条第三項第三号又は第二十一条第一項の規定による職業の補導に関する指示は、改正後のこれらの規定によりした公共職業訓練に関する指示とみなす。

昭和三十六年一〇月三一日

〔四一―一―五〕 学校教育法の一部を改正する法律（法第六十八号）

学校教育法の一部改正

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「大学の学部又は大学院」を「高等学校の通常の課程（以下全日制の課程という。）及び夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程（以下定時制の課程という。）並びに大学の学部及び大学院」に改める。

第四十四条第一項中「通常の課程」を「全日制の課程」に、「夜間その他特別の時間又は時期において授業を行なう課程（以下定時制の課程と称する。）を「定時制の課程」に改める。

第四十五条を次のように改める。

第四十五条 高等学校には、全日制の課程又は定時制の課程のほか、通信制の課程を置くことができる。

高等学校には、通信制の課程のみを置くことができる。

監督庁は、高等学校の通信制の課程のうち、当該高等学校の所在する都道府県の区域内に住所を有する者のほか、全国的に他の都道府県の区域内に住所を有する者をあわせて生徒とするものその他政令で定めるものに係る第四条に規定する認可を行なうときは、あらかじめ、文部大臣の承認を受けなければならない。

通信制の課程に関し必要な事項は、監督庁が、これを定める。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条の二 高等学校の定時制の課程又は通信制の課程に在学する生徒が、技能教育のための施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより、当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。

前項の施設の指定に関し必要な事項は、政令で、これを定める。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、三年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、四年以上とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

IV 2部 公共職業補導関係

昭和二十二年一月三〇日

〔四一—二一〕 法律第一四一号

職業安定法

目次

第一章 総則

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

第二節 職業紹介

第三節 職業指導

第四節 職業補導

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 職業紹介

第二節 労働者の募集

第三節 労働者供給事業

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

職業安定法

第一章 総則

(法律の目的)

第一条 この法律は、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が、関係行政庁又は関係団体の協力を得て、各人に、その有する能力に適当な職業に就く機会を與えることによつて、工業その他の産業に必要な労働力を充足し、以て職業の安定を図るとともに、經濟の興隆に寄与することを目的とする。

(職業選択の自由)

第二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、職業を自由に選択することができる。

(均等待遇)

第三条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

(政府の行う業務)

第四条 政府は、第一節の目的を達成するために、左の業務を行う。

- 一 国民の労働力の需要供給の適正な調整を図ること及び国民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。
- 二 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集又は労働者供給事業を労働者及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。
- 三 求職者に対し、迅速に、その能力に適当な職業に就くことをあつ旋すること。
- 四 求職者に対し、必要な職業指導又は職業補導を行うこと。
- 五 労働力の需要供給に関する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。
- 六 個人、団体、学校又は関係行政庁の協力を得て、公共職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。
- 七 失業保険法の規定によつて、給付を受けるべき者について、職業紹介、職業紹介又は職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

(定義)

第五条 この法律で職業紹介とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあつ旋することをいう。

この法律で職業指導とは、職業に就こうとする者に対し、その者に適当な職業の選択を容易にさせ、及びその職業に対する適応性を大ならしめるために必要な実習、指示、助言その他の指導を行うことをいう。

この法律で職業補導とは、特別の知識技能を要する職業に就こうとする者に対し、その職業に就くことを容易にさせるために必要な知識技能を授けることをいう。

この法律で労働者の募集とは、労働者を雇用しようとする者が、自ら又は他人をして、労働者となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

この法律で労働者供給とは、供給契約に基いて労働者を他人に使用させることをいう。

第二章 政府の行う職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

(職業安定局及び職業安定事務所)

第六条 労働省職業安定局長は、労働大臣の指導監督を受け、この法律の施行に関する事項について、職業安定事務所長及び都道府県知事を指揮監督するとともに、公共職業安定所の指揮監督に関する基準の制定、重要産業に対する労働者募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、労働力の需給供給を調整するための主要労働力需要供給圏の決定、職業指導及び職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に関し必要な事務を掌り、所属の職員を指揮監督する。

労働大臣は、必要があると認めるときは、職業安定事務所を設置し、二以上の都道府県にわたる業務の連絡に当らせ、又は公共職業安定所関係の事務に従事する都道府県の職員に対し、その技術に関する事務について、適当な指示若しくは助言をさせることができる。

(都道府県知事の権限)

第七条 都道府県知事は、労働大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に関し、公共職業安定所の業務の連絡統一に関する業務を掌り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督する。

(公共職業安定所)

第八条 政府は、職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を達成するために必要な事項を行わせるために、無料で公共に奉仕する公共職業安定所を設置する。

公共職業安定所は、労働大臣の管理に属する。

公共職業安定所長は、都道府県知事の指揮監督を受けて、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

公共職業安定所の位置、名称、管轄区域、事務取扱の範囲、職員の定員その他公共職業安定所について必要な事項は、労働大臣がこれを定める。

(職員の任用その他の人事)

第九条 公共職業安定所その他の職業安定機関の行う業務を効果あらしめるために、国、都道府県又は公共職業安定所において、専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、労働大臣の定める資格又は経験を有する者でなければならぬ。

前項に規定する官吏その他の職員については、職業安定機関に通ずる一定の基準

によって、勤続年数の計算及び補職、給与その他の人事を行い、並びにその意に反して、職業安定機関以外の機関の職に転じさせることはないものとする。

第一項に規定する国の官吏その他の職員は、労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の二級官である官吏は、都道府県知事の内申に基いて労働大臣がこれを任命し、同項に規定する都道府県及び公共職業安定所の三級官である官吏その他の職員は、都道府県知事がこれを任命する。

(連絡委員)

第十条 公共職業安定所の業務を補助させるために、連絡委員を置く。

前項の連絡委員は、都道府県知事が、これを命ずる。

前二項に定めるものの外、連絡委員について必要な事項は、命令でこれを定める。

(市町村長の職務)

第十一条 市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)は、公共職業安定所長の指示に従い、左の事務を行う。

- 一 公共職業安定所に直接申し込むことのできない求人又は求職の申込について、これを公共職業安定所に取り次ぐこと。
- 二 求人者又は求職者の身元等の調査に関し、公共職業安定所から照会があった場合これを調査すること。
- 三 公共職業安定所からの求人又は求職に関する通報について、これを周知させること。

(職業安定委員会)

第十二条 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項を審議させるために、中央職業安定委員会、都道府県職業安定委員会及び特別地区職業安定委員会を置く。

労働大臣は、前項に規定する職業安定委員会の外、関係都道府県知事の申請に基いて必要があると認めるときは、都道府県内の一部を管轄区域とする地区職業安定委員会を置くことができる。

中央職業安定委員会は、労働大臣の諮問に、特別地区職業安定委員会は、労働大臣又は関係都道府県知事の諮問に、都道府県及び地区職業安定委員会は、関係都道府県知事の諮問に応じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に応じ、関係行政庁に建議することができる。

公共職業安定所長は、関係がある特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会に対し、意見を求めることができる。

職業安定委員会は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者、各と同数でこれを組織する。

職業安定委員会の委員のうち一名以上は、女子でなければならない。

中央職業安定委員会の委員は、労働大臣がこれを命じ、都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会の委員は、関係都道府県知事が推薦した者について、労働大臣がこれを命ずる。

都道府県職業安定委員会、特別地区職業安定委員会及び地区職業安定委員会は、一箇月に一回以上、中央職業安定委員会は、三箇月に一回以上、これを招集しなければならない。

職業安定委員会は、必要があると認めるときは、その業務に関する事項について、関係行政庁に、報告を求めることができる。

職業安定委員会の委員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとする。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、両議院の労働委員会の合同審査会の議を経て、国会の議決を得なければならない。その金額を変更するときも同様とする。

前各項に定めるものの外、職業安定委員会について必要な事項は、命令でこれを定める。

(業務報告の様式)

第十三条 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所が、この法律の規定によつてなす業務報告の様式を定めなければならない。

都道府県及び公共職業安定所の業務報告は、前項の様式に従つて、これをしなければならない。

(労働力の需給に関する調査)

第十四条 職業安定局長は、都道府県及び公共職業安定所の労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、労働力の需要供給の調整を図り、以て雇用量を増大することに努めなければならない。

(職業調査及び産業に対する奉仕)

第十五条 職業安定局長は、労働者の募集、選考、配置転換等に関する問題の処理について、雇用主から指導を求められた場合においては、職業に関する調査の結果に基いて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、以て産業の進展に奉仕することに努めなければならない。

職業安定局長は、公共職業安定所に共通して使用されるべき標準職業名を定め、

職業解説及び職業分類表を作成しなければならない。

第二節 職業紹介

(求人申込)

第十六条 公共職業安定所は、いかなる求人の申込も、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するとき、又はその申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が、通常の労働条件と比べて、著しく不相当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、求人者に対し、その求人数、労働条件その他求人者の条件について、指導することができる。

(求職の申込)

第十七条 公共職業安定所は、いかなる求職の申込についても、これを受理しなければならない。但し、その申込の内容が法令に違反するときは、その申込を受理しないことができる。

公共職業安定所は、必要があると認めるときは、休職者に対し、その就職先、労働条件、就職地その他求職の条件について、指導することができる。

公共職業安定所は、特殊な業務に対する求職者の適否を決定するため必要があると認めるときは、試問及び技能の検査を行うことができる。

(労働条件等の明示)

第十八条 求人者は、求人者の申込に当り、公共職業安定所に対し、公共職業安定所は、紹介に当り、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十九条 公共職業安定所は、求職者をその能力に適合する職業に紹介するように努めなければならない。

公共職業安定所は、求職者に対し、できるだけその住所又は居所の変更を必要としない就職先に、これを紹介するよう努めなければならない。

公共職業安定所が、その管轄区域内において、求人者の希望する求職者又は求人数を充足することができないときは、近接する公共職業安定所に連絡し、その公共職業安定所において、充足が困難なときは、他の公共職業安定所に連絡しなければならない。

公共職業安定所間の連絡に関する手続について必要な事項は、命令でこれを定める。

(労働争議に対する不介入)

第二十条 公共職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業又は作業所閉鎖の行われている事業所に、求職者を紹介してはならない。

前項に規定する場合の外、労働委員会が公共職業安定所に対し、事業所において、同盟罷業又は作業所閉鎖に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによって、当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前、通常使用されていた労働者の員数を維持するため必要な限度まで労働者を紹介する場合は、この限りでない。

(施行規定)

第二十一条 職業紹介の手続その他職業紹介に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 職業指導

(職業指導の原則)

第二十二条 公共職業安定所は、身体に障害のある者、あらたに職業に就こうとする者その他職業に就くについて特別の指導を加えることを必要とする者に対し、職業指導を行わなければならない。

(適性検査)

第二十三条 公共職業安定所は、必要があると認めるときは、職業指導を受ける者について、適正検査を行うことができる。

(学校に対する協力)

第二十四条 公共職業安定所は、学校を卒業する者に対し学校の行う職業指導に、協力しなければならない。

(施行規定)

第二十五条 職業指導の方法その他職業指導に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四節 職業補導

(職業補導の原則)

第一十六条 職業補導は、労働力の需要供給の状況に応じて、必要な職業種目について行わなければならない。身体に障害のある者その他特別の職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するよう補導の種目及び方法が選定されなければならない。

職業補導には、共同作業施設及び共同作業特別施設における作業の訓練を含むものとする。

(職業補導所の設置)

第二十七条 都道府県知事は、前節の職業補導を行うため、職業補導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共団体その他の者に、その経営を委託することができる。

労働大臣は、都道府県において職業補導事業を行うことが必要であると認める場合において、当該都道府県知事がその職業補導事業を行わないときその他特別の事情があるときは、職業補導所を設置して、自らこれを経営し、又は公共団体その他の者に、その経営を委託することができる。

(補助金等)

第二十八条 政府は、都道府県知事が設置する職業補導施設の経営に要する費用について、その全部又は一部を補助することができる。

政府は、職業補導所において職業補導を受ける者に対して、手当を支給することができる。

(職業補導の基準の制定等)

第二十九条 労働大臣は、公共団体その他の者の行う職業補導事業に関し、職業補導所の規模、補導種目、補導内容及び補導期間に関し必要な基準を定め、教科書の編さん、設備又は資材の確保その他職業補導所の経営に関し必要な事項について、これを援助しなければならない。

公共職業安定所は、前項の職業補導所において補導を受けるべき者の選考及びあつ旋を行わなければならない。

(都道府県知事の行う援助)

第三十条 都道府県知事は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成以外の作業の訓練計画を実施しようとするときは、これに対し、必要な技術につき、援助をしなければならない。

(施行規定)

第三十一条 前五条に定めるものの外、職業補導事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

(編注…以下中略)

第五章 罰則

第六十三条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千

円以上三万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

第六十四条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第一項本文の規定に違反した者又は同項但書の規定に違反して労働大臣の許可を受けず有料で若しくは営利を目的として職業紹介事業を行った者

二 第三十三条第一項の規定に違反した者

三 第三十六条又は第三十七条第一項の規定に違反した者

四 第四十四条の規定に違反した者

五 第四十五条の規定に違反して主務大臣の許可を受けず、又は有料で労働者供給事業を行った者

第六十五条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第三十七条第二項の規定に違反した者

二 第三十八条の規定による制限又は指示に従わなかった者

三 第四十条又は第四十一条の規定に違反した者

四 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を呈示して、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者又はこれらに従事した者

五 労働条件が法令に違反する工場事業場等のために、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行った者、又はこれに従事した者

第六十六条 左の各号の一に該当する者は、これを五千元以下の罰金に処する。

一 第三十四条第二項の帳簿書類を作成せず、若しくは備えて置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第四十八条の規定に違反して、故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第四十九条第一項の規定に違反して、故なく報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を否み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十七条 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行爲をした代理人又は被用者である場合においては、行爲

者を罰する外、当該法人の代表者又は人が普通の注意を払えば、その違反行為を知ることができるときは、その法人の代表者又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

法人又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人も行爲者として、これを罰する。

附則

この法律は、昭和二十二年十二月一日から、これを施行する。

この法律施行の際、現に行政庁の許可を受けて、職業紹介事業又は労働者供給事業を行う者は、この法律施行後三箇月を限り、引き続きその事業を行うことができる。

職業紹介法は、これを廃止する。

昭和二十二年二月二十九日

〔四一―二〕労働省令第十二号

職業安定法施行規則

(この命令の通則に関する事項)

第一条 職業安定法(以下法という)に基く命令は、この命令の定めるところによる。

2 この命令で職業安定組織とは、労働省職業安定局、職業安定事務所、都道府県職業安定主務課、公共職業安定所等すべての職業安定機関の組織をいう。

3 この命令において行政庁が、法に規定する労働大臣の権限を、行うことを定めておる場合は、法第六十一の規定に基いて、労働大臣の権限が当該行政庁に委任せられたものとする。

(法第二条に関する事項)

(編注…中略)

(法第二十六条に関する事項)

第十七条 職業補導は、現に不足し、又は将来不足すると認められる労働力を充足するに必要な職業種目であつて、且つ経済の興隆に寄与することができるものについて、これを行わなければならない。

2 身体に障害のある者で、職業補導により、通常の職業に就くことができると認められる者に対する職業補導は、通常の職業補導を受けるとともに、これを行うこ

とを原則とする。但し、本文に規定する者が通常の職業補導を受ける者とともに、職業補導を受けることが困難であると認められる場合においては、これに対し、特別の職業補導を行うことができる。

(法第二十七条に関する事項)

第十八条 都道府県知事は、職業補導所の経営を市町村(特別区を含む。以下同じ。)を除く、他の如何なる団体、又は人にも、委託してはならない。

2 都道府県知事は、その統制と監督によつて、市町村以外の者の行う職業補導事業を、法第二十九条の規定による基準に、常に適合せしめることができる。認められる場合は、前項の規定にかかわらず、その者に対し、個々の契約に基き、その経営を委託することができる。

3 経営者の利益のため、又は輸出を目的として、物の生産を行う共同作業施設は、法第二十六条第二項の規定による作業の訓練を行う共同作業施設とは認めない。

4 職業補導は、すべてこれを無料とする。

5 労働大臣は、都道府県知事が、その都道府県内において、職業補導事業を行うことが必要と認められるにかかわらず、相当の期間、法第二十九条の規定による基準に適合した職業補導を実施しようとしないうちに限り、当該都道府県知事が、これを実施するに至るまで、その都道府県内における職業補導を自ら実施することができる。

(法第二十八条に関する事項)

第十九条 法第二十八条の規定による補助金は、各四半期毎に、これを交付する。

2 前項の補助金は、職業補導を実施しようとする都道府県に対して、その総人口、労働力の需要供給の状況及び職業補導を行うことが必要な職業種目を勘案して配賦するものとする。

3 法第二十八条一項の職業補導施設の経営に要す費用には、職業補導所の新設及び職業補導設備の購入に要する費用を含むものとする。

4 共同作業施設における作業の訓練に対する補助金については、都道府県知事は当該施設において作業の訓練を受けべき者の数に応じて、これを交付するものとする。但し、三十日に満たない期間において、職業補導の目的を達することのできる職業種目については、補助金を交付しない。

5 職業安定局長は、都道府県知事の行う職業補導が、法及びこの命令並びにこれに基く通牒に違反すると認めるときは、これに対する補助を停止することができる。

6 都道府県知事は、法第二十八条第一項の補助金を受けようとするときは、事業計

画及び補助金の交付を必要とする事由を記載した申請書を、職業安定局長に提出しなければならない。

7 前項の申請書は、毎会計年度開始前四十五日までに、これを提出しなければならない。申請書に記載された計画の全部又は一部を変更しようとするときは、計画変更申請書を、毎四半期開始前三十日までに提出しなければならない。

8 前二項の申請書の様式は、職業安定局長がこれを定める。

9 法第二十八条第二項の規定による手当は、職業補導を受ける者の交通費、その他職業補導を受けるに必要な費用につき、予算の範囲内において、職業安定局長が定める額及び支給方法によりこれを支給する。

(法第二十九条に関する事項)

第二十条 作業の訓練を行う共同作業施設における賃金その他の労働条件の基準は、労働基準法の定めるところに従わなければならない。

2 職業補導施設において、職業補導に従事する者(以下指導員という。)は、職業安定局長の定める資格を有する者でなければならない。

3 職業補導施設の長は、職業補導を受ける者に対し、職業補導に関し、その受けべき職業種目に関係のない業務に従事させてはならない。

4 職業補導を受けべき者の選考は、その能力及び希望に基いて、これを行わなければならない。

5 職業補導を受けようとする者が、その居住地の都道府県において、行われていない職業種目の職業補導を希望するときは、公共職業安定所に対し、他の都道府県で職業補導を受けたい旨を申出ることができる。

6 都道府県知事は、他の都道府県に居住する者から、前項の規定により、その都道府県において、職業補導を受けたい旨の申出を受けた場合においては、その者に対し、当該都道府県に居住する者と同様の取扱をしなければならない。

7 前六項に定めるものの外、職業補導に関する基準、その他法第二十九条の規定の施行に関し必要な事項は、職業安定局長がこれを定める。

(法第三十条に関する事項)

第二十一条 法第三十条の規定による都道府県知事の援助は、資料の送付、又は当該官吏、若しくは指導員の派遣によつてこれを行う。

(法第三十一条に関する事項)

第二十二条 都道府県知事は、職業補導事業の実施状況を、職業安定局長の定める手続、及び様式に従い、労働大臣に報告しなければならない。

2 職業安定局の官吏は、定期に、都道府県知事の行う職業補導事業を監査しなければならない。

3 前項の官吏は、監査に際しては、必要な施設に、立入り、又は必要な帳簿書類を閲覧することができる。

4 都道府県知事は、職業補導の実施につき、当該都道府県内の学校、その他の施設における職業教育その他の訓練と緊密な連けいを保つよう努めなければならない。

5 都道府県知事の設置する職業補導所は、これを公共職業補導所という。

6 公共職業補導所でないものは、公共職業補導所の名称を用いてはならない。

7 公共職業補導所は、これに類似の施設で公共職業補導所でないものと、同一の場所に設置してはならない。

8 法及びこの命令の規定は、国の補助を受けて行う職業補導事業について、これを適用する。

(法第三十二条に関する事項)

第二十三条 法第三十二条但書の美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業とは、次に掲げるものをいう。

- 一 美術家
- 二 音楽家
- 三 演芸家
- 四 科学者
- 五 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師
- 六 弁護士、弁理士、計理士
- 七 その他中央職業安定委員会の意見を聞き、労働大臣が定める前各号に掲げる職業に類似する職業

(編注…以下中略)

附則

この命令は、職業安定法施行の日から、これを適用する。

職業紹介法施行規則、無料職業紹介事業規則、営利職業紹介事業規則、労務供給事業規則及び労務者募集規則はこれを廃止する。

法施行の際における、法に基づく公共職業安定所の位置、名称、管轄区域及び事務取扱の範囲は、この命令の規定にかかわらず、第五条第三項に規定する手続によって、労働大臣が定めるまで、従前の命令に基き定めたものによる。

昭和二十四年五月二〇日

(四―二―三) 法律第八八号

職業安定法の一部を改正する法律

職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第三号を削り、第二号を第四号とし、第四号を第五号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に、次の二号を加える。

二 失業者に対し、職業に就く機会を与えるために、必要な政策を樹立し、その実施に努めること。

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適当な職業に就くことをあつ旋するため、及び求人者に対し、その必要とする労働力を充足するために、無料の職業紹介事業を行うこと。

第五条第二項を第四項とし、以下順次二項ずつ繰り下げ、第一項の次に、次の二項を加える。

この法律で無料の職業紹介とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

この法律で有料の職業紹介とは、実費職業紹介及び営利職業紹介をいい、実費職業紹介とは、営利を目的としないで行う職業紹介であつて、職業紹介に関して、実費としての入会金、定期的掛金、手数料その他の料金を徴収するものをいい、営利職業紹介とは、営利を目的として行う職業紹介をいう。

第二章標題中「政府の行う」を「職業安定機関の行う」に改める。

第十条を次のように改める。

(公共船員職業安定所に対する協力)

第十条 公共職業安定所は、公共船員職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

第十一条に、次の一項を加える。

市町村長は、前項の事務に関し、求人者又は求職者から、いかなる名義でも、実費その他の手数料を徴収してはならない。

第十二条第一項中「この法律の施行に関する重要事項」の下に「及び他の法律に基きその権限に属せしめられた事項」を加え、同条第十一項を次のように改める。

前項の旅費、日当及び宿泊料の金額は、一般の政府職員の旅費、日当及び宿泊料の金額に準じ、労働大臣が、これを定める。

第十九条第一項を次のように改める。

公共職業安定所は、求職者に対しては、その能力に適合する職業を紹介し、求人者に対しては、その雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めなければならない。

第二章中、第四節を第五節とし、第四節として、次の一節を加える。

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

(学生生徒等の職業紹介の原則)

第二十五条の二 公共職業安定所は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介については、第二節の規定によるの外、学校と協力して、これらの者に対し、労働力の需要供給の状況その他職業に関する情報を提供し、職業選択に必要な助言援助を与え、及び公共職業安定所間の連絡により、これらの者に適当なできるだけ多くの求人を開拓し、その能力に適合した職業にあつ旋するよう努めなければならない。

(公共職業安定所学校間の協力)

第二十五条の三 公共職業安定所長は、学校教育法第一条の規定による学校の学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者の職業紹介を円滑に行うため必要があると認めるときは、学校の長の同意を得て、又は学校の長の要請により、その学校の長に、公共職業安定所の業務の一部を分担させることができる。

前項の規定により公共職業安定所長が学校の長に分担させることができる業務は、左の各号に掲げる事項に限られるものとする。

- 一 求人申込を受理し、且つ、その受理した求人申込を公共職業安定所に連絡すること。
- 二 求職申込を受理すること。
- 三 求職者を求人者に紹介すること。
- 四 職業指導を行うこと。
- 五 就職後の補導を行うこと。
- 六 公共職業補導所への入所のあつ旋を行うこと。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、第十六条及び第十七条の規定にかかわらず、学校の教育課程に適切でない職業に関する求人又は求職の申込は、これを受理しないことができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、公共職

業安定所長と協議して、その学校の職員の中から職業安定担当者を定め、これに自己に代つてその業務を担当させ、公共職業安定所との連絡を行わせることができる。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長に対して、職業に関する情報の提供その他学校の長の行う職業紹介に関する業務の執行についての援助を与えるとともに、特に必要があると認めるときは、これに対して、経済上の援助を与えることができる。

第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長は、その業務の執行に関し、職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基いて定める基準に従わなければならない。

公共職業安定所長は、第一項の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長が、法令又は前項の基準に違反したときは、その学校の長の行う職業紹介に関する業務を停止させることができる。

前七項の規定は、学校の長が第三十三条の二の規定に基いて無料の職業紹介事業を行う場合には、これを適用しない。

(施行規定)

第二十五条の四 公共職業安定所と学校との間における連絡、援助又は協力に関する方法その他学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

第二十六条を次のように改める。

(職業補導の原則)

第二十六条 職業補導は、労働力の需要供給の状況に応じて、必要な職業種目について行わなければならない。

職業補導は、公共職業補導所における職業補導及び失業者に職業を与える目的を以て経営される施設における作業訓練として行われる。

この法律の職業補導には、学校教育法に基いて行われる一般職業教育を含まない。労働大臣は、職業補導の計画を樹立するに当つては、関係教育行政庁の協力を得て、学校の施設の最も有効な活用を図るとともに、学校における職業教育との重複を避けなければならない。

職業補導は、すべて無料とする。

この節の規定は、国がその経費の全部又は一部を負担する職業補導事業について、これを適用する。

第二十六条の次に、次の一条を加える。

(身体障害者に対する職業補導)

第二十六条の二 身体に障害のある者で、職業補導により通常の職業に就くことができると認められるものに対する職業補導は、通常の職業補導を受ける者と共に、これを行う。但し、通常の職業補導を受ける者と共に職業補導を受けることが困難であると認められる者については、その者の能力に適合するよう、補導の種目及び方法を選定し、特別の公共職業補導所を設けて、職業補導を行うことができる。

労働大臣は、必要があると認めるときは、前項但書の規定による特別の公共職業補導所を、厚生大臣と協議のうえ、その所管する身体に障害のある者のために経営される更生施設と併設することができる。

労働大臣が必要があると認めるときは、公共職業補導所は、身体に障害のある者の職業補導を行うため、作業義し及び特殊の補助工具の製作及び修理を行うことができる。

第二十七条の見出しを「(公共職業補導所の設置)」に改め、同条第一項を次のように改める。

労働大臣は、前二条の職業補導を行うため、都道府県知事をして、公共職業補導所を設置して、これを経営せしめるものとする。

第二十七条第二項を第四項とし、同項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に、「又は公共団体その他の者に、」を「又は公の機関に限り、」に改め、同条第一項の次に、次の二項を加える。

都道府県知事は、公の機関に限り、公共職業補導所の経営を委託することができる。

労働大臣は、第二十六条第二項に規定する作業訓練に関する計画をたて、都道府県知事をして、これを実施せしめるものとする。

第二十八条の見出しを「(負担金等)」に改め、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

政府は、前第一項から第三項までの規定により、都道府県知事が行う公共職業補導所の設置及び経営並びに作業訓練に要する費用について、法律に基いて、これを負担する。

第二十八条に、次の一項を加える。

政府は、都道府県知事が行う職業補導が、この法律又はこれに基いて労働大臣の定める基準に違反すると認めるときは、これに対し、負担金の交付を停止し、又はその返還を命ずることができる。

第二十九条第一項中「公共団体その他の者」を「公の機関」に、「職業補導所」を「公共職業補導所その他の職業補導施設」に、同条第二項中「職業補導所」を「公共職業補導所」に改める。

第三十条を次のように改める。

(工場事業場等の行う監督者の訓練に対する援助)

第三十条 労働大臣は、労働基準法に規定する技能者養成を除き、従業員の指導監督に当る者の作業訓練を実施しようとする工場事業場等に対し、技術援助を行うために、特別に訓練された補導員を置き、必要な資料を製作するものとする。

労働大臣は、工場事業場等が、労働基準法に規定する技能者養成を除き、その従業員の労働力を最も有効に發揮させるために、職長、指導員等その従業員の指導監督に当る者に対して、指導監督に必要な知識技能を習得させるための訓練計画をたて、これを実施しようとするときは、その要求に応じ、補導員の派遣、資料の提供等必要な事項について、これを援助しなければならない。

労働大臣は、前項に規定する技術援助について、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第三十一条中「前五条」を「前六条」に改める。

第三章標題中「政府以外の」を「職業安定機関以外の」に改める。

第三章中第一節を第二節とし、以下順次一節ずつ繰り下げ、第一節として次の一節を加える。

第一節 通則

(適用範囲)

第三十一条の二 この章の規定は、法律に別段の定のある場合を除く外、職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業について、これを適用する。

第三十二条を次のように改める。

(有料職業紹介事業)

第三十二条 何人も、有料の職業紹介事業を行ってはならない。但し、美術、音楽、演芸その他特別の技術を必要とする職業に従事する者の職業をあっ旋することを目的とする職業紹介事業について、労働大臣の許可を得て行う場合は、この限りでない。

労働大臣が、前項の許可をなすには、予め、許可申請者についてその資産の状況及び特性を審査するとともに、中央職業安定委員会に諮問しなければならない。

営利職業紹介事業を行う者は、その事業を開始する前に、第四項の規定による補償の金額に充てるため、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ定める五万円を超えない金額の保証金を供託しなければならない。

前項の者がこの法律又はこれに基く命令の規定に違反することによって損害を受けた者は、前項の保証金から、その補償を受ける権利を有する。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業の許可を受けた者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める額の許可料を納付しなければならない。

実費職業紹介事業又は営利職業紹介事業を行う者は、それぞれ、労働大臣が、中央職業安定委員会に諮問のうえ、物価庁長官と協議して定める手数料の外、いかなる名義でも、実費その他の手数料又は報酬を受けてはならない。

第一項の許可の有効期間は、一年とする。

第一項の許可の申請手続その他有料の職業紹介事業に関し必要な事項は、命令で、これを定める。

第三十三条第一項を次のように改める。

無料の職業紹介事業を行わうとする者は、第三十三条の二に規定する場合を除き、労働大臣の許可を受けなければならない。

第三十三条の次に、次の三条を加える。

(学校の行う無料職業紹介事業)

第三十三条の二 学校教育法第一条の規定による学校の長は、労働大臣に届け出て、

その学生若しくは生徒又はその学校を卒業した者について、無料の職業紹介事業を行うことができる。但し、大学及び高等学校以外の学校の長がその学校を卒業した者について行う職業紹介は、その者がその学校を卒業した後六箇月以内の場合に限るものとする。

前項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、求職者を、その住所又は居所の変更を必要とする就職先に紹介してはならない。但し、労働大臣の許可を受けた場合及び大学の長又は高等学校の長が無料の職業紹介事業を行う場合は、この限りでない。

第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長は、その学校の職員の中から、職業紹介事業に関する業務を担当する者を定めて、自己に代りてその業務を行わせることができる。

第一項の届出の手続その他学校の長の行う無料の職業紹介事業に関し必要な事項

は、命令で、これを定める。

(無料職業紹介事業の取扱範囲の限定)

第三十三条の三 労働大臣は、無料の職業紹介事業を行わうとする者に対し、第三十

三条第一項の規定による許可をする場合には、その者が職業紹介事業を行うに当り取り扱うべき職種の種類その他取扱の範囲を定めることができる。

前項第一項の規定により無料の職業紹介事業を行わうとする学校の長は、その取り扱うべき職業紹介の範囲を定めて、届出をすることができる。

(兼業の禁止)

第三十三条の四 料理店業、飲食店業、旅館業、古物商、質屋業、貸金業、両替業そ

の他これらに類する営業を行う者は、職業紹介事業を行うことができない。

第三十四条の見出しを「(準用規定等)」に、同条第一項を次のように改め、同条第二項中「前二条」を「第三十二条から第三十三条の二まで」に改める。

第十六条から第十八条まで、第十九条第一項及び第二十条の規定は、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業について、これを準用する。但し、第三十三条の三

第一項の規定により、労働大臣が職業紹介の範囲を定めて許可をした場合及び同条第二項の規定により、学校の長が職業紹介の範囲を定めて届出した場合において

は、第十六条及び第十七条の規定は、その範囲内においてのみ、これを準用するものとする。

第三十六条の見出しを「(直接募集)」

に改める。

第四十条中「第三十二条第三項の手数料その他の補償金の外、」を削る。

第四十九条第一項中「許可を受けて」の下に「、又は届出をなして」を加え、同条第二項中「第四十四条の規定」を「第三十二条から第三十三条の二まで、第三十六条、第三十七条及び第四十四条の規定」に、「工場、事業場」を「事業所、事務所」に、「使

用者若しくは労働者」を「事業主、使用者、労働者の募集を行う者、労働者の募集に従事する者若しくは労働者」に改める。

第五十条中「許可を受けて」の下に「、又は届出をなして」を加え、同条に、次の

一項を加える。

労働大臣は、第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う学校の長に対し、前項の規定により、事業の停止を命じようとする場合には、予め教育行政庁に通知しなければならない。

第五十一条中政府以外の者の行う」を「職業安定機関以外の者の行う」に改める。

第五十二条の次に、次の一条を加える。
(業務の周知宣伝)

第五十二条の二

政府は、その行う職業紹介、職業指導、職業補導、失業保険その他この法律の目的を周知宣伝するため、計画を樹立し、これが実施に努めなければならない。

第六十四郎第一号中「有料で若しくは営利を目的として」を「有料の」に改める。

第六十五条中第一号を第六号とし、以下順次五号ずつ繰り下げ、同条に、次の五号を加える。

- 一 第十一条第二項の規定に違反した者
- 二 第三十二条第六項の規定に違反した者
- 三 第三十三条の二第一項の規定による届出をしないで、無料の職業紹介事業を行った者
- 四 第三十三条の二第二項の規定に違反した者
- 五 第三十三条の四の規定に違反した者

附則

- 1、この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律中、「学校の長」には、学校教育法第九十八条の規定により存続する従前の規定による学校の長を、「大学の長」には、同条の規定により存続する大学、高等学校、専門学校及び教員養成諸学校の長を、「高等学校の長」には、同条の規定により存続する中等学校の長を含むものとする。

昭和三十三年五月二日

〔四―二―四〕法律第一三三三号(「職業訓練法」附則)

職業安定法の一部改正

第六条 職業安定法の一部を次のように改正する。
職業安定法目次を次のように改める。

目次

第一章 総則

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第一節 通則

第二節 職業紹介

第三節 職業指導

第四節 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介

第五節 削除

第三章 職業安定機関以外の者の行う職業紹介、労働者の募集及び労働者供給事業

第一節 通則

第二節 職業紹介

第三節 労働者の募集

第四節 労働者供給事業

第四章 雑則

第五章 罰則

附則

第三条中「職業補導」を「職業指導」に改める。

第四条第五号中「又は職業補導」を削り、同条第八号中「、職業指導又は職業補導」を「又は職業指導」に改める。

第五条第五項を削る。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 職業安定機関の行う職業紹介及び職業指導

第六条第一項中「、職業指導及び職業補導」を「及び職業指導」に改める。

第八条第一項中「、職業補導」を削る。

第十九条の次に次の一条を加える。

(公共職業訓練のあつ旋)

第十九条の二 公共職業安定所は、求職者に対し、公共職業訓練を受けることについてあつ旋を行うものとする。

第二十五条の三第二項第六号を次のように改める。

六 公共職業訓練を行う施設への入所のあつ旋を行うこと。
第二章第五節を次のように改める。

第五節 削除

第二十六条から第三十一条まで 削除

第五十二条から第五十三条まで中「、職業補導」を削る。

昭和三十三年七月一日

〔四―二―五〕労働省令第一六号（「職業訓練法施行規則」附則）

職業安定法施行規則の一部改正

第四条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、公共職業補導所」を削る。

第八条第二十一項第一号四中「及び職業補導」を削る。

第九条第二項第三号中「、職業補導」を削る。

第十八条から第二十三条までを次のように改める。

第十八条から第二十三条まで 削除

IV 3 部 技能者養成関係

昭和二十二年四月七日

〔四一三一〕 法律第四九号

労働基準法

目次

第一章	総則
第二章	労働契約
第三章	賃金
第四章	労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇
第五章	安全及び衛生
第六章	女子及び年少者
第七章	技能者の養成
第八章	災害補償
第九章	就業規則
第十章	寄宿舎
第十一章	監督機関
第十二章	雑則
第十三章	罰則

第一章 総則

(労働条件の原則)

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならぬ。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

(労働条件の決定)

第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場においてを決定すべきものである。

る。

労働者及び使用者は、労働協約、就業規則及び労働契約を遵守し、誠実に各々の義務を履行しなければならない。

(均等待遇)

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

(男女同一賃金の原則)

第四条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、差別的取扱をしてはならない。

(強制労働の禁止)

第五条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意志に反して労働を強制してはならない。

(中間搾取の排除)

第六条 何人も、法律に基いて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない。

(公民権行使の保障)

第七条 使用者は、労働者が労働時間中に、選挙権その他公民としての権利を行使し、又は公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合においては、否んではない。但し、権利の行使又は公の職務の執行を変更することができる。

(適用事業の範囲)

第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

(一) 物の製造、改造、加工、修理、浄洗、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

(二) 鉱業、砂鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業

(三) 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

(四) 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

(五) 船きよ、船舶、岸壁、波止場、駐車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

(六) 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他の農林の事業

(七) 動物の飼育又は水産動植物の採取若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

(八) 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

(九) 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

(十) 映画の製作又は映写、演劇その他興行の事業

(十一) 郵便、電信又は電話の事業

(十二) 教育、研究又は調査の事業

(十三) 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

(十四) 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

(十五) 焼却、清掃又は、と殺の事業

(十六) 前各号に該当しない官公署

(十七) その他命令で定める事業又は事務所

(定義)

第九条 この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所（以下「事業」という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によって計算した金額を下つてはならない。

一、賃金が、労働した日若しくは時間によって算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二、賃金の一部が、日、週その他一定の期間によって定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

前二項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金総額から控除する。

一、業務上の負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二、産前産後の女子が第六十五条の規定によって休業した期間

三、使用者の責に帰すべき事由によって休業した期間

四、試の使用期間

第一項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に満たない者については、第二項の期間は、雇入後の期間とする。

日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、労働に関する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。

第一項乃至第六項によって算定し得ない場合の平均賃金は、労働に関する主務大臣の定めるところによる。

第二章 労働契約

(編注…以下中略)

第六章 女子及び年少者

(最低年齢)

第五十六条 満十五才に満たない児童は、労働者として使用してはならない。但し、満十四才以上の児童で、命令で定める義務教育の課程又はこれと同等以上と認める課程を修了した者についてはこの限りでない。

前項の規定にかかわらず、第八条第六号乃至第十七号の事業に係る職業で、児童の健康及び福祉に有害でなく、且つその労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十二才以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。但し、映画の製作又は演劇の事業については、満十二才に満たない児童についても同様である。

(年少者の証明書)

第五十七条 使用者は、満十八才に満たない者について、その年齢を証明する戸籍証明書を事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前条第二項の規定によって使用する児童については、修学に差し支えないことを証明する学校長の証明書及び親権者又は後見人の同意書を事業場に備え付けなければならない。

(未成年者の労働契約)

第五十八条 親権者又は後見人は、未成年者に代つて労働契約を締結してはならない。

親権者若しくは後見人又は行政官庁は、労働契約が未成年者に不利であると認められる場合においては、将来に向つてこれを解除することができる。

第五十九条 未成年者は、独立して賃金を請求することができる。親権者又は後見人は、未成年者の賃金を代つて受け取ってはならない。

(年少者の労働時間及び休日)

第六十条 第三十二条第二項、第三十六条及び第四十条の規定は、満十八才に満たない者については、これを適用しない。

第五十六条第二項の規定によって使用する児童については、第三十二条第一項の労働時間は、修学時間を通算して、一日について七時間、一週間について四十二時間とする。

使用者は、第三十二条第一項の規定にかかわらず、満十五才以上(第五十六条第一項但書の規定する満十四才以上を含む。)で満十八才に満たない者については、一週間の労働時間が四十八時間を超えない限り、一週間のうち一日の労働時間を四時間以内に短縮する場合においては、他の日の労働時間を十時間まで延長することができる。

(女子の労働時間及び休日)

第六十一条 使用者は、満十八才以上の女子については、第三十六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。

(深夜業)

第六十二条 使用者は満十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によって使用する満十六才以上の男子については、この限りではない。

労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

交替制によって労働させる事業については、行政官庁の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前

五時三十分から労働させることができる。

前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によって労働時間を延長する場合又は第八条第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

第一項及び第二項の時刻は、第五十六条第二項本文の規定によって使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業禁止制限)

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を第四十九条の規定による危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福祉に有害な場所における業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八才以上の女子に、これを準用することができる。

第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

(坑内労働の禁止)

第六十四条 使用者は、満十八才に満たない者及び女子を坑内で労働させてはならない。

(産前産後)

第六十五条 使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

使用者は、妊娠中の女子が請求した場合においては、他の軽易な業務に転換させなければならない。

(育児時間)

第六十六条 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四条の休憩時間の外、

一日二回各と少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

使用者は、前項の育児時間中は、その女子を使用してはならない。

(生理休暇)

第六十七条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

前項の業務の範囲は命令で定める。

(帰郷旅費)

第六十八条 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

第七章 技能者の養成

(徒弟の禁止)

第六十九条 使用者は、徒弟、見習、養成工その他何等の名称の如何を問わず、技能の習得を目的とする者であることを理由として、労働者を酷使してはならない。

使用者は、技能の習得を目的とする労働者を家事その他技能の習得に関係のない作業に従事させてはならない。

(技能者の養成)

第七十条 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するため必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。

前項の規程に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第二十四条の賃金の支払、第三十一条の最低賃金並びに第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限に関する規定について、別段の定をすることができらる。

第七十一条 使用者は、前条の規定に基いて発する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。

使用者が前項の規程による認可に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て、技能を習得する者であることの証明書の交付を受け、これを事

業場に備え付けなければならない。

第七十二条 前二条の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九条第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない。

第七十三条 第七十条及び第七十一条の規定の適用をうける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の条件に反した場合においては、行政官庁は、第七十一条の認可を取消することができる。

第七十四条 第七十条の規定に基いて発する命令は、技能者養成委員会に諮問してこれを定める。

技能者養成委員会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各と同数を委嘱する。

前二項に定めるものの外、技能者養成委員会に関し必要な事項は、命令で定める。

第八章 災害補償

(編注…以下中略)

第十三章 罰 則

第一百七十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十円以上三万円以下の罰金に処する。

第一百八条 第六条、第四十八条、第五十六条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第一百九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第三項、第三十一条、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条但書、第三十七条、第三十九条、第四十二条、第四十三条、第四十六条、第四十七条、第四十九条、第五十一条、第六十条第二項若しくは第三項、第六十一条乃至第六十三条、第六十五条、第六十六条、第七十二条、第七十五条乃至第七十七条、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第九十四条第二項の規定に違反した者
- 二 第三十三條第二項、第五十四条第二項又は第五十五条第一項の規定による命令に違反した者
- 三 第四十条の規定に基いて発する命令に違反した者
- 四 第七十一条第一項の規定により認可を受けた員数、教習方法、契約期間、労働

時間並びに賃金の基準及び支払の方法に違反した者

第二百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項若しくは第二項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一條第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第二百五條乃至第九十九條の規定に違反した者

二 第十八條第二項の規定により認可を受けた保管及び返還の方法に違反した者

三 第五十三條第三項、第五十五條第二項又は第九十二條第二項の規定による命令に違反した者

四 第一条の規定による労働基準監督官の臨検、検診若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

五 第一百十條の規定による行政官庁又は労働基準監督官の要求のあった場合において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

第二百一十條 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行爲した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、事業主（事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者である場合においてはその法定代理人を事業主とする。以下本條において同様である。）が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

事業主が違反の計画を知りその防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、事業主も行為者として罰する。

附則

第二百二十二條 この法律施行の期日は、勅令で、これを定める。

第二百二十三條 工場法、工業労働者最低年齢法、労働者災害扶助法、商店法、黄燐燐寸製造禁止法及び昭和十四年法律第八十七号は、これを廢止する。

(編注…以下中略)

第二百二十八條 この法律施行の際、満十二才以上の児童を使用する使用者が、引き続

きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から六箇月間は、その者については第五十六條の規定は、これを適用しない。

この法律施行の際、満十六才以上の男子を使用する使用者が、引き続きその者を使用する場合においては、この法律施行の日から一年間は、その者については第六十四條の規定は、これを適用しない。

第二百二十九條 この法律施行前、労働者が業務上負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、なお旧法の扶助に關する規定による。

第三十條 この法律施行前（第二百二十七條第二項の場合においては、同條第一項の期間を含む。）になした行為に關する罰則の適用については、なお旧法による。

別表第一

身体障害等級及び災害補償表（編注…以下略）

昭和二十二年一〇月三十一日

〔四一三一〕二 労働省令第六号

技能者養成規程

第一条 労働基準法（以下法という。）第七十條の規定による特定の技能者の養成は、この命令の定めるところによる。

第二条 この命令で技能習得者とは、労働大臣が別表第一に指定する技能を習得する者で、法第七十一條第一項の規定による認可に基づいて使用される者をいう。

第三条 この命令で養成契約とは、使用者が技能習得者に系統的技能訓練を与えることを約し、技能習得者がこれに対し、約定の条件に従つて労働に服することを約する労働契約をいう。

第四条 養成契約は、書面をもつて締結し、二通を作成し、一通は使用者、一通は技能習得者が契約期間の満了までこれを保管しなければならない。

第五条 養成契約書には、次に掲げる事項を具備しなければならない。

- 一 使用者の氏名、職業及び住所又は事業の名称、種類並びに事業場の所在地
- 二 技能習得者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- 三 従事すべき業務の種類
- 四 養成期間
- 五 試の使用期間の定をする場合には、その期間

六 使用者及び技能習得者の義務として特に定めたものがあるときは、その事項

七 賃金の基準、昇級及び支払方法その他給与に関する事項

八 使用者並びに技能習得者及びその法定代理人の記名捺印

第六条 試の使用期間は、雇入れ後一箇月を越えない期間について、これを定めることができる。この期間は、養成期間のうちに含める。

第七条 養成契約の当事者は、試の使用期間中においては、養成契約を解除することができる。

第八条 技能習得者は、使用者が次の各号の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

一 この命令に定める資格を失った場合

二 事業を廃止した場合

三 精神又は身体の障害によって、技能者の養成を継続することができなくなつた場合

四 法、この命令、就業規則又は養成契約の定に違反した場合

第九条 使用者は、技能習得者が次の各号の一に該当する場合には、養成契約を解除することができる。

一 精神又は身体の障害によって、技能の習得を継続することができなくなつた場合

二 法、この命令、就業規則又は養成契約の定にしばしば違反した場合

三 素質、順応又は能力が不十分で成業の見込がない場合

第十条 使用者は、前条の規定に基いて契約を解除する場合には、様式第一号によつて、所轄労働基準監督署長の認可を受けなければならない。

第十一条 養成契約は、法第十四条の規定にかかわらず、この命令に定める養成期間について、これを締結することができる。但し、第十六条の規定によつて雇い入れた技能習得者の養成契約は、第二十二条第二項の証明書に記入された期間を控除して、これを締結しなければならない。

第十二条 養成期間は、別表第二に定める期間を越えてはならない。但し、所轄労働基準監督署長の認可を受けて、一年を越えない期間において、これを延長することができる。

第十三条 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところによつて、技能教程、関連学科及びその教習時間その他の教習事項を定め

なければならない。

第十四条 使用者は、技能教程の進度に応じ、少なくとも年一回技能を検定し、技能習得者の技能の等級を定めなければならない。

使用者は、養成期間の修了した場合には、技能習得者の技能を検定し、これを様式第二号によつて、所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

前二項の規定による検定の方法は、労働大臣がこれを定める。

第十五条 使用者は、所轄労働基準監督署長の認可を受けた場合には、技能習得者の素質、健康、習得の進度その他の事由によつて、その者について、教習事項の一部を変更することができる。

第十六条 使用者は、第二十二条第二項の証明書を有する者を雇い入れて技能習得者とした場合には、その者が既に習得した課程及び等級に応じて教習を行わなければならない。

第十七条 使用者は、直接の指導、監視その他適切な防護の方法を定めた場合には、技能の習得を目的とする満十八歳に満たない者、女子及び未経験者を労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務中別表第三に指定する業務に就かせることができる。

前項の規定による防護の方法の基準は、別表第3による。

第十八条 次の各号の一に該当する使用者でなければ、技能者の養成をすることができない。

一 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者

二 当該技能について、別表第四に定める経験年数、学歴または資格を有する者

三 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の団体によつて技能者の養成の資格があることを証明された者

四 労働大臣の指定する他の法令によつて、当該法令に定める技能についての指導員の資格を有する者

第十九条 衆議院議員選挙法第六条の規定によつて、被選挙権を有しない者は、技能者の養成をすることができない。

第二十条 使用者は、その直接の責任の下に技能者の養成の一部または全部について、この命令に定める資格を有する他の者をして行わせることができる。

第二十一条 使用者は、疾病その他の事由によつて、技能者の養成ができなくなつた場合で、技能習得者が養成契約の継続を欲するときは、使用者に変わつて

この命令に定める資格を有する他の者をして技能者の養成を行わせなければならない。

第二十二條 使用者は、養成期間が終了した場合には、技能習得者に対し技能者養成修了証明書を交付しなければならない。

使用者は、養成契約が解除された場合には、技能習得者が既に習得した課程、期間及び等級を記入した証明書を交付しなければならない。

第二十三條 技能習得者は、養成契約の存続中に他の使用者に雇われてはならない。

第二十四條 事業場内におけると否とを問わず、技能習得者が第十三條の教習事項を習得するに要する時間は、労働時間とみなす。

第二十五條 使用者は、技能習得者に対し賃金の一部を居住費、賄費として控除することができる。

使用者は、技能習得者に対し道具、作業衣、教材その他教習に必要な物品を無償で提供しなければならない。

第二十六條 使用者は、法第二十八條の規定に基いて最低賃金が定められた場合には、法第三十一條の規定にかかわらず、技能習得者の教習の課程に応じた賃金を支払うことができる。

前項の賃金は、労働大臣が技能者養成委員会に諮問して定めた金額を下つてはならない。

第二十七條 使用者は、満十八歳に満たない者に、養成期間中出来高拂制その他の請負制を行つてはならない。

第二十八條 法第七十一條第一項の規定による認可は、様式第三号によつて、所轄労働基準監督署長よりこれを受けなければならない。

第二十九條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、労働者を雇い入れた場合には、様式第四号によつて、所轄労働基準監督署に届け出なければならない。

前項の届出には、第四條の規定による養成契約書を添付しなければならない。

第三十條 使用者は、法第七十一條第二項の規定に基いて、様式第五号による技能習得者証明書を所轄労働基準監督署長より受け、これを事業場に養成契約の期間の満了まで備え付けなければならない。

第三十一條 使用者は、様式第六号によつて、技能習得者名簿を調製し、これを事業場に備え付けなければならない。

使用者は、前項の名簿をもつて、法第七十條の労働者名簿にかえることができる。

第三十二條 使用者が法第七十一條第一項の認可を受けないで、その所属労働者を労働の過程において養成する場合にも、技能者の養成の名義を用いても、これに対してはこの命令による定の適用がなく、法の一般の規定が適用される。

法第七十一條第一項の認可を取消された場合も同様である。

附則

第三十三條 この命令は昭和二十二年十一月一日からこれを施行する。但し、第三十一條の規定は昭和二十三年三月一日からこれを施行する。

第三十四條 この命令施行の際現に技能者の養成をする使用者が、法第七十一條第一項の認可を受けた場合には、昭和二十一年三月一日以後に雇い入れた者について行つた技能者の養成については、これをこの命令による技能者の養成をしたものとみなす。

第三十五條 この命令施行の際法第八條第四號の事業の使用者で、昭和二十二年四月一日現在において満十六歳以上満十八歳未満の者を機関車乗務員として養成するため現に使用している者が、その者を同一目的のため引続き使用せんとする場合は、昭和二十四年三月末日までこれを継続することができる。

前項の使用者に対しては、この命令を準用する。

別表第一 指定技能表

一	理科学機械工
二	精密機械工
三	電気機械組立工
四	鋳物工
五	鍛工
六	刻版工
七	精密印刷工
八	鍍金工
九	カットグラス工
十	レンズ研磨工
十一	陶工
十二	漆工
十三	竹藤細工職

別表第一 養成期間表

一	理科学機械工	三年
二	精密機械工	四年
三	電気機械組立工	三年
四	鋳物工	三年
五	鍛工	三年
六	刻版工	四年
七	精密印刷工	四年
八	鍍金工	三年
九	カットグラス工	三年
十	レンズ研磨工	四年
十一	陶工	三年
十二	漆工	四年

十四	手捺染職
十五	手織工

十三	竹籐細工職	三年
十四	手捺染職	三年
十五	手織工	四年

別表第三 (別に定める)

別表第四 使用者資格表

技能	使用者の資格
一 理科学機械工	一 従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有する者
二 精密機械工	二 当該技能に関係ある実業学校、工場事業場技能者養成令による養成施設の教育又は課程を修了した後五年以上の実地経験を有する者
三 電気機械組立工	三 大学又は専門学校において当該技能に関係する学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者又は幹部機械工養成所の課程を修了した者
四 鋳物工	四 機械技術者検定令による検定に合格した者
五 鍛工	一 従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有する者
六 刻版工	二 当該技能に関係ある実業学校卒業後五年以上の実地経験を有する者
七 精密印刷工	三 大学又は専門学校において当該技能に関係する学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者
八 鍍金工	
九 カットグラス工	
十 レンズ研磨工	
十一 陶工	
十二 漆工	
十三 竹籐細工職	
十四 手捺染職	
十五 手織工	

技能者養成規定の一部改正

技能者養成規程(昭和二十二年十月労働省令第六号)の一部を次のように改正し、公布の日から、これを施行する。

別表第一

指定技能表

分類番号	技能名	指定技能表
一ノ一	金属工芸師	

(1) 鍍金師

(2) 彫金師

(3) 鋳金師

(4) 鋳師

一ノ二 金属彫刻工

一ノ三 七宝細工職

一ノ四 宝石細工職

一ノ五 カットグラス工

一ノ六 グラブイール工

一ノ七 陶工

一ノ八 漆器師

(1) 漆素地師

(2) 漆塗師

(3) 漆加飾師

一ノ九 竹籐細工職

一ノ一〇 金属玩具工

板金、鍛金及び鍍起等の金属打物及びその仕上着色における技能(嵌金及び蠟接を含む。)

鑿による素彫、象嵌及び肉彫等の金属彫刻及びその仕上着色における技能

物型、蠟型、砂型及び込型等による鋳物及びその仕上着色における技能

蠟接及び寄せ物による飾金具製作における技能(所謂白銀師、よせ物師、家形師)

捺染ロール、印刷整版笏の金属性の版の彫刻における技能(腐蝕法によるものを含み木、石、骨、甲牙の彫刻を除く。)

七宝細工における技能

宝石、珊瑚、瑪瑙、水晶等の細工における技能

カットグラス(切りガラス)の製作における技能

ガラス訶品のグラブイール加工における技能

陶磁器の原料配合成型、施釉焼成、絵付等の作業における技能

木材又は特殊材料による漆素地の製作における技能

下地、上塗り、変り塗、平目梨地塗、漆塗等における技能

蒔絵加飾及び沈金、螺鈿、堆朱その他の特殊加飾における技能

工芸的な竹籐細工における技能(台所用品の製作を除く。)

金属製裂玩具の製作における技能

様式第一号 (編注…以下略)

昭和二十三年六月三〇日

(四一三一一三) 労働省令第九号

二ノ一	織物工	製糸工程以後の撚糸加工及び織物における技能（意匠圖案及び調紋を除く。）							
二ノ二	紡機調整工	紡績機械の仕上組立、調整、運転、修理における技能	三ノ一八	通信機組立工	有線及び無線の送受信機、交換機、配線器具、電気計器、電気信号機等の組立、調整、修理における技能（真空管の排気作業を含む。）				
二ノ三	織機調整工	織機の仕上組立、調整、運転、修理における技能							
二ノ四	染色工	手捺染、手染、機械染色、染色仕上等染色における技能							
三ノ一	機械工	旋盤工、フライス工、研磨工等の金属機械加工における技能	三ノ一九	内燃機関組立工	陸用及び船用の内燃機関の組立、調整、修理における技能				
三ノ二	板金工	薄板加工における技能（工芸的板金加工を除く。）	三ノ二〇	機械組立工	内燃機関以外の産業用機械（工作機械を含む。）の組立、調整、修理における技能				
三ノ三	製罐工	製罐作業における技能	三ノ二一	自動車組立工	自動車の総組立、偽装における技能（修理を除く。）				
三ノ四	電弧溶接工	電弧溶接における技能（スポット溶接を除く。）	三ノ二二	偽装工	船舶の偽装における技能				
三ノ五	ガス溶接工	ガス溶接における技能	三ノ二三	舟大工	船大工作业における技能				
三ノ六	鋳物工	工業用鋳物の型込、熔解、鋳込等鋳造における技能（工芸的鋳金を除く。）	三ノ二四	義肢工	作業用及び装飾用の義肢及び作業補助具の製作における技能				
三ノ七	木型工	鋳物木型の製作における技能	三ノ二五	自動車修理工	自動車の修理における技能				
三ノ八	たん工	鍛冶機械火造、刃物、農具等の鍛造における技能（工芸的鍛金を除く。）	四	精密印刷工	紙幣、証券類、地図等の如く極めて精巧な印刷における技能				
三ノ九	車輛木工	電車及び客貨車等鉄道車輛の木の製作における技能	五ノ一	電気工	電気機械器具の運転、保守、調整、修理における技能				
三ノ一〇	造船木工	船舶の木部における技能	五ノ二	電路工	屋内及び屋外の送配電線の架線、保守、修理等における技能				
三ノ一一	現図工	工作図等の現図作業における技能	六ノ一	大工	家屋及び堂宮の大工作业における技能				
三ノ一二	仕上工	金属製機器具の部品仕上における技能（治工具及び金型の仕上を除く。）	六ノ二	建具職	建具の製造における技能				
三ノ一三	治工具及び金型 仕上工	金属加工用の治具工具及び仕上における技能（各種プレス用金型の仕上を含む。）	六ノ三	家具職	和洋家具の製造における技能				
三ノ一四	レンズ研磨工	光学機械用レンズ及びプリズムの粗研、精磨、芯取り等研磨における技能	六ノ四	タイル張工	床、壁等のタイル張りにおける技能				
三ノ一五	精密機械工	光学機械（写真機を含む。）軸受、ミシン、時計（電気時計を除く。）等の精密機械器具の仕上組立、調整、修理における技能（治工具及び金型の仕上を除く。）	六ノ五	配管工	空気、水、ガス、蒸気などを供給する管の湾曲、切断、ネジ立及び取付等配管における技能				
三ノ一六	理学科学機械工	試験検査用、理科学用、医療用及び測量用の機械器具並びに度量衡器等の理学科学機械器具の仕上組立、調整、修理における技能	別表第二	養成期間表					
三ノ一七	電気機械組立工	発電機、電動機、変圧器、整流器、配電盤、コントローラー等の所謂重電機の巻線、配線、組立、調整、修理における技能	分類番号	技能					
			一ノ一	金属工藝師	三年	三ノ七	木型工	同	
				1 鋲金師	同	三ノ八	鍛工	同	
				2 彫金師	同	三ノ九	車輛木工	同	
						三ノ一〇	造船木工	同	

一ノ二	3 鋳金師	同	三ノ一	現図工	同	一ノ九	竹籐細工職	三年	三ノ二三	舟大工	同
一ノ三	4 鋳師	同	三ノ二	仕上工	同	一ノ一〇	金属玩具工	同	三ノ二四	義肢工	同
一ノ四	金属彫刻工	四年	三ノ三	治、工具及金型仕上工	同	二ノ一	鋳物工	同	三ノ二五	自動車修理工	同
一ノ五	七宝細工職	三年	三ノ四	レンズ研磨工	四年	二ノ二	紡機調整工	同	四	精密印刷工	同
一ノ六	宝石細工職	同	三ノ五	精密機械工	同	二ノ三	織物調整工	同	五ノ一	電気工	同
一ノ七	カットグラス工	同	三ノ六	理科学機械工	三年	二ノ四	染色工	同	五ノ二	電路工	同
一ノ八	セラミック工	同	三ノ七	電気機械組立工	同	三ノ一	機械工	同	六ノ一	大工	同
	陶工	同	三ノ八	通信機組立工	同	三ノ二	板金工	同	六ノ二	建具職	同
	漆器師	四年	三ノ九	内燃機組立工	同	三ノ三	製罐工	同	六ノ三	家具職	同
	1 漆素地師	同	三ノ一〇	機械組立工	同	三ノ四	電弧熔接工	同	六ノ四	タイル張工	同
	2 漆塗師	同	三ノ一一	自動車組立工	同	三ノ五	ガス熔接工	同	六ノ五	配管工	同
	3 漆加飾師	同	三ノ一二	艀装工	同	三ノ六	鋳物工	同			

別表第三 就業可能業務及び防護方法基準の表（女子年少とは女子年少者労働基準規則の略称）
（編注：技能名だけの技能の就業制限内容等は略した。）

技能	就業を制限されている業務（根拠規定）	同上中技能習得者を就業させることのできる業務	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準
一ノ一ノ (1) 鋳金師	女子年少 第十三条第五十号	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	一、作業の際一人につき作業場の床面積を四平方メートル以上とすること。 二、同一室において三人以上を同時に作業させないこと。但し、労働者間の距離が十米以上である場合はこの限りでない。
一ノ一ノ (2) 彫金師			
一ノ一ノ (3) 鋳金師			
一ノ八ノ (1) 漆素地師	女子年少 第十三条第三十一号 第四十六号	木工用かなな機短軸面取機を用いる業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳重な監視の下作業させること。
一ノ一ノ (2) 漆塗師			
一ノ一ノ (3) 漆加飾師			
二ノ四 染色工			
三ノ六 女子年少 第十三条第四十四号 第四十六号		土石獣毛のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	マスク等の保護具を使用させること。 一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超え

三ノ一七 電気機械 組立工	女子年少 第十三条第十八号 第三十五号	高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、黄リン、弗素、塩素、ア ニリンその他これに準ずる有害なもののガス蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	電気機械組立調整の作業 一、引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除、塗装作業 二、トーチランプを使用する作業 一、硫酸電池の取扱 二、コイル仕上（パラフィン浴） 三、水銀整流器の組立作業 一、硫酸電池の取扱 二、コイル仕上（パラフィン浴） 三、水銀整流器の組立作業 一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、塗料の焼付 三、焼きはめ	ないこと。 第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視を要すること。 指導者の監視を要すること。
三ノ一八 通信機組 立工	女子年少 第十三条第十八号 第三十五号 第三十七号 第三十八号 第四十六号	高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、黄リン、弗素、塩素、ア ニリンその他これに準ずる有害なもののガス蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	通信機組立調整の作業 引火性溶剤を使用する絶縁作業掃除、塗装作業 一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付エーテル 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント付（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、塗料の焼付	第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視を要すること。 指導者の監視を要すること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導 監視を要すること。 三、指導者の直接指導監視を要すること。 一、防熱手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。
三ノ一六 三ノ一五 三ノ一四 三ノ一三 製罐工	第四十六号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、塗料の焼付	一、防熱手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。

別表第四 使用者資格表
分類番号 技能

使用者の資格

三ノ四 電弧熔接工
三ノ五 ガス熔接工
三ノ六 鋳物工
三ノ七 木型工
三ノ八 鍛工

- 三ノ九 車輛木工
- 三ノ一〇 造船木工
- 三ノ一一 現図工
- 三ノ一二 仕上工
- 三ノ一三 治工具及金型仕上工
- 三ノ一四 レンズ研磨工
- 三ノ一五 精密機械工
- 三ノ一六 理学機械工
- 三ノ一七 電気機械組立工
- 三ノ一八 通信機組立工
- 三ノ一九 内燃機関組立工
- 三ノ二〇 機械組立工
- 三ノ二一 自動車組立工
- 三ノ二二 艤装工
- 三ノ二三 舟大工
- 三ノ二五 自動車修理工
- 一ノ一 金属工藝師
- 一ノ二 鋤金師
- 一ノ三 七宝細工職

次の各号の一に該当する者

一、従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有すること。

二、当該技能に関係ある実業学校、工場事業場技能者養成令による養成施設の教育又は課程を修了した後五年以上の実地経験を有すること。

三、大学又は専門学校において当該技能に関係ある学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有する者又は幹部機械工養成所の課程を修了したこと。

四、機械技術者検査令に合格したこと。

- 一ノ四 宝石細工職
- 一ノ五 カットグラス工
- 一ノ六 グラヴール工
- 一ノ七 陶工
- 一ノ八 漆器師
- 1 漆素地師
- 2 漆塗師
- 3 漆加飾師
- 一ノ九 竹籐細工職
- 一ノ一〇 金属玩具工
- 二ノ一 鋳物工
- 二ノ二 紡機調整工
- 二ノ三 織物調整工
- 二ノ四 染色工
- 三ノ二四 義肢工
- 四 精密印刷工
- 五ノ一 電気工
- 五ノ二 電路工
- 六ノ一 大工
- 六ノ二 建具職
- 六ノ三 家具職
- 六ノ四 タイル張工
- 六ノ五 配管工

次の各号の一に該当する者

一、従来の慣習による徒弟契約完了後十年以上の実地経験を有すること。

二、当該技能に関係ある実業学校卒業後五年以上の実地経験を有すること。

三、大学又は専門学校において当該技能に関係ある学科を修め卒業した後三年以上の実地経験を有すること。

昭和二十三年六月三〇日
 (四一三一四) 労働省告示第二二三号

教習事項に関する告示

技能者養成規程第十三条の規定に基づき教習事項に関し次のように定める。

教習事項	教習時間			備考
	第一年度	第二年度	第三年度	

一 社会科	七〇	七〇	七〇
1 労働			
2 産業経済			
3 技能と作業能率			
二 体育	三五	三五	三五
三 関連学科	二二〇	二二〇	二二〇
1 工業数学	〇	〇	〇
1 算術を主として代数、幾何			

一ノ一〇(1) 鋤金師

等に及ぶ必要なし。

2	物理及化学	〇	〇
3	実用外国語	〇	〇
4	意匠図案法	〇	〇
5	美術工芸史(東洋及西洋)	〇	〇
6	金工史	〇	〇
7	工作法	〇	〇
8	材料学	〇	〇
9	工芸化学	〇	〇
四	実技	一五五五	一一五五
1	基本工法	〇	〇

1 b、c 簡単な作業で鋏、鑿、金槌、木槌、やすり、きさげ、石砥、炭砥、伸し、糸鋸その他の工法

a	工具製作法		
b	工具使用法		
c	材料使用法		
2	板金法	〇	〇
a	板金加工法		
b	鍛接法		
c	板金組立法		
3	鋤起法	〇	〇
a	口浅鋤起		
b	口深鋤起		
c	口寄せ起		
4	仕上げ着色	〇	〇

2 一年度の後期より行う。
3 二年度の後期より行う。
4 各年度の末期に当該年度に習得した製品について行う。

2	産業経済		
3	技能と作業能率		
二	体育	三五	三五
三	関連学科	二八〇	二四五
1	工業数学	〇	〇
2	物理及化学	〇	〇
3	実用外国語	〇	〇
4	工芸化学	〇	〇
5	意匠図案法	〇	〇

二 二時間毎に十分の休息時間を設け、休息時間には作業場内に止まらせないこと。

1 算術を主として代数、幾何等に及ぶ必要なし。

4 漆液、顔料、木材、塗料、接合剤その他の基本的材料

5 図学を含む。
文様(平面図案法)、造型(立体図案法)、色彩

7 東洋漆工師、日本漆工業史

9 加飾、塗、素地、設備機械器具その他
第四年度は製作法に関する斬新なものを習得させる。

10	製品試験及検査法	〇	〇
11	一般塗装法	〇	〇
四	実技	一〇八五	一一〇
甲	基本実習	二二〇	二五
1	木材素地法	〇	〇
a	挽物法		
b	板物法		
c	指物法		
d	曲物法		
e	プレスベニヤ		
2	特殊素地法	〇	〇
a	金属		
b	合成材料		

甲 基本実習は1又は2或いは1の各項どれかを専門とするものを中心としてこれに力点を置き、その他の項は関連して教えること。

c 指物は大なる箱物、棚、机、卓子等を指す。

教習事項
第一年度 第二年度 第三年度 第四年度

七〇 七〇 七〇

1 社会科
労働

c 紙
d 竹
e その他

乙 応用実習

1 平易な挽物類	〇	〇	〇
2 平易な板物、曲物類	〇	〇	〇
3 複雑な挽物類	〇	〇	〇
4 複雑な板物、曲物類	〇	〇	〇

1 皿、碗、鉢等			
2 盆、膳、箱類			
3 蓋物、棚、第等			
4 箱類、棚、第等			

d 挽型作業
e 掻型作業
f 中子製作法

2 応用実習

a 機械部品(第一部)

b 機械部品(第二部)

c キューボラ操作法

d コシキ操作法

e 坩堝炉操作法

三ノ十七電気機械組立工

一 社会科

1 労働

2 産業経済

3 技能と作業能率

二 体育

三 関連学科

1 工業数学

2 物理及化学

3 実用外国語

4 電気理論

5 材料

6 機械大意

7 工作法

8 設計製図

9 電気機械器具

10 力学及材料強弱学

11 電力応用

12 電気法規

四 実技

1 基本実習

トル、小型ピストン等

d ベルト、プーリーその他
e 直管、曲管等

f 自ら心金を作り現形挽型その他による複雑な中子の製作

2 工場内における鑄造作業の現業に従事することにより修得せしめることを原則とする。

a 小物を主とし複雑な中型品の原型による生型及び乾燥型の製作

b 複雑な中子を有し或は三重以上の枠を組合せる等により製作するもの、プロペラ、ケルド鑄物の型等

1 代数、幾何、三角法、微積分初歩

七〇 七〇 七〇

三五 三五 三五

四二〇 四二〇 一七五

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

〇 〇 〇

九四五 九四五 一一九〇

九四五 九四五 一一九〇

a 掃除及運搬
b 仕上基本作業

c 計測

d 罫書

e 板金加工

f 機械加工基本実習

g 火造

h 溶接

i 鑽付作業

j 巻線絶縁作業

2 応用実習

a 現場配線作業

b 電機試験

c 現場組立作業

d 現場巻線作業

三ノ十八通信機組立工

一 社会科

1 労働

2 産業経済

3 技能と作業能率

二 体育

三 関連学科

1 工業数学……………○

2 物理及化学……………○

3 実用外国語……………○

4 電気理論……………○

5 材料……………○

6 設計製図……………○

7 工作法……………○

8 電気通信機械……………○

9 電力応用……………○

10 真空管工学……………○

四 実技

1 基本実習

a 掃除及運搬

七〇

七〇

七〇

四二〇

四二〇

一七五

三五

三五

三五

1代数、幾何、三角法、微積分初歩

c 分解、掃除及び修理を含む。

b 仕上基本作業

c 計測

d 罫書

e 板金加工

f 機械加工基本実習

g 火造

h 溶接

i 鑽付作業

j 巻線絶縁作業

2 応用実習

a 現場配線作業

b 電機試験

c 現場組立作業

d 現場巻線作業

c 分解、掃除及び修理を含む。

備考

一 この告示に定める教習事項は、最低限度を示す。なお、教習時間の年間総時間数は、各職種共一四七〇時間とする。

二 教習事項を習得するために事業場外の場所に往復する必要がある場合、往復時間のために社会科、体育及び関連学科の時間を減することはできない。

三 第一項の教習時間以外の労働時間は主として実技に充てるものとする。

四 教習事項社会科中「労働」は、労働組合、労働関係調整、労働基準、労働安全、労働衛生、技能者養成、労災保険、失業保険及び職業安定、「産業経済」は、産業経済発達史、産業経済大観、経営経済及び世界の動きを含む。

昭和二十四年一月一六日

〔四一三―五〕労働省令第二七号

技能者養成規程の一部改正

技能者養成規程（昭和二十二年十月三十日労働省令第六号、改正昭和二十三年六月三十日労働省令第九号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条 使用者は、必要な知識、技能を習得させるために労働大臣の定めるところ

によつて関連学科、実技及びその教習時間その他の教習事項を定めなければならない

い。

第十四条第一項を次のように改める。

使用者は、教習の進度に応じ、少くとも年一回技能を検定し、技能習得者の技能の等級を定めなければならない。

第十八条を次のように改める。

第十八条 次の各号の一に該当する使用者で、都道府県労働基準局長の技能者養成資格の免許をうけた者でなければ、技能者の養成をすることができない。

- 一 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格した者
 - 二 当該技能について、別表第四に定める経験年数、学歴又は資格を、有する者
 - 三 労働大臣の指定する同業組合又は技能者の団体によって技能者の養成の資格があることを証明された者
 - 四 労働大臣の指定する他の法令によって、当該法令に定める技能についての指導員の資格を有する者
- 第十八条の次に次の五条を加える。

第十八条の二 左の各号の一に該当する者には、技能者養成資格の免許を与えない。

- 一 精神又は身体の障害によって不適合と認められる者
- 二 第十九条の規定に該当する者
- 三 その他都道府県労働基準局長が不適当であると認める者

第十八条の三 都道府県労働基準局長が、第十八条の規定により免許を与える場合には、様式第二号の二の技能者養成資格免許証（以下免許証という。）を交付する。

第十八条の四 技能者養成資格の免許を受けようとする者は、様式第二号の三による申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

第十八条の五 都道府県労働基準局長は、免許証の交付を受けた者が、第十八条の二の各号の規定に該当するに至った場合、又は免許証を他人に貸与した場合には、技能者養成資格の免許を取り消すことができる。

前項の処分をうけた者は、遅滞なく免許証を返還しなければならない。

第十八条の六 免許証の交付をうけた者が、免許証を紛失し、又は汚損した場合には、その事由を具し、様式第二号の四によってその交付をうけた都道府県労働基準局長に再交付を申請することができる。

免許をうけた者が改姓、又は改名した場合には、免許証を添え様式第二号の五によってその交付をうけた都道府県労働基準局長に免許証の書換を申請することができる。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 使用者は、養成期間が終了した場合には、技能習得者に対し技能者養成修了証明書を交付しなければならない。

使用者は、養成契約が解除された場合には、技能習得者が既に習得した過程、期間及び等級を記入した証明書を交付しなければならない。

使用者又は技能習得者は、第一項の技能者養成修了証明書に当該都道府県労働基準局長より教習の過程を修了したことの証明をうけることができる。

第三十二條の次に次の一條を加える。

第三十二條の二 この命令に定める認可の申請又は届出に用いるべき様式は、必要な事項の最少限度を記載すべきことを定めるものであって、これと異なる様式を用いることを妨げるものではない。

様式第二号の次に次の四様式を加える。

様式第二号の二（編注…以下略）

昭和二十四年一月一日

〔四一三一六〕労働省令第三一四号

技能者養成指導員資格検定規則

（通則）

第一条 技能者養成規程（昭和二十二年十月三十日労働省令第六号）第十八条第一号の規定による指導員資格の検定（以下指導員検定という。）に関しては、この命令の定めるところによる。

第二条 指導員検定は、都道府県労働基準局長が行う。

（受検の欠格条項）

第三条 左の各号の一に該当する者は、指導員検定を受けることができない。

- 一 精神又は身体の障害によって技能者養成に不適合であると認められる者
- 二 技能者養成規程第十九条の規定に該当する者
- 三 不正の方法によりて申請又は受検したことが発覚した者
- 四 第七条の規定により指導員検定の合格を取消された者

（検定実施）

第四条 指導員検定は、学科及び実技について行う。但し、都道府県労働基準局長が、

労働省労働基準局長の示す基準に従い、その必要がないと認められた者については、学科及び実技の一部を免除することができる。

2 学科の検定は、左の科目について行う。

一 当該技能に必要な別表に定める関連学科

二 技能習得者の指導方法

三 技能者養成に関する法令

3 実技の検定は、労働省労働基準局長の示す基準に従い、その都道府県労働基準局長が、定めるところにより行う。

第五條 指導員検定は、毎年一回以上行う。

(検定の申請)

第六條 指導員検定を受けようとする者は、様式第一号による申請書を当該技能の指導員検定を行う都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

(合格の取消)

第七條 都道府県労働基準局長は、指導員検定の合格者が指導員検定について、不正の方法によって申請をし、又は受検したことが発覚したとき、その者の合格を取消することができる。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別 表 検定関連油学科

分類番号 技 能 名

科 目

一ノ一	金属工芸師	1 鋳金師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一五	精密機械工	機械大意	工作法	材料	材料
		2 彫金師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一六	理科学機械工	機械大意	工作法	材料	材料
		3 鋳金師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一七	電気機械組立工	電気通論	機械大意	材料	材料
		4 鋳 師	工作法	材料	意匠同案法	三ノ一八	通信機組立工	電気通論	機械大意	材料	材料
一ノ三	七宝細工織		工作法	材料	意匠同案法	三ノ一九	内燃機組立工	内燃機関	機械大意	材料	材料
一ノ四	宝石細工職		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二〇	機械組立工	機械大意	工作法	材料	材料
一ノ五	カットグラス工		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二一	自動車組立工	自動車工学大意	工作法	材料	材料
一ノ六	ドラヴィール工		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二二	籐装工	造船学大意	工作法	材料	材料
一ノ七	陶 工		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二三	舟大工	造船学大意	工作法	材料	材料
一ノ八	漆器師		工作法	材料	意匠同案法	三ノ二五	自動車修理工	自動車工学大意	工作法	材料	材料

四	精密印刷工	製版印刷大意	写真術	材料	六ノ三	家具職	工作法	家具材料	設計製図
五ノ一	電気工	電気通論	工作法	材料	六ノ四	タイル張工	建築構造学	施工法	設計製図
五ノ二	電路工	電気通論	工作法	材料	六ノ五	配管工	施工法	材料	設計製図
六ノ一	大工	建設工業大意	施工法	設計製図					
六ノ二	建具職	建築構造学	工作法	設計製図					

様式第一号（編注…以下略）

昭和二五年二月一四日

〔四一三―七〕 労働省令第六号

技能者養成規程の一部改正

技能者養成規程（昭和二十二労働省令第六号）の一部をつぎのように改正する。
別表第三を次のように改正する。

別表第三 就業可能業務及び防護方法基準の表（女子年少とは女子年少者労働基準規則の、安全衛生とは労働安全衛生規則の略称）

（編注…技能名だけの欄は技能の就業制限内容等は略した。）

技能	就業を制限されている業務（根拠規定）	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一ノ一ノ(1) 鋳金師	女子年少 第十三条第五十号	ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	鍛金のたがね打	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準	同上	同上	同上	同上
一ノ一ノ(2) 彫金師	彫金師								
一ノ一ノ(3) 鑄金師	鑄金師								
一ノ七 陶工	陶工								
一ノ八ノ(1) 漆素地師	女子年少 第十三条第三十一号 女子年少 第一四九号 女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第一四九号	木工用かなな機、単軸面取機を用いる業務	木工用かなな機を使用する作業	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一ノ八ノ(2) 漆塗師	漆塗師								
一ノ八ノ(3) 漆加飾師	漆加飾師								
二ノ四 染色工	染色工								
三ノ三 製罐工	製罐工								

<p>三ノ六 鋳物工</p> <p>女子年少 第十三条第四十四号 女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>型込及び仕上砂落の作業 湯汲、湯運び及び注湯の作業</p>	<p>マスク等の保護具を使用させること。 一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の嚴重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>三ノ七 木型工</p> <p>三ノ八 鍛工</p> <p>女子年少 第一三条第二十八号 女子年少 第十四条第十号</p>	<p>蒸気又は圧縮空気による圧機又は鍛造機械を用いる金属加工の業務</p>	<p>1/4トン以下の蒸気鎚又は空気鎚の先手及び運転の作業</p>	<p>一、指導者の嚴重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日一時間を超えないこと。 三、教習第三年度の作業として年齢十七歳以上のこと。 四、金焼きの作業には防熱のための手袋を使用させること。</p>
<p>三ノ一七 電気機械組立工</p> <p>女子年少 第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号 安全衛生 第四五条第八号 女子年少 第十三条第三十五号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 電気工作物の施工又は高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う業務で、発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、アニンその他これに準ずる有害なものガスの蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>電気機械組立調整の作業 一、引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除及び塗装作業 二、トーチランプを使用する作業 一、硫酸電池の取扱 二、コイル仕上（パラフィン浴） 三、水銀整流器の組立作業 一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業 二、塗料の焼付 三、焼はめ</p>	<p>指導者の監視の下に使用させること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、その他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。</p>
<p>三ノ一八 通信機組立工</p> <p>女子年少 第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号 安全衛生 第四五条第八号 女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務 電気工作物の施工又は高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さ</p>	<p>通信機組立調整の作業 引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除、塗装作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること 第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること 指導者の監視の下に作業させること</p>

<p>第十三条第三十五号 女子年少 第十三条第三十七号 女子年少 第十三条第三十八号 女子年少 第十四条第十号 女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号 職装工</p>	<p>く酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う作業で発火の危険のある業務 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務 鉛、水銀、クローム、砒素、塩酸、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガスの蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント附（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、硫酸電池の取扱 二、真空管フィラメント附（エーテル） 三、コイル仕上（パラフィン浴） 一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業 二、塗料の焼付</p>	<p>一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。 一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。 二、指導者の直接指導監視の下に使用させること。 一、防熱手袋を使用させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>三ノ二一 精密印刷工 六の三 家具職</p>			

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

昭和二五年二月一六日

〔四一三一八〕 労働省告示第二号

教習事項の一部改正に関する告示

昭和二十三年六月労働省告示第二十三号（技能者養成規程第十三条の規定に基く教習事項に関する検）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

一ノ一ノ(4)銑師の項の次に次の五項を加える。

（編注：以下、職種名のみ職種は教習事項を略した。）

教 習 事 項
第一年度 第二年度 第三年度
教 習 時 間
備 考

一ノ三 七宝細工職

一ノ四 宝石細工職

一ノ五 カットグラス工

一ノ六 グラビール工

一ノ七 陶工

一ノ八ノ(3)漆加飾師の項の次に次の二項を加える。

一ノ九 竹籐細工職

一ノ一〇 金属玩具工

二ノ一 織物工の項の次に次の二項を加える。

二ノ二 紡績調整工

二ノ三 織機調整工

二ノ四 染色工の項の次に次の三項を加える。

三ノ一 機械工

一 社会科 七〇 七〇 七〇

1 労働

2 産業経済

3 技能と作業能率

二 体育

三 関連学科

1 工業数学……………二八〇 二一〇 一七五

2 物理及び化学……………〇……………〇……………〇

3 実用外国語……………〇……………〇……………〇

4 機械工作法……………〇……………〇……………〇

5 金属材料……………〇……………〇……………〇

6	応用力学……………○	
7	機構学……………○	
8	製図……………○	
四	実技……………一〇八五 一一五五 一一九〇	
1	基本実習	
a	工具使用法	a 主として切削工具の研磨、取付等
b	計測	
c	罫書	
d	機械使用法	d 旋盤、フライス盤、研磨盤、ボール盤等の基本操作
2	応用実習	2 各現場に於ける簡単な製品より始める。
	機械部品製作	
a	旋盤加工	旋盤工、フライス工、研磨工、平削工、形削工、ボール盤工等の特殊技能は応用実習に於て夫々専門に分れて始める。
b	フライス盤加工	
c	研磨盤加工	
d	平削盤加工	
e	形削盤加工	
f	ボール加工	
三ノ二	板金工	
一	社会科	七〇 七〇 七〇
1	労働	
2	産業経済	
3	技能と作業能率	
二	体育	三五 三五 三五
三	関連学科	二八〇 二二〇 一四〇
1	工業数学……………○	
2	物理及び化学……………○	
3	実用外国語……………○	
4	機械工作法……………○	4 板金工作法を主とする。5 熱処理を含む。
5	金属材料……………○	
6	応用力学……………○	
7	製図……………○	7 読図を主とする。

四	実技……………一〇八五 一一五五 一二二五	
1	基本実習	
a	工具使用法	
b	機械使用法	
c	板金加工	c 鈹取り、絞り、穿孔、折曲げ歪取り、穿鋸、絞鋸、円板、経減孔、管の曲げ方各作業
d	熔接及び蝟付	e 焼入、焼戻し、焼鈍し等
e	熱処理	2 工具箱、直行円管、丁形円管、歯車、カバー、貯水槽等
2	応用実習	
	板金組立作業	
三ノ三	製罐工	
	三ノ六 鑄物工の項の次に次の十項を加える。	
三ノ七	木型工	
三ノ八	鍛工	
三ノ九	車輛木工	
三ノ一〇	造船木工	
三ノ一一	現図工	
三ノ一二	仕上工	
三ノ一三	治工具及び金型仕上工	
三ノ一四	レンズ研磨工	
三ノ一五	精密機械工	
三ノ一六	理化学機械工	
	三ノ一八 通信機組立工の項の次に次の十三項を加える。	
三ノ一九	内燃機関組立工	
三ノ二〇	機械組立工	
三ノ二一	自動車組立工	
三ノ二二	艀装工	
三ノ二五	自動車修理工	
一	社会科	七〇 七〇 七〇
1	労働	
2	産業経済	
3	技能と作業能率	
二	体育	三五 三五 三五

三 関連学科	二八〇	一一二〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 工作法	〇	〇	
5 材料	〇	〇	
6 応用力学	〇	〇	
7 自動車の電気装置	〇	〇	
8 自動車工学大意	〇	〇	
9 製図	〇	〇	
四 実技	一〇八五	一一五五	一一九〇
1 基本実習			
a 洗滌			
b 工具使用法			
c 計測			
d 仕上作業			
e 鍛造			
f 板金加工			
g 溶接			
l 塗装及び内張			
2 応用実習			
a 分解組立			
b 機械部の修理			
c 車台部の修理			
d 車体部の修理			
e 調整			
四 精密印刷工			
五ノ一 電気工			
五ノ二 電路工			
六ノ一 大工			
一 社会科	七〇	七〇	七〇
1 労働			

5 塗装を含む。
6 機構学大意を含む。
9 説図を主とする。
2 応用実習は、c又はdのどれかを専門とするものを中心として、これに力点を置き、その他の項は、関連して教えること。
d 気化器、配電器、噴射ポンプ、クラッチ、制動機及び操向機

2 産業経済	三五	三五	三五
3 技能と作業能率			
二 体育	三五	三五	三五
三 関連学科	二八〇	一一二〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 工作法	〇	〇	
5 材料	〇	〇	
6 規矩学	〇	〇	
7 施行法	〇	〇	
8 建設工業大意	〇	〇	
9 建築構造学	〇	〇	
10 仕様、見積	〇	〇	
11 設計、製図	〇	〇	
四 実技	一一五五	一一五五	一一九〇
1 基本実習			
a 工具使用法			
b 仮設工事			
c 型枠工事			
d 遺形墨出			
e 木造軸組			
f 下地木工事			
g 造作工事			
h 関連作業			
2 応用実習			
a 建築材料取扱			
b 作業段取			
c 工作			
d 建方			
e 足場作業			
f 養生			
六ノ二 建具職			
六ノ三 家具職			
六ノ四 タイル張工			
h 簡単なる地形足場作業			

六ノ五 配管工

備考一を次のように改める。

- 一 この告示に定める教習事項は、最低限度を示す。但し、教習事項の各学年配当は、事業場の実情に応じて多少の変更をなすことができる。なお、教習時間の年間総時間は、各職種共一四七〇時間とする。

昭和二十五年四月一四日

〔四―三―一九〕労働省令第一〇号

技能者養成指導員資格検定期則の一部改正

技能者養成指導員資格検定期則（昭和二十四年十一月十六日労働省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表の一部を次のように改める。

- 二ノ一 織物工の項の次に次の二項を加える。
- 二ノ二 紡機調整工 紡績通論 紡績原料 紡績機械
- 二ノ三 織機調整工 織物通論 織物組織 織物設計及び分解 力織機及び附属装置
- 三ノ二一 自動車組立工の項を次のように改める。
- 三ノ一二一 自動車組立工 自動車工学大意 工作法 材料
- 六ノ二 建具職の項を次のように改める。
- 六ノ二 建具職 工作法 材料 仕様見積

附則

この省令は、公布の日から施行し、昭和二十五年四月一日から適用する。

昭和二十五年一〇月二八日

〔四―三―一〇〕労働省令第三〇号

技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件改正

技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）に規定する技能者養成資格免許証の交付、再交付及び書換並びに技能者養成指導員資格検定期則（昭和二十四年労働省令第三一号）に規定する技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件（昭和二十五年労働省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三百円」を「六百円」に改める。

附則

この省令は公布の日から施行する。

昭和二十六年二月十二日

〔四―三―一一〕労働省訓令第一号

技能者養成指導官規程

（目的）

第一条 技能行政の円滑適正なる運営を図り、産業における技能訓練計画の有効なる進展に必要な指導、援助等を与えるため、労働省労働基準局に中央技能養成指導官（以下中央指導官という。）を、都道府県労働基準局（以下局という。）に地方技能養成指導官（以下地方指導官という。）をおく。

（任命）

第二条 中央指導官は、労働省労働基準局技能課に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する職務の級（以下職務の級という。）七級以上の職員の中から、地方指導官は局に勤務する職務の級七級以上の職員の中から労働大臣が命ずる。

（中央指導官の職務）

第三条 中央指導官は、左に掲げる職務を行う。

- 一 当該指導官の担当する地域（以下担当地域という。）内の局及び労働基準監督署（以下署という。）における技能行政の執行に関し、その状況を実地について査察し、指導及び調整を行い、並びに担当地域内の局相互間の協力を促進すること。

二 局に対し、その職務執行を円滑ならしめるため、必要な資料及び情報の提供とその他の援助を与えること。

三 局から必要な報告を徹し、担当地域内の技能行政の執行状況を常時的確に把握すること。

四 担当地域内の産業における技能訓練計画の樹立及び進展のために必要な指導援助を行うこと。

（地方指導官の職務）

第四条 地方指導官は、左に掲げる職務を行う。

- 一 担当地域内の署における技能行政の執行に関し、その状況を実地について

査察し、指導及び調整を行い、並びに担当地域内の署相互間の協力を促進すること。

二 中央指導官の要求に応じ、担当地域内の技能行政の執行状況を報告すること。

三 担当地域内の産業における技能訓練計画の樹立及び進展のために必要な指導援助を行うこと。

(査察、指導の本旨)

第五条 査察、指導等の本旨は、局又は署において行う技能行政が、国の定める政策及び基準に従って実施されること並びに産業において実施し、又は実施せんとする技能訓練計画が、国の定める政策及び基準に準拠して行われ、且つ、当該事業の健全なる発展に寄与することにある。

(査察、指導計画)

第六条 中央指導官及び地方指導官は、前条に定める本旨に従い、査察及び指導の計画を定め、それぞれの計画について、労働省労働基準局長又は都道府県労働基準局長の承認を得たのち査察及び指導を行わなければならない。

2 中央指導官及び地方指導官は前項の査察及び指導を行ったときは、その結果をそれぞれ労働省労働基準局長又は都道府県労働基準局長に報告するものとする。

(技能養成指導官の職務の分担その他)

第七条 技能養成指導官の職務の分担その他職務の執行について必要な事項は、労働省労働基準局長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から執行し、昭和二十六年二月一日から適用する。

昭和二十六年四月一日

〔四一三―一二〕労働省令第八号

技能者養成規程の一部改正

十九号)第七十条第一項の規定に基づき、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。

技能者養成規程(昭和二十二年労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「別表第二」を「別表第一」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 労働大臣の行う指導員資格の検定に合格し、都道府県労働基準局長の技能

者養成資格の免許をうけた者でなければ、技能者の養成に当ることができない。但し、労働大臣が別に定める指導員資格の認定基準に該当し、都道府県労働基準局長が適当と認め、技能者養成資格の免許を与えた者については、この限りでない。

第十九条中「衆議院議員選挙法第六条」を「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十一条」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一 指定技能及び養成期間の表

分類番号	技能名	技能概要	養成期間
一の一	つい金工	板金、鍛金、つい起等の金属打物及びその仕上着色における、技能(かん金及びろう接を含む)	三年
一の二	彫金工	たがねによる素彫、象眼、肉彫等の金属彫刻及びその仕上着色における技能	三年
一の三	鑄金工	ろう型、ろう型、砂型及び込型による鑄物並びにその仕上着色における技能	三年
一の四	かざり工	ろう接及び寄せ物による飾金具製作における技能(白金師、寄せ物師、家型師)	三年
一の五	七宝工	七宝細工における技能	三年
一の六	宝石工	宝石、さんご、めのう、水晶等の加工における技能	三年
一の七	ガラス工	ガラスの手吹、プレス作業並びにカットガラスの製作及びガラス製品のグラビール加工における技能	三年
一の八	陶工	陶磁器の原料配合、成型、塩ゆう、焼成、絵付等における技能	三年
一の九	漆工	漆器素地の制作、漆塗、漆加飾等における技能	四年
一の一〇	編組工	竹、とう、き柳、その他つる及び茎の工芸的細工における技能	三年
一の一	木彫工	工芸的な木材彫刻及びその仕上着色における技能	四年
一の一	金属玩具工	金属がん具の製作における技能	三年
二の一	手織工	手織りを主とする織物の製造における技能	四年
二の二	紡機調整工	紡機の運転及び調整並びに紡糸の製造における技能	三年
二の三	織機調整工	織機の運転及び調整並びに織物の製造における技能	三年
二の四	メリヤス機調整工	メリヤス機械の運転及び調整並びにメリヤスの編成における技能	三年
二の五	染色工	繊維、織物等の無地染、模様染、精練、漂白、整理等における技能	三年
二の六	な染ロール彫	機械な染め用ロールの彫刻における技能	三年

四の三	電 炉 工	電線架設、電路敷設、保線及び屋内配線工事における	三年
四の二	ケーブル接続工	ケーブルの接続作業における技能	三年
四の一	電線被装工	電線またはケーブルの被覆、がい装又は被鉛の作業における技能	三年
三の二〇	鉛 工	鉛管、鉛板の加工及び機械器具の、被鉛、並びにその加工および修理における技能	三年
三の一九	熱処理工	金属の熱処理における技能	三年
三の一八	メッキ工	金属のメッキ等（金属材料の表面処理を含む。）における技能	三年
三の一七	ガス溶接工	主としてガスによる溶接における技能	三年
三の一六	電気溶接工	主として電弧による溶接における技能	三年
三の一五	製かん工	気かん、水そう、内圧容器、煙突、復水器等の製作における技能	三年
三の一四	金属プレス工	プレス及びシヤーによる金属板の加工における技能	三年
三の一三	板 金 工	手作業を主とする金属薄板の加工および組立てにおける技能（工芸的板金加工を除く。）	三年
三の一二	木 型 工	鋳物用木型製作、（現図作業を含む。）における技能	三年
三の一	鋳 物 工	工業用鋳造部品の型込、熔解、鋳込等における技能（合金鋳物を含む。）	三年
三の一〇	金属溶融工	鋳造用の金属溶融作業における技能	三年
三の九	刃 物 工	刃物、手工具等の製作における技能	三年
三の八	鍛 工	機械鍛造及び火造り作業における技能	三年
三の七	圧縮伸張工	金属材料の圧延、伸張、引抜き、押出等の加工における技能	三年
三の六	操 炉 工	鋼材加熱炉の操作における技能	三年
三の五	金属検査工	金属材料の外ばう、寸法、水圧、その他の検査における技能	三年
三の四	金属材料試験工	金属材料の化学的、物理的及び機械的性質の測定並びに組織の鑑定における技能	三年
三の三	非鉄金属精錬工	非鉄金属の精錬作業における技能	三年
三の二	製 鋼 工	鋼の精錬、造塊作業、（発生炉操作を含む。）における技能	三年
三の一	銑 鉄 工	製鉄又はフェアラロイの精錬作業（熱風炉の操作を含む。）における技能	三年
二の八	洋服洋裁工	洋服の製図、裁断及び縫製における技能	三年
二の七	型紙彫刻工	手な染用型紙の彫刻における技能	三年

六の一四	機械製図工	一般機械の製図及び写真（設計の補助作業を含む。）	三年
六の一三	製 針 工	各種特殊針（メリアス針、レース針等）の製作における技能	三年
六の一二	針 布 工	針布の製造（基布製作、植針及び研ま）における技能	三年
六の一	木 工	農業用機械、力織機、食料品加工機、軽車両等の木部加工および組立てにおける技能	三年
六の一〇	機械塗装工	船舶、車両及び各種機械の塗装における技能	三年
六の九	起重機運転工	各種揚重機の運転及び保守における技能	三年
六の八	汽かん工	気かんのふん焼及び付属装置の運転及び保守における技能	三年
六の七	機械運転工	定置式内燃機関、冷暖房装置等の操作および保守における技能	三年
六の六	内燃機関組立工	内燃機関の組立、調整及び修理における技能	三年
六の五	機械組立工	機械（内燃機関を除く。）の組立、調整及び修理における技能	三年
六の四	機械検査工	機械加工部品の精度検査における技能	三年
六の三	治工具仕上工	切削、工具、切断、工具、治具及び金型の仕上、調整及び修理における技能	三年
六の二	機 械 工	主として手工具による機械部品の仕上における技能	三年
六の一	機 械 工	工作機械による金属機械加工における技能	三年
五の五	レンズ研ま工	レンズ、プリズム、フラット等の粗研、精ま、心取り及びバルサム作業における技能	四年
五の四	理化学器械工	理化学用及び医療用機器等の組立、調整及び修理における技能	三年
五の三	時 計 工	時計の組立、調整及び修理における技能	四年
五の二	計測機器工	試験検査用計測器、測量用具、度量衡器、速度計、回転系等計測器の組立、調整及び修理における技能	三年
五の一	光学機器工	光学機器の組立、調整及び修理における技能	四年
四の八	電気製図工	主として電気機械の製図及び写真（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
四の七	特殊真空管工	大型X線管整流管等特集真空管の組立、調整等における技能	三年
四の六	通信機組立工	有線及び無線の送受信機、電気計器、電気信号機等の組立、調整及び修理における技能	三年
四の五	電機組立工	重電機の巻線、絶縁、配線、組立、調整及び修理における技能	三年
四の四	電機運転工	重電機の運転、保守及びすえ付における技能	三年

九の七	窯業焼成工	セメント、研削と石、耐火れんが等の焼成、(陶磁器焼成を除く。)における技能	三年
九の六	ガラス製品工	電球、真空管、化学器具、医療器具、日用器具等ガラス製品の製作における技能	三年
九の五	特殊ガラス工	光学ガラス、網入ガラス、安全ガラス等の特殊ガラス材の製造における技能	三年
九の四	電炉製品工	カーバイド、りん、二酸化炭素、電極、研削剤等電炉製品の製造(金属精錬作業を除く。)における技能	三年
九の三	圧縮及び液化ガス工	酸素、水素、塩素、炭酸ガス、アセチレン、塩化メチル、塩化メチレン等の圧縮及び液化作業における技能	三年
九の二	無機薬品工	無機薬品の製造における技能	三年
九の一	酸アルカリ工	酸アルカリ等の薬品の製造における技能	三年
八の五	内張工	船舶、車両等の座席、マット類及び家具の内張りにおける技能	三年
八の四	車両木工	車両の内部の製作、加工及び修理における技能	三年
八の三	自転車工	自転車、リアカー等の組立、ぎ装、調整及び修理(車体修理を含む。)における技能	三年
八の二	電気自動車工	主として電気自動車の総組立、ぎ装、修理等における技能	三年
八の一	内燃自動車工	主として自動車(電気自動車を除く。)の総組立、ぎ装、修理等における技能	三年
七の二	造船製図工	主として造船の船かく、ぎ装の製図及び写図(設計の補助作業を含む。)における技能	三年
七の一〇	現図工	原図展開作業及び型板作業における技能(鋳物用木現図を除く。)	三年
七の九	船大工	木造船の建造における技能	三年
七の八	造船木工	船舶の内部の製作、加工及び修理における技能	三年
七の七	船具工	ロープ及び帆布等の船具の製作及び取付における技能	三年
七の六	船台大工	盤木のすえ付、進水工事及び船体見透しの作業における技能	三年
七の五	ドック工	ドックに付随する運転及び操作(出入きよ及び船架作業を含む。)における技能	三年
七の四	鋼工	船舶用の金属板及び管の加工、取付及び組立における技能	三年
七の三	鉄工	鉄鋼材の切断、穴明、ぎよう曲、成形、こうびよう、てんげき取付及び組立における技能	三年
七の二	電気ぎ装工	船舶の電気ぎ装品の現場取付及び電気通信機器、電気計器等の試験等における技能	三年
七の一	造船ぎ装工	鉄ぎ装及び甲板ぎ装における技能	三年
		における技能	

九の八	産業火薬工	爆薬、火薬、雷管、導火線等の製造における技能	三年
九の九	高圧合成工	アンモニア、メタノール、尿素等の合成における技能	三年
九の一〇	合成樹脂工	石炭酸素、尿素系、ビニール系、アクリル系等の合成樹脂の製造における技能	三年
九の一	ガス発生炉工	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガス、コークス及びピクリタルの製造における技能	三年
九の二	有機合成工	タール系中間物、合成染料、甘味剤、抜染剤等有機薬品の製造における技能	三年
九の三	塗料工	ボイル油、ペイント、ワニス、エナメル等の製造における技能	三年
九の四	油脂工	動植物油の精製、油脂加工等における技能	三年
九の一五	硝化綿及びセルロイド工	硝化綿及びセルロイド生地等の製造における技能	三年
九の一六	パルプ工	化学繊維用、製紙用等のパルプの製造における技能	三年
九の一七	製紙工	こう解、漂白、抄紙等の製紙作業における技能	三年
九の一八	はつ醇製品工	アルコール、ブタノール等ははつ醇製品の製造における技能	三年
九の一九	化学分析工	化学的成分の分析における技能	三年
一〇の一	大工	家屋の建築における技能	三年
一〇の二	建具工	建具の製作における技能	三年
一〇の三	家具工	家具の製作における技能	三年
一〇の四	塗装工	家屋、家具、その他建造物の塗装における技能	三年
一〇の五	左官	土、モルタル、漆くい、人造的の施工における技能	三年
一〇の六	タイル張工	床、壁等のタイル貼りにおける技能	三年
一〇の七	配管工	空気、ガス、水蒸気等を供給する管の屈曲、切断、ネジ立及び取付等における技能	三年
一〇の八	石工	石材の加工、仕上、石積等における技能	三年
一〇の九	築炉工	金属、ガラス等の溶融用平炉、溶融炉、加熱炉、窯業用窯その他工業用炉窯の築造又は修築における技能	三年
一〇の一〇	屋根ふき工	屋根ふき作業における技能(トタンぶきを除く。)	三年
一〇の一	表具工	和洋家具、建具並びに装飾品の表装における技能	三年
一〇の二	畳工	畳の製造、敷込み及び修理における技能	三年
一〇の一	印刷工	印刷並びに製版における技能	三年
〇の二	製本工	製本における技能	三年
〇の三	製革工	革のなめし、仕上並びに毛皮材料の製造における技能	三年
〇の四	くつ工	靴の製造における技能	三年

○の五	製パン工	各種生パン、生菓子の製造における技能	三年
○の六	おけたる工	おけ、たる等の製作における技能	三年

別表第二を次のように改める。
別表第二 削除

別表第三を次のように改める。

別表第三 就業可能業務及び防護方法基準の表（女子年少とは女子年少者労働基準規則の、安全衛生とは労働安全衛生規則の略称）

（編注：技能名だけの技能の就業制限内容等は略した。）

技能	就業を制限されている業務（根拠）	同上中技能習得者を就業させることのできる業務	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準
一の一 鍍金師	女子年少 第十三条第五十号	鍛金のがね打	同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準 一、作業の際一人につき作業場の床面積を四平方メートル以上とすること。 二、同一室において三人以上を同時に作業させないこと。但し、労働者間の距離が十米以上である場合はこの限りでない。 三、耳栓その他の保護具を使用させること。
一の二 彫金師			
一の三 鍍金師			
一の八 陶工			
一の九 漆工	女子年少 第十三条第三十一号 女子年少 第一四九号 女子年少 第十三条第三十七号	木工用かな機を使用する作業 酸化クロームを含む緑、チタンを含む白、有害水銀化合物を含む朱、硫化砒素（石黄）を含む黄色素を使用する業務	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 上記色素はその毒性に応じ最小限の量を指導者監視の下に使用させること。
二の五 染色工	女子年少 第十四条第十号 女子年少 第十四条第十一号	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 四、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳重な監視の下に作業させること。
三の九 鍛工	女子年少 第十三条第二十八号 女子年少 第十四条第十号	蒸気又は圧縮空気による圧機又は鍛造機械を用いる金属加工の業務 1/4トン以下の蒸気鍍又は空気鍍の先手及び運転の作業	一、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日一時間を超えないこと。 三、教習第三年度の作業として年齢十七歳以上のこと。 四、金焼きの作業には防熱のための手袋を使用させること。
三の三 鋳物工	女子年少 第十三条第四十四号 女子年少 第十三条第四十六号	土石、猷毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所	一、足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者

<p>女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>における業務</p>		<p>の厳重な監視の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>三の二三 木型工</p>			
<p>三の二六 製罐工</p>			
<p>四の五 電気組立工</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務</p>	<p>電気機械組立調整の作業</p>	<p>第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第十八号</p>	<p>電気工作物の施工又は高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務</p>	<p>一、引火性溶剤を使用する絶縁作業の掃除及び塗装作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第五号</p>	<p>安全衛生</p>	<p>二、真空管フィラメント付（エーテル）</p>	<p>一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十七号</p>	<p>で発火の危険のある業務</p>	<p>三、コイル仕上（パラフィン浴）</p>	<p>二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十八号</p>	<p>鉛、水銀、クローム、砒素、塩酸、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもの</p>	<p>一、硫酸電池の取扱</p>	<p>一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第十号</p>	<p>多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>二、トーチランプを使用する作業</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第四十六号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務</p>	<p>三、水銀整流器の組立作業</p>	<p>二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。</p>
<p>女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>通信機組立調整の作業</p>	<p>一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業</p>	<p>第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること</p>
<p>女子年少 第十三条第十八号</p>	<p>エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う業務</p>	<p>二、塗料の焼付</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること</p>
<p>女子年少 第十四条第五号</p>	<p>水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なもの</p>	<p>三、焼はめ</p>	<p>一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十七号</p>	<p>ガソリン、二硫化炭素、若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う業務で、発火の危険のある業務</p>	<p>一、硫酸電池の取扱</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十八号</p>	<p>鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、アニリンその他これに準ずる有害なもの</p>	<p>二、コイル仕上（パラフィン浴）</p>	<p>二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十四条第十号</p>	<p>多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>三、水銀整流器の組立作業</p>	<p>二、指導者の直接指導監視の下に作業させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第四十六号</p>	<p>高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱業務</p>	<p>一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業</p>	<p>第三種以上の電気事業主任技術者の直接の指導監視の下に作業させること</p>
<p>女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う業務</p>	<p>二、塗料の焼付</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること</p>
<p>女子年少 第十三条第三十七号</p>	<p>水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なもの</p>	<p>三、焼はめ</p>	<p>一、ゴム手袋、ゴム前掛、地下足袋、マスクその他の保護具を使用させること。</p>
<p>女子年少 第十三条第三十八号</p>	<p>ガソリン、二硫化炭素、若しくはこれに準ずる引火性の物を取扱う業務で、発火の危険のある業務</p>	<p>一、硫酸電池の取扱</p>	<p>指導者の監視の下に作業させること。</p>

女子年少 第十四条第十号	んを発散する場所における業務	三、コイル仕上（パラフィン浴）	二、指導者の直接指導監視の下に使用させること。
女子年少 第十三条第四十六号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	一、大型ハンダ鍋及びハンダごてを使用する作業	一、防熱手袋を使用させること。
女子年少 第十四条第十一号		二、塗料の焼付	二、作業時間の合計が一日二時間週十二時間を超えないこと。
七の二 造船艙装工			
一〇の三 家具工			
〇の一 印刷工			

別表第四を削る。

様式第三号記載心得中第二号をつぎのように改める。（編注…以下中略）

附 則

1 この省令は、昭和二十六年四月四日から施行する。

2 この省令施行の際、現に労働基準法（以下「法」という。）第七十一条第一項の認可を受けて技能者の養成をする使用者が、技能習得者として雇い入れている者について行う養成に関しては、なお従前の例による。

3 前項の使用が、当該技能者の養成を引き続き行う場合において所轄労働基準監督署長の認可を受けたときは、改正後の技能者養成規程による技能者養成としてこれを行うことができる。

4 この省令施行の際、現に法第七十一条第一項の認可を受けた使用者で、技能者の養成をしていない者は、当該認可の条件に変更のない限り、労働省労働基準局長の定めるところにより、改正後の別表第一による技能について、それぞれ法第七十一条第一項の認可を受けた者とみなす。

5 この省令施行の際、現に技能者養成資格の免許を受けた者は、労働省労働基準局長の定めるところにより、改正後の別表第一による技能について、それぞれ技能者養成の免許を受けた者とみなす。

昭和二十六年四月四日

〔四一三一―一三〕労働省告示第九号

技能養成指導員資格検定期則の一部改正

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基き、技能者養成指導員資格検定期則の一部を改正する省令を次のように定める。

技能者養成指導員資格検定期則（昭和二十四年労働省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一号」を削る。

第四条第一項中「労働省労働基準局長の示す基準に従い、」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前項の学科及び実技の検定に関し必要な事項は、その都府県労働基準局長が定める。

同条第三項を削る。
別表を削る。

昭和二十六年四月三〇日

〔四一三一―一四〕労働省告示第八号

技能養成指導員資格認定基準

技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）第十八条但書の規定に基き、技能者養成指導員資格の認定基準を次のように定め、昭和二十六年四月四日から適用する。

技能者養成指導員資格認定基準

都道府県労働基準局長は、左の各号の一に該当する者に対し、技能者養成資格の免許を与えることができる。

一 当該技能について、徒弟として従来の慣習による三年以上の徒弟契約を完了し、又は見習工、養成工等として技能者の養成に関する三年以上の課程を修了した後十年以上の実地経験を有する者

二 当該技能について、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百三十一号）による養成の課程を修了した後五年以上の実地経験を有する者

三 旧機械技術者検定令（昭和十六年勅令第六四四号）による検定において、作業試験につき当該技能に関する専門作業を選択し、これに合格した者

四 当該技能について、技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）による教習の過程を修了した後、その修了時に勤務する事業場において、三年以上の実地経験を有する者

五 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）第十一条の指定を受けたものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能において五年以上の実地経験を有する者

六 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、前号以外のものにおいて、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能について七年以上の実地経験を有する者

七 専門教育を主とする学科をおく高等学校において当該技能に関する科目を修め卒業した後当該技能について四年以上の実地経験を有する者

八 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学において、当該技能に関する学科を修め、学士と称することのできる者又は旧専門学校令（明治二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、当該技能に関する学科を修め卒業した者で、当該技能について二年以上の実地経験を有する者

九 大学において、当該技能に関する学科を修め卒業した後当該技能について三年以上の実地経験を有する者

十 前各号の外、当該技能についてこれと同等以上と認められる学歴又は資格及び経験年数を有する者

昭和二十六年五月四日

〔四一三一―一五〕労働省告示第九号

技能者養成の教習事項の基準の制定

技能者養成規程（昭和二十二労働省令第六号）第十三条の規定に基き、教習事項の基準を次のように定め、昭和二十三年労働省告示第二十三号（技能者養成規程第十三条の規定に基く教習事項に関する件）は、廃止する。

教習事項の基準

一 教習事項の基準は、次の表の通りとする。

一〇一 鋳金工

教 習 科 目	教 習 時 間			備 考
	第一年度	第二年度	第三年度	
一、社会科	七〇	七〇	七〇	
二、体育	五〇	五〇	五〇	
三、関連学科	二〇	二〇	三〇	
1 工業数学	〇	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	〇	
4 意匠図案	〇	〇	〇	
5 美術工芸史（東洋及び西洋）	〇	〇	〇	
6 金 工 史	〇	〇	〇	
7 工作法	〇	〇	〇	
8 材 料	〇	〇	〇	
9 工芸化学	〇	〇	〇	8 金属材料その他 9 着色等

四、実 技

一、二五 二、二五 三、二五

1 基本実習

a 工具製作法

b 工具使用法

c 材料使用法

2 応用実習

a 板 金 法

(i) 板金加工法

(ii) ろう接法

(iii) 板金組立法

b つい起法

(i) 口浅つい起

(ii) 口深つい起

(iii) 口寄せつい起

c 仕上げ着色

1 b、cは簡単な作業ではきみ、たがね、金づち、木づち、やすり、きさげ、石と、炭と、伸し、糸のこ、その他の工法

a 一年度の後期より行う

(i) 板金、延べ、曲げ、その他

(ii) ろう付、ハンダ付、その他

(iii) 箱物、丸物組立、その他

b 二年度後期より行う

(i) 皿、盆、その他

(ii) コック、わん物、その他

(iii) 花びん、その他

c 各年度の末期に当該年度に習得した製品について行う

一〇二 彫金工

（編注…以下、職種のみ表記の職種は、教習事項を略した。）

一〇三 鋳金工

- 一の四 かざり師
- 一の五 七宝工
- 一の六 宝石工
- 一の七 ガラス工
- 一の八 陶工
- 一の九 漆工

教 習 科 目	教 習 時 間			
	第一年度	第二年度	第三年度	第四年度

- 一、社会科
- 二、体育
- 三、関連学科
- 1 工業数学
- 2 物理及び化学
- 3 実用外国語
- 4 工芸化学
- 5 意匠圖案

一、社会科	七〇	七〇	七〇	一
二、体育	三〇	三〇	三〇	三〇
三、関連学科	三〇	三〇	三〇	一五
1 工業数学	〇	〇	〇	〇
2 物理及び化学	〇	〇	〇	〇
3 実用外国語	〇	〇	〇	〇
4 工芸化学	〇	〇	〇	〇
5 意匠圖案	〇	〇	〇	〇

- 6 美術工芸史(東洋及び西洋)
- 7 漆 工 史
- 8 材 料
- 9 漆器製作法
- 10 製品試験及び検査法
- 11 一般塗装法

6 美術工芸史(東洋及び西洋)	〇	〇	〇	〇
7 漆 工 史	〇	〇	〇	〇
8 材 料	〇	〇	〇	〇
9 漆器製作法	〇	〇	〇	〇
10 製品試験及び検査法	〇	〇	〇	〇
11 一般塗装法	〇	〇	〇	〇

- 四 実 技
- 1 基本実習(素地を専門とするもの)
- a 木材素地法
- (i) ひき物法
- (ii) 板物法
- (iii) 指物法
- (iv) 曲物法

1 基本実習(素地を専門とするもの)	一〇五	一一〇	一二五	一三〇
a 木材素地法				
(i) ひき物法				
(ii) 板物法				
(iii) 指物法				
(iv) 曲物法				

備 考

4 漆液、顔料、木材、塗料、接着材
 その他基本的材料

5 圖案を含む
 模様(平面圖案法)、造形、立休圖案
 法)、色さい

7 東洋漆工史、日本漆工産業史
 8 漆工に関する諸材料
 9 素地、塗、加飾設備、機械器具その他
 但し三、四年度は特殊材料、特殊
 製作法を素地、塗、加飾を専門と
 するものに分けて教習すること

- (v) プレスベニヤ
- b 特殊素地法
- (i) 金 属
- (ii) 合成材料
- (iii) 紙
- (iv) 竹
- (v) その他

1 基本実習(塗、加飾を専門とするもの)

a 下地塗
 b 上地塗
 c 変り塗り
 d 平目なし地塗
 e 一般塗装法
 f まき絵加飾法
 (i) 平まき絵
 (ii) 高まき絵
 (iii) 研出まき絵
 (iv) その他のまき絵
 g 特殊加飾法
 (i) 変り塗
 (ii) 沈金、きんま、存星、
 らでん、平脱、つい朱
 彫漆、木彫塗等

- 2 応用実習
 - a 平易なひき物
 - b 平易な板物、曲物
 - c 複雑なひき物
 - d 複雑な板物、曲物
 - 一〇 編組工
 - 一〇 木彫工
 - 一〇 金属がん具工
 - 一〇 手織工
 - 一〇 紡機調整工
 - 一〇 織機調整工
 - 一〇 メリヤス機調整工
- 1 塗工と加飾工の基本実習の一年度
 は a 乃至 g 事項全般についてその
 基本的事項を教習し二、三、四年
 度は a、b、c、d、e と f に分
 けてそれぞれ教習すること
- a 皿、わん、はち等
 b 盆、ぜん、箱類
 c ふた物、合せ物類
 d 箱物、たな、台等

二の五	染色工			
二の六	な染ロール彫刻工			
二の七	型紙彫刻工			
二の八	洋服裁縫工			
三の一	銑鉄工			
三の二	製鋼工			
三の三	非鉄金属精錬工			
三の四	金属材料試験工			
三の五	金属検査工			
三の六	操炉工			
三の八	鍛工			
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三五	三五	三五
三、関連学科		二六〇	二三〇	七〇
1 工業数学		〇	〇	
2 物理及び化学		〇	〇	
3 実用外国語		〇	〇	
4 鉄鋼製造大意		〇	〇	
5 圧延伸長法		〇	〇	
6 金属材料		〇	〇	
7 燃料及び燃烧		〇	〇	
8 電気工学大意		〇	〇	
9 機械工学大意		〇	〇	
10 製 図		〇	〇	
四、実 技		一一五	一一五	一一五
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
b 計 測				
c 火造基本作業				
d 熱処理基本作業				
e 火床基本取扱法				
f 各種鍛造機械基本作業				
g 安全作業法				
2 応用実習				

5 鍛造を主とし型鍛造を含む
6 熱処理を含む
8 鍛造用原図を含む

三の九	刃物工			
三の一〇	金属溶融工			
三の一	鋳物工			
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三五	三五	三五
三、関連学科		二六〇	二六〇	一四〇
1 工業数学		〇	〇	
2 物理及び化学		〇	〇	
3 実用外国語		〇	〇	
4 機械工学大意		〇	〇	
5 機械工作法		〇	〇	
6 鋳造法		〇	〇	
7 金属材料		〇	〇	
8 製 図		〇	〇	
四、実 技		二〇五	二〇五	二三五
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
b 現型基本作業				
c ひき型基本作業				
d かき型基本作業				
e 乾燥型基本作業				
f 中子基本作業				
g 安全作業法				
2 応用実習				
a 機械部品(第一部)				
b 機械部品(第二部)				
c 溶融炉取扱法				
d 製品処理作業				

a 材料計算法を含む
b 反射炉、重油炉を含む
5 鋳物の機械加工、溶接、熱処理等
6 これに必要な電気工学を含む
8 鋳物用原図を含む

a 小物を主とし複雑な中型品の現型による生型及び乾燥型の製作
b 複雑な中子を有し或は三重以上のわくを組み合わせる複雑な型の製作
d 鋳張、砂落し、サンドプラスチック

等及び鑄物不良対策を含む

e 製品検査

三の二 木型工

三の三 板金工

一、社会科

二、体育

三、関連学科

1 工業数学

2 物理及び化学

3 実用外国語

4 機械工学大意

5 機械工作法

6 金属材料

7 材料力学

8 製 図

四、実 技

1 基本実習

a 工具器具使用法

b 計測及びケガキ

c 仕上基本作業

d 機械使用法

e 切断基本作業

f 折曲基本作業

g ひずみ取基本作業

h 絞り基本作業

i 接合作業

j 締絞基本作業

k 溶接及びろう付基本作業

l 安全作業法

2 応用実習

a 原図及び板取作業

b 板金部品加工作業

c 板金組立作業

d 製品検査

三の一四 金属プレス工

三の一五 製かん工

三の一六 電弧溶接工

一、社会科

二、体育

三、関連学科

1 工業数学

2 物理及び化学

3 実用外国語

4 機械工学大意

5 電気工学大意

6 機械工作法

7 溶 接 法

8 金属材料

9 法 規

8 製 図

四、実 技

1 基本実習

a 工具器具使用法

b 切断基本作業

c 溶接各種運行法

d 水平溶接基本作業

e 内外すみ溶接基本作業

f 傾斜溶接基本作業

g 垂直溶接基本作業

h 上向溶接基本作業

i ひずみ防止基本作業

j 安全作業法

2 応用実習

a 機械部品、構造物部品溶接作業

b 溶接組立、修了作業

c 板金組立作業

d 製品検査

三の一七 ガス溶接工

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

二八〇 二八〇 二四〇

7 溶接概論、溶接設計法、溶接法、溶接機取扱法、ガス切断法
8 溶接望及び溶接部性質の概要並びに熱処理を含む

c 下向、すみ、うず巻、肉盛運行等

三の二八	メッキ工			
三の一九	熱処理工			
三の二〇	鉛工			
四の一	電線被装工			
四の二	ケーブル接続工			
四の三	電路工			
四の四	電機運転工			
四の五	電機組立工			
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三五	三五	三五
三、関連学科		四〇	四〇	一七五
1 工業数学		◎	◎	
2 物理及び化学		◎	◎	
3 実用外国語		◎	◎	
4 電気理論		◎		
5 機械工学大意			◎	
6 電気機械器具			◎	
7 工作法		◎		
8 材料			◎	
9 材料力学			◎	
10 電力応用		◎		
11 法規		◎		
12 製図		◎		
四、実技		九四五	九四五	一、一九〇
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
b 仕上基本作業				
c 計測及びけがき				
d 板金基本作業				
e 機械基本作業				
f 火造基本作業				
g 溶接基本作業				
h ろう付基本作業				
i 巻線絶縁作業				
j 安全作業法				

1 代数、幾何、三角法、微積分初歩
6 電気測定を含む

2 応用実習				
a 現場配置作業				
b 現場組立作業				
c 現場巻線、絶縁作業				
d 電気試験				
四の六 通信機組立工				
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三五	三五	三五
三、関連学科		四〇	四〇	一七五
1 工業数学		◎	◎	
2 物理及び化学		◎	◎	
3 実用外国語		◎	◎	
4 電気理論		◎		
5 電気通信機械			◎	
6 真空管工学			◎	
7 工作法		◎		
8 材料			◎	
9 材料力学			◎	
10 電気応用			◎	
11 法規			◎	
12 製図		◎		
四、実技		九四五	九四五	一、一九〇
1 基本実習				
a 工具器具使用法				
h 仕上基本作業				
c 計測及びけがき				
d 板金基本作業				
e 機械基本作業				
f 火造基本作業				
g 溶接基本作業				
h ろう付基本作業				
i 巻線絶縁作業				
j 安全作業法				
2 応用実習				
a 現場配線作業				
c 分解、掃除及び修理を含む				
1 代数、幾何、三角法、微積分初歩				
5 電気測定を含む				

現場組立作業			
c 現場巻線、絶縁作業			
d 電気試験			
四の七 特殊真空管工			
四の八 電気製図工			
五の一 光学機器工			
五の二 計測機器工			
五の三 時計工			
五の四 理化学器械工			
五の五 レンズ研ま工			
六の一 機械工			
一、社会科	七〇	七〇	七〇
二、体育	三五	三五	三五
三、関連学科	二六〇	三〇〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 機械工学大意	〇		
5 電気工学大意	〇		〇
6 機械工作法	〇	〇	
7 金属材料		〇	〇
8 材料力学			〇
9 機構学	〇	〇	
10 製 図	〇	〇	
四、実 技	一、〇八	二、二五	二、一九〇
1 基本実習			
a 工具使用法			
b 計測及びケガキ			
c 仕上基本作業			
d 各種工作機械基本作業			
e 刃物研ま作業			
f 安全作業法			
2 応用実習			
a 機械部品製作			
b 精度検査			

c 分解、掃除及び修理を含む

機械調整			
d 治具使用法			
e 製品検査			
六の二 仕上工			
六の三 冶工具仕上工			
六の四 機械検査工			
六の五 機械組立工			
六の六 内燃機関組立工			
六の七 機械運転工			
六の八 汽かん工			
六の九 起重機運転工			
六の一〇 機械塗装工			
六の一 木工			
一、社会科	七〇	七〇	七〇
二、体育	三五	三五	三五
三、関連学科	二六〇	三〇〇	一七五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 機械工学大意	〇	〇	
5 電気工学大意	〇	〇	
6 工作法	〇	〇	
7 木工機械	〇	〇	
8 塗 装 法		〇	〇
9 材 料		〇	〇
9 材 料		〇	〇
9 機構学	〇	〇	
10 材料力学	〇	〇	
11 製 図	〇	〇	
四、実 技	一、二五	二、二五	二、二六〇
1 基本実習			
a 製材品仕分整理及び処理法			
b 工具使用法			
c 計測及びケガキ			
d 木工機械基本作業			
e 安全作業法			
2 はそれぞれ専門機械について a 乃至 e 事項を教習すること			

2 応用実習

a 部品加工作業			
b 木工機械作業			
c 木材乾燥作業			
d 接着作業			
e 塗装作業			
f 木工機械調整及び刃物研ま			
g 製品検査			
六の二 針布工			
六の三 製針工			
六の四 機械製図工			
七の一 造船ぎ装工			
七の二 電気ぎ装工			
七の三 鉄工			
七の四 銅工			
七の五 ドック工			
七の六 船台大工			
七の七 船具工			
七の八 造船木工			
七の九 船大工			
七の一〇 現図工			
七の一 造船製図工			
八の一 内燃自動車工			
一、社会科	七	七	七
二、体育	三	三	三
三、関連学科	二六	三〇	一五
1 工業数学	〇	〇	
2 物理及び化学	〇	〇	
3 実用外国語	〇	〇	
4 自動車工学	〇	〇	〇
4 機械工学大意	〇		
5 機械工作法	〇		
6 自動車電気装置	〇	〇	〇
7 材料	〇	〇	
8 材料力学		〇	

9 機構学

10 製図	〇		
四、実技			
1 基本実習			
a 洗じよう			
b 工具器具使用法			
c 計測			
d 仕上基太作業			
e 火造器本作業			
f 板金結本作業			
g 溶接溶接基本作業			
h 安全作業法			
2 応用実習			
a 分解組立作業			
b 機関部修理作業			
c 車体部修理作業			
d 車台部修理作業			
e 調整作業			
f 電気配線作業			
g 完成検査及び試運転			
八の二 電気自動車			
八の三 自転車工			
八の四 車両木工			
八の五 内張工			
九の一 酸アルカリ工			
九の二 無機薬品工			
九の三 圧縮及び液化ガス工			
九の四 電炉製品工			
九の五 特殊ガラス工			
九の六 ガラス製品工			
九の七 窯業焼成工			
九の八 産業火薬工			
九の九 高圧合成工			
九の一〇 合成樹脂工			
九の一 ガス発生炉工			

c 噴射ポンプ、噴射弁を含む
d 手仕上、機械仕上

九の二	有機合成工				
九の三	塗料工				
九の四	油脂工				
九の一五	硝化綿及びセルロイド工				
九の二六	パルプ工				
九の一七	製紙工				
九の一八	はっ酵製品工				
九の一九	化学分析工				
一〇の一	大工				
一、社会科		七	七	七	
二、体育		三	三	三	
三、関連学科		二〇	三〇	一五	
1 工業数学		◎			
2 物理及び化学		◎	◎		
3 実用外国語		◎	◎		
4 工作法		◎	◎		4 型わく工作法を含む
5 材料			◎		
6 規矩学			◎		
7 施工法			◎	◎	
8 建設工学大意		◎	◎	◎	8 建築法規を含む
9 建築構造学				◎	
10 仕様見積			◎	◎	
11 設計及び製図		◎	◎	◎	
四、実技		一、二五	一、二五	一、二六〇	
1 基本実習					
a 工具使用法					手入れを含む
b 仮設工事					
c 型わく工事					
d 遺形墨出					
e 木造軸組					
f 下地木工事					
g 造作工事					
h 関連作業					h 簡単なる地形足場作業
i 安全作業法					
2 応用実習					

	a 建築材料取扱				
	b 作業段取				
	c 工 作				
	d 建 方				
	e 足場作業				
	f 養生				
一〇の二	建具工				
一〇の三	家具工				
一〇の四	塗装工				
一、社会科		七	七	七	
二、体育		三	三	三	
三、関連学科		二〇	三〇	一五	
1 工業数学		◎			
2 物理及び化学		◎	◎		
3 実用外国語		◎	◎		
4 塗装法		◎	◎		
5 材料		◎	◎		5 塗料を主とす
6 意匠図案		◎	◎	◎	
7 美術工芸史			◎	◎	
8 建築構造学				◎	
四、実技		一、二五	一、二五	一、二六〇	
1 基本実習					
a 工具使用法					
b 絵画及び図案					
c 塗料の色合、調合					
d 下地塗基本作業					
e 上塗基本作業					
f 安全作業法					
2 応用実習					
a 家具塗装作業					
b 建造物塗装作業					
c 足場作業					
d 養生					
一〇の五	左官工				
一〇の六	タイル張工				

一〇の七	配管工			
一〇の八	石工			
一〇の九	築炉工			
一〇の一〇	屋根ふき工			
一〇の一	表具工			
一〇の二	量工			
一〇の一	印刷工			
一〇の二	製本工			
一〇の三	製革工			
一〇の四	くつ工			
一〇の五	製パン工			
一〇の六	おけたる工			
一、社会科		七〇	七〇	七〇
二、体育		三〇	三〇	三〇
三、関連学科		二〇	二〇	一四〇
1 工業数学		〇		
2 物理及び化学		〇		
3 実用外国語		〇		
4 工作法		〇	〇	〇
5 材料		〇	〇	〇
6 木工機械		〇	〇	〇
7 材料力学		〇	〇	〇
四、実 技		一、二五	一、二五	一、二五
1 基本実習				
a 製材品仕分及び整理法				
b 木工具製作法及び使用法				
c 木工機械使用法				
d 木材加工基本作業				
e 木材接合法				
f 木取作業				
g 取立作業				
h 仕上作業				
i たが製作法				
j 材料選別法				
k 安全作業法				

2 応用実習

- a 丸小おけ
- b 小判おけ
- c たらい
- d 風呂おけ
- e 飯びつ
- f 製品検査

二 前号の表中社会科及び体育は、それぞれ次の事項を含むものとする。
 社会科 労働法、安全衛生、作業と能率その他一般教養に関する事項
 体育 き形的発達の防止、疲労の回復、運動能力の助長その他心身の健全な発達に関する事項
 三 使用者は、第一号の表に定める教習事項の基準を下らない範囲において、当該事業場に必要なる変更を加えた教習事項を定めることができる。

昭和二十七年五月二十七日

〔四一三一―一六〕労働省令第一〇号

技能者養成規程の一部を改正する省令

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条第一項の規定に基き、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。

別表第二中「二の八	洋服裁縫工	洋服の製図、裁断及び縫製における縫製	三年	を
「	二の八	洋服（婦人子供服を除く。）の製	三年	
二の九	婦人子供服のデザイン、製図、裁断及び縫製における技能	裁	三年	
附 則				

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際、現に洋服裁縫工について労働基準法第七十一条第一項の認可を受けた使用者は、洋服工について同法同条同項の認可を受けた者とみなす。但し、洋服工について同法同条同項の認可を受けた者とみなすことについて労働基準監督署長の認定を受けた者は、この限りでない。

3 この省令施行の際、現に洋服裁縫工について技能者養成資格の免許を受けた者は、洋服工について技能者養成資格の免許を受けた者とみなす。但し、洋服工について技能者養成資格の免許を受けた者とみなすことについて都道府県労働基準局長の認

定を受けた者は、この限りでない。

昭和二十七年七月三十一日

〔四―三―一八〕法律第二八七号

労働基準法の一部を改正する法律

昭和二十七年五月二十八日
〔四―三―一七〕労働省告示第九号

教習事項の一部を改正する告示

技能者養成規程（昭和二十二労働省令第六号）第十三条の規定に基き、教習事項の基準（昭和二十六年労働省告示第九号）の一部をつぎのように改正する。

二の八 洋服工（編注…以下、教習事項を略した。）

同項の次に次の一項を加える。

二の九 洋裁工

- 1 この法律は、昭和二十七年九月一日から施行する。
（編注…以下略）

附 則

昭和二十七年八月五日
〔四―三―一九〕労働省令第一六号

技能者養成規程の一部を改正する省令

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条第一項の規定に基き、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。
技能者養成規程（昭和二十二労働省令第六号）の一部を次のように改正する。
別表第三を次のように改正する。

別表第三 就業可能業務及び防護方法基準の表

（編注…技能名だけの職種は技能の就業制限内容等は略した。）

<p>技能</p> <p>一の一 鍵金師</p>	<p>就業を制限されている業務（根拠規定）</p> <p>労働安全衛生規則（昭和二十二年労働省令第九号。以下安全衛生という。） 第四十五条第十号</p>	<p>同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準 指導員の安全作業法についての適切な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
<p>と石車の取替及び試運転の業務</p>	<p>同上中技能習得者を就業させることのできる業務 工具研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p>	<p>同上の指定業務就業について必要な防護の方法の基準 指導員の安全作業法についての適切な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
<p>水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務</p>	<p>一、水銀メッキ作業 二、青酸カリを用いる工具の焼入作業 三、塩酸を用いる青銅の細工作業 四、三塩化ひ素を用いる着色作業</p>	<p>一、作業に必要な最小限の量を与え指導員の安全衛生作業法についての適切な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき二時間を超えないこと</p>
<p>女子年少者労働基準規則（昭和二十二労働省令第八号。以下安全衛生という。）</p>	<p>女子年少者労働基準規則（昭和二十二労働省令第八号。以下安全衛生という。）</p>	<p>女子年少者労働基準規則（昭和二十二労働省令第八号。以下安全衛生という。）</p>

一の二	彫金師	第十三条第三十七号 女子年少 第十三条第三十八号 女子年少 第十四条第十号 第十三条第五十号	鉛、水銀、クロム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、 青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガス、 蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務	鍛金のがね打作業	と。 三、作業終了後必ず身体を汚染された部分を十分に洗 わせること。 作業時間一時間につき十分間の休憩時間を設け休息時 間中は作業場内に止まらせないこと。
一の三	鍍金師				
一の四	かざり工				
一の五	七宝工				
一の六	寶石工				
一の七	ガラス工				
一の八	陶工				
一の九	漆工	女子年少 第十三条第三十一号 女子年少 第十四条第九号 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号	木工用かな機短軸面取機を用いる業務 多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所 における業務 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所 における業務	木工用かな機を使用する作業 鋳物及ダイカスト作業	一、安全装置を完備させること。 二、指導者の厳重な監視の下に作業させること。 三、短時間の作業に止めること。 足袋及びゴム裏草履又は麻裏草履を用い指導者の厳 重な監視の下作業させること。
一の一	編組工				
一の一	木彫工				
一の二	金属がん具工				
二の二	紡機調整工				
二の五	染色工				
二の六	な染ロール彫刻工				
三の一	銃鉄工				
三の二	製鋼工				
三の三	非鉄金属精錬工				
三の四	金属材料試験工				
三の五	金属検査工				
三の六	操炉工				
三の七	圧延伸長工				

三の八 鍛工						
三の九 刃物工						
三の一〇 金属熔融工						
三の一 鑄物工	安全衛生 第四十五条第十号	と石車の取替及び試運転の業務	仕上及び張取りに用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	安全衛生 第四十五条第十一号	天井走行起重機の玉掛又は合図の作業	天井走行起重機の玉掛及び合図の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。	二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	女子年少 第十三条第二十号					
	女子年少 第十四条第五号	水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務	鑄物の酸しよくに用いる硫酸等の取扱作業	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	女子年少 第十三条第三十八号	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもの、ガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	鉛合金及びクローム合金の溶融作業	三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗わせること。		
	女子年少 第十四条第十号	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務	サンドブラスト作業	作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。		
	女子年少 第十三条第四十四号	ラジオウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務	一、金属熔融炉内の監視作業 二、熔融作業並びに湯汲、湯運び及び注湯の作業	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	二、作業時間の合計が一日につき第一年度一時間、第二年度二時間、第三年度三時間を超えないこと。	
	女子年少 第十三条第四十五号	多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務				
	女子年少 第十三条第四十六号					
	女子年少 第十四条第十一号		空気つちを用いる鑄物はつり作業	二、作業時間の合計が一日につき二時間を超えないこと。		
	女子年少 第十三条第四十九号	さく岩機、鋸打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務				
三の十二 木型工	安全衛生 第四十五条第十一号	電弧溶接の業務	電弧溶接作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。		
三の二三 板金工	女子年少 第十三条第二十五号	動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務	金属板の打抜、切断及びプレス作業に用いる動力によって運転する圧機の金型及び切断機の刃	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。		

第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号	安全衛生 第四十五条第九号	原動機（十馬力未満の電動機を除く。）の運転又はその運転中における掃除、注油又は検査の業務 運転中の原動機及び原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換の業務	原動機の運転試験及びその運転中の掃除、注油及び検査の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
第十四条第五号 女子年少	安全衛生 第四十五条第十号	と石車の取替及び試運転の業務	工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること
第四十五条第十一号 女子年少 第十三条第二十号 女子年少 第十四条第五号	安全衛生 第四十五条第十一号 天井走行起重機の玉掛又は合図の業務	天井走行起重機の玉掛又は合図の業務	天井走行起重機の玉掛又は合図の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
安全衛生 第四十五条第十三号 女子年少 第十三条第二十五号	安全衛生 第四十五条第十三号 動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務	電弧溶接の業務	電弧溶接作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
女子年少 第十三条第三十四号	カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取り扱う作業を発生火の危険のある業務	ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業	ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
女子年少 第十三条第三十五号	エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取り扱う作業で発火の危険のある業務	絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業	絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業	
女子年少 第十三条第三十七号	水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務	一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業 二、絶縁処理に用いるクロール・ナフタリンの取扱作業	一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業 二、絶縁処理に用いるクロール・ナフタリンの取扱作業	
女子年少	鉛、水銀、クローム、砒素、黄りん、弗素、塩素、ア	一、クロール・ナフタリンの蒸気を発散するコイ	一、クロール・ナフタリンの蒸気を発散するコイ	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及

<p>第十三条第三十八号 女子年少 第十四条第十号</p>	<p>一ニリンその他これに準ずる有害なもののガス蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務</p>	<p>ル仕上(パラフィン浴)作業 二、鉛の蒸気を発散する大型なべによる鉛の溶融作業 三、硝気及び一酸化炭素を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業</p>	<p>び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。 三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗わせること。</p>
<p>女子年少 第十三条第四十四号</p>	<p>土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務</p>	<p>一、酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接の作業 二、サンドブラスト作業</p>	
<p>女子年少 第十三条第四十五号</p>	<p>ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務</p>	<p>紫外線及び赤外線を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業 一、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業 二、火造り作業に用いる加熱炉の取扱金焼及び熱処理の作業</p>	
<p>女子年少 第十三条第四十六号 女子年少 第十四条第十一号</p>	<p>多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務</p>	<p>電気試験に用いる高圧(特別高圧を含む。)電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業</p>	<p>指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
<p>安全衛生 第四十五条第八号 女子年少 第十三条第十八号 女子年少 第十四条第五号</p>	<p>電気工作物の施工又は高圧(特別高圧を含む。)電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務 高圧(特別高圧を含む。)電線路及びこれに属する電気機械及び器具の取扱の業務</p>	<p>工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p>	
<p>安全衛生 第四十五条第十号 安全衛生 第四十五条第十三号</p>	<p>と石車の取替及び試運転の業務 電弧溶接の業務</p>	<p>板金加工に用いる電動直刃せん断機の刃部及び圧機の金型の調整又は掃除の作業</p>	
<p>女子年少 第十三条第二十五号</p>	<p>動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃部の調整又は掃除の業務</p>	<p>一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>	
<p>女子年少 第十三条第三十四号</p>	<p>カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準ずる発火性の物の製造又はこれ等を取り扱う作業で発火の危険のある業務</p>	<p>ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業</p>	
<p>女子年少 第十三条第三十五号</p>	<p>エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、</p>	<p>絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業</p>	

六の一 機械工	安全衛生 第四十五条第十号	と石車の取替及び試運転の業務	工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	安全衛生 第四十五条第十一号	天井走行起重機の玉掛又は合図の業務	天井走行起重機の玉掛又は合図の作業	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
女子年少 第十四条第五号	女子年少 第十三条第二十号	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場	研ま機による乾燥研ま作業	作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。
	女子年少 第十四条第十一号	ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取り扱う作業で発火の危険のある業務		
女子年少 第十三条第三十七号	水銀、砒素、黄リン、弗化水素酸、塩酸、苛性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有害なものを取扱う業務		一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業 二、絶縁処理に用いるクロールナフタリンの取扱作業	一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なもののガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務		一、クロール・ナフタリンの蒸気を発散するコイル仕上パラフィン浴作業 二、鉛の蒸気を発散する大型なべによる鉛の溶融作業 三、硝気及び一酸化炭素を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業	二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。
女子年少 第十三条第四十四号	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務		一、酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接の作業 二、サンドブラスト作業	三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗
女子年少 第十三条第四十五号	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に曝される業務		紫外線及び赤外線を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業	
女子年少 第十三条第四十六号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務		一、大型なべによる鉛の熔融業 二、火造り作業に用いる加熱炉の取扱、金焼及び熱処理の作業	
四の七 特殊真空管工				
五の一 光学機器工				
五の二 計測機器工				
五の三 時計工		五の二計測機器工に同じ		
五の四 理化学器械工				
五の五 レンズ研ま工				

		第十三条第四十四号		所における業務
六の二	仕上工			
六の三	治工具仕上工			
六の四	機械検査工			
六の五	機械組立工			
六の六	内燃機関組立工			
六の七	機械運転工			
六の八	汽かん工			
六の九	起重機運転工			
六の一〇	機械塗装工			
六の一	安全衛生	と石車の取替及び試運転の業務		
		木工用刃物研まに用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業		
木工	第四十五条第十号			
	女子年少	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横びき用のものを除く。) 又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤又は動輪直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤を用いる製材及び木材加工の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	女子年少	木工用かんな機、短軸面取機を用いる業務	木工用かんな機及び短軸面取機を用いる木材加工の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。
	第十三条第三十一号			
第十四条第九号				
六の二	針布工			
六の三	製針工			
七の一	造船ぎ装工			
七の二	電気ぎ装工			
七の三	鉄工			
七の四	鋼工			
七の五	ドック工			
七の六	船台大工			
七の七	船具工			
七の八	造船木工			
七の九	船大工			
七の一〇	現図工			
八の一	安全衛生	原動機(十馬力未満の電動機を除く。)の運転又はその	一、運転中の自動車内燃機関の掃除、注油、検査、	指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳

内燃自 動車工	第四十五条第九号	運転中における掃除、注油又は検査の業務運転中の原	調整及び修理の作業	重な監督の下に作業させること。
	女子年少 第十三条第十九号 第十四条第五号	動機及び原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃 除、注油、検査、修繕又は調帯の掛換の業務	二、同内燃機関の運転試験作業	
安全衛生 第四十五条第十号	と石車の取替及び試運転の業務	研ま機のと石車の取替及び試運転の作業		
	安全衛生 第四十五条第十号	電弧溶接の業務	電弧溶接作業	
女子年少 第十三条第二十五号	動力によって運転する圧機の金型若しくは切断機の刃 部の調整又は掃除の業務	車体用板金の加工に用いる切断機の刃部の調整 及び掃除の作業		一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ 月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及 び厳重な監督の下に作業させること。
女子年少 第十三条第三十四号	カリウム、ナトリウム、マグネシウム粉、カーバイト、 生石灰、黄りん、赤りん、硫化りん若しくはこれに準 ずる発火性の物の製造又はこれ等を取り扱う作業で発 火の危険のある業務	ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業		指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳 重な監督の下に作業させること。
女子年少 第十三条第三十五号	エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さ く酸エチル、さく酸アルミ、ベンゼン、トルエン、 ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の 物を取り扱う作業で発火の危険のある業務	部品の洗浄及び内燃機関の運転に用いるメチルア ルコール及びガソリンの取扱作業		
女子年少 第十三条第三十七号	水銀、ひ素、黄りん、ふっ化水素酸、塩酸、硝酸、せ いさん、か性アルカリ、石炭酸その他これに準ずる有 害なものを取扱う業務	鉛蓄電池に用いる硫酸の取扱作業		
女子年少 第十三条第三十八号	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、 青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガス、 蒸気若しくは粉じんを発生する場所における業務	一、硝気及び一酸化炭素を発生する電弧溶接及び ガス溶接の作業 二、硫酸の蒸気を発生する鉛蓄電池の充電作業 三、噴霧塗装作業		一、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及 び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこ と。 三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗
女子年少 第十四条第十号	土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場 所における業務	酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接 の作業		
女子年少 第十三条第四十四号	ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線に 曝される業務	紫外線及び赤外線を発生する電弧溶接及びガス溶 接の作業		
電気自動車工				
自動車工				
車両木工				
酸アルカリ工				

九の二	無機薬品工						
九の三	圧縮及び液化ガス工						
九の四	電炉製品工						
九の五	特殊ガラス工						
九の六	ガラス製品工						
九の七	窯業焼成工						
九の八	産業火薬工						
九の九	高压合成工						
九の一〇	合成樹脂工						
九の一	ガス発生炉工						
九の二	有機合成工						
九の三	塗料工						
九の四	油脂工						
九の一五	硝化綿及びセルロイド工						
九の一六	パルプ工						
九の一七	製紙工						
九の一八	はつ酵製品工						
大工	女子年少 第十三条第二十四号	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤(横びき用のものを除く。)又は動輪が直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤における木材の送給の業務	直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤、又は動輪直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤を用いる家屋用材の製材及び加工の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。			
	女子年少 第十四条第七号						
	女子年少 第十三条第三十一号	木工用かなな機、短軸面取機を用いる業務	木工用かなな機を用いる家屋用材の加工作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。			
	女子年少 第十四条第九号						
女子年少 第十三条第四十号	高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準じる高所における業務	高さ五メートル以上の吊足場、布地等転落の危険のある場所における作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。				
女子年少 第十四条第十号							
女子年少 第十三条第四十一号	丸太足場の組立又は解体の業務 但し、地上における補助作業を除く。	家屋建造に用いる丸太足場の組立及び解体の作業	一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。 二、指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。				
女子年少 第十四条第十号							
女子年少 第十三条第四十六号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	夏期炎天下における屋外作業	作業時間の合計が一日につき第一年度二時間、第二年度三時間、第三年度四時間を超えないこと。				

	女子年少 第十四条第十一号					
	一〇の二 建具工					
	一〇の三 家具工					
塗装工	一〇の四 女子年少 第十三条第三十五号	エチルアルコール、メチルアルコール、エーテル、さく酸エチル、さく酸アミル、ベンゼン、トルーエン、ガソリン、二硫化炭素若しくはこれに準ずる引火性の物を取り扱う作業で発火の危険のある業務	アルコール、さく酸アミル、ベンゼン等の引火性溶剤の取扱作業	指導員の安全衛生作業法についての適切な指示及び厳重な監督の下に作業させること。		
	女子年少 第十三条第三十八号	鉛、水銀、クローム、ひ素、黄りん、ふっ素、塩素、青酸、アニリンその他これに準ずる有害なものガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務	さく酸アミル、ベンゼン、有害塗料、テレピン油等のガス、蒸気を発散する噴霧塗装作業	一、指導員の安全衛生作業法についての適切な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。		
	女子年少 第十四条第十号	高さ五メートル以上の吊足場若しくは棒はりの上又はこれに準じる高所における業務	高さ五メートル以上の吊足場、布地等転落の危険のある場所における作業	三、作業終了後必ず身体の汚染された部分を十分に洗		
	女子年少 第十三条第四十号			一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。		
	女子年少 第十四条第十号	丸太足場の組立又は解体の業務。但し、地上における補助作業を除く。	塗装に用いる丸太足場の組立及び解体の作業	二、指導員の安全衛生作業法についての適切な指示及び厳重な監督の下に作業させること。		
	女子年少 第十三条第四十六号	多量の高熱物体を取扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務	夏期炎天下における屋外作業	作業時間の合計が一日につき第一年度二時間、第二年度三時間、第三年度四時間を超えないこと。		
	女子年少 第十四条第十一号					
	一〇の五 左官					
	一〇の六 タイル張工					
	一〇の七 配管工					
	一〇の八 石工					
	一〇の九 築炉工					
	一〇の一〇 屋根ふき工					
	一〇の一 印刷工					
	一〇の二 製本工					
	一〇の三 製革工					

附則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和27年12月頃

〔4—3—20〕労働省令案

〔I〕技能習得者の技能検定の方法に関する規則(案)

(通則)

第一条 技能者養成規程(昭和二十二年労働省令第六号)(以下規程という)第十四条の規定による技能習得者着の技能検定(以下検定という)の方法に関しては、この省令の定めるところによる。

(科目)

第二条 検定は、規程第十三条の規定に基いて使用者が定める教習事項に掲げる関連学科及び実技について行われなければならない。

(技能検定評議会)

第三条 使用者は、検定を実施しようとする場合には、次の者をもって構成する技能検定評議会(以下評議会という)を設けて、検定の実施に当らしめなければならない。

但し、使用者は、この規定により難しい場合には、他の使用者と共同して評議会を設けることができる。

(1)使用者、(2)労働者を代表する者、(3)技能者養成指導員、(4)現場指導者

使用者は、前項に掲げる者の外、検定に必要と認める者を評議会に参加させることができる。

第四条 使用者は検定を実施しようとする場合には、評議会に諮りその都度実施計画を定めなければならない。

(実施)

第五条 使用者は、各教習年度末及び養成期間終了直後には必ず検定を行わなければならない。但し、已むを得ざる事由ある場合は、各教習年度末あるいは養成期間終了の直後以外の時間において、検定を行うことが出来る。

第六条 使用者は、養成期間の終了直後に行う検定をもって最終年度に行う検定にかえることが出来る。

第七条 使用者は評議会をして各技能習得者の検定の結果及び平素の成績に基いて審査を行わしめなければならない。

(習得記録)

第八条 使用者は、各技能習得者ごとに習得記録を整理し、平素の成績を判定するに足る各教習年度内の習得状況に関する事項を記入し、事業場に備えつけ、前条

の審査の資料としなければならない。

(技能検定個人表)

第九条 使用者は、別記様式により各技能習得者ごとに技能検定表を調整し、労働基準局長の示す技能の等級に従って第七条の審査の結果をその都度記し事業場に備えつけなければならない。

(雑則)

第十条 この命令に定めるものの外、検定の方法に関し必要な事項は、労働基準省令の示すところによる。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令施行の際既に実施した検定については、この省令による検定を実施し□のとみなす。

3 規程第十四条第一項中「年」を「各教習年度内に」改める。

技能検定個人表(編注：略)

〔II〕技能習得者技能検定実施要綱

1. 検定の目的

検定の目的は習得者個性知識並びに技能を検定し、その結果に応じて個々の者に□る適切な指導を行い、指導方法全般に関する改善の資料となし、習得者自身の技能習得に対する奨励奮起の原動力となし養成終了後の習得者の適正なる格付を行うと同時に国内技能水準の向上を計ることを目的としている。

2. 検定科目

習得者検定期則には「規則第十三条の規定に基いて使用者がさだめる、教習事項に掲げる関連学科及び実技」と二科目について定めてゐるが、産業中堅人としての資質を向上発展せしめる社会科学について検定を行つても差支えない。又使用者が当該事業場の実態に応じて教習事項の基準を上廻つて外に教習事項を定めた場合は当然その科目についても検定を行うものである。

3. 技能検定評議会

使用者は習得者検定期則に定める構成要件を満す範囲において評議委員を選定し円滑適切なる技能検定を実施せしめなければならないが、評議会で行わしめる事項は概ね次の通りとする。

(1) 評議会規則に関する事項

- (2) 検定実施計画に関する事項
 - (3) 検定試験問題の作成に関する事項
 - (4) 検定に必要な資料、工具、器具、機械等の選定及びこれの準備に関する事項
 - (5) 学科目及び実技の祭典に関する事項
 - (6) 技能の等級基準の設定に関する事項
 - (7) 習得者の技能等級の決定に関する事項
 - (8) 検定に必要な記録の作成及び保存に関する事項
 - (9) その他技能検定に必要な事項
- 委員の数は養成する技能種目、技能習得者の数によって養成の実態に応じて適宜決定されるものである。
- 委員は学科実技の両面について広い知識経験を有するもので特に技能等級基準の設定、試験問題の作成並びに習得者の能力を適確に判定し得る能力を有していなければならぬ。習得者検定規則に云う現場指導者とは作業現場において部下工員を指導監督する者を云い役付工員（伍長、組長、班長等）現場技術者（係員、係長、主任、課長）等である。
- 中小企業による単独養成、共同養成又は親会社に委託養成の如くその企業内で充ちたる評議会を構成できない場合は、二以上の事業場で共同して評議会を構成し、検定を行うことができる。
- 以上の場合でも充分なる評議会が構成されない場合又は効果的な検定及び全国的技能水準と比較を行う等のために同業組合、技能者養成協会、関係官庁等から参加させても差支えない。

4. 検定実施計画

技能検定実施計画は概ね下記事項について作成することとし、之の適否は技能検定の結果に影響するところ大であるので特に慎重に審議しなければならない。

- (1) 検定日時
- (2) 検定種目毎の評議会委員
- (3) 技能種目毎の技能等級基準
- (4) 検定試験問題の作成要領
- (5) 使用工具、機械、器具、材料、資料
- (6) 採点基準
- (7) 検定実施要領
- (8) 技能等級判定要領

5. 検定の日時

検定は大別して各教習年度毎にそれまで教習した技能の習得程度を検定するために行うものと、養成終了時に技能養成を全期間を通じて習得した技能の程度を検定するものと□二つに分けられる。前者は少くとも各教習年度末には必ずじしななければならないが□定の目的からして各教習年度を二期又は三期にわけ、各期末に或は一技能の教習が終了した□に実施するのが望ましい。後者の検定は最終年度末の検定と併せて行っても差支えない□後者の検定の範囲は教習した全技能について行われるものであるが、各教習年度に行う□定によって充分その技能が判定してをり、これ等の総合成績によって全技能を判定し得□場合は特別に終了時の検定を行わなくて書く教習年度の成績の総合成績により等級を決定□て差支えない。

6. 技能種目毎の評議会委員

評議会委員をもって技能種目毎の委員を選定し各技能の技能等級の基準案、検定試験問題案、検定の採点及び技能判定の資料等の作成をなさしめるものである。従ってこれ等□人は特に当該技能に関係ある学科、実技に通じたものでなければならぬ。選任する数□業場の実態、当該技能習得者の数、習得者の工場配置状況、検定方法当にとよって適宜定□られるものである。

7. 技能等級基準

技能等級基準は技能検定の根幹となるものであつて、又技能養成計画の基礎となるも□である。従つてこの基準の設定に当つては評議会の充分なる検討によって技能毎に適正□具体的に関連学科及実技についての基準を定める必要がある。又この基準は三年の養成□間の技能種目にあつては三年、二年、一年の各種習得年度末の技能等級をそれぞれ一級、□級及び三級の三段階とし四年の養成期間の技能は上記に準じ四段階に区分し各段階毎に□の技能等級の要求する技能の基準を次の表及び【III】技能等級の基準より事業場の実態□即ちして定めるものである。

技能等級基準表

等級 要素	一級 (三年終了)	二級 (二年終了)	三級 (一年終了)
作業手順	特に困難な特殊作業についてのみ技術員等から技術的指導を	普通程度の作業について上級者より作業前あらかじめ大略の	命ぜられた範囲内の定型的な作業について、その都度指

作業方法	受けつゝ作業を行い普通程度の作業についてはその方法、手順等を効果的に計画し実際作業が出来ること。	指示を受け作業を行い、特に稍高い程度の修得又は稍多い経験を要する作業についてはその都度指示を受けつゝ作業出来る。	順序の定めのない作業については作業中しばしば上級指導者から詳細な指示及び細部的な検閲及び技術的指図を受ける。
判断力	一般的監督を受けて稍高い程度の修得又は稍多い経験を要する作業を自ら新たな効果的な判断を速に下すことが出来る。	普通程度の作業について限定された範囲の事項に関して場合により自ら新たな効果的な判断を下すことが出来る。	
応用力	知識や経験を正しく作業上におよぼすことが出来る。		
識別力	該当技能全般の対象となる事物についてその正義優劣を識別することが出来る。	自己の担当する作業についてはその正義優劣を識別することが出来る。	
独創力	作業上有益な新しい着想、創意工夫を考察すべき心掛があること。		
統率指導	同程度の技能者の集りにおいては、自然的にその仲間のリー		

力	ダーとなる素養を有していること。		
交渉力	仕事を進めるために他人と折衝して自己の意図、目的を相手方に了承させ相互の作業連携協力をなしうること。		
研究心	当該職種全般の作業業務に絶えず関心を持ち、これをより効果的に能率的に行うように努めることが出来ること。	自己の担当する作業について絶えず関心を持ち特に作業方法について優良な製品作業が行われるように研究すること。	
業務に関する知識	当該技能に直接関係する専門的な学理についての知識を有するのみならず、該技能を保有する産業全般についての概略の知識を有し自らの技能がその産業における立場についての知識を有すること。	当該技能における根幹となる部分について充分なる実地的知識を有し実地産業を行う場合その産業をよりよく理解しうること。	当該技能に関する規定された範囲の事項に関して基礎的な知識を有し、担当する範囲内で限定された程度に応用しうること。

然し地域的には用いられる生産方式が異なり、同一地域内と云えども規模の或いは生産品目の相違からそれぞれ事業場が要求する技能の程度は一樣ではあり得ない。技能等級の基準も事業場の生産の実態及び当該事業場将来における事業発展の見透り分考慮の上、適宜有効適切なる基準を設けなければならない。更に教習

年度毎の各口秀、優、良、可、等の段階に適宜区分し習得者自身の技能研鑽に対する励みとなす口望ましい。又一応定められた基準は決して固定的なものでなく、常に進歩発展する技能に即応させ、同種産業の他に企業の技能基準の実態をも検討の上必要に応じて判定□べきものである。

8. 検定試験問題の作成要領

検定試験は前7号により定めた技能等級の基準に示す能力をもっているかどうかを学科、実技の各科目について判定するためのものである。

学科の試験は関連学科の各科目についてそれぞれ教習した範囲において主として口の問題を適宜選択するものである。関連学科中数種の技能習得者を共通して教習して学科例えば工業数学、物理及び化学、実用外国語、製図等についても各技能毎にそれぞれに関連ある「実際の問題」を作成するのが望ましい。実技の試験はそれぞれ教習した範囲において「実際作業を技能の必要に応じて適宜選択するものである」。この際同一技能については例え異った工場で教習する場合といえども二種以上の問題を課す等して同一問題となすことが望ましい。特に基本実習においては同一の問題でなければならぬ。又これらの同一問題については使用する機械、工具、器具、材料等は同一のものとし、同一作業条件において問題を作成するように努めなければならぬ。次に実際作業を行わせるだけでは技能を判定するに不充分だといふ場合はこの不十分な箇所について必要に応じて実地において作業の実際につき質問をなし試験を行うように問題を作成して差支えない。又作業の性質上共同産業による化学工業の技能或は金属工業の一部の技能の如く実地作業の検定が難しい技能については実施作業について行う口述試験のみとなるので、この口述試験のみで充分技能が判定出来るような問題を作るべく留意しなければならない。

9. 使用工具、機械、器具、材料、資材

検定で用いる工具、機械、器具、作業台等は出来るだけ各自使用のものを用いさせ検定に当ってこれ等の整備状況より工具、器具、機械、の使用法の判定の資料とすることが出来る。

10. 採点基準

学科実技の各検定の採点基準を何れに重きをおくか、何点に定めるかは当該技能の要求する程度によって一概に云えるものでなく、化学関係の技能においては学科を主に、工業関係の技能においては実技に重きをおく等、それぞれ異なるものであるので、産業の実情に応じて定められるものである。実技においては製品出来上りについて採点基準を定めるだけでなく、技能の要素毎の採点基準をあらかじめ定め

ておき各要素から習得者の技能を判定するものでなければならない。又、これらの要素毎の採点基準も技能の実態によって適宜定められるものである。

11. 検定実施要領

実技検定はあらかじめ必要工具、器具、機械、材料及び資材を与え或は明示して準備させ、図面、課題は検定の際示して作業を行わせるものとする。

実地作業について質問をなし検定を行う場合は習得者各人に質問をなし口頭でもって答えしめる方法、或は全員に同一問題を与えて筆記によって解答させる等検定の実態に応じて適当な方法を取られるが、これが実地作業の検定と併用して行われる技能については実地作業で判定するに不十分な箇所についてのみ試験を行えば足るので比較的簡単であるが実地作業を行い難く口述試験のみで行う実技検定の場合ではできるだけ多くの部門について試験を行うべきであるので検定する技能に関係ある生産工程の重要な箇所について、その都度機械、器具の運転操作、各種測定要領、資材、材料、製品等の取扱要領、安全作業法等について相当慎重に試験を行う必要がある。

12. 技能等級判定要領

？(編注：上の枠から線を引き？を付けている。)

学科はあらかじめ定められた採点基準によって解答された内容により採点し知識の程度を判定することは云うまでもないが、学科の検定の外に平常の学習の態度、授業中に議口口頭、筆記試問の成績等による平常の学科成績との比重は技能に応じて適宜選定され口ものである。実技は実地作業の要素毎に定めた採点基準に照らして、作業時間中に採点する。実地作業の要素の製品出来上りとは製品の精度及び巧緻性をいい、作業速度とは機口加工時間に対する各人所要時間の遅速を、作業の段取りとは直接作業を加へるまでの準口作業(機械工具測定器の作業前の点検、調整、工具、器具、材料、資材、製品の取扱要領口安全作業等)口作業態度とは作業に対する研究心、判断力及び服装等材料に対する心構口を云い、これらの諸点について採点基準に照らして採点する。実地作業と併用して行う口口試験では作業で充分出来ない要素を判定するために実地作業について種々想定を与えて口問し、その能力を推定しそれぞれの実施作業による要素の採点を補正する。実地作業に口ける口述試験のみの実技検定は上記後段に準じて技能の各要素の能力を推定して採点す口実技の判定は学科同様日常の実習の成績を上記技能の要素について採点し両者の成績を口合して判定しなければならない。両者の成績の比重は技能によって異なるので実地作業に口る検定を行い難いものについては平常の成績を重くみる等技能によって適宜定められる口口とする。

学科及び実技の総合成績により技能等級基準について技能毎に各習得者の技能等級は□議会で検討されて定められる。

13. 検定に必要な記録

検定に必要な記録は習得者技能検定期則第九条に指定されるものの外必要と認めらるるものを作成し保存しておくなければならないが、この記録は概ね次の如き事項について□記録する必要がある。又これらの書類は技能等級判定の際評議員に提示されなければならない。

(1) 習得者毎の学科、平常成績表

月別若しくは各教科科目の教習段階毎に平常の学習態度、授業中に課した口述筆□問の成績、宿題、研究論文等の成績等によって平常の成績の記入(別表1. 2参照)

(2) 習得者毎の実技の平常成績表

作業毎に平常の実習及び習得者が記入する実習日誌より実習態度、作業速度、作業□取及び製品出来上がり、作業手順及び作業方法、平常の成績を記入(別表1. 2参照)

(3) 教習時間実績簿

習得者毎の各教習事項についての教習を受けた時間を記入。

(4) 実習日誌

毎日作業名、作業の目的、作業工程、作業の急所、修理事項及び使用機械器具、工口消耗品、実習時間等について習得者各人で記入(別表3参照)

(5) 評議会議事録

検定試験問題及び試験問題答案、製品

将来の検定のために必要であるので実施した試験問題及び試験答案、製品は整理し保存すること。

別表1：各月習得記録票(編注：略)

別表2：年度別習得記録簿(編注：略)

別表3：実習日誌(編注：略)

【Ⅲ】 技能習得者技能検定実施要綱(編注：本表は全てが×印で削除されている。)

(編注：以上の元資料はガリ版刷りであるが、伺いの起案書は添付されていない。なお、本資料集には訂正文字を転載した。)

染色工

社会科(編注：以下各科目とも手書きの問題が例示されているが略す。)

工業数学、

物理及び化学、

実用外国語、

意匠図案、

染色大意、

織物、

織物原料、

染料、

染色用薬品助剤、

糊料、

浸染、

な染及び模様染、

染色用機械器具、

織物仕上法、

精練漂白法、

機械及び電気、

実技

『デジ』

昭和二十八年五月一日

〔四一三―二二〕 労働省令第三号

技能者養成規程の一部改正

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条の規定に基き、技能者養成規程の一部を改正する省令を次のように定める。

労働大臣 戸塚 九 一 郎

技能者養成規程の一部を改正する省令

技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）の一部を次のように改正する。
第十七条第一項中「労働安全衛生規則及び女子年少者労働基準規則に定める危険有害業務」を「法及びこれに基く命令に定める危険有害業務及び坑内労働」に改める。
別表第一中一〇の二置工の項の次に次の三項を加える。

分類番号	技能名	技能概要	養成期間
一一の一	石炭坑内直接夫	石炭鉱山における石炭採掘、坑道掘進、支柱及び充填における技能（各種の切羽機械及び充填機械の運転における技能を含む。）	三年
一一の二	石炭坑内機電夫	石炭鉱山における鉱山機械、運搬機械、電気機械等の据付、運転、保守及び修理並びに配線架設、電路敷設、配線工事及び電線、電路の保守における技能	三年
一一の三	石炭鉱山測量夫	石炭鉱山における測量、地質炭層の調査及び坑内図の作成その他の製図における技能	三年

別表第三中一〇の一〇屋根ぶき工の項の次に次の三項を加える。

（編注…技能名のみ記し、技能の就業制限内容等は略した。）

分類番号	技能名	技能概要	養成期間
一一の一	石炭坑内直 接夫		
一一の二	石炭坑内 機電夫		
一一の三	石炭鉱山 測量夫		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十八年五月一日

〔四一三―二二〕 労働省告示第八号

教習事項の基準の一部を改正する告示

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十条及び技能者養成規程（昭和二十二年労働省令第六号）第十三条の規定に基き、教習事項の一部を次のように改正する。

第一号中一〇の二置工の項の次に次の三項を加える。

- 一一の一 石炭坑内直接夫（編注…以下、職種のみ記し、教習事項は略した。）
- 一一の二 石炭坑内機電夫
- 一一の三 石炭鉱山測量夫

昭和二十八年九月二六日

〔四一三―二二〕 労働省告示第二〇号

技能者共同養成費補助金交付規程

（この規程の目的）

第一条 この規程は、技能者共同養成費補助金の交付その他の取扱について定めることを目的とする。

（補助金の目的及び交付の対象）

第二条 労働大臣は、二以上の事業主が共同して行う労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基く技能者の養成（以下「技能者共同養成」という。）の促進助長に資するため、適当と認める技能者共同養成に対し、予算の範囲内において、技能者共同養成に要する経費の一部について、技能者共同養成費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金は、技能者共同養成に要する経費のうち、左に掲げるものの全部又は一部について交付する。

- 一 技能者養成指導員等の給料又は手当に要する経費
- 二 技能者養成用機械器具等設備の維持、更新及び建物の借上に要する経費
- 三 教科書その他の教材に要する経費

3 補助金は、技能者共同養成を行う事業主の集合体（以下「技能者共同養成品」という。）に交付する。

(申請の手続)

第三条 補助金の交付を受けようとする技能者共同養成品は、様式第一号による技能者共同養成補助金交付申請書（以下「申請書」という。）に、様式第二号による技能者共同養成事業計画書（以下「計画書」という。）を添えて、労働大臣に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限については、会計年度ごとに労働大臣が告示する。
(参考書類の提出)

第四条 労働大臣は、必要と認めるときは、申請書を提出した技能者共同養成品に対し、補助金の交付について参考となる書類を提出させることができる。

(決定及び通知)

第五条 労働大臣は、申請書、計画書及び前条の規定による書類を審査し、補助金を交付しようとする技能者共同養成品及び交付しようとする額を決定し、これを当該技能者共同養成品に通知するものとする。

2 前項の場合においては、労働大臣は、必要な条件を付することができる。
(請書の提出)

第六条 前条の規定による通知を受けた技能者共同養成品は、遅滞なく、様式第三号による請書を労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の交付及び使用制限)

第七条 労働大臣は、前条の規定による請書を提出した技能者共同養成品（以下（被交付者という。）に対し、補助金を交付する。

2 補助金は、第二条第二項に定める補助の目的以外に使用してはならない。
(収支簿)

第八条 被交付者は、収支に関する帳簿を備える外、受取書等関係書類を整理保管しなければならない。

(養成計画の変更等)

第九条 被交付者は、計画書に記載された技能者共同養成品の計画を変更し、又はその実施を中止し、若しくは取り止めたときは、遅滞なく労働大臣に届け出なければならない。

(収支決算報告書)

第十条 被交付者は、当該会計年度経過後一月以内に、様式第四号による収支決算報告書を労働大臣に提出しなければならない。

2 やむを得ない事情のため、前項の収支決算報告書の提出期限までに支払を完了し

ないものがあるときは、前項の収支決算報告書にその金額及び理由を付記しなければならない。

3 前項の場合においてその支払を完了したときは、支払完了報告書を支払完了後一月以内に労働大臣に提出しなければならない。

(書類の経由)

第十一条 第三条第一項、第六条、第九条及び前条の規定により労働大臣に提出する書類は、それぞれ正本一通及び副本二通とし、所轄労働基準監督署長を経由しなければならない。

(経費の監査等)

第十二条 労働大臣、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長その他の関係職員は、必要と認めるときは、被交付者に対し、その補助金の経理について、監査を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消等)

第十三条 労働大臣は、第五条の決定の通知を受けた技能者共同養成品又は被交付者が左の各号の一に該当すると認めるときは、そのものに対し、当該通知に係る決定を取り消し、若しくは変更し、又は補助金の全部若しくは一部の返金を命ずることができる。

一、計画書に記載された技能者共同養成の計画を変更し、又はその実施を中止し若

しくは取り止めたとき。

二 補助金の対象になった経費の決算額が補助金の額に達しないとき。

三 被交付者が第七条第二項若しくは第八条から第十条までの規定、又は第五条第

二項の規定により労働大臣の付した補助金交付の条件に違反したとき。

四 被交付者が前条の規定に基いて労働大臣、都道府県労働基準局長、労働基準監督署長その他の関係職員が行う監査を拒み、又は報告の請求に応じなかったとき。

五 技能者共同養成品において、技能者養成に関する法令の規定に違反する行為があつたとき。

2 前項の規定によつて補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、技能者共同養成品を構成する事業主は、連帯して責任を負うものとする。

(技能者共同養成品の代表者)

第十四条 この規程によつて補助金の交付を受けようとする技能者共同養成品は、交付の申請、補助金の返還、その他この規程に定める手続に関し、当該技能者共同養成品を代表する者を、当該技能者共同養成品を構成する事業主の中から定めなけれ

ばならない。

- 2 第三条の申請書には、前項の代表者の住所、氏名及び職業並びに代表者たることを証明する書面を添付しなければならない。

様式第一号（編注…以下略）

昭和二十九年六月一九日

〔四―三―二四〕労働省令第一四号

技能者養成規程の全部改正

技能者養成規程

（技能養成工）

- 第一条 この命令で技能養成工とは、別表第一に定める技能を修得する者で、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十一条第一項の規定による認可に基いて使用されるものをいう。

（使用者の資格）

- 第二条 法第七十一条第一項の規定による認可に基く技能者の養成（以下「技能者養成」という。）を行う使用者は、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一 第四条の規定による免許を与えられた者

二 第四条の規定による免許を与えられた者をして技能者養成を担当させる者

（技能者養成指導員）

- 第三条 技能者養成を担当する者（以下「技能者養成指導員」という。）は、第四条の規定による免許を与えられた者でなければならない。

（指導員免許）

- 第四条 技能者養成指導員の免許（以下「指導員免許」という。）は、都道府県労働基準局長が左の各号の一に該当する者について与えるものとする。

一 別表二各号の一に該当する者

二 第十条の規定による技能者養成指導員の検定（以下「指導員検定」という。）に

合格した者

（指導員免許の欠格者）

- 第五条 左の各号の一に該当する者には、指導員免許を与えない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 指導員免許が取り消された日から一年を経過しない者

三 禁、以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四 犯罪その他の非行があつて、技能者養成指導員たるに不相当と認められる者

（指導員免許の申請）

- 第六条 指導員免許を受けようとする者は、様式第一号の技能者養成指導員免許申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。但し、指導員検定に合格した者については、第十三条の規定による技能者養成指導員検定申請書の提出をもつて本条の申請書の提出にかえることができる。

（免許証の交付）

- 第七条 都道府県労働基準局長は、指導員免許を与える場合においては、様式第二号の技能者養成指導員免許証（以下「免許証」という。）を交付するものとする。

（指導員免許の取消）

- 第八条 都道府県労働基準局長は、指導員免許を与えられた者が第五条第一号、第三号又は第四号に該当するに至つた場合においては、指導員免許を取り消さなければならない。

2 都道府県労働基準局長は、指導員免許を与えられた者が左の各号の一に該当するに至つた場合においては、指導員免許を取り消すことができる。

一 不正の事実に基づいて指導員免許を与えられたことが判明したとき。

二 免許証を不正に使用したとき。

3 指導員免許の取消の処分を受けた者は、遅滞なく、免許証を当該都道府県労働基準局長に返還しなければならない。

（免許証の再交付）

- 第九条 免許証の交付を受けた者が免許証を滅失し又は汚損した場合には、様式第三号の技能者養成指導員免許証再交付申請書により、交付を受けた都道府県労働基準局長に申請して、その再交付を受けることができる。免許証の交付を受けた者が氏名を変更した場合においても同様とする。

（指導員検定）

- 第十条 指導員検定は、毎年一回以上、労働大臣が別に定める学科及び実技について都道府県労働基準局長が行う。

2 都道府県労働基準局長は、指導員検定を受けようとする者について、前項の学科の一部又は前項の実技の全部若しくは一部につき検定を行う必要がないと認める場合においては、これを免除することができる。

第十一条 指導員検定の期日、場所その他指導員検定の実施に関し必要な事項は、そのつど、都道府県労働基準局長が定める。

(指導員検定の欠格者)

第十二条 左の各号の一に該当する者は、指導員検定を受けることができない。

一 第五条第一号から第三号までの一に該当する者

二 指導員検定の受検について不正の事実があった者で、その事実の判明した日から六箇月を経過しない者

(指導員検定の申請)

第十三条 指導員検定を受けようとする者は、様式第四号の技能者養成指導員検定申請書を都道府県労働基準局長に提出しなければならない。

(教習事項)

第十四条 使用者は、労働大臣が別に定める教習事項の基準により、関連学科、実技、教習時間、教習年度その他の教習事項を定めなければならない。

(教習事項の特例)

第十五条 使用者は、第十七条第一項に規定する証明書を有する者の技能者養成については、その者の習得する技能と習得した技能とが同一の職種にかかるものであるときは、その者の習得した課程を除いて教習事項を定めなければならない。

2 使用者は、職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設において、職業補導その他の職業訓練を受けた者の技能者養成については、その者の受けた職業訓練の種目がその者の習得する技能の職種にかかるとときは、その者の受けた職業訓練の課程に相当する教習事項を除いて教習事項を定めることができる。

3 前項の場合においては、様式第五号の技能者養成認可申請書（甲）により、予め当該事業所の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）の認可を受けなければならない。

(技能試験)

第十六条 使用者は、各教習年度ごとに一回以上、関連学科及び実技について、技能者養成工の技能の試験を行わなければならない。

(証明書の交付)

第十七条 使用者は、技能者養成工の労働契約が解除された場合において、その者から請求があったときは、その者がすでに習得した課程及び期間についての証明書を交付しなければならない。

2 使用者は、技能者養成工が技能者養成の課程を修了した場合には、技能者養成の課程を修了したことについての証明書をその者に交付しなければならない。

3 使用者又は技能者養成の課程を修了した者は、前項の証明書を都道府県労働基準局長に提示して技能者養成の課程を修了したことの証明を受けることができる。

(契約期間)

第十八条 技能者養成工（第十五条第一項又は同条第二項の規定による技能者養成工を除く。）の労働契約に期間の定めをする場合においては、その期間は、第十四条の規定にかかわらず、その者の習得する技能につき別表第一に定める期間（以下「養成期間」という。）の範囲内において定めることができる。

2 第十五条第一項の規定による技能者養成工の労働契約に期間の定めをする場合においては、その期間は、養成期間から前条第一項に規定する証明書に記入された期間（以下「習得期間」という。）を控除した期間の範囲内において定めなければならない。

3 第十五条第二項の規定による技能者養成工の労働契約に期間の定めをする場合においては、その期間は、養成期間からその者が同条同項に規定する公共職業補導所その他の施設において職業訓練を受けた期間（以下「訓練期間」という。）を控除した期間の範囲内において定めなければならない。

(契約期間の延長)

第十九条 使用者は、技能者養成工（前条第二項又は同条第三項の規定による技能者養成工を除く。）が養成期間内に第十四条の規定による所定の教習を修了することが困難と認められるに至った場合において、所轄労働基準監督署長の認可を受けたときは、一年の期限の範囲内において、養成期間を超えて労働契約の期間を延長することができる。

2 使用者は、前条第二項の規定による技能者養成工については、養成期間から習得期間を控除した期間内に、前条第二項による技能者養成工については、養成期間から訓練期間を控除した期間内に、第十五条第一項又は同条第二項の規定による所定の教習を修了することが困難と認められるに至った場合において、所轄労働基準監督署長の認可を受けたときは、一年の期間の範囲内において、当該期間を超えて労働契約の期間を延長することができる。

(出来高払制の禁止)

第二十条 使用者は、技能者養成工の賃金を出来高払制その他の請負制によって定めるはならない。但し、最終の教習年度に属する所定の教習を行う期間については、こ

の限りでない。

(最低賃金の特例)

第二十一条 使用者は、技能養成工については、法第三十一条の規定にかかわらず、

技能者養成審議会の議を経て労働大臣が定める金額を下らない範囲において、その者の賃金の額を定めることができる。

(労働時間の計算)

第二十二条 事業場におけると否とを問わず技能養成が所定の教習を受ける時間は、労働時間とする。

(就業制限の特例)

第二十三条 使用者は、防護の措置を講じた場合においては、技能養成工のうち法第四十九条第二項の規定に基く命令で定める経験又は技能を有しない者、満十八才に満たない者又は女子を、法第四十九条、法第六十三条又は法第六十四条の規定にかかわらず、坑内労働並びに法及びこれに基く命令に定める危険有害業務に就かせて技能を習得させることができる。この場合における防護の措置並びに坑内労働及び危険有害業務の範囲は別表第三の定めるところによらなければならない。

(技能者養成の認可の申請)

第二十四条 法第七十一条第一項の規定による認可は、様式第六号の技能者養成認可申請書(乙)により、所轄労働基準監督署長から受けなければならない。但し、第十五条第三項に規定する様式第五号の技能者養成認可申請書(甲)により認可を受ける場合においては、この限りでない。

(技能養成工の雇入の届出)

第二十五条 法第七十一条第二項の規定による届出は、様式第七号の技能養成工雇入届により、所轄労働基準監督署長にしなければならない。

附則

1 この省令は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 技能者養成指導員資格検定規則(昭和二十四年労働省令第三十一号)は、廃止する。

3 技能者養成指導員資格認定基準(昭和二十六年労働省告示第八号)は、廃止する。

4 この省令施行の際改正前の第十八条の規定により技能者養成資格の免許をうけている者は、改正後の第四条の規定により技能者養成指導員の免許を与えられた者とみなす。

5 改正前の第十八条の三の規定による技能者養成資格免許証は、改正後の第七条の

規定による技能者養成指導員免許証とみなす。

6 この省令施行の際改正前の第十八条の四の規定によりしている技能者養成資格の免許の申請は、改正後の第六条の規定による指導員免許の申請とみなす。

7 技能者養成指導員資格認定基準第四号又は第十号に該当する者のしている前項の申請については、なお、従前の例による。

8 改正前の第十八条の五第一項の規定によりした技能者養成資格の免許の取消は、改正後の第八条の規定による技能者養成指導員の免許の取消とみなす。

9 改正前の第十八条の規定による指導員資格の検定は、改正後の第十条の規定による技能者養成指導員検定とみなす。

10 改正前の第二十二條第二項の規定による証明書は、改正後の第十七条第一項の規定による証明書とみなす。

11 改正前の第二十八條の規定によりした認可又は認可の申請は、改正後の第二十四条の規定によりした認可又は認可の申請とみなす。

12 改正前の第二十九條の規定によりした届出は、改正後の第二十五条の規定によりした届出とみなす。

13 改正前の第十二條の規定による認可は、認可を受けて延期された期間を経過するまでの間に限り、なお、効力を有する。

14 技能者養成規程の一部を改正する省令(昭和二十六年労働省令第八号)附則第二項の規定による技能習得者の技能、養成期間及び教習方法については、なお、従前の例による。

別表第一

分類番号	職種	技能	養成期間
一の一	つ、い、金工	板金、鍛金、つ、い、起等の金属打物及びその仕上着色における技能(かん金及びろう接を含む。)	三年
一の二	彫金工	たがねによる素彫、象がん、肉彫等の金属彫刻及びその仕上着色における技能	三年
一の三	鑄血工	そう、型、ろう型、砂型及び込型による鑄物並びにその仕上着色における技能	三年
一の四	かざり工	ろう、接及び寄せ物による飾金具製作における技能	三年
一の五	七宝工	七宝細工における技能	三年
一の六	宝石工	宝石、さんご、めのう、水晶等の加工における技能	三年
一の七	ガラス工	ガラスの手吹、プレス作業、カットガラスの製作及びガ	三年

一の八	陶工	ラス製品のグラヴィール加工における技能 陶磁器の原料配合、成型、施ゆう、焼成、絵付等における技能	三年	三の一二	木型工	鋳物用木型製作（現図作業を含む。）における技能 手作業を主とする金属薄板の加工及び組立における技能 （工芸的板金加工を除く。）	三年
一の九	漆工	漆器素地の製作、漆塗、漆加飾等における技能	四年	三の一一	金属プレスエ	プレス及びシヤーによる金属板の加工における技能	三年
一の一〇	編組工	竹、とう、き柳その他の工芸的細工における技能	三年	三の一〇	製かん工	汽かん、水そう、内圧容器、煙突、復水器等の製作における技能	三年
一の一	木彫工	工芸的な木材彫刻及びその仕上着色における技能	四年	三の一九	電弧溶接工	主として電弧による溶接における技能	三年
一の一二	金属がん具工	金属がん具の製作における技能	三年	三の一七	ガス溶接工	主としてガスによる溶接における技能	三年
二の一	手織工	手織を主とする織物の製造における技能	四年	三の一八	メッキ工	金属のメッキ等（金属材料の表面処理を含む。）における技能	三年
二の二	紡機調整工	紡機の運転及び調整並びに紡糸の製造における技能	三年	三の二〇	鉛工	鉛管、鉛板の加工及び機械器具の被鉛並びにその加工及び修理における技能	三年
二の三	織機調整工	織機の運転及び調整並びに織物の製造における技能	三年	四の一	電線被装工	電線又はケーブルの被覆、がい装又は被鉛の作業における技能	三年
二の四	メリヤス機調整工	メリヤス機械の運転及び調整並びにメリヤスの編成における技能	三年	四の二	ケーブル接続工	ケーブルの接続作業における技能	三年
二の五	染色工	繊維、織物等の無地染、模様染、精練、漂白、整理等における技能	三年	四の三	電路工	電線架設、電路敷設、保線及び屋内配線工事における技能	三年
二の六	な、染ロール彫刻工	機械な、染用ロールの彫刻における技能	三年	四の四	電機運転工	重電機の運転、保守及びすえ付けにおける技能	三年
二の七	型祇彫刻工	手な、染用型紙の彫刻における技能	三年	四の五	電機組立工	重電機の巻線、絶縁、配線、組立、調整及び修理における技能	三年
二の八	洋服工	洋服（婦人子供服を除く。）の製図、裁断及び縫製における技能	三年	四の六	通信機組立工	有線及び無線の送受信機、電気計器、電気信号機等の組立、調整及び修理における技能	三年
二の九	洋服裁縫工	婦人子供服のデザイン、製図、裁断及び縫製における技能	三年	四の七	特殊真空管工	大型X線管、整流管等特殊真空管の組立、調整等における技能	三年
三の一	製鉄工	銑鉄又はフェロアロイの製錬作業（熱風炉操作を含む。）における技能	三年	四の八	電気製図工	主として電気機械の製図及び写図（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
三の二	製鋼工	鋼の製錬、造塊作業（発生炉操作を含む。）における技能	三年	五の一	光学機器工	光学機器の組立、調整及び修理における技能	三年
三の三	非鉄金属製錬工	非鉄金属の製、精錬における技能	三年	五の二	計測機器工	試験検査用計測器、測量用器具、度量衡器、速度計、回転計等計測器の組立、調整及び修理における技能	三年
三の四	金属材料試験工	金属材料の化学的、物理的及び機械的性質の測定並びに組織の鑑定における技能	三年	五の三	時計計工	時計の組立、調整及び修理における技能	四年
三の五	金属検査工	金属材料の外ばう、寸法、水圧その他の検査における技能	三年	五の四	理化学器械工	理化学用及び医療用機器等の組立、調整及び修理における技能	三年
三の六	操炉工	鋼材加熱炉の操作における技能	三年	五の五	レンズ研ま工	レンズ、プリズム、フラット等の粗研、精ま、心取り及びバルサム作業における技能	四年
三の七	圧延伸張工	金属材料の圧延、伸張、引抜き、押出等の加工における技能	三年	六の一	機械工	工作機械による金属機械加工における技能	三年
三の八	鍛工	機械鍛造及び火造り作業における技能	三年				
三の九	刃物工	刃物、手工具等の製作における技能	三年				
三の一〇	金属溶融工	鋳造用の金属溶融作業における技能	三年				
三の一	鋳物工	工業用鋳造部品（合金鋳物を含む。）の型込、溶融、鋳込等における技能	三年				

六の二	仕上工	主として手工具による機械部品の仕上における技能	四年
六の三	治工具仕上工	切削工具、切断工具、治具及び金型の仕上、調整及び修理における技能	三年
六の四	機械検査工	機械加工部品の精度検査における技能	三年
六の五	機械組立工	機械（内燃機関を除く。）の組立、調整及び修理における技能	三年
六の六	内燃機関組立工	内燃機関の組立、調整及び修理における技能	三年
六の七	機械運転工	定置式内燃機関、冷暖房装置等の操作及び保守における技能	三年
六の八	汽かん工	汽かんのふん焼並びに附属装置の運転及び保守における技能	三年
六の九	起重機運転工	各種揚重機の運転及び保守における技能	三年
六の一〇	機械塗装工	船舶、車両及び各種機械の塗装における技能	三年
六の一	木工	農業用機械、力織機、食料品加工機、軽車両等の木部加工及び組立における技能	三年
六の二	針布工	針布の製造（基布製作、植針及び研ま）における技能	三年
六の一三	製針工	各種特殊針（メリヤス針、レース針等）の製作における技能	三年
六の一四	機械製図工	一般機械の製図及び写図（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
七の一	造船ぎ、装工	鉄ぎ、装及び甲板ぎ、装における技能	三年
七の二	電気ぎ、装工	船舶の電気ぎ装品の現場取付及び電気通信機、電気計器等の試験等における技能	三年
七の三	鉄工	鉄鋼材の切断、穴明、ぎょう曲、成形、こうびょう、てんげき、取付及び組立における技能	三年
七の四	鋼工	船舶用の金属板及び管の加工、取付及び組立における技能	三年
七の五	ドック工	ドックに付随する運転及び操作用（出入き、及び船架作業を含む。）における技能	三年
七の六	船台大工	盤木のすえ付、進水工事及び船体見透しの作業における技能	三年
七の七	船具工	ロープ及び帆布等の船具の製作及び取付における技能	三年
七の八	造船木工	船舶の木部の製作、加工及び修理における技能	三年
七の九	舟大工	木造船の建造における技能	三年
七の一〇	現図工	現図展開作業及び型板取作業及びにおける技能（鋳物用木型現図を除く。）	三年
七の一	造船製図工	主として造船の船かく、ぎ、装の製図及び写図（設計の補助作業を含む。）における技能	三年
八の一	内燃自動車工	主として自動車（電気自動車を除く。）の総組立、ぎ、装、修理等における技能	三年
八の二	電気自動車工	主として電気自動車の総組立、ぎ、装、修理等における技能	三年
八の三	自転車工	自転車、リヤカー等の組立、調整及び修理（車体修理を含む。）における技能	三年
八の四	車両木工	車両の木部の製作、加工及び修理における技能	三年
八の五	内張工	船舶、車両等の座席、マット類及び家具の布張りにおける技能	三年
九の一	酸アルカリ工	酸、アルカリ等の薬品の製造における技能	三年
九の二	無機薬品工	無機薬品の製造における技能	三年
九の三	圧縮及び液化ガス工	酸素、水素、塩素、炭酸ガス、アセチレン、塩化メチル、塩化メチレン等の圧縮及び液化作業における技能	三年
九の四	電炉製品工	カーバイト、りん、二硫化炭素、電極、研削材等の電炉製品の製造（金属製錬作業を除く。）における技能	三年
九の五	特殊ガラス工	光学ガラス、網入ガラス、安全ガラス等の特殊ガラス材の製造における技能	三年
九の六	ガラス製品工	電球、真空管、化学器具、医療器具、日用器具等ガラス製品の製作における技能	三年
九の七	窯業焼成工	セメント、研削と石、耐火れんが等の焼成（陶磁器焼成を除く。）における技能	三年
九の八	産業火薬工	爆薬、火薬、雷管、導火線等の製造における技能	三年
九の九	高圧合成工	アンモニヤ、メタノール、尿素等の合成における技能	三年
九の一〇	合成樹脂工	石炭酸系、尿素系、ビニール系、アクリル系等の合成樹脂の製造における技能	三年
九の一	ガス発生炉工	石炭ガス、水性ガス、発生炉ガス、コークス及びゴールの製造における技能	三年
九の二	有機合成工	タール系の製造における技能	三年
九の三	塗料工	タール系中間物、合成染料、甘味剤、抜染剤等有機薬品の製造における技能	三年
九の一四	油脂工	ボイル油、ペイント、ワニス、エナメル等の製造における技能	三年
九の一五	硝化綿及びセルロイド工	動植物油脂の精製、油脂加工等における技能 硝化綿及びセルロイド生地製造における技能	三年

九の二六	パルプ工	化学繊維用、製紙用等のパルプの製造における技能	三年
九の一七	製紙工	こう解、漂白、抄紙等の製紙作業における技能	三年
九の一八	はつ、酢製品工	アルコール、ブタノール等は、酢製品の製造における技能	三年
九の一九	化学分析工	化学的成分の分析作業における技能	三年
一〇の一	大工	家屋の建築における技能	三年
一〇の二	建具工	建具の製作における技能	三年
一〇の三	家具工	家具の製作における技能	三年
一〇の四	塗装工	家屋、家具、その他建造物の塗装における技能	三年
一〇の五	左官	土、モルタル、漆くい、人造石等の施工における技能	三年
一〇の六	タイル張工	床、壁等のタイル張りにおける技能	三年
一〇の七	配管工	空気、ガス、水蒸気等を供給する管の屈曲、切断、ねじ立及び取付等における技能	三年
一〇の八	石工	石材の加工、仕上、石積等における技能	三年
一〇の九	築炉工	金属、ガラス等の溶融用平炉、溶融炉、加熱炉、窯業用窯、その他工業用窯炉の築造及び修築における技能	三年
一〇の一〇	屋根ふき工	屋根ふき作業における技能（トタンぶきを除く。）	三年
一〇の一	表具工	和洋家具、建具及び装飾品の表装における技能	三年
一〇の二	畳工	畳の製造、敷込み及び修理における技能	三年
一一の一	石炭坑内直接夫	石炭鉱山における石炭採掘、坑道掘進、支柱及び充てんにおける技能（各種の切羽機械及び充てん機械の運転における技能を含む。）	三年
一一の二	石炭坑内機電夫	石炭鉱山における鉱山機械、運搬機械、電気機械等のすえ付、運転、保守及び修理並びに電線架設、電路敷設、配線工事及び電線、電路の保守における技能	三年
一一の三	石炭鉱山測量夫	石炭鉱山における測量、地質炭層の調査及び坑内図の作成その他の製図における技能	三年
〇の一	印刷工	印刷及び製版における技能	三年
〇の二	製本工	製本における技能	三年
〇の三	製革工	革のなめし、仕上及び毛皮材料の製造における技能	三年
〇の四	くつ工	くつの製造における技能	三年
〇の五	製パン工	各種の生パン及び生菓子の製造における技能	三年
〇の六	おけたる工	おけ、たる等木製容器の製作における技能	三年

別表第二

一 別表第一に定める職種（以下「養成職種」という。）について、従来の慣習によ

別表第三

（編注：職種のみの欄は防護方法を略した。）

分類番号	職種	防護方法	就業可能業務
一の一	つい金	技能者養成指導員の安全作業法について	工具研ま機のと石車の取換及

- る徒弟として、又は見習工、養成工等として三年以上の技能者の養成に関する課程を修了した後、十年以上の実地経験を有する者
- 二 養成職種について、旧工場事業場技能者養成令（昭和十四年勅令第三百三十一号）による養成の課程を終了した後、五年以上の実地経験を有する者
- 三 旧機械技術者検定令（昭和十六年勅令第六百四十四号）による検定に合格した者であつて、その作業試験において別表第一に定める技能に関する専門作業を選択した者
- 四 養成職種について、技能者養成の課程を修了した後、四年以上の実地経験を有する者
- 五 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による実業学校で、旧専門学校入学者検定規程（大正十三年文部省令第二十二号）第十一条の規定による指定を受けたものにおいて、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について五年以上の実地経験を有する者
- 六 旧中等学校令による実業学校で、前号に規定する以外のものにおいて、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について七年以上の実地経験を有する者
- 七 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校において、養成職種に関する科目を修め卒業した後、その養成職種について四年以上の実地経験を有する者
- 八 学校教育法による短期大学において、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について三年以上の実地経験を有する者
- 九 学校教育法による大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治二十六年勅令第六十一号）による専門学校において、養成職種に関する学科を修め卒業した後、その養成職種について二年以上の実地経験を有する者
- 十 職業安定法による公共職業補導所その他労働大臣が指定する施設の指導員として、養成職種について一年以上の実地経験を有する者

四の一	電線被装工			
四の二	ケーブル接続工			
四の三	電路工			
四の四	電機運転工			
四の五	電機組立工	<p>技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>	<p>一、電気試験に用いる高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業</p> <p>二、工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p> <p>三、電弧溶接作業</p> <p>四、ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業</p> <p>五、絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業</p>	<p>一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。</p> <p>二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>
四の六	通信機組立工			
		<p>一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。</p> <p>二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>	<p>一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業</p> <p>二、絶縁処理に用いるクロール・ナフタリンの取扱作業</p> <p>三、クローラ・ナフタリンの蒸気を発散するコイル仕上（パラフィン浴）作業</p> <p>四、鉛の蒸気を発散する大型なべによる鉛の溶融作業</p>	<p>一、電気試験に用いる高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業</p> <p>二、工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p> <p>三、電弧溶接作業</p> <p>四、ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業</p> <p>五、絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業</p>
		<p>一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。</p> <p>二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。</p>	<p>一、電気試験に用いる高圧（特別高圧を含む。）電線路及びこれに属する電気機器の取扱作業</p> <p>二、工具の研ま及び金属加工に用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業</p> <p>三、電弧溶接作業</p> <p>四、ガス溶接に用いるカーバイトの取扱作業</p> <p>五、絶縁処理に用いる引火性溶剤の取扱作業</p>	<p>五、硝気及び一酸化炭素を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業</p> <p>六、酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接の作業</p> <p>七、サンドブラスト作業</p> <p>八、紫外線及び赤外線を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業</p> <p>九、大型ハンダ鍋及びハンダこてを使用する作業</p> <p>一〇、火造り作業に用いる加熱炉の取扱金焼及び熱処理の作業</p>

六の一	機械工	技能者養成指導員の安全衛生作業法 についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	研ま機のと石車の取替及び 試運転の作業
五の五	レンズ研ま工		
五の四	理化学器械工		
五の三	時計工	五の二計測機器工に同じ	
五の二	計測機器工		
五の一	光学機器工		
四の七	特殊真空管工		
		一、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 二、作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。 三、作業終了後必ず身体を汚染された部分を十分に洗わせること。	一、鉄鋼板の酸洗いに用いる硫酸等の取扱作業 二、絶縁処理に用いるクロールナフタリンの取扱作業 三、クロール・ナフタリンの蒸気を発散するコイル仕上(パラフィン浴作業) 四、鉛の蒸気を発散する大型なべによる鉛の溶融作業 五、硝気及び一酸化炭素を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業 六、酸化鉄の粉じんを飛散する電弧溶接及びガス溶接の作業 七、サンドブラスト作業 八、紫外線及び赤外線を発散する電弧溶接及びガス溶接の作業 九、大型なべによる鉛の熔融業 一〇、火造り作業に用いる加熱炉の取扱、金焼及び熱処理の作業

六の二	仕上工	一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業にかせること。 二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 作業時間の合計が一日につき四時間を超えないこと。	天井走行起重機の玉掛又は合図の作業
六の三	治工具仕上工		
六の五	機械組立工		
六の六	内燃機関組立工		
六の七	機械運転工		
六の八	汽かん工		
六の九	起重機運転工		
六の一〇	機械塗装工		
六の一	木工	技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一 予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業にかせること。 二 技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 三 安全装置を完備し、安全器具を確実に使用させること。	木工用刃物研まに用いる研ま機のと石車の取替及び試運転の作業 直径二十五センチメートル以上の丸のこ盤又は動輪直径七十五センチメートル以上の帯のこ盤を用いる製材及び木材加工の作業 木工用かなな機及び短軸面取機を用いる木材加工の作業
六の二三	針布工		
六の二三	製針工		

一〇の二 器具工	一〇の三 家具工	一〇の四 塗装工	業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一、予め安全作業法を十分に教習し、養成開始後六ヶ月を経て作業につかせること。 二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 三、安全装置を完備し、安全器具を確実に使用させること。	業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。 一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。 二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	屋用材の製材及び加工の作業 木工用かなな機を用いる家屋用材の加工作業
			一、予め安全作業法を十分に教習し、第三年度より作業につかせること。 二、技能者養成指導員の安全衛生作業法についての適格な指示及び厳重な監督の下に作業させること。	一、高さ五メートル以上の吊足場、布地等転落の危険のある場所における作業 二、家屋建造に用いる丸太足場の組立及び解体の作業 夏期炎天下における屋外作業	

一〇の五 左官	作業時間の合計が一日につき第一年度二時間、第二年度三時間、第三年度四時間を超えないこと。	夏期炎天下における屋外作業
一〇の六 タイル張工		
一〇の七 配管工		
一〇の八 石工		
一〇の九 築炉工		
一〇の一〇 屋根ふき工		
一一の一 石炭坑内直接夫		
一一の二 石炭坑内機電夫		
一一の三 石炭鉱山測量夫		
一〇の一 印刷工		
一〇の二 製本工		
一〇の三 製革工		

様式第一 (編注…以下略)

昭和二十九年七月一日

(四一三一―二五) 労働省令第一五号

技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令

昭和二十五年労働省令第四号(技能者養成規程(昭和二十二年労働省令第六号)に規定する技能者養成資格免許証の交付、再交付及び書換並びに技能者養成指導員資格検定期則(昭和二十四年労働省令第三十一号)に規定する技能者養成指導員資格検定の手数料に関する件)の全部を次のように改正する。

第一条 技能者養成規程(昭和二十九年労働省令第十四号)第七条又は第九条の規定によつて技能者養成指導員免許証の交付又は再交付を受けようとする者は、申請する職種ごとに、それぞれ、手数料として五十円を納めなければならない。

第二条 技能者養成規程第十三条の規定による技能者養成指導員の検定を受けようとする者は、申請する職種ごとに、それぞれ、手数料として六百円を納めなければならない。

第三条 前二条の手数料を納めるには、その金額に相当する収入印紙を技能者養成指導員免許申請書若しくは技能者養成指導員免許証再交付申請書又は技能者養成指導員検定申請書にはらなければならない。

2 納めた手数料は、返納しない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

昭和二十九年七月一日

〔四一三一―二六〕 労働省告示第三三三号

教習事項の基準の改正

技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十四条の規定に基き、教習事項の基準を次のように定め、教習事項の基準（昭和二十六年労働省告示第九号）は、廃止する。

教習事項の基準

- 一 教習事項の基準は、別表の通りとする。
- 二 別表中社会科学及び体育は、それぞれ次の事項を含むものとする。
社会科学 労働法、安全衛生、作業と能率その他一般教養に関する事項
体育 典型的発達の防止、疲労の回復、運動能力の助長その他心身の健全な発達に関する事項
- 三 使用者は、別表に定める教習事項の基準を下らない範囲において、当該事業場に必要の変更を加えた教習事項を定めることができる。
（編注…別表は、圧延伸張工の基本実習及び製パン工の教習時間に関する部分を除き、教習事項の基準（昭和二十六年労働省告示第九号）の別表と同じなので省略。）

昭和二十九年七月一日

〔四一三一―二七〕 労働省告示第三三四号

技能養成指導員検定の学科及び実技の規程

技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十条の規定に基き、技能者養成指導員の検定の学科及び実技を次のように定める。

技能養成指導員の検定の学科及び実技

一 学科

- 1 別表に定める関連学科
- 2 指導方法

- (1) 指導方法の基本的心得に関する事項
- (2) 技能訓練計画の作成に関する事項
- (3) 適正作業及び作業能率に関する事項
- (4) 技能進度の測定に関する事項

3 関連法令

- (1) 労働基準法
- (2) 技能者養成規程

二 実技

教習事項の基準（昭和二十九年労働省告示第三三三号）の教習科目中「実技」の範囲内で次の作業につき、そのつど、都道府県労働基準局長が定めるもの

- (1) 単一工程作業
- (2) 総合作業

別表（編注…以下、職種名のみの職種は関連学科等を略した。）

分類番号	職 種	関連学科	範 囲
一の二	彫 金 工		
一の三	鑄 金 工		
一の四	かざり 工		
一の五	七 宝 工		
一の六	宝 石 工		
一の七	ガ ラ ス 工		
一の八	陶 工		
一の九	漆 工	意匠 図案	平面・立体図案、図学、絵画、色彩
一の一〇	編 組 工	材	
一の一	木 彫 工	工 作 法	素地法、塗法、加飾法
一の一二	金属がん具工	材	漆器用材料、着色用材料、加工用材料
二の一	手 織 工		

二の二	紡機調整工	三の一七	ガス溶接工
二の三	織機調整工	三の一八	メッキ工
二の四	メリヤス機調整工	三の一九	熟処理工
二の五	染色工	三の二〇	鉛工
二の六	捺染ロール彫刻工	四の一	電線被装工
二の七	型祇彫刻工	四の二	ケーブル接続工
二の八	洋服裁工	四の三	電路工
二の九	洋裁工	四の四	電機運転工
三の一	製鉄工	四の五	電機組立工
三の二	製鋼工		電気理論 直・交流理論
三の三	非鉄金属製錬工		電気機械器具 重電機、電気計器、発電電所、送配電
三の四	金属材料試験工		工 作法 重電機、組立法、機械加工法、仕上法、
三の五	金属検査工		巻線、絶縁法、試験測定法
三の六	操炉工	四の六	通信機組立工
三の七	圧延伸張工		電気理論 直・交流理論、真空管工学
三の八	鍛工		材料 金属材料、電気用材料一般
三の九	刃物工		通信機器 有線・無線の送受信機、電気計器、電気信号機
三の一〇	金属溶融工		工 作法 通信機組立法、機械加工法、仕上法、溶接法、ろう付法、巻線・絶縁法、電気試験測定法
三の一	鋳物工	四の七	特殊真空管工
		四の八	電気製図工
		五の一	光学機器工
		五の二	計測機器工
		五の三	時計工
		五の四	理化学器械工
		五の五	レンズ研ま工
三の二	木型工	六の一	機械工
三の三	板金工		機械工学大意 機械の要素・機能・各部の強さ
			工 作法 工作機械、工具、治具の構造・取扱法、機械工作
			法、測定法
			材料 金属材料、潤滑油、切削材一般
			製 図 製図法、読図法（工作図を含む。）
三の四	金属プレスエ	六の二	仕上工
三の一五	製かん工	六の三	治工具仕上工
三の一六	電弧溶接工	六の四	機械検査工
		六の五	機械組立工
		六の六	内燃機組立工
			材料 金属材料、潤滑油、切削材一般
			製 図 製図法、読図法（工作図を含む。）
			溶接理論（電気理論を含む）、溶接設計、溶接装置、装置の取扱、溶接法
			金属材料一般、溶接棒、溶剤、溶接部の性質、熱処理理論

六の七 機械運転工
 六の八 汽かん工
 六の九 起重機運転工
 六の一〇 機械塗装工
 六の一一 木工
 六の一二 針布工
 六の一三 製針工
 六の一四 機械製図工
 七の一 造船ぎ装工
 七の二 電気ぎ装工
 七の三 鉄工
 七の四 鋼工
 七の五 ドックエ
 七の六 船台大工
 七の七 船具工
 七の八 造船木工
 七の九 舟大工
 七の一〇 現図工
 七の一一 造船製図工
 八の一 内燃自動車工
 自動車工学
 自動車の種類・構造・各部の装置及び機関の構造・機能、計測器
 工作法 部分品加工法、組立法、調整法、故障発見、試験測定法、整備基準
 材料 自動車用材料一般（塗料、潤滑油を含む。）
 製図法、読図法

材料 木材の性質・用途・選別法、接着剤、塗料
 製図法、読図法

九の五 特殊ガラス工
 九の六 ガラス製品工
 九の七 窯業焼成工
 九の八 産業火薬工
 九の九 高圧合成工
 九の一〇 合成樹脂工
 九の一 ガス発生炉工
 九の一二 有機合成工
 九の一三 塗料工
 九の一四 油脂工
 九の一五 硝化綿及びセルロイド工
 九の一六 パルプ工
 九の一七 製紙工
 九の一八 はっ酵製品工
 九の一九 化学分析工
 一〇の一 大工

建設工学大意 建築物の種類・構造、建築工程、法規
 施工法 施行契約、建築工事全般、木材工作法
 設計製図 製図法、規矩学、建築設計、仕様見積
 材料 建築用材料一般（木材を主とする。）

意匠図案 文字、平面・立体図案、色彩、絵画
 工作法 塗料の取扱、塗装法、塗装設備器具の取扱法
 材料 顔料、取扱一般

八の二 電気自動車工
 八の三 自転車工
 八の四 車両木工
 八の五 内張工
 九の一 酸アルカリエ
 九の二 無機薬品工
 九の三 圧縮及び液化ガス工
 九の四 電炉製品工

一〇の五 左官
 一〇の六 タイル張工
 一〇の七 配管工
 一〇の八 石工
 一〇の九 築炉工
 一〇の一〇 屋根ふき工
 一〇の一 表具工
 一〇の一二 畳工
 一一の一 石炭坑内直接夫
 一一の二 石炭坑内機電夫
 一一の三 石炭鉱山測量夫

- の一 印刷工
- の二 製本工
- の三 製革工
- の四 くつ工
- の五 製パン工
- の六 おけたる工

昭和三十一年一月一三日

〔四一三―二八〕労働省告示第二号

技能者共同養成費補助金交付規程

技能者共同養成費補助金交付規程（昭和二十八年労働省告示第二十号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第一条 技能者の養成の実施を促進し、その内容の向上を図るための技能者共同養成費補助金の交付に関しては、他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（交付の対象）

第二条 技能者共同養成費補助金（以下「補助金」という。）は、予算の範囲内において、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく技能者養成（以下「技能者の養成」という。）を共同して行う事業主の団体又は技能者の養成を行う二以上の事業主のために技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十四条の規定による教習事項について教習を行うもの（以下「技能者共同養成主体」と総称する。）に交付する。

2 補助金は、技能者共同養成主体の運営に要する経費のうち、次の各号に掲げるものの一部について交付する。

- 一 技能者養成指導員等の給料又は手当に要する経費
 - 二 技能者養成用機械器具等設備の維持更新及び建物の借上に要する経費
 - 三 教科書その他の教材に要する経費
- （申請の手続）

第三条 補助金の交付を受けようとする技能者共同養成主体は、様式第一号による技能者共同養成補助金交付申請書に、定款、寄附行為、規約等その組織を明らかに

する書類を添付し、当該技能者共同養成主体の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）を経由して、労働大臣に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第四条 補助金の交付の決定を受けた技能者共同養成主体は、補助金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があつて申請を取り下げようとする場合においては、通知を受けた日から二週間以内に、所轄労働基準監督署長を経由して、その旨を書面で労働大臣に申し出なければならない。

（状況報告）

第五条 補助金の交付の決定を受けた技能者共同養成主体（以下「補助事業者」という。）は、様式第二号による状況報告書を、所轄労働基準監督署長を経由して、労働大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第六条 補助事業者は、補助金の交付の対象となつた技能者の養成に係る事業（以下「補助事業」という。）が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、様式第三号による実績報告書を、労働基準監督署長を経由して、労働大臣に提出しなければならない。

（提出期限）

第七条 第三条の技能者共同養成費補助金交付申請書又は第五条の状況報告書の提出期限は、国の会計年度ごとに労働大臣が定める。

2 前条の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日又は補助事業を廃止した日から起算して二週間を経過した日とする。

（書類の提出部数）

第八条 第三条の技能者共同養成費補助金交付申請書又は第五条の状況報告書の提出部数は、それぞれ正本一通及び副本二通とし、第六条の実績報告書の提出部数は、正本一通及び副本四通とする。

（書類の備付）

第九条 補助事業者は、補助事業に係る収支に関する帳簿及び証拠書類その他補助事業の実施の経過を明らかにするために必要な書類を整理保管しなければならない。

昭和三十一年一月一日

〔四一三―二九〕労働省告示第一号

技能者養成規程の施設の指定

技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）第十五条第二項の施設として、次のものを指定する。

失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号）第二十七条の二第一項の規定に基づく失業保険福祉施設総合職業補導所

昭和三十三年五月二日

〔四一三―三〇〕法律第一三三三号

労働基準法の一部改正（「職業訓練法」の公布による）

第五条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第七十条及び第七十一条を次のように改める。

（職業訓練に関する特例）

第七十条 職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に関しては、この限りでない。

第七十一条 前条の規定に基いて発する命令は、当該命令によつて労働者を使用することについて行政官庁の許可を受けた使用者に使用される労働者以外の労働者については、適用しない。

第七十二条中「前二条の規定」を「第七十条の規定に基いて発する命令」に改める。

第七十三条及び第七十四条を次のように改める。

第七十三条 第七十一条の規定による許可を受けた使用者が第七十条の規定に基いて発する命令に違反した場合には、行政官庁は、その許可を取り消すことができる。

第七十四条 削除

第一百条第一項中「、技能者養成審議会」を削る。

第一百八条に次の一項を加える。

第七十条の規定に基いて発する命令（第六十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者についても前項の例による。

第一百九条第四号を次のように改める。

四 第七十条の規定に基いて発する命令（第四十九条及び第六十三条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

第二百十条第一号中「、第七十一条第二項」を削り、第三号及び第四号を第四号及び第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第七十条の規定に基いて発する命令（第十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

2 この法律の施行の日から一年間は、この法律の施行の際現に改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われている技能者養成は、認定職業訓練とみなし、当該認可を受けた使用者は、改正後の同法第七十一条の許可を受けたものとみなす。この法律の施行の際現に当該技能者養成を受けている者に關して、その養成が終るまでの間も、同様とする。

3 この法律の施行前にした改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

IV 4 部 監督者訓練関係

昭和二五年四月一七日

〔四一四―一〕労働省訓令第四号

職場補導員規程

第一条 工場事業場等における従業員の指導監督に当る者（以下監督者という。）の作業訓練（労働基準法に規定する技能者養成を除く。）を実施しようとする工場事業場等に対し、技術援助を行うために、職業安定法第三十条第一項の規定に基き、労働省職業安定局に、特別に訓練された補導員（以下職場補導員という。）を置く。

第二条 職場補導員は、労働省職業安定局に勤務する二級の労働事務官又は労働技官の中から、労働大臣が命ずる。

第三条 職場補導員は、第四条に掲げる職務を行うことによつて、監督者の監督技術の向上を図り、経済の興隆に寄與することを任務とする。

第四条 職場補導員は左に掲げる職務を行う。

- 一 監督者の訓練方式の調査研究及びこれに関する資料のしゅう集を行うこと。
- 二 監督者の訓練講習会の計画をたてこれを実施すること。
- 三 監督官の訓練講習会修了者の追指導を行うこと。
- 四 工場事業場等の従業員の中で、監督者の訓練に当る者を養成訓練すること。
- 第五条 職場補導員は、監督者の訓練講習会を実施するに当つては、職場補導手引に正しく従つて行わなければならない。
- 第六条 職場補導員の職務の分担その他職務の執行について必要な事項は、この規程に定めるものの外、労働省職業安定局長が定める。

附則

この訓令は、公布の日から施行する

昭和二五年七月二六日

〔四一四―二〕労働省令第二二号

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

第二十二條を次のように改める。

（第三十条に関する事項）

第二十二條 法第三十条第一項に規定する特別に訓練された補導員（以下職場補導員という。）は、職業安定局及び都道府県に置く。

2 法第三十条第二項に規定する労働大臣の工場事業場等（以下事業場という。）に対する技術援助は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 職長、指導員等従業員の指導監督に当る者（以下監督者という。）の訓練
- 二 前号の訓練に当る者の養成訓練

3 都道府県知事は、労働大臣の定める基準に従い、職場補導員の派遣若しくは資料の提供、又はその双方を行うことによつて、前項第一号に規定する事項に関する技術援助を行う。

4 第二項第一号に規定する事項に関する技術援助を受けようとする事業場はその所在地を管轄する都道府県知事又は労働大臣に、同項第二号に規定する事項に関する技術援助を受けようとする事業場は労働大臣にその援助を申請するものとする。

5 第二項第一号に規定する訓練を行う講習会（以下監督者訓練講習会という。）は、事業場が主催し、この講習会における訓練は、職場補導員又は第二十二條の第三項の規定により労働大臣より職場補導員の資格を与えられた者（以下事業場職場補導員という。）によつて行われる。

6 第二項第二号に規定する訓練を行う講習会（以下補導員養成訓練講習会という。）は、労働省が主催し、この講習会における養成訓練は、労働大臣が命じ又は委嘱した者によつて行われる。

7 監督者訓練講習会及び補導員養成訓練講習会は、おのおの次に掲げる訓練項目について、それぞれ別個に行う。

- 一 仕事の教え方
- 二 改善の仕方
- 三 人の扱い方

8 職場補導員又は事業場職場補導員でない者は、職場補導員の名称を用いて監督者の訓練を行つてはならない。

9 都道府県知事は、第三項に規定する技術援助の実施状況を、職業安定局長の定める手続及び様式に従い、労働大臣に報告しなければならない。

第二十二條の次に次の三條を加える。

第二十二条の二 職場補導員は、職業安定機関に勤務する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級八級以上の労働事務官若しくは労働技官、又は地方事務官若しくは地方技官の中から、労働大臣が命ずる。

2 職場補導員は、次に掲げる職務を行う。但し、都道府県に置く職場補導員は、労働大臣が特に命じた者の外は、第四号に掲げる職務を行わない。

一 監督者の訓練方式の調査研究及びこれに関する資料のしゅう集を行うこと。

二 監督者訓練講習会において、監督者を訓練すること。

三 監督者訓練講習会修了者の追指導を行うこと。

四 事業場職場補導員を養成訓練すること。

第二十二条の三 事業場職場補導員の養成訓練は、事業場よりの申請に基き、補導員養成訓練講習会において行われる。

2 前項に掲げる講習会において、事業場職場補導員としての養成訓練を受けることのできる者は、次の各号の一に該当する三十才以上の者であつて、受講しようとする訓練項目について監督者訓練講習会において訓練を受けた者の中から、事業場が労働大臣に推薦した者（以下候補者という。）で、労働大臣がその受講を承認した者（以下受講者という。）とする。

一 大学を卒業し、学士と称することができる者で、一年以上監督者としての経験を有する者

二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校又はこれと同等以上と認められる学校等を卒業又は修了した者で、一年以上監督者としての経験を有する者

三 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校又はこれと同等以上と認められる学校、養成所等を卒業した者で、三年以上監督者としての経験を有する者

四 義務教育を修了した者で、四年以上監督者としての経験を有する者

五 労働大臣が特に認めた者

3 事業場が候補者を、補導員養成訓練講習会において、受講させようとするときは、推薦書（様式第一号）及び候補者履歴書（様式第二号）を添付し、補導員養成訓練講習会受講願（様式第三号）を、その所在地を管轄する都道府県知事を経て労働大臣に提出しなければならない

4 次の各号の一に該当する者は、受講者となることができない。

一 精神又は身体の障害によつて職場補導員として不適格と認められる者

二 国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第三十八条（同条第四号を除く。）の規定によつて官職につく能力を有しない者

三 前項に規定する文書に虚偽の事実を記載して推薦され、又は同項に規定する文書を偽造して、受講しようとし、又は受講したことが発覚した者

四 第十二項第五号の規定に違反し、第十三項の規定により資格を失つた者

5 補導員養成訓練講習会における養成訓練の時間数の五分の四以上出席し、実地演習を行った受講者は、当該講習会を修了したものとす。

6 労働大臣は、補導員養成訓練講習会を修了した者のうち、第二十二条第六項の規定により当該講習会において養成訓練を行った者全員の推薦に基いて、適格と認めたる者に、養成訓練を受けた項目に応じ、その項目名を冠した職場補導員の資格を与える。

7 労働大臣は、事業場職場補導員に、訓練を受けた項目に応じ、その項目名を冠した訓練用図書（以下手引という。）を交付する。

8 事業場職場補導員は、その所属する事業場の監督者を訓練するのを原則とする。

9 事業場職場補導員は、その所属する事業場以外の事業場の監督者を訓練する場合は、その都度、あらかじめ作り、労働大臣にその旨を届けなければならない。

10 労働大臣は、事業場職場補導員が、その資格に応ずる訓練項目につき監督者を訓練する場合で、その訓練を計画実施する事業場から援助申請があつたときは、その訓練に必要な資料を提供する。

11 事業場職場補導員は、労働大臣が特に必要ありと認めて事業場を指定した場合は、労働大臣がやむを得ない事由があると認めた場合の外、その事業場の監督者を訓練するものとする。但し、この指定による監督者の訓練は、同一の事業場職場補導員につき、一年を通じて二回を越えてはならない。

12 事業場職場補導員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 第七項の規定により交付された手引に、正しく従つて監督者の訓練を行うこと。

二 前号に掲げる手引に従つて行う監督者の訓練を、三箇月間に一回以上行うこと。

三 監督名の訓練を行った後二箇月以内に、訓練を行った事項につき、少くとも二回、追指導を行うこと。

四 前二号に規定する監督者の訓練又は追指導を行った場合は、その訓練又は追指導終了後直ちに所定の報告書を職業安定局長に提出すること。

五 第七項の規定により交付された手引を、貸し与え、又は譲り渡さないこと。
六 住所、氏名、所属事業場に変更を生じた場合は、直ちに職業安定局長に報告すること。

13 事業場職場補導員が、左の各号の一に該当するときは、その資格を失う。但し、やむを得ない事由があると認められる場合は、この限りでない。

一 第四項第三号に掲げる方法によつて受講し、職場補導員の資格を得たとき。

二 第十二項の規定に違反したとき。

14 職業安定局及び都道府県の関係職員は、事業場職場補導員の行う監督者の訓練に立合ふことができる。

第二十二條の四 前三条に定めるものの外、補導員の設置その他法第三十条の規定の施行に關し必要な事項は、職業安定局長が定める。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行以前に、労働省の主催する補導員養成訓練講習会を終了し、労働大臣より職場補導員の資格を有すると認められた者は、第二十二條の三第六項の規定により資格を与えられたものとみなす。

様式第一号（編注…以下略）

昭和二十六年一〇月三二日

（四一四―三）労働省令第二八号

職業安定法の一部を改正する省令

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「労働省職業安定局」の下に「（以下職業安定局という。）」を加える。

第八条第十九項中「労働省職業安定局」を「職業安定局」に改める。

第二十二條から第二十二條の四までを次のように改める。

（法第三十条に關する事項）

第二十二條 法第三十条第一項に規定する特別に訓練された補導員は、監督者訓練特別指導員、監督者訓練指導員及び都道府県職場補導員（以下特別指導員等という。）

とし、職業安定局に監督者訓練特別指導員及び監督者訓練指導員を、都道府県に監督者訓練指導員及び都道府県職場補導員を置く。

2 特別指導員等は、職業安定機関に勤務する一般職の職員の給与に關する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に定める職務の級八級以上の労働事務官、労働技官、地方事務官又は地方技官の中から労働大臣が命ずる。

第二十二條の二 法第三十条第二項の規定による労働大臣の工場事業場等（以下事業場という。）に對する技術援助に關し、労働大臣は、次に掲げる事項を行うものとする。

一 事業場において職長、指導員等従業員の指導監督に當る者（以下監督者という。）の訓練計画を作成する場合に、特別指導員等を派遣すること。

二 事業場において監督者の訓練を行う講習会（以下監督者訓練講習会という。）を開催する場合に、都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職場補導員を派遣し、又は資料を提供すること。

三 労働大臣の定める基準に従い監督者訓練講習会において指導を行う技能を有する者（以下職場補導員という。）を養成するため、職場補導員養成講習会を開催し、又は関係事業場に必要資料を提供すること。

四 労働大臣の定める基準に従い監督者の訓練計画の作成の指導を行う技能並びに職場補導員養成講習会及び第七号の追指導員養成講習会において指導を行う技能を有する者（以下事業場監督者訓練指導員という。）を養成するため、監督者訓練指導員養成講習会を開催すること。

五 事業場において監督者訓練講習会を修了した監督者の追指導を行う者の訓練を実施する場合に、都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職場補導員を派遣し、又は資料を提供すること。

六 前号の追指導を行う者の訓練を労働大臣の定める基準に従つて行う技能を有する者（以下追指導員という。）を養成するため、追指導員養成講習会を開催し、又は関係事業場に必要資料を提供すること。

七 労働大臣の定める基準に従い追指導員の養成を行う技能を有する者（以下追指導員養成員という。）を養成するため、追指導員養成講習会を開催すること。

2 前項第二号から第七号までに規定する事項は、次に掲げる訓練項目について、それぞれ別個に行うものとする。

一 仕事の教え方

二 改善の仕方

三 人の扱い方

3 第一項の規定に基き労働大臣が開催する各種の講習会は、それぞれ次に掲げる者

がその指導を行うものとする。

一 職場補導員養成講習会 監督者訓練特別指導員、監督者訓練指導員又は第二十条の五第三項第五号の労働大臣の委嘱を受けた事業場監督者訓練指導員

二 監督者訓練指導員養成講習会 監督者訓練特別指導員

三 追指導員養成講習会 特別指導員等

四 追指導養成員養成講習会 監督者訓練特別指導員

第二十二條の三 この命令において都道府県知事が法第三十条に規定する労働大臣の事業場に対する技術援助を行うことを定めている場合は、同条第三項の規定に基づいて、労働大臣の事業場に対する技術援助が当該都道府県知事に委任せられたものとする。

第二十二條の四 第二十二條の二第一項各号に規定する技術援助を受けようとする事業場は、次に掲げるところにより、労働大臣又は都道府県知事に援助を申請しなければならない。

一 第二十二條の二第一項第一号に規定する特別指導員等の派遣を受け、同項の規定に基づき労働大臣が開催する各種の講習会に当該事業場の推薦する者を受講させ、又は同項第三号に規定する資料の提供を受けようとする場合 労働大臣

二 第二十二條の二第二項第二号、第五号及び第六号に規定する都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職業補導員の派遣又は資料の提供を受けようとする場合 当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事

2 事業場は、第二十二條の二第一項第二号又は第五号に規定する都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職業指導員の派遣を受け、又は同項の規定に基づき労働大臣が開催する各種の講習会にその推薦する者を受講させるために前項の申請をし、その申請を承認された場合は、労働大臣が別に定めるところにより、手数料を収入印紙をもって納付しなければならない。

3 次の各号の一に該当する者は、労働大臣の承認を受けて、当該講習会を受講することができる。

一 職場補導員養成講習会については、一年以上監督者としての経験を有する二十五年以上の者であつて、当該講習会の訓練項目に必ず監督者訓練講習会を修了し、且つ、その所属する事業場の推薦を受けたもの

二 監督者訓練指導員養成講習会については、当該講習会の訓練項目に必ずこの命令による職場補導員の資格を有する三十歳以上の者であつて、労働大臣の定める基準に従い監督者訓練講習会において十回以上指導を行った経験を有し、且つ、

その所属する事業場の推薦を受けたもの

三 追指導員養成講習会については、当該講習会の訓練項目に必ず監督者訓練講習会を修了した二十五歳以上の者又は当該講習会の訓練項目に必ずこの命令による職場補導員の資格を有する者であつて、その所属する事業場の推薦を受けたもの

四 追指導養成員養成講習会については、当該講習会の訓練項目に必ずこの命令による職場補導員の資格を有する追指導員であつて、その所属する事業場の推薦を受けたもの

4 次の各号の一に該当する者は、第二十二條の二第一項の規定に基づき労働大臣が開催する各種の講習会において受講することができない

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分日から二年を経過しない者

第二十二條の五 労働大臣は、次の各号に掲げる者であつて、当該講習会において指導を行った者全員の推薦を受け、且つ、労働大臣が適格と認めたものに、訓練を受けた項目に応じ、その項目名を冠した職場補導員又は事業場監督者訓練指導員の資格を与えるものとする。

一 職場補導員については、職場補導員養成講習会又は事業場が、労働大臣の定める基準に従い、事業場監督者訓練指導員の指導により職場補導員の養成を行う講習会において訓練時間数の八分の七以上出席し、且つ、実地検定を受けた者であつて、労働大臣に申請したもの

二 事業場監督者訓練指導員については、監督者訓練指導員養成講習会において訓練時間数の八分の七以上出席し、且つ、実地検定を受けた者

2 前項第一号の申請をしようとする者は、労働大臣が別に定めるところにより、手数料を収入印紙をもって納付しなければならない。

3 職場補導員又は事業場監督者訓練指導員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一 労働大臣の定める訓練用図書（以下手引という。）に正しく従つて訓練を行うこと。

二 訓練を行った場合は、直ちに労働大臣の定めるところにより、訓練を行った事

業場の所在地を管轄する都道府県知事に報告すること。

三 手引を貸し与え、又は譲り渡さないこと。

四 住所、氏名又は所属事業場に変更を生じた場合は、直ちに、その所属事業場の所在地を管轄する都道府県知事を経て、労働大臣に報告すること。

五 事業場監督者訓練指導員は、労働大臣が特に必要があると認めて訓練を委嘱した場合は、やむを得ない事由があるときのほか、一年を通じて三回以内において職場補導員を養成するための訓練を行うこと。

六 事業場監督者訓練指導員が職場補導員を養成するための訓練を行う場合は、労働大臣の委嘱によって訓練を行う場合を除き、その訓練を開始する日前三十日までに、労働大臣にその旨を届け出ること。

4 職場補導員又は事業場監督者訓練指導員が次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。但し、第二号に該当する場合においてやむを得ない事由があると認められるときは、この限りでない。

一 前条第四項第一号又は第二号に該当するにいたったとき。

二 前項の規定に違反したとき。

第二十二條の六 追指導員養成講習会又は追指導養成員養成講習会を修了した者を、それぞれ追指導員又は追指導養成員とする。

2 追指導員又は追指導養成員は、労働大臣の定める訓練用図書に従い訓練を行うものとする。

3 追指導養成員は、訓練を行った場合は、労働大臣に報告しなければならない。

第二十二條の七 都道府県知事は、第二十二條の四第一項の規定による事業場の申請を受けた場合は、労働大臣の定める基準に従い、都道府県に置く監督者訓練指導員若しくは都道府県職場補導員を派遣し、又は資料を提供するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する技術援助を行い、又は第二十二條の五第三項第二号の報告を受けたときは、職業安定局長の定めるところにより、労働大臣に報告しなければならない。

様式第一号から様式第三号までを削る。

附 則

1 この省令は、昭和二十六年十一月一日から施行する。

2 この省令施行前に労働大臣に事業場がした補導員養成訓練講習会受講願の提出は、第二十二條の四第一項の規定による申請とみなす。

3 この省令施行前にした補導員養成訓練講習会における受講の承認でこの省令施行

の日までに講習を受けなかった者に係る承認は、第二十二條の四第二項に規定する職場補導員養成講習会における受講の承認とみなし、その推薦する者の受講を承認された事業場は、同項によって労働大臣が定める職場補導員養成講習会に係る手数料を納付しなければならない。

4 この省令施行前に労働大臣から職場補導員の資格を与えられた者は、第二十二條の五第一項の規定により職場補導員の資格を与えられたものとみなす。但し、昭和二十六年二月末日以前に労働大臣から職場補導員の資格を与えられた者は、昭和二十七年三月末日限り、その資格を失う。

5 前項但書の規定により資格を失う者について、その者が資格を失う前に職場補導員養成講習会において受講することにつき、第二十二條の四第一項の規定による申請があつたときは、労働大臣は、これを承認することができる。この場合において、労働大臣は、その者について、第二十二條の四第二項並びに第二十二條の五第一項及び第二項の規定にかかわらず、手数料を減免し、訓練時間数を短縮し、実地検定を省略する等必要な措置を講ずることができる。

6 この省令の施行前に労働大臣が事業場職場補導員の養成訓練を行う者を養成するために開催した講習会を修了した者は、事業場監督者訓練指導員の資格を有するものとみなす。

昭和二十三年三月一五日

〔四一四一四〕労働省令第二号

職業安定法施行規則中改正

職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十一条の規定に基き、職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二條から第二十二條の七までを次のように改める。

（法第三十條に関する事項）

第二十二條 労働大臣は、工場事業場等（以下事業場という。）が次の各号の一に該当する場合には、法第三十條第二項の規定により、補導員の派遣又は資料の提供について援助するものとする。

一 職長、指導員等その従業員の指導監督に当る者（以下監督者という。）の訓練計画を作成するとき。

二 監督者の訓練を行うとき又は監督者の訓練を行う技能を有する者（以下監督者訓練員という。）から訓練を受けた監督者の追指導を行う者の訓練を行うとき。

三 監督者訓練員を養成するための訓練を行うとき。

四 監督者訓練員を養成する技能を有する者（以下監督者訓練指導員という。）を養成するための訓練を行うとき。

五 追指導を行う者の訓練を行う技能を有する者（以下追指導員という。）を養成するための訓練を行うとき。

六 追指導員を養成する技能を有する者を養成するための訓練を行うとき。

2 前項の補導員は、労働事務官、労働技官、地方事務官又は地方技官であつて第二十二條の二第一項の規定による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を有する者でなければならぬものとする。

3 第一項第二号から第六号までの各号の一に該当する場合の援助は、次の各号に掲げる訓練項目について行うものとする。

一 仕事の教え方

二 改善の仕方

三 人の扱い方

第二十二條の二 労働大臣は、その定める基準に従い監督者訓練指導員から訓練及び実地検定を受け、且つ、その者から推薦された者に、その申請に基き、訓練を行った項目に応じ、それぞれその項目名を冠した監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えるものとする。

2 次の各号の一に該当する者は、前項の申請を行うことができない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

3 監督者訓練員又は監督者訓練指導員は、前項各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失うものとする。

第二十二條の三 第二十二條第一項に規定する援助を受けようとする事業場は、同條同項第一号、第七一号、第四号、第五号又は第六号に該当する場合には労働大臣に、同條同項第二号に該当する場合には当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に申請するものとする。

第二十二條の四 都道府県知事は、前條の規定により援助の申請を受けた場合は、その申請に係る補導員の派遣又は資料の提供を行うものとする。

2 第二十二條第二項の規定は、前項の補導員について、これを準用する。

附則

1 この省令は、昭和三十二年四月一日から施行する。

2 次の各号に掲げる告示は、廃止する。

一 昭和二十六年労働省告示第二十一号（工場、事業場又は資格附与を申請する者が納付する手数料の額及び納付の方法を定める告示）

二 昭和二十六年労働省告示第二十二号（工場、事業場又は資格附与を申請する者が納付する手数料の額を定める告示）

3 この省令の施行の際に、改正前の職業安定法施行規則第二十二條の五第二項の規定による職場補導員又は事業場監督者訓練指導員である者は、それぞれその受けた訓練項目に応じ、その項目名を冠した改正後の職業安定法施行規則第二十二條の二による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格が与えられたものとみなす。

4 改正前の職業安定法施行規則第二十二條第二項の規定による特別指導員等（特別指導員等であつた者を含む。）は、労働大臣が別に定めるところにより、改正後の職業安定法施行規則第二十二條の二の規定による監督者訓練員又は監督者訓練指導員の資格を与えられたものとみなす。

5 この省令の施行前に、改正前の職業安定法施行規則第二十二條の四第一項の規定により事業場が労働大臣又は都道府県知事にした援助の申請であつて、この省令施行の日に援助を受けていないものは、それぞれ改正後の職業安定法施行規則第二十二條の三の規定により、労働大臣又は都道府県知事にした援助の申請とみなす。

IV 5部 「職業訓練法」関係

昭和三十三年五月二日

〔四一五―一〕法律第一三三三三三

職業訓練法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、労働者に対して、必要な技能を習得させ、及び向上させるために、職業訓練及び技能検定を行うことにより、工業その他の産業に必要な技能労働者を養成し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「労働者」とは、事業主に雇用される者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六条第一項に規定する船員（以下この項において「船員」という。）を除く。以下「雇用労働者」という。）及び求職者（船員とならうとする者を除く。以下同じ。）をいう。

2 この法律で「職業訓練」とは、労働者に対して職業に必要な技能を習得させ、又は向上させるために行う訓練をいう。

3 この法律で「公共職業訓練」とは、一般職業訓練所、総合職業訓練所、中央職業訓練所及び身体障害者職業訓練所において行う職業訓練並びに第九条の規定により事業主が委託を受けて行う職業訓練をいう。

4 この法律で「事業内職業訓練」とは、事業主がその雇用労働者に対して行う職業訓練をいう。

5 この法律で「職業訓練指導員」とは、職業訓練において訓練を担当する者をいう。
(職業訓練の原則)

第三条 公共職業訓練と事業内職業訓練とは、相互に密接な関連のもとに行われなければならない。

2 公共職業訓練及び事業内職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行われなければならない。

3 公共職業訓練と青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百一十一号）による教育とは、重複しないように行われなければならない。

(職業訓練計画)

第四条 労働大臣は、この法律の規定による職業訓練の実施に関し、基本的な計画を定めるものとする。

2 前項の計画を定めるにあつては、雇用及び失業の状態並びに工業その他の産業の発達に応じて、適切に技能労働者の養成が行われるように配慮されなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の計画に基づき、この法律の規定による職業訓練で当該都道府県の区域内において行われるものの実施に関し、基本的な計画を定めるものとする。

4 第二項の規定は、前項の計画について準用する。

第二章 公共職業訓練

(一般職業訓練所)

第五条 一般職業訓練所は、求職者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行う。

2 一般職業訓練所は、前項に規定する業務に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 雇用労働者に対して、基礎的な技能に関する職業訓練を行うこと。

二 事業内職業訓練についての援助に関する業務を行うこと。

三 第一項に規定する業務及び前二号に掲げる業務のほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

3 一般職業訓練所は、都道府県が設置する。

4 一般職業訓練所の位置、名称その他一般職業訓練所の運営について必要な事項は、条例で定める。

(総合職業訓練所)

第六条 総合職業訓練所は、次の業務を行う。

一 雇用労働者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行うこと。

二 求職者に対して、専門的な技能に関する職業訓練を行うこと。

三 職業訓練指導員の訓練を行うこと。

四 事業内職業訓練についての援助に関する業務を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 総合職業訓練所は、失業保険法（昭和二十二年法律第四百四十六号）第二十七条の二

の規定による福祉施設として、労働福祉事業団が設置する。

- 3 総合職業訓練所の位置、名称その他総合職業訓練所の運営について必要な事項は、労働福祉事業団が定める。

(中央職業訓練所)

第七条 中央職業訓練所は、次の業務を行う。

- 一 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
- 二 職業訓練指導員の訓練を行うこと。
- 三 前二号に掲げる業務に附随して、前条第一項第一号及び第二号に掲げる業務を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

2 中央職業訓練所は、失業保険法第二十七条の二の規定による福祉施設として、労働福祉事業団が設置する。

3 前条第三項の規定は、中央職業訓練所について準用する。

(身体障害者職業訓練所)

第八条 国及び都道府県は、身体に障害がある者で一般職業訓練所、総合職業訓練所又は中央職業訓練所において職業訓練を受けることが困難であるものに対して、その能力に適応した職業訓練を行うため、身体障害者職業訓練所を設置することができる。

2 国は、前項の規定により設置した身体障害者職業訓練所の運営を都道府県に委託することができる。

3 身体障害者職業訓練所の位置、名称その他身体障害者職業訓練所の運営に関し必要な事項は、国が設置するものについては労働大臣が、都道府県が設置するものについては条例で、定めるものとする。

(職業訓練の委託)

第九条 都道府県は、第五条第一項に規定する職業訓練について、一般職業訓練所において職業訓練を行うことが困難又は不適当であると認めるときは、労働福祉事業団又は第十五条第一項の規定による認定を受けた事業主に、その実施を委託することができる。

(公共職業訓練の基準)

第十条 公共職業訓練は、教科、訓練期間、設備その他の事項に関する労働省令で定める基準に従って行われなければならない。

(公共職業訓練を受ける求職者に対する措置)

第十一条 第五条第一項の規定による公共職業訓練及び身体障害者職業訓練所において

求職者に対して行う公共職業訓練は、無料とするものとする。

- 2 国及び都道府県は、前項に規定する公共職業訓練を受ける求職者に対して、手当を支給することができる。

(市町村等の行う職業訓練)

第十二条 市町村、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人(以下この条において「市町村等」という。)が職業訓練を行う場合において、労働省令で定めるところにより労働大臣の認可を受けたときは、この法律の適用については、その職業訓練は、公共職業訓練とみなす。

2 前条第一項の規定は、市町村等が前項の認可を受けて行う求職者に対する職業訓練について準用する。

第三章 事業内職業訓練

(労働大臣等の援助)

第十三条 労働大臣及び都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、事業内職業訓練を行う事業主に対して、資料の提供その他必要な援助を行うように努めなければならない。

(事業内職業訓練の基準)

第十四条 事業内職業訓練(技能労働者に対して行う追加訓練、再訓練及び職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練を除く。以下この章において同じ。)についての教科、訓練期間、設備その他の事項に関する基準は、労働省令で定める。

(認定職業訓練)

第十五条 都道府県知事は、申請により、事業内職業訓練について、前条の労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主が当該職業訓練を適確に遂行するに足る能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十条の規定に基く命令の適用を受けるべきものであるときは、都道府県労働基準局長の意見を聞くものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る事業内職業訓練(以下「認定職業訓練」という。)が前条の労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき、又は事業主が当該認定職業訓練を行わなくなったときは、当該認定を取り消すことができる。

(共同職業訓練団体の行う認定職業訓練)

第十六条 事業主が事業内職業訓練を共同して行うために組織した団体その他の事業主の団体がその構成員である事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行う場合において、都道府県知事は、当該団体の申請により、その行う職業訓練について、第十四条の労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該団体が当該職業訓練を適確に遂行するに足りる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の認定について準用する。
3 この法律の適用については、第一項の認定を受けた団体は認定職業訓練を行う事業主と、その行う職業訓練は認定職業訓練とみなす。

(認定職業訓練に対する援助)

第十七条 都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、認定職業訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

- 一 一般職業訓練所又は総合職業訓練所の施設を使用させること。
- 二 一般職業訓練所又は総合職業訓練所の職業訓練指導員を派遣すること。
- 三 教科書、教材その他職業訓練に必要な資料を提供すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

(修了証明書)

第十八条 認定職業訓練を行う事業主は、労働省令で定めるところにより、認定職業訓練を修了した者に対して、修了証明書を交付しなければならない。

(事業主の協力)

第十九条 認定職業訓練を行う事業主は、その事業に支障のない範囲内で、認定職業訓練の施設を他の事業主が行う事業内職業訓練のために利用させ、又は委託を受けて他の事業主の雇用労働者に対して職業訓練を行うように努めるものとする。

(追加訓練等)

第二十条 都道府県及び労働福祉事業団は、申出により、事業主の行う技能労働者に対する追加訓練、再訓練又は職長訓練その他の労働者の指導監督に関する訓練について、次に掲げる援助を行うように努めなければならない。

- 一 これらの職業訓練について特別の訓練を受けた職業訓練指導員を派遣すること。
- 二 教科書、教材その他これらの職業訓練に必要な資料を提供すること。
- 三 委託により自らこれらの職業訓練を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、必要な便益を提供すること。

(勧告)

第二十一条 労働大臣又は都道府県知事は、特定の地域、産業又は職種について、技能労働者が著しく不足し、又は不足するおそれがあると認めるときは、中央職業訓練審議会又は都道府県職業訓練審議会の意見を聞いて、関係事業主の団体に対して、職業訓練の実施又は改善を勧告することができる。

第四章 職業訓練指導員

(職業訓練指導員免許)

第二十二条 公共職業訓練（職業訓練指導員の訓練を除く。）及び認定職業訓練における職業訓練指導員は、労働大臣の免許を受けた者でなければならない。

2 前項の免許（以下「職業訓練指導員免許」という。）は、労働省令で定める職種ごとに行う。

3 職業訓練指導員免許は、申請により、次の各号の一に該当する者に対して、免許証を交付して行う。

- 一 労働大臣の行う職業訓練指導員試験に合格した者
- 二 第二十五条第二項に規定する一級の技能検定に合格した者で労働省令で定める訓練を修了したもの
- 三 職業訓練指導員の業務に関して前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

4 前項第三号に掲げる者の範囲は、政令で定める。

5 次の各号の一に該当する者に対しては、第三項の規定にかかわらず、職業訓練指導員免許は、行わない。

- 一 禁治産者及び準禁治産者
- 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 三 職業訓練指導員免許の取消を受け、取消の日から二年を経過しない者

(免許の取消)

第二十三条 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者が前条第五項第一号又は第二号の規定に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 労働大臣は、職業訓練指導員免許を受けた者に職業訓練指導員たるにふさわしくない非行があつたときは、その免許を取り消すことができる。

3 労働大臣は、前項の規定により職業訓練指導員免許の取消をしようとするときは、当該処分に係る者に対して、あらかじめ期日及び場所を指定して聴聞をしなければならない。聴聞に際しては、当該処分に係る者に、意見を述べ、及び証拠を提出する機会が与えられなければならない。

(職業訓練指導員試験)

第二十四条 職業訓練指導員試験は、実技試験及び学科試験とする。

2 労働大臣は、労働省令で定めるところにより、一定の資格を有する者に対して、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

3 第二十二條第五項各号の一に該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

第五章 技能検定

(技能検定)

第二十五条 労働大臣は、労働者について、その技能の向上を図るため、技能検定を行う。

2 技能検定は、政令で定める職種ごとに、一級及び二級に区分して行う。

3 技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 前条第二項の規定は、技能検定について準用する。

(受検資格)

第二十六条 技能検定を受けることができる者は、次のとおりとする。

一 公共職業訓練又は認定職業訓練を修了した者で労働省令で定めるもの

二 前号に掲げる者に準ずる者で政令で定めるもの

(合格証明書及び技能士)

第二十七条 労働大臣は、技能検定に合格した者に、合格証明書を交付しなければならない。

2 技能検定に合格した者は、労働省令で定めるところにより、技能士と称することができる。

(試験の委託)

第二十八条 労働大臣は、労働福祉事業団又は労働大臣が指定する団体に第二十五条第三項の実技試験又は学科試験の全部又は一部の実施を委託することができる。

(技能検定委員)

第二十九条 労働大臣は、第二十五条第三項の実技試験及び学科試験をつかさどらせるため、専門の技能又は知識を有する者のうちから、技能検定委員を任命するものとする。

第六章 職業訓練審議会

(中央職業訓練審議会)

第三十条 労働省に、中央職業訓練審議会を置く。

2 中央職業訓練審議会は、労働大臣の諮問に応じて、職業訓練計画、職業訓練の基準その他職業訓練及び技能検定に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を関係行政機関に建議する。

3 中央職業訓練審議会は、委員二十人以内をもつて組織する。

4 委員は、関係労働者を代表する者、関係事業主を代表する者及び学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

5 委員のうち、関係労働者を代表する委員及び関係事業主を代表する委員は、各同数とする。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 中央職業訓練審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。

8 特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、労働大臣が任命する。

9 特別委員は、議決に加わることができない。

10 委員及び特別委員は、非常勤とする。

11 技能検定に関する事項その他職業訓練に関する専門的な事項を調査させるため、中央職業訓練審議会に、技能検定部会その他の部会を置くことができる。

(労働省令への委任)

第三十一条 前条に定めるもののほか、中央職業訓練審議会に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(都道府県職業訓練審議会)

第三十二条 都道府県は、都道府県知事の諮問に応じて、職業訓練計画その他職業訓練に関する重要事項を調査審議させるため、条例で、都道府県職業訓練審議会を置くことができる。

2 都道府県職業訓練審議会に関し必要な事項は、条例で定める。

第七章 雑則

(労働大臣の助言等)

第三十三条 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、都道府県に対して、一般職業訓練所及び身体障害者職業訓練所の設置及び運営、事業内職業訓練に関する援助その他職業訓練に関する事項について、助言及び勧告をすることができる。

2 労働大臣は、この法律の目的を達成するため必要があるときは、労働福祉事業団に対して、総合職業訓練所及び中央職業訓練所の運営に関して、報告を求め、

及び必要な命令をすることができる。

(経費の負担等)

第三十四条 国は、政令で定めるところにより、一般職業訓練所及び都道府県が設置する身体障害者職業訓練所に要する経費の一部を負担する。

2 国は、都道府県が第十六条第一項の認定を受けた事業主の団体に対して認定職業訓練に必要な経費の一部を補助した場合においては、当該都道府県に対して、予算の範囲内で、当該補助に要した経費の一部を補助することができる。

(手数料)

第三十五条 職業訓練指導員免許を受けようとする者、職業訓練指導員試験を受けようとする者、技能検定を受けようとする者及び第二十二条第三項の免許証又は第二十七条第一項の合格証明書の再交付を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

(職権の委任)

第三十六条 第二章、第四章、第五章及びこの章に規定する労働大臣の職権で政令で定めるものは、都道府県知事が行う。

(報告)

第三十七条 労働大臣又は都道府県知事は、この法律の目的を達成するために必要な限度において、認定職業訓練を行う事業主に対して、その行う認定職業訓練に関する事項について報告を求めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で、政令で定める日から施行する。ただし、次条第一項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 都道府県は、従前の公共職業補導所（附則第六条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第二十六条の二第一項ただし書に規定する特別の公共職業補導所及び労働大臣が設置した公共職業補導所を除く。）を、第五条の一般職業訓練所として、同一性をもって存続させるために必要な措置をとらなければならない。

2 労働福祉事業団が運営する従前の職業訓練施設は、第六条の総合職業訓練所となり、同一性をもって存続するものとする。

3 附則第六条の規定による改正前の職業安定法第二十六条の二第一項ただし書及び第

二十七条第四項の規定により労働大臣が設置した従前の公共職業補導所は、第八条第一項の規定により国が設置する身体障害者職業訓練所となり、同一性をもって存続するものとする。

第三条 この法律（前条第一項の規定を除く。以下同じ。）の施行の際現に公共職業補導所又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設において職業補導又は職業訓練を担当する者は、この法律の施行の日から二年間は、労働省令で定めるところにより、相当の職種について職業訓練指導員免許を受けたものとみなす。

2 この法律の施行前に附則第五条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十条の規定に基づく命令の規定によりした技能者養成指導員の免許は、この法律の施行の日から二年間は、職業訓練指導員免許とみなす。

第四条 この法律の施行前に公共職業補導所における職業補導又は労働福祉事業団が運営する職業訓練施設における職業訓練を修了した者は、第二十六条の規定の適用については、公共職業訓練を修了した者とみなす。

2 この法律の施行前に次条第一項の規定による改正前の労働基準法第七十一条第一項の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者は、第二十六条の規定の適用については、認定職業訓練を修了した者とみなす。

(編注…以下に規定された他の法令の一部改正は関連の部に掲載した。)

昭和三十三年六月三十日

(四一五―二) 政令第一九八号

職業訓練法の施行期日を定める政令

内閣は、職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）附則第一条の規定に基き、この政令を制定する。

職業訓練法（附則第二条第一項の規定を除く）の施行期日は、昭和三十三年七月一日とする。

昭和三十三年六月三十日

(四一五―三) 政令第一九九号

職業訓練法施行令

内閣は、職業訓練法（昭和三十三年法律第三十三号）第二十二條第四項、第三十四條

第一項及び第三十六條の規定に基き、この政令を制定する。

(職業訓練指導員)

第一條 職業訓練法(以下「法」という。)第二十二條第一項第三号に掲げる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 中央職業訓練所における職業訓練指導員の訓練で労働大臣が定めるものを修了した者

二 大学(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校及び旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、職業訓練指導員免許に係る職種(以下「免許職種」という。)に関する学科又は課程を修得し、工業又は工業実習についての高等学校教諭免許状を有する者

三 免許職種に関し、法附則第五條第一項の規定による改正前の労働基準法(昭和十二年法律第四十九号)第七十條の規定に基づく命令の規定による技能者養成指導員の免許を受けた者で、その後二年以上公共職業訓練若しくは認定職業訓練若しくは改正前の同法第七十一條第一項の認可を受けて行われた技能者養成(以下「技能者養成」という。)において訓練を担当し、又は労働大臣が定める職業訓練指導員の訓練を修了したもの

四 法附則第三條第一項に規定する者で、法の施行後引き続き二年間公共職業訓練又は認定職業訓練において職業訓練を担当したもの

五 大学(短期大学を除き、旧大学令による大学を含む。)において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

六 短期大学又は旧専門学校令による専門学校において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

七 免許職種に関し、法第十四條の規定による訓練期間の基準が三年以上である認定職業訓練又は技能者養成を修了した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

八 学校教育法(昭和二十二年法第二十六号)による高等学校又は旧中制学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校(修業年限が五年であるもの及び修業年限が三年以上旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百十八号)による国民学校の高等科を修了したことを入学資格とするものに限る。)において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

九 免許職種に関し、専門的な技能に関する公共職業訓練であつて法第十條の規定による訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるものを修了

した者で、その後八年以上の実務の経験を有するもの

十 免許職種に関し、基礎的な技能に関する公共職業訓練であつて法第十條の規定による訓練期間及び訓練時間の基準がそれぞれ一年及び千八百時間であるもの又は公共職業補導所の職業補導で労働大臣が指定するものを修了した者で、その後十年以上の実務の経験を有するもの

十一 労働省令で定めるところにより、職業訓練指導員の業務に関して前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(経費の負担)

第二條 法第三十四條第一項の規定による国の負担は、都道府県があらかじめ設置について労働大臣の承認を受けた一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所に要する経費のうち次の各号に掲げるものについて、労働大臣が定める基準に従つて算定した額の合算額(当該施設に関し収入金があるときは、その収入金の額を控除した額)の二分の一について行う。

一 法第十條の規定による公共職業訓練の基準により必要な建物、機械器具その他の設備の新設、増設又は改設に要する経費その他労働大臣が定める経費

二 職員の給与、学科及び実技の訓練、設備の維持管理その他に要する経費であつて労働大臣が定めるもの

2 国は、特別の必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する一般職業訓練所又は身体障害者職業訓練所に要する経費について、その三分の二までを負担することができる。

(職種の委任)

第三條 法第三十六條の政令で定める労働大臣の職権は、第四章及び第三十三條第二項に規定する職権とする。

附 則

1 この政令は、法の施行の日(昭和三十三年七月一日)から施行する。

2 職業安定法に規定する事務で都道府県知事に行わせるもの等を定める政令(昭和十八年政令第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第三條を削り、第四條を第三條とし、第五條を第四條とする。

3 労働福祉事業団が管理する失業保険の福祉施設を定める政令(昭和三十三年政令第三百一号)の一部を次のように改正する。

第一号の表を次のように改める。

失業保険福祉施設北海道総合職業補導所	小樽市
--------------------	-----

失業保険福祉施設青森総合職業補導所	青森市
失業保険福祉施設宮城総合職業補導所	宮城県宮城郡多賀城町
失業保険福祉施設山形総合職業補導所	山形市
失業保険福祉施設福島総合職業補導所	福島市
失業保険福祉施設茨城総合職業補導所	水戸市
失業保険福祉施設栃木総合職業補導所	宇都宮市
失業保険福祉施設群馬総合職業補導所	高崎市
失業保険福祉施設埼玉総合職業補導所	浦和市
失業保険福祉施設千葉総合職業補導所	千葉市
失業保険福祉施設江東総合職業補導所	東京都
失業保険福祉施設八王子総合職業補導所	八王子市
失業保険福祉施設神奈川総合職業補導所	横浜市
失業保険福祉施設新潟総合職業補導所	長岡市
失業保険福祉施設富山総合職業補導所	高岡市
失業保険福祉施設石川総合職業補導所	金沢市
失業保険福祉施設長野総合職業補導所	長野市
失業保険福祉施設岐阜総合職業補導所	岐阜県稲葉郡那珂町
失業保険福祉施設静岡総合職業補導所	静岡市
失業保険福祉施設愛知総合職業補導所	名古屋市
失業保険福祉施設滋賀総合職業補導所	大津市
失業保険福祉施設大阪総合職業補導所	布施市
失業保険福祉施設兵庫総合職業補導所	尼崎市
失業保険福祉施設島根総合職業補導所	松江市
失業保険福祉施設岡山総合職業補導所	岡山市
失業保険福祉施設広島総合職業補導所	広島市
失業保険福祉施設山口総合職業補導所	山口市
失業保険福祉施設徳島総合職業補導所	徳島市
失業保険福祉施設香川総合職業補導所	高松市
失業保険福祉施設高知総合職業補導所	高知市
失業保険福祉施設北九州総合職業補導所	八幡市
八幡職業訓練部	八幡市
失業保険福祉施設北九州総合職業補導所	八幡市

小倉職業訓練部	小倉市
失業保険福祉施設宮崎総合職業補導所	宮崎市
失業保険福祉施設鹿児島総合職業補導所	鹿児島市

昭和三十三年七月一日

(四一五―四) 労働省令第十六号

職業訓練法施行規則

目次

- 第一章 公共職業訓練(第一条―第四条)
- 第二章 事業内職業訓練(第五条―第十四条)
- 第三章 職業訓練指導員(第十五条―第二十六条)
- 第四章 中央職業訓練審議会(第二十七条―第三十二条)

附則

第一章 公共職業訓練

(基礎的な技能に関する職業訓練の基準)

第一条 一般職業訓練所における基礎的な技能に関する職業訓練の基準は、次のとおりとする。

- 一 教科、訓練期間及び設備 別表第一に定めるところによること。
- 二 訓練を行う一単位の訓練生(訓練をうける者をいう。以下同じ。)の数 職種ごとに三十人から五十人までとする。
- 三 職業訓練指導員の数 訓練生三十人を一単位として訓練を行う場合は一単位につき三人、訓練生五十人を一単位として訓練を行う場合は一単位につき四人を標準とし、訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じて増減した数とする。
- 四 試験 教科の科目ごとに一回以上行うこと。

2 前項第一号に掲げる基準の細目は、労働大臣が別に定める。

(専門的な技能に関する職業訓練の基準)

第二条 総合職業訓練所における専門的な技能に関する職業訓練の基準のうち、教科、訓練期間及び設備に関するものについては、別表第二に定めるところにより、訓練を行う一単位の訓練生の数、職業訓練指導員の数及び試験に関するものについては、それぞれ前条第一項第二号から第四号までの規定を準用する。

2 前項の教科、訓練期間及び設備の基準の細目は、労働大臣が別に定める。

(身体障害者職業訓練所における職業訓練の基準)

第三条 身体障害者職業訓練所における基礎的な技能に関する職業訓練の教科、訓練期間及び設備についての基準は別表第一に、専門的な技能に関する職業訓練の教科、訓練期間及び設備についての基準は別表第二に定めるところによる。

(市町村等の行う職業訓練についての認可の申請)

第四条 職業訓練法(以下「法」という。)第十二条第一項の規定による労働大臣の認可を受けようとする市町村は、次に掲げる事項を記載した申請書を、都道府県知事を經由して、労働大臣に提出しなければならない。

一 施設の位置及び名称

二 設置の理由

三 訓練を行う職種、職種別の訓練期間及び訓練生の定数

四 職種別教科(科目及び訓練時間)及び訓練実施方法

五 職種別職業訓練指導員の数並びにその他の職員の職名及び数

六 土地及び建物の面積、平面図及び権利関係並びに建物の構造の概要及び用途

七 職種別の工作物、機械及び器具の名称、数量並びに権利関係

八 職業訓練に関する予算の概要

九 訓練開始年月日

2 法第十二条第一項の規定による労働大臣の認可を受けようとする民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立した法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人は、前項各号に掲げる事項を記載した申請書に、定款、寄附行為、規約等法人の組織、運営方法を明らかにする書面並びに事業及び資産の状況を明らかにする書面を添付し、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事を經由して、これを労働大臣に提出しなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の申請書を受理したときは、意見を附して、すみやかに、これを労働大臣に送付しなければならない。

第二章 事業内職業訓練

(事業内職業訓練の基準)

第五条 事業内職業訓練の基準は、次のとおりとする。

一 教科、訓練期間及び設備 別表第三に定めるところによること。

二 一教室において同時に学科の訓練を受ける訓練生の数 おおむね四十人以下とすること。

三 実技の訓練における職業訓練指導員の数 実習場ごとに訓練生おおむね十人以上一人以上とすること。

四 試験 教科の科目ごとに各訓練年度につき一回以上行うこと。

(認定の申請)

第六条 法第十五条第一項の規定による認定を受けようとする事業主は、事業内職業訓練認定申請書(様式第一号)二通をその事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該事業主が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十一条の規定による許可を受けようとする者であるときは、当該申請書は、その事業所の所在地を管轄する都道府県労働基準局長を經由して提出しなければならない。

2 前項後段の規定により事業内職業訓練認定申請書を受理した都道府県労働基準局長は、当該職業訓練に関する労働基準法第七十一条の規定による許可についての意見を附して、これを都道府県知事に送付しなければならない。

第七条 法第十六条第一項の規定による認定を受けようとする事業主の団体は、事業内職業訓練認定申請書(様式第二号)二通に、定款、寄附行為、規約等団体の組織、運営の方法等を明らかにする書面(以下この章において「規約等」という。)及び共同職業訓練団体構成事業主名簿(様式第三号)を添付して、これをその団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の規約等は、次の事項を記載したものでなければならない。

一 事業

二 名称

三 主たる事務所の所在地

四 構成員に関する規定

五 役員に関する規定

六 業務の運営及び経費並びに資産に関する規定

七 解散に関する規定

八 規約等の変更に関する規定

3 前条第一項後段及び第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

第八条 都道府県知事は、法第十五条第一項及び第二項又は法第十六条第一項及び第二項の規定による認定をしたときは、その旨を都道府県労働基準局長に通知しなければならない。法第十五条第三項又は法第十六条第二項の規定により当該認定を取り消した場合も同様とする。

(認定訓練事項等の変更届)

第九条 法第十五条第一項又は法第十六条第一項の認定を受けた職業訓練を行う事業主又は事業主の団体(以下「認定職業訓練を行う事業主」という。)は、次の事項に關し変更があつたときは、変更があつた事項及び変更の年月日を、その事業主の事業所又は団体の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「管轄都道府県知事」という。)に届け出なければならぬ。

一 認定職業訓練を行う事業主の氏名又は名称及びその事業所又は主たる事務所の所在地

二 訓練生の概数、教科、訓練期間、設備及び職業訓練指導員の数

三 規約等に記載した事項

四 団体を構成する事業主及びその行う訓練の状況

五 職業訓練を委託した施設又は事業所の名称及び所在地

(認定職業訓練の廃止届)

第十条 認定職業訓練を行う事業主は、認定職業訓練を行わなくなったときは、その旨を管轄都道府県知事に届け出なければならない。

(修了照明警)

第十一条 法第十八条の規定による修了証明書は、様式第四号によるものとする。

2 認定職業訓練を行う事業主は、法第十八条の規定により修了証明書を交付したときは、その交付を受けた者の氏名、生年月日、職種及び修了年月日を管轄都道府県知事に届け出るものとする。

3 認定職業訓練を行う事業主又は修了証明書の交付を受けた者は、修了証明書に管轄都道府県知事の証明を受けることができる。

(履修証明書)

第十二条 認定職業訓練を行う事業主は、訓練生が認定職業訓練を修了しないで離職した場合において、その者から請求があつたときは、その者が受けた職業訓練に關し教科及び訓練期間を証明する書面(様式第五号)を交付するものとする。

(公共職業訓練修了者等の事業内職業訓練への編入)

第十三条 認定職業訓練を行う事業主は、公共職業訓練を修了した者又は前条の規定による証明書を有する者に認定職業訓練を受けさせる場合には、その者について、その者の履修した教科及び訓練を受けた期間に於いて、当該認定職業訓練における教科を除き、及び訓練期間を短縮することができる。

(認定職業訓練実施状況報告)

第十四条 認定職業訓練を行う事業主は、毎年、四月三十日以前の一年間における認定職業訓練の実施状況を、様式第六号により、五月三十一日までに、管轄都道府県知事に報告しなければならない。

第三章 職業訓練指導員

(免許の職種)

第十五条 法第二十二條第二項の労働省令で定める職種は、別表第四免許職種の欄に掲げる職種(以下「免許職種」という。)とする。

2 職業訓練指導員免許を受けた者は、免許職種に應じ、それぞれ、別表第四訓練職種の欄に掲げる訓練職種に係る公共職業訓練及び認定職業訓練において訓練を担当することができる。

(職業訓練指導員の資格)

第十六条 職業訓練法施行令(以下この章において「令」という。)第一条一号から第十号までに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

一 旧文部省直轄諸学校官制(明治二十六年勅令第八十六号)による工業教員養成所又は旧教員養成諸学校官制(昭和二十一年勅令第二百八号)による工業教員養成所において免許職種に關する学科を修得し、工業又は工業実習についての高等学校教諭免許状を有する者

二 免許職種に關し九年以上の実務の経験を有する者であつて、工業実習についての高等学校教諭免許状を有するもの

三 外国の学校であつて大学(短期大学を除く。)と同等以上と認められるものにおいて免許職種に關する学科又は課程を修めて卒業した者で、その後二年以上の実務の経験を有するもの

四 旧機械技術者検定令(昭和十六年勅令第六百四十四号)による検定に合格した者又は旧機械技術員養成所官制(昭和十三年勅令第六十三号)による機械技術員養成所において免許職種に關する課程を修了した者で、その後七年以上の実務の経験を有するもの

五 免許職種に關し、旧工場事業場技能者養成令(昭和十四年勅令第三百三十一号)による技能者の養成を修了した者で、その後八年以上の実務の経験を有するもの

六 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校(令第一条第八号に規定するものを除く。)において免許職種に關する学科を修めて卒業した者又は法の施行前に失業保険法(昭和二十二年法律第四百十六号)第二十七条の二第一項の

規定により行われた職業訓練で労働大臣が指定するものを修了した者で、その後十
年以上の実務の経験を有するもの

七 免許職種に関し、十五年以上の実務の経験を有する者で、労働大臣が指定する訓
練を修了したもの

八 陸軍航空技術学校、海軍機関学校等旧陸海軍の教育施設又は陸軍技能者養成所、
海軍技手養成所、海軍工員養成所等旧陸海軍の技能者の養成施設のうち、労働大臣
が指定するものにおいて免許職種に関する課程を修了した者で、その後労働大臣が
定める年数以上の実務の経験を有するもの

(免許の申請)

第十七条 職業訓練指導員免許を受けようとする者は、職業訓練指導員免許申請書(様
式第七号)に、次の書面を添附して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 第二十六条の職業訓練指導員試験合格証書又は令第一条各号の一に該当すること
を証する書面

二 戸籍謄本又は戸籍抄本

(免許証の様式)

第十八条 法第二十二條第三項の規定による免許証は、様式第八号によるものとする。

(免許証の書換交付)

第十九条 免許証の交付を受けた者は、本籍又は氏名を変更したときは、免許証の書換
交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、職業訓練指導員免許証書換申請書(様式第九号)
に、免許証及び戸籍唐本を添附して、これを免許を受けた都道府県知事に提出しなけ
ればならない。

(免許証の再交付)

第二十条 免許証の交付を受けた者は、免許証を滅失し、又は損傷したときは、免許証
の再交付を申請することができる。

2 前項の中請をしようとする者は、職業訓練指導員免許証再交付申請書(様式第十号)
を免許を受けた都道府県知事に提出しなければならない。この場合において、当該申
請が免許証を損傷したことによるものであるときは、その免許証を添附しなければならない。
らない。

(免許証の返納)

第二十一条 法第二十三條第一項又は第二項の規定による職業訓練指導員免許の取消を
受けた者は、すみやかに、取消をした都道府県知事に免許証を返納しなければならない

い。

(聴聞)

第二十二條 都道府県知事は、法第二十三條第三項の規定により聴聞をしようとする
ときは、取消をしようとする理由並びに聴聞の期日及び場所を、その期日の二週間前ま
でに聴聞を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めなければな
らない。

2 都道府県知事は、聴聞をしたときは、聴聞書を作成し、保存しておかなければなら
ない。

(職業訓練指導員試験)

第二十三條 職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験は、別表第四実施試験の科目
の欄及び学科試験の科目の欄に掲げる科目について、免許職種ごとに行うものとする。
2 都道府県知事は、職業訓練指導員試験の実施の期日及び場所並びに受験申請書の提
出期限その他試験に関し必要な事項を、当該期日の二月前までに、公示しなければ
ならない。

(実技試験又は学科試験の免除)

第二十四條 都道府県知事は、次の表上欄に掲げる者について、それぞれ同表下欄に掲
げる事項の範囲で、実技試験又は学科試験の全部又は一部を免除することができる。

免除を受けることができる者	免除の範囲
前回の職業訓練指導員試験において実技試験又は学科試験に合格した者	実技試験または学科試験の全部
大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。)において免許職種に関する学科又は課程を修めて卒業した者	学科試験の科目のうち関連学科
労働大臣が別に定める他の法令の規定による検定又は試験に合格した者	実技試験の全部若しくは一部又は学科試験の一部

(受験の申請)

第二十五条 職業訓練指導員試験を受けようとする者は、職業訓練指導員試験申請書(様式第十一号)に次の書面を添附して、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 履歴書
- 二 戸籍謄本又は戸籍抄本
- 三 写真(名刺型とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽半身像で、裏面に撮影の年月日及び氏名を記載したもの)
- 四 実技試験又は学科試験の全部又は一部の免除を受けようとする者については、前条の表上欄に掲げる者に該当することを証する書面

(合格証書)

第二十六条 都道府県知事は、職業訓練指導員試験に合格した者に、職業訓練指導員試験合格証書(様式第十二号)を交付する。

第四章 中央職業訓練審議会

(会長)

第二十七条 中央職業訓練審議会(以下「審議会」という。)に会長を置く。
2 会長は、学識経験のある者のうちから任命された委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、審議会の会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第二十八条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会長は、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門調査員)

第二十九条 審議会に、専門的な事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、職業訓練に関する事項に関し学識経験のある者のうちから、労働大臣が任命する。

3 専門調査員は、非常勤とする。
(部会)

第三十条 部会所属の委員、特別委員及び専門調査員は、会長が指名する。

2 部会に、部会長を置く。

3 部会長は、部会所属の委員のうちから、会長が指名する。

(庶務)

第三十一条 審議会の庶務は、労働省職業安定局職業訓練部において処理する。

(議事の手続等)

第三十二条 この章に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(技能者養成規程等の廃止)

第二条 次に掲げる省令及び告示は、廃止する。

一 技能者養成規程(昭和二十九年労働省令第十四号)

二 技能者養成指導員免許証の交付及び再交付並びに技能者養成指導員の検定の手数料に関する省令(昭和二十九年労働省令第十五号)

三 技能者養成規程に基づく教習事項の基準を定める告示(昭和二十九年労働省告示第二十三号)

四 技能者養成指導員の検定の学科及び実技を定める告示(昭和二十九年労働省告示第三十四号)

五 技能者共同養成費補助金交付規程(昭和三十一年労働省告示第二号)

六 技能者養成規程第十五条第二項の施設として失業保険福祉施設総合職業補導所を指定する告示(昭和三十三年労働省告示第一号)

2 旧技能者養成規程十七条第一項の規定による証明書は、第十三条の規定の適用については、第十二条の規定による証明書とみなす。

(労働基準法施行規則の一部改正)

第三条 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の次に次の四条を加える。

第三十四条の二 法第七十一条の規定による許可を受けた使用者が行う職業訓練を受ける労働者(以下「訓練生」という。)に係る労働契約の期間は、当該訓練生に係る訓練職種に関し職業訓練法施行規則(昭和三十三年労働省令第十六号)別表

第三訓練期間の欄に定める期間（同規則第十三条の規定により訓練期間を短縮する場合においてはその短縮した期間を控除した期間、同規則別表第三備考二により訓練期間を延長する場合においてはその延長した期間を加算した期間とする。）の範囲内で定めることができる。この場合、当該事業場において定められた訓練期間を超えてはならない。

第三十四条の三 使用者は、訓練生に技能を習得させるために必要がある場合においては、法第四十九条第三項の規定に基く命令で定める経験又は技能を有しない訓練生を同条の危険業務に就かせ、満十八才に満たない訓練生又は女子である訓練生を法第六十三条の危険有害業務に就かせ、又は満十六才以上の男子である訓練生を坑内労働に就かせることができる。

使用者は、前項の規定により訓練生を危険業務、危険有害業務又は坑内労働に就かせる場合においては、危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

第一項の危険業務、危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに前項の規定により使用者が講ずべき措置の基準は、別表第一に定めるところによる。

第三十四条の四 法第七十一条の規定による許可は、様式第十四条の二の職業訓練に関する特例許可申請書により、当該事業場の所在地を管轄する都道府県労働基

別表第一

職種 の分類	訓練 職種	訓練の 対象となる 技能の範 囲	教 科		訓練 時間	訓練 期間	設 備	
			科 目	科			区 分	名 称
金属材料製造	鍛造工	機械鍛造 及び火造 り作業に おける技 能	1 普通学科 2 社会 3 数学 4 物理化学 5 安全	合計 一、八〇〇 一五〇 時間	一年	教室 実習場 倉庫 鍛造炉 ドロップハンマ スプリングハンマ 両頭研削盤 ボール盤	三〇人を一単位として訓練を行う場合	五〇人を一単位として訓練を行う場合
							一五坪 六〇坪 六坪 一〇式 二台	二五坪 一〇〇坪 一〇坪 一七式 二台

準局長から受けなければならない。

第三十四条の五 都道府県労働基準局長は、前条の申請について許可をしたとき、若しくは許可をしないとき、又は許可を取り消したときは、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第四十条中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第四十六条中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第五十一条中「別表第三」を「別表第四」に改める。

別表第三を別表第四とし、別表第二を別表第一とし、別表第一を別表第二とし別表第一として次のように加える。

別表第一

危険業務、危険有害業務及び坑内労働の範囲並びに使用者が講ずべき措置の基準は、旧技能者養成規程（昭和二十九年労働省令第十四号）別表第三の例による。

様式第十四号の次に次の様式を加える。

様式第十四号の二 職業訓練に関する特例許可申請書（編注…略）

（編注…以下に規定された他の法令の施行規則の一部改正は各々の部に明記した。）

電機製造		精密加工		金属加工															
電機製造	電気工事及び	精密加工																	
電機機器修理工	電工	時計修理工	マシン修理工	のこ目立工	農機具修理工	建設機械工	配管工	めつき工	溶接工	溶接工	板金工	板金工	精密機械工	機械工	鋳物工				
															(編注：以下職種名のみを記す)	二 専門学科 1 機械工作法 2 鍛造工作法 3 材料 4 製図法 5 工場要項 三 基本実習 1 器具の使い方 2 鍛造基本作業 3 機械ハンマ操作作業 4 工具製作及び修理作業 5 熱処理作業 6 安全作業法 四 応用実習 1 鍛造製品製作作業 2 硬度試験作業			
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	六五〇	八〇〇	二〇〇	
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一年	一年	一年	一年	一年
																		設 備	その 他の
																		のこ盤	硬度試験機
																		計測器及び試験器類	器具及び用具類
																		教材類	
																			一台
																			一台
																			一台
																			一台

土石製品製造		木材加工					建設					運輸装置製造					製造					化学製品製造		紡織及び織物							
陶磁器工	陶磁器工	石工	竹とう細工工	木竹製品工	木工	舟大工	大工	測量員	ブロック建築工	ブロック建築工	タイル張工	左官	造船工	内燃機関整備工	小型自動車整備工	小型自動車整備工	自動車整備工	自動車整備工	刺しゅう工	編物工	ミシン縫製工	ミシン縫製工	和裁工	洋裁工	洋服工	染色工	織機調整工	製紙工	無線通信員	ラジオテレビ修理工	ラジオ修理工
合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計	合計
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、八〇〇	九〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	九〇〇	九〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	六月	一年	六月	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	六月	六月	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	一年	

別表第二

職種の分類	訓練職種	訓練の対象となる技能の範囲		科目	訓練時間	訓練期間	区分	名称	設備		
		科	科						数	量	
製図及び印刷	機械製図工				合計 一、八〇〇	一年					
	写図工				合計 九〇〇	六月					
	活版印刷工				合計 一、八〇〇	一年					
	オフセット印刷工				合計 一、八〇〇	一年					
	謄写印刷工				合計 九〇〇	六月					
	各種製造	塗装工				合計 一、八〇〇	一年				
		塗装工				合計 九〇〇	六月				
		革製品工				合計 一、八〇〇	一年				
		製くつ工				合計 一、八〇〇	一年				
		水産加工工				合計 一、八〇〇	一年				
		義肢工				合計 一、八〇〇	一年				
		刻印工				合計 一、八〇〇	一年				
		鑄金工				合計 一、八〇〇	一年				
		装身具工				合計 一、八〇〇	一年				
		漆器工				合計 一、八〇〇	一年				
工芸	事務員				合計 一、八〇〇	一年					
	経理事務員				合計 一、八〇〇	一年					
	経理事務員				合計 九〇〇	六月					
	英語事務員				合計 一、八〇〇	一年					
	英文タイピスト				合計 九〇〇	六月					
	和文タイピスト				合計 九〇〇	六月					
	衛生検査員				合計 一、八〇〇	一年					
	理容員				合計 一、八〇〇	一年					
	美容員				合計 一、八〇〇	一年					
	その他	事務員				合計 一、八〇〇	一年				
経理事務員					合計 一、八〇〇	一年					
経理事務員					合計 九〇〇	六月					
英語事務員					合計 一、八〇〇	一年					
英文タイピスト					合計 九〇〇	六月					
和文タイピスト					合計 九〇〇	六月					
衛生検査員					合計 一、八〇〇	一年					
理容員					合計 一、八〇〇	一年					
美容員					合計 一、八〇〇	一年					

各種製造	塗装工	合計	一、八〇〇	一年	
	オフセット印刷工	合計	一、八〇〇	一年	
製図及び印刷	活版印刷工	合計	一、八〇〇	一年	
	機械製図工	合計	一、八〇〇	一年	
木材加工	木工	合計	一、八〇〇	一年	
	内燃機関整備工	合計	一、八〇〇	一年	
運輸装置製造	自動車整備工	合計	一、八〇〇	一年	
	無線通信員	合計	一、八〇〇	一年	
電機製造	ラジオテレビ修理工	合計	一、八〇〇	一年	
	電機機器修理工	合計	一、八〇〇	一年	
電気工事及び	電工	合計	一、八〇〇	一年	
	建設機械工	合計	一、八〇〇	一年	
	配管工	合計	一、八〇〇	一年	
	溶接工	合計	一、八〇〇	一年	
	板金工	合計	一、八〇〇	一年	
	精密機械工	合計	一、八〇〇	一年	

別表第三

(編注…本表は従来の技能者養成の「教習事項」をそのまま転載したものであり、略す。)

別表第四

金属材料製造	職種の分類	製銑工	免許職種	製銑工	訓練職種	製銑作業	実技試験の科目	学科試験の科目
製鋼工				製鋼工		一 指導方法 (訓練計画 訓練方法 作業分析 作業管理 労務管理 生活指導) 二 関連学科 1 銑鉄製造法 (冶金化学 製銑法 測定法) 2 溶銑炉及び炉用材料 (炉の構造及び取扱 炉材の規格、用途及び特性 熱管理) 3 原料及び金屑材料 (銑石 燃料 加入剤 金属材料の特性及び用途)		
				(編注…以下職種名のみを記す)				

													金属加工																		
ミシン修理工	農機具修理工	のこ目立工	建設機械工	製針工	鉄工	銅工	配管工	鉛工	めつき工		溶接工	製かん工	金属プレス工	板金工	内燃機関組立工		機械組立工		仕上工		機械工	熱処理工	鋳物工	金属溶融工	鍛造工	圧延伸張工	操炉工	金属検査工	金属材料試験工	非鉄金属精錬工	
ミシン修理工	農機具修理工	のこ目立工	建設機械工	製針工	鉄工	銅工	配管工	鉛工	めつき工	ガス溶接工	電気溶接工	溶接工	製かん工	金属プレス工	板金工	内燃機関組立工	機械検査工	機械組立工	治工具仕上	仕上工	精密機械工	機械工	熱処理工	鋳物工	金属溶融工	鍛造工	圧延伸張工	操炉工	金属検査工	金属材料試験工	非鉄金属精錬工

木材加工			建設										運輸装置製造										加工									
船台大工	舟大工	大工	測量員	ブロック建築工	畳工	屋根ふき工	築炉工	左官	自転車工	船具工	ドック工	造船ぎ装工	内燃機関整備工	自動車整備工	手芸工	和裁工	洋裁工	洋服工	型紙彫刻工	な染ロール彫刻工	染色工	手織工	繊維機械調整工	化学分析工	はっ酵製品工							
船台大工	舟大工	大工	測量員	ブロック建築工	畳工	屋根ふき工	築炉工	タイル張工	左官	自転車工	船具工	ドック工	造船ぎ装工	造船工	内燃機関整備工	電気自動車整備工	小型自動車整備工	自動車整備工	手芸工	和裁工	洋裁工	洋服工	型紙彫刻工	な染ロール彫刻工	染色工	手織工	メリヤス機調整工	織機調整工	紡機調整工	化学分析工	はっ酵製品工	

各種製造			製図及び印刷										土石製品製造																		
金属玩具工	針布工	塗装工	製本工	謄写印刷工		印刷工	原図工		製図工		ガラス工	窯業焼成工	陶磁器工	石工	おけたる工	竹とう細工工	内張工		家具建具工	木型工		木工									
金属玩具工	針布工	機械塗装工	塗装工	製本工	謄写印刷工	印刷工	オフセット印刷工	活版印刷工	原図工	造船製図工	電気製図工	写図工	器械製図工	ガラス製品工	特殊ガラス工	ガラス工	窯業焼成工	陶磁器図案工	陶磁器工	石工	おけたる工	竹とう細工工	内張工	木竹製品工	建具工	家具工	木工	木型工	造船木工	車両木工	器械木工

その他				採 鉱			運 転					工 芸																			
美容員	理容院	衛生検査員	英語事務員	事務員	石炭鉱山測量夫	石炭坑内機電夫	石炭坑内直接夫	汽かん工	起重機運転工	電機運転工	機械運転工	装身具工	木彫工	漆器工	宝石工	七宝工	かざり工	鍍金工	彫金工	つい金工	刻印工	義肢工	水産加工工	製パン工	皮製品工	製革工	表具工				
美容員	理容員	衛生検査員	英文タイピスト	和文タイピスト	英語事務員	経理事務員	事務員	石炭鉱山測量夫	石炭坑内機電夫	石炭坑内直接夫	汽かん工	起重機運転工	電機運転工	機械運転工	装身具工	木彫工	漆器工	宝石工	七宝工	かざり工	鍍金工	彫金工	つい金工	刻印工	義肢工	水産加工工	製パン工	製くつ工	皮製品工	製革工	表具工

様式第一号 事業内職業訓練認定申請書（編注：以下様式略）

様式第二号 事業内職業訓練認定申請書

様式第三号 共同職業訓練団体構成事業主名簿

様式第四号 認定職業訓練修了証明書

様式第五号 認定職業訓練履修証明書

様式第六号 認定職業訓練実施状況報告書

様式第七号 職業訓練指導員免許申請書

様式第八号 職業訓練指導員免許

様式第九号 職業訓練指導員免許証書換申請書

様式第十号 職業訓練指導員免許証再交付申請書

様式第十一号 職業訓練指導員試験受験申請書

様式第十二号 職業訓練指導員試験合格証書

昭和三十三年七月一日

〔四一五―五〕労働省告示第二二一号

国が設置する身体障害者職業訓練所

職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第八条第一項の規定により国が設置する身体障害者職業訓練所は、次のとおりとする。

名 称	位 置
東京身体障害者職業訓練所	東京都北多摩郡小平町小川二二六四
大阪身体障害者職業訓練所	大阪府堺市旭ヶ丘中町四丁目一三六
福岡身体障害者職業訓練所	福岡県小倉市三萩野一〇六五
神奈川身体障害者職業訓練所	神奈川県相模原市上鶴間四七六〇
宮城身体障害者職業訓練所	宮城県仙台市南小泉字南屋敷一一二
兵庫身体障害者職業訓練所	兵庫県伊丹市松原二四四
愛知身体障害者職業訓練所	愛知県宝飯郡一宮村大字一宮字上新切三三ノ四
広島身体障害者職業訓練所	広島県広島市字品町御幸通八丁目一一七

昭和三十三年七月一日

〔四一五―六〕労働省訓令第三号

職業訓練指導官規程

（設置）

第一条 職業訓練行政の円滑適正な運営を図るため、労働省職業安定局に職業訓練指導官を置く。

（任命）

第二条 職業訓練指導官は、労働省職業安定局に勤務する職員で一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の等級が五等級以上であるものうちから、労働大臣が任命する。

2 職業訓練指導官のうち一人を、主任職業訓練指導官とすることができる。
（職務）

第三条 職業訓練指導官は、上司の命を受けて、職業訓練及び技能検定に関する専門的及び技術的な事項についての指導又は援助に関する事務を行う。

2 主任職業訓練指導官は、職業訓練指導官の行う事務の調整に当るものとする。
（その他の事項）

第四条 この規定に定めるもののほか、職業訓練指導官に関し必要な事項は、労働省職業安定局長が定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 技能養成指導官規程（昭和二十六年労働省訓令第一号）は、廃止する。

本報告書等は、基盤整備センターホームページの「基盤整備センター刊行物検索」から閲覧、ダウンロードができます。

基盤整備センター

検索



URL: <https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/>

調査研究資料 No. 140

戦後職業訓練関係資料集《昭和20年～昭和33年》〈上〉

発行	2024年2月
発行者	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 基盤整備センター 所長 高井 宏幸
	〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1 電話 042-348-5075 (企画調整課)
印刷	株式会社コームラ 〒501-2517 岐阜県岐阜市三輪ぶりとぴあ3 電話 058-229-5858

本書の著作権は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が有しております。